早稻田大學出版部

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03039 2518

明治四十三年十一月二十五日印刷
明治四十三年十一月二十八日發行

早稻田大學出版部
不許複製

編輯者　早稻田大學編輯部
發行者　早稻田大學出版部
右代表者　高田早苗
東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所　早稻田大學出版部
東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
振替東京一一二三番　電話番町 三七四 二四二三 番

日清印刷株式會社印刷

漢籍國字解全書一覽

巻	書名	著者
第一巻	孝經	熊澤蕃山
	大學、中庸、論語	中村惕齋
第二巻	孟子	中村惕齋
第三巻 第四巻	易經	眞勢中州 松井羅州
第五巻	詩經	中村惕齋
第六巻	書經	大田錦城
第七巻	小學	中村惕齋
第八巻	近思錄	中村惕齋
第九巻	老子	山本洞雲
	莊子	毛利貞齋
	列子	太田玄九
第十巻	孫子	荻生徂徠
	唐詩選	服部南郭
第十一巻	古文眞寶前集	榊原篁洲
第十二巻	古文眞寶後集	林羅山 鵜飼石齋
第十三巻 第十四巻 第十五巻	春秋左氏傳	加藤正庵
第十六巻	傳習錄	三輪執齋
第十七巻	楚辭	淺見絅齋
第十八巻 第十九巻	管子	菊池晩香
第二十巻 第廿一巻	墨子	牧野藻洲
第廿二巻 第廿三巻	荀子	桂湖村
第廿四巻 第廿五巻	韓非子	松平破天荒齋

早稻田大學出版部

ど此注に云てあるとほり、數卷を隔てゝも、文勢の相應接したるところもある、まことに名文なり、

春秋左氏傳國字辨上 終

人づゝ民をとり上げて、殘りは陳の民として、其一人づゝ出た民を一所へよせて、夏州と云一部をたてられた、夏氏を討たときに取た邑と云ことを後世へ示すためであつた、【注】州　爰の州は九州の州ではなく鄕のうちに又州と云を立た、

故書曰、楚子入陳、納公孫寧儀行父于陳、書有禮也、

【註】沒其縣陳本意、全以討亂存國爲文、善其得禮、

經に書いたのは禮に合つたをほめたなり、【注】沒　本のおもひつきをすてゝ、惡人を討じたと云にした、

厲之役、鄭伯逃歸、

【註】蓋在六年、

前に有る鄭伯獨り拔けて歸られた、

自是楚未得志焉、鄭既受盟于辰陵、又徼事于晉、

【註】爲明年、楚圍鄭傳、十年、鄭及楚平、既無其事、辰陵盟後、鄭徼事晉、又無端跡、傳皆特發以明經也、自厲之役、鄭南北兩屬、故未得志、九年、楚子伐鄭、不以黑壤與伐、遠稱厲之役者、志恨在厲役、此皆傳上下相包通之義也、

○自　是からしてまだ楚が存分に鄭をえ歸服させぬ、此たび辰陵で盟たゆゑ、ゆるしておいたれば、其後又晉と一味して晉に事へようと云たと也、是ゆゑ亂がしづまらぬなり、【注】爲　十年に鄭と楚と平いだと左傳には有れども、經に其ことが見えぬ、○辰　爰に辰陵で盟た後に又、○徼　と傳に書かれたけれども、これも終にその樣子がちよつともないとなり、○傳皆　すれば左丘明の傳には、經にないことでも別に發明して有つたことを云て、經を明す爲に記されたものとなり、○自　南北は楚と晉と兩方へ屬するゆゑ、楚が十分に志を得ぬである、○九　近い黑壤の意趣は云はず、遠い厲の遺恨ばかりを云ふのは、楚の恨は厲の役に逃たのを大分恨で居たとみゆる、○此皆　是でかんがへれば、左氏の文は其ときのことばかりを書くではなく、總てふるきことから一目に見て、引くるめて書いたものじやと云ことなり、成ほ

がら人の田畑の中を通行する、是田畑を荒すゆゑに不屆である、

而奪之牛、牽牛以蹊者、信有罪矣、而奪之牛、罰已重矣、諸侯之從也、曰、討有罪也、今縣陳、貪其富也、以討召諸侯、而以貪歸之、無乃不可乎、王曰、善哉、吾未之聞也、反之可乎、對曰、可哉、吾儕小人、所謂取諸其懷而與之也、

【註】叔時謙言小人意淺、謂譬如取人物於懷而還之、爲愈於不還、

○而　それを田主がいかつて、その牛をうばつたとなり、○牽　成ほど牛を牽て田を通るは信に罪ではあれども、その過怠として牛を取りあげると云も、甚だ罰の仕方がおもいとなり、楚子の所行が是と同じ事なり、夏徵舒は憎けれども、陳の國を奪はれたは牛を取たやうなものである、○諸侯　諸侯の從つたと云のは有罪を討たんと仰られたゆゑ從た、○今　それに陳を御領に成されては、其富をむさぼり國が欲しさに討ち玉ひたと見ゆる、○以討　始には惡人を征討するとて諸侯を召て、終には國をむさぼつてかへり玉ふては、なんとわるいではござるまいかとなり、○王曰　偖も善い言を云た、吾まだ左やうなこととは知らなんだ、○反　けれども取た物は是非がないが、これを返してもよからうかとなり、○對　一段よろしうござらうともとなり、○吾　私どもがやうな鄙劣な小人どもで云ならはすにも、たとひ人のものをとりて懷へ入れた上にて悔で取出して與へても、かくして返さぬよりはまさると云傳へたとなり、たとへに云つたものなり、吾儕は吾々しきと云ことなり、

乃復封陳、鄉取一人焉以歸、謂之夏州、

【註】州、鄉屬、示討夏氏所獲也、

○乃復　そこで楚子がまた陳を立てゝ、一鄉から一

○因　そこで楚子が陳を取て、自分の領分の縣にした、

陳侯在晉、

【註】靈公子、成公午、

○陳侯　此陳侯は弑せられた、靈公の子で、晋にかくまはれて居られた、

申叔時使於齊、反、復命而退、王使讓之曰、夏徴舒爲不道、弑其君、寡人以諸侯討而戮之、諸侯縣公、皆慶寡人、

【註】楚縣大夫、皆僭稱公、

○申叔　これは楚の大夫で、齊の國へつかひに行て、この陳を伐たるゝ時分には居なんだ、討をはられてから楚の陳中へ來た、○復　すこし氣に入らぬことがあつたゆゑ、使者の返事を云て、ずつとしりぞいたとなり、○王　それで楚王が怒られてとがめられた、今度陳の夏徴舒が不道を成して、その君を弑したにつけて、吾が諸侯を引つれて、討て徴舒を誅戮した、諸侯でも縣公でも皆吾へ祝義を云つたに、【注】楚楚子が王と僭する故、その大夫どもゝ公と云たなり、

女獨不慶寡人、何故、對曰、猶可辭乎、王曰、可哉、曰、夏徴舒弑其君、其罪大矣、討而戮之、君之義也、抑人亦有言、曰、牽牛以蹊人之田、

【註】抑、辭也、蹊、徑也、

○女獨　それは其方獨り何とも祝義を云はぬは、どうしたものぞとなり、○對　私は御祝義を申さぬわけがござる、其申わけをいたしても宜しうござらうかとなり、○王　成ほどわけがあらば云ふがよからうともと云はれた、○曰夏　主殺しでござれば大罪には極つた、○討　それを討て誅戮成されたのは君の義で、もつとも成さるべき筈のことなり、○抑　但し古人の申した言が有るとなり、○曰　牛を牽きな

之、非德莫如勤、非勤何以求人、
能勤有繼、其從之也、
【註】勤則功繼之、
○秋　晉へ服した故會した、○是　是衆狄へ行て成をもとむると云つたときに、晉の諸大夫は夷の地へ行くことは無い、この方へめしよせたがよいと云ふた、○郤　缺がおとなしいところである、德があれば自然と向からいたる、それほどな德がないならば勤むるに如くはないとなり、勤むるで無くて衆人をなつけ得ることは成らぬ、○能　勤めさへすれば功はあとから繼でくる、すれば向へ往つたがよいとなり、
詩曰、文王既勤止、
【註】詩、頌、文王勤以創業、
○詩曰　文王は聖人でさへ勤め玉ふて業を創め玉ひた、
文王猶勤、況寡德乎、
○文　聖人の德でさへ勤め玉ふに、況んや此方寡德なれば、勤めずに居るはずはないと云たとなり、
冬、楚子爲陳夏氏亂故、伐陳、
【註】十年、夏徵舒弑君、
陳の夏氏が主殺し故おしよせた、
謂陳人無動、將討於少西氏、
【註】少西、徵舒之祖、子夏之名、
○謂　陳の羣臣に、恐れることは無いに、騷動するな、少西氏が君を弑したとあるゆゑ、これを追討に向ふた、佗の者に手はさゝぬと云つた、少西氏は夏徵舒が先祖の子夏と云た者の名である、
遂入陳、殺夏徵舒、轘諸栗門、
【註】轘、車裂也、栗門、陳城門、
○遂　陳の城へ攻込で、主殺しの夏徵舒を殺して、陳の栗門と云大手の門で、車裂にして見せしめにしたとなり、
因縣陳、
【註】滅陳以爲楚縣、

り、何處からは何處の町場まで運べと云つける、

議遠邇、

【註】均勞逸、

○議　遠くから運ぶものは、辛勞するで、荷數を減じ、近いところからは、樂なゆゑ數を增すと云やうにして、

略基趾、

【註】趾、城足、略、行也、

○略　土手の根數を順見をすることなり、

具餱糧、

【註】餱、乾食也、

○具　辨當の手當をして、

度有司、

【註】謀監主、

○度　目付役を立てゝ、人夫の油斷せぬやうに謀たとなり、

事三旬而成、

【註】十日爲旬、

○事　三十日にことゞく出來したとなり、

不愆于素、

【註】不過素所慮之期也、傳言叔敖之能使民、

○不　はじめの總づもりに、一日もおくれなんだ、素はもとよりのつもりを云、【注】不能く人のつかひやうが上手なをほめたものである、楚には能い人があつた、

晉郤成子求成于衆狄、衆狄疾赤狄之役、遂服于晉、

【註】赤狄、潞氏、最強、故服役衆狄、

衆狄の地へ行て、和睦せようと云たとなり、○衆　赤狄は衆狄の內でも勢がつよくて、折々衆狄を軍役に使ふ故、衆狄も此役に苦んで居たにつけて、遂に晉と和睦し從て援とした、

秋、會于欑函、衆狄服也、是行也諸大夫欲召狄、郤成子曰、吾聞

○王　楚王郟と云ところに陣取て、待あはせられた、

令尹蔿艾獵城沂、

【註】艾獵、孫叔敖也、沂、楚邑、

楚の孫叔敖と云智者が、沂と云楚の地の内に城を建る、

使封人慮事、

【註】封人、其時主築城者、慮事、謀慮計功、

○使　爰の封人は城普請奉行なり、これに相談して、何日までに成就せようと仕事のつもりをさせたなり、總づもりなり、

以授司徒、

【註】司徒掌役、

○以　司徒は人足奉行なり、

量功命日、

命作日數、

これに何百人の功で、何日までにさせよと積りをさせた、

分財用、

【註】財用、築作具、

○分　人夫に鋤鍬を分て渡して、純らにつとめさせた、

平板榦、

【註】榦、楨也、

○平　板榦はねり屏の両傍に立る柱と板となり、何町の間に人數何人つもりと、平かに多少のないやうに、

稱畚築、

【註】量輕重、畚、盛土器、

○稱　畚は日本のもつこびくの類なり、これは土手の土を運で築きたてるに、不同の無いやうにはかつた物である、

程土物、

【註】爲作程限、

○程　何處から運ぶみちのほどが何町あるとつも

よい援けを結んだ、○故。　楚莊王が早速出かけて賊をうたれた、○於。　それにこのときしも、陳の成公は晉に流浪してあやうい時分なり、播蕩は二字ともにうごかすと訓で、ゆらつかせらるゝことなり、その中で亡君の跡目を立て、喪禮をつとめおほせたは功であるに、剰へ賊を討て、國をもとの如く全うした手柄はあやまちを補ふにたる故、楚をもほめておいたとなり、

【傳】十一年春、楚子伐鄭、及櫟、子良曰、晉楚不務德而兵爭、與其來者可也、晉楚無信、我焉得有信、乃從楚、夏、楚盟于辰陵、陳鄭服也、

【註】傳言楚與晉狎主盟、

楚にせめられた、○子良。　鄭も晉からは攻られ、楚には侵されして、降參するにひまがないゆゑ、鄭の子良が分別をきはめて、內股膏藥と成る工夫なり、晉楚兩國ともに德を修ることは務めいで、兵でばかりあらそふて、此國をしたがへたがる、兩國ともに大國なれば、どちらへつきても安堵がない、向後はどちらからでも、せめて來たものに與し從つたがよいと也、晉から從へと云て來たら、おそれてしたがひ、又楚がこの方へ付けと云たら、是にもおそれたと云て、へつたりの二股に成て居ようとなり、○晉。　なぜなれば二國ともに信とがない、○我。　あつちに信がないに、此方ばかり信を以て律義にせいでもよいと云て、○乃。　又楚へ從た、○夏。　楚王が從へて盟つたとなり、これからことがおこつて、晉楚が大合戰におよぶなり、

【注】傳。　狎は玩熟とてあやかすことなり、楚と晉とたがいに盟主じやと云て、鄭をあやかし玩ぶやうにするを云たものである、

楚左尹子重侵宋、

【註】子重公子嬰齊、莊王弟、

宋をせびらかした、

王待諸郔、

【註】郔楚地、

陳侯鄭伯盟于辰陵、
【註】楚復伐鄭、故受盟也、辰陵、陳地、潁川長平縣東南有辰亭、
告文なり、

公孫歸父會齊人伐莒、
【註】無傳、
魯と齊と共にうつたなり、

秋、晉侯會狄于欑函、
【註】晉侯往會之、故以狄爲會主、欑函、狄地、
告、【注】晉　これは晉侯の方から狄へ行かれたに付て、狄を主として書いたなり、

冬、十月、楚人殺陳夏徵舒、
【註】不言楚子而稱人、討賊辭也、
告、【注】不　楚子と云はずして人と云ふは、賊を討ずる文法なり、

丁亥、楚子入陳、
【註】楚子先殺徵舒、而欲縣陳、後得申叔時諫、乃復封陳、不有其地、故書入、在殺徵舒之後、
○丁亥　告文なり、【注】楚　楚王は君を弑したつみを誅戮し、その次手に陳を亡して楚の縣とせようとした、○後　處を大夫の申叔時が諫たゆゑ、また陳をたてられた、それゆゑ入と云ことをあとに書たなり、

納公孫寧儀行父于陳、
【註】二子淫昏亂人也、君弑之後、能外託楚以求報君之讎、內結强援於國、故楚莊得平步而討陳、除弑君之賊、於時陳成公播蕩於晉、定亡君之嗣、靈公成喪、賊討國復、功足以補過、故君子善楚復之、
○納公孫　兩人ともに楚へ來て居たを本國へ歸した、これが大事のわけである、元と是ら兩人が亂を作した仲間であつたけれども、楚へ往て主ころしを伐ちたいと云て、楚を賴だばかりで主の仇を伐つたに成て、はじめの淫惡がきえた仕合せなことなり、【注】二　是らが不行跡からことがおこつた、○君　けれども君が弑せられてから、外へ出て楚をたのんで、君のあだを報いたいと云立て、○內　自國のためにつ

【註】報孟獻子之聘、即王季子也、其後食采於劉、
王より魯國へ返禮のつかひをくだされたであるなり、

師伐邾、取繹、

【註】爲子家如齊傳、
魯から伐つたなり、

季文子初聘于齊、

【註】齊侯初即位、
家督の喜びにゆいたである、

冬、子家如齊、伐邾故也、

【註】魯侵小恐爲齊所討、故往謝、
齊へ邾を伐た云わけに行た、

國武子來報聘、

【註】報文子也、
○國　齊より返禮にきたなり、

楚子伐鄭、晉士會救鄭、逐楚師于潁北、

【註】潁水、出河南陽城、至下蔡入淮、
鄭が晉へ成いだゆゑなり、○晉　尻をもつ、○逐　亦晉が克た、

諸侯之師戍鄭、

○諸　晉の同盟なり、楚から侵を守衛するである、

鄭子家卒、鄭人討幽公之亂、斲子家之棺、而逐其族、

【註】以四年弑君故也、斲薄其棺、不使從卿禮、
幽公は靈公のことなり、前にあるとほり、子家が弑し分になつたゆゑ、今死でそのつみをせめたゞして、卿の葬禮をのぞき、棺の板をけづり薄くして、子家が一族を追放したとなり、

改葬幽公、謚之曰靈、

○改葬　さて本格に改葬して、謚も靈とあらためた、

【經】十有一年、春、王正月、夏、楚子

【注】公。經に齊にゆくとばかりあつて、何の用事でゆかれたと云はぬ、その事は諱むこと故、かくすが史官のさだまりであるとなり、

陳靈公與孔寧儀行父飲酒於夏氏、公謂行父曰、徵舒似女、對曰、亦似君、徵舒病之、

【註】靈公即位、於今十五年、徵舒已爲卿年大、無嫌是公子、蓋以夏姬淫放、故謂其子多似以爲戲、

彼三人の密夫たちが馴染の夏姬がところへ寄合せ、酒をのんでさわがるゝ、○公　夏姬は成人の男子が有つて名を夏徵舒と云て、大夫をつとめて居る、これを陳公の一盃きげんに、行父に向て云はるゝには、あの徵舒が顏はその方によく似た、その方が子で有らうと云はれた、○對　行父はいや君に似ましたと云、○徵　子の身に成ては辱しくてたまらぬ、

公出、自其廐射而殺之、二子奔楚、

○公　陳公の歸らるゝところを、徵舒が廐にかくれて居て、弓をもつて射殺した、○二子　孔寧と儀行父も、これは成らぬと思つて楚へ立のいた、

滕人恃晉而不事宋、六月、宋師伐滕、

晉の國を恃におもふて、宋にはしたがはなんだ故せめた、

鄭及楚平、

【註】前年、敗楚師、恐楚深怨、故與之平、

前年に晉に加勢を賴で、楚を追ひ歸したけれども、楚は日々よくをさまりて、政事はよし勢ひは益すにつけて、後難を畏て侘言して從がふ、

諸侯之師伐鄭、取成而還、

○諸　晉と同盟の諸侯がゆるさぬ、それでまたしたがはせてかへつた、鄭は二たまた國になつた、

秋、劉康公來報聘、

不以名者、明春秋有因而用之、不者改舊史、

今度惠公の卒せらるゝと、日ごろにくんで居たゆゑ、二人の卿が逐ひだした、依之衞へにげた、それでたゞ崔にもつみが有て逃げたでは無かつた、○書 何氏が奔つたと、誰某と名はかゝなんだ、○且 他國へも其とほりにて、名は記さなんだ、【注】典 記錄する法に、名を以てするはずのことである、○今 齊から告た儘を孔子の直したまはず、つみのないと云ことをしめし玉ひた、○又 名を用ひぬと云ものは春秋には何ぞ因りどころが有て、わざと族を書いたものなればと云ふことを、其まゝに舊史をしるしたまひて、悉くはあらため玉はぬと云ふことをも明したものであるなり、

凡諸侯之大夫違、

【註】違奔放也、

○凡諸 春秋の時分に、諸侯の大夫が出奔すれば、

告於諸侯曰、某氏之守臣某、

【註】上某氏者姓、下某名、

必らず同盟の諸侯へつげることである、その告文の認方は、某氏の守臣誰と告ぐることなり、

失守宗廟、敢告、所有玉帛之使者則告、

【註】玉帛之使、謂聘、

何某と申す守臣、宗廟の職をうしなふて、立退ましたゆゑつげますと云辭なり、○所 互に玉帛の音物を取りおくりする間がらへはつぐるとなり、

不然則否、

【註】恩好不接、故亦不告、

○不 左もなく一と通りの間で告げはせぬと云ことなり、此方で一家へ家來の缺落をしらせるやうなものである、

公如齊、奔喪、

【註】公親奔喪、非禮也、公出朝會、奔喪會葬、皆書如、不言其事、史之常也、

奔喪と云は、宣公の齊の喪に會せられたを云、是は非禮でせぬことなり、使者をやりて會することである、

公孫歸父帥師伐邾、取繹、
【註】繹、邾邑、魯國鄒縣北有繹山、
繹と云邑を魯へ取たとなり、
大水、
【註】無傳、
季孫行父如齊、
傳にてすむなり、
冬、公孫歸父如齊、齊侯使國佐來聘、
【註】既葬成君、故稱君命使也、
魯への聘禮使なり、【注】既 もはや葬禮もすんだ上なれば、かやうに書たとなり、
饑、
【註】無傳、有水災、嘉穀不成、
楚子伐鄭、
告文なり、

【傳】十年、春、公如齊、齊侯以我服故、歸濟西之田、
【註】公比年朝齊故、
宣公の齊へ朝せられたれば、齊侯の魯が歸服したと云て、賂に取た田をかへしておこした、【注】公 ひたと朝せられたゆゑ、こゝろがやはらいだ、
夏、齊惠公卒、崔杼有寵於惠公、高國畏其偪也、
【註】高國二家、齊正卿、
惠公の存生のうちは崔杼を大分寵愛で出頭であつた、それ故高國とて二人の卿が、常に偪られようかと氣づかひをして居たところを、
公卒而逐之、奔衞、書曰、崔氏、非其罪也、且告以族、不以名、
【註】典策之法、告者皆當書以名、今齊特以族告、夫子因而存之、以示無罪、又言且告以族、

齊人歸我濟西田、

【註】元年、以賂齊也、不言來、公如齊、因受之、

前方齊へ賂たをもらひ返した、【注】元　あの方から來て返したではない、宣公の朝せられたに付て、渡して越したを云つたものなり、

夏、四月、丙辰、日有食之、

【註】無傳、不書朔、官失之、

己巳、齊侯元卒、

【註】未同盟、而赴以名、

告文なり、

齊崔氏出奔衞、

【註】齊略見擧族出、因其告辭、以見無罪、

告、【注】齊　崔氏と一族皆出たやうに書いた、それを魯でも其通りに書いたとなり、

公如齊、五月、公至自齊、

【註】無傳、

癸巳、陳夏徵舒弑其君平國、

【註】徵舒、陳大夫也、靈公惡不加民、故稱臣以弑、

告、【注】徵　人民皆公を怨んで弑したではない、民に惡は加へられぬ故、臣一人して弑したにしたとなり、

六月、宋師伐滕、公孫歸父如齊、

葬齊惠公、

【註】無傳、歸父、襄仲之子、

會葬した、

晉人宋人衞人曹人伐鄭、

【註】鄭及楚平故、

告文なり、

秋、天王使王季子來聘、

【註】王季子者、公羊以爲天王之母弟、然則字季子、天子大夫稱字、

魯へ御つかひをくだされた、

公曰、吾能改矣、公告二二子、二子請殺之、公弗禁、遂殺洩冶、孔子曰、詩云、民之多辟、無自立辟、其洩冶之謂乎、

【註】辟、邪也、辟、法也、詩、大雅、言邪辟之世、不可立法、國無道、危行言孫、

○公曰　成るほど今からたしなまうと云て、○公　二人の卿に此事を語られた、○二　二人して邪魔なで殺さうと云た、○公　强て制禁も致されなんだ故に終に殺した也、○孔子　民の邪多い世には法は立られぬと云つてあるが、其れ洩冶が事で有らうとなり、いらざる此やうな體のない者どもに諫を云て、己が身を滅したなり、諫も時によるべきことなり、【注】國　論語の通りである、

楚子爲厲之役故、伐鄭、

【註】六年、楚伐鄭、取成於厲、既成、鄭伯逃歸、事見十一年、

鄭伯のぬけて歸られたゆゑ、今度伐た、

晉郤缺救鄭、鄭伯敗楚師于柳棼、

【註】柳棼、鄭地、

○晉郤　晉は楚と强を爭ふに付て、鄭の肩を持つた、それゆゑ利運に成た、

國人皆喜、唯子良憂曰、是國之災也、吾死無日矣、

【註】自是晉楚交兵伐鄭、十二年、卒有楚子入鄭之禍、

○國人　鄭の利に成たを諸臣は喜んだけれども、子良一人は憂て云には、却て是が國の災で、後日の寇を求むると云ものなり、吾らも死するに間は有るまいと云た、【注】果して後に大敗に成たなり、

【經】十年、春、公如齊、公至自齊、

【註】無傳

【註】謀齊陳、
不睦をせめたなり、

陳侯不會、

【註】前年、與楚成故、
○陳　陳は楚と盟て居た故會せなんだ、

晉荀林父以諸侯之師伐陳、

【註】不書諸侯師、林父帥之、無將帥、
○晉　そこでゆるされぬ、【注】不　經にないのは、國々の君が出られたではない故なり、

晉侯卒于扈、乃還、

○晉　會所で卒した、それ故皆還た、

冬、宋人圍滕、因其喪也、

滕の不幸をつけ込で伐た、

陳靈公與孔寧儀行父通於夏姬、皆衷其衵服、以戲于朝、

【註】二子、陳卿、夏姬、鄭穆公女、陳大夫御叔妻、衷、懷也、衵服、近身衣、
是は先づ陳に御叔と云大夫が有て、其妻が大分淫亂な者で、夏姬と云女で有た、是へ君の靈公の密通致されたに、卿の孔寧と儀行父と云者と兩人もおなじく通じて居た、三人の密夫なり、○皆　どれも夏姬が肌着を貰て朝で戲れた、衵服は襦袢の類なり、卿が是を御覽成されい、成りますまいかとて靈公にほこると、公もおれも貰たと云て、肌を脫で見せられた、

洩冶諫曰、公卿宣淫、民無效焉、

【註】宣、示也、
○洩　靈公を諫て云には、上を學ぶ下なるに、公や卿の身でかゝる淫亂を成されて、しかも朝廷で示し玉ひては、民が何を手本に效ひませう、

且聞不令、君其納之、

【註】納、藏衵服、
○且　不令は不外聞なり、其上不外聞なことを聞せるもきのどくに存ずるとなり、○君　先づ其肌着は藏し玉へと云た、

告文なり、

辛酉、晉侯黑臀卒于扈、

【註】卒於竟外、故書地、四與文同盟、九月無辛酉、日誤、

告文なり、

冬、十月、癸酉、衞侯鄭卒、

【註】無傳、三與文同盟、

告文なり、

宋人圍滕、

告文なり、

楚子伐鄭、

告文なり、

晉郤缺帥師救鄭、

告文なり、

陳殺其大夫洩冶、

【註】洩冶直諫於淫亂之朝、以取死、故不為春秋所貴而書名、

【傳】九年、春、王使來徵聘、

【註】徵、召也、言周徵也、徵聘不書、徵加諷諭、不指斥、

王から魯へ聘禮使をおこせと召したと也、【注】徵周の衰微を云、經にないは徵に成たを諷して、直にさし付て云はぬなり、

夏、孟獻子聘於周、王以為有禮、厚賄之、

召されたで使を遣た、○王。御感で色々引出物を賜つた、

秋、取根牟、言易也、

易々と取つたなり、

滕昭公卒、

【註】為宋圍滕傳、

會于扈、討不睦也、

雨、不克葬、禮也、禮卜葬先遠日、
辟不懷也、

【註】懷、思也、
○雨不　是は禮なり、○禮卜　何日に葬ると卜なふに、先其月の下旬の中にて卜なふて、不吉なれば、中旬、また不吉なれば上旬に卜なふ也、是は親を送る故一日も遲く葬りたいと云ふの心である、さすれば雨天なれば延引するが禮じやと也、○辟　親を不懷と云を辟たものである、

城平陽、書時也、
築く時節がよいゆゑ書た、

陳及晉平、楚師伐陳、取成而還、
【註】言晉楚爭強、
晉へ從へるをまた楚へ歸服させた、強を爭ふ也、

【經】九年、春、王正月、公如齊、
【註】無傳、

公至自齊、
【註】無傳、
廟告したとみゆる、

夏、仲孫蔑如京師、
周へ御使に行た、

齊侯伐萊、
【註】無傳、

秋、取根牟、
【註】根牟、東夷國也、今琅邪陽都縣東有牟鄉、
魯へ取た、

八月、滕子卒、
【註】未同盟、
告文なり、

九月、晉侯宋公衞侯鄭伯曹伯會于扈、
告文なり、

晉荀林父帥師伐陳、

非禮である、可止筈のこと也、

有事于太廟、襄仲卒而繹、非禮也、

楚爲衆舒叛故、伐舒蓼、滅之、

【註】舒蓼、二國名、

二國を亡したと也、

楚子疆之、

【註】正其界也、

○楚　取た二國の界目を立た、

及滑汭、

【註】滑、水名也、

盟吳越而還、

【註】吳國、今吳郡、越國、今會稽山陰縣也、傳言楚彊吳越服從、

○及　吳越を服せしめて歸た、楚が强大に及んで吳越まで從ふた、

晉胥克有蠱疾、

【註】惑以喪志、

亂心したを云、

郤缺爲政、

【註】代趙盾、

○郤　此節郤缺が執權して居る、

秋、廢胥克、使趙朔佐下軍、

【註】朔、盾之子、代胥克、爲成十七年、胥童怨郤氏張本、

○秋　亂心で間にあはぬ故、趙朔をあと職に入れた、

冬、葬敬嬴、旱無麻、始用葛茀、

【註】記禮變之所由、茀、所以引柩、殯則有之、以備火葬則以下柩、

是は棺に付て引く細引を新に製することなれども、旱して無かつた故、葛茀を用ひた、わらび繩の類とみゆる、【注】記　かりもがりの內から付て置くは、火事と云へば引出す爲也、○葬　上から下げておろす也、

○萬。　萬は舞の名、廟中にてする也、表へ知れぬやうに鳴物をやめたなり、さたなしである、【注】繹。　猶。と云つたはおいたがよい物をと云言也、樂をするはわるいと云ふは憚つたけれども、止めてよいと云ことを知らぬ、

戊子、夫人嬴氏薨、

【註】無傳、宣公母也、

魯君の母堂也、

晉師白狄伐秦、

告文なり、

楚人滅舒蓼、

告文なり、

秋、七月、甲子、日有食之、既、

【註】無傳、月三十日食、

冬、十月、己丑、葬我小君敬嬴、

【註】敬、諡、嬴、姓也、反哭成喪、故稱葬小君、

雨、不克葬、庚寅、日中而克葬、

【註】克、成也、

やう／＼翌日ひるごろに葬禮がすんだとなり、

城平陽、

【註】今泰山有平陽縣、

解に不及、

楚師伐陳、

傳にてすむなり、

【傳】八年、春、白狄及晉平、夏、會晉伐秦、

【註】經在仲遂卒下、從赴、

晉と狄と和して秦を伐た、

晉人獲秦諜、殺諸絳市、六日而蘇、

【註】蓋記異也、

○晉。　秦からの間諜を執へて、晉の城下で殺してさらした、○六。　六日目に蘇生した、縊殺と見ゆる、是

以賂免、
【註】黄父、即黒壤、
けれども魯公は參覲もせず、大夫を聘禮使にやりもせられなんだ、是は無禮である、○晉人　それで執へた、○盟　他の諸侯は盟たれども、宣公は會の場で執へられて居られた故、盟にあづかられなんだ、○以　やう／＼賂を遺て免されて歸られた、

故黒壤之盟不書、諱之也、
【註】慢盟主以取執止之辱、故諱之、
○故　會計り書て盟を書かなんだは、晉の盟主を慢りて捕へられたる辱をもかくしたものである、

【經】八年、春、公至自會、
【註】無傳、義與五年書過同、
宣公の歸られた、

夏、六月、公子遂如齊、至黄乃復、
【註】無傳、蓋有疾而還、大夫受命而出、雖死以尸將事、遂以疾還、非禮也、
齊の半途黄と云處で、病氣が起つたかして歸た、【注】無　死ねば尸を載て先へ行て使を勤むること也、歸るは非禮である、

辛巳、有事于大廟、仲遂卒于垂、
【註】有事、祭也、仲遂卒、與祭同日、略書有事、爲繹張本、不言公子、因上行還、間無異事、省文從可知也、稱字、時君所嘉、無義例也、垂、齊地、非魯竟、故書地、
大廟の事は祭り也、同日に公子遂が歸るとて、まだ齊の領内垂と云處で卒した、【注】有　卒すと祭と同日であつた、これは繹のことを書く前おきゆゑ、略して祭と書なんだ、○不言　齊まで行くとて半途から還つたに、さして其間に異なる事が無かつた、故に文を省いたまで也、褒も貶もないは知れた、○稱　宣公の愛臣と云迄で例はない、

壬午、猶繹、萬入去籥、
【註】繹、又祭、陳昨日之禮、所以賓尸、萬、舞名、籥、管也、猶者可止之辭、魯人知卿佐之喪、不宜作樂、而不知廢繹、故內舞去籥、惡其聲聞、
○壬午猶繹　本祭の翌日また祭をするを繹と云也、

冬、公會晉侯宋公衞侯鄭伯曹伯于黑壤、

【傳】七年、春、衞孫桓子來盟、始通、且謀會晉也、

【註】公即位、衞始脩好、

是は宣公の位に即れて始て通じて好みを結んだ、晉と會する相談もした、

夏、公會齊侯伐萊、不與謀也、凡師出、與謀曰及、不與謀曰會、

【註】與謀者、謂同志之國、相與講議利害、計成而行之、故以相連及爲文、若不獲已、應命而出、則以外合爲文、皆據魯而言、師者、國之大事、存亡之所由、故詳其舉動、以例別之、

凡そかね〴〵相談して軍兵を出す時には及何侯伐何國と及の字を入るゝ、○不　行合に誘引せられて伐つを會と云と也、【注】與　相連ると應命との分けを論ず、

赤狄侵晉、取向陰之禾、

【註】此無秋字、蓋闕文、晉用桓子謀、故縱狄、

狄へ取られても、中行桓子が前の謀を用てゆるして置て構はぬ、

鄭及晉平、公子宋之謀也、故相鄭伯以會、冬、盟于黑壤、王叔桓公臨之、以謀不睦、

【註】王叔桓公、周卿士、銜天子之命、以監臨諸侯、不同歃者、尊卑之別也、

是は公子宋が謀で有た、○故　主人に相と成て會した、○冬　周からも卿を立ち會せ玉ひて、不睦の國をなつけるやうに相談した、

晉侯之立也、

【註】在二年、

晉侯の即位致された、

公不朝焉、又不使大夫聘、晉人止公于會、盟于黃父、公不與盟、

が云には、おれは何とぞして卿に成りたいと物語をしたである、

伯廖告人曰、無徳而貪、其在周易、豐䷶之離、䷝

【註】離下震上豐、豐上六變而爲純離也、周易論變、故雖不筮、必以變言其義、豐上六曰、豐其屋、蔀其家、闚其戸、闃其無人、三歳不覿、凶、義取無徳而大其屋、不過三歳、必滅亡、

○伯　外の人に告て云に、曼滿が卿を望むが、あれが何の徳が有て成るもので有らうぞ、○無　徳の無き者が富貴を貪るは、周易に豐之離と云卦にあたる、【注】易と云ものは、筮を受て占はいでも、變を以て其義を言て論ずることなり、○豐　易の言也、徳も無くて家を大にせうとかゝれば、三歳たゝぬ内に亡ぶると云てあるなり、

弗過之矣、

【註】不過三年、

○弗過　曼滿も此易の三歳と言ふには過ぎまいと云た、

閒一歳、鄭人殺之、

○閒一歳　果して殺された、

【經】七年、春、衞侯使孫良夫來盟、

魯へ遣し盟はせた、

夏、公會齊侯伐萊、

【註】傳例曰、不與謀也、萊國、今東萊黄縣、

宣公と齊侯と會して伐れた、【注】傳　兼々云合せて伐ではない、會して不期して、不圖伐つを云、

秋、公至自伐萊、

【註】無傳、

廟告した、

大旱、

【註】無傳、書旱而不書雩、雩無功、或不雩、

【注】無　雩も有りさうなものが爰に無いは、雨乞しても驗が無かつたか、雩をせなんだものであらうとなり、

王の后を齊へ逆へに來た、

秋、赤狄伐晉、圍懷、及邢丘、

【註】邢丘、今河內平皐縣、

狄が追々我儘をする、

晉侯欲伐之、中行桓子曰、使疾其民、

【註】驕則數戰、爲民所疾、

○中行　晉侯を諫て云には、狄があの如くに折々合戰しては、後には民が辛苦をして疾む、

以盈其貫、將可殪也、

【註】殪、盡也、貫、猶習也、

○以　あれがあの習はしを十分に盈させて有らば、後には滅び盡るで有らう程に、驕らせたが よいと云た、

周書曰、殪戎殷、

【註】周書、康誥也、義取周武王以兵伐殷、盡滅之、

○周書　民の心の盡た處、もはや持たぬやうに成た所で殷を戎め伐玉ひたと云である、それで殷が滅びたが、

此類之謂也、

【註】爲十五年晉滅狄傳、

○此　丁ど是らの謂で有らうと也、

冬、召桓公逆王后于齊、

【註】召桓公、王卿士、事不關魯、故不書、爲成二年、王甥舅張本、

天子の卿を齊へつかはされて、后を逆へ玉ひた、

楚人伐鄭、取成而還、

【註】九年十一年傳所稱厲之役、蓋在此、

解に不及、

鄭公子曼滿、與王子伯廖語、欲爲卿、

【註】二子、鄭大夫、

二人ともに鄭の大夫也、或時寄合て物語に、公子曼滿

【註】適諸侯稱女、適大夫稱字、所以別尊卑也、此春秋新例、故稱書曰而不言凡也、不於莊二十七年發例者、嫌見逼而成昏、因明之、

魯へ來て自分の妻に逆へた、【注】適　同格の諸侯へ嫁するなら逆女と書く、これは大夫へ嫁するゆゑ、叔姫と字を書た也、尊卑を分ける爲で、是は春秋時代の新例で、古禮でない故書曰と云て、凡とは云はぬ、○不於　前に此例のことを云はなんだ、是は齊に逼られて昏を成には、如此に書くことかと思を嫌て、此處で斷つたとなり、

冬、來反馬也、

【註】禮、送女留其送馬、謙不敢自安、三月廟見、遣使反馬、高固遂與叔姫俱寧、故經傳具見以示譏、

嫁の乘て來た車を反しに來た、【注】禮　前に出てある也、不調法なる女でござれば、御意に入らずば歸して玉はれと謙退して、車馬を置て歸ること也、○三月の方ぐ廟へ告てから、此馬を女の親元へ反すこと也、○高　二人連て來たは非禮である、それを譏つたものである、

楚子伐鄭、陳及楚平、晉荀林父救鄭伐陳、

【註】爲明年晉衞侵陳傳、

陳が楚へ和睦したを咎めて、晉から鄭を救ひ陳をも伐た、

【經】六年、春、晉趙盾衞孫免侵陳、

告文なり、

夏、四月、秋、八月、螽、

【註】無傳、

冬、十月、

【傳】六年、春、晉衞侵陳、陳即楚故也、

盟國故伐た、

夏、定王使子服求后于齊、

【註】子服周大夫、

所に出でて、拘はれたとなり、○王。 楚王が子文が賢德を以て楚國を治められた功を思出され、○曰。 子文は國に功ある者也、その後をたやしては、後世の民に何で善をすゝめようぞと云て、箴尹を本官へ歸らせて、名を改めて蘇生したと云心で生と號せられた、

冬、楚子伐レ鄭、鄭未レ服也、

【註】前年、楚侵レ鄭、不レ獲レ成、故曰レ未レ服、

【注】解に不レ及、

【經】五年、春、公如レ齊、夏、公至レ自レ齊、

秋、九月、齊高固來逆二叔姬一、

【註】高固、齊大夫、不レ書二女歸一、降二於諸侯一、

【注】高○ 大夫へ嫁する故に歸すと云はぬなり、

叔孫得臣卒、

【註】無レ傳、不レ書レ日、公不レ與二小斂一、

小斂ゝ時に公の往かれなんだゆゑ日はかゝぬ也、

冬、齊高固及子叔姬來、

【註】叔姬寧、固反レ馬、

【注】叔○ 歸寧と反馬とに來た、

楚人伐レ鄭、

告文なり、

【傳】五年、春、公如レ齊、高固使二齊侯止一レ公、請二叔姬一焉、

【註】留レ公强成レ昏、

宣公の齊へ往れたを、大夫の高固が幸ひと思て、主人を賴で宣公を齊に止て、强て魯の女を己が妻に請ひ結約をした、

夏、公至レ自レ齊、書レ過也、

【註】公既見レ止、連二昏於鄰國之臣一、厭レ尊毀レ列、累二其先君一、而於レ廟行二飲至之禮一、故書以示レ過、

是は宣公の過で有た、【注】公○ 佗國の倍臣と緣組して、尊をおとし國に疵付た、然るに廟に告て飲至の禮を行はれたゆゑ、書して過を示した、

秋、九月、齊高固來逆レ女、自爲也、

故書曰、逆二叔姬一、卿自逆也、

是はたゞ人にてはあるまいと云たれば、夫人のそれは吾が女が密通して生だ子にて、棄てたる也と告げられた、

遂使收之、楚人謂乳穀、謂虎於菟、故命之曰鬬穀於菟、以其女妻伯比、

【註】伯比所淫者、

○遂使收　それはと云て、遂に其棄子を執り納れて育てた、○楚人　楚國の方言で、乳のことを穀と云、虎を於菟と云た也、是からして徂徠翁が、虎は朝鮮の方言かと云はれた、○故　それで棄子の名を付るとて、於菟に穀せられたと云心を以て、鬬穀於菟と號たと也、○以　終に伯比と夫婦にした、

實爲令尹子文、

【註】鬬氏始自子文爲令尹、

○實　のちに此於菟が成長してから、令尹子文と云て賢者で有た、是から代々楚の令尹で有たとなり、

其孫箴尹克黃、

【註】箴尹、官名、克黃、子揚之子、

○其孫　子文が孫にて、譏せられた子揚が子なり、

使於齊、還及宋、聞亂、其人曰、不可以入矣、箴尹曰、弃君之命、獨誰受之、君、天也、天可逃乎、遂歸復命、而自拘於司敗、王思子文之治楚國也、曰、子文無後、何以勸善、使復其所、改命曰生、

【註】易其名也、

此亂の時分に齊の國へ使に行た、○還　齊から歸るとて宋の國迄來たれば、一家一門が亂を作して亡びたと云ことを聞たである、○其人　克黃の從者どもが、楚國へ入玉ふことは御無用に成されいと云た、○箴尹　吾は大事の君命を蒙て使に出たに、今其君命を棄てゝ去つては、獨誰か吾を受入れようぞと也、○君　其上君は天也、天は逃れられぬと云て、遂に歸て齊からの返事を申上て、○而　さて自分に刑罰の役

師懼退、王使巡師曰、吾先君文王克息、獲三矢焉、伯棼竊其二、盡於是矣、鼓而進之、遂滅若敖氏、初若敖娶於䢵、

【註】䢵、國名、

あまりすさまじい矢が來るに因て、諸軍勢が恐れて引退いた、○王　爰が頓知である、諸軍勢の中を乘まはして云はるゝには、吾が先君文王が息と合戰致されて、大な矢を三本得られた、其内二本を越椒が竊んで所持したと聞た、○盡　今二本來たなれば、もはや大きな矢は盡たからは、氣遣ひはないにかゝれと云て、鼓て士卒をすゝめられたと也、是矢を盜だでも有るまいし、又二本限りで盡きもせまいけれども、是で士卒の氣が屈せぬ、大將は如此有りたき者である、○遂　子文が云た通り、一族悉く滅されたとなり、○初若　若敖が䢵の國より婦をむかへたと也、

生鬭伯比、若敖卒、從其母畜於䢵、

【註】畜、養也、

鬭伯比と云を生んだ、○若敖　どうした故か母の里へ行て居た、

淫於䢵子之女、生子文焉、䢵夫人使弃諸夢中、

【註】夢、澤名、江夏安陸縣城東南有雲夢城、

○淫　此鬭伯比が從弟と密通した、剩へ子を生んで、それが披露が成らぬと云て、女の母䢵夫人が、其當歲子を楚國の夢澤の中へ棄てたと也、雲夢澤とて景地である、

虎乳之、䢵子田、見之、懼而歸、夫人以告、

【註】告女私通所生、

○虎　其棄子に虎が來て乳を飲せて居る也、○䢵　或時田獵に出でゝ、虎が人間の子に乳を飲せてをるを見て、怪いこと故懼れて歸た、○夫　有の儘を語て

乃以若敖氏之族、圄伯嬴於轑陽而殺之、

【註】圄、囚也、伯嬴、蔿賈也、轑陽、楚邑、

乃ち若敖氏一族と謀て、蔿賈を囚へて殺した、

遂處烝野、將攻王、王以三王之子爲質焉、弗受、

【註】烝野、楚邑、三王、文、成、穆、

○遂　それから果して叛逆を企てゝ、烝野と云處に立て籠りて、楚王を亡しにかゝりた、○王　楚王の先代三王の公子達を出して、質とせうと云はれたけれども、豺狼が受けなんだ、

師于漳澨、

【註】漳澨、漳水邊、

○師　漳水の邊まで勢揃して押寄せた、

秋、七月、戊戌、楚子與若敖氏戰于皐滸、

【註】皐滸、楚地、

○秋七　君と臣との合戰に及だ、

伯棼射王、汏輈、及鼓跗、著於丁寧、

【註】伯棼、越椒也、輈、車轅、汏、過也、箭過車轅上、丁寧、鉦也、

○伯　越椒が楚王を目的に矢を放た、○汏　車の轅を越して大將の車にある、太鼓の臺をすり通て、鉦に射中つた也、すさまじい强弓で有る、勿論後世日本の弓で云へば、左のみ强弓でも有まいが、此時分には半弓の世の中なれば、さして遠町は射なんだとみえた、因て是らは大强弓とすること也、

又射、汏輈、以貫笠轂、

【註】兵車無蓋、尊者則邊人執笠、依轂而立、以禦寒暑、名曰笠轂、此言箭過車轅、及王之蓋、

○又射　乙矢をおこしたれば、今度は大將のさし懸る笠ぼこを貫いたと也、【注】兵　天蓋がない、○尊　邊人は側に長柄さしをつれるなり、

氏之鬼不其餒而、

【註】而、語助、言必餒、

○是子　子文は人相を能見る人で有て、此子が相を見るに、熊や虎の狀が有て、豺狼の聲が有る也、○弗　すて置て成長したならば、必吾等若敖の一統を滅すで有らうと也、○諺　狼の子は生れながら野心が有ると云、○是乃　此子が成長すれば乃ち狼じや、○其　すれば養ひそだてられぬと云た也、○子　さすが恩愛の間で、子なれば殺すこともえせなんだ、○子文　子文が生涯是を大きな患にした也、○及　子文が末期に及で、一族を呼聚めて云には、あの越椒が成長して政を執るやうに成つたらば、各皆當國を立ち去られよ、○無　必俱々に難にあはるゝな、○且　鬼猶求食と云は死んで鬼神と成ても、物を喰ふものならば、若敖氏一族の鬼神は、皆餒ゑまいや、悉く餒るで有らうと云て、泣いたと也、是は子孫を絶して、祭り人のなく成ることを云たもの也、

及令尹子文卒、鬭般爲令尹、

【註】般、子文之子、子揚、

○及令　死たれば子文の子の鬭般と云が親の跡職と成た、

子越爲司馬、蔿賈爲工正、譖子揚而殺之、子越爲令尹、已爲司馬、

【註】賈爲椒譖子揚、而己得椒處、

○子越　豺狼が司馬の官に成た、○蔿　工正は作事奉行なり、○譖　此蔿賈が令尹を讒言して殺た、其あと令尹職を彼の豺狼に登せて、自分が其あと司馬と成て、順ぐりに上たと也、【注】賈　椒が令尹を望んだ故、子揚を殺して、本望を達せさせた上で、己れは椒が居た處を得て司馬と成た、此蔿賈と云者は前には大分よい者で有つたれども、人の行ひと云者は、終りを能くせぬものである、

子越又惡之、

【註】惡賈、

又後には蔿賈を惡みて、

乃。それ故堅を立て是を襄公と云た、

襄公將下去穆氏上、

【註】逐羣兄弟、

○襄公　襄公の代に成て、穆公一族の公子達を國を逐出さうと致されて、

而舍子良、

【註】以其讓己、

○而　子良も穆氏なれども、是は自分を立てた恩義が有る故に、此人獨りを殘して、其餘は皆すてやうと云れた、

子良不可、曰、穆氏宜存、則固願也、若將亡之、則亦皆亡、去疾何爲、

【註】何爲獨留、

○子良　合點致されぬ、穆氏の一族を皆々さしおかれ下さるならば、是は固より某も願なり、若皆逐出し玉ふならば、○去疾　某一人留つたとて何にせうと云た、

乃舍之、皆爲大夫、

○乃　此人の一言で皆留めて大夫にしておいたとなり、

初楚司馬子良生子越椒、子文曰、必殺之、

【註】子文、子良之兄、

司馬の官の子良と云者が子越椒を設た、○子文　兄の令尹子文が子良に此子は殺してしまへと云た、

是子也、熊虎之狀、而豺狼之聲、弗殺、必滅若敖氏矣、諺曰、狼子野心、是乃狼也、其可畜乎、子良不可、子文以爲大慼、及將死、聚其族曰、椒也知政、乃速行矣、無及於難、且泣曰、鬼猶求食、若敖

○夏弑　終に弑したと也、○書　處を經に歸生にかぶせたのは、權柄が不足したを貶した也、【注】子家亂を可治身で居ながら、亂を禦ぐ威が無かつた、それで惡の頭取と名をながした、

君子曰、仁而不武、無能達也、

【註】初稱畜老、仁也、不討子公、是不武也、故不能自通於仁道、而陷弑君之罪、

始に諫たのは至極仁心でよかつた、然ども彌ゝきかぬなら、子公を討てばよいに、そこでは武心をぬかした、是では仁の道に達することはならぬと云こと也、

【注】初　初はよかつたが後に惡名を取た也、

凡弑君稱君、君無道也、稱臣、臣之罪也、

【註】稱君、謂唯書君名、而稱國以弑、言衆所共絕也、稱臣者、謂書弑者之名、以示來世、終爲不義、改殺稱弑、辟其惡名、取有漸也、書弑之義、釋例論之備矣、

經にどこでも君を弑した所に、君の名を稱して有るのは、君の無道なを示たもの也、○稱　臣の名を出すのは、臣につみがあるに因てなり、【注】稱　國を稱するは國討とて國中が申合せたになる、○言　多勢皆すてたを云、○稱臣　後世への見せしめにした、○改殺　殺すとはあまり惡名ゆゑ、弑と改めて君父に限つて書すなり、

鄭人立子良、

【註】穆公庶子、

鄭に君がなく成たに付て、靈公の庶弟の子良を立て君とせうと云た、

辭曰、以賢、則去疾不足、

【註】去疾、子良名、

○辭　此人の辭退して、賢德を以てえらむならば吾は德が足らず、

以順、則公子堅長、乃立襄公、

【註】襄公、堅也、

○以　また年上の順で論ずれば、公子堅が年長なれば、彼れ是れを以て吾は立つべき者で無いと云た、○

人が吹出して笑た、○公　鄭君が各達は何を笑ふぞと問はれた、

子家以告、及食大夫黿、召子公而弗與也、

【註】欲使指動無效、

○子家　子家が有の儘に靈公へ告て、あれが人さし指が動きましたは、あの黿を賜はる先表で有たと笑ひました、○及　是が靈公の惡い致しかたで有た、件の料理が出來て大夫どもに振舞るゝとて、子公を召て見せておかれた、是は指が動いてもおれが與へねば效は有るまいと云心也、意地の惡い仕方である、別して人君の上には可謹こと也、

子公怒、染指於鼎、嘗之而出、公怒、欲殺子公、子公與子家謀先、

【註】先公爲難、

○子公　子公も耻辱を取て面目が無さに、怒て黿の烹た鍋の中へ指をさし込で嘗ながら退出した、○公　無作法なと云て、子公を殺すつもりを致された、○子公　それ故子公が子家と相談して、君が此方を殺さぬ先に此方から君を弑さうと云た、

子家曰、畜老猶憚殺之、

【註】六畜、

○子家　子家が子公へ異見するには、畜類の老衰へたのでさへ、殺すと云ことは心安からぬに、

而況君乎、反譖子家、子家懼而從之、

【註】譖子家於公、

況や君を弑すとはあまりなことと云つた、○反　したれば又子家を讒言する體に成た、○子家　爰が子家が氣の弱い臆した處である、子公に讒言せられては成るまいと懼れて、心ならず同心した、

夏、弑靈公、書曰、鄭公子歸生弑其君夷、權不足也、

【註】子家權不足以禦亂、懼譖而從弑君、故書以首惡、

平國以禮、不以亂、伐而不治、亂也、

【註】責公不先以禮治之而用伐、

伏せぬと云て地を取ると云禮は有るまじき也、○平。禮で國を治め平ぐべきことなるを、亂を以て治るの理はない、○伐。治めずに伐つと云は亂也、

以亂平亂、何治之有、無治、何以行禮、

○以。亂計を用てはどうして治まると云があらうぞ、○無。治ることの無い時には、何ぞ禮が行へんやとなり、

楚人獻黿於鄭靈公、

【註】穆公太子夷也、

鄭君の弑せられた由來を語るなり、○獻。靈公へ黿と云ものを楚から贈つた、是は少さい物さうな、

公子宋與子家將見、

【註】宋、子公也、子家、歸生、

○公。鄭の大夫ども也、二人ともに鄭君へ朝して、御目見に出ようとした、

子公之食指動、

【註】第二指也、

○子公。子公と子家と兩人同道して登城の道にて、子公が人さし指がびり〳〵と動いた、是は子公が性質の稀有である、

以示子家曰、他日我如此、必嘗異味、及入、宰夫將解黿、相視而笑、公問之、

【註】問所笑、

○以。其人さし指を子家に見せて云には、是を見やれ、○他。是はおれがいつでものくせで、此指が此樣にびり付くと、必ず異なる珍味を喰ふ、不思議なことではないかと云て語た、○及。其談をして城中へ入りたれば、膳宿が御勝手方で黿を料理して居た也、○相。兩人が顏を見合せて笑つた、是は今日大夫どもへ分ち賜はる支度故、云た言が當たと思て、覺えず二

果して十月に及び蘭を刈り入るゝ時に卒せられた、珍事で有た、

【經】四年、春、王正月、公及齊侯、平莒及郯、莒人不肯、公伐莒取向、

【註】莒郯二國相怨、故公與齊侯共平之、向、莒邑、東海承縣東南有向城、遠疑也、

宣公の齊侯と同意して和睦させようと致されたれども、莒は從はなんだ故伐て向と云地を奪はれた、是は不本意で有る、

秦伯稻卒、

【註】無傳、未同盟、

告文なり、

夏、六月、乙酉、鄭公子歸生弑其君夷、

【註】傳例曰、稱臣、臣之罪也、子公實弑、而書子家、罪其權不足也、

告た、【注】傳　實の弑人は子公なれども子家が弑したとしたのは、全く子家が臆病で權柄を可取身で居ながら、權の不足したを貶して子家を弑した人にした、書子家と、ヲの點に訓ずべし、

赤狄侵齊、

【註】無傳、

告文なり、

秋、公如齊、

【註】無傳、

魯侯の往れた、

公至自齊、

【註】無傳、告于廟、例在桓二年、

廟に告た、

冬、楚子伐鄭、

告文なり、

【傳】四年、春、公及齊侯、平莒及郯、莒人不肯、公伐莒取向、非禮也、

○公。皆逐出された故に、蘭も晉へ出奔して、晉の文公を頼で鄭を伐に來た、

石癸曰、吾聞姬姞耦、其子孫必蕃、

【註】姞姓宜爲姬配耦、

○石癸。鄭の大夫が云には、倩考るに姬氏と姞氏とを配耦して有らうならば、其子孫は必蕃昌するで有らうと也、鄭は姬氏故蘭を納るれば姞姓と配耦になる故云、

姞、吉人也、后稷之元妃也、

【註】姞姓之女、爲后稷妃、周是以興、故曰吉人、

○姞。吉例のある人で、先づ往古が後稷の元妃で有つたと也、是から周が與つたなれば吉人と云たものである也、

今公子蘭、姞甥也、天或啓之、必將爲君、其後必蕃、先納之、可以亢寵、

【註】亢、極也、

○今。それに今あの公子蘭は、姞姓の君の甥なれば當國人、入らうと云はるゝも天の啓きて必定君たらしめ玉と云ふ者なれば、其後は必蕃茂して榮えようと也、○先。早く此人を納れたらば威寵を増して、吾々も福であらうと云た、

與孔將鉏侯宣多納之、盟于大宮而立之、

【註】大宮、鄭祖廟、

○與孔。云合せて納れて、祖廟に告て君とした、

以與晉平、穆公有疾、曰、蘭死、吾其死乎、吾所以生也、刈蘭而卒、

【註】傳言穆氏所以大與於鄭、天所啓也、

○以。それで文公と鄭は和談に成た、是を穆公と云つたなり、○穆公。今度病氣付れてからは、自分にも死ぬる覺が有たかして云はるゝには、蘭の枯るゝ時分には吾も死するで有らうと也、何故なれば吾が生るゝも、蘭を以て瑞として生れたと云はれた、○刈。

報鄭子之妃、曰陳嬀、

【註】鄭子、文公叔父、子儀也、漢律、淫季父之妻曰報、

○公曰　なるほどゝ云はれた、○生　それから生まれたを穆公と云て、名を蘭と云たと也、○文公　鄭子は文公の叔父で鄭の公子で、此婦人を陳嬀と云た、後室で居られたを文公の淫せられた、

生子華子臧、子臧得罪而出、

【註】出奔宋、

○生　此腹に二人子が出來て、成人の後弟の子臧は罪有て、鄭を追出されて宋に居た、

誘子華而殺之南里、

【註】在僖十六年、南里、鄭地、

兄の子華は父にも國人にも惡まれて殺された、

使盜殺子臧於陳宋之間、

【註】在僖二十四年、

○使　子臧も父の心に應せぬことありて殺された、

又娶于江、生公子士、朝于楚、楚人酖之、及葉而死、

【註】葉、楚地、今南陽葉縣、

○又娶　又文公の江と云國の女をむかへて、公子士と云が生れて、是は楚へ使に行きたれば楚で酖毒を飮せて殺した、

又娶于蘇、生子瑕子俞彌、俞彌早卒、洩駕惡瑕、文公亦惡之、故不立也、

【註】洩駕、鄭大夫、

○又　蘇の女をむかへて是に又二人子が出來た、○俞彌　弟は早世する、兄は大夫の洩駕が惡む、文公も亦惡れて立てられなんだ、

公逐羣公子、公子蘭奔晉、從晉文公伐鄭、

【註】在僖三十年、

て、立歸て又宋を伐た、○秋　又討返したとなり、

冬、鄭穆公卒、初鄭文公有賤妾、

曰燕姞、

【註】姞、南燕姓、

是から穆公の生涯の事をあら〳〵と云ふ也、○初　穆公の御親父文公の妾が有て、燕姞と云た、

夢天使與己蘭、

【註】蘭、香草、

○夢　此妾が或夜の夢に、天から蘭草を與へ玉ひて、

曰、余爲伯鯈、余而祖也、

【註】伯鯈、南燕祖、

○曰　余は伯鯈と云人で其方が先祖なり、

以是爲而子、

【註】以蘭爲女子名、

○以　さて持て居る蘭を呉れられて、是を女ぢが子とせよ、

以蘭有國香、人服媚之如是、

【註】媚、愛也、欲令人愛之如蘭、

○以　其子細は、蘭と云者は國香有て人の欲するもので、丁ど其やうに人にしたはるゝで有らうと告られたと夢みた、

既而文公見之、與之蘭而御之、

辭曰、妾不才、幸而有子、將不信、

敢徵蘭乎、

【註】懼將不見信、故欲計所賜蘭、爲懷子月數、

○既　其後文公に逢てあれば、文公よりも亦蘭を下されて、さて其節御手が掛つた、香草故持せられたとみゆる、○辭　燕姞が云には私は不調法者なれば、若し只今より幸にして子を胎つたと申ても信ぜられず、君の御子とも思召すまい、○敢　只今賜る蘭を證據に成されて、今懷胎致したら蘭を賜た月よりかぞへて君の子と成されよと云た、

公曰、諸、生穆公、名之曰蘭、文公

きな鼎でも輕くてどこへでもうつると也、
天祚明德、有所底止、
【註】底、致也、
○天　然れば天より明德の目出度處に致し止め玉ふ
となり、
成王定鼎于郟鄏、
【註】郟鄏、今河南也、武王遷之、成王定之、
○成王　周の始め成王の此鼎を河南に遷し定め玉ふ
て、
卜世三十、卜年七百、天所命也、
周德雖衰、天命未改、鼎之輕重、
未可問也、
世歷を卜はせ玉ひたれば三十代と出た、○卜　年歷
を占ひ玉ひたれば七百年は續くと出た、○天　是は
天の命じ玉ふ處で、今周の德は衰へたれども、○天
命　まだ／＼此天下を改めかへる處へいかぬ程に、
重さ大さなどを問はるゝな、まだ早いと云ことなり、

此王孫滿は大器な人である、前にも十七八の時分に
秦の軍勢の輕はづみなるを笑た人なり、楚子もぐつ
とも答がなかつた、
夏、楚人侵鄭、鄭卽晉故也、
晉と盟た故侵した、
宋文公卽位三年、殺母弟須、及
昭公子、武氏之謀也、
【註】武氏謀奉母弟須及昭公子以作亂、事
在文十八年、
武氏の一族の者が、亂をせうと謀るゆゑで有た、
使戴桓之族、攻武氏於司馬子
伯之館、盡逐武穆之族、武穆之
族、以曹師伐宋、秋、宋師圍曹、報
武氏之亂也、
○使　是から催して武氏の一族を攻めて、盡く武穆
の二族を追出した、○武　追出されて曹を加勢にし

鑄鼎象物、

【註】象所圖物、著之於鼎、

その金を以て鼎を鑄させられて、彼の圖にして獻じた物を鑄付け玉ふた、

百物而爲之備、使民知神姦、

【註】圖鬼神百物之形、使民逆備之、

○百　天下に所有百物皆ことぐく備へて此鼎にあるなり、○使　是を民に逆じめ知らせた、

故民入川澤山林、不逢不若、

【註】若、順也、

○故　不順な物にあはぬ、遇ても知て居る、

螭魅罔兩、

【註】螭、山神獸形、魅、怪物、罔兩、水神、

莫能逢之、

【註】逢、遇也、

○螭　怪物も人にえあはぬ、

用能協于上下、以承天休、

【註】民無災害、則上下和、而受天祐、

○用　災害が無ければ、上より下まで和いで天の祐を承るとなり、

桀有昏德、鼎遷于商、載祀六百、

【註】載祀、皆年、

○桀有　桀王が昏昧にて德を失ひたれば、その鼎が商へ遷て六百年で、

商紂暴虐、鼎遷于周、德之休明、

雖小、重也、

【註】不可遷、

商紂が又暴虐に有りたれば、鼎が忽ち周へ遷て、今に保ち玉ふとなり、○德　すれば德さへ明かなれば、鼎は小くても重くて遷されぬ、

其姦回昏亂、雖大、輕也、

【註】言可移、

○其　又其君が姦曲で邪回で昏亂なれば、何ほど大

【註】郔鄭地、爲夏楚侵鄭傳、
和談に成つて別れた、

楚子伐陸渾之戎、遂至于雒、觀兵于周疆、

【註】雒水、出上雒冢領山、至河南鞏縣入河、
戎と合戰に及で、雒へ出で、周の疆ひにて兵をそろへた、

定王使王孫滿勞楚子、

【註】王孫滿、周大夫、
○定王　周の王より大夫を出し玉ひて、楚子に苦勞で有たと御使を下された、

楚子問鼎之大小輕重焉、

【註】示欲偪周取天下、
○楚子　楚子が勢ひの强大なるに任せて、大なことを云出した、王孫滿へ向て、何と周の鼎と申す物は大さは如何ほど有て、重さは何ほどでござると云て尋ねた、鼎と云者は日本の三種の神器で、唐土でも是がなくては王には成られぬに因て、夏殷周まで代々傳へて來た、是を尋ねた下た心は周を亡さうと云ことである、

對曰、在德不在鼎、昔夏之方有德也、

【註】禹之世、
○對曰　王孫滿が返答に、あの鼎の大小輕重の僉議は御無用なり、鼎さへあれば王と思ひ玉はうけれども、さうではない、王と成ることは其德に在て鼎にはないなり、○昔夏　抑あの鼎と云物は、夏王の天下をたもちて德の盛なる頃、

遠方圖物、

【註】圖畫山川奇異之物而獻之、
遠方の國に山川海谷に所有奇物恠物を圖に模して獻上したとなり、

貢金九牧、

【註】使九州之牧貢金、
○貢　天下九州の牧伯には金を貢物とさせ玉ひて、

【註】無傳、四月而葬、速、
魯からも使を遣して、葬に會したと見ゆるなり、

楚子伐陸渾之戎、

告文なり、

夏、楚人侵鄭、

告文なり、

秋、赤狄侵齊、

【註】無傳、
告文なり、

宋師圍曹、

告文なり、

冬、十月、丙戌、鄭伯蘭卒、

【註】再與文同盟、
告文なり、

葬鄭穆公、

【註】無傳、

魯より使を遣して葬に會した、

【傳】三年、春、不郊而望、皆非禮也、

【註】言牛雖傷死、當更改卜取其吉者、郊不可廢也、前年冬、天王崩、未葬而郊者、不以王事廢天事、禮記曾子問、天子崩未殯、五祀不行、既殯而祭、自啓至于反哭、五祀之祭不行、已葬而祭、
前にも出た、郊に付たる望なり、本祀をせぬに望するは、非禮を譏てのせた、【注】言殯せぬ內は五祀の祀はせぬ、殯すれば祀つてよい、○自喪中には反哭までは祀らぬ葬ればまつる、

望、郊之屬也、不郊、亦無望可也、

【註】已有例、在僖三十一年、復發傳者、嫌牛死與卜不從異、
附き物なり、○不望も止めたがよい、【注】已郊牛の死んだと卜の吉ならぬと同じ事なることを示すとて、又此に再發したなり、

晉侯伐鄭、及郔、鄭及晉平、士會入盟、

○晉　是からして、始て晉に此三通りの官名が立つたとなり、

趙盾請以括爲公族、

【註】括、趙盾異母弟、趙姬之中子、屏季也、

○趙盾　趙盾が願に、私が異母弟の括を公族と成されて下されとなり、

曰、君姬氏之愛子也、

【註】趙姬、文公女、成公姊也、

○曰　君姬氏とは趙盾がまゝ母で文公の女故、君姬氏と云趙衰が妻なり、あの姬氏の愛子でござる、

微君姬氏、則臣狄人也、公許之、

【註】盾、狄外孫也、姬氏逆之以爲適、事見僖二十四年、

君姬氏がおとなしく吾を迎へて、適子と成されて下されたればこそ私が世にいでた、あなたがないと私は狄人と成りまするると云た、○公　願の通りにせられた、

冬、趙盾爲旄車之族、

【註】旄車、公行之官、盾本卿適、其子當爲公族、辟屏季、故更掌旄車、

○冬趙　終に弟を公族とした故、自分は公行の官になつた、

使屏季以其故族、爲公族大夫、

【註】盾以其故官屬與屏季、使爲衰之適、

○使屏　括を終に適子並にしてゆづりたとなり、

【經】三年、春、王正月、郊牛之口傷、改卜牛、牛死、乃不郊、

【註】牛不稱牲、未卜日、

魯で郊の祭をするとて、牲の牛を調ておいたれば是も又死んだゆゑに郊せなんだ、

猶三望、

そへまつりをした、是はつまらぬことである、

葬匡王、

義は絶えるからは、賊を討つには及ばぬ、因て汙名は殘らぬとなり、

宣子使趙穿逆公子黑臀于周、而立之、

【註】黑臀、晉文公子、

黑臀は文公の子で、周へ退いて居たを、逆へてあと取に立た、

壬申、朝于武宮、

【註】壬申、十月五日、既有日而無月、冬又在壬申下、明傳文無較例、

○壬　武公の宮へ朝拜したと也、【注】壬　較例はしかとした例はないと云こと、

初麗姬之亂、詛無畜羣公子、

【註】詛、盟誓、

ずつと前に出て有たこと、公子衆を追出した、

自是晉無公族、

【註】無公子、故廢公族之官、

○自　それより公族と云名目がたえた、

及成公即位、乃宦卿之適而爲之田、以爲公族、

【註】宦、仕也、爲置田邑、以爲公族大夫、

○反　晉の成公の代に、卿の適子を召出し、官人として別に田を與へて、是を公族とした、

又宦其餘子、亦爲餘子、

【註】餘子、適子之母弟也、亦治餘子之政、

○又　適子の同母の弟を餘子と云、是を召出して亦やつぱり餘子と云官名にして、是らは次男格の仕置を司る官とした、

其庶子爲公行、

【註】庶子、妾子也、掌率公戎行、

○其庶　是は妾腹の子どもで、公行と云官にして、是らは君の戎軍の行列を司どらせたとなり、

晉於是有公族餘子公行、

【註】皆官名、

大史書曰、趙盾弑其君、以示於朝、宣子曰、不然、對曰、子爲正卿、亡不越竟、反不討賊、非子而誰、宣子曰、烏呼、我之懷矣、自詒伊戚、其我之謂矣、

【註】逸詩也、言人多所懷戀、則自遺憂、

○大史　所を此時分の晉の史官が晉の留帳に、○趙盾弑其君と書て朝廷へ示た、○宣　宣子が歸て見て、是は何故に如此書た、かうではない、吾は殺さぬと云た、○對　史官が返答に、御手前樣には當國の正卿で居ながら君をも正さず、剰へ立退て國竟も起えられぬ内に君を弑した、○反　それはまだしもなれども、反られたらなせ君を弑した賊を討たせられぬぞとなり、竟を越さへすればよいに、それに越えもせず、反て賊を討もせられいで、こなたで無くて誰でこざらうとなり、○宣子　趙盾が是を聞て、歎て偖も〳〵我れ懷ひ戀ふ心が有つたゆゑ、自身がでにこのやうな慼を遺すと云てあるが、是は我が身のことであると也、逸詩の言を引て悔いた、爰が宣子がよい處である、

孔子曰、董狐、古之良史也、書法不隱、

【註】不隱盾之罪、

○孔子　孔子の是をほめ玉ひて、董狐は晉の史官なり、古の良史で有た、○書　自分の職分を守て、遠慮なく眞直に書た、

趙宣子、古之良大夫也、爲法受惡、

【註】善其爲法受屈、

○趙　法を正さんが爲に自分に惡名を受けたと也、

惜也、越竟乃免、

【註】越竟則君臣之義絕、可以不討賊、

○惜　殘念なことは早く國竟を越たらば、此惡名は免れうにと也、【注】越　他國へ去れば、もはや君臣の

與レ肉ヲ、

【註】簞、笥也、

是は持て參てたべさせたいと云た、○使。宣子が是を聞て感心して、それはたべよ、母へは外にやらうと云て盡させて、別に重筥の食と肉を、

寘ニ諸橐ニ以與レ之、既而與レ爲ニ公介ニ、

【註】靈輒爲ニ公甲士ニ、

持よい樣に橐へ盛て與へたなり、○既。然る處此靈輒が、此度の宣子を殺す伏兵の人數に云付られた、

倒ニ戟以禦ニ公徒ニ而免レ之、問ニ何故ト、

對曰、翳桑之餓人也、問ニ其名-居ヲ、

【註】問ニ所レ居、

○倒戟。處を戟を倒にして仲間の靈公の徒をふせいで、宣子を助けて免れしめたとなり、○問。其方は何故に左やうに予を助くると問うた、○對。私はいつぞや桑下で餓て居まして、御情にあづかりた者なりと云た、○問。名は何と云て何處に居るぞと尋ねたれども、

不レ告而退、

【註】不レ望レ報也、

あかさずして退た、

遂自亡也、

【註】輒亦去、

○遂。此者も晉を立退た、

乙丑、趙穿攻ニ靈-公於桃-園ニ、

【註】穿、趙盾之從父昆弟子、乙丑、九月二十七日、

○乙丑。惡逆がつのりて桃園の內で殺された、

宣-子未レ出レ山而復、

【註】晉竟之山也、盾出奔、聞ニ公弒ニ而還、

○宣。趙盾は立退かうと思て出たけれども、まだ晉の境の山を超さぬ內に、後とで趙穿が靈公を弒したと聞て立歸たとなり、

早く退出あれと云て、○遂　引立てゝ堂を下つたと
なり、○公嗾　靈公がすさまじい猛犬をけしかけて、
喰ひ殺させやうと致されたれば、提彌明が大力で拳
にて搏ち殺した、

盾曰、弃人用犬、雖猛何爲、

【註】責公不養士而更以犬爲己用、

○盾　宣子が歎いて、偖も〳〵善士を用ひず、人を弃
てゝ犬を用に立て玉ふ、何ほど猛ければとて何にな
るものぞと云て出た、

鬪且出、提彌明死之、初宣子田
於首山、舍于翳桑、

【註】田、獵也、翳桑、桑之多蔭翳者、首山、在河東
蒲坂縣東南、

○鬪且　伏兵を禦ぎながら逃出した、車右は討死し
た、不便である、○初　前方趙宣子が首山と云處へ田
獵に出て、桑樹の大分ある處に休息して、

見靈輒餓、問其病、

【註】靈輒、晉人、

晉の靈輒と云者が餓つかれて、桑木の下に伏て居た
るを見つけた、○問　宣子は病人かと思て、氣分は如
何やうなと云て問せた、

曰、不食三日矣、食之、舍其半、問
之、曰、宦三年矣、

【註】宦、學也、

○曰　靈輒が答て、私は今日で三日食をたべぬと云
た、○食　宣子がそれはと云て辨當を食せた、○舍
半分たべて半分をさし置て食はぬに因て、なぜ食は
ぬと云た、○曰宦　私は學問ながらに出まして三年
に成りますが、

未知母之存否、今近焉、

【註】去家近、

一人の母がござつて、今に存生で居まするか存せぬ、
○今　是から最早間もござらぬで、

請以遺之、使盡之、而爲之簞食、

坐而假寐、

【註】不解衣冠而睡、

○晨往　まだ夜の明けぬ内に、趙盾が屋敷へ忍び込んだ、○寢門　宣子が寢所へ入て見たれば、からりと開いてある、○盛　是は如何にと思て晲て見れば、宣子が衣冠を正しくつけて朝する體なり、○尙　まだちと早いと思つたかして、冠を被ながら居睡りして居る、

麑退、歎而言曰、不忘恭敬、民之主也、賊民之主不忠、弃君之命不信、有一於此、不如死也、觸槐而死、

【註】槐、趙盾庭樹、

○麑　是を鉏麑が見て討つ心もなく成り、退いて歎じて云には、偖も〱宣子は忠臣であるかな、○不　心に恭敬を忘れぬと云ものは、民の主と成るべき者で、その者を殺すと云は却て不忠となり、○弃　それかと云て、吾は君命を承て殺しに來て、それを弃つると云も不信と云ものなれば、○有　爰に至て、二つともに全うは成らぬに因て、死ぬるより外はないと云て、庭の槐にてあたまをうちくだいて死んだとなり、

秋、九月、晉侯飮趙盾酒、伏甲將攻之、其右提彌明知之、

【註】右、車右、

靈公は何とぞして趙盾を殺したいと思はれ、酒を飮ますると招いて、○伏　伏兵を置て攻むるつもりを致された、○其　宣子が車右の提彌明と云者が此體を悟て、

趨登、曰、臣侍君宴、過三爵、非禮也、遂扶以下、公嗾夫獒焉、明搏而殺之、

【註】獒、猛犬也、

○趨登　堂上へ趨り登て云には、臣たる者が君の御酒宴に侍ると云者は、三爵より過るは却て非禮なり、

大爲、詩曰、靡不有初、鮮克有終、

【註】詩、大雅也、

○曰吾　靈公の士季に云はれぬさきに、云には及ばぬ程に云な、吾れ過と云ことを知た故、今から改めようと云はれた、○稽　所で士季が首を下げて云には、それは有難い思召でござります、人誰か過ちあるまいや、過てからがそれを能く改めるほどの善はないとなり、○詩　何でも始のないことは無い、始は有ても終りがないとある、

夫如是、則能補過者鮮矣、君能有終、則社稷之固也、豈唯羣臣賴之、又曰、袞職有闕、惟仲山甫補之、能補過也、

【註】詩、大雅也、袞、君之上服、闕、過也、言服袞者有過、則仲山甫能補之、

○夫　右の詩の通りなれば、始に過つても終りに過を補ふ者が鮮いと存ずる、○君　然るに君が能如是終を成し玉ひて、過を補ひ玉へば國家も堅固にあらうと存ずるとなり、○豈　御家來計り其御影に立て、安堵仕る計りではないとなり、○又　詩經に袞職天子を指す、天子に過があれば惟仲山甫が補ふたとある、是らは能く補ふことを云たものなり、

君能補過、袞不廢矣、

【註】常服袞也、

○君能　然るを今君の如く能自ら補ひ玉へば、廢るゝことはないとなり、

猶不改、宣子驟諫、公患之、使鉏麑賊之、

【註】鉏麑、晉力士、

○猶　右の通りなれども曾て改められぬ、○宣　それからは趙盾がをり／＼諫たれば、○公　後には靈公もうるさく思て、鉏麑と云力士に云付て殺せと云はれた、

晨往、寢門闢矣、盛服將朝、尚早、

門にほり物をした、

從臺上彈人、而觀其辟丸也、宰夫胹熊蹯不熟、殺之、寘諸畚、使婦人載以過朝、

【註】畚以草索為之、莒屬、

○從　高き臺に上て上からはじき弓を射て、人が其はじき弓の玉を辟くるとてはびつくりして、ころびたふれて逃るを慰にいたさるゝ、○宰夫　御膳番に熊の蹯を胹させては、生にえなと云て手討に致された、是は急には烹えぬ物である、○寘　畚は日本のふごの類なり、其内へ宰夫が死骸をいれて、○使　奥向は男の出入が成らぬに因て、女子どもにつらせて出された、

趙盾士季見其手、問其故、而患之、將諫、士季曰、諫而不入、則莫之繼也、會請先、不入則子繼之、

三進及溜、而後視之、

【註】士季、隨會也、三進三伏、公不省而又前也、公知欲諫、故佯不視、

○趙　朝を過るとて二人が、畚の脇から手先が出て居るを見た、○問　僉議したれば、婦人が有りのまゝに答た故、二人が殊の外患へて諫めようと云た、○士季　士季が云には、貴公が諫言なされて、君が許容なればよいが、若し聞入れ玉はいでは、其上に繼で諫むる人が無い、○會請　先づ拙者が一往諫めて御聞入が無くんば、子これに繼で諫玉へと云た、○三進　三進と云は、靈公の御前へ出て蹲踞したけれども、靈公の是は諫に來をつたと思はれて、佯りて脇見して居らるゝゆゑ、又少し前へ出て平伏し、又前へ出て平伏し、三度目に、○及　溜と云は御殿中の落庭を云なり、霤と同字で、霤はあまだりと訓んで、屋水流れ下ると字註が有て、御殿と御殿の間の落庭なり、すれば御殿のうつり際で漸く見られたを云、

曰、吾知所過矣、將改之、稽首而對曰、人誰無過、過而能改善莫

【註】焦、晉河外邑、
○遂　泰から圍んだ、

夏、晉趙盾救焦、遂自陰地及諸侯之師侵鄭、

【註】陰地、晉河南山北、自上洛以東、至陸渾、
○夏　加勢した、○遂　すぐさま諸軍を引率して伐つた、

以報大棘之役、

○以　討返なり、

楚鬭椒救鄭、曰、能欲諸侯、而惡其難乎、遂次于鄭、以待晉師、趙盾曰、彼宗競于楚、殆將斃矣、

【註】競、强也、鬭椒、若敖之族、自子文以來、世爲令尹、
○楚　楚からは令尹が加勢に出た、○曰　諸侯を従へんと思者が、難をいみさけては居られぬと云て、鄭に陳取て晉の寄るを待つなり、○趙盾　晉の趙盾が此樣子を見て、○曰　彼宗とは鬭叔を云、あの一統は大分楚國で威を振て勢が强い、やがて獨りころびをして亡るであらう、

姑益其疾、乃去之、

【註】欲示弱以驕之、傳言趙盾所以稱人、且爲四年楚滅若敖氏張本、
○姑　此方は弱く見せて、もつと彼が疾を益させたがよいと云て引て歸た、尤この令尹は亡ぶれども、爰は趙盾が臆病で逃げ口上で有た、これを經に貶したものである、

晉靈公不君、

【註】失君道也、以明於例應稱國以弑、
不君とは君らしくないと云ことなり、【注】失　晉と國名を經に書たなり、

厚斂以彫牆、

【註】彫、畫也、
是が惡君の一の疾なり、年貢を厚く聚斂して、築地や

宋城、華元爲植巡功、

【註】植、將主也、

○宋城　其後宋で城普請をした時に、華元が植とは總奉行と成て、巡行とは土功を巡見に出た、

城者謳曰、睅其目、皤其腹、弃甲而復、

【註】睅、出目、皤、大腹、弃甲、謂亡師、

○城者　城普請の人歩どもが謳て云には、睅 出目の腹の大な男で有たさうな、弃甲復とは敗軍して鄭へ囚へられ逃て歸るを云、然れば爰の語勢が、出目の大腹が甲を棄てゝ逃て來た、

于思于思、弃甲復來、

【註】于思、多鬚之貌、

于思は鬚の多いをいふ、髭殿々々甲を棄てゝ逃て來たと云ことである、

使其驂乘謂之曰、牛則有皮、犀兕尚多、弃甲則那、

【註】那、猶何也、

○使　華元が驂乘の者に返答を云せるには、○牛牛には澤山皮もあり、犀兕も尚多ければ甲は何程でも拵らへらるゝ、甲を棄てたら何じやと云ことなり、

役人曰、從其有皮、丹漆若何、華元曰、去之、夫其口衆我寡、

【註】傳言華元不吝其咎、寛而容衆、

○役　又歩役の者が、たとひ皮ばかりが有ても、○丹　朱や漆があるまいが、何とさつしやるとなり、○華元　去之とはもうおけおけと云辭なり、彼等は多勢の口此方は一人、多勢に無勢なればかなはぬと云ことなり、少しもこゝろにかけぬやうすを云つたものなり、

秦師伐晉、以報崇也、

【註】伐崇、在元年、

討返しなり、

遂圍焦、

だ、故に敗軍に及だ、○君子　評に、羊斟と云者は人非人である、己が小さき私の恨を晴らすとて、國を敗り民を盡してそこなふた、是は憎い奴である、

於是刑孰大焉、詩所謂人之無良者、

【註】詩、小雅、義取不良之人、相怨以亡、

○於是　是ほど大なる刑はあるまい、○詩　良からぬ人は、私の恨を立てんとて亡びると云てあるが、

其羊斟之謂乎、殘民以逞、宋人以兵車百乘、文馬百駟、

【註】畫馬爲文、四百匹、

此羊斟が類を謂たものなり、○殘　大分の人民を殘ひて以て己が心を存分にするなり、○宋人　大分合戰で取られた上に、

以贖華元于鄭、半入、華元逃歸、立于門外、告而入、

【註】告宋城門而後入、言不苟、

又大分賂に贈て、華元を歸して下されと云て鄭へ遣た、○半　其贈り物が半分程屆いた時分に、華元は鄭を逃れて歸た、○立　無作とは入らぬ案内を乞て入た、

見叔牂曰、子之馬然也、

【註】叔牂、羊斟也、卑賤得先歸、華元見而慰之、

○見　宋へ歸たれば彼馬を遣た羊斟が先達て歸て居たに付て、華元が卑賤の者故かまはずして云には、人の業ではない、予が馬が早り過て生捕らせたとなり、

對曰、非馬也、其人也、

【註】叔牂知前言以顯、故不敢讓罪、

○對　羊斟もたまられぬに因て、いや馬ではござらぬ、人でござると云て有りのまゝを云、

既合而來奔、

【註】叔牂言畢、遂奔魯、合、猶荅也、

○既　云ふと早々魯國へ逃れて來た、

禮違命、宜其爲禽也、戎昭果毅以聽之、之謂禮、

【註】聽、謂常存於耳著於心想聞其政令、

○倒　宋の狂狡が鎗の石突をさし出して、これにとり付て上れと云た、○獲　したれば敵めが戟に取付て上りさまに狂狡を禽つたなり、引上げてやりながら生捕られた、疎相な男である、○君子　君子の評に、是は禮を失ひ、命に違た仕方なれば、禽と成るは尤となり、○戎　戎兵の道と云ふものは果毅のふんぎりを昭にせいではならぬ、それを昭にするを以てゆるして禮と云となり、井戸へおちたこそ幸なれ、敵の運盡て此方の利なれば、突殺してよいものである、【注】聽　何でも定めこと命令を耳に留て覺て居るを云なり、それを不斷に想てその通りに從ふを禮と云、

殺敵爲果、致果爲毅、易之戮也、

【註】易、反易、

軍中では敵を一人でも殺すがよい、それを果と云、○致　其果を致しとぐるが毅で、こはいと云ものなり、○易　是を背き易ぶれば戮に合ふなり、軍令の常例を背く筋なり、

將戰、華元殺羊食士、其御羊斟不與、及戰、曰、疇昔之羊、子爲政、

【註】疇昔、猶前日也、

○將　合戰に出る前に、宋の華元が羊を殺して諸軍兵をもてなしたに、如何してか自分の御者の羊斟が洩れた、○及　それを羊斟が意趣に含で、今合戰の場で云には、前日の羊のもてなしは、○子　こなたの受まへで有た、

今日之事、我爲政、與入鄭師、故敗、君子謂羊斟非人也、以其私憾、敗國殄民、

【註】憾、恨也、殄、盡也、

今日御のことに成ては我等が心まゝである、何と覺えたかと云て、敵の多勢備て居るまん中へ車を押込

深責執政之臣、例在四年、
告文なり、【注】靈　不道な君なれども、臣を貶したと云は、此時分の史官は至て良才で有てかやうに書た、それは執政の臣の仕方が宜しからぬをとがめたである、

冬、十月、乙亥、天王崩、

【註】無傳、
告文なり、【注】無傳　解に不及、

【傳】二年、春、鄭公子歸生受命于楚、伐宋、

【註】受楚命也、
楚に從て居る故、鄭の歸生が楚に云付けられて宋を伐た、

宋華元樂呂御之、二月、壬子、戰于大棘、宋師敗績、囚華元、獲樂呂、

【註】樂呂、司寇、獲不書、非元帥也、獲、生死通名、經言獲華元、故傳特護之曰囚、以明其生獲、故得見贖而還、
○宋　對戰した、○二　二人ともに捕はれた、【注】樂　大將軍でない故、獲とは不書となり、○獲　生死ともに獲と云ものなれども、經に獲と有ては生死が知れぬに因て、左氏の傳には、爰の獲と有るのは囚へたで有つたと云ことを分けて、生死をしらせた、それゆゑ後に科料を出して還つた、

及甲車四百六十乘、俘二百五十人、馘百人、狂狡輅鄭人、鄭人入于井、

【註】狂狡、宋大夫、輅、迎也、
夥敷鄭へ取たなり、○狂狡　是から此時の合戰に有つたことの談を云、宋の大夫狂狡と云者が鄭の者と戰た、輅は出會て切結んだ○鄭　鄭の敵が井戸へ墮ちた、

倒戟而出之、獲狂狡、君子曰、失

吾以求成焉、冬、趙穿侵崇、秦弗與成、

其節和睦せうと云て、〇冬。崇を伐ちたれども仕方がわるいと云て和睦せなんだ、

晉人伐鄭、以報北林之役、

【註】報囚解揚、

討返しをしたである、

於是晉侯侈、趙宣子爲政、驟諫而不入、故不競於楚、

【註】競、強也、爲明年鄭伐宋張本、

〇於。大分悪るい君、此節趙盾が政をするに付て諫たけれども聞入れぬ、それゆゑ楚と競つて威を爭ふことがならぬ、追々楚へ人が思ひ付く、

【經】二年、春、王二月、壬子、宋華元帥師、及鄭公子歸生、帥師、戰于大棘、宋師敗績、獲宋華元、

【註】得大夫、生死皆曰獲、例在昭二十三年、大棘、在陳留襄邑縣南、

告文なり、宋の大夫華元が師を帥ゐて鄭からも軍をすゝむるに、大棘で行遇て軍をした、宋が敗れて華元は生捕られた、【注】得。生捕るも討捕つたも獲と云となり、

秦師伐晉、

告文なり、

夏、晉人宋人衞人陳人侵鄭、

【註】鄭爲楚伐宋、獲其大夫、晉趙盾與諸侯之師、將爲宋報恥、畏楚而還、失霸者之義、故貶稱人、

告文なり、【注】鄭。晉も衰へた、そこで人と書た、

秋、九月、乙丑、晉趙盾弑其君夷皐、

【註】靈公不君、而稱臣以弑者、以示良史之法、

晉の荀林父が諸侯の軍兵をひきつれて、宋を伐にかゝつたなり、○宋　此時も晉を賴で平いで、終に同盟に成た、○又　魯が齊に侵されて難義した時、晉を賴みたれば心得たとて、出て齊を討つかと思つたれば賂を取て歸た、

鄭穆公曰、晉不足與也、遂受盟于楚、陳共公之卒、楚人不禮焉、

【註】卒在文十三年、

○鄭　鄭の君の云はるゝには、晉は最早賴には成らぬ、大分衰へて賂を取ては事を止る、○遂　それよりは楚國が權威が強いと云て楚と盟て申合せた、○陳　陳の君の死んだに甚だ不禮にあいしらふた、

陳靈公受盟于晉、秋、楚子侵陳、遂侵宋、晉趙盾帥師救陳宋、會于棐林、以伐鄭也、楚蔿賈救鄭、遇于北林、

【註】與晉師相遇、滎陽中牟縣西南有林亭、在鄭北、

それで靈公は晉と申合された、○秋楚　それを怒て楚から陳を侵し、それから宋を侵したとなり、○晉　同盟の國が伐るゝ故に、兩國を救ふとて師を出して先づ初め楚に附た、鄭を伐つたである、○楚　楚からは又鄭を救に師を出して、北林と云處で楚晉對陳したとなり、

囚晉解揚、晉人乃還、

【註】解揚、晉大夫、

○囚　晉が負けた上に、大夫を生捕られて、陳を引たなり、

晉欲求成於秦、趙穿曰、我侵崇、秦急崇、必救之、

【註】崇、秦之與國、

秦と和睦せうと云て、はかりごとを用るには、秦の與力の國崇を此方から伐たがよい、其とき事急になりて秦から救ふで有らう、

晉人討不用命者、放胥甲父于衞、

【註】胥甲、下軍佐、文十二年、戰河曲、不肯薄秦於險、

軍令を背いたゆゑ追放し、

而立胥克、

【註】克、甲之子、

其嫡子に家を續せた、

先辛奔齊、

【註】辛、甲之屬大夫、

會于平州、以定公位、

【註】篡立者、諸侯既與之會、則不得復討、臣子殺之、與弑君同、故公與齊會而位定、

宣公の齊へ賂して頼まれた故に、齊侯が會せられたとなり、【注】篡 たとひ位を篡ても、諸侯が一人でも納得して會盟さへすれば、外からもう討つものはない、今度會せられた故に宣公の君位が定つたなり、

東門襄仲如齊拜成、

【註】謝得會也、

會せられた拜禮に往たとなり、

六月、齊人取濟西之田、爲立公故、以賂齊也、

【註】濟西、故曹地、僖三十一年、晉文以分魯、

經にあるのは宣公の贈られた物なれども、賂を取ると云は淺猿しいことなり、

宋人之弑昭公也、

【註】在文十六年、

宋の昭公を弑した故、

晉荀林父以諸侯之師伐宋、宋及晉平、宋文公受盟于晉、又會諸侯于扈、將爲魯討齊、皆取賂而還、

【註】文十五年、十七年、二扈之盟、皆受賂、

楚子鄭人侵陳、遂侵宋、

告文なり、楚と鄭と云合せて陳の國を侵し、それより直に宋を侵したとなり、

晉趙盾帥師救陳、

【註】傳言救陳宋、經無宋字、蓋闕、

陳と宋とへ加勢した、【注】傳　傳には有て經にないのは、後に缺けたであらう、

宋公陳侯衞侯曹伯會晉師于棐林伐鄭、

【註】晉師救陳宋、四國君往會之、共伐鄭也、不言會趙盾、取於兵會、非好會也、棐林、鄭地、滎陽宛陵縣東南有林鄉、

告文なり、鄭が楚へ附た故である、【注】不言　常の好會でないゆゑに、師に會すと云なり、

冬、晉趙穿帥師侵崇、

解に不及、

晉人宋人伐鄭、

【傳】元年、春、王正月、公子遂如齊逆女、尊君命也、

【註】諸侯之卿、出入稱名氏、所以尊君命也、傳於此發者、與還文不同、故釋之、

此に公子とあるは君命を重んじたものなり、【注】傳　歸るときの書やうと違ふわけを云、

三月、遂以夫人婦姜至自齊、尊夫人也、

【註】遂不言公子、替其尊稱、所以成小君之尊也、公子、當時之寵號、非族也、故傳不言舍族、釋例論之備矣、

此に公子を省いて書かぬのは夫人を貴んだである、

夏、季文子如齊、納賂以請會、

【註】宣公簒立、未列於會、故以賂請之、

宣公は位を簒はれた人ゆゑ、諸侯が赦して置ず、又會にも列ねぬを患へて齊を賴まれた、

春秋左傳卷十

【註】盡十一年、

宣公

【註】名倭、一名接、又作委、文公子、母敬嬴、
謚法、善問周達曰宣、

【經】元年、春王正月、公即位、

【註】無傳、
宣公の即位が有た、

公子遂如齊逆女、

【註】不譏喪娶者、不待貶責而自明也、卿爲君逆、例在文四年、

【注】不。　喪中に昏禮をすることは貶すまでもない、非禮と云ふことは知れたことなり、

三月、遂以夫人婦姜至自齊、

【註】稱婦、有姑之辭、不書氏、史闕文、
女をむかへて來た、【注】不。　公子遂とあるべきものなり、

夏、季孫行父如齊、

不及解、

晉放其大夫胥甲父于衞、

【註】放者、受罪黜免、宥之以遠、
告文なり、

公會齊侯于平州、

【註】平州、齊地、在泰山牟縣西、
宣公の初めて會せられた、

公子遂如齊、

解に不及、

六月、齊人取濟西田、

【註】魯以賂齊、齊人不用師徒、故曰取、
魯國より賂ふた、

秋、邾子來朝、

【註】無傳、
解に不及、

ゝに近からうと云たなり、【注】史克◦◦君へ激した云ひやうをして、宣公の惑はるゝを辨じた、是は事の宜しきを以て云たと見ゆる、是ほどに云はねばさとられぬなり、

宋武氏之族、道昭公子、將奉司城須以作亂、

【註】文公弑昭公、故武族欲因其子以作亂、司城須、文公弟、

宋の武氏の一門が一揆を作して、先代の昭公の子を誘ふて、文公の弟須を守り立て亂を作した、

十二月、宋公殺母弟須及昭公子、使戴莊桓之族、攻武氏於司馬子伯之館、

【註】戴族、華樂也、莊族、公孫師也、桓族、向魚鱗蕩也、司馬子伯、華耦也、

○使◦　三族を催してせめた、

遂出武穆之族、

【註】穆族黨於武氏故、

○遂◦　二族どもを追出した、

使公孫師爲司城、

【註】公孫師、莊公之孫、

○使◦　替りにした、

公子朝卒、使樂呂爲司寇、以靖國人、

【註】樂呂、戴公之曾孫、爲宣三年、宋師圍曹傳、

○公◦　國を安じをさめたとなり、

四凶也、故虞書數舜之功曰、愼徽五典、五典克從、無違教也、

【註】徽、美也、典、常也、此八元之功、

○是以　舜の御代に及でも、天下がうごかず一やうに治つたとなり、萬民も外心なく心を同うして、舜をいたゞきて天子とあがめた、○以　是のやうに治めたのは十六相の善人を擧げて、四凶の者を去玉ふた故の功徳で有た、○故　書經にもほめて、○愼　五つの常を見事に成されたれば、萬民がみな〳〵克く教に從ひたとある、是は教に違ふものがないと云ことなり、是皆八元を用ひ玉ひたる功であるとなり、

曰、納于百揆、百揆時序、無廢事也、

【註】此八愷之功、

○曰納　舜を百官の總元じめにすれば、百官がみな順よくなつたとなり、是は諸役所にて事をすてると云ことはないと云ことなり、是八愷を用ひ玉ふの功なり、

曰、賓于四門、四門穆穆、無凶人也、

【註】流四凶、

○曰　四方より諸侯の來朝する時穆々と禮義正しいとあるは、凶人がなくなつたと云ことなり、

舜有大功二十而爲天子、

【註】擧十六相、去四凶也、

○舜　十六の善者を擧げ玉ひ、四の凶人を放玉ひて、都合二十の功で天子と成玉ふたとなり、

今行父雖未獲一吉人、去一凶矣、於舜之功、二十之一也、庶幾免於戾乎、

【註】史克激稱以辨宣公之惑、釋行父之志、故其言美惡有過辭、蓋事宜也、

○今　只今私は一人も吉い人はまだ得すゝめぬけれども、先づ一の凶は去つたからは、舜の功とくらぶれば二十分一はござりますとなり、是では戾を免る

不分孤寡、不恤窮匱、

【註】冒、亦貪也、盈、滿也、實、財也、

是はまた飲食を貪り、貨賄をむざほり冒り、欲を侵し侈を崇び、○不。あき足ることがない、○聚。とあつめて財寶を積みたくはへて、○不。紀り極まる處の際限を知らぬ、いつまでも欲がふかい、○不分。孤寡。にしてよりたのむ方のない者にも、中々分けてほどこさぬなり、○不。貧窮に匱しき者をもあはれまぬ、

天下之民、以比三凶、

【註】非帝者子孫、故別以比三凶、

○天下。是又一と通りの子孫でない、故に三凶に比したとなり、

謂之饕餮、

【註】貪財爲饕、貪食爲餮、

○謂。饕餮は欲のふかい者を云、

舜臣堯、

【註】爲堯臣、

○舜。堯に仕へ玉ふて、

賓于四門、

【註】闢四門、達四聰、以賓禮衆賢、

四方を開いて、多くの賢人を賓として丁寧にあいしらひ玉ひて、

流四凶族、

【註】按四凶罪狀、而流放之、

四凶の族は罪の次第を吟味し玉ひて、

渾敦、窮奇、檮杌、饕餮、投諸四裔、

以禦魑魅、

【註】投、棄也、裔、遠也、放之四遠、使當魑魅之災、魑魅、山林異氣所生、爲人害者、

○渾。此四凶を四方の遠邊へ投じすてゝ、魑魅魍魎の惡氣にあて玉ふたとなり、

是以堯崩而天下如一、同心戴舜、以爲天子、以其擧十六相、去

是を世の人が窮奇と云たとなり、行ひは窮して奇なことを好んだとなり、

顓頊氏有不才子、不可教訓、不知話言、

【註】話、善也、

○顓頊　是にも不才子が有て、○不　どうしても訓へられず、善言は知らず耳に入らぬ、

告之則頑、

【註】徳義不入心、

○告　たま〳〵善言を告れば、心に入らいで頑い、

舍之則嚚、

【註】不道忠信、

○舍　耳に入らぬとて舍ておけば嚚しく、忠信の言を口にいはぬ、

傲很明徳、以亂天常、天下之民、謂之檮杌、

【註】謂鯀、檮杌、頑凶無儔匹之貌、

○傲　明徳と云へば傲很とあなどりもとり、○以　天の常を亂る、是を檮杌と云たとなり、○檮　は頑く凶くして儔のない貌、

此三族也、世濟其凶、增其惡名、以至于堯、堯不能去、

【註】方以宣公比堯、行父比舜、故言堯亦不能去、須賢臣而除之、

○此　代々凶を成したとなり、○增　代々に惡名を增して、堯の御代に至りしが、然も堯のえ去り玉はなんだとなり、如此なれば上の如き賢臣は用ひて、かゝる惡人は除くがよいとなり、

縉雲氏有不才子、

【註】縉雲、黄帝時官名、

○縉雲　氏にも亦有つた、

貪于飮食、冒于貨賄、侵欲崇侈、不可盈厭、聚斂積實、不知紀極、

外成、

【註】內、諸夏、外、夷狄、

○父　其五の敎は、人の父は義に人の母は慈に、兄は弟を友としたしみ、弟は兄へ共とうやまひ、子は親に孝行にと、是を敎へられた故、內は中國より外國の夷狄まで平ぎ成就したとなり、善い者を用ひたる功德は如此に有つたとなり、

昔帝鴻氏有不才子、

【註】帝鴻、黃帝、

○昔帝　又黃帝の末に不才なる者が有た、其惡行を云へば、

掩義隱賊、好行凶德、醜類惡物、

頑嚚不友、是與比周、

【註】醜、亦惡也、比、近也、周、密也、

○掩　義を聞ては掩ひ隱し、賊には黨して隱し、凶德を行ふことを好み、○醜　惡き類ひ惡き物、頑な嚚きや不友なる者、以上のわるい者には、比周と近づきて中がよい、これ類を以てあつまる所である、

天下之民、謂之渾敦、

【註】謂驩兜渾敦、不開通之貌、

○天下　理の善惡を知らず、物の筋みちの分らぬと云ことろである、

少皥氏有不才子、

【註】少皥、金天氏之號、次黃帝、

○少皥　是又金天氏にも不才子が有て、

毀信廢忠、崇飾惡言、靖譖庸回、

服讒蒐慝、以誣盛德、

【註】崇、聚也、靖、安也、庸、用也、回、邪也、服、行也、蒐、隱也、慝、惡也、盛德、賢人也、

信と云へば毀り、忠と聞けば廢て、惡言でさへあればあつめかざり、譖を云ことを恥もせず、邪を用ひ、讒を行ひ、惡を隱して、盛德の賢人を誣ひさまたげる、

天下之民、謂之窮奇、

【註】謂共工、其行窮、其好奇、

伯奮、仲堪、叔獻、季仲、伯虎、仲熊、叔豹、季貍、

【註】此即稷、契、朱虎、熊羆之倫、

○伯　以上八人の德は、

忠肅共懿、宣慈惠和、天下之民、謂之八元、

【註】肅、敬也、懿、美也、宣、徧也、元、善也、

忠有て、肅とつゝしみ、共とうや〳〵しく、懿と美く宣と徧くゆきわたり、慈愛あり、惠みもありて、和は柔和に有た、○天　此德あるを以て天下の民が八元と云た、元は善人と云ことなり、

此十六族也、世濟其美、不隕其名、

【註】濟、成也、隕、隊也、

○此十　上に擧た十六族は、世々其美名を成就して、子孫に至るまで其名を墜さぬとなり、

以至于堯、堯不能擧、舜臣堯、擧八愷、使主后土、

【註】后土、地官、禹作司空、平水土、即主地之官、

○以　堯の御代に至りて、下もざまに埋もれ居たを、堯御目がとゞかなんだ故擧げ玉はなんだを、舜の堯に用ひられ玉ふに及びて、堯へ申て八愷を擧て、地を主り治めしめ玉ふたとなり、

以揆百事、莫不時序、地平天成、

【註】揆、度也、成、亦平也、

○以　百の事を度りて、次第せずと云こともなく調た故に、地も平に天の巡行も平いだとなり、

擧八元、使布五教于四方、

【註】契作司徒、五教在寬、故知契在八元之中、

○擧　亦八人の善き才子を擧て、五つの敎を立て、四方の國々に布きほどこさしめ玉ひたとなり、

父義、母慈、兄友、弟共、子孝、內平、

なり、○夫。孝敬を以て曲尺に當てゝ見れば、君父を弑した者なり、○則。忠信を以てあてゝ見れば、寳玉を竊んだ者なり、○其。人を考へて見れば盜賊の名あり、其持ちて來たものは、盜み物を吾物とした、

【注】兆。域とは持ち内にて姦の曲輪と云ことなり、

保而利之、則主藏也、以訓則昏、民無則焉、不度於善、

【註】度、居也、

○保而 かくまひ保ちて其寳を此方の利とすれば、○則 賊をかくまふ主となるとなり、○以 さやうなことで下を訓へた時には、昏く手本には成らぬ、○民。民の則にもならず、善にも居らぬ、

而皆在於凶德、是以去之、昔高陽氏有才子八人、

【註】高陽、帝顓頊之號、八人、其苗裔、

皆凶德にある者故に是を追出したとなり、○昔。古へ顓頊の裔には、お子が八人有て世々傳たとなり、それは、

蒼舒、隤敱、檮戭、大臨、尨降、庭堅、仲容、叔達、

【註】此即垂、益、禹、皐陶之倫、庭堅、即皐陶字、

○蒼舒 以上八人なり、

齊聖廣淵、明允篤誠、天下之民、謂之八愷、

【註】齊、中也、淵、深也、允、信也、篤、厚也、愷、和也、

○齊聖 右の八人は其德はと云へば、齊は中分にひとしく、聖德も有て廣く入りわたり、淵は才智深く明は聰明に允は信と有る、篤はてあつい、誠ある、是らを以て天下の人が八愷と云たとなり、愷は和ぐと訓ず、溫和の人々で有た、

高辛氏有才子八人、

【註】高辛、帝嚳之號、八人、亦其苗裔、

○高辛 又帝嚳の末にも、才子が八人有つたとなり、それは、

○掩　其賊を掩ひかくまふ者を藏とし、

竊賄爲盜、

【註】賄、財也、

○竊　財寶をぬすむを盜とする、

盜器爲姦、

【註】器、國用也、

○盜　國の入用の器物を盜むものを姦とする、

主藏之名、

【註】以掩賊爲名、

○主　賊を掩ふ名に主となり、かくまひ主になり、

賴姦之用、

【註】用姦器也、

又姦の用に賴るとは盜みたる器を取用ふる、

爲大凶德、有常無赦、

【爲】刑有常、

○爲　是を大凶德として甚だわるい、○有　是らは常の定りたる刑が有て赦さぬとなり、

在九刑不忘、

【註】誓命以下、皆九刑之書、九刑之書、今亡、

○在　皆覺えて居るとなり、

行父還觀莒僕、莫可則也、

【註】還、猶周旋、

○行父　還觀とはとつくりと見まはして見ると云こと、私があの莒僕をつくぐと氣を付けて見まするに、何一つ手本に可致ことはない、

孝敬忠信爲吉德、盜賊藏姦爲凶德、夫莒僕則其孝敬、則弑君父矣、則其忠信、則竊寶玉矣、其人則盜賊也、其器則姦兆也、

【註】兆、域也、

○孝　親に孝君に忠を以て敬ひ仕へ、忠信あるを吉德と致すことなり、○盜　上に云所を凶德とすると

曰、見有禮於其君者、事之如孝子之養父母也、見無禮於其君者、誅之、如鷹鸇之逐鳥雀也、先君周公制周禮、曰、則以觀德、

【註】○則、法也、合法則爲吉德、

○公問　宣公の存念を尋られたれば、季文子が大史の克と云者に答を云はするに、以前の大夫臧文仲が拙者へ君に事る禮を敎へおきました、それを私はよく奉じ守て、○周　立居にその言を守りまして、奉公をつとむるとなり、○弗　少しも失念は仕まつらぬ、○曰　其敎の内に君に事へて禮ある者を見たならば、孝子の父母を養ふ如く大切に致せ、又其君に事るに禮なき者を見たならば、其者を誅することは、鷹の雀を見付けたやうに追つめよと云たとなり、○先君　其上に御當家の御先祖周公旦の周禮を御制作成されて、それにも則の曲尺を立おかれた、其人々の德が法則にさへ合へば、是を吉德とするとなり、

德以處事、

【註】○處、猶制也、

○德以　其德で何ごとも制し作すやうに、

事以度功、

【註】○度、量也、

○事　其爲した事は德で成したことなれば、功を量りて、

功以食民、

【註】○食、養也、

○功　其功の成就した處を以て、民を養ふと申してござる、

作誓命曰、毀則爲賊、

【註】○誓、要信也、毀、則壞法也、

○作　約束の命を作り玉ひて、○曰　右の定めた法定になることを毀りそこなふ者を賊とせよとなり、

掩賊爲藏、

【註】○掩、匿也、

道、殺適立庶、市人皆哭、魯人謂之哀姜、

【註】所謂出姜不允於魯、

○將行　齊へ歸るとて、魯の町中から大聲を上て哭して通らるゝ、天なるか襄仲が不道を爲して、適子を殺して妾腹の子を立てたと云て泣れた、○市　町の者どもが皆あはれんで哭した、因て魯人が號して哀姜と呼だ、

莒紀公生太子僕、又生季佗、愛季佗而黜僕、且多行無禮於國、

【註】紀號也、莒夷無謚、故有別號、

兄弟子をもたれたが、弟を愛して兄をしりぞけられた、○且　其上禮のない人で、國中の思ひ付もわるかつた、

僕因國人以弒紀公、以其寶玉來奔、納諸宣公、公命與之邑、曰、今日必授、季文子使司寇出諸竟、曰、今日必達、

【註】未見公、而文子出之、故來不書、

○僕　嫡男が諸臣と申合せて、親の紀公を弑して家の寶玉を盜で、魯國へ逃げて來て、其寶玉を宣公へ奉て、魯の家人と成りたいと云た、○公命　宣公の玉を貰ふたが嬉しかつたかして、家來に云付て知行を與へよ、○曰　其上に云はるゝには、今日中に知行所をわたせと云はれた、○季文子　したれば季文子がまた宣公へ目見えもせぬものを刑、罰の官に云付けて、魯の國境まで送り出させて、○曰　云やうに、今日中に必竟を追出してしまへと云た、【注】未僕がまだ宣公へ見えぬ内におい出たなり、それで經にはない、

公問其故、季文子使大史克對曰、先大夫臧文仲教行父事君之禮、行父奉以周旋、弗敢失隊、

れで襄仲が太子の惡と其弟の視と二人ともに弑して宣公を立てた、不本意なことである、

書曰、子卒、諱之也、仲以君命召惠伯、

【註】詐以子惡命、

○書　經に如此書いたは諱んだ者である、○仲以　襄仲が太子の御用で有るに登城致せと云た、僞りすかして惠伯を殺すつもりなり、

其宰公冉務人止之曰、入必死、叔仲曰、死君命可也、公冉務人曰、若君命可死、非君命何聽、弗聽、乃入、殺而埋之馬矢之中、

【註】惠伯死不書者、史畏襄仲不敢書殺惠伯、

○其宰　惠伯が家老が、主人の登城するを止て云には、登城成されたらば必定殺され玉うで有らうに、無用に成されよと云た、○叔仲　惠伯が君命で死することはよいと云つた、○公冉　誠に君命なればよけれども、若君命でない時には何と成さるゝ、○弗　それも聞入れず登城したれば、果して殺して死骸を馬矢は馬糞の中へ埋めた、むごい事をした、

公冉務人奉其帑以奔蔡、既而復叔仲氏、

【註】不絶其後、

○公　家老が惠伯の妻子を供して蔡へ立のいた、○既　あとをたてた、

夫人姜氏歸于齊、大歸也、

【註】惡視之母、出姜也、嫌與有罪出者異、故復發傳、

太子の母堂なり、魯で二人の子共を殺されて故鄉へ歸られた、大歸は歸りきりと云こと、【注】惡　罪有て歸るも大歸なり、罪がないときの大歸は、いつでもたゞ歸ると書く同ことなり、

將行、哭而過市、曰、天乎、仲爲不

長、
○乃謀　其後二人がさらば思ひ立つて恨をばはらさうと云て、謀反を企てゝ終に懿公を弑して、笹籔の中へ打込で知らぬ顔で歸て、二人本望をはらしたと云て酒を飲んで去たとなり、

齊人立公子元、

【註】桓公子、惠公、
○齊　あとに其兄の子元を立てた、是惠公なり、

六月、葬文公、

相當の月に葬た、

秋、襄仲莊叔如齊、惠公立故、且拜葬也、

【註】襄仲賀惠公立、莊叔謝齊來會葬、
齊の繼目の祝義と、其上今一人の莊叔が行つたのは、魯へ葬禮に使をおこして會せられた一禮に行た、是で二人の使者で有たなり、

文公二妃敬嬴生宣公、敬嬴嬖、而私事襄仲、宣公長、而屬諸襄仲、襄仲欲立之、叔仲不可、

【註】叔仲、惠伯、
是は魯の跡目のことである、魯侯の二番目の妃敬嬴と云人が宣公を生まれたに、文公に甚だ寵愛にあはれた、○而私　それさへあるに、襄仲によく賂て事へられた、宣公は嫡子より年上である、それを襄仲にあづけて頼まれたゆゑ、襄仲が跡目に立てるつもりで居たなり、○叔仲　中々惠伯が承知せぬ、

仲見于齊侯而請之、齊侯新立而欲親魯、許之、冬、十月、仲殺惡及視、而立宣公、

【註】惡、太子、視、其母弟、殺視不書、賤之、
○仲　依之襄仲が齊へ行て、齊侯に見えて宣公が立てたいと云た、○齊　此時しも齊の惠公の始めて立れた時なれば、魯國と親しく成たいと思つて居られた故、立てたがよからうと請けこまれた、○冬十　そ

○而○ 子は僕者に致された、是が怨を受くるの一つである、

納閻職之妻、而使職驂乘、

【註】驂乘、陪乘、

○納○ 又一つには、閻職と云者が女を奪取て、自分に寵愛して夫の閻職を陪乘と致された、是も怨を招くの一つである、

夏、五月、公游于申池、

【註】齊南城西門名申門、齊城無池、唯此門左右有池、疑此則是、

○夏五○ 然處今年の夏、齊侯が齊の申池と云池へ納涼の爲め出られた、

二人浴于池、歜以扑抶職、

【註】扑、箠也、抶、擊也、欲以相感激、

○二人○ 此時件の齊侯を怨んで居る二人も供に行て、此申池で二人水をあびて居た時に、邴歜が何のことも無いに箠を以て閻職を擲た、是は腹を立たせるつもりなり、

職怒、歜曰、人奪女妻而不怒、一抶女、庸何傷、職曰、與刖其父而弗能病者何如、

【註】言不以父刖爲病根、

○職○ 閻職が怒て、爰な奴は何ゆゑ人をたゝくと云た、○歜曰○ 邴歜が云には、其やうに腹をたゝるゝな、それよりは人が御手前の女房を奪たけれども、それは怒りもせいで、一つ敲たとて、何にも傷には成まいと云た、○職曰○ そこで閻職が云には、成程尤であるが、何と又父の足を切られて、それを病ひ恨もせずに居る者とはどうで有らうとなり、是で二人が心底を明したである、是迄は底意が知れぬ故、うかとしたことは云出されぬ、

乃謀弑懿公、納諸竹中、歸舍爵而行、

【註】飲酒訖乃去、言齊人惡懿公、二人無所

ではこたへぬと云たとなり、○公。魯の文公が右の齊君の病氣のことを聞れて卜せられた、其上云はるゝには、どうぞ齊君が合戰の期より前に死ねばよいが、それを卜なはせて見よと云れた、

惠伯令龜、

【註】以卜事告龜、

○惠。惠伯が龜にて卜なふた、

卜楚丘占之、曰、齊侯不及期、非疾也、君亦不聞、

【註】言君先齊侯終、

○卜。魯の卜者が判斷をして云には、齊の君は期に及ばずして卒せらるゝで有らう、けれども病死では有るまい、○君。然し君も亦齊君の卒せらるゝは得聞玉ふまいとなり、

令龜有咎、

【註】言令龜者、亦有凶咎、見於卜兆、爲惠伯死張本、

○令。うらなふた人も凶しき咎が有りと見えると云た、

二月、丁丑、公薨、

○二。果して文公の卒せられた、齊の君はまだ無事で居らるゝなり、

齊懿公之爲公子也、與邴歜之父爭田、弗勝、及即位、乃掘而刖之、

【註】斷其尸足、

齊君の人に怨を含まれて、弒されらるゝ本根を語るである、齊君がまだ公子で居らるゝ時分、邴歜と云者の父と田地の論をせられてまけられた、○及。其後に此人が齊の君と成られてから、其公事に負けたを遺恨に思て、邴歜が父は死んだ者を掘出して、死人の足を切て無念を散せられた、

而使歜僕、

【註】僕、御也、

秦伯罃卒、

【註】無傳、未同盟、而赴以名、

告文なり、

夏、五月、戊戌、齊人弑其君商人、

【註】不稱盜、罪商人、

告文なり、商人は無道故貶した、

六月、癸酉、葬我君文公、

葬禮が調つたなり、

秋、公子遂、叔孫得臣、如齊、

【註】書二卿、以兩事行、非相爲介、

【注】書　二人ともに二つの用事が有た故、二人の名を并べて書た、○非　介は副使として行つたではないと云こと、介はかいぞへのこと、

冬、十月、子卒、

【註】先君既葬、不稱君者、魯人諱弑、以未成君書之、子在喪之稱、

魯の太子卒せられた、【注】先　文公を葬つたれば君なれども、弑と云ふを諱で、まだ君でない振に書た、

夫人姜氏歸于齊、

魯の夫人で有た、

季孫行父如齊、

【註】無傳、

莒弑其君庶其、

【註】稱君、君無道也、

告文なり、

【傳】十八年、春、齊侯戒師期、

【註】將以伐魯、

前年襄仲が云た如く、齊の懿公が魯を伐たうと云て、何月幾日に軍を出すべしと期を觸れられて、

而有疾、醫曰、不及秋、將死、公聞之、卜曰、尙無及期、

【註】尙、庶幾也、欲令先師期死、

追付病氣付れた、○醫　醫者が云には、此病氣は秋ま

の令に從はねばならぬ、それが何の罪でござる、

大國若弗圖、無所逃命、晉鞏朔行成於鄭、趙穿公壻池爲質焉、

【註】趙穿、卿也、公壻池、晉侯女壻、

○大國　御了簡がなくて戰はうと仰らるゝならば、此方もいやとは申すまいと云た、○晉　鄭と和睦した、人質を出したとなり、

秋、周甘歜敗戎于邥垂、乘其飲酒也、

【註】歜、周大夫、邥垂、周地、河南新城縣北有垂亭、爲成元年、晉侯平戎于王張本、

戎が酒をのんで居る處を不意に討た、

冬、十月、鄭太子夷石楚爲質于晉、

【註】夷、靈公也、石楚、鄭大夫、

爰で鄭からも人質を出したである、

襄仲如齊、拜穀之盟、復曰、臣聞齊人將食魯之麥、以臣觀之、將不能、齊君之語偸、臧文仲有言、曰、民主偸必死、

【註】偸、猶苟且、

禮に行つた、○復曰　襄仲が歸て云には、齊の噂を承るに、齊人は魯の麥を食はうとたくむとなり、是は來夏麥の比、魯を伐たうとするを云たものである、○以臣　けれども私が了簡を以て見ば、中々かなふまいと存ずる、なぜなれば齊の君の言語が偸なとなり、偸はいやしくもすると云て、當分やにくりなことを云、國君の詞と云物は、嚴然と重々しく、人が敬ふて法則にするやうに可有もの也、○臧　民の主たる人が偸くもすれば必ず死するものなり、

【經】十有八年、春、王二月、丁丑、公薨於臺下、

文公薨ぜられた、

以て小國をあはれみ玉へば、小國は人道を以て仕へる、

不德則其鹿也、鋌而走險、急何能擇、

【註】鋌疾走貌、言急則欲蔭庥於楚、如鹿赴險、

○不德　もし大國から德であしらはねば、人道では仕へられぬに因て、鹿の如き心に成て、走り出して嶮岨へかくれて見る、事急に成れば何ぞ晉の蔭を能く擇まんや、楚を蔭により賴て合戰を致さうと云こゝろ、

命之罔極、亦知亡矣、

【註】言晉命無極、

○命　晉の云分は體がない、此方も亡ぶると云ふはもはや覺悟の前である、

將悉敝賦、以待於鯈、唯執事命之、

【註】鯈、晉鄭之竟、言欲以兵距晉、

○將　敝れた軍兵をかりあつめて、國境ひの鯈まで出向て待ませう、○唯　どちらへなりとも仰付られよ、

文公二年、六月、壬申、朝于齊、

【註】鄭文二年、六月壬申、魯莊二十三年、六月二十四日、

○文公　齊に朝し、

四年、二月、壬戌、爲齊侵蔡、

【註】魯莊二十五年、二月無壬戌、壬戌、三月二十日、

又齊の爲には蔡を侵した、

亦獲成於楚、

【註】鄭與楚成、

○亦　楚とも平いだ、

居大國之間、而從於彊令、豈其罪也、

【註】令、號令也、

○居　大國の間にはさまれて居ますからは、彊い方

のはたらきであつた、
雖敝邑之事君、何以不免、
【註】免、免罪也、
○雖　是ほどに君に仕へても罪は免れませぬかとなり、
在位之中、一朝于襄、
【註】襄公、
而再見于君、
【註】君、靈公也、
○在位　度々朝した、
夷與孤之二三臣、相及於絳、
【註】孤之二三臣、謂燭之武歸生、自謂也、絳、晉國都、
○夷　その外太子と家老とは、入代り立代り參覲して、絶間はなかつた、
雖我小國、則蔑以過之矣、今大國曰、爾未逞吾志、敝邑有亡、無以加焉、古人有言、曰、畏首畏尾、身其餘幾、
【註】言首尾有畏、則身中不畏者少、
○雖　いかに小國でござつてからが、是より上なる事へやうはないとなり、○今　然るに只今君大國から吾志にあき足らぬと仰らるれど、敝邑はたとひ亡ぶると云ても此より外に仕方はない、○古人　首がこわい尾がこわいと前後を畏れては、あまる處はないとなり、
又曰、鹿死不擇音、
【註】音、所茠蔭之處、古字聲同皆相假借、
又曰死するに成てはどこへでもよる、【注】音　かげと云字と同音なり、
小國之事大國也、德則其人也、
【註】以德加己、則以人道相事、
○小國　小國から大國へ仕へるのは、大國から德を

【註】宣多既立穆公、特寵專權、
○敝○　此方の國に亂が有た故、寡君が蔡侯と同道は得せられなんだ、

十一月、克減侯宣多、而隨蔡侯以朝于執事、

【註】減、損也、難未盡而行、言汲汲于朝晉、
○十一○　大がいに內亂を治めて、先づ其御國へ朝せられた、

十二年、六月、歸生佐寡君之嫡夷、

【註】歸生、子家名、夷、太子名、
○十二○　私が太子の供をいたして、

以請陳侯于楚、而朝諸君、

【註】請陳侯于楚、與俱朝晉、
陳侯を楚から申乞ひて晉へ共に朝したとなり、

十四年、七月、寡君又朝、以蕆陳事、

【註】蕆、勑也、勑成前好、
○十四○　又朝して陳の好みのきれぬ樣に取扱はれた、

十五年、五月、陳侯自敝邑往朝于君、往年正月、燭之武往朝夷也、

【註】將夷往朝晉、
○十五○　亦朝せられたなり、○往年○　その前年にも夷をつれて晉へ朝せしめた、

八月、寡君又往朝、以陳蔡之密邇於楚、而不敢貳焉、則敝邑之故也、

【註】密邇、比近也、
○八月○　また〳〵朝せられた、○以○　楚に近い國なれば、二心がある筈なるを二心させなんだのは、敝邑

【註】晉不能救魯、故請服、
魯から盟ふと云た、是は晉を頼んだけれども晉も得救はなんだ故、是非なく降つたである、

晉侯蒐于黃父、

【註】一名黑壤、晉地、

遂復合諸侯于扈、平宋也、

【註】傳不列諸國而言復合、則如上十五年會扈之諸侯可知也、
人數立をして遂にまた諸侯を合した、宋を平げるとてなり、けれども何の埒は明かなんだ、

公不與會、齊難故也、書曰諸侯、無功也、

【註】刺欲平宋而復不能、
○公　文公は齊へ降參致さるゝ最中であつた故會せられぬ、○書　經に諸侯と云つたは功のないゆゑなり、

於是晉侯不見鄭伯、以爲貳於楚也、鄭子家使執訊而與之書、以告趙宣子、

【註】執訊、通訊問之官、爲書與宣子、
○於　此時分晉侯が、鄭伯が楚へ附いたと疑てあはれなんだ、○鄭子　鄭から晉の趙盾へ使を以て書を送て、

曰、寡君卽位三年、

【註】魯文二年、
○曰　鄭君が位を繼れて三年目に、

召蔡侯而與之事君、九月、蔡侯入于敝邑以行、

【註】行、朝晉也、
蔡侯を召つれてともに晉公に朝したとなり、○九　此方の國へ來て、それから貴國へ朝した、

敝邑以侯宣多之難、寡君是以不得與蔡侯偕、

夏四月、癸亥、葬我小君聲姜、
魯の小君なり、
齊侯伐我西鄙、
【註】西當爲北、蓋經誤、
西字は北の字の誤なるべし、
六月、癸未、公及齊侯盟于穀、
文公の盟はれた、
諸侯會于扈、
【註】昭公雖以無道見弑、而文公猶宜以弑君受討、故林父伐宋、以失所稱人、晉侯平宋、以無功不序、明君雖不君、臣不可不臣、所以督大教、
宋の昭公は無道なれども、君なれば殺したる者を糺さんとての會なり、
秋、公至自穀、
【註】無傳、

冬、公子遂如齊、
【傳】十七年、春、晉荀林父、衞孔達、陳公孫寧、鄭石楚、伐宋、討曰、何故弑君、猶立文公而還、卿不書、失其所也、
【註】卿不書、謂稱人、
是は卿が會して宋を伐て、何故に君を弑したぞとせめた、○猶　せめた迄でどうしたかやつぱり文公を立て歸た、
夏、四月、癸亥、葬聲姜、有齊難、是以緩、
【註】過五月之例、
延引したとなり、
齊侯伐我北鄙、襄仲請盟、六月、盟于穀、

【註】言無以事後君、
○夫人　蕩意諸に早く去れと云はれた、○對　君の難をのがれて、後の君には何を奉公に仕へんと云て去らぬ、

冬、十一月、甲寅、宋昭公將田孟諸、未至、夫人王姬使帥甸攻而殺之、

【註】襄夫人、周襄王姉、故稱王姬、帥甸、郊甸之帥、
○冬十　出ようと致されて、まだ至られぬ内に、夫人が遠方の士卒をよせて昭公を殺された、

蕩意諸死之、

【註】不書不告、
○蕩　討死したである、

書曰、宋人弑其君杵臼、君無道也、

【註】始例發於臣之罪、今稱國人、故重明君罪、
○書　經は昭公の無道をおとした、

文公即位、使母弟須爲司城、

【註】代意諸、
○文公　終には公子鮑が位に付かした、○使　同母弟なり、

華耦卒、而使蕩虺爲司馬、

【註】虺、意諸之弟、
○華　それ〳〵に申付られた、

【經】十有七年、春、晉人衞人陳人鄭人伐宋、

【註】自閔僖已下、終於春秋、陳侯常在衞侯上、今大夫會在衞下、傳不言陳公孫寧後至、則寧位非上卿、故也、
四國の討たる告文なり、【注】自　後れた故下にあるかと思へば、其ことわりが傳に見えぬ、これは公孫寧が官が輕い故と見えたと云こと、

は、今君が無道なに吾が官の司城は中でも君に近い官なれば、禍が及ぶと思ふ、

棄官則族無所庇、子身之貳也、姑紓死焉、

【註】姑、且也、紓、緩也、

○棄　若し官を棄て浪人した時には、妻子眷屬が身の置所がなくなる、○子　子と云ものは身のかけ替へなれば、彼を出して姑く吾が死をゆるくする、

雖亡子猶不亡族、

【註】己在故也、

○雖亡　今たとひ子が死んでからが、吾が居るからは一族にあんじはないとなり、

既夫人將使公田孟諸而殺之、公知之、盡以寶行、蕩意諸曰、盡適諸侯、公曰、不能其大夫、至于君祖母以及國人、

【註】君祖母、諸侯祖母之稱、謂襄夫人

○既　夫人のだまして狩に出して殺すつもりで有た、○公　昭公も其手段を悟られて、財寶を殘らず持て出られた、かはつた人である、○蕩意諸云なぜ佗國へ行てかくまはれ玉はぬと云た、○公　いや國に居て大夫どもに惡く思はれ、君祖母にまで惡まれ、下にまで惡れて、

諸侯誰納我、且既爲人君、而又爲人臣、不如死、盡以其寶賜左右而使行、

【註】行、去也、

佗國へ往たとて誰が我をかくまはうぞ、○且　それに今人君と云はるゝ身が、又下て人の臣と成らうより死んだがよいと云て、盡く寶を近習の者に賜ひて其方どもは何方へも行けと云はれた、

夫人使謂司城去公、對曰、臣之而逃其難、若後君何、

【註】鮑適祖母、
○公子　此人美男であつて、すんと豔い男ゆゑ、襄公子鮑がためには祖母分なれども若いと見えた、公子鮑に戀慕致された、

而不可、

【註】以禮自防閑、
○而　鮑は禮を以て防ぎて中々合點せぬ、

乃助之施、昭公無道、國人奉公子鮑以因夫人、於是華元爲右師、

【註】元、華督曾孫、代公子成、
○乃　鮑が人に施す入用を折々贈らるゝ、○昭公　君は甚だ無道なゆゑ、國人が皆公子鮑をもり立て、○以　さて夫人を後ろ楯にして、鮑を君にせうとしたなり、○於是　此時分宋の官人は右師の華元をはじめ、

公孫友爲左師、華耦爲司馬、

【註】代公子卬、

鱗矔爲司徒、蕩意諸爲司城、公子朝爲司寇、

【註】代華御事、
歷々皆揃て居た、

初司城蕩卒、公孫壽辭司城、

【註】壽、蕩之子、
○初司　司城の蕩と云が死去の時に、其子の公孫壽が司城を可繼筈を辭して、

請使意諸爲之、

【註】意諸、壽之子、
自身の子意諸に繼がせた、

既而告人曰、君無道、吾官近、懼及焉、

【註】禍及己、
○既　なせ司城に成らぬと云わけを人に告て云に

分て二手にして兩方から攻めるつもりなり、
子越自石溪、子貝自仞、以伐庸、
【註】子越、鬬椒也、石溪、仞、入庸道、
○子越　兩方の入口からどつとよせた、
秦人巴人從楚師、羣蠻從楚子盟、
【註】蠻見楚强敵、
○秦人　剩へ二國の加勢が有て攻めたれば、蠻夷どもはもはや楚が强いと見て降參した、
遂滅庸、
【註】傳言楚有謀臣、所以興、
それゆゑ遂には庸を滅したとなり、是では楚國も强くなる筈である、よい臣どもが有た、
宋公子鮑禮於國人、
【註】鮑、昭公庶弟、文公也、
宋の君昭公の弟で國人を禮を以てあいしらはるゝ、

宋饑、竭其粟而貸之、年自七十以上、無不饋詒也、時加羞珍異、
【註】羞、進也、
○宋　宋の國に飢饉が有たとき、自分の貯への粟を底を竭して貸した、○年　老人にはさまぐな物を饋て、時々には珍異の品をも進たとなり、
無日不數于六卿之門、
【註】數、不疏、
○無　勤めて毎日の御老中まはりをするである、
國之材人、無不事也、
【註】有賢材者、
○國　國中の賢才の人にはみな事へて尊むなり、
親自桓以下、無不恤也、
【註】桓、鮑之曾祖、
○親　親類は曾祖より下は皆恤みあはれむとなり、
公子鮑美而豔、襄夫人欲通之、

の聚つて居る句澨へ歸て人數を增し、

且起王卒、合而後進、師叔曰、不可、

【註】師叔、楚大夫、潘尫也、

且楚王の士卒と合して後に進まうと云た、○師叔　楚の大夫が云には、いや／＼その術はわるい、

姑又與之遇、以驕之、彼驕我怒、而後可克、先君蚡冒所以服陘隰也、

【註】蚡冒、楚武王父、陘隰、地名、

先づ姑く又對戰して、弱々と掛つて彼を驕らせるがよい、敵は勝て驕れば備へが怠り、さて御方の士卒は氣立て怒て來る、そこで攻むれば克つで有らう、○先君　蚡冒は楚の武王の父のこと、此謀は昔先君の陘隰に克ち玉ひたる術であると云て、

又與之遇、七遇皆北、

【註】軍走曰北、

○又與　ちよつ／＼と七たび對戰して、猫のをきをいろふ如くにしては北げて見せた、

唯裨儵魚人實逐之、

【註】裨、儵、魚、庸三邑、魚、魚復縣、今巴東永安縣、輕楚、故但使三邑人逐之、

○唯　庸の者どもがあなどつて、三邑の人數を少しばかり出して逐せておいた、

庸人曰、楚不足與戰矣、遂不設備、楚子乘馹、會師于臨品、

【註】馹、傳車也、臨品、地名、

○庸人　其上に云やうに、楚のつかれ勢は吾々が相手に足る者ではないと云て、遂に備も設けずなり合ひにしておいた、○楚子　十分油斷させておいて、楚王が臨品と云所で人數を會して、

分爲二隊、

【註】隊、部也、兩道攻之、

○焉。諫て云には、それはわるい思案じや、此方が見ごと行くほどならば、寇も亦隨つて來るであらう、○不。さやうに逃げ廻らうよりは、此方より逆よせに庸を伐つにしくはあるまい、○夫。麋と百濮の二國は今此方が飢饉して軍勢を得出すまいと目たれを見て居るゆゑ我國を伐つなり、○若。處を今師を出してあらうならば、必びつくりして畏れて歸らうとなり、○百。其段には百濮は離れて居るから、各己れが邑々へにげ走るであらう、○誰。逃るに忙しいゆゑ、此方を伐つひまは有るまい、○乃。其謀に決して、そこで人數を揃へて出かけたれば、十五日ほどに果して百濮が北げ出した、

自盧以往、振廩同食、

【註】往、往伐庸也、振、發也、廩、倉也、同食、上下無異饌也、

○自盧　盧の方から往て庸を伐つとて、米廩を發いて上下ともに同じ兵糧をつかふた、

次于句澨、

【註】楚西界也、

句澨と云所に陣取て、

使盧戢梨侵庸、

【註】戢梨、盧大夫、

盧の大夫戢梨と云者に云付けて庸を侵させた、

及庸方城、

【註】方城、庸地、上庸縣東有方城亭、

○及。庸の内の方城と云所まで行くと、

庸人逐之、囚子揚窻、

【註】窻、戢梨官屬、

庸人が防戰に出て逐之た、○囚。軍將の組下を庸へ生捕られた、

三宿而逸、曰、庸師衆、羣蠻聚焉、不如復大師、

【註】還復句澨師、

○三。三日過て北げ歸て云には、中々庸は攻められまい、大分の人數である上に、方々の蠻が羣り聚て居るからは、たやすくはせめらるまい、○不。先づ味方

○秋。 國母の卒せられた、○毀。 蛇が出たれば死なれたにと云て、泉宮をこぼちてすてた、

楚大饑、戎伐其西南、至于阜山、師于大林、又伐其東南、至于陽丘、以侵訾枝、

【註】戎、山夷也、大林、陽丘、訾枝、皆楚邑、

楚國が飢饉した、○戎。 楚の困窮したを見込で、戎が楚の西南を伐て阜山と云まで來て、大林と云ところで勢をそろへて、東南へ廻て伐た、陽丘と云ふから訾枝まで段々攻めた、

庸人帥羣蠻以叛楚、

【註】庸、今上庸縣、屬楚之小國、

○庸人。 楚の附庸の者が大分の蠻を引つれて、これも楚に從はぬやうになつた、

麇人率百濮聚于選、將伐楚、

【註】選、楚地、百濮、夷也、

○麇。 是も百濮と云夷をしたがへて、選と云所に聚て楚を伐たうとした、

於是申息之北門不啓、

【註】備中國、

○於是。 城門の見付けを得あけぬ、

楚人謀徙於阪高、

【註】楚險地、

○楚。 いかな大國でも術計つきて、阪高と云嶮岨の地へ徙らうと相談を催した、

蔿賈曰、不可、我能往、寇亦能往、不如伐庸、夫麇與百濮謂我饑不能師、故伐我也、若我出師、必懼而歸、百濮離居、將各走其邑、誰暇謀人、乃出師、旬有五日、百濮乃罷、

【註】濮夷無屯聚、見難則散歸、

【註】泉臺、臺名、毀、壞之也、
こぼちた、
楚人秦人巴人滅庸、
告文である、
冬、十有一月、宋人弑其君杵臼、
【註】稱君、君無道也、例在宣四年、
告文なり、
【傳】十六年、春、王正月、及齊平、
【註】齊前年再伐魯、魯爲受弱故平、
魯と和談がすんだ、
公有疾、使季文子會齊侯于陽穀、請盟、齊侯不肯、曰、請俟君間、
【註】間、疾瘳、
○公　和談がすめば盟はねばならぬ、然る處に文公は病中故、季文子を名代に出して齊侯と會して、季文子が盟ませうと云たれば、齊侯の承知致されず、○曰　文公の虚病を構へ出會せられぬと見えたゆゑ、公の本服成さるゝまで待たうと云はれた、
夏、五月、公四不視朔、疾也、公使襄仲、
處が文公の五月まで四箇月朔を見られぬ故實疾にきはまつた、
納賂于齊侯、故盟于郪丘、
文公から大夫を使者にして進物を贈られた、○故　齊侯の心が和いで盟がすんだ、
有蛇自泉宮出、入于國、如先君之數、
【註】伯禽至僖公十七君、
泉宮と云臺より蛇が出て、魯の城下へ入た、○如　魯の伯禽から僖公まで十七代の數、蛇が十七疋出たとなり、
秋、八月、辛未、聲姜薨、毀泉臺、
【註】魯人以爲蛇妖所出、而聲姜薨、故壞之、

なり、○在周　天の威を畏るゝ故に、福祿が保たるゝとなり、

不畏于天、將何能保、以亂取國、奉禮以守、猶懼不終、多行無禮、弗能在矣、

【註】爲十八年、齊弑商人傳、

○不　それに天を畏れぬ人が無難に福祿を保つと云ことはない、○以　元來齊侯は亂を作して國を取た人なれば、禮を奉め守てさへ、一生無難に終るまいかと懼るゝ、それに多くの無禮を行ては、世に長く在ることはなるまいとなり、

【經】十有六年、春、季孫行父會齊侯于陽穀、齊侯弗及盟、

【註】及、與也、

魯の季文子が會した、齊侯が盟はれなんだ、

夏、五月、公四不視朔、

【註】諸侯每月必告朔聽政、因朝于廟、今公以疾闕、不得視二月、三月、四月、五月朔、也、春秋十二公、以疾不視朔非一也、義無所取、故特擧此、以表行事、因明公之實有疾、非詐齊、

文公の四箇月告朔を行はれなんだ、【注】諸○　神靈へ告朔して政を聞るゝが、○今　文公の病氣故闕かれたである、○不　以上四箇月視られなんだ、是が魯の告朔のすたれた始めである、○春秋　病があれば何時でも闕ける、こゝも尤も實病で有つたと云ことを示した、

六月、戊辰、公子遂及齊侯盟于郪丘、

【註】信公疾、且以賂故、郪丘、齊地、

魯と睦まれた、

秋、八月、辛未、夫人姜氏薨、

國母である、

【註】僖公夫人、公母也、

毀泉臺、

齊人來歸子叔姬、王故也、
【註】單伯雖見執、能守節不移、終達王命、使叔姬得歸、
終に王の命を屆けおほせた、
齊侯侵我西鄙、謂諸侯不能也、
【註】不能討己、
魯の西在鄕をまた伐た、是は賂した故所詮諸侯が己をえせめぬと云了簡で、
遂伐曹、入其郛、討其來朝也、
【註】此年夏朝、
○遂　それから曹をせめて、郭まで入て何故に魯へをり〳〵朝すると云た、
季文子曰、齊侯其不免乎、己則無禮、
【註】執王使而伐無罪、
○季文　魯の季文子が齊侯は難にあはれう、中々難を免るゝ人ではない、其子細は己が身は王の使を執へたり、
而討于有禮者、曰、女何故行禮、禮以順天、天之道也、己則反天、而又以討人、難以免矣、詩曰、胡不相畏、不畏于天、
【註】詩、小雅、
罪もない國を伐たり、無禮をはたらいて居て、禮を行うた曹を討て、偖なぜ禮を行ふぞと咎める、○禮　禮は何の爲に行ふなれば、禮は天に順ふものなり、すれば禮は天の道なり、○己　其禮に反するは天に反するで、それで人を討つと云ては中々災を免れがたいと云こと、○詩曰　畏れまいや天を畏れいではならぬ、
君子之不虐幼賤、畏于天也、在周頌曰、畏天之威、于時保之、
【註】詩、周頌、言畏天威、于是保福祿、
○君子　幼きや賤きを虐げざるは天を畏れてのこと

大城下を取れば入ると云、【注】是は攻取ても此方の地にえせぬなり、

秋、齊人侵我西鄙、故季文子告于晉、

齊から魯をせびらかす故に晉を頼んだ、

冬、十一月、晉侯宋公衞侯蔡侯陳侯鄭伯許男曹伯盟于扈、尋新城之盟、且謀伐齊也、

【註】齊執王使、且數伐魯、

各云合せて好を修め、齊の我まゝを伐うと相談した、

齊人賂晉侯、故不克而還、於是有齊難、是以公不會、

【註】明今不序諸侯、不以公不會故、

晉が加勢してはたまらぬに因て、内々で賂したればぐじ〳〵して歸た、この節齊から魯を伐て居るゆゑ、文公は會せられなんだ、そこで經に皆面々書なんだ、

書曰諸侯盟于扈、無能爲故也、

【註】惡其受賂不能討齊、

○書曰　得しとげなんだを云、

凡諸侯會、公不與不書、諱君惡也、

【註】謂國無難、不會義事、故爲惡、不書、謂不國別序諸侯、

○凡　魯侯の會へ出られぬ時は、國々の名を書ぬ、是は魯の惡事を諱んだもの也、其外に書かぬは此やうな格別わけのあるを知らせたものである、【注】謂何ごともないに會せられいでは魯のわるいのなり、其外なれば、如此難ありと知るべし、

與而不書後也、

【註】謂後期也、今貶諸侯、似爲公諱、故傳發例以明之、

○與而　おそく行れたのもかゝぬ、【注】謂　爰は公のために貶したではない、

云ふことを民に訓ふるである、

示有等威、古之道也、

【註】等威、威儀之等差、

○示　威儀の品々を示す、是が古よりの道と云こと、

齊人許單伯請而赦之、使來致命、

【註】以單伯執節不移、且畏晉故許之、

單伯が望む通りを許容した上で、赦して歸したゆゑ、魯へ來て告た、是は齊も晉人の取持を恐れたものである、

書曰、單伯至自齊、貴之也、

【註】單伯爲魯拘執、既免而不廢禮、終來致命、故貴而告廟、

○書　經に貴でかいた、

新城之盟、

【註】在前年、

蔡人不與、

【註】不會盟、

晉郤缺以上軍下軍伐蔡、

【註】兼帥二軍、

蔡が晉へ服せぬゆゑ、郤缺が上下の軍將を兼役して出て、

曰、君弱、不可以怠、

【註】怠、解也、

○曰　郤缺が君が弱年なれば、別けて怠りては居られぬと云て、

戊申、入蔡、以城下之盟而還、凡勝國、曰滅之、

【註】勝國、絕其社稷、有其土地、

○戊　押寄せて城下で盟せて歸た、城下の盟と云は攻られ方の耻辱なり、○凡　國を攻潰し其地を取り、その社稷を廢して祭らぬ、之を亡ぼすと云、

獲大城焉、曰入之、

【註】得大都而不有、

文子、二子曰、夫子以愛我聞、我以將殺子聞、不亦遠於禮乎、遠禮不如死、一人門于句鼆、一人門于戾丘、皆死、

【註】句鼆戾丘、魯邑、有寇攻門、二子禦之而死、

○或　亦是を讒言する者が有て、獻子に二人がこなたを殺さうとすると云た、○獻子　季文子に此事を告たれば、二子が聞て云には、夫子は我を愛して下さるゝを以て聞えたに、我々は其夫子を殺さうとすると評判のあるは、○不　大きな間違で禮義に遠かつてはゐないか、左すればもはや死ぬるより外に仕方はないと云て、其後魯に合戰のある時、二箇所の大手の門攻めの時に、二人とも討死したと也、不便なことである、

六月、辛丑、朔、日有食之、鼓用牲于社、非禮也、

【註】得常鼓之月、而於社用牲、爲非禮、

社で鼓つと云ことはない、

日有食之、天子不擧、

【註】去盛饌、

○日有　王は膳部をへらし玉ふ、

伐鼓于社、

【註】責羣陰、伐、猶擊也、

○伐　是は王の成さるゝことである、

諸侯用幣于社、

【註】社尊於諸侯、故請救而不敢責之、

○諸　神の助けをいのるこゝろゆゑ供物を奉る、

伐鼓于朝、

【註】退自責、

以昭事神、訓民事君、

【註】天子不擧、諸侯用幣、所以事神、尊卑異制、所以訓民、

○以　王は王の成さるゝことをし、諸侯は其分限に順て神に事へらるゝ、是れ王は貴く諸侯は卑しいと

【註】怨敖取其妻、

○襄　おれが女房を奪た不屆者なれば、吾は一家でも葬禮には立つまいと云た、

惠伯曰、喪親之終也、

【註】惠伯、叔彭生、

○惠伯　諫て云には、さうではない、喪と云ものは親みの終りで一生のしまひ也、

雖不能始、善終可也、史佚有言、曰、兄弟致美、

【註】各盡其美、義乃終、

○雖　始めはわろくとも、終りは能く睦じくしたがよいと也、○史　古の三代の史官の言にも、兄弟と云者は各其美を致して美くして義を終るものと也、

救乏、賀善、弔災、祭敬、喪哀、情雖不同、毋絕其愛、親之道也、子無失道、何怨于人、襄仲說、帥兄弟以哭之、他年其二子來、

【註】敖在莒所生、

○救乏　貧乏を救ひ助け、善榮を賀し善ぶ、災難を問ひ弔らひ、祭りには恭敬するの、喪に哀むのと云ふ類、吉凶禍福の情は一やうには無けれども、皆其愛の絕えぬやうにすることにて、是が親類の道也、○子　然れば其元も親類の道を失はるゝな、何ぞ人の非を云て怨むることがあらうぞと云た、○襄　おとなしい云分を悅で、兄弟を引つれて喪をつとめたと也、○他　偖其後年に至て、穆伯が莒で生ませた二人の子が魯へ來た、

孟獻子愛之、聞於國、

【註】獻子、穀之子、仲孫蔑、

○孟獻子　穆伯が孫で云はゞ二子がためには甥なれども、仲獻子は年たけて二子はまだ年わかと見えた、それを孟獻子が殊の外愛して、國中に隱れが無かつた、

或譖之曰、將殺子、獻子以告季

魯は爾が親子の國なれば、棺を美く飾り立てゝ齊と魯の境の堂阜に捨て置くべし、若し咎めが有つたならば葬り所がないと云へ、

魯必取之、從之、卞人以告、

【註】卞人、魯卞邑大夫、

左やうにしたらば魯の方へ取て葬るにきはまつたと云た、○從　一門が其通りにした、○卞　堂阜の近邊に卞と云所に陣屋が有て、そこの大夫が魯へ如此棺が棄てゝあると注進した、

惠叔猶毀以爲請、

【註】敖卒則惠叔請之、至今期年、而猶未已、毀過喪禮、

○惠　魯では弟の惠叔が早や一年に及べども、猶瘠せかじけて願て居る、

立於朝以待命、許之、取而殯之、

【註】殯于孟氏之寢、終叔服之言、

○立於　朝へ出てひたと願つたに付、御免の命が下つた、それでかりもがりをした、

齊人送之、書曰、齊人歸公孫敖之喪、爲孟氏且國故也、

【註】爲惠叔毀請、且國之公族故、聽其歸殯而書之、

○齊人　それから齊人が送り届た、○書　經に如此書いたは、孟氏ゆゑと魯國の公族ゆゑとの爲め也、故に葬るを許して書いた、すてゝおいては魯に疵が付くとなり、

葬視共仲、

【註】制如慶父、皆以罪降、

○葬視　身に罪がある故一等を下げて葬た、先づ慶父が如にして、

聲己不視、帷堂而哭、

【註】聲己、惠叔母、怨敖從莒女、故帷堂、

○聲　穆伯が先妻なり、魯に棄てゝ莒の女と一生つれそふた故、葬禮を見ともなく思て、堂に帷してまくをへだてゝ哭した、

襄仲欲勿哭、

罪於宋殤公、名在諸侯之策、臣承其祀、其敢辱君、

【註】耦、華督曾孫也、督弑殤公、在桓二年、耦自以罪人子孫、故、不敢屈辱魯君、對共宴會、

○公與　文公の酒盛を致さうと云はれた、○辭　是は麁相なことを云出した、文公の酒相手に成らうと云はるゝを辭退して、○君之　とは自分が祖父華父督を指して、文公の臣に云ひ成す、先代の君の臣督と申す者は、宋の殤公を弑して罪を得ました、其汙名は國々の御記錄にも留て居ます、○臣　則ち私其子孫でござれば、其惡人の祀りを承け傳へて致す、左樣な惡人の孫が君と御相手に成り、御流れを頂戴仕ては君を辱め奉ると也、

請承命於亞旅、

【註】亞旅、上大夫也、

○請承　願くは上大夫衆へ命ぜられて、御酒が頂戴仕りたいと云た、

魯人以爲敏、

【註】無故揚其先祖之罪、是不敏、魯人以爲敏、明君子所不與也、

○魯　爰の魯は魯鈍な也、愚人は發明なと譽れども、君子はたわけと云て笑たと也、子は父の爲めに汙名は隱すべきことなり、【注】無　何の云はいでもよいことに先祖の辱を云出した、

夏、曹伯來朝、禮也、諸侯五年再相朝、以脩王命、古之制也、

【註】十一年、曹伯來朝、雖至此乃來、亦五年、傳爲冬、齊侯伐曹張本、

折々來朝せらるゝ、

齊人、或爲孟氏謀、

【註】孟氏、公孫敖家、慶父爲長庶、故或稱孟氏、

今度穆伯が死で、葬ることを魯からゆるされたに付て、齊の内の或人が公孫敖が一家親類へ謀て云ふには、今度葬りを魯から許されいでも外の臣とは違て、

曰、魯、爾親也、飾棺寘諸堂阜、

【註】堂阜、齊魯竟上地、飾棺不殯、示無所歸、

戊申、入蔡、

【註】傳例曰、獲大城曰入、

秋、齊人侵我西鄙、

魯の西在鄉を侵した、

季孫行父如晉、冬、十有一月、諸侯盟于扈、

【註】將伐齊、晉侯受賂而止、故總曰諸侯、言不足序列、

告文なり、

十有二月、齊人來歸子叔姬、

【註】齊人以王故、來送子叔姬、故與直出者異文、

魯へ送つた、

齊侯侵我西鄙、遂伐曹、入其郛、

【註】郛、郭也、

魯を侵してそれから曹へ押よせた、

【傳】十五年、春、季文子如晉、爲單伯與子叔姬故也、

【註】因晉請齊、

晉を賴で、二人の執へられたを取返して下されと賴むである、

三月、宋華耦來盟、其官皆從之、

書曰、宋司馬華孫、貴之也、

【註】古之盟會、必備威儀、崇贄幣、賓主以成禮爲敬、故傳曰、卿行旅從、春秋特、牽多不能備儀、華孫能牽其屬、以從古典、所以敬事而自重、使重而事敬、則魯尊而禮篤、故貴而不名、

魯へ來て盟たに、組下を不殘連れて本格式を備へて來た、○書 それを經に貴て如此書たと也、【注】古威儀嚴重に進物を丁寧にすることである、○傳曰卿が他所へ行く時には、旅の人數が從ふこと也、○春秋 じだらくに成て略してばかりあるいた、○華古制の通りにしたがふた、皆禮が備た、

公與之宴、辭曰、君之先臣督、得

さぬに因て、王へ願て御威勢を以て齊に求めて玉はれと云た、

曰、殺其子、焉用其母、請受而罪之、冬、單伯如齊、請子叔姬、齊人執之、

【註】恨魯恃王勢以求女故、

○曰　襄仲が王へ云には、子を殺したからは、定て其母なれば齊で入用なことはあるまい、何とぞ此方へ乞受て罪したいと云た、○冬　王の御聞届で御使をつかはされた、○齊　齊の者どもが魯から王を權にして取返すを怒て、王の使ひを召捕た、

又執子叔姬、

【註】欲以恥辱魯、

○又　女めも押こめて魯に辱をあたへた也、

【經】十有五年、春、季孫行父如晉、

晉へ使に往た也、

三月、宋司馬華孫來盟、

【註】華孫奉使鄰國、能臨事制宜、至魯而後定盟、故不稱使、其官皆從、故書司馬、

魯へ來て盟ふた、

夏、曹伯來朝、

魯へ相朝せられた、

齊人歸公孫敖之喪、

【註】大夫喪還不書、善魯感子以赦父、敦公族之恩、崇仁孝之教、故特錄敖喪歸、以示義、

魯國へ送りとゞけたなり、

六月、辛丑、朔、日有食之、鼓用牲于社、

【註】傳例曰、非禮也、

すまじきことで有る、

單伯至自齊、

魯へ歸られた、

晉郤缺帥師伐蔡、

告文なり、

○許。願の通り御免で、その後文伯は死だ、○立。亦穆伯が重く賄して歸り度いと云た、○惠。魯公へ願たれば、今度も御免で有て、歸らうと云て居る内に、齊で死だと云て喪を告て來た也、○請。魯君へ卿の格式を以て葬禮が致たいと願たけれども、是は御免は無かつた、

宋高哀爲蕭封人、以爲卿、

【註】蕭、宋附庸、仕附庸、還升爲卿、

宋の高哀と云者が、宋の領内蕭と云所の疆目預りを勤めて居て、追々首尾が能くて本國へ名出されて、御老中まで立身したれども、

不義宋公而出、遂來奔、

【註】出而待放、從放所來、故曰遂、

宋公の不義を見限て、立退て魯へ來た、

書曰、宋子哀來奔、貴之也、

【註】貴其不食汙君之祿、辟禍速也、

そこを貴で字を書た、

齊人定懿公、使來告難、故書以九月、

【註】齊人不服、故三月而後定、書以九月、明經日月皆從赴、

跡目を立るとてしかぐ國人が服せぬに因て、國中に難があつたゆゑ、三月かゝつて先づ懿公をば君と定め、さて國の騷動を告た故經には九月と書た、

齊公子元不順懿公之爲政也、終不曰公、曰夫己氏、

【註】猶言某甲、

○齊公子。君と定ても、中々君の仕置と思はぬによつて順はぬ也、○終。かの人かの人と呼で公と云ことは假にも云はなんだ、

襄仲使告于王、請以王寵、求昭姬于齊、

【註】昭姬、子叔姬、

魯の女が齊の後室と成て居られ、剰へ子を殺されて居らるゝ故、齊においては心もとなけれども、只は返

作亂、
【註】傳言楚莊幼弱、國內亂、所以不能與晉競、
○公　是は令尹を望で、成らぬが不足故亂を作た也、

穆伯之從己氏也、
【註】在八年、
前にある通り、莒の女己氏があとを慕て魯を去た故、

魯人立文伯、
【註】穆伯之子穀也、
魯では穆伯が子の文伯に家督をさせられた、

穆伯生二子於莒、而求復、文伯以爲請、襄仲使無朝聽命、復而不出、
【註】不得使與聽政事、終寢於家、故出入不書、
○穆　己氏とそふて莒で兩人子が出來てから、亦己氏も飽きたかして、魯へ歸へりたいと云た、○文伯　父のこと故に魯公へ願て呼寄たいと云た、○襄　歸參はすんだけれども、右の通不埒者なれば、魯へ歸ても朝廷へ出て政事を聞かすることもなく、外へも出さず蟄居させて、【注】不　家內に寢て、ばかり居たゆゑ經にかゝぬ、

三年而盡室以復適莒、文伯疾、而請曰、穀之子弱、
【註】子、孟獻子、年尙少、
○三年　亦魯に居ても面白く無かつたかして、家內悉く引さらへて莒へ行た、○文伯　病氣大切に及で、家督のことを願ふには、私が倅はまだ幼弱にござれば、

請立難也、
【註】難、穀弟、
何とぞ弟の難へ家督を仰付られ下されよと願うた、

許之、文伯卒、立惠叔、穆伯請重賂以求復、惠叔以爲請、許之、將來、九月、卒于齊、告喪、請葬、弗許、
【註】請以卿禮葬、

【註】復使和親、
趙盾が和睦をさせて都へ歸した、甚だ周の衰へたることである、王が諸侯の世話に成らるゝ、

楚莊王立、
【註】穆王子也、
楚の代がはりに莊王が幼年故、

子孔潘崇將襲羣舒、使公子燮與子儀守、而伐舒蓼、
【註】即羣舒、
子孔と潘崇と二人が羣舒をとりまきに掛た、○使　留守をば此二人が守護と成て居た、

二子作亂、城郢而使賊殺子孔、不克而還、八月、二子以楚子出、將如商密、
【註】國語曰、楚莊王幼弱、子儀爲師、王子燮爲傅、

○二子　此守護どもが亂を興して郢に城て、子孔を殺しにかゝつて仕損じた、二人が楚子をつれて、商密へ行くつもりで有つた、

廬戢梨及叔麇誘之、遂殺鬬克、及公子燮、
【註】廬、今襄陽中廬縣、戢梨、廬大夫、叔麇、其佐、鬬克、子儀也、
○廬戢　此所の加番がだまして右の二人を殺た、

初鬬克囚于秦、
【註】在僖二十五年、
○初鬬　昔捕れて居た時、

秦有殺之敗、
【註】在僖三十三年、

而使歸求成、成而不得志、
【註】無賞報也、
和睦を取結でも賞を得ぬが不足で居た、

公子燮求令尹而不得、故二子

○將○　我と云へども亦心にいらずば殺すで有らう、爾爲之て君と成れと云た、

有星孛入于北斗、周內史叔服曰、不出七年、宋齊晉之君、皆將死亂、

【註】後三年、宋弑昭公、五年、齊弑懿公、七年、晉弑靈公、史服但言事徵、而不論其占、固非末學所得詳言、

周の內の內史の官が此彗星を占て、七年立ぬ內には、三箇國の君が皆亂に死せらるゝで有らうと云、【注】○後○　各當てくる、○不○　何の故と云ふことは知れぬことである、

晉趙盾以諸侯之師八百乘、納捷菑于邾、

【註】八百乘、六萬人、言力有餘、夥しき人數を率して押よせた、是は無理である、

邾人辭曰、齊出貜且長、

【註】貜且、定公、○邾人○　云譯けするには、齊の甥を君としたのは年長なれば也、總領を棄てゝ次男に位は繼がせられぬと云た、

宣子曰、辭順而弗從、不祥、乃還、

【註】立適以長、故曰辭順、○宣子○　趙盾が向ふの辭が順な、從はぬは不祥じやと云て退た、

周公將與王孫蘇訟于晉、王叛王孫蘇、

【註】王、匡王、叛、不與、兩人が晉のさばきを受けにゆく、○王○　王は王孫蘇が無理のやうに、

而使尹氏與聃啓、訟周公于晉、

【註】訟、理之、尹氏、周卿士、聃啓、周大夫、卿と大夫とを遣して、晉にさばかするつもりである、

趙宣子平王室而復之、

直に邾を攻て、浪人の捷菑を納れにかゝつた、

秋、七月、乙卯、夜、齊商人弑舍而讓元、

【註】元、商人兄、齊惠公也、書九月、從告、七月無乙卯、日誤、

果して商人が弑した、○而　まづ上べをかざり、己れは位を取らいで兄に讓て、君と成られよと云た、

元曰、爾求之久矣、我能事爾、爾不可使多蓄憾、

【註】不爲君則恨多、

○元曰　兄が合點せぬ、其方は多く士に施して此位を求むること、久い以前よりのことであれば、其方君と成れ、我は爾を君として事へるであらうと也、○爾を君とせずんは亦憾を蓄へるで有らう、爾がやうな者に憾をたくはへさせられぬ、

將免我乎、爾爲之、

【註】言將復殺我、

【註】家財盡、從公及國之有司富者貸、

○而　己が家財は有たけ施して、底をふるつた上では、君や諸役人の金持に金銀を借用しては施す也、

夏、五月、昭公卒、舍卽位、邾文公元妃齊姜、生定公、二妃晉姬、生捷菑、文公卒、邾人立定公、捷菑奔晉、

○夏五　先づ一旦は舍が位に即れたである、齊から晉からと嫁に行れた、夫人が二人ともに男子が有て、文公が死なるゝと、跡目論で齊女の子が立た故、晉女の子は母の鄕へ退いたと也、

六月、同盟于新城、從於楚者服、

【註】從楚者、陳鄭宋、

經に有る通り各盟て、

且謀邾也、

【註】謀納捷菑、

【註】諸侯無執王使之義、故不依行人例、齊が無法で執へた、【注】諸行人を執ふるも惡けれども、諸侯として王の使を執ふる道理はないゆゑ、行人の例に書には及ばぬ、

齊人執子叔姬、

【註】叔姬、魯女、齊侯舍之母、不稱夫人、自魯錄之、父母辭、不及解、

【傳】十四年、春、頃王崩、周公閱與王孫蘇爭政、故不赴、凡崩薨、不赴則不書、禍福、不告亦不書、

【註】奔亡、禍也、歸復、福也、王の崩御也、○周 政を爭てさわがしいに付て、國々へ崩御を告げなんだ、○凡 何ほど王のことでも告げねば書せぬは、

懲不敬也、

【註】欲使怠慢者自戒、

寵相にするをこらしたものなり、

邾文公之卒也、

【註】在前年、

公使弔焉、不敬、邾人來討、伐我南鄙、故惠伯伐邾、

魯から弔ひにやられたれども、無禮に有たに付て怒て南在を伐た、故に魯からも伐かへした、

子叔姬妃齊昭公、生舍、叔姬無寵、舍無威、公子商人驟施於國

【註】驟、數也、商人、桓公子、

昭公の妃と成て舍を生まれたれども寵なく、舍にも威勢が無かつた、○公子 ひたと諸臣に物を施して人を多くなつけた、舍を殺して己が位を奪ふ下た心である、

而多聚士、盡其家、貸於公有司以繼之、

之、
孛は彗星のこと也、
公至自會、
【註】無傳、
廟告した、
晉人納捷菑于邾、弗克納、
【註】邾有成君、晉趙盾不度於義、而大興諸侯之師、涉邾之竟、見辭而退、雖有服義之善、所興者廣、所害者衆、故貶稱人、
告文也、晉の趙盾が世話をして捷菑を納れに懸たれど、事が成らなんだ、【注】邾○君と可成人のある處へ義理をも度り考へずして、大分諸侯を方人にして、はる〴〵邾へ往て納れにかけても、邾には云分けがある故、理に服して退いた、○雖○退いたは義に服したので善いなれども、始めの趣向が廣く大さうに有たに因て、害する處も多いを以て、卿なれども名を書かれなんだ、
九月、甲申、公孫敖卒于齊、
【註】既許復之、故從大夫例書卒、
穆伯也、前に周へ使者に行くとて賂を奪て莒へ立退た、それが齊で死だを魯史に載せた、是は歸參の願ひがすんで、歸る筈に成て死だゆゑ、やはり魯の大夫にしてのせた、
齊公子商人弑其君舍、
【註】舍未踰年而稱君者、先君既葬、舍已即位、弑君例、在宣四年、
告文、【注】舍○翌年にはならねども、はや即位も濟だからは、君に疑ひはない故君とした、
宋子哀來奔、
【註】大夫奔例、書名氏、貴之、故書字、
魯へ來た、
冬、單伯如齊、
【註】單伯、周卿士、爲魯如齊、故書、
周の卿なれども魯から賴で行てもらふた、故に書た者也、
齊人執單伯、

る丶時には、大國に引立てられて救ひ助けてもらはねばたゝぬほどに、たのみますと云心である、

文子賦采薇之四章、

【註】采薇、詩小雅、取其豈敢定居、一月三捷、許爲鄭還、不敢安居、

○文子　魯からの答賦に、成程と許容した心をのべた、采薇の四章は、吾居に安々と居らぬと云心を云て、それを取て、いま又鄭國のために晉へ參らう、自國に安居しては居まいと云こゝろである、

鄭伯拜、

【註】謝公爲行、

鄭伯の文公の志を辱いと禮拜致されたれば、

公荅拜、

文公も同く答拜を致された也、

【經】十有四年、春、王正月、公至自晉、

【註】無傳、告於廟、

廟へ告られたゆゑ書た、

邾人伐我南鄙、叔彭生帥師伐邾、

魯を侵した、因て魯からも惠伯が勢を率して伐かへした、

夏、五月、乙亥、齊侯潘卒、

【註】七年、盟于扈、乙亥、四月二十九日、書五月、從赴、

告文なり、

六月、公會宋公陳侯衞侯鄭伯許男曹伯晉趙盾、癸酉、同盟于新城、

【註】新城、宋地、在梁國穀熟縣西、

文公の七國と盟はれた、

秋、七月、有星孛入于北斗、

【註】孛、彗也、既見而移入北斗、非常所有、故書

于沓、請平于晉、公還、鄭伯會公于棐、亦請平于晉、公皆成之、

【註】鄭衞貳于楚、畏晉、故因公請平、

文公が晉へ參覲せられた、且以前の盟をつがれた、○衞侯　文公と沓と云所にて會して、晉と和睦を調へて玉はれと賴まれた、○公　それからまた文公の鄭伯にも會せられたれば、是も晉への和談をたのまれた、○公　それゆゑ文公の再び晉へ行て、兩國ともに晉と和談するやうに取持たるゝ、

鄭伯與公宴于棐、子家賦鴻雁、

【註】子家、鄭大夫、公子歸生也、鴻雁、詩小雅、義取侯伯哀恤鰥寡、有征行之勞、言鄭國寡弱、欲使魯侯還晉恤之、

○鄭　鄭伯が會を設て、文公を饗せられた、○子　鄭の大夫が禮謝の意で、鴻雁の詩をうたふた、此詩には侯伯の鰥寡孤獨を哀れみ恤んで、征伐に歩行るゝことを勞はつたことが賦してある、それゆゑ鄭の寡弱な孤獨同前なを魯侯のあはれみ、晉へ立ち歸て和睦させて下されと云こゝろに取用ひた、

季文子曰、寡君未免於此、

【註】言亦同有微弱之憂、

○季文　魯の季子が云には、寡君義も同く小國の義なれば、微弱の憂は手前にも免るゝことを得致されぬと云て、

文子賦四月、

【註】四月、詩小雅、義取行役踰時、思歸祭祀不欲爲還晉、

賦して答た、四月の詩の意は、久しく旅に居まするこ とゆゑ、何とぞはやく歸て、先祖を祀りたいと思るゝ折からなれば、又晉へ參ることは御免なされよと云て斷をいふ也、

子家賦載馳之四章、

【註】載馳、詩鄘風、四章以下、義取小國有急、欲引大國以救助、

○子家　また鄭から載馳の四章目を賦して、魯をたのむ心をのべた、四章の心は、小國が急難有りて侵さ

曰、苟利於民、孤之利也、天生民而樹之君、以利之也、民既利矣、孤必與焉、左右曰、命可長也、君何弗爲、邾子曰、命在養民、死之短長、時也、民苟利矣、遷也、吉莫如之、

【註】左右以一人之命爲言、文公以百姓之命爲主、一人之命、各有短長、不可如何、百姓之命乃傳世無窮、故徙之、

○史曰　トふて云には、民には利あれども君に利がないと云た、○邾子　かりそめにも民にさへ利があれば、それが則ち孤が利となると也、天より萬民を生じて、其中で君と云者を樹つるは、下民を利するために立たまふものなり、○民　民さへゆたかにならば、吾も其利に預かるで有らう、○左右　側の者どもが云には、命と云者は長く致すやうに祈る、○君　何ゆゑ長いやうに成されぬ、○邾子　今長く生きたいと命を愛むも民を養ふためである、○死　死ぬるに早いと遲いがある、是は時節と云ものである、すれば我が長壽せぬことも苦しからず、假初にも民の利になることならば早く遷らうとなり、○吉　是ほど吉なることは有るまいと云て、【注】左　君一人の命を目的にして云、○文公　邾子は萬民の命を主にして、自分の命はすてゝ云はるゝ、○一　短長は何ともならぬ、百姓は萬代不易である、

遂遷于繹、五月、邾文公卒、君子曰、知命、

遂に遷られた、○五月　果して死なれた、因て君子の評に、よく天命を知て明な人じやとなり、

秋、七月、大室之屋壞、書不共也、

【註】簡慢宗廟、使至傾頽、故書以見臣子不共、

大切なる宗廟をおろそかにして、傾き頽るゝに至らしむるは、不共と云ことをそしりた、

冬、公如晉朝、且尋盟、衞侯會公

とは思ふまい程に行てくれよ、此言を背たならば、河水の神の罰を蒙らん、淸きこと此水の明かな如く僞りは云ふまいとなり、

乃行、繞朝贈之以策、

【註】策、馬檛、臨別授之馬檛、並示己所策、以展情、繞朝、秦大夫、

○乃行　是で士會がもはや晉へ歸ても氣づかひはない也、そこで行く筈に成た、○繞朝　是は秦の大夫で知謀ある者なれども、何としたか用られずに居た、士會が今行くは壽餘が連れに來て云合せて歸ると云ことは合點である、それゆゑ餞別に馬のむちを士會へ贈た也、

曰、子無謂秦無人、吾謀適不用也、

【註】示己覺其情、

○曰子　足下あの方へ歸ても、秦の者は皆おろかで智のある人は無いと云はるゝな、○吾　吾は足下たちの仕組は合點なれども、謀が用られぬで是非がない、用ひらるゝならば存念があるけれどもと云て、計策あるの心を表はして、策を贈つたものである、

既濟、魏人譟而還、

【註】喜得士會、

○既濟　河を向へ濟ると、魏人どもが望の如く仕すましたを喜で、どんどと云て歸たとなり、譟はどやくと笑ひながら行くを云、

秦人歸其帑、其處者爲劉氏、

【註】士會、堯後、劉累之胤、別族復累之姓、

○秦人　盟はれたものなれば、是非なく妻子を送られた、○其　處る者と云は士會も久しく秦に居たゆゑ、大分子が出來た、それで秦に殘た者どもは劉氏に改めて、本姓へ立かへつた也、

邾文公卜遷其繹、

【註】繹、邾邑、魯國鄒縣北有繹山、

邾の君が繹と云所へ所替を致さうと云て卜せられた、

史曰、利於民、而不利於君、邾子

むな、早く用意せよ合點かと云心也、

秦伯師于河西、

【註】將取魏、

○秦伯　河の西に陣を張た、

魏人在東、

【註】今河北縣、於秦爲在河之東、

○魏　是は河の東にある、秦から是を伐ちとるつもり也、

壽餘曰、請東人之能與夫二三有司言者、吾與之先、

【註】欲與晋人在秦者共先告喩魏有司、

○壽　壽餘が秦伯へ云ふには、あの魏を歸服させうと思召さば、私が參て說て合點をさせませう、然れども私一人では信用致すまいで、晋の國から御家へ參て居まする者の內に、魏の役人とも心安く語るやうな人が有るならば、同道致して先へ行て さとしませうと云た也、

使士會、士會辭曰、晋人虎狼也、若背其言、臣死、妻子爲戮、無益於君、不可悔也、

【註】辭行、示己無去心、

○使士會　さらばとて士會に行けと云付けられたなり、○士會　爰が亦士會が計也、私は得參るまい、なぜなれば晋人の心は虎狼のやうでゆだんがならぬ、始末よく此方の謀にのればよいが、若し其言に背て、此方の云言を聞かぬ時は私は殺されう、たとひ殺さずとも私を彼方に止おいて歸さずば、私が妻子を御誅戮成さるゝであらう、すれば君にも益にもならず、私も本意を失て、前非を悔んでもかへりますまいとなり、是秦を去る心のないと云ことを見せた、

秦伯曰、若背其言、所不歸爾帑者、有如河、

【註】言必歸其妻子、明白如河、

○秦伯　それは是非にかなはぬ、若し其方が晋に止られたならば、其時は妻子を送てやらう、其方が二心

季を召かへさうと云、

能外事、且由舊勳、

【註】有狐偃之舊勳、

○能外　賈季は他國とも睦じく、外事をも能くし、其上舊き功もある者なれば棄られぬと云た、

郤成子曰、賈季亂、且罪大、

【註】殺陽處父故、

○郤　あの賈季は此國で亂を起し、人を殺した者にて莫大な罪がある、

不如隨會、能賤而有恥、柔而不犯、

【註】不可犯以不義、

それよりは隨會を召すにしくはない、隨會が性質は能く卑下して耻を知り、柔和にして不義を犯さぬ者なれば人物がよく、

其知足使也、且無罪、乃使魏壽餘僞以魏叛者、以誘士會、執其帑於晉、使夜逸、

【註】魏壽餘、畢萬之後、帑、壽餘妻子、

請自歸于秦、秦伯許之、

【註】許受其邑、

○其知　智謀は隨分不足もなく使はるゝ、其上罪は少しもない、○乃　そこで隨會を召かへす相談に一決して、是からその計略也、先づ隨會に歸れと云ても、久しく秦の恩を受たれば歸るまい、又秦へ歸して呉れよと云ても、敵なれば迚も歸しはせぬに依て、晉の方に謀叛人を拵へて秦をあざむく也、晉の魏壽餘と云者が晉を背て、魏と云所を以て秦へ降參した、○執　さて士會が妻子を壽餘が盜み出して夜逃にして秦へ行て、御家人に成されて下されと云た、○秦　一ぱい食はされた、

履士會之足於朝、

【註】躡士會足、欲使行、

○履　或とき朝廷にて士會が足をしつかと履て、吾が來たのは足下を伴ひに來たである程に爰に足を止

【註】無傳、
告文なり、

十有二月、己丑、公及晉侯盟、

【註】十二月無己丑、己丑、十一月十一日、
好みを修むるなり、

公還自晉、

晉國から歸らるゝ、

鄭伯會公于棐、

【註】棐、鄭地、
文公の歸りを鄭伯の待うけて、棐にて會せられた、

【傳】十三年、春、晉侯使詹嘉處瑕、以守桃林之塞、

【註】詹嘉、晉大夫、賜其瑕邑、令帥衆守桃林以備秦、桃林、在弘農華陰縣東潼關、
晉の君が大夫の詹嘉と云者に瑕と云邑を知行させて桃林を守り秦の押へと致された、瑕は 桃林の よせ口ならん、

晉人患秦之用士會也、夏、六卿相見於諸浮、

【註】諸浮、晉地、
始め士會は晉を出奔して秦へ附た、智謀ある者にて秦に用ひらるゝゆゑ、晉の計略も秦にさとられて利を失ふを患へた、○夏六卿　晉の六卿が諸浮と云所へ會合して相談した、

趙宣子曰、隨會在秦、賈季在狄、難日至矣、若之何、

【註】六年、賈季奔狄、
其とき趙宣子が云には、此方のたのみになる隨會は秦に居り、賈季は狄に居る、是らが敵になつては難が日々至らう、是は何とせうと云た、

中行桓子曰、請復賈季、

【註】中行桓子、荀林父也、僖二十八年、始將中行、故以爲氏、
○中行　然らば立退た者を召返すが よい、拙者が賈

○將遁矣　必定敵は逃るに極た、追かけて黄河を渡るところを擊つならば、打敗らうとなり、

胥甲趙穿當軍門呼曰、死傷未收而棄之、不惠也、不待期而薄人於險、無勇也、乃止、

【註】晉師止、爲宣元年放胥甲傳、

○胥甲　兎角趙穿が臾駢の謀を用ひぬ、軍門に立ちふさがつて呼はつて云には、死傷の者を取收めぬは不惠也、約諾をもせずして迫り險阻を目がけるは、勇がないにて卑怯なりと云て止めた、

秦師夜遁、復侵晉入瑕、

○秦師　果して夜中に引取た、○復　歸がけに又邑を攻た、

城諸及鄆、書時也、

時節が城普請などによかつた也、

【經】十有三年、春、王正月、夏、五月、

壬午、陳侯朔卒、

【註】無傳、再同盟、

告文なり、

邾子蘧蒢卒、

【註】未同盟、而赴以名、

告文なり、

自正月不雨、至于秋七月、

【註】無傳、義與二年同、

害には成らなんだ、

大室屋壞、

【註】大廟之室、

魯の大廟が壞れ損じた也、

冬、公如晉、衞侯會公于沓、

【註】沓、地闕、

文公が晉へ參覲せられた、其とき衞侯が 沓と云所にて文公と會せられた、

狄侵衞、

屬出、宣子曰、秦獲穿也、獲一卿矣、

【註】僖三十三年、晉侯以一命命郤缺爲卿、不在軍帥之數、然則晉自有散位從卿者、

○穿曰　我は各方の謀は如何あるかは存せぬ、○將　左やうならば拙者一人出でゝ戰はうと云て、自分の手勢計を引率して馳出した、早り雄ではある、○宣子　趙穿を討死させては置れぬに因て、趙盾が云には、秦へ趙穿を得るならば一卿を生捕らるゝと云ものなり、

秦以勝歸、我何以報、乃皆出戰、交綏、

【註】司馬灋曰、逐奔不遠、從綏不及、逐奔不遠、則難誘、從綏不及、則難陷、然則古名退軍爲綏、秦晉志未能堅戰、短兵未致爭而兩退、故曰交綏、

○秦以　今度の軍は羈馬を取られた返報なるに、又秦が勝たと云て歸ては、何を以て報軍と云はれんや、是はすて置けぬと云て、皆一度に出でゝ戰ひ、相引に成たとなり、【注】不及解、

秦行人夜戒晉師曰、兩君之士皆未憖也、明日請相見也、

【註】憖、缺也、

○秦行　秦から使番を出して、夜中に及で來て云には、兩君の士卒まだしか〳〵戰はぬゆゑ、○皆　討死いたした者もない、○明　明日に成つたならば又一軍致さうと云た、

臾駢曰、使者目動而言肆、懼我也、

【註】目動、心不安、言肆、聲放失常節、

○臾　又臾駢が謀りて云には、秦より來た使者の體相を見るに、目が動いて言舌が亂れて肆な、あれは此方を愼れて、あの如くに目も動き言もしどろな、

將遁矣、薄諸河、必敗之、

【註】薄、迫也、

あり、晉の君の壻である、

有寵而弱、不在軍事、

【註】弱、年少也、又未嘗涉知軍事、

○有寵　君の寵があるゆゑ、我まゝにてしかも年若なゆゑ、軍の事は一向知らぬと也、

好勇而狂、且惡臾駢之佐上軍也、若使輕者肆焉、其可、

【註】肆、暫往而退也、

○それに性質が血氣の勇がすきで、狂人のやうな男で、○且　其うへ臾駢が上軍の佐と成たを惡むと承た、○若　すれば此方からは先づ輕はづみな者を遣はして、肆とは一旦攻よせて早く引くこと也、さやうに致さば、きつと趙穿が陣を出て追ませう、其時戰ひが取結べませうと也、

秦伯以璧祈戰于河、

【註】禱求勝、

○秦伯　河の神に戰の勝利を祈られた、

十二月、戊午、秦軍掩晉上軍、趙穿追之、不及、

【註】上軍不動、趙穿獨追之、

○十二　秦から少し人數を出して、晉の上軍を取卷きにかゝつた、○趙　上軍はかまはぬに、趙穿ばかりが伐て出て追た、○不　秦は疾かに逃たゆゑ、得追付かなんだ、

反怒曰、裹糧坐甲、固敵是求、敵至不擊、將何俟焉、軍吏曰、將有待也、

【註】待可擊、

○反　大に怒て云やう、兵粮を用意して鎧も脱ずに居るのは、もとより敵に逢たいとて也、然るに敵が攻よせても、各は擊ちもせず安閑と何を俟て居らるゝぞと云た、○軍吏　軍目付が答に、戰ふべき時節を待つのであるほどに、先づ待れよと云た、

穿曰、我不知謀、將獨出、乃以其

臾駢佐之、

【註】代林父、

欒盾將下軍、

【註】欒枝子、代先蔑、

胥甲佐之、

【註】胥臣子、代先都、

范無恤御戎、

【註】代步招、

○晉　晉も取られて居らぬ、又防戰のために勢ぞろへする、

以從秦師于河曲、臾駢曰、秦不能久、請深壘固軍以待之、從之、秦人欲戰、秦伯謂士會曰、若何而戰、

【註】晉士會、七年奔秦、

河曲まで追かけて出向た、○臾駢　その時臾駢が謀に、秦の軍勢は中々久しく對陣はえせまい、○請　どうぞ此方は城壘を高くし軍を固くして、敵の引くまで待たがよからうと云た、○從之　尤也と同心した、○秦　秦の方では早く戰ひたく思ふ、○秦伯　士會はもと晉の者ゆゑ、秦伯が晉の謀の樣子を問ひ、さて如何したらば戰ふことが出來んと相談せらるゝ、

對曰、趙氏新出其屬曰臾駢、必實爲此謀、將以老我師也、

【註】臾駢、趙盾屬大夫、新出佐上軍、

○對曰　果して士會が晉の謀を察して云には、晉の趙盾が組下から、今度新たに軍者を出した、名を臾駢と申す、○必　今あの如く陣營を固く守て戰はぬは、必定彼が謀なるべし、是は此方の軍勢を疲らす謀とみえた、

趙有側室曰穿、晉君之壻也、

【註】側室、支子、穿、趙夙庶孫、

○趙有　側室は庶流也、趙盾が庶流に趙穿と申す者

ござらず、願くは貴國の御元祖の周公魯公の御廟前に奉納致して、福を授け玉はるやうにと祈り要め、且は君に事へ度き存念にて、

不腆先君之敝器、使下臣致諸執事、以爲瑞節、

【註】節、信也、出聘必告廟、故稱先君之器、

不腆　麁相な品ではござれども、先君から持傳への敝品でござるに付て、下臣に申付て御役人衆まで上られます、○以　それ故に使のしるしまでに、進上いたして、

要結好命、所以藉寡君之命、結二國之好、

【註】藉、薦也、

好みを結びたく存ずるに付、只今の通り寡君の口上を申述まして、二國と好を結びまする、

是以敢致之、襄仲曰、不有君子、其能國乎、國無陋矣、厚賄之、

【註】賄、贈送也、

○是　それ故無理に是を獻じますと云た、○襄　件の口上を聞て、襄仲が感心して偖も〳〵　如此君子が有ればこそ、秦は能く國が治まつたれ、君子がなくばあれ程な國とは成るまいと也、○國　田舍く　さうない國じやと云て、魯からも贈物を厚くしたと也、使して君命を辱しめぬと云は此事なり、

秦爲令狐之役故、冬、秦伯伐晉、取羈馬、

【註】令狐役、在七年、羈馬、晉邑、

前年に晉から侵されて、令狐を敗られた討返しに、○冬　羈馬と云邑を取た、

晉人禦之、趙盾將中軍、荀林父佐之、

【註】林父代先克、

郤缺將上軍、

【註】代箕鄭、

城舒城西南有龍舒、
○群舒　楚に從はぬやうになつた、

夏、子孔執舒子平、及宗子、遂圍巢、

【註】平、舒君名、宗巢二國、羣舒之屬、
○夏子　成嘉が、群舒の黨の舒の君と、宗の君とを執へ、それより巢を圍んだ、

秋、滕昭公來朝、亦始朝公也、

魯國へ朝せられた、

秦伯使西乞術來聘、且言將伐晉、襄仲辭玉、曰、君不忘先君之好、照臨魯國、鎭撫其社稷、重之以大器、寡君敢辭玉、

【註】大器、圭璋也、不欲與秦爲好、故辭玉、
秦の君から西乞術と云者を魯へ來聘させて、今般晉を伐ちまするとて云て　おこした、○襄仲　魯は晉と睦しい最中なれば、秦と親しくは成りにくい故に、襄仲が秦から贈たる玉を返し、辭退して云には、○君　秦伯を指して、君には先君より御代々御懇意に成され下さるゝ好みを忘れ玉はず、當國へ照臨し來らせ玉ふて、此方の社稷の安泰なやうにと成され下さるゝさへ有るに、其上に結構なる大器を下されて忝けれども、魯君より玉の義は御辭退申されますと也、

對曰、不腆敝器、不足辭也、

【註】腆、厚也、
○對曰　西乞術が返答に、至て麁相なる品なれば、御辭退下さるゝに足る物ではござらぬと云て、玉を指出したけれど、

主人三辭、賓答曰、寡君願徼福于周公魯公以事君、

【註】徼、要也、魯公、伯禽也、言願事君、以幷蒙先君之福、
奏者が幾たびも辭退するに付て、使者の演説には、私の寡君の只今かやうに獻ぜらるゝも、一と通りでも

【註】非公寵叛人、文公の諸侯あしらひにて迎へられた、是は禮ではなく間違である、高で叛逆人なり、

故書曰、郕伯來奔、不書地、尊諸侯也、

【註】既尊以爲諸侯、故不復見其竊邑之罪、○故書　それで經におとしても書れず、いやながら郕伯と諸侯あしらひに書たと也、○不以夫鍾與郕邽來奔と書くべきなれど、諸侯として尊むからは、邑を盜で來たことはもう書かれぬ也、

杞桓公來朝、始朝公也、

【註】公即位始來朝、文公の位に即れて始ての朝禮である、

且請絕叔姬而無絕昏、公許之、

【註】不絕昏、立其娣以爲夫人、不書大歸、未笄而卒、○且請　是が希有な望みである、始め魯の女の叔姬をむかへたれど、氣にいらぬかして、其は魯へ歸し、○無絕昏とは昏姻の好みは切らず、壻舅の緣は切れぬやうにして下されと望まれた、○公　文公のまだ妹も行て居らるゝゆゑ、尤と許容いたされた、【注】不大歸とて去り切られたを書ぬは、離緣の引合ばかりで、まだ魯へ歸られぬ內に死なれたを見せた、未笄とある本は誤りなり、未歸とあるがよい、

二月、叔姬卒、不言杞、絕也、

【註】既許其絕、故不言杞、杞叔姬と書べきなれども、去られた故に除かねばならぬ、

書叔姬、言非女也、

【註】女未笄而卒不書、○書叔姬　最早笄せぬ女ではない故也、

楚令尹大孫伯卒、成嘉爲令尹、

【註】若敖曾孫子孔、令尹が死去した、其跡役を成嘉と云ものに命じた、

羣舒叛楚、

【註】羣舒、偃姓、舒庸舒鳩之屬、今廬江南有舒

俗を棄て、禮が正しかつた故貴んで伯とした、

二月、庚子、子叔姬卒、

【註】既嫁成人、雖見出棄、猶以恩錄其卒、

魯から杞へ嫁せられたが、離縁の後に卒せられた、

【注】既。成人せぬ女は死去を書ぬ、是は一旦杞へ嫁せられた故に書るした、

夏、楚人圍巢、

【註】巢吳楚間小國、廬江六縣東有居巢城、

告文なり、

秋、滕子來朝、

魯へ朝せられた、

秦伯使術來聘、

【註】術不稱氏、史略文、

魯へ聘禮の使をおこした、

冬、十有二月、戊午、晉人秦人戰于河曲、

【註】不書敗績、交綏而退、不大崩也、稱人、秦晉無功、以微者告也、皆陳曰戰、例在莊十一年、河曲、在河東蒲坂縣南、

告文なり、【注】不。交綏とて相引になつて兩方とも大敗北はせなんだ、

季孫行父帥師城諸及鄆、

【註】鄆、莒魯所爭者、城陽姑幕縣南有員亭、員、卽鄆也、以其遠偪外國、故帥師城之、

魯から城を取立た、他國へ近い所ゆゑ、軍兵を引連て往き用心して城を築た、

【傳】十二年、春、郕伯卒、郕人立君、

【註】太子自安於外邑、故、

郕の君が卒せられた、時に太子は夫鍾に居られた故に、外の公子を君とした、

太子以夫鍾與郕邽來奔、

【註】郕邽亦邑、

○太子。邑二つを領して、魯へ出奔して來たを、

公以諸侯逆之、非禮也、

【註】魯桓之十六年、
此僑如が弟の焚如を生捕た、又齊の襄公の二年にも、

鄋瞞伐齊、齊王子成父獲其弟榮如、

【註】榮如、焚如之弟、焚如後死、而先說者、欲其兄弟伯季相次、榮如以魯桓十六年死、至宣十五年、一百三歲、其兄猶在、傳言旣長且壽、有異於人、王子成父、齊大夫、
此夷が齊を伐に來た、その時にかの焚如が弟の榮如を生捕たと也、【注】弟　は百三年前に死だなれども、兄弟の次第を合點さする爲に、態と前後して記した、

埋其首於周首之北門、

【註】周首、齊邑、濟北穀城縣東北有周首亭、
○埋其首　是も今度の如くに埋めたと也、

衞人獲其季弟簡如、

【註】伐齊退走、至衞見獲、
○衞人　榮如が弟の簡如と云者は、其時の合戰に迯のびて、衞の國にて生捕られた、

鄋瞞由是遂亡、

【註】長狄之種絕、
○鄋瞞　終には悉く亡びて、長狄の種が絕えたと也、

郕太子朱儒自安於夫鍾、

【註】安、處也、夫鍾、郕邑、

國人弗徇、

【註】徇、順也、爲明年郕伯來奔傳、
誰も付き順はなんだ、

【經】十有二年、春、王正月、郕伯來奔、

【註】稱爵、見公以諸侯禮迎之、
魯國へ來た、【注】稱　郕伯と爵を書たは、文公の諸侯の取扱ひにせられた故也、

杞伯來朝、

【註】復稱伯、舍夷禮、
魯へ來られた、前には杞子と書たれど、此たびは夷の

以命宣伯、

【註】得臣待事而名其三子、因名宣伯曰僑如、以旌其功、

○以命　さて得心が自分の子の宣伯を僑如と名づけた、是は今度の功をあらはす爲也、

初宋武公之世、鄋瞞伐宋、

【註】在春秋前、

○初宋　是は昔から此鄋瞞が代々中國を侵しさわがせたことを云也、ずつと前代、この春秋の書には書てない、宋の武公の時代に、鄋瞞が宋を伐ちに來た時に、

司徒皇父帥師禦之、耏班御皇父充石、

【註】皇父、戴公子、充石、皇父名、

公子穀甥爲右、司寇牛父駟乘、以敗狄于長丘、

【註】長丘、宋地、

獲長狄緣斯、

【註】緣斯、僑如之先、

皇父之二子死焉、

【註】皇父與穀甥及牛父皆死、故耏班獨受賞、

○司徒　宋の長丘で敗軍して、此度の僑如が先祖の緣斯と云ものを生捕た、されども皇父と其外二人は討死して、耏班ばかりが恩賞を受た、

宋公於是以門賞耏班、使食其征、

【註】門、關門、征、稅也、

○宋公　耏班が討取たと見える、それ故に賞として關所一箇所の運上を賜つた、

謂之耏門、晉之滅潞也、

【註】在宣十五年、

それから其關門を耏門と名づけたと也、○晉　其後晉の景公の時に、此一類の潞と云夷を滅したとき、

獲僑如之弟焚如、齊襄公之二年、

而復之、
【註】八年、意諸來奔、歸不書、史失之、
魯へ退て居たを佗言して入れた、

因賀楚師之不害也、
【註】往年楚次厥貉將以伐宋、
○因賀　危かつたれど、されども無事に相濟だこと
を賀したなり、

鄋瞞侵齊、
【註】鄋瞞、狄國名、防風之後、漆姓、
狄が齊をなぶつた、

遂伐我、公卜使叔孫得臣追之、
吉、侯叔夏御莊叔、
【註】莊叔、得臣、
○遂伐我　すぐに其から魯へも來た、○公　文公の
得臣を討手に出さうとトらなはれ たれば、吉と出た
故に、

緜房甥爲右、富父終甥駟乘、
【註】駟乘、四人共車、
諸役人に命じて出陣させられたれば、

冬、十月、甲午、敗狄于鹹、獲長狄
僑如、
【註】僑如、鄋瞞國之君、蓋長三丈、獲僑如不書、
賤夷狄也、
○冬十　果して勝利を得て、狄の頭の僑如と云者を
生捕て來た、【注】僑　鄋瞞と云狄の君にて、身の長け
三丈有た、賤き夷ゆゑに經には書かなんだ、

富父終甥摏其喉以戈、殺之、
【註】摏、猶衝也、
○富父　成敗するとき至て丈が高くて仕方が無さ
に、戈で喉を衝て殺した、

埋其首於子駒之門、
【註】子駒、魯郭門、骨節非常、恐後世怪之、故詳
其處、
○埋其首　魯の外郭の大木戸に埋た、豐臣太閤の耳
塚を築き玉ひし如く、後世へ傳へんためなり、

春秋左傳卷九

【註】文公薨十八年、

【經】十有一年、春、楚子伐麇、

【註】討前年逃厥貉會、

告文なり、

夏、叔仲彭生會晉郤缺于承匡、

【註】承匡、宋地、在陳留襄邑縣西、彭生、叔仲惠伯、郤缺、冀缺、

魯の大夫が會した、

秋、公子遂如宋、

魯へ來り朝せられた、

曹伯來朝、

聘禮ながら往た、

狄侵齊、

告文なり、

冬、十月、甲午、叔孫得臣敗狄于鹹、

【註】鹹、魯地、

【傳】十一年、春、楚子伐麇、成大心敗麇師於防渚、

【註】成大心、子玉之子、大孫伯也、防渚、麇地、

潘崇復伐麇至於錫穴、

【註】錫穴、麇地、

楚から二度迄伐た、

夏、叔仲惠伯會晉郤缺于承匡、謀諸侯之從于楚者、

【註】九年、陳鄭及楚平、十年、宋聽楚命、

諸侯が楚の命を受るやうに成た、それではたまらぬ故也、

秋、曹文公來朝、即位而來見也、

代替りの繼目を屆けたなり、

襄仲聘于宋、且言司城蕩意諸

無也、極、中也、

○毋　詭る者や随人は正い心がない、それを其まゝおかずして、體のなき者をつゝしませよと也、

是亦非辟彊也、敢愛死以亂官乎、

【註】爲宣十四年、宋人殺子舟張本、

○是　この詩の心もつよいをさくるではない、命がをしいと云て官の定めは亂されぬと云た、

厥貉之會、麇子逃歸、

【註】爲明年楚子伐麇傳、

賤しめらるゝゆゑ逃たものなり、

○遂　宋の領分で田獵をしたとなり、

宋公爲右盂、鄭伯爲左盂、

【註】盂、田獵陳名、

○宋公　皆楚に使はれて左右に備へた、

期思公復遂爲右司馬、

【註】復遂、楚期思邑公、今弋陽期思縣、

○期　解に不及、

子朱及文之無畏爲左司馬、

【註】將獵、張兩甄、故置二左司馬、然則右司馬一人當中央、

【注】將　甄は左右のつばさのやうに兩方へそなへを立ることとなり、

命夙駕載燧、

【註】燧、取火者、

○命夙　朝とく火道具をのせて出よと云た、

宋公違命、

【註】不夙駕載燧、

○宋　云付にたがはれた、

無畏抶其僕以徇、或謂子舟曰、國君不可戮也、子舟曰、當官而行、何彊之有、

【註】子舟、無畏字、

○無　楚の無畏が宋公の車僕をとらへ、罪に行ふて軍にふれた、○或　無畏に云には、國君を戮すると云ことはないことゝ云た、○子舟　無畏が答に、吾は私にはせぬ、官に當り今日の役目で戮した、何にも强過ることはないとなり、

詩曰、剛亦不吐、柔亦不茹、

【註】詩、大雅、美仲山甫不辟彊禦、

○詩曰　こわいとて吐出しもせず、柔と云てめいつたに食ひもせず、

毋縱詭隨、以謹罔極、

【註】詩、大雅、詭人隨人無正心者、謹、猶愼也、罔、

又與子家謀弑穆王、穆王聞之、
五月、殺鬬宜申及仲歸、

【註】仲歸、子家、不書、非卿、

○又　またむほんを企てゝ、終に穆王の耳に入て、○五月　皆殺された、とかく强死せねばならぬと見えた、

秋、七月、及蘇子盟于女栗、頃王立故也、

【註】僖十年、狄滅溫、蘇子奔衞、今復見、蓋王復之、

御代がはりゆゑなり、

陳侯鄭伯會楚子于息、冬、遂及蔡侯次于厥貉、

【註】陳鄭及宋麇子不書者、宋鄭執卑苟免、爲楚僕任、受役於司馬、麇子恥之、遂逃而歸、三君失位降爵、故不列於諸侯、宋鄭猶然、則陳侯必同也、

○冬　不及解、

將以伐宋、宋華御事曰、楚欲弱我也、先爲之弱乎、何必使誘我、我實不能、民何罪、乃逆楚子、勞且聽命、

【註】時楚欲誘呼宋共戰、御事、華元父、

○將　宋の大夫が云には、楚王が此方を弱めやうとする、○先　此方から降て弱りたがよからうと也、○何　强みだてしたならば、楚が誘出して うつ手段で有らうが、○我　出ても楚に敵することはとても叶はぬ、○民　それに多くの人民を討死させて、何の罪あつて難にあはせられうぞと云て、○乃　次て居る陣所へむかひに出て、軍を勞しその上楚の命を承けたと也、

遂道以田孟諸、

【註】孟諸、宋大藪也、在梁國睢陽縣東北、

【註】在僖二十八年、
楚の君成王並に子玉子西の三人を占ふて、此三人の衆は皆强死は無理死をなさるゝと云た、○城 前に出たとほりに討負た時に、成王の此巫が言を思ひ出された故に、俄に助けようと存ぜられて、止られた毋死と云てやられたれど、使がいたらぬ内に子玉は死んだ、○止 子西も縊にかゝつたら、細引が切れて落ちた處へ、都合よく王使が至たゆゑ、遂に止めおほせた、

王使適至、遂止之、使爲商公、

【註】商楚邑、今上雒商縣、
○使 成王の商と云處に封じて、そのところの君にしておかれた、

沿漢泝江、將入郢、

【註】沿順流、泝逆流、
○沿 是が漢水を下へ下り、江水をさかのぼりて郢へ入らうとした、

王在渚宮、

【註】小洲曰渚、
○王 時しも楚王が濱御殿に居られて、そこから、

下見之、懼而辭、曰、臣免於死、又有讒言、謂臣將逃、臣歸死於司敗也、

【註】陳楚名司寇爲司敗、子西畏讒言、不敢之商縣、
子西がありさまを見下された、○懼 子西がびつくりして云には、臣一度死を免れましたを、また讒言を云者が有て、危い故逃げようと致すなどゝ申す人がござるよし、左やうに御うたがひを受けませうより、○臣 司敗の官に掛て死にたいと存じてまゐりましたと云た、

王使爲工尹、

【註】掌百工之官、
○王 楚王のそれならばと云て、工尹の官にして楚の城都に置れた、

夏、秦伐晉、
【註】不稱將帥、告辭略、
告文なり、
楚殺其大夫宜申、
【註】宜申子西也、謀弑君、故書名、
告文なり、
自正月不雨、至于秋七月、
【註】無傳、義與二年同、
五穀を害せなんだ、
及蘇子盟于女栗、
【註】女栗地名、闕、蘇子周卿士、頃王新立、故與魯盟、親諸侯也、
○蘇子は王の卿なり、御代がはりゆゑ魯の盟たである、
【注】女　杜預の時分にもはやしれなんだ、
冬、狄侵宋、
【註】無傳、
告文なり、

楚子蔡侯次于厥貉、
【註】厥貉地名、闕、將伐宋而未行、故書次、
告文なり、
【傳】十年、春、晉人伐秦、取少梁、
【註】小梁馮翊夏陽縣、
秦の少梁をとつた、
夏、秦伯伐晉、取北徵、
【註】報少梁、
直に討返したなり、
初楚范巫矞似、
【註】矞似范邑之巫、
謂成王與子玉子西曰、三君皆將強死、城濮之役、王思之、故使止子玉曰、毋死、不及、止子西、子西縊而縣絕、

陵中國、明年所以有厥貉之會、

冬、楚子越椒來聘、執幣傲、

【註】子越椒、令尹子文從子、傲、不敬、
甚不作法にあつた、

叔仲惠伯曰、是必滅若敖氏之宗、傲其先君、神弗福也、

【註】十二年傳曰、先君之敝器、使下臣致諸執事、明奉使皆告廟、故言傲其先君也、爲宣四年、楚滅若敖氏張本、
○叔　定めて其家をうしなふであらうと云た、後に果して亡びた、

秦人來歸僖公成風之襚、禮也、

【註】秦慕諸夏、欲通敬於魯、因有翟泉之盟、故追贈僖公、幷及成風、本非魯方嶽同盟、無相赴弔之制、故不譏其緩、而以接好爲禮、
是は禮に合たことなり、【注】秦　中國としたしく成たがる、○魯　方嶽は四方大嶽の同盟の內ではないと云こと、それ故赴告や弔の制は無いことなれば、延引なれどもそしらぬなり、

諸侯相弔賀也、雖不當事、苟有禮焉、書也、以無忘舊好、

【註】逐死不及尸、故曰不當事、書者、書於典策、垂示子孫、使無忘過厚之好、
○諸侯　諸侯の相互に弔ふでも賀でも吉凶ともに、
○雖　不當事は其時の間に合ぬことを云、喪禮なら死人のまだ尸のある內なればよいが、葬つたあとへ來たのは事に當らぬと云ふものなり、けれども禮あることなれば書するとなり、○以　好を大切にすることなり、【注】逐　きつと帳にとめる、

【經】十年、春、王三月、辛卯、臧孫辰卒、

【註】無傳、公與小斂、故書日、
魯の大夫なり、文公も小斂の時往れた程の親切ゆゑ書た、

覇とならうと云了簡はない、伯長が無く成つたから
は恐るゝ方はない、北方の國を伐玉へと云た、

楚子師于狼淵、以伐鄭、

【註】陳師狼淵、爲伐鄭援也、潁川潁陰縣西有狼陂、

○楚　さらばとて狼淵と云處へ出陣して鄭を伐た、

囚公子堅、公子尨、及樂耳、

【註】三子、鄭大夫、

○囚　鄭の大夫三人を生捕たれば、

鄭及楚平、

鄭も降た故平いだとなり、

公子遂會晉趙盾宋華耦衛孔達許大夫救鄭、不及楚師、卿不書、緩也、以懲不恪、

【註】華耦、華父督曾孫、公子遂獨不在貶者、諸魯事、自非指爲其國褒貶、則皆從國史、不同之於他國、此春秋大意、他皆放此、

云合て鄭を救ひに來たけれども、楚の師の返つたあとへ來て間にあはなんだ、それゆゑ緩りを罪し、恪まぬを懲したとなり、【注】華○公子遂一人に限て公子の二字を加へて貶さぬは、魯のことゆゑおとされぬ、それでこゝらは國史に從て他國とはかはるなり、

夏、楚侵陳、克壺丘、

【註】壺丘、陳邑、

以其服於晉也、

陳が晉へ附たと云て攻めた、

秋、楚公子朱、自東夷伐陳、

【註】子朱、息公也、

晉に君が無と思ふて我儘をはたらく、

陳人敗之、獲公子茷、陳懼、乃及楚平、

【註】以小勝大、故懼而請平也、傳言晉君少、楚

魯國へ使者を越たである、【注】稱。そろ〳〵中夏の風をもちこんだと云こと、

秦人來歸僖公成風之襚、

【注】衣服曰襚、秦辟陋、故不稱使、不稱夫人、從來者辭、

死者の服を贈たなり、

葬曹共公、

【注】無傳、

【傳】九年、春、王正月、己酉、使賊殺先克、

【注】箕鄭等所使也、亂殺先克、不赴、故不書、

經に無いのは告げなんだ、終に人に怨みられて殺された、

乙丑、晉人殺先都梁益耳、

【注】乙丑、正月十九日、經書二月、從告、

○乙。是また亂を作したゆゑなり、

毛伯衞來求金、非禮也、

【注】天子不私求財、故曰非禮、

求めぬ筈なり、

不書王命、未葬也、

○不。太子はまだ命ずることはならぬ、すれば命じ人はない理なり、

二月、莊叔如周、葬襄王、

これは禮である、

三月、甲戌、晉人殺箕鄭父士穀蒯得、

【注】梁益耳蒯得不書、皆非卿、

亂を作した者どもなり、

范山言于楚子曰、晉君少不在諸侯、北方可圖也、

【注】范山、楚大夫、

楚の大夫が楚君に云には、晉の君は一向幼少でまだ

二月、叔孫得臣如京師、辛丑、葬襄王、

【註】卿共葬事、禮也、

これは天子の御葬送に行た、禮に適つた、

晉人殺其大夫先都、

【註】下軍佐也、以作亂討、故書名、

前に出たる五人の内なり、亂を作したゆゑ名を書て貶た、告文である、

三月、夫人姜氏至自齊、

【註】無傳、告于廟、

廟へ告た故書れた、

晉人殺其大夫士穀及箕鄭父、

【註】與先都同罪也、

告文、亂を作たゆゑ名を出した、

楚人伐鄭、

【註】楚子師於狼淵、不親伐、

告文、楚君は出られなんだ、

公子遂會晉人宋人衞人許人救鄭、

魯も援兵と成た、

夏、狄侵齊、

【註】無傳

告文なり、

秋、八月、曹伯襄卒、

【註】無傳、七年同盟于扈、

告文なり、

九月、癸酉、地震、

【註】無傳、地道安靜、以動爲異、故書、

地の動いたを記した、

冬、楚子使椒來聘、

【註】稱君以使大夫、其禮辭與中國同、椒不書氏、史略文、

の世話になること、是は文公の節を奉行へ渡したを賢者とほめて、本官にあいしらはせられた、○復配下も皆かへされた、

夷之蒐、晉侯將登箕鄭父先都、

【註】登之於上軍也、夷蒐在六年、

而使士穀梁益耳將中軍、

【註】士穀本司空、

夷にて勢揃の時に、士穀と梁益耳を中軍に定められうと致されたを、

先克曰、狐趙之勳、不可廢也、從先、

【註】狐偃趙衰有從亡之勳、

先克が云には、狐偃と趙衰は文公の流浪に從ひあるいた功がある程に、兩人が家を廢て玉ふなと云ひたれば、晉侯の成程と云てこれに從ひ、兩人を中軍佐軍にして、初めの二人を下げられた、是ゆゑ士穀梁益耳二人が先克を怨で居た、その上に、

先克奪蒯得田于菫陰、

【註】七年、晉禦秦師於菫陰、以軍事奪其田也、先克中軍佐、

○先　軍事に付て奪た、

故箕鄭父先都士穀梁益耳蒯得作亂、

【註】爲明年殺先克張本、

○故　五人が亂を作て、先克を殺さうとかゝつた、明年終に殺した、

【經】九年、春、毛伯來求金、

【註】求金、以共葬事、雖踰年而未葬、故不稱王使、

周王の御勝手がたらいで魯へ金子の無心におこし玉ふた、御葬送がないゆゑ王使とは云はぬ、

夫人姜氏如齊、

【註】無傳、歸寧、

魯の夫人が里がへりなり、

穆伯如周弔喪、不至、以幣奔莒、從己氏焉、

【註】己氏莒女、

周の王へ香典獻上の使者に出て周へは至らず、獻上物を奪て、先に襄仲と爭た莒の女の許へ行たなり、

宋襄夫人、襄王之姉也、昭公不禮焉、

【註】昭公適祖母、

先襄公の夫人は周の襄王の姉さまで貴いに、昭公の祖母さまなり、それを不禮に致された、

夫人因戴氏之族、

【註】華樂皇皆戴族、

○夫　怒て一族に云付て、

以殺襄公之孫孔叔、公孫鍾離、及大司馬公子卬、皆昭公之黨也、司馬握節以死、故書以官、

【註】節、國之符信也、握之以死、示不廢命、

昭公の徒黨を皆殺させられた、○司　君から預かつた節を大切に握て討死した、○故　こゝをほめたなり、

司城蕩意諸來奔、效節於府人而出、

【註】效、猶致也、意諸、公子蕩之孫、

○司　是は魯へ退たが、節を藏奉行へ渡して、配下をのこらず引連て來たなり、

公以其官逆之、皆復之、亦書以官、皆貴之也、

【註】卿違從大夫、公賢其效節、故以本官逆之、請宋而復之、司城官屬悉來奔、故言皆復、

○公　文公の貴んで意諸と同官の卿を逆ひに出されて、皆宋へ歸參させられた、○亦　經に官ばかりを書て貴んだとなり、【注】卿　卿が立退てきたれば、大夫

へ取て居た、

且復致公壻池之封、自申至于虎牢之竟、

【註】公壻池、晉君女壻、又取衞地以封之、今幷還衞也、申鄭地、傳言趙盾所以能相幼主而盟諸侯、

○且　晉公の婿どの　を封じておかれた地も、衞から取た申と云所より、虎牢と云所まで是も返した、これは趙盾が幼主をうしろみの仕方がよいをほめて書たなり、

夏、秦人伐晉、取武城、以報令狐之役、

【註】令狐役、在七年、

これは先年の伐返しをした、

秋、襄王崩、

【註】爲公孫敖如周弔傳、

天子なり、

晉人以扈之盟來討、

【註】前年盟扈、公後至、

文公の遲參は二心かと督しに來た、

冬、襄仲會晉趙孟盟于衡雍、報扈之盟也、遂會伊雒之戎、

【註】伊雒之戎將伐魯、公子遂不及復君、故專命與之盟、

○冬　魯から晉へ侘をして盟直した、○遂　それから直に襄仲が戎とも盟つたとなり、【注】伊　戎が魯を伐つ用意があるに付て、攻られては騷動に及ぶと思て、襄仲が晉と盟たかへりごとを魯の君へ云はずに、直に自分の心得で盟つたとなり、

書曰公子遂、珍之也、

【註】珍、貴也、大夫出竟、有可以安社稷利國家者專之可、

○書曰　それ故經に此の如く書て貴だとなり、【注】珍　國のためには心まゝにしてもよいと云こと、

天子崩御を告來つた、

冬、十月、壬午、公子遂會晉趙盾盟于衡雍、

【註】壬午、月五日、

魯と晉と好みを結んだなり、

乙酉、公子遂會雒戎盟于暴、

【註】乙酉、月八日也、暴、鄭地、公子遂不受命而盟、宜去族、善其解國患、故稱公子以貴之、

魯の大夫が私に盟たなり、【注】乙○文公の命でもなく、自分了簡で盟た故、公子の二字を去べき筈なれども、國の患をとく處を稱美して褒たとなり、

公孫敖如京師、不至而復、丙戌、奔莒、

【註】不言出、受命而出、自外行、

穆伯が崩御の弔禮使を承て京師へ行くとて、魯は出たれども、京へは往ず莒へ奔た、【注】不○出るは命で出た、それを道から直にしりぞいたゆゑ、奔とばかり書かれた、

螽、

【註】無傳、爲災、故書、

宋人殺其大夫司馬、宋司城來奔、

【註】司馬死不舍節、司城奉身而退、故皆書官而不名貴之、

告文なり、司城は魯へ來たなり、官を書れたのは褒ることありてなり、

【傳】八年、春、晉侯使解揚歸匡戚之田于衞、

【註】匡、本衞邑、中屬鄭、孔達伐不能克、今晉令鄭還衞、及取戚田、皆見元年、

前年鈌が諫たゆゑ、趙盾が解揚に命じて匡と戚との田を衞へ返した、匡は鄭へ取た田地なり、それを衞の孔達が先達て取戻しにかゝつたけれども、得克たなんだを今晉からあいさつして返させられた、戚は晉

身として德を務めいで、なんとなさるゝ、
戒之用休、
【註】有休、則戒之以勿休、
戒るには常に休するを以てするやうに、【注】有○此注はわるい、杜預の書經を見られぬ故、此やうなことを云はれた、
董之用威、
【註】董、督也、有罪、則督之以威刑、
○董之 督す時には威光を用ふるがよい、【注】董○是もわるい、
勸之以九歌、勿使壞、九功之德、皆可歌也、謂之九歌、六府三事、謂之九功、水火金木土穀、謂之六府、正德、利用、厚生、謂之三事、義而行之、謂之德禮、
【註】德、正德也、禮以制財用之節、又以厚生民之命、
○勸之 君に德があれば、六府三事と云て九歌をすゝむる、○勿 壞らぬやうにとなり、○九 九つの功をたてた、德を歌ふべきを九歌と云、下に解く、○水○ 禮を以て節し、民を厚くする、
無禮不樂、所由叛也、若吾子之德、莫可歌也、其誰來之、
【註】來、猶歸也、
禮なければ樂まぬからそむく、今こなたは何にも歌ふべき德がないとなり、それでは誰も歸服せまい、すれば、
盍使睦者歌吾子乎、宣子說之、
【註】爲明年晉歸鄭衞田張本、
なぜ睦き者が、歌ふやうにはせられぬぞと云たれば、趙氏が說んだとなり、
【經】八年、春、王正月、夏、四月、秋、八月、戊申、天王崩、

は、如何の思召ぞと云た、○公　そんならと云て兩方を止られた、惠伯は中へ入て理を付てさばくなり、

使仲舍之、

【註】舍不娶、

○使　襄仲にも此女はよばせず、

公孫敖反之、

【註】還莒女、

○公　には莒へ歸せと云た、

復爲兄弟如初、從之、

【註】爲明年公孫敖奔莒傳、

○復　いとこどうし始めの通りにむつまじくをさめたとなり、然れども穆伯は此女が戀しいかして、來年莒へ退た、

晉郤缺言於趙宣子曰、日衞不睦、故取其地、

【註】日往日、取衞地、在元年、

缺は賢者ゆゑ、趙盾へ示しを云なり、○日　日はさきにと訓む、往日衞が睦くないに付て、伐て地を取り玉ふた、

今已睦矣、可以歸之、叛而不討、何以示威、服而不柔、何以示懷、

【註】柔安也、

今は已にむつまじく成つたからは、歸されてよからうとなり、○叛　一端叛いたらば、それを討たずしては威光がないでうつがよし、○服　又それが討れて歸服したならば亦安んじ恤ねばならぬ、斯樣になくては人の思ひ付く仕方が見せられぬ、

非威非懷、何以示德、無德、何以主盟、子爲正卿、以主諸侯、而不務德、將若之何、夏書曰、

【註】逸書、

○非　强みもなく溫和もなくては德がない、○無　國君に德がなくては盟を主り、諸侯の長とはなられぬ、○子　御手前には今正卿と成られて、諸侯を主る

【註】襄仲公孫敖從父昆弟、

○戴。姉女は死なれた、○又。又莒へ女を下されと云こんだ、○莒。莒からことわりを云て、そのためにこそ妹をそへてやりましたと云た、○爲。穆伯がかこ付を云て、吾がいとこの襄仲が妻にいたしたいと云た、

冬、徐伐莒、莒人來請盟、

【註】見伐、故欲結援、

○冬。その時しも徐から莒を伐たに付て、莒人が魯へ來て盟たいと云た、加勢をたのむつもりなり、

穆伯如莒涖盟、且爲仲逆、及鄢陵、登城見之、美、

【註】鄢陵、莒邑、

○穆。魯から穆伯に行てちかへと云付られて來たとなり、○且。よい序なりと云て、襄仲が妻をつれて歸るとて、莒の鄢陵まで來て、城の上から見たれば、莒の女が甚だ容色うつくしかつた、

自爲娶之、仲請攻之、公將許之、叔仲惠伯諫、

【註】惠伯、叔牙孫、

○自。奪取て自分が妻にしたとなり、○仲。襄仲が分が立ぬと云て、妻敵を討ちたいと文公へ願た、○公。勝手にせいと云はれた、

曰、臣聞之、兵作於內爲亂、於外爲寇、寇猶及人、亂自及也、今臣作亂、而君不禁、以啓寇讎、若之何、公止之、惠伯成之、

【註】平二子、

內で兵を起すを亂と云て同士軍なり、外からよせるを寇と云となり、○寇。外から來てさへ此方の人が討死して損する、○亂。それに內で同士軍しては、大難におよぶと云もので、今臣下が亂を作すに君が禁止なされいで、却て許して寇をひらき玉ふと云こと

狄侵我西鄙、公使告于晉、趙宣子使因賈季問酆舒、且讓之、

【註】酆舒、狄相、讓其伐魯、

魯國の西在鄉を侵すに付て、文公の晉へ告られた、〇趙　趙盾が賈季へむけて、狄の相酆舒と云者に、なぜ魯を侵すと云て問ひ督させた、

酆舒問於賈季曰、趙衰趙盾孰賢、對曰、趙衰、冬日之日也、趙盾、夏日之日也、

【註】冬日可愛、夏日可畏、

〇酆　孰とは賢否如何となり、〇對　どちらも無くてはならぬ、其人に愛せらるゝと恐れらるゝのちがひがあるとなり、威をもたせたよいたとへなり、

秋、八月、齊侯宋公衞侯陳侯鄭伯許男曹伯會晉趙盾盟于扈、晉侯立故也、公後至、故不書所會、凡會諸侯、不書所會、後也、

【註】不書所會、謂不具列公侯及卿大夫、

晉に君が出來たゆゑの盟ひ直しなり、〇公　文公はおそかつた故、會にあはれなんだ、〇凡　何所と云はぬのは後れたなり、【注】不　そろへて書かぬを云たもの、

後至、不書其國、辟不敏也、

【註】此傳、還自釋凡例之意、

どこで會せられたか知れぬに、前の一列に會場を書ておいては、相違しては後の不調法になるゆゑ書かぬとなり、

穆伯娶于莒、曰戴己、生文伯、其娣聲己、生惠叔、

【註】穆伯、公孫敖也、文伯、穀也、惠叔、難也、

初め莒から兄弟の女をむかへて子も出來た、

戴己卒、又聘于莒、莒人以聲己、辭、則爲襄仲聘焉、

其器用財賄於秦、曰、爲同寮故也、

【註】荀伯、林父、

是でもきかず、終に身上を亡した、○荀　今度奔つたに付て、荀林父が盡く妻子や家財を秦へ送て云には、同寮のことゝ故送りつかはすと云た、信なる者ではある、

士會在秦、三年不見士伯、

【註】士伯、先蔑、

○士會　同國へ退て居れば、先蔑と云合せさうなものを、三年になれども終に云合さぬ、

其人曰、能亡人於國、

【註】言能與人倶亡於晉國、

○其人　士會が家人が云には、互に義を守て一所に國をしりぞいて居玉ひながら、

不能見於此、焉用之、

【註】何用如此、

終に御出會のないと云もかはつたことじや、此やうに成されずともよかりさうなものじや、と云た、

士季曰、吾與之同罪、

【註】倶有迎公子雍之罪、

○士　あれも雍をむかひに來たと云所が、吾と罪が同じことゆゑ立退た、

非義之也、將何見焉、

【註】言己非慕先蔑之義而從之、

○非　士伯を義士と思ふて一所に立退たではない、

○將　すれば何にも遇て用はないと云て、

及歸、遂不見、

【註】責先蔑爲正卿而不匡諫、且倶出奔、惡有黨也、士會歸、在十三年、

歸るまで遂に逢はなんだとなり、【注】責　正卿の身で居て、君を匡することもえせぬをとがめ、其上一所に立退て、又折々出て逢ては、徒黨を結だやうでわるいと云こゝろ、

戊子、敗秦師于令狐、至于刳首、

己丑、先蔑奔秦、士會從之、

【註】從刳首去也、令狐在河東、當與刳首相接、

○戊　秦は思ひもよらぬことなれば敗れさうなものなり、令狐から刳首と云ふまで追ひ討して歸たと云こと、○己　此兩人秦へ公子雍をむかひに行て、たばかり出して伐せたやうに聞えて、秦へ義理がたゝぬと云て、二人ともに出奔して秦へ行た、

先蔑之使也、荀林父止之曰、夫人太子猶在、而外求君、此必不行、子以疾辭、若何、不然將及、

【註】禍將及己、

○先　前方先蔑が雍を逆る使に行く時に、荀林父がとめて、今度の使に行かるゝことはいらぬものなり、なぜと云に國に現在夫人と太子が居らるゝ、それを棄て外から求むると云ては、末とげて行く理はない、足下は病氣にして引籠られては何と有らうとなり、○不　左なくば自分にも禍が及ぶで有らう、

攝卿以往可也、何必子、同官爲寮、吾嘗同寮、敢不盡心乎、弗聽、爲賦板之三章、

【註】板、詩大雅、其三章、義取芻蕘之言、猶不可忽、況同寮乎、僖二十八年、林父將中行、先蔑將左行、

○攝　屹と卿が行かいでかなはぬと云でもあるまい、誰に成りとも大夫の內で、卿代として往せたがよいとなり、○何　足下でなくてかなはぬでもあるまい、○同　同官と云ふのは同じ寮に詰めて居るゆゑ同寮とも云て親い、吾は其方と同寮のことなれば、心を盡して異見せいではならぬと諫たけれども、先蔑がきかなんだなり、○爲　板の三章目は、芻蕘の草刈のやうな者の云言でも、おろそかには聞くなとある、況んや同寮の云ことをと云心で賦したけれども、

又弗聽、及亡荀伯盡送其帑、及

【註】箕鄭將上軍居守、故佐獨行、
○荀　上軍に佐と成て、

先蔑將下軍、先都佐之、步招御戎、戎津爲右、及菫陰、

【註】先蔑士會逆公子雍、前還晉、晉人始以逆雍出軍、卒然變計立靈公、故車右戎御猶在職、菫陰、晉地、
○先　此先蔑は下軍が本職なり、是は逆へに行てさきへ歸た時に、趙盾が備をたてゝ出かけらるゝは、公子雍のむかひに出らるゝと心得て、自分の本職下軍の大將と成て出かけた、所が存じの外趙氏が公子雍を追返さうとて、きびしく禦ぎ戰ふ手くばりをして、菫陰と云まで陣をおし出した故、心ならず合戰をするなり、

宣子曰、我若受秦、秦則賓也、不受、寇也、既不受矣、而復緩師、秦將生心、先人有奪人之心、

【註】奪敵之戰心也、
○宣子　趙盾が云やうには、吾が始めの通り公子雍を秦から受入るゝ時には、秦の軍は皆賓客で親い、○不　それを如此變じて受けぬと云段には、秦は寇敵でゆだんが成らぬ、○既　もはや受けぬに定めたからは、○復　弱みを見せたらば、あの方からつけこんで先を取るであらう、○先　こなたから先を取て、人人に先だち人の心を奪ふと云が、

軍之善謀也、逐寇如追逃、軍之善政也、訓卒練兵、秣馬蓐食、潛師夜起、

【註】蓐食、早食於寢蓐也、
軍の善きはかりごとなり、○逐　寇を逐ふは、缺落ち者をおふ如く、手づよくするが軍のよき仕置なりと云て、○訓　兵卒にも令をよく訓へ、兵をよく練て、夜中に馬にも丈夫に秣つて、○蓐食　と云は寢所で食をしたゝめると云こと、師をひそめさわがぬやうにして、夜の内に起立て出た、

【註】欲使宣子教訓之、

○出　八つ過にも成て老中退出に成ると、太子を抱きながら、趙孟が屋敷へ行れて、家來なれども趙宣子が前に頓首致されて云はるゝには、先君襄公の此太子を守り立ることを其許へ頼みおかれて仰らるゝには、隨分心を付てそだてゝ呉れられよ、成人の上才ある君ともしてくれられたらば、其許の影と思て賜を受けふと仰せられたなり、○不。　不才な者に成つたらば、吾唯其許の仕業ゆゑと怨を云ふと仰せられた、是は其許に打任せて、よい君にも教へそだてゝ下されと仰られたのじや、

今君雖終、言猶在耳、

【註】在宣子之耳、

○今　今襄公は居玉はねども、其言は其許の耳にも留て在らうとなり、

而棄之若何、宣子與諸大夫皆患穆嬴、且畏偪、

【註】畏國人以大義來偪己、

○而。　それに今棄て玉ふはどうしたことでござる、と云てねぢかけた、○宣子。　宣子も大夫どもに此夫人にはほと〳〵持あぐんで、如何とも仕方がない、○且。　後には家人が夫人に黨して攻込まうかとおそろしく成た、

乃背先蔑而立靈公、以禦秦師、箕鄭居守、趙盾將中軍、先克佐之、

【註】克、先且居子、代狐射姑、

○乃　是非なく太子を立る相談になつて、先達て秦へ先蔑士會を公子雍の逆ひには遣たれども、變改して終に太子をたてる筈に成た、○以。　太子をたてるにしては、秦の公子雍を國へ逆へ入れては大亂に及ぶに付ては、秦を禦がねばならぬに因て、禦ぐ手配りが出來て、箕鄭を留守居として城を守らせ、趙盾は總大將で中軍となり、先克が佐軍となる、

荀林父佐上軍、

也、

【註】不稱殺者及死者名、殺者衆、故名不可知、死者無罪、

○昭　父成公を葬られた、○書　誰が殺たとは云はれぬ、大人數が黨したゆゑなり、○且　罪があるならば名を書くなれども、罪がない故殺された者も名をあらはさぬとなり、【注】不　傳の例に稱せぬは此わけなり、

秦康公送公子雍于晉、曰、文公之入也無衞、故有呂郤之難、

【註】僖二十四年、文公入、

前にある如くに、晉のあとめの論が大方に公子雍が立つに成て、秦に居らるゝ公子を迎ひに行たゆゑ、秦の康公から丁寧にして送て云はるゝには、先年も文公の御國へ入り玉ふ時に、衞士が無つたに付て、呂郤の二人が火をかけて危かつた、

乃多與之徒衞、穆嬴日抱太子以啼於朝、曰、先君何罪、其嗣亦何罪、舍適嗣不立、而外求君、將焉寘此、

【註】穆嬴、襄公夫人、靈公母也、

それゆゑ今度は徒行の者どもを衞らせて、送らせますると云である、○穆　是襄公の夫人で、太子をもたれたけれども、幼少なと云て趙盾が外の公子を呼入れたゆゑ、その恨を云とて太子を懷に抱て老中列座の朝へ出られて、啼て云はるゝには、先君襄公に何のつみがある、そのあとを嗣ぐべき太子に亦何の罪がある、なぜ此嫡子の有りながら、たてずして外から君をもとめ入るぞとなり、

出朝則抱以適趙氏、頓首於宣子曰、先君奉此子也、而屬諸子曰、此子也才、吾受子之賜、不才、吾唯子之怨、

かくしおほふゆゑとなり、

故君子以爲比、

【註】謂詩人取以喩九族兄弟、

○故　それを人君の家に比して、詩にうたふてある、九族兄弟も此通りなり、

況國君乎、此諺所謂、庇焉而縱尋斧焉者也、

【註】縱放也、

○況　國君の家で御家門の公族がなくてはたゝぬ、○此諺　木をさかえさせる枝葉の庇を蒙りながら、其恩も忘れて伐りまくると云ものなり、

必不可、君其圖之、親之以德、皆股肱也、誰敢攜貳、若之何去之、不聽、穆襄之族、率國人以攻公、

【註】穆公襄公之子孫、昭公所欲去者、

○必　極てわるい程に、御思案成されよ、○親　公族を德を以て睦じくなさるゝと、君の手足も同前となり、○誰　誰が君へ對して別心を存じませうぞ、然るを何として去り玉ふやとなり、○不　昭公のきかれぬなり、○穆　穆公や襄公のわかれの一門衆が、逐ひ放されては無念なと云て、國人を催して一揆を企て昭公をせめた、

殺公孫固公孫鄭于公宮、

【註】二子在公宮、故爲亂兵所殺、

○殺　是が經文に大夫をころすと云のである、公宮に居たを此度の亂で討死させた、

六卿和公室、樂豫舍司馬以讓公子卬、

【註】卬昭公弟、

○六　皆和談に成た、樂豫もうるさく思つたか、我職を昭公の弟へゆづりたとなり、

昭公即位而葬、書曰、宋人殺其大夫、不稱名、衆也、且言非其罪、

末孫なり、それを亡して鄰國からそむいて來た臣に與られたを非禮と云た、

夏、四月、宋成公卒、

成公の卒せられたに、此時成公の立おかれたる諸將には、

於是公子成爲右師、

【註】莊公子、

公孫友爲左師、

【註】目夷子、

樂豫爲司馬、

【註】戴公玄孫、

鱗矔爲司徒、

【註】桓公孫、

公子蕩爲司城、

【註】桓公子也、以武公名廢司空爲司城、

華御事爲司寇、

【註】華元父也、傳言六卿皆公族、昭公不親信之所以致亂、

○公子　以上六人の卿は、歷々の家筋の者で有た、左氏の是を爰に擧げられたのは、成公の子の昭公が是らを疎遠に致さるゝから、宋に亂がおこると云ことを示された、

昭公將去羣公子、樂豫曰、不可、公族、公室之枝葉也、若去之、則本根無所庇廕矣、葛藟猶能庇其本根、

【註】葛之能藟蔓繁滋者、以本枝廕庥之多、

○昭公　成公の子也、一門の人々を去てようと云はるゝ、○樂　それは惡い御心なり、公族の輩は公の御家の枝葉で、本家を蓋つて居る、○若　枝葉がなく成つては、もとの根は庇ひ廕はるゝ所がない、○葛　たとへて申さば、葛のさかえるのは、葉がしげりて根を

宋人殺其大夫、

【註】宋人攻昭公、幷殺二大夫、故以非罪書、

告文なり、大夫にも討人にも罪なき文法なり、

戊子、晉人及秦人戰于令狐、

【註】趙盾廢嫡而外求君、故貶稱人、晉諱背先蔑而夜薄秦師、以戰告、

告文なり、【注】趙　名を書かれなんだのは、その仕方がわるいゆゑ貶した、

晉先蔑奔秦、

【註】不言出、在外奔、

告文、出奔と書べきを出と云はぬは、他國に居て直にさきから歸らぬゆゑ奔と云た、

狄侵我西鄙、

魯の西在鄕を侵した、

秋、八月、公會諸侯晉大夫盟于扈、

【註】扈、鄭地、滎陽卷縣西北有扈亭、不分別書會人、總言諸侯晉大夫盟者、公後會而及其盟、

文公の後れて往て盟はれたゆゑ會にあはれなんだ、それゆゑ諸侯とばかりつがねて記されたなり、

冬、徐伐莒、

【註】不書將帥、徐夷、告辭略、

公孫敖如莒莅盟、

【傳】七年、春、公伐邾、間晉難也、

【註】公因霸國有難、而侵小、

方伯たる晉の內亂のある間を伺ひ、制する人のないを見込で小國をせめられた、

三月、甲戌、取須句、寘文公子焉、

非禮也、

【註】邾文公子叛在魯、故公使爲守須句大夫也、絕大皡之祀、以與鄰國叛臣、故曰非禮、

○三　邾の文公の子は親に背いて魯へ來て居られた、○公　邑の大夫とせられた、○絕　須句は大皡の

【註】經稱告月、傳稱告朔、明告月必以朔、閏月を告られなんだは非禮である、【注】經。　經には月とあるに、爰には朔としたのは、毎月告るには朔日に決したと云を明した者なり、

閏以正時、

【註】四時漸差、則致閏以正之、

○閏以　閏月と云ものは四時を正すためなり、

時以作事、

【註】順時命事、

○時　時と云は大切なもので、何でも四時の節分を指して事を命ずる、

事以厚生、

【註】事不失時則年豐、

○事　四時の節をたがへず、民に暦を授るときは、年が豐饒にて生民のくらし方が安い、

生民之道、於是乎在矣、不告閏朔、棄時政也、何以爲民、

○生　生民の道の本づく所は是なり、○不　それに朔を告られいでは、時の仕置をすてらるゝと云もので、何を以て民を治めらるゝとなり、

【經】七年、春、公伐邾、

文公の下知してうたれた、

三月、甲戌、取須句、

【註】須句、魯之封内屬國也、僖公反其君之後、邾復滅之、書取、易也、例在襄十三年、

魯の附庸の國なりしを、以前邾へ攻取たをば今度魯へとり返した、

遂城郚、

【註】無傳、因伐邾師以城郚、郚、魯邑、卞縣南有郚城、備邾難、

邾から報伐の要心にきづかれたである、

夏、四月、宋公王臣卒、

【註】二年與魯大夫盟於垂隴、

告文なり、

遷レ怒、

○夷　前年夷で人數をそろへた時に、賈季が此送り人の臾騈を軍令にそむいたと云て戮した、それを臾騈が家來が恨で居たに付て、今よい意趣のはらし時と思て、賈季が妻子をこと〴〵く殺して、欝憤を散ぜようと云た、○臾騈　是もまた義士である、それはわるい了簡じや、吾古代の書にある言を聞くに、○曰惠に報ずるも怨にむくゆるも、本人にあつて後の繼嗣にはないとなり、是が忠信の道となり、何にも知らぬ子に、かゝるは怒りを遷すの類である、

夫子禮二於賈季一、我以二其寵一報二私怨一、無二乃不可一乎、

【註】言三己蒙二宣子寵位一、

○夫子　宣子が賈季へ禮を以て妻子を送らるゝに、我は其宣子の寵祿を得て居りながら、その心に背て私の怨を晴らさうとするはわるいであるまいか、

介二人之寵一、非レ勇也、

【註】介因也、

○介　人の寵をたのみにするは勇ではないとなり、

損レ怨益レ仇、非レ知也、

【註】殺二季家一、欲三以除二怨、宣子將二復怨一、己是益レ仇也、

○損　今彼らを殺して怨を損したかと思へば、宣子の志に違て仇となる、是仇をますと云ものである、是では知者でない、

以レ私害レ公、非レ忠也、釋二此三者一、何以事二夫子一、盡具二其帑與二其器用財賄一、親帥扞レ之、送致二諸竟一、

【註】扞衞也、

○以　私の怨を以て公の志を害するは不忠なり、○釋　右勇知忠の三つをすてた時に於ては、何をとりえに宣子へ事ふぞと云て、盡く妻子や道具或は財寶まで、みづから大切に衞て、國竟まで送りとゞけたとなり、

閏月、不レ告レ朔、非レ禮也、

かましいと云て、郫と云處へ人を待伏せにして公子樂をころさせたとなり、

賈季怨陽子之易其班也、

【註】本中軍帥、易以爲佐、

前にある中軍を下して、佐軍にかへた怨もあり、

而知其無援於晉也、

【註】少族多怨、

晉でも怨る者は有て援けはなく、一門も少いと云を見すまして、

九月、賈季使續鞫居殺陽處父、

【註】鞫居、狐比之族、

○九　一門の續鞫居と云者と示し合せて、陽處父を殺したなり、

書曰、晉殺其大夫、侵官也、

【註】君已命帥、處父易之、故曰侵官、

○書　それを經に晉殺其大夫と書たが、官を侵した故なり、

冬、十月、襄仲如晉、葬襄公、

魯からも葬禮に會した、

十一月、丙寅、晉殺續簡伯、

【註】簡伯、續鞫居、十一月無丙寅、丙寅、十二月八日也、日月必有誤、

陽處父を殺したゆゑ、敵をとつた、

賈季奔狄、宣子使臾駢送其帑、

【註】帑、妻子也、宣子以賈季中軍之佐、同官故、

○賈　一味ゆゑ立退た、○宣　爰は趙盾がおとなしい仕方なり、臾駢と云者に命じて、賈季が妻子を送らせて、賈季が許へやつた、

夷之蒐、賈季戮臾駢、臾駢之人、欲盡殺賈氏、以報焉、臾駢曰、不可、吾聞前志有之、曰、敵惠敵怨、不在後嗣、忠之道也、

【註】敵、猶對也、若及子孫、則爲非對、非對則爲

淫亂と云ものなり、○爲。先君文公の子として、○不。志を大く立ることなく、出奔して小國へかゞみ込で居らるゝは、辟みたる人である、○母。母と云へば淫亂なり、子は辟めるなり、威はなくて懸て居らるゝ陳は小國で、殊に遠國なれば此方の援にはならぬ、○將。何が安いことが有らうぞとなり、○杜。杜祁は偪姞が御世嗣の襄公を生んだる人故、それに讓て自分は其下へ付れた、

以狄故、讓季隗而已次之、故班在四、

【註】以季隗是文公託狄時妻、故復讓之、然則杜祁本班在一、

○以。狄で娶られたゆゑ、是も上へ上せられた、○故。それゆゑ二人目に居るべき人が四人目に居られたとなり、

先君是以愛其子、而仕諸秦、爲亞卿焉、

【註】亞次也、言其賢故位尊、

○先。此のごときの義理を以て、先君も其子の雍を愛したまふた、故に秦へつかはして亞卿として、秦でもそまつには致されぬとなり、

秦大而近、足以爲援、母義子愛、足以威民、立之不亦可乎、使先蔑士會如秦逆公子雍、

【註】先蔑士伯也、士會隨季也、

○秦。それに秦は大國なれば國の援には甚力づよい、○母。母公は義ある人なり、その子は愛せらるゝ人なれば、人民を威すにたる人なり、此人を立るがなんとよいではあるまいかと云て、○使。二人を遣して迎へて來れと云た、

賈季亦使召公子樂于陳、趙孟使殺諸郫、

【註】郫晉地、

○賈。賈季は不承知にて所存を立て通さうとて、陳から公子樂を召た、○趙。趙孟が公子樂が來てはや

○好。此公子雍と云人は、善を好で殊に年も長ぜられて、君としてよい年ごろなり、先君襄公も愛せられた人で、○且。其上秦の國ともしたしくせらるゝ、秦は舊き好みの國なり、此のごとく善人を居ゑおけば國も固い、殊に長に事ふるは順なり、君の愛し玉ふ人を立るは、先君へも孝行と云もので、○結。舊好の秦と好を結で居らるれば、援けも有て國中も安堵なり、○爲。難を恐るゝに付て長君を立る、此四つの德があれば、立てたらば難は必ず除き去て安からうと云た、

賈季曰、不如立公子樂、

【註】樂、文公子、

○賈季　狐射子は先文公の子公子樂を立るにしくはないと云、

辰嬴嬖于二君、

【註】辰嬴、懷嬴也、二君、懷公文公也、

其子細は、公子樂の母辰嬴と云女中は、懷公と文公と二君に寵を得られた人で、

立其子、民必安之、趙孟曰、辰嬴賤、班在九人、

【註】班、位也、

その子を立たら國人も必安んぜやうと也、○趙。否さうではない、辰嬴と云婦人は賤い、妾の班列でも九人目に居る、

其子何震之有、

【註】震、威也、

その子が何の威勢が有らうとなり、

且爲二嬖、淫也、爲先君子、不能求大、而出在小國、辟也、母淫子辟、無威、陳小而遠、無援、將何安焉、杜祁以君故、讓偪姞而上之、

【註】杜祁、杜伯之後、祁姓也、偪姞、姞姓之女、生襄公爲世子、故杜祁讓使在己上、

○且。それに二君に寵せらるゝはよいことでない、

れたならば、直に喪禮もつとめて歸る合點なり、

其人曰、將焉用之、

【註】其人、從者、

○其。從僕が云には、是らは何の御入用で御もたせなさるゝ、此樣な者は入りますまい、

文子曰、備豫不虞、古之善敎也、求而無之實難、

【註】難卒得、

○文子。いや〳〵さうでない、豫め前方から不虞なことのそなへもしておくが古の善き敎となり、○求。さあ要るはと云て求て無ときには、急卒には得難いとなり、

過求何害、

【註】所謂文子三思、

○過。まだ入用にない物でも、用意し過て置たのは用ひぬまでのことで、何にも害にはならぬと云た、

【注】所。聖人の三思と仰られたは此らのこと、

八月、乙亥、晉襄公卒、靈公少、晉人以難故、欲立長君、

【註】立少君恐有難、

襄公の卒せられて跡目のことがやかましい、○靈。まだ太子は幼少なれば、晉の群臣が國の難を恐るゝ故に、公達の內での年かさの君を立てたいと云た、

趙孟曰、立公子雍、

【註】趙孟、趙盾也、公子雍、文公子、襄公庶弟、杜祁之子、

○趙。襄公の弟を立やうと云たなり、

好善而長、先君愛之、且近於秦、秦舊好也、置善則固、事長則順、立愛則孝、結舊則安、爲難故、故欲立長君、有此四德者、難必抒矣、

【註】抒、除也、

引之表儀、
【註】引、道也、表儀、猶威儀、
○引　表ての威儀を導きとゝのへ、
予之法制、告之訓典、
【註】訓典、先王之書、
○予　制法をあたへ、古先王の訓典を告て、
教之防利、
【註】防惡興利、
惡を防ぎ利をおこすやうに敎へ、
委之常秩、
【註】委任也、常秩、官司之常秩、
官人には定つた祿秩をあてがふなり、
道之以禮則、使毋失其土宜、衆隸賴之、而後卽命、
【註】卽、就也、
○道　禮の法則を以て、其土地の宜きを失はぬやうにとをしふるとなり、○衆　衆くの奴隷下々まで、よく就き從ふやうに仕おきて、御隱れなされた、
聖王同之、今縱無法以遺後嗣、而又收其良以死、難以在上矣、君子是以知秦之不復東征也、
【註】不能復征討東方諸侯爲霸主、
○聖　いつの聖王でもみな此とほりなり、○今　今たとへ穆公は上の如く後の世嗣に法制をする程にはなくとも、其良士をつれて死んで往るゝと云は有まじきことなり、○難　是では萬人の上に有べき器ではない、君子がそこを譏りて、秦が東方の諸侯を征討して、霸王に得ならなんだわけをしつたとなり、
秋、季文子將聘於晉、使求遭喪之禮以行、
【註】季文子、季孫行父也、聞晉侯疾故、
晉へ見廻の使者に行くとて、喪禮の衣裳などを用意したと也、是は晉侯の病氣が重いと聞て、もし卒せら

尤なことで有た、死んだあとでは下民のをさまらぬを苦にもせずに、よい役人を殉死させられた、○先古の先王の世を去り玉ふには、生涯の間國人を利しても足らいで、猶後世にまで法をのこし玉ふたに、○況よい人をつれて行かるゝは奪ふと云ものなり、○詩　詩にも善人の亡ぶるは、一國の殄瘁とおとろへとなると云てある、

無二善人一之謂、若之何奪レ之、古之王者、知二命之不一レ長、是以並建二聖哲一、

【註】建二立聖知一以司二牧民一、

○無　是は善人のないをかなしんだ詩じや、○若況や奪るゝと云ことはない筈のこと、○古　先王は壽命の末代まで長くないものと云ことを御存知で、○是　御自身が萬年も生通しにはならぬ者ゆゑ、聖哲なるものを建てゝ、民をやしなふことを司どらせ玉ふとなり、

樹二之風聲一、

【註】因二土地風俗一、爲二立聲敎之法一、

○樹　風聲風俗の善なるやうにとて、善い風儀を立てゝ敎へ玉ふ、

分二之采物一、

【註】旌旗衣服、各有二分制一、

○分　分限を分ちて定め、

著二之話言一、

【註】話、善也、爲作二善言一遺レ戒、

○著　書經の如き善言を作て、戒を遺し玉ふなり、

爲二之律度一、

【註】鐘律度量、所下以治レ歷明上レ時、

○爲　時を定て民の時を失はぬやうにして、

陳二之藝極一、

【註】藝、準也、極、中也、貢獻多少之法、傳曰、貢之無レ藝、又曰、貢獻無レ極、

○陳　藝の水繩と、極の中ずみを以て、貢物の中を定めて取ることなり、

云付て一國に行せて、晉の定法としたとなり、【注】賈　重耳についてあるいたれど、名高い者の内ではない、

臧文仲以陳衞之睦也、欲求好於陳、夏季文子聘于陳、且娶焉、

【註】臣非君命不越竟、故因聘而自爲娶、○隣國故に此方も好みを結ぶがよからうと云た、○夏　それで陳へ使者にやられた、○且　季文子が大夫は他國に行くことがならぬ、今度よい序なりと云て、陳の女を妻にもらうて來た、

秦伯任好卒、

【註】任好、秦穆公名、穆公の卒せられたに付て、

以子車氏之三子、奄息仲行鍼虎爲殉、

【註】子車、秦大夫氏也、以人從葬爲殉、大夫子車氏の者ども三人、奄息仲行鍼虎に殉死させられた、

皆秦之良也、國人哀之、爲之賦黃鳥、

【註】黃鳥、詩秦風、義取黃鳥止于棘桑、往來得其所、傷三良不然、○皆　三人とも秦で良い士と云はれたものである、故に國人一家中がをしみ哀んだとなり、此時詩經にある黃鳥の詩を作たとなり、【注】黃　鳥さへも棘や桑に止て、往來ともに所を得て息ふことを知るに、三人の良士は可止主人でもない暗君に仕て、死んだをいたむと云心なり、

君子曰、秦穆之不爲盟主也、宜哉、死而棄民、先王違世、猶詒之法、而況奪之善人乎、詩曰、人之云亡、邦國殄瘁、

【註】詩、大雅、言善人亡則國瘁病、○君子　秦の穆公は盟主の方伯と得成られなんだは

制事典、
【註】典、常也、
○制 是から國政の條目を定るであるなり、事典は一國の定り事御定めを云、

正法罪、
【註】輕重當、
○正 罪の輕重を正す、

辟刑獄、
【註】辟、猶理也、
○辟 刑罰を理める、

董逋逃、
【註】董、督也、
○董 缺落者戰場で逃たる者の督しなり、

由質要、
【註】由、用也、質、要、券契也、
○由 手形證文の屹とたつやうにする、

治舊洿、
【註】治、理、洿、穢、
○治 舊く穢たるを治め、

本秩禮、
【註】貴賤不失其本、
○本 貴賤の分限を定めて、その本を失はぬやうに、

續常職、
【註】修廢官、
○續 定たるをすたれぬやうにつぎ、

出滯淹、
【註】拔賢能也、
○出 才能ある者の滯り埋もれて居るを拔出した、

既成、以授大傅陽子、與大師賈佗、使行諸晉國、以爲常法、
【註】賈佗以公族從文公而不在五人之數、
○既 右の通りの條目が出來てから、○授 兩人に

夷と云處で勢ぞろひして、五軍で有たを二軍へらして三軍に定められた、是は前年大將共がみな卒たに付て、跡役を定めらるゝとてのことである、【注】信文公の軍は猛勢で有た、

使狐射姑將中軍、

【註】代先且居、

○使狐　狐射姑を總大將として、

趙盾佐之、

【註】代趙衰也、盾、趙衰子、

趙盾佐となる、

陽處父至自溫、

【註】往年聘衞、過溫、今始至、

○陽　前にあるやうに溫に止て、

改蒐於董、易中軍、

【註】易以趙盾爲帥、射姑佐之、河東汾陽縣有董亭、

それから晉へ歸たら、晉公の蒐して軍將を定めておかれたに、少し氣にいらぬことが有て、亦改て董と云處て勢揃へを致直した、狐射姑を以て晉公の中軍としておかれたをしりぞけて、趙盾にかへた、射姑を佐軍にした、前後ひつくり返しに致た、是らは恨の根に成らいではかなはぬ仕方なり、

陽子、成季之屬也、

【註】處父嘗爲趙衰屬大夫、

○陽　此陽處父は元と趙衰が支配下の大夫で有た、

故黨於趙氏、且謂趙盾能、曰、使能、國之利也、是以上之、宣子於是乎始爲國政、

【註】宣、趙盾謚、

○故　頭役の子ゆゑに、趙盾に徒黨しての所業也、○且　其上に趙盾が才能を云立てゝ云やうに、如此能を使ふは大きなる國の利益なるゆゑに、上におくと云た、○宣子　是から始て趙盾が國政をするやうには成たとなり、

【經】六年、春、葬二許僖公一、

【註】無レ傳、

告文なり、

夏、季孫行父如レ陳、

【註】行父、季友孫、

魯公の使なり、

秋、季孫行父如レ晉、

上に同じ、

八月、乙亥、晉侯驩卒、

【註】再同盟、

告文なり、

冬、十月、公子遂如レ晉、葬二晉襄公一、

【註】卿共二葬事一、文襄之制也、三月而葬、速、

【注】卿。　文公襄公の先例なり、

晉殺二其大夫陽處父一、

【註】處父侵レ官、宜レ爲二國討一、故不レ言二賈季殺一、

告文、名を出したは罪あるゆゑなり、【注】處。　自分のせいでもよいことをして賈季にころされた、己が罪ゆゑあひては書ぬ、晉の國でうつたにした、

晉狐射姑出二奔狄一、

【註】射姑、狐偃子、賈季也、奔例在二宣十年一、

告文なり、

閏月、不レ告レ月、猶朝二于廟一、

【註】諸侯每月必告レ朔聽レ政、因朝二宗廟一、文公以二閏非一レ常月一、故闕不レ告レ朔、怠二慢政事一、雖レ朝二于廟一、則如レ勿レ朝、故曰レ猶、猶者、可レ止之辭、

文公の廟へ朝せられたれども、閏月を神主へ告げられなんだ、【注】諸。　告朔と云を致さるゝ、政事も申さるゝ、文公の缺られたはをこたりである、朝せられぬも同じことと云こと、

【傳】六年、春、晉蒐二于夷一、舍二二軍一、

【註】僖三十一年、晉蒐二清原一、作二五軍一、今舍二二軍一、復二三軍之制一、夷、晉地、前年四卿卒、故蒐以謀二軍帥一、

夫子壹之、其不沒乎、

【註】陽子性純剛、

○夫子　あの夫子陽處父は剛な生れ付で居て、其上にまだ剛を專ら好まれて、少しも柔がない、あれでは無難で一生をすぐすことはなるまい、

天爲剛德、猶不干時、

【註】寒暑相順、

○天　天は剛德なるものなれども、○猶　暑が去れば寒になりて柔をも兼てある、自然の理で、天さへ剛の暑ばかりではない、

況在人乎、且華而不實、怨之所聚也、

【註】言過其行、

○況　其下に住む人は猶さらそれではゆかぬ、○且　うはべの華計りで實がなくては、人の怨が聚る、言ばのかざりが多くて行ひがとゞかぬ、

犯而聚怨、不可以定身、

【註】剛則犯人、

○犯　剛と云者は人を犯しあなどりて怨を取る、是では身があぶない、

余懼不獲其利而離其難、是以去之、

【註】爲六年、晉殺處父傳、

○余　あのやうな人に從ては利德は得いで、却て難に遇ふかと氣遣ひさに、いや／＼いらぬものと思ふて、別れてかへつたと云たなり、果してのちにころさるゝ、

晉趙成子欒貞子霍伯臼季皆卒、

【註】成子、趙衰、新上軍帥、中軍佐也、貞子、欒枝、下軍帥也、霍伯、先且居、中軍帥也、臼季、胥臣、下軍佐也、爲六年、蒐於夷傳、

四人ともに卒した、次に是らが跡役を命ぜらるゝ爲に卒たを記した、

堅不祀忽諸、德之不建、民之無援、哀哉、

【註】蓼與六皆皐陶後也、傷二國之君不能建德結援大國、忽然而亡、

○滅　二國の滅たを聞て、皐陶庭堅は名なり、六蓼二國ともに皐陶の子孫なれども、今亡て先祖皐陶をえ祀らぬやうになつたと云は、忽諸はふいと亡た、是は偏に德を建てぬによつて人民の援がない、それゆゑ亡た、德をさめて大國に從ひ、援さへあれば亡びもすまいものを哀哉となり、

晉陽處父聘于衞、反過甯、甯嬴從之、

【註】甯晉邑、汲郡脩武縣也、嬴逆旅大夫、

晉の陽處父と云者が衞の國へ聘禮使に行て、反りに道中、晉の領內甯と云所の代官の所に一宿した、嬴と云が代官の名である、陽處父を君子と見込で附て行た、【注】甯　逆旅大夫は他國の賓客を掌る官、

及溫而還、其妻問之、嬴曰、以剛、商書曰、沈漸剛克、高明柔克、

【註】沈漸猶滯溺也、高明猶亢爽也、言各當以剛柔勝己本性、乃能成全也、此在洪範、今謂之周書、

○及溫　溫と云迄行たれば早や歸た、女房がなぜ早く歸り玉ふたと問たれば、答に道すがら語てみるに、あれは剛を專とする人ゆゑ歸た、○商　沈漸と云は心にひきたてのない者を云、一體心のぐしやとした者は、隨分剛を以て常に身をたもつと、沈漸に克て全い、亦高明と云は氣象の高いさらりとした者を云、是は柔和を以て剛をおさへねばならぬ、是で人が全い、爰は性を修るの學文なり、おれは生れつきが手强いと思へば、柔和なことのみを學で性を修めよと云ことなり、金氣な者に金氣なことを敎ると、後には氣違ひのやうな者に成て果る、聖人の衞の靈公に陣を答へ玉はぬも是なり、【注】沈○　氣が滯り溺れて居る、○高　亢く爽かな、

わづかの違ひで葬の間にあはなんだ、それでおとさなんだ、

夏、公孫敖如晋、

【註】無傳、

聘使とみゆ、事立つことがなかつたゆゑ傳なきなり、

秦人入鄀、

【註】入例在十五年、

告文なり、

秋、楚人滅六、

【註】六國、今廬江六縣、

告文なり、

冬、十月、甲申、許男業卒、

【註】無傳、與僖公六同盟、

【傳】五年、春、王使榮叔來含且賵、召昭公來會葬、禮也、

【註】成風、莊公之妾、天子以夫人禮賵之、明母以子貴、故曰禮、

禮に適ふたことである、【注】成。　君の母ゆゑ貴き取あつかひなり、

初鄀叛楚即秦、又貳於楚、夏、秦人入鄀、

彼方此方へ度々二心ありしゆゑ、ついに秦に滅ぼされた、

六人叛楚、即東夷、秋、楚成大心仲歸帥師滅六、

【註】仲歸子家、

勢の強い楚に叛て、東夷に附くと云は近頃麁相なわろである、○秋。　それで滅ぼされた、

冬、楚公子燮滅蓼、

【註】蓼、今安豐蓼縣、

○冬。　是も滅ぼされた、

臧文仲聞六與蓼滅、曰、皐陶庭

○王。　王からその御ほうびとして、○賜。　前に晉の文公のもらはれた、是で諸侯の報禮に宴を下さるゝと云こゝろをさとしたる詩となり、【注】覺。　四夷を平らげた御ほうびに賜る、其時にそのことを詩に賦して、宴を下された、それを衞から來た使にうたはせてはつまらぬ、

今陪臣來繼舊好、

【註】方論天子之樂、故自稱陪臣、

○今　王の事を云に付て、陪臣と云、私は諸侯ではなく、陪臣の身として此へ參たは、舊き好を繼に來たとなり、

君辱貺之、其敢干大禮、以自取戾、

【註】貺、賜也、干、犯也、戾、罪也、

○君。　處を只今君の辱く是を貺へばとて、何として大禮を干して私ふぜいが受られませうぞ、それは罪を取ると申すものでござる、故に拜せぬと云た、

冬、成風薨、

【註】爲明年王使來含賵傳、不及解也、

【經】五年、春、王正月、王使榮叔歸含且賵、

【註】珠玉曰含、含、口實、車馬曰賵、

天子より魯國へ下しおかれた、【注】珠。　口實とは死者の口に玉をくはへさせて、かざりて葬るを含と云、それにせいとて下さるゝ玉なり、車や馬を賵と云なり、

三月、辛亥、葬我小君成風、

【註】無傳、反哭成喪、故曰葬我小君、

上にある通り、葬りに禮が備たについて、妾なれども小君と書れた、

王使召伯來會葬、

【註】召伯、天子卿也、召、采地、伯、爵也、來不及葬、不譏者、不失五月之內、

御丁寧である、宗室故なり、【注】召。　葬にはづれたれば譏るべき筈なれども、當りまへの五月の內で有た、

居た、○使　文公の使番の自分の心得で尋ねるやうにして、どうしたものぞと問せられた、行人は使番ゆゑ向から來た使の奏者もつとむるゆゑなり、

對曰、臣以爲肄業及之也、

【註】肄、習也、魯人失所賦、甯武子佯不知、此其愚不可及、

○對　甯武子が返答に、私は樂人衆が肄業是れはさらへのけいこに、此がくを致さるゝかと存じた、【注】肄　賦すべき詩ではない、そこを武子が佯りそらとぼけして、氣の付なんだやうな貌をして居た、爰が聖人のほめ玉ふた、愚には及ばれぬ所である、

昔諸侯朝正於王、

【註】朝而受政敎也、

○昔　古へ諸侯が王より政の筋を示し玉ふ命を受けに出たる時には、

王宴樂之、於是乎賦湛露、則天子當陽、諸侯用命也、

【註】湛露曰、湛湛露斯、匪陽不晞、晞、乾也、言露見日而乾、猶諸侯稟天子命而行、

王より宴樂を下さるゝとて、此湛露をうたはせらるゝことで、則ちその唱歌にも、王を陽氣の日輪にたとへ、諸侯が命を受くるを露の日にてらされて乾くにたとへた詩なり、【注】湛　湛々とたゝえたる露は、○匪　日の光りがなくては乾かぬと云である、○言　此詩の言は、日を見て露の乾くは、日をば王に比して乾くは諸侯の命を受て行ふにたとへたるものである、

諸侯敵王所愾、而獻其功、

【註】敵、猶當也、愾、恨怒也、

○諸　亦彤弓は、諸侯たる人は王の恨みたまふ朝敵を退治して、其手柄を言上した時に、

王於是乎賜之彤弓一、彤矢百、玈弓矢千、以覺報宴、

【註】覺、明也、謂諸侯有四夷之功、王賜之弓矢、又爲歌彤弓、以明報功宴樂、

大夫諫、公曰、同盟滅、雖不能救、敢不矜乎、吾自懼也、

【註】秦江同盟、不告、故不書、

○大。　大夫が諫たれば、秦伯の云はるゝには、江は同盟の國なるに、それが滅された、吾も救ふことはえせずともせめてめぐまいでは居られぬと云てなげかれて、○吾。　おれもあぶないと云てきづかはれた、【注】秦　經に同盟したことが見えぬのは、魯へ告げなんだとみゆる、

君子曰、詩云、惟彼二國、其政不獲、惟此四國、爰究爰度、其秦穆之謂矣、

【註】詩、大雅、言夏商之君、政不得人心、故四方諸侯皆懼而謀度其政事也、言秦穆亦能感江之滅、懼而思政、爰、於也、究度、皆謀也、

○君子。　詩經にも、殷紂夏桀が二國ともに、其政を得ずして人の心を失たを、四方の國々の君が見て、おそれて自分自分の政事をくらべて勘考したとあるが、今此穆公の恐れらるゝも此同意なり、

衛甯武子來聘、公與之宴、爲賦湛露及彤弓、

【註】非禮之常、公特命樂人以示意、故言爲賦、湛露彤弓、詩、小雅、

衛の國から魯國へ甯武子を朝聘使におこしたなり、○公。　文公の是とともにもてなしの酒宴を致された、○爲。　甯武子への馳走に、湛露彤弓の詩をうたはせられた、是は文公の不調法と云もので有た、湛露彤弓の詩はあたらぬ非禮になる、むざとして樂人に命せられたとみえた、

不辭、又不答賦、使行人私焉、

【註】私問之、

○不。　主人からちそうにうたはすれば、客からは辭義をして拜した上で、亦答賦と云て、此方からも何でも相應なことをうたふが禮の定りである、それを甯武子が辭禮もせず、答賦もうたはず、きよろりとして

ゆゑ、出妻と云た、

曰、貴聘而賤逆之、

【註】公子遂納幣、是貴聘也、

納禮には大夫が往て、迎る時に及で賤者にて迎へさせた、

君而卑之、立而廢之、

【註】君、小君也、不以夫人禮迎、是卑廢之、

○君　君は小君と云て夫人のこと、夫人を卑しめ迎へ、後に廢てた皆禮を失たとなり、

棄信而壞其主、在國必亂、在家必亡、

【註】主、內主也、

○棄　信を失て、內の主となる夫人を壞た、○在　諸侯なれば是では其國が亂るゝ、大夫であれば家を亡ぼすには極た、

不允宜哉、詩曰、畏天之威、于時保之、敬主之謂也、

【註】詩、頌、言畏天威、於是保福祿、

○不　是で信ぜられぬ筈のことなり、○詩　是も主を敬するは、福祿をたもつの基と云ことであるとなり、

秋、晉侯伐秦、圍邧新城、以報王官之役、

【註】邧新城、秦邑也、王官役、在前年、

前年のうちかへしをした、

楚人滅江、秦伯爲之降服、出次、不舉、過數、

【註】降服、素服也、出次、辟正寢、不舉、去盛饌、隣國之禮有數、今秦伯過之、

○秦伯　隣國の江が亡たに付て、秦伯の殊の外歎かれて、○降　素服を着て正寢をわきへ出て、定りの膳部も止られ、寢食をすてゝ歎れた、是は程あひの數に過た致されかたである、

告文なり、

晉侯伐秦、

告文なり、

衞侯使甯兪來聘、

魯へ聘禮使に來た、

冬、十有一月、壬寅、夫人風氏薨、

【註】僖公母、風姓也、赴同祔姑、故稱夫人、

魯僖公の母堂なり、【注】僖　同盟の諸侯へも告げ、姑の神主にも附したゆゑ、妾なれども夫人と書れた、

【傳】四年、春、晉人歸孔達于衞、以爲衞之良也、故免之、

【註】二年、衞執孔達以說晉、

先年執へて往たれども、衞に於ては又なき良臣と云を悟て歸したと也、德ある人ゆゑに免れた、

夏、衞侯如晉拜、

【註】謝歸孔達、

○夏　衞の君もよろこんで拜禮にゆかれたとなり、

曹伯如晉會正、

【註】會受貢賦之政也、傳言襄公能繼文之業、而諸侯服從、

曹伯の晉に至て下知を受けられた、【注】會　貢物何々を王へ奉つると云の仕置を受る、○傳　父文公の如く諸侯を從へらるゝを云た、

逆婦姜于齊、卿不行、非禮也、

【註】禮諸侯有故、則使卿逆、

むかひにやつた、

君子是以知出姜之不允于魯也、

【註】允信也、始來不見尊貴、故終不爲國人所敬信也、文公薨而見出、故曰出姜、

○君子　あいしらひが始めに違たからは、末とげて魯國で重んじ信ぜられまいと云ふことを知たとなり、【注】允　つれ合が死なるゝと追ひ出されられた

莊叔以公降拜、

【註】謝其以公比君子也、

○莊　文公からのあいさつには、

曰、小國受命於大國、敢不愼儀、君貺之以大禮、何樂如之、抑小國之樂、大國之惠也、晉侯降辭、

【註】降階辭讓公、

今日私小國より參て、大國の御下知を受るなれば、儀を愼まいでは叶ひませぬ、然るに君より貺之に大禮の御丁寧なる御あいしらひで、何の樂でも此上はあるまいとなり、○抑　小國が如此盛樂を玉はるは、偏に大國の御惠と申す者となり、○晉　階の下へおりて辭禮めされたなり、

登成拜、

【註】倶還上、成拜禮、

○登　亦相互に堂へ登て拜を致された、見事なことである、

公賦嘉樂、

【註】嘉樂詩大雅、義取其顯顯令德、宜民宜人、受祿于天、

○公　文公から返答には、嘉樂をうたはれた、【注】嘉　明なる令德萬民に宜しくて、天の福祿をえたと云に比して、あいさつ致された、

【經】四年、春、公至自晉、

【註】無傳、

文公の自國へかへつて廟告致された、

夏、逆婦姜于齊、

【註】稱婦、有姑之辭、

魯の國へむかへた、

狄侵齊、

【註】無傳、

告文なり、

秋、楚人滅江、

【註】滅例在文十五年、

楚師圍江、晉先僕伐楚以救江、

【註】晉救江、在雨螽下、故使圍江之經、隨在雨螽下、

晉から加勢を出したなり、【注】晉。經のは告げて來た順に書れたれど、實は晉の救江が遲かつた故、傳には上下に書した。

冬、晉以江故告于周、

【註】欲假天子之威以伐楚、

周國へ言上して、御加勢ならびに外の加勢をも下知したまふやうにと云た、

王叔桓公晉陽處父伐楚以救江、

【註】桓公、周卿士、王叔文公之子、桓公不書、示威名不親伐、

○王　加勢が出たなり、【注】桓。經に桓公の見えぬは天子の御加勢といふに軍威をましたばかりで、自身に手は出されなんだ、

門于方城、遇息公子朱而還、

【註】子朱、楚大夫、伐江之師也、聞晉師起而江兵解、故晉亦還、

○門于　楚の方城門をせめた時、息を攻て居る楚の大夫子朱も晉が加勢すると聞て、引取つたゆゑこの方も引た、

晉人懼其無禮於公也、請改盟、

【註】改二年處父之盟、

先達て大夫に盟はせ無禮をしたを後悔して、改めて盟ふと云ひおこした、

公如晉、及晉侯盟、晉侯饗公、賦菁菁者莪、

【註】菁菁者莪、詩小雅、取其既見君子、樂且有儀、

○公。文公の晉へ至られたれば、晉侯も喜で種々饗應の上で、○菁々の詩をうたはれた、此詩は君子たる人には、威儀が有て樂しく見えると云て、文公を君子にしたるあいさつなり、

云て、偏屈に棄てられはせなんだをほめた者也、人は如此用ひたいものである、見處が有たとみゆる、

與人之壹也、

【註】壹、無二心、

○與　實によいと思たに、二心ははさまれなんだ、

孟明之臣也、其不解也、能懼思也、子桑之忠也、其知人也、能擧善也、

【註】子桑、公孫枝、擧孟明者、

○孟　是も晝夜政事を大切に思ふて、終に功を立てた、○子桑　是は孟明を穆公へすゝめた、よく人を知て善い者をすゝめて君への忠に成た、

詩曰、于以采蘩、于沼于沚、于以用之、公侯之事、秦穆有焉、

【註】詩、國風、言沼沚之蘩至薄、猶采以共公侯、以喩秦穆不遺小美、

○詩　沼や沚でしらよもぎを取て來て、公侯の祭事に用ると云てある、薄物でもまつらるゝとある、是詩のこゝろが秦の穆公のことであらうと云こと、

夙夜匪解、以事一人、孟明有焉、

【註】詩、大雅、美仲山甫也、一人、天子也、

○夙　詩經に、周の仲山甫がよる晝おこたりなく、一人の君に仕へたとある、すなはち孟明がことで有らうとなり、

詒厥孫謀、以燕翼子、子桑有焉、

【註】詒、遺也、燕、安也、翼、成也、詩、大雅、美武王能遺其子孫善謀、以安成子孫、言子桑有擧善之謀、

○詒　是は武王の子孫へ善き謀を遺し玉ふたと云てあるが、その子孫を安んじ成す如く、子桑が仕方も至てよい、三人をほめたことばであるとなり、

秋、雨螽于宋、隊而死也、

【註】螽飛至宋、隊地而死、若雨、

わるい氣にでもあたつたとみゆる也、

在衆曰潰、在上曰逃、各以類言之、

沈が楚へ附たに付て討つだ、○凡民　主人をすてゝたみが逃散るは水のきれるやうなゆゑ潰と云、また主人が臣下にしらせず立去るのは一人立つて逃たにすること、【注】潰　水堤の切れた如くなり、是は自然なり、

衛侯如陳、拜晉成也、

【註】二年、陳侯爲衛請成于晉、

世話の一禮に行れたである、

夏、四月、乙亥、王叔文公卒、來赴、弔如同盟、禮也、

【註】王子虎與僖公同盟於翟泉、文公是同盟之子、故赴以名、傳因王子虎異於諸侯、王叔又未與文公盟、故於此顯示體例也、今書五月、又不書日、從赴也、

禮に適たなり、【注】王　同盟の子へも名を告たを云ふ、

秦伯伐晉、濟河焚舟、

【註】示必死也、

再び歸るまいと士卒をはげました意也、

取王官、及郊、

【註】王官、郊、晉地、

故に今度は二箇所取つた、

晉人不出、遂自茅津濟、封殽尸而還、

【註】茅津、在河東大陽縣西、封、埋藏之、

○晉人　晉も其勢におそれて出合なんだゆゑ、先達て討れた者どもの骨を取て葬た、

遂霸西戎、用孟明也、君子是以知秦穆公之爲君也、擧人之周也、

【註】周、備也、不偏以一惡棄其善、

○遂　とうどう威をふるつたは、孟明が仕當てた、○君子　穆公は人を用ひやうが行屆て、一たび惡いと

其孝と云ものは禮の始めと云ことなり、故に昏姻は禮の始めとあるなり、【注】不レ及レ解、

【經】三年、春、王正月、叔孫得臣會二晉人宋人陳人衞人鄭人一伐レ沈、沈潰、

【註】傳例曰、民逃二其上一曰レ潰、沈國名也、汝南平與縣北有二沈亭一、

魯の大夫である、【注】傳。　主人をすてゝ下々が逃ちるを云、

夏、五月、王子虎卒、

【註】不レ書レ爵者、天王赴也、翟泉之盟、雖二輒假一王命一、周王因以二同盟之例一爲レ赴、

京よりの告文なり、【注】不。　王の命にて告玉ひた、先達ては王の命で盟ふたけれども、王子虎が同盟した例を用ひられた、

秦人伐レ晉、

【註】晋人恥レ不レ出、以二微者一告、

秋、楚人圍レ江、雨二螽于宋一、

【註】自レ上而隕、有レ似二於雨一、宋人以二其死一爲レ得二天祐一、喜而來告、故書、

告文なり、【注】自。　いなごが死で、雨のやうに降たはふしぎである、

冬、公如レ晉、

文公の晋へ行れた、

十有二月、己巳、公及二晉侯一盟、

盟が有た、

晉陽處父帥レ師伐レ楚、以救レ江、

楚人が江をかこんだ故救た、

【傳】三年、春、莊叔會二諸侯之師一伐レ沈、以二其服一於楚一也、沈潰、凡民逃二其上一曰レ潰、在レ上曰レ逃、

【註】潰、衆散流移、若二積水之潰一、自壞之象也、國君輕走、群臣不レ知二其謀一、與二匹夫逃竄一無レ異、是以

○妾。家人に疊の表をうたせた、是をうれば勝手によい商人がたゝぬ、是らは不仁也、

作虚器、

【註】謂居蔡山節藻梲也、有其器而無其位、故曰虚、

○作。己れが身に應ぜぬ器を作た、

縱逆祀、

【註】聽夏父躋僖公、

○縱。今度の僖公を升すを同心したはわるい、

祀爰居、三不知也、

【註】海鳥曰爰居、止於魯東門外、文仲以爲神、命國人祀之、

○祀。海邊から異鳥が來て大手の門に止たを見て、西王母が先き使に青鳥が來たと云やうに、神也と云て祀らせた、愚なことである、是らは不知であるとなり、

冬、晉先且居、宋公子成、陳轅選、

鄭公子歸生、伐秦、取汪、及彭衙而還、以報彭衙之役、卿不書、爲穆公故、尊秦也、謂之崇德、

また云合せて伐た、秦を尊んだのは實に德をたふとむと云ふものである、

襄仲如齊納幣、禮也、凡君即位、好舅甥、修昏姻、娶元妃、以奉粢盛、孝也、

【註】謂諒闇既終、嘉好之事、通于外內、外內之禮始備、此除凶之即位也、於是遣卿申好舅甥之國、修禮以昏姻也、元妃嫡夫人奉粢盛共祭祀、

昔から一門の國でまた納禮を行はれた、是は禮に適たことなり、○凡。父の喪終て位に即き、齊は今文公の爲には舅や甥の國也、是へ好をむすんで昏姻を修め、元妃をむかへてともに先祖を祀るは孝で、

孝、禮之始也、

○是以　既に魯頌にも春秋の祀はおこたりなくて、享祀のたがはぬやうに、皇々と結構なる天帝を祀りて、幷に先祖を配してまつるとある、

君子曰、禮、謂其后稷親而先帝也、

【註】先稱帝也、

○君子　是でこそ禮とは云はるゝなれ、后稷は親なれども上帝を先へするが順ゆゑ、如此云である、

詩曰、問我諸姑、遂及伯姊、

【註】詩、邶風也、衛女思歸而不得、故願致問於姑姊、

○詩　順をいへば姊は親けれども、先づ姑を問てそれから伯姊を問たと云である、

君子曰、禮、謂其姊親而先姑也、

【註】僖親文公父、夏父弗忌從阿時君、先其所親、故傳以此二詩深責其意、

○君　是は右の詩經を釋して、姑と姊との順がよいゆゑ禮なりと云た、【注】僖○　僖公は當君の文公の父で、親いと思て時の君に阿る心で、順はすてゝ僖公をさきへ升せた故に、此親しくても次へすると云の道理を、二の詩を引て示したものなり、

仲尼曰、臧文仲、其不仁者三、不知者三、下展禽、

【註】展禽、柳下惠也、文仲知柳下惠之賢、而使在下位、己欲立而立人、

○仲尼　魯で事をとりて、是を其まゝ阿つて用ひたを譏り玉ふた、○臧　三つ宛ある內に數へ立て云なら、柳下惠が賢なれば上る筈を下位にあらせた、

廢六關、

【註】塞關陽關之屬、凡六關、所以禁絕末遊、而廢之、

○廢　魯にある六の關所をすてた、

妾織蒲、三不仁也、

【註】家人販席、言其與民爭利、

【註】又以僖公爲聖賢、

○先　大が前へ立小が次へなると云は順境界也、僣聖賢を上へ上すは明な筋である、

明順、禮也、君子以爲失禮、禮無不順、祀國之大事也、而逆之、可謂禮乎、子雖齊聖、不先父食久矣、

【註】齊、肅也、臣繼君、猶子繼父、

其順を明にするのは禮也と云て、如此したと云た、是は無理なる理窟なり、僖公を聖賢とした、○君子　是で君子が禮の本意を述べて、具に次第のことを説かるゝである、○以　先づ此宗伯が仕方は禮を失たである、元來禮と云に不順なことはない、順を以て禮としたものである、○祀　先祖の祭と云ものは國の大事で、是を逆にしては禮とは云はれぬ、○子　僖公を聖賢ゆゑ升せたと云へども、子が聖人でも父よりさきへ食すると云ことはならぬ、是は久しき古よりの定めである、それを升せれば先達て食するなり、

故禹不先鯀、湯不先契、

【註】鯀、禹父、契、湯十三世祖、

○故　其證據は此聖人たちといへども、父や先祖に先達ては祭らぬ、

文武不先不窋、

【註】不窋、后稷子、

文武でも、

宋祖帝乙、鄭祖厲王、猶上祖也、

【註】帝乙、微子父、厲王、鄭桓公父、二國不以帝乙厲王不肖、而猶尊尚之、

宋でも鄭でも祖を上へ升す、皆一樣である、父や先祖は至て不肖で子は聖德有りとても、上へは升さぬ明な證しなり、

是以魯頌曰、春秋匪解、享祀不忒、皇皇后帝、皇祖后稷、

【註】忒、差也、皇皇、美也、后帝、天也、詩頌、僖公郊祭上天、配以后稷、

也、

【註】討元年衞人伐晉、士穀、士蔿子、留主の中に大夫が出て盟た、○六　前年衞から晉を伐たゆゑ、晉から今度士穀を討手にさしむけた、それ故穆伯も出て會したとなり、

書士穀、堪其事也、

【註】晉司空、非卿也、以士穀能堪卿事故書、

○書　ほめて云である、【注】晉○卿と云てもよいと云心なり、

陳侯爲衞請成于晉、執孔達以說、

【註】陳始與衞謀、謂可以强得免、今晉不聽、故更執孔達、以苟免也、

和談を乞たれども合點せぬ故、孔達を執て出してやう〳〵わびがすんだである、

秋、八月、丁卯、大事于大廟、躋僖公、逆祀也、

【註】僖是閔兄、不得爲父子、嘗爲臣、位應在下、令居閔上、故曰逆祀、

是は升すまじき神主を升せた、是は逆な祀りであるを譏た、

於是夏父弗忌爲宗伯、

【註】宗伯、掌宗廟昭穆之禮、

○於是　此時節夏父弗忌と云者が宗伯の官で居た、宗伯は宗廟の神主の次第をとりはからう官なり、

尊僖公、且明見曰、吾見新鬼大、故鬼小、

【註】新鬼、僖公、既爲兄、死時年又長、故鬼、閔公、死時年少、弗忌明言其所見、

是者が文公への追從に僖公を尊み、其上明に御神靈を見たとて云には、吾が僖公を先きへ出したのは、新鬼の僖公は大くて故鬼の閔公は小さかつた、【注】新鬼○　僖公は閔公の兄で年が長じてから死なれ、閔公は幼年で死なれた、

先大後小、順也、躋聖賢、明也、

るで有らう程に、各方にも隨分辟けられよ、一端懼れて德を增してよせる段には、士卒の心が和めあるゆゑ、中々不可當、うかと敵たいはならぬ、○詩　祖考を念ふと云も、其德を念て其德にならはうとするゆゑ、祖考を念である、

孟明念之矣、念德不怠、其可敵乎、

【註】爲明年秦人伐晉傳、

○孟　それに孟明は德を念てわすれぬからは、德を怠らぬなり、すれば何として敵すべきやと也、後に果して一度はうちかへした、

丁丑、作僖公主、書不時也、

【註】過葬十月、故曰不時、例在僖三十三年、

大に延引したを譏た、葬て直に主を作る者なり、

晉人以公不朝、來討、公如晉、夏、四月、己巳、晉人使陽處父盟公、以耻之、

【註】使大夫盟公、欲以耻辱魯也、經書三月乙巳、經傳必有誤、

晉から文公の無沙汰を咎めた、それから文公の朝せられた、○夏　大夫を出して盟はせて國君あしらひにせず、耻をあたへいやしめた、【注】使　乙と己とは字畫が似た故、經の方か傳の方かどちらぞがあやまりつらん、

書曰、及晉處父盟、以厭之也、

【註】厭、猶損也、晉以非禮盟公、故文厭之、以示譏、

經に陽の字を去て處父とばかり書れたは、晉の無禮をとがめて、おしおろして譏たものと云ことなり、

適晉不書、諱之也、

【註】不書公如晉、

○適　經に除たのは諱んだもの、

公未至、六月、穆伯會諸侯及晉司空士縠、盟于垂隴、晉討衞故

亂庶遄沮、

【註】詩、小雅、言君子之怒、必以止亂、遄、疾也、沮、止也、

其たゆんだ處を總軍たゝみかけて討たゆゑ、大に秦の師を敗て勝利に成た、○君子　そこで君子の評判にも、爰でこそ狼瞫は君子と云べき者と也、○詩　それを詩にも、君子が怒るならば亂は定めて早速に止まうと云こと、

又曰、王赫斯怒、爰整其旅、

【註】詩、大雅、言文王赫然奮怒、則整師旅以討亂、

○又曰　是は文王のことを謡た詩で、王が赫然と怒り出さるゝと、軍旅も屹と整て亂がをさまると也、是まで詩經の言也、

怒不作亂、而以從師、可謂君子矣、

○怒　狼瞫は怒たけれども亂はおこさずして、師に從て一人の命を君へ奉て、味方の勝利にしたのは君子と云べしとなり、

秦伯猶用孟明、孟明增修國政、重施於民、趙成子言於諸大夫曰、

【註】成子、趙衰、

孟明が下心は、秦伯の棄てらるべき我を猶用らるゝに付ては、國人を丁寧に仕むけて、一度は辱をすゝがうとはげむ故、殊の外民の治め方がよい、○趙　晉の趙衰が其有樣を見て、此方の大夫どもに云には、

秦師又至、將必辟之、懼而增德、不可當也、詩曰、毋念爾祖、聿脩厥德、

【註】詩、大雅、言念其祖考、則宜述脩其德以顯之、毋　念、念也、

秦は二度まで敗を取た、それにやはり孟明を氣長に用らるゝからは、此分ではおかず、また師を催して來

○瞶。書經にも云てある、勇氣が有ながら上の害にならぬ者を尊ぶことで、上を害する者は祖廟へも上ることは成らぬと云ことなれば、うかとさうはならぬと云た、

死而不義、非勇也、共用之謂勇、

【註】共用、死國用、

○死。勇氣でも不義を行ふて命をすてては、實の勇氣とは云はれぬなり、○共。實の勇氣と云ふのは、主君の御用に立て一命を棄るを勇氣とはするなり、

吾以勇求右、無勇而黜、亦其所也、

【註】言今死而不義、更成無勇、宜見退、

○吾。元來吾は勇氣のきこえが有たに付て、戎右を求めた、それを勇がないと見立られて退役した、今其遺恨をはらせばやつぱり勇がないとの目利が當つたと云ものなり、すれば退役も尤と人が見下す、

謂上不我知、黜而宜、乃知我矣、

【註】言今見黜而合宜、則吾不得復言上不我知、

○謂。今吾を退けたは、上にたつ役人が吾を知らぬと無念に思へども、退けられたが尤と上へ理が付ては、上の我をよく知て退けたに成る、すれば爰は大事の場である、

子姑待之、及彭衙既陳、以其屬馳秦師、死焉、

【註】屬、屬己兵、

○子姑。足下の思召は辱いけれども、今少し見て居てくれやれ、我が存念があると云た、是は實に良士と云べし、○及。處を今度彭衙に於て兩軍陣を張て戰ひ最中に、自分の手勢を引つれて、秦の大軍へ駈入て、八方無碍に働いて、秦の軍をたゆませて討死した、

晉師從之、大敗秦師、君子謂狼瞫於是乎君子、詩曰、君子如怒、

と笑た、

戰于殽也、晉梁弘御戎、萊駒爲右、戰之明日、晉襄公縛秦囚、使萊駒以戈斬之、囚呼萊駒失戈、狼瞫取戈以斬囚、禽之以從公乘、遂以爲右、箕之役、

【註】箕役、在僖三十二年、

○戰于　前年殽で戰ふたときに、晉の方には梁弘と云者が御者と成り、萊駒と云者を戎右とせられたり、明日に成て襄公の下知して秦の生捕どもを首を刎させらるゝ、縛り首を討つ時にかの萊駒に命じて戈にて斬せた、○囚　斬人に向つてをゝとうなつた、萊駒びつくりして持たる戈を取おとした、臆病な男じや、○狼　側に狼瞫と云者が居て、直に戈を以て囚を斬た、○禽　萊駒は卑怯者なりとて、禽之して公の乘に附て、狼瞫を戎右に定められた、其後また狄と箕で戰ふたとき、

先軫黜之而立續簡伯、狼瞫怒、其友曰、盍死之、瞫曰、吾未獲死所、

【註】未得可死處、

どうした心でか、先軫が了簡で狼瞫を退役させて、續簡伯を跡役にした、狼瞫が大きに怒た、○其友　狼瞫が親しき朋友が、なぜ先軫とさしちがへては死なぬぞと云た、○瞫　いや〳〵まだ死ぬべき處ではない、命を棄るにはまだ時節があると云た、

其友曰、吾與女爲難、

【註】欲共殺先軫、

○其　然らば足下と申合せて、手勢を以て先軫を攻滅して遺恨をはらさう、

瞫曰、周志有之、勇則害上、不登於明堂、

【註】周志、周書也、明堂、祖廟也、所以策功序德、故不義之士不得升、

り、○今。それを今度閔公の上へ升せて祭られた、故にそしつた、○時。間もなければまだ禘の祭り所ではない、それを大廟にと云へば譏たと云ふは明かなり、ことさら逆祀のことなれば、わざと大事と云て文を書わけたものなり、

冬、晉人宋人陳人鄭人伐秦、

【註】四人皆卿、秦穆悔過、終用孟明、故貶四國大夫以尊秦、

【注】四人。爰にみな人とあるは秦をあがめた言なり、

公子遂如齊納幣、

【註】傳曰、禮也、僖公喪終此年十一月、則納幣在十二月也、士昏六禮、其一納采、納徵始有玄纁束帛、諸侯則謂之納幣、其禮與士禮不同、蓋公爲太子時、已行昏禮、

魯から結納をやられたなり、【注】士昏。周禮の士昏禮に見ゆ、

【傳】二年、春、秦孟明視帥師伐晉、以報殽之役、二月、晉侯禦之、先且居將中軍、趙衰佐之、

【註】代郤溱、

先年敗軍した遺恨を以て來た、○先。晉の大將である、

王官無地御戎、

【註】代梁弘、

狐鞫居爲右、

【註】鞫居、續簡伯、

甲子、及秦師戰于彭衙、秦師敗績、晉人謂秦拜賜之師、

【註】以孟明言三年將拜君賜、故嗤之、

○甲。彭衙と云處で又秦が大に敗軍した、○晉人。三年目には御禮に來て討返さうと、孟明が船中から廣言した、それに亦敗北したゆゑ、晉の方からあつぱれ拜賜之師ほど有て、見事なことであると云てどつ

秦師戰于彭衙、秦師敗績、

【註】孟明名氏不見、非命卿也、大崩曰敗績、馮翊部陽縣西北有彭衙城、

告文なり、

丁丑、作僖公主、

【註】主者、殷人以柏、周人以栗、三年喪終、則遷入於廟、

魯のことである、

三月、乙巳、及晉處父盟、

【註】處父爲晉正卿、不能匡君以禮、而親與公盟、故貶其族、族去則非卿、故以微人常稱爲耦、以直厭不直、不地者、盟晉都、

魯と晉との和睦である、【注】處 人臣として國君と同輩のやうにして盟ふたは不作法なるによりて、族を去るとて、陽の字を省かれた、族を去て記すからは正卿でないになるゆゑ微者あしらひにしたである、是が直を以て不直を押へると云文法なり、

夏、六月、公孫敖會宋公陳侯鄭伯晉士縠、盟于垂隴、

【註】垂隴、鄭地、滎陽縣東有隴城、士縠出盟諸侯、受成於衞、故貴而書名氏、

魯の大夫と諸侯と盟た、【注】垂 士縠を貴とみて名氏を記された、

自十有二月不雨、至于秋七月、

【註】無傳、周七月、今五月也、不雨足爲災、不書旱、五穀猶有收、

久しい旱りで有たけれども、五穀は相應にとれた、

八月、丁卯、大事于大廟、躋僖公、

【註】大事、禘也、躋、升也、僖公、閔公庶兄、繼閔而立、廟坐宜次閔下、今升在閔上、故書而譏之、時未應吉禘、而於大廟行之、其譏已明、徒以逆祀故、特大其事、異其文、

魯國の廟で祭が有た、先代の僖公の靈を、先々代の閔公の廟席より上座に安置した、それを大に事ありと云て譏た、是大なる非禮である、【注】大 兄ではあれども弟の閔公のあとを繼れた人なれば子も同前な

貪-人敗レ類、

【註】詩、大雅、隧、蹊徑也、周大夫芮伯、刺二厲王一、言貪人之敗二善類一、若二大風之行一、毀二壞衆物一、所在成二蹊徑一、

晉國が母の言を用ひて秦の孟明を歸された、秦では大夫や近習が秦伯へ申すには、此たびの敗軍は元來大將の下知がわるさ故なり、すれば大將の孟明が罪なれば是非殺し玉へと云た、然るを秦伯は自身の罪なりと云て、詩を引てさとさるゝ、周の大夫芮伯が厲王を刺た詩にも、大風には隧とて風筋がある、その風筋は格別つよく吹て、萬物をそこなひ毀るものなり、貪欲人の善人を敗るも同じことゝ云ことである、一切の物を風が吹き敗てあらすやうなものなり、

聽-言則對、誦-言如レ醉、

【註】言昏亂之君、不レ好二典誦之言一、聞レ之若レ醉、得二道聽塗說之言一、則喜而答對、

○聽　世話言や雜談には悅んで對へいらへ、○誦　古から誦する屹とした古語を人がいへば、醉人のやうに耳にとまらぬなり、【注】言　おろかな暗君と云ものは、典は書經、誦は詩經なり、是らの言は好まぬものなり、たま〳〵聞とても茶に醉たやうにして、聞ても耳には留らぬ、○得　只巷說の浮世咄なれば、うれしがつて問答して、友が多い者である、

匪レ用二其良一、覆俾二我悖一、

【註】覆、反也、俾、使也、不レ用二良臣之言一、反使二我爲二悖亂一、

良い臣下を用ひて其詞にしたがふ事はせず、反てよい臣には逆てあしき行ひをするものなり、

是貪故也、孤之謂矣、孤實貪禍二夫子一、夫子何罪、復使レ爲レ政、

【註】爲二明年秦晉戰二彭衙一傳、

○是　是と云がみな貪る心があるからなり、○孤　今孟明を罪すれば、とりも直さず孤が暗君と云になる、人の事ではない、元來吾が貪る心から、夫子　孟明に敗軍するやうな合戰をさせた、孟明に罪はないと云て、やはり國政を預けおかれたとなり、

【經】二年春、王二月、甲子、晉侯及二

【註】環列之尹、宮衞之官、列兵而環王宮、

○穆　商臣が立て君と成た、○以　太子で居られた時の家財をみな潘崇にくれて、大師と云官に取たてゝ、宮中守護の大將としたとなり、

穆伯如齊、始聘焉、禮也、

【註】穆伯、公孫敖、

魯から始めて大夫を使に遣た、

凡君卽位、卿出竝聘、踐修舊好、要結外援、

【註】踐、猶履行也、

○凡　總じて諸侯の卽位致されては、國の卿が出て、他國へ聘するのは、舊き昔の好みのくづれぬやうに履み行ひ修めて、外の援けを結びおくつなぎにもするとて、

好事鄰國、以衞社稷、忠信卑讓之道也、忠、德之正也、信、德之固也、卑讓、德之基也、

【註】傳因此發凡、以明諸侯諒闇、則國事皆用吉禮、

鄰國としたしく交るなり、かやうにすれば國が丈夫なるに依て、社稷を衞るたよりがよい、其うへ忠信を以て人に卑下して交るはよき道なり、○忠　正きと固いとは德の土臺なり、【注】傳　此處で更めて凡と云ことを示した、諸侯は服中でも、國の事には吉禮を用ねばならぬと云ことを明らかに聞せたものなり、

殽之役、

【註】在僖三十三年、

是は前にも出た、

晉人既歸秦帥、秦大夫及左右、皆言於秦伯曰、是敗也、孟明之罪也、必殺之、秦伯曰、是孤之罪也、周芮良夫之詩曰、大風有隧、

潘崇曰、信矣、潘崇曰、能事ㇾ諸乎、

【註】問能事ㇾ職不、

君王のおのれめを殺して、職を立てうと仰せらるゝも御尤じや、此やうな無作法者めであるものをと云はれた、○告。其方が云た通にさらりと知れた、信實おれを殺すつもりと見ゆる、○潘。おまへは弟御を君として事へる氣か、

曰、不ㇾ能、能行乎、曰、不ㇾ能、能行二大事一乎、曰、能、

【註】大事、謂ㇾ弑ㇾ君、

○曰。それはどうもえせまいとなり、○能。そんなら此國を立退く思召か、○曰。どこへも行く所がないで、去ることもえせぬ、○能。そんなら大事を企る思召はござらぬか、○曰。それはおれが得ものであるとなり、

冬、十月、以二宮甲一圍二成王一、

【註】太子宮甲、僖二十八年、王以二東宮卒一從二子玉一、蓋取二此宮甲一、

○冬。終に叛逆を企てゝ、太子の部屋附の甲兵を催して成王を圍んだ、

王請下食二熊蹯一而死上、

【註】熊掌難ㇾ熟、冀二久將一ㇾ有二外救一、

○王。熊の掌を食て死にたいほどに、暫く猶豫せよと云はれた、是は時をうつしたら外から加勢が來らうと思てなり、

弗ㇾ聽、丁未、王縊、謚ㇾ之曰ㇾ靈、不ㇾ瞑、曰ㇾ成、乃瞑、

【註】言二其忍甚一、未ㇾ斂而加二惡謚一、

○弗。商臣合點で許さぬ、終に縊て死なれた、○謚。靈としたれば成王の眼をふさがれなんだ、成と號をあらためたればふさがれたとなり、むごいことをした、

穆王立、以下其爲二太子一之室上與二潘崇一、使下爲二大師一、且掌中環列之尹上、

【註】擧、立也、

殊に御寵愛の御方も大分あることなれば、とくと御思案なされた上が宜しうござらう、一旦太子に定め玉ふて、又惡いとて黜け玉ふやうでは亂がおこりませう、○楚　此國のくせで世繼と云へば、大抵末子で嗣せ玉ふ、

且是人也、蠭目而豺聲、忍人也、

【註】能忍行不義、

○且　其上此商臣と云人は蠭目とさかつり眼で、聲は豺のやうな、是れ叛逆の相を云、忍人とは不義を行ふを何とも思はぬ人を云、

不可立也、弗聽、既又欲立王子職而黜太子商臣、

【註】職、商臣庶弟、

○不　立られぬとなり、○弗　楚子が聞ずに太子と致された、○既　果してあかれて、又商臣が庶弟の王子職と云を太子に立てゝ、今の太子商臣を黜けたいと思はれた、

商臣聞之而未察、告其師潘崇曰、若之何而察之、潘崇曰、享江芉而勿敬也、

【註】江芉、成王妹、嫁于江、

○商臣　商臣がほのかに風説は聞たれども、まだ實否をしかと察せぬ、○告其　自分の師範の潘崇と云者に告て、どうしたならば實否が知れうと思ふぞと尋た、○潘崇　それには手段がある、先づ伯母さまの江芉を招請なされて、至極無禮になされよ、婦人のことなれば定めて腹をたてゝ口走らるゝであらうと云た、

從之、江芉怒曰、呼役夫、

【註】呼、發聲也、役夫、賤者稱、

○從　その通にした、○江芉　果して忿りて罵り口走らるゝ、呼はむつとしたとき出る言なり、むゝと云こと役夫はいやしめて云こと、

宜君王之欲殺女而立職也、告

頭の孫昭子を生捕た、

衛人使告于陳、陳共公曰、更伐之、我辭之、

【註】見伐求和、不競大甚、故使報伐示己力足以距晉、

○衛　衛もたまらぬに付て、陳の國へ侘言をして下されとあいさつに頼だ、○陳　共公の答へに、戚をとられたと云て、早々降參もなるまいければ、先づ此方からも討かへしを致されよ、其最中に此方が挨拶を致さうと云れた、【注】見。　あまり早く降參するは、よわい擧動であるに因て、晉と相手にも成りかねぬと云强みを見せかけてから、挨拶をせうと云こゝろ、

衛孔達帥師伐晉、君子以爲古、古者越國而謀、

【註】合古之道、而失今事覇主之禮、故主失其邑、身見執辱、

陳から尻を持たれて、勘考にも及ばず晉を伐た、○君子。　君子の衞を評して云には、古代めいた仕方なり、古代は他國へも相談することが有たけれども、當代は覇主の天下をさばく時分には、此やうな仕方ははやらぬ、それで執へられて辱しめを受た、當代は是ではいかぬと云て、時變を知らぬことを嘲つたである、

秋、晉侯疆戚田、故公孫敖會之、

【註】晉取衛田、正其疆界、

戚の田を取たれども、まだ繩界を正さなんだ、今度檢地を入るゝに付、魯衛は鄰國ゆゑ魯の大夫も立會ふた、

初楚子將以商臣爲太子、訪諸令尹子上、子上曰、君之齒未也、

【註】齒、年也、言尙少、

商臣を太子に立たいと云て、令尹の子上に相談致された、○子上　子上が答に君もまだ御年若にあり、

而又多愛、黜乃亂也、楚國之擧、恒在少者、

叔孫得臣如周拜、
【註】謝賜命、
○叔　拜禮なり、
晉文公之季年、諸侯朝晉、衛成公不朝、使孔達侵鄭、伐緜訾、及匡、
【註】孔達、衛大夫、匡在潁川新汲縣東北、
文公は方伯と成られたゆゑ、朝せぬ諸侯も朝したなり、其中に衛の成公ひとり朝せぬのみならず、大夫の孔達に命じて、鄭を侵させて緜訾や匡を伐た、
晉襄公既祥、
【註】諸侯諒闇亦因祥祭爲位而哭、
○晉　襄公がもはや喪をつとめ終られた、【注】諸服の內でも祥祭限りで哭しをはる、
使告于諸侯而伐衛、及南陽、
【註】今河內地、

上のやうに無禮をはたらくに付て伐たれた、
先且居曰、效尤禍也、
【註】尤衛不朝、故伐、今不朝王、是效衛致禍、時王在溫、故勸之、
○先且　是は襄公のまだ天子へ朝せられぬ故の諫めである、衛が朝せぬと云て伐玉ふなら、御自身の王へ朝し玉はぬも非禮なり、衛をとがめながら、其仕方に效ふと云ものは禍となる、
請君朝王、臣從師、晉侯朝王于溫、先且居胥臣伐衛、五月、辛酉、朔、晉師圍戚、六月、戊戌、取之、獲孫昭子、
【註】昭子、衛大夫、食戚邑、
然れば君は王へ朝し玉へ、○臣　軍事は私が引うけて、衛をば伐ませうと云た、それゆゑ襄公も、天子は溫に御座なさるゝに付て朝せられて、大夫どもが衛を伐た、○五月　衛の內の戚と云所を圍で、戊戌に地

○穀○　豐下はしもぶくれな顔なり、是は魯國で子孫が榮えようと云た、後皆よく合ふた、

於是閏三月、非禮也、

【註】於歷法閏當在僖公末年、誤於今年三月置閏、蓋時達歷者所譏、

閏をおくべき時がたがへば、時順がくるふゆゑに、非○禮と云、【注】於歷○○　くるひになる、

先王之正時也、履端於始、擧正於中、歸餘於終、

【註】步歷之始、以爲術之端首、朞之日、三百六十有六日、日月之行、又有遲速、而必分爲十二月、擧中氣以正月、有餘日則歸之於終、積而爲閏、故言歸餘於終、

年の始に端をおこして、正を中に擧ぐとは、三月の中が始めにあることもあり、月の末にあることもある、是をつもりつめて餘りの出來た處で閏とする、

履端於始、序則不愆、

【註】四時無愆過、

○履○　次第がたがへばあやまる者である、

擧正於中、民則不惑、

【註】斗建不失其次、寒暑不失其常、故無疑惑、

○擧○　時ならぬと云やうなことはない、

歸餘於終、事則不悖、

【註】四時得所、則事無悖亂、

○歸○　亂るゝことがない、

夏、四月、丁巳、葬僖公、

【註】傳皆不虛載經文、而此經孤見、知僖公末年傳、宜在此下、

【注】傳○　左氏の傳には、經文のまゝ計りを虛しく書ておくことはないに、此は經文ばかりで傳がない、僖公の末年の傳の文を、此下へ加へてよからうとなり、

王使毛伯衞來賜公命、

【註】衞、毛伯字、

文公へ爵命を賜はり、家督を御免である、

命主の御禮である、

衛人伐晉、

【註】衛孔達爲政、不共盟主、興兵鄰國、受討喪邑、故貶稱人、

告文なり、【注】衛　盟の主へ不禮なである、それで微者あしらひにしたものなり、

秋、公孫敖會晉侯于戚、

【註】戚、衛邑、在頓丘衛縣西、禮卿不會公侯、而春秋魯大夫皆不貶者、體例已舉、故據用魯史成文而已、內稱公、卒稱薨、皆用魯史、

魯國の卿なり、【注】戚　魯國で言ふゆゑ貶さぬである、すべて自國の事は一等あげて書てある、

冬、十月、丁未、楚世子商臣弑其君頵、

【註】商臣、穆王也、弑君例在宣四年、

告文なり、【注】商　解に及ばす、

公孫敖如齊、

【注】傳例曰、始聘焉、禮也、

聘禮使におくられた、

【傳】元年、春、王使內史叔服來會葬、公孫敖聞其能相人也、

【註】公孫敖、魯大夫、慶父之子、

天子より魯國へ內史の官の叔服を下された、魯の公孫敖が、內々此內史叔服と云男は人相を能見ると云ことを聞及で、

見其二子焉、叔服曰、穀也食子、難也收子、

【註】穀、文伯、難、惠叔、食子、奉祭祀供養者也、收子、葬子身也、

兄弟の子共を出して、相を見て下されいと云た、○叔服　人相を見て、兄穀はこなたを食ひ祀をつとむるで有らう、弟の難はこなたを葬むるであらう、

穀也豐下、必有後於魯國、

【註】豐下、蓋面方、爲八年、公孫敖奔莒傳、

春秋左傳卷八

【註】盡十年、

文公

【註】名興、僖公子、母聲姜、諡法、慈惠愛民曰文、忠信接禮曰文、

【經】元年、春、王正月、公卽位、

【註】無傳、先君未葬、而公卽位、不可曠年無君、

【注】無。　去年の冬僖公の卒せられて間もない故、まだ葬らねども、君なくてはおかれぬゆゑ位に即れた、

二月、癸亥、日有食之、

【註】無傳、癸亥月一日、不書朔、官失之、

天王使叔服來會葬、

【註】叔、氏、服、字、諸侯喪、天子使大夫會葬、禮也、

魯へ下された勅使なり、

夏、四月、丁巳、葬我君僖公、

【註】七月而葬、緩、

諸侯には月數が立ちすぎた、

天王使毛伯來錫公命、

【註】毛、國、伯、爵、諸侯爲王卿士者、諸侯卽位、天子賜以命圭、合瑞爲信、僖十一年、王賜晉侯命、亦其比也、

勅命である、【注】毛。　大名で居て王に仕へて居る人なり、○天子。　命圭と云物は玉にて作て、公侯伯子男で長短の差ひがある、其圭に瑞と云て、さやのやうなものが天子の方に留てある、それを代がはりに、合せて吟味なされて下さるゝ、是を合瑞と云、信はしるしなり、日本の御朱印改めの類也、

晉侯伐衞、

【註】晉襄公、先告諸侯而伐衞、雖大夫親伐而稱晉侯、從告辭也、

【注】晉。　自身に討れたではない、告文なり、

叔孫得臣如京師、

【註】得臣、叔牙之孫、

ことなれども、今こゝで云のは、葬りを云ふついでに、後のことをも通じてそしりたである、

凡君薨、卒哭而祔、祔而作主、特祀於主、

【注】既葬反虞、則免喪、故曰卒哭、哭、止也、以新死者之神、祔之於祖、尸柩已遠、孝子思慕、故造木主、立几筵焉、特用喪禮、祭祀於寢、不同之於宗廟、言凡君者、謂諸侯以上、不通於卿大夫

國君と云は卒哭がすんでから、主を先祖の廟へ附けてまつる、つげてから主を作る、それから特にべつに主を祀るとなり、【注】既　葬て返てまつるを反虞と云ふ、それから喪服を免るゝ故に、卒哭と云、これは哭しをはると云こゝろなり、○以　あらたに死んだ神靈を、先祖の廟へ入るゝを祔すと云、○尸　尸を葬りをはれば、柩にとほざかる、孝子たるものゝ情では、おもひしたふてたへられぬ、そこで木主と云をつくつて、几筵をかまへて別に喪の禮をもちひて、寢とは座敷でまつる、○不　これが宗廟とわけたものなり、○言　諸侯以下を君とは云はぬ、

烝嘗禘於廟、

【註】冬祭曰烝、秋祭曰嘗、新主既特祀於寢、則宗廟四時常祀自如舊也、三年禮畢、又大禘、乃皆同於吉、

廟へつきてから、冬秋のまつりをすると云こと、【注】冬○　宗廟の祀りは先規のとほりに祀る、○三　大禘がすむとみな吉禮のまつりと云になる、これはめでたいになる、それまでのまつりと云ものは喪中なり、

上○　子上向からわたられてはひけである、この方からわたさうと云た、○大○　それはわるい、晉人の云ふのは信とではない、かはをわたりにかゝつて、半分わたつた時分に、むかふからどつと薄つたときには、即時にやぶれるにきはまつた、そのときにいたつて後悔しても、もはやおよぶまい、それよりはゆるめて、むかふからわたらせたがよいと云て、陣をしりぞけた、

陽子宣言曰、楚師遁矣、遂歸、楚師亦歸、太子商臣譖子上曰、受晉賂而辟之、楚之恥也、罪莫大焉、王殺子上、

【註】商臣怨子上止王立己、故譖之、

○陽○　陽處父は始めからたゝかふ了簡はなく、右のごとく云つかはして、楚をだましたことなれば、この體をみてすはよき引しほなりとて、楚の軍兵はにげて歸たぞと云ふらして、つひにひき取た、晉が引たゆゑ相手なければ楚も引て、相引になつたとなり、○太子○　楚の太子が子上にうらみがあるに付て、楚王へ讒をかまへて、今度子上が引てかへつたのは、晉からまいなひをとつて辟けたのじや、これは大きな楚のはぢにて、子上は大罪でござると云た、○王○　楚王の何のこともなく、子上をころされたなり、

葬僖公、緩、

【註】文公元年、經書四月葬僖公、僖公實以今年十一月薨、並閏七月乃葬、故傳云緩、自此以下、遂因說作主祭祀之事、文相次也、皆當次在經葬僖公下、今在此、簡編倒錯、

葬がおそなつたである、【注】文○　七月目に葬たなり、さてこれらのことは、明年の葬僖公とあるところにあるべき次第なるに、今こゝにしるしてあるは、亂れたものとみえる、

作主、非禮也、

【註】文二年乃作主、遂因葬文通譏之、

文公の神主を作られたことがおそかつた、これも非禮なり、【注】文○　この主を作つたことは、文公二年の

晉師夾泜而軍、

【註】泜水、出魯陽縣、東經襄城定陵入汝、

晋から蔡の國ををかしにかゝつたを、楚から兵をもつてうたせぬ、それゆゑ楚と晋との爭そひになつた、ときに正中に泜水と云大河をへだてゝ、兩陳が川ぎしにのぞみてにらみあふて居るなり、

陽子患之、使謂子上曰、吾聞之、文不犯順、武不違敵、子若欲戰、則吾退舍、子濟而陳、

【註】欲辟楚使渡成陳而後戰、

○陽子　陽處父は楚とたゝかふことはいやにおもふたゆゑ、楚の子上へつかひを立てゝ云には、○曰　文と云ものは順を犯さぬものなり、武は敵にあふてにげ去らぬと云ことなれば、たがひに去られまい、けれども、○子　子もたゝかはうとおぼしめすならば、かやうに大河をへだてゝ居ては、いつまでもことがあかぬ、この方があとへしりぞかうほどに、川をわたつて此方へきたられよ、左あらば合戰もなるべし、

遲速唯命、不然紓我、

【註】紓、緩也、

○遲　幾日と云日限は、おほせにまかせうほどに、きつと返答をせられよ、○不　それも御承知なくば、そのもとしりぞいて、われをゆるめられたれば、其方へわたつてたゝかひをとりむすばう、

老師費財、亦無益也、

【註】師久爲老、

○老　かやうに御たがひに長陣を張て、日かずばかりを經て、いくさを老らかし、財寶をつひやして居ると云ふは、なにの益もないことである、

乃駕以待、子上欲渉、大孫伯曰、不可、晉人無信、半渉而薄我、悔敗何及、不如紓之、乃退舍、

【註】楚退欲使晉渡、

○乃　この方は車に馬を仕かけてあいまつほどに、いづれへとも返答あれと云つかはしたなり、○子

薨于小寢、卽安也、

【註】小寢、夫人寢也、譏公就所安、不終于路寢、

僖公の臧文仲がいさめをもちひられて、齊へ朝せられた、○且　狄が侵したを見まひながらに、朝せられたとなり、○反　齊から反られて、追つけ小寢で薨せられた、卽安と云は、正寢のおもて御座の間と云で卒せらるゝはずを、こゝろやすいをこのんで内證で死なれたをそしつたなり、

晉陳鄭伐許、討其貳於楚也、

許が楚へ合體したゆゑ伐た、

楚令尹子上侵陳蔡、陳蔡成、遂伐鄭、將納公子瑕、

【註】三十一年、瑕奔楚、

楚から陳蔡をゝかしたれば降參した、それから鄭をうつた、これは鄭伯と大夫とにゝくまれた、公子瑕がさきだつて楚へにげて居る、それを楚からかたをもつて、鄭へ歸し入れんとするなり、

門于桔柣之門、瑕覆于周氏之汪、

【註】車傾覆池水中、

桔柣門と云城門へおしよせた、このときかの公子の乘られたくるまが、周氏と云ものゝ屋敷の外とぼりへ、ひつくりかへつておちた、

外僕髡屯禽之以獻、

【註】殺瑕以獻鄭伯、

外さまの小臣髡屯と云が、すかさず公子の首をとつて鄭伯へ獻じた、これで鄭伯のつゝがなく國をたもたれた、

文夫人斂而葬之鄶城之下、

【註】鄭文公夫人也、鄶城、故鄶國、在滎陽密縣東北、傳言穆公所以遂有國、

○文　その公子をほうむられたとなり、

晉陽處父侵蔡、楚子上救之、與

詩曰、采葑采菲、無以下體、君取節焉可也、

【註】詩、國風也、葑菲之菜、上善下惡、食之者、不以其惡而棄其善、言可取其善節、

○詩　葑の菲のと云は、菜大根のるゐなり、下體は下の根のことを云、菜を取てあつものにするとて、これは根がわるいで、葉はよけれども、食はれぬとはせぬがよい、葉さへよくば葉をもちひて食たがよいとなり、○君　右のとほりなれば、君それよい節のところを取りもちひたまひてよからう、親にはかまひ玉ふなとなり、

文公以爲下軍大夫、反自箕、襄公以三命命先且居將中軍、

【註】且居、先軫之子、其父死敵、故進之、

○文　それゆゑもちひられた、○反　しかるにいま襄公の代におよんで、今般のやうに郤缺が功を立たに付て、三人に命じて賞をおこなはる丶、○命　先且居はうちじにした、先軫が子なり、先軫が今度討死したについて、子を中軍の大將に成された、

以再命命先茅之縣賞胥臣、曰、擧郤缺、子之功也、

【註】先茅絕後、故取其縣以賞胥臣、

○以　次の命には、先茅と云もの丶以前の知行所が、あかり地になつて居たを、胥臣は臼季に賞としてたまはりて云はる丶には、郤缺をすゝめたはその方が功じやとあつてほめられた、

以一命命郤缺爲卿、復與之冀、

【註】還其父故邑、

○以一　郤缺には卿を命せられた、またこれに在所の冀をあたへられたなり、

亦未有軍行、

【註】雖登卿位、未有軍列、

○亦　軍の行列はまだなにとも命せられなんだとなり、

冬、公如齊朝、且弔有狄師也、反

にして食するを見て、臼季がこゝろに感じてつれて歸て、文公へすゝめて云には、敬は德のあつまれるところで、能く敬するものにはかならず德があるものなり、さて德は民をゝさむるのもとなれば、君これをもちひたまへと云た、○臣。古語にも門を出るには大賓を見る如く敬み、

承事如祭、

【註】常謹敬也、

事をうけ行なふには大祭をつとむるやうにつねぐ〱つゝしめとある、

仁之則也、公曰、其父有罪、可乎、

【註】缺父冀芮、欲殺文公在二十四年、

これは仁の法則となり、この語は聖人が仲弓にもしめしたまふた、○公曰。文公の缺はなるほどよからう、なれどもかれが父は惡人でつみがあつたが、もちひてもよからうかとなり、

對曰、舜之罪也殛鯀、其擧也興禹、

【註】禹、鯀子、

○對。それはすこしもくるしうござるまい、舜は刑をもちひたまふには鯀を殛したまひ、さて人をあげたまふときは、その子の禹を興してもちひたまふた、

管敬仲、桓之賊也、實相以濟、康誥曰、父不慈、子不祇、兄不友、弟不共、不相及也、

【註】康誥、周書、祇、敬也、

ちかくは齊の管仲は、桓公へ弓を射かけたる仇賊なれども、もちひられたれば、桓公を相て覇業を濟したとなり、○康。これは一人にかけて云、本人さへ德あれば、父が父ならずとも、子はわろくとも、父兄が惡人で、弟が不とゞきものでも、本人には相およばさぬと云こと、惡人の子でも善人なれば父の惡はいはぬとなり、

先軫曰、匹夫逞志於君、

【註】謂不顧而唾、

○先　匹夫は自分を云、襄公の孟明をにがされたときに、君にむかひながらつばを吐たことを後悔して云には、匹夫の身分として君に向てこゝろざしを逞しくし、存分をはたらいて無禮をした、

而無討、敢不自討乎、免冑入狄、師、死焉、狄人歸其元、

【註】元、首、

しかれども君が討伐をも成されぬ、○敢　臣として君に我まゝをはたらきたことなれば、君から御とがめがなければ、自分に討たねば成らぬと云て、冑をぬいで狄の軍勢へかけ入つて、うちじにしたとなり、をしきものであつた、○狄　後狄から先軫がくびを晉へおくつた、

面如生、

【註】言其有異於人、

面色が生きたときのやうにて目をあいて居た、

初臼季使過冀、見冀缺耨、其妻饁之、

【註】臼季、胥臣也、冀、晉邑、耨、鋤也、野饋曰饁、

○初　これは郤缺が文公に仕へたおこりをかたる、晉の臼季がほかへつかひにいでるとて、晉の冀と云邑をとほりたるとき、○見　缺と云男は、前方文公をころさうと云て、宮に火をかけた郤芮が子なり、親がうたれてから、冀と云邑へ引籠て、百姓と成て居たゆゑに、田野へいでゝはたをかへして居るところへ、缺が女房が辨當をもちて來て夫にすゝむる、

敬相待如賓、與之歸、言諸文公曰、敬、德之聚也、能敬必有德、德以治民、君請用之、臣聞之、出門如賓、

【註】如見大賓、

○敬相待　は夫婦のやうすが、客をあへしらふやう

鄉師而哭曰、孤違蹇叔以辱二三子、孤之罪也、不替孟明、孤之過也、大夫何罪、且吾不以一眚掩大德、

【註】眚、過也、

○鄉　諸軍勢のすご〳〵とかへるに向て、なげいて云はるゝには、吾が蹇叔がいさめにたがうたばかりで、二三子をはづかしめた、これは予がつみであつたとなり、○不替　これは記者の言で、孤のつみなりと云はれた、釋のことなり、孟明をすてることはないとて、やはり孟明を以前のとほり、もちひられたと云こゝろなり、敗北してかへつた大將はつみして替つるがさだまりである、すればこゝも孟明を替らるゝはずなれども、孟明があやまちではなく、われがあやまちなりと云はれた、○大夫　此たびの敗軍は、みな予があやまちなれば、孟明をさして、大夫に何にもつみはない、そのうへ吾一たびの眚を以て孟明の大德をばおほひかくすことはせぬとなり、

狄侵齊、因晉喪也、

方伯の文公の死なれて晉に喪があるをつけこんで、狄が吾まゝをはたらくである、

公伐邾、取訾婁、以報升陘之役、

【註】在二十二年、

僖公もまた晉の喪に付て伐れた、

邾人不設備、秋、襄仲復伐邾、

【註】魯亦因晉喪、以陵小國、

○邾　そのゝちもそなへをせずに居た、○秋　またうつた、

狄伐晉、及箕、八月、戊子、晉侯敗狄于箕、郤缺獲白狄子、

【註】白狄、狄別種也、故西河郡有白狄胡、

箕まで伐て來た、○八　いでむかつてうちやぶつたとなり、○郤　晉の郤缺が、白狄子と云ふ狄をいけ捕て功名を立た、

諸河、則在舟中矣、釋左驂以公命贈孟明、

【註】欲使還拜謝因而執之、

主人の方に向ひながらつばを吐た、これは腹たちのあまりに、かやうなことをしたなり、○公使　襄公の肝をつぶされて、陽處父と云ものにおひかけて、三人どもいけどつてきたれとあつた、○及　黄河のわたし場でやう／＼とおひつきたれども、早や三人がわたしの舟にのつて居た、○釋　陽處父も仕方が無さに、左のそへむまを釋て、襄公の命をもつて口上をのべ、これをそのもとに下さるゝと云た、此はかたじけないと云て、孟明が舟から上りて拜するところを、とらへるつもりであつた、

孟明稽首曰、君之惠、不以纍臣釁鼓、

【註】纍、囚繫也、殺人以血塗鼓、謂之釁鼓、

○孟明　孟明も手段は合點である、かはなかに居て稽首して曰には、君の惠をもつて、拙者どもをころして鼓にちぬりたまはずして、

使歸就戮于秦、寡君之以爲戮、死且不朽、若從君惠而免之、三年、將拜君賜、

【註】意欲報伐晉、

かへつて自國の戮にあへとおほせくだされた、しかるうへは國にかへつて、寡君が誅戮いたして死にましても不朽、この御惠はわすれぬとなり、○若　そのうちもし君の惠のやうに、寡君もゆるめあるならば、此のち三年目には參て、その賜をいたゞきませうと云て、後をも見ずいそいでかへつた、これは三年のうちにまた軍を仕かけて伐ちに來やうと云言である、

秦伯素服郊次、

【註】待之於郊、

○秦伯　秦伯の大分／＼やまれて、孟明が輩をまち受けのため、素服して郊外に宿をとりて、むかひにいでられた、

【註】文嬴、晉文公始適秦、秦穆公所妻夫人、襄公嫡母、三帥、孟明等、

○文嬴　秦の穆公の女で、晉の文公の流浪して秦へゆかれたときに、あはされたる夫人なり、この夫人が今度のいけどり三人をゆるして、予が親里へかへして下されと、襄公へ請はるゝである、

曰、彼實構吾二君、寡君若得而食之不厭、君何辱討焉、使歸就戮于秦、以逞寡君之志、若何、公許之、先軫朝、問秦囚、公曰、夫人請之、吾舍之矣、先軫怒曰、武夫力而拘諸原、婦人暫而免諸國、

【註】暫、猶卒也、

○曰　彼等は實に吾が二君秦と晉との君のあひだを構して不和にした、よろしからぬものなれば、○寡予が親穆公の是ら三人を得られたらば、食つてもあきたらぬほどににくまれうとおもはるゝ、○君　今此方で君が御世話に成さるゝにはおよばぬ、○使追かへしてたまはらば秦で早速刑戮を申付て、○以逞　それで予が親のこゝろざしを逞して存分をとげられう、何とぞ左様になりますまいかと云はれた、○公　襄公の何の分別もなくゆるされた、○先軫　先軫が襄公へ出仕をして、秦の囚人は如何成されたぞと問ひたれば、夫人のいろ／＼と御たのみであつたゆゑ、ゆるしてかへしたと云はれた、○先　おほいにはらを立て云には、武夫は自分どもを指して、わたくしどもは、命を的にかけて合戰し、野原でなんぎをして、彼等をいけどつた、それに女童べの卒爾な云分をもちひ玉ひて、ゆるしてかへされては、何の詮もなきことなり、

墮軍實而長寇讎、亡無日矣、

【註】墮、毀也、

軍の得ものをやぶりすて、寇の勢ひを長ぜさせては、此國のほろぶること間はあるまいと云て、

不顧而唾、公使陽處父追之、及

思召にもかなふまい、すれば義理において秦へ敵對はなるまいと云ふ、

先軫曰、秦不哀吾喪、而伐吾同姓、秦則無禮、何施之爲、

【註】言秦以無禮加己、施不足顧、

○先　いや今文公の喪中なれども、秦からはこの方の喪はかなしまで、同姓の滑を伐つたからは、秦に禮がない、何の施どころであらうぞ、施しをかへりみるにはおよばぬとなり、

吾聞之、一日縱敵、數世之患也、謀及子孫、可謂死君乎、

【註】言不可謂背君、

○吾　拙者がきゝおよんだには、伐つべきときを一日ゆるめて、敵をのがせば、末代までのうれひとなる、今討つたときには御子孫までの益になる謀なれば、君のおぼしめしに叶はぬと云はれうかい、

遂發命、遽興姜戎、子墨衰經、

【註】晉文公未葬、故襄公稱子、以凶服從戎、故墨之、

○遂發　陣觸を發して宿つぎを以て、姜戎の軍勢をも催して、子は文公の子なり、まだ葬りの前ゆゑ、襄公とは云はれぬゆゑ子と云た、墨ぞめの喪服を着けて出陣いたされた、喪の中ゆゑなり、

梁弘御戎、萊駒爲右、夏、四月、辛巳、敗秦師于殽、獲百里孟明視、西乞術、白乙丙、以歸、遂墨以葬文公、晉於是始墨、

【註】後遂常以爲俗、記禮所由變、

○梁　軍をそなへていでた、○夏　蹇叔が云つたとほりに、果して殽で敗軍した、○獲　みないけどりて、つれてかへつたとなり、○遂　すみぞめのまゝで、文公の喪禮をした、これから家の定例に成て、葬りにすみぞめを着るとなり、

文嬴請三帥、

齊からして魯國へ、國莊子と云者を聘禮使としてきたらしめた、○自　魯國からも郊外まで、御苦勞でござると云ていで迎はせた、贈賄はかへるをおくるの儀式なり、みな禮にかなつて、○加　そのうへにも丁寧にしておくつたと云こと、

臧文仲言於公曰、國子爲政、齊猶有禮、君其朝焉、臣聞之、服於有禮、社稷之衞也、

【註】爲公如齊傳、

○臧　僖公へ申あげるには、齊ではたゞいま國莊子が仕置をいたす、かの人物をかんがへみますれば、齊はまだ禮のある國と存ぜらるゝほどに、君いそいで朝し玉へとなり、○臣　わたくしのうけたまはりおよびたには、禮のある國に歸服ししたがふは、國の衞りたすけになると申すことなりと云た、これから僖公が齊へ行かるゝである、

晉原軫曰、秦違蹇叔、而以貪勤民、天奉我也、

【註】奉、與也、

秦の穆公は蹇叔が諫めにたがふて、貪欲を以て臣民を勤勞させて、功も得成さず、このところへ至たは、天からして我にあたへたまふたと云ものなり、

奉不可失、敵不可縱、縱敵患生、違天不祥、必伐秦師、欒枝曰、未報秦施、而伐其師、其爲死君乎、

【註】言以君死故忘秦施、

しかれば、天のたま物なれば、うしなふべからず、敵と云ものは見のがしにせぬがよい、敵を見のがしにしておけば、うれひが生ずる、天道にたがふと云ものは不吉なり、すればかならず、伐がよいと云た、○欒　いや〳〵前だつて受けた恩の報もまだえせずに居て、かへりて今秦のいくさを伐たらば、これは文公はもはや、この世になくなりたまふて、代が更つたゆゑ、どうしてもくるしうないと云て、ほどこしをわすれてあだを成したと云ふにあたる、それでは先君の

でござらうと存ずる、

爲吾子之將行也、

【註】示知其情、

○爲　この節は、おの〳〵方にもかへらうとなさるゝよしをうけたまはつたと云こと、これは秦へ内應することも、よく知て居と云こゝろなり、

鄭之有原圃、猶秦之有具囿也、

【註】原圃具囿、皆囿名、

○鄭　さて御發足に付ては何ぞ進上いたしたいが、さいはひにこの方には原圃と云大なるはやしがある、これは貴國の方に具囿のあるやうなものにて、大分にけだものが居ますほどに、

吾子取其麋鹿、以閒敝邑、若何、

【註】使秦成自取麋鹿、以爲行資、令敝邑得閒暇、若何、猶如何、滎陽中牟縣西有圃田澤、

おの〳〵がたからその麋鹿を澤山に取て往て下され、○以閒　さうして下さるれば、此方にも閒を得て、ひま入りが無てよい、思召は何如ぞと云はせた、

杞子奔齊、逢孫揚孫奔宋、孟明曰、鄭有備矣、不可冀也、攻之不克、圍之不繼、吾其還也、滅滑而還、

○杞子　内通したことがあらはれたうへは、裏切もならぬ體におよび、又はかりごとをし損じたゆゑ、秦へかへるも身があやういゆゑ、三人のものどもは、他國へ出奔したとなり、○孟明　中々鄭には屹とそなへを立てゝ居るからは、所詮手に入れうとはおもはれぬ、たとひせめたりとも、なか〳〵克つことはかなはぬ、圍たりとも遠方ゆゑ、秦から人數をますこともなるまい、いざ吾々はかへらうと云て、鄭をひきはらふてかへりがけに、小國の滑を滅して歸たとなり、

齊國莊子來聘、自郊勞至于贈賄、禮成而加之以敏、

【註】迎來曰郊勞、送去曰贈賄、敏、審當於事、

邑、敢犒從者、不腆敝邑、爲從者之淹、居則具一日之積、

【注】腆、厚也、淹、久也、積、芻米菜薪、

鄭君からの口上のふりにして云ひのべるには、寡君の今度各々方が師を歩ませて、わたくしどもの敝邑へいできたりたまふとうけたまはられて、つぎ〳〵の衆をねぎらはふとて、わざとつかひをいだしてむかへ申されます、○不あつからぬ敝邑に、方々が久しく御滞留成されうかとぞんぜらるゝに付て、○居もし逗留して居たまふならば、一日の米薪の手あてをいたし、

行則備一夕之衞、且使遽告于鄭、

【註】遽、傳車、

○行また鄭をとほり、ゆきたまふならば、旅宿の一夜中の衞りを申付けませうと云ことなり、○且使それから此やうすを、宿つぎの傳馬にては鄭の國へ知らせたとなり、

鄭穆公使視客館、

【註】視秦三大夫之舍、

○鄭さて鄭は此たよりをきゝて、早速に先づかの北門をまもり居る三人の館のやうすを見せに遣たれば、

則束載厲兵秣馬矣、

【註】嚴兵待秦師、

○束載そなへの嚴重な體にて、兵器をつがね載せて、兵器をもとぎすまし、馬にはまぐさかふて、秦の軍勢がおしよせたらば、内應せんと待つありさまなり、

使皇武子辭焉、曰、吾子淹久於敝邑、唯是脯資餼牽竭矣、

【註】資、糧也、生曰餼、牽、謂牛羊豕、

○使鄭伯から使者をもつて、かの北門の陣所へ云ひやるには、おの〳〵がたにも久々敝邑に滞留成されて、遠國のことなれば、○脯兵粮などが竭ました

敗、

【註】謂過天子門、不卷甲束兵、超乘示勇、

これは勇壮な體である、天子の御門を過るや否や、ひらり〳〵とくるまにとびのるものが、三百人ほどあつたと云ふこと、○王。まだ十七八歳であつたれども、軍勢の輕はずみなるを見て、王へ申すには、秦の軍兵どもはかる〴〵しくて、無禮なるものどもなれば、此たびは大方敗軍いたさうとなり、【注】王の御門にては、甲冑をまきをさめ、兵器をくゝりつかねて、しづかにうちとほるべきことなるに、左やうにせぬは無禮なり、

輕則寡謀、無禮則脫、

【註】脫、易也、

輕はずみなるものには、はかりごとはないものである、無禮なものは容易にしてつゝしみがない、

入險而脫、又不能謀、能無敗乎、

及滑、鄭商人弦高將市於周、遇之、以乘韋先牛十二犒師、

【註】商、行賈也、乘、四韋、先韋乃入牛、古者將獻遺於人、必有以先之、

しかれば險難に入てつゝしみもなく、又謀計もなくては、敗軍せいでは叶はぬとなり、○及滑。滑と云ところまで軍を押たれば、鄭の城下の商人の弦高と云ものが、京都へあきなひに行くとて、駄荷をつんで行くみちで、秦の軍勢にゆき逢た、○以乘。是の弦高と云商人は才覺なもので、日本の金賣吉次がやうなものであつた、軍勢と見ると、早速おのれがさまをかへて、鄭からの使者になつた、頓智なやつじや、乘韋と云は四枚のおし皮と云ことなり、日本の太刀馬代のときとおなじこゝろばへにて、進物のしるしである、太刀馬代に太刀を先きへ立てゝ、あとから馬をひかせるやうに、おしかはを四枚先きへもたせて、あとから牛を十二疋ひかせて、これを鄭からの進物にて、師をねぎらふと云ふりにしたとなり、【注】商。あるいて賣買するものなり、

曰、寡君聞吾子將步師出於敝

【註】大原陽邑縣南有箕城、郤缺稱人者、未爲卿、

告文なり、

冬、十月、公如齊、

相朝いたされたなり、

十有二月、公至自齊、

廟告をいたされたなり、

乙巳、公薨于小寢、

【註】小寢、內寢也、乙巳、十一月十二日、經書十二月誤、

僖公も卒せられた、【注】小 內寢はおく向きの寢なり、

隕霜不殺草、李梅實、

【註】無傳、書時失也、周十一月、今九月、霜當微而重、重而不能殺草、所以爲災、

これもときの失である、霜は草木をころすべきはずのものなり、それに李梅のわすればなが咲て實をむすんだ、【注】無 九月なれば霜が微少なはずなり、しかるにかへりて高霜であつた、○重而 たかしもでも、くさの枯れぬは怪奇なことであるとなり、

晉人陳人鄭人伐許、

告文なり、

【傳】三十三年、春、秦師過周北門、左右免冑而下、

【註】王城之北門、冑、兜鍪、兵車、非大將御者在中、故左右下、御不下、

秦の諸軍勢が鄭を伐ちにおもむくとて、天子の北御門まへで、左右ともに冑をぬいでくるまより下てとほつたなり、王門に下るは禮のさだまりである、【注】王 兜鍪は首鎧と注があつて、かぶとのことなり、○兵車 御者が下つては馬がつかはれぬゆゑ、それでおりぬ、

超乘者三百乘、王孫滿尙幼、觀之、言於王曰、秦師輕而無禮、必

余收爾骨焉、秦師遂東、

【註】爲明年、晉敗秦于殽傳、

余もそこへ、その方がほねをひろひに行うと云て、なげいてわかれた、老のくり言をよく模した文である、かやうに云のも、穆公のもしおもひかへされうかとての忠言なり、○秦　それからすぐにいでゝ行た、蹇叔がいろ〳〵と云を、穆公は耳にもきゝ入られなんだ、

【經】三十有三年、春、王二月、秦人入滑、

【註】滅而書入、不能有其地、

告文なり、鄭は得られぬゆゑ滑をほろぼした、【注】滅　只せめこんだとも入と云、之は滅したるにやはり入ると書たは、地をえたもたぬを云つたものなり、

齊侯使國歸父來聘、

魯への聘使なり、

夏、四月、辛巳、晉人及姜戎敗秦師于殽、

【註】晉侯諱背喪用兵、故通以賤者告、姜戎、姜姓之戎、居晉南鄙、戎子駒枝之先也、晉人角之、諸戎掎之、不同陳、故言及、

○晉　文公は死なれたれば、はたして殽にてやぶられた、【注】蹇叔が言のごとく、喪中に軍するは諱むべきことなり、それゆゑかるいものゝふりに人と云てつげた、○角とは前を伐つこと、○掎とは後へを討つことを云なり、

癸巳、葬晉文公、

魯よりも葬りに會したとみえる、

狄侵齊、

告文なり、

公伐邾、取訾婁、秋、公子遂帥師伐邾、

皆傳に有り、

晉人敗狄于箕、

おのれが何を知て、老ぼれめがよい年ごろにくたばつたら、いま時分は塚じるしの木も、一かゝへばかりになつて居ように、死そこなひめがと云はれた、中壽と云は、八十歳を云と見るなり、上壽を百二十歳、中壽を百歳、下壽を八十歳と云が通例の說なり、一說には、上壽を百歳中壽を八十歳下壽を六十と見る、これがよいさうな、しかれば蹇叔もこのとき九十およびと見ゆる、それゆゑ八十ばかりで死ねばよいに、老いすぎてこゝろも悖り、老耄したと云言なり、

蹇叔之子與師、哭而送之曰、晉人禦師、必於殽、

【註】殽、在弘農澠池縣西、

○蹇　自分の子のかどいでを哭しておくりて云には、いま鄭をうたんとおもひて行かるゝけれども、道中に晉と云大國があれば、我をふせいでかならず殽と云ところで戰ふであらう、

殽有二陵焉、

【註】大阜曰陵、

○殽有　この親父は地理にもくはしいをとこであるに依て、子にをしふるなり、殽にはたかい陵が二ところに有る、

其南陵、夏后皐之墓也、

【註】皐、夏桀之祖父、

みなみにある陵は、いにしへの夏后皐の墓所である、

其北陵、文王之所辟風雨也、

【註】此道在二殽之間、南谷中、谷深委曲、兩山相嶔、故可以辟風雨、古道由此、魏武帝西討巴漢、惡其險而更開北山高道、

またきたにある陵は、むかし文王の風雨を辟けたまふた古跡となり、【注】此　殽に南北あると見ゆる、みな高き山なり、嶔はたかしと訓じてやまの勢のたかいこと、

必死是間、

【註】以其深險故、

この二つの陵のあひだでうちじにするであらう、

軍勢を勞らして、遠國を襲ふと云ことは、承りたこともない、

師勞力竭、遠主備之、無乃不可乎、師知所爲、鄭必知之、勤而無所、必有悖心、

【註】將害良善、

○師　遥々のところへおしよせては、軍兵の力も竭きませう、そのとき向ふの國が、そなへをかたくして居ませうなれば、わるいではござるまいか、○師　此方の軍勢が鄭を伐ちに往くと云ことを知て居れば、いかほど隱密にしても、鄭へきこえるであらう、○勤　さて鄭が堅固にまもるならば、この方の兵がなにほどせいをいだしてつとめても、何にも得るところがなくて、かならず悖心を生ずるであらう、

且行千里、其誰不知、公辭焉、

【註】辭不受其言、

そのうへ千里の遠方へ行くことなれば、潛かにと云てもたれが知るまいや、かくれはあるまいと云た、○公　穆公の蹇叔が言がこゝろにあはぬゆゑ、辭してもちひられなんだ、

召孟明西乞白乙、使出師於東門之外、

【註】孟明、百里孟明視、西乞、西乞術、白乙、白乙丙、

○召　三人に命じて、東門から軍勢をいだしかけられた、

蹇叔哭之曰、孟子、吾見師之出、而不見其入也、公使謂之曰、爾何知、中壽、爾墓之木拱矣、

【註】合手曰拱、言其過老悖不可用、

○蹇叔　我が子も師に從て行くについて、大に哭して云には、孟子よ吾師の出で行くは見れども、ふたゝびかへるは見まいと云た、○公　穆公の之をきゝてはなはだいかられて、人をもつて云はせらるゝには、

【註】如牛呴聲、
晉の城下絳をいでんとするとき、柩のうちで牛のうめくがごとき聲がしたとなり、

卜偃使大夫拜、曰、君命大事、將有西師過軼我、擊之、必大捷焉、

【註】聲自柩出、故曰君命、大事、戎事也、卜偃聞秦密謀、故因柩聲以正衆心、
○卜　卜偃がすかさず占うたふりして、大夫に拜せしめて云には、これは亡君の國の大事があるとて、命じたまふのである、それ如何と云に、西方から師をひきゐて、當國をよぎりゆくものがあるほどに、これを擊つべし、さあらばかならずおほいに勝利を得るであらうとつげたまふのであると云た、【注】聲　文公の命と云たものである、○大　秦の密々のはかりごとを此卜偃がほのかにもれ聞て居たとみえる、それゆゑ柩の聲にかこ付けて、羣臣のこゝろをたゞしてはげましたのである、是聲は實に怪異なことである、

杞子自鄭使告于秦、

【註】三十年、秦使大夫杞子戍鄭、
杞子は秦の大夫である、これは前年秦から鄭へ援兵として戍りにのこしおいたものなり、それゆゑに鄭に居る、そこから秦へ內通をして、秦をひきいれて鄭を討ずるつもりなり、

曰、鄭人使我掌其北門之管、

【註】管、籥也、
○曰　さいはひ、鄭人が拙者に北門のかぎをあづけて掌らするなれば、大手の城門は私が受取りでござる、

若潛師以來、國可得也、穆公訪諸蹇叔、蹇叔曰、勞師以襲遠、非所聞也、

【註】蹇叔、秦大夫、
○若　もし軍勢を潛かにさし向けられなば、私が北門よりひきいれませう、左すれば此鄭の國は得らるゝ、うたがひはないと云た、○穆　秦の穆公が欲に眼がくらんで、國の大夫蹇叔に相談いたされた、○蹇叔

三百歳と云ひつたへたが、代々同名であらうと云說もあるなり、

【經】三十有二年、春、王正月、夏、四月、己丑、鄭伯捷卒、

【註】無傳、文公也、三同盟、

告文なり、

衞人侵狄、

【註】報前年狄圍衞、

告文なり、帝丘から討返したである、

秋、衞人及狄盟、

【註】不地者、就狄廬帳盟、

告文なり、【注】不　何處とないは、狄の陣中で盟た、廬帳は陣中のことである、

冬、十有二月、己卯、晉侯重耳卒、

【註】同盟踐土翟泉、

告文なり、

【傳】三十二年、春、楚鬭章請平于晉、晉陽處父報之、晉楚始通、

【註】陽處父、晉大夫、晉楚自春秋以來、始交使命、爲和同、

文公と和睦したいと云て來た、晉の大夫も返禮に往て、兩國はじめてむつまじくなつた、【注】陽　これまでは、楚は一國はなれものに成て居たに、はじめてつかひが往來するやうになつた、

夏、狄有亂、衞人侵狄、狄請平焉、

秋、衞人及狄盟、

狄のうちはに亂のあるをつけ込で、衞から侵した、狄が平和を請て、秋におよんで和談になりて盟ふた、

冬、晉文公卒、庚辰、將殯于曲沃、

【註】殯、窆棺也、曲沃有舊宮焉、

文公も卒せられた、曲沃にてかりもがりをせんとて、その用意をした、【注】殯　窆は下棺なりと注して、埋むること、曲沃にふるい宮殿がある、

出絳、柩有聲如牛、

をえ受けぬと、康叔のつげられた、

公命祀相、寗武子不可、曰、鬼神非其族類、不歆其祀、

【註】歆、猶饗也、

そこで成公の云つけで、夏后相をもまつれと云はれたとなり、○寗　寗武子が承知せぬ、鬼神はその族類子孫のまつりで無ければ受けたまはぬ、

杞鄫何事、

【註】言杞鄫夏後、自當祀相、

それに餘所の相を祀ては、相の子孫たる杞鄫の國は、何をして居まするぞ、先祖のことなれば杞鄫が祀るべきものなり、

相之不享於此久矣、非衞之罪也、

【註】言帝丘久不祀相、非衞所絕、

○相　相をこの帝丘で祀らぬと云とは、すでにひさしいむかしからのことで、いまうつり來た衞のつみではない、今まで祀つたをこの方がすてるならば、こちのつみなれどもさうではないとなり、

不可以閒成王周公之命祀、

【註】諸侯受命、各有常祀、

○不　古へ成王や周公が、諸侯に祀てよい神は祀れと命じおかれた、これをあらたむることはならぬ、

請改祀命、

【註】改祀相之命、

しかれば請ねがくは、相を祀ることは御無用になされよと云たなり、

鄭洩駕惡公子瑕、鄭伯亦惡之、故公子瑕出奔楚、

【註】瑕、文公子、傳爲納瑕張本、洩駕亦鄭大夫、隱五年洩駕、距此九十年、疑非一人、

大夫と君とがこの人をにくむ、さやうににくまれては居られぬに付て、楚へ出奔したなり、【注】瑕　隱公の五年にも洩駕がゐた、こゝまで年を距ること九十年なれば同名の人か、いづれ別人であらう、武內臣を

三望なりとも一向せねばよいに、これをしたのはいよ〳〵禮でない、禮に常祀の定つてすべき祀を卜ふと云ことはない、可爲ときに成して、

而卜其牲日、

【註】卜牲與日知吉凶、

その牲と日とを占ふばかりなり、

牛卜日曰牲、

【註】既得吉日、則牛改名曰牲、

○牛。吉日さへ得れば、その日牛を直に牲と號して、これで卜はすむなり、

牲成而卜郊、上怠慢也、

【註】怠於古典、慢瀆龜策、

○牲。牲の卜は成就したものに、あとで郊を卜ふと云は怠りである、ひつくり返しにて古法に背き、龜策までけがすと云ものなり、

望、郊之細也、不郊、亦無望可也、

○望。望を祀るは郊に付た些細なる者である、それに郊を止めたなれば、望の祀はせいでもよい事也、

秋、晉蒐于清原、作五軍以禦狄、

【註】二十八年、晉作三行、今罷之、更爲上下新軍、河東聞喜縣北有清原、

前に文公の三行を作られたが、それをやめて五軍にして、勢ぞろへをして狄をふせがれた、さて、

趙衰爲卿、

【註】二十七年、命趙衰爲卿、讓於欒枝、今始從原大夫、爲新軍帥、

又趙衰を卿にいたされた、

冬、狄圍衛、衛遷于帝丘、卜曰、三百年、衛成公夢康叔曰、相奪予享、

【註】相、夏后啓之孫、居帝丘、享、祭也、

帝丘へところがへをした、これを卜ひたれば三百年つゞかうといでた、○衛。成公の夢を見られた、衛の元祖康叔のあらはれいでゝ、夏の禹王の曾孫の相の云はるゝには、その方のまつりのそなへものを我におこせとて、いつでもうばはるゝ、それで予はまつり

是乃以賜諸侯、晉の文公か曹をほろぼして、諸侯へ分てくれられたゆゑ魯も取た、【注】二○ 縄ざかひがさだまらなんだのが、この時さだまつたなり、

使臧文仲往、宿於重館、

【註】高平方與縣西北有重鄕城、魯から受取りに臧文仲をいだされた、重館と云ところまでいたつて、宿りたれば、

重館人告曰、晉新得諸侯、必親其共、不速行、將無及也、從之、分曹地、自洮以南、東傳于濟、盡曹地也、

【註】文仲不書、請田而已、非聘享會同也、濟水、自熒陽東、過魯之西、至樂安入海、重館の人が文仲へ内意をつげた、○晉 文公には今度始めて方伯と成られて、諸侯を得られたことなれば、かならずその禮をそなへて共ある君をしたしまるゝであらう、はやく行き玉はずば、早く行たものが多くもらふて、配分が及ぶまいと云たゆゑ、文仲がその言に從ふて急いで行た、○分 洮と云ところから、東濟水にいたるまでの曹の地をこと〴〵くくれられた、

襄仲如晉、拜曹田也、

○襄 返禮に往た、

夏、四月、四卜郊、不從、乃免牲、非禮也、

【註】諸侯不得郊天、魯以周公故、得用天子禮樂、故郊爲魯常祀、四たびトなふたけれども不吉とばかり出たゆゑ、牲をときゆるした、これは非禮である、【注】諸 外の諸侯では致したいとねがうても、郊を祀ると云ふは成らぬ、魯國にかぎりて王の禮を御免である、それでこれは魯に付た常祀でトふことはない、

猶三望、亦非禮也、禮不卜常祀、

【註】必其時、

はれた、春秋の内に、魯から晉へつかひをやらるゝと云は、この度がはじめてゆゑ、初とおいたものなり、

【經】三十有一年、春、取濟西田、

【註】晉分曹田以賜魯、故不繫曹、不用師徒、故曰取、

魯國へ分けぶんをもらふた也、【注】晉。曹からあたへたでもなく、軍をいだして取たでもないに付て、國號はいださず土地の名をいだして、とりたとばかり書した、

公子遂如晉、

田を賜た禮謝なり、

夏、四月、四卜郊、不從、乃免牲、

【註】龜曰卜、不從、不吉也、卜郊不吉、故免牲、免猶縱也、

○。これは魯國で郊の祀をするとて、吉凶を占ひたれば、不從は不吉とあつたに付て、いけにへの畜を放した、

猶三望、

【註】三望、分野之星、國中山川、皆因郊祀望而祭之、魯廢郊天、而修其小祀、故曰猶、猶者、可止之辭、

○猶。猶の字がおもい罪した筆である、三望は分野のまつりをした、これはせいでもよいまつりをしたと云言也、【注】三。大きなまつりはすてゝせいでもよい、小さい祀をした、

秋、七月、冬、杞伯姬來求婦、

【註】無傳、自爲其子成昏、

前にもある、あまりとくとないことなり、

狄圍衞、十有二月、衞遷于帝丘、

【註】辟狄難也、帝丘、今東郡濮陽縣、故帝顓頊之虛、故曰帝丘、

狄に侵されて遷つた、顓頊の古跡ゆゑに帝丘と云なり、

【傳】三十一年、取濟西田、分曹地也、

【註】二十八年、晉文討曹、分其地、竟界未定、至

鄭石甲父、侯宣多、逆以爲太子、以求成于晉、晉人許之、

【註】二子、鄭大夫、言穆公所以立、

然るところに、鄭の大夫二人が此人を逆へとりて太子として、晉と和睦したいと乞ふた、晉人も同心して、公子蘭をおくりかへした、此が後に穆公と云にならるゝなり、

冬、王使周公閲來聘、饗有昌歜白黑形鹽、

【註】昌歜、昌蒲葅、白、熬稻、黑、熬黍、形鹽、鹽形象虎、

周から魯へ御使を下された故、饗應いたされた、菖蒲のつけもの、燒稻、やき黍に、虎の貌した鹽のかたまり、これはいたつて盛膳である、

辭曰、國君、文足昭也、武可畏也、則有備物之饗、以象其德、薦五味、羞嘉穀、鹽虎形、

【註】嘉穀、熬稻黍也、以象其文也、鹽虎形、以象武也、

○辭　周公閲が辭退して、これはおもてなしにて、國君などの文德も昭にて、武威もおそるべき人には、色々物をそなへて、饗應することである、それは左やうな物どもは、その人の德に象てほめるこゝろ也、それゆゑ五味をすゝめ、嘉穀をすゝめ、鹽を虎に象て文武を表し、

以獻其功、吾何以堪之、

其功を獻ずることなり、されば吾らは何を以てこれにたへんや、一つとして德はないと云た、

東門襄仲將聘于周、遂初聘于晉、

【註】公既命襄仲聘周、未行、故曰將、又命自周聘晉、故曰遂、自入春秋、魯始聘晉、故曰初、

僖公の周へ返禮に行けと云付ておいて、それから又晉へも行けと云付られた、周から直に行てこよと云

うに御取もちなさるゝは、近ごろ不審なこと也、とくと御思案なされよと云た、○秦伯。秦の君が、なるほど尤なことじやと感じ入りて、○與。晋へは沙汰なしにて鄭人と盟て、○使。かへりて晋をふせぐためにとて、三人をのこしおいて、援けにしておいてかへられた、

子犯請擊之、公曰、不可、微夫人之力不及此、

【註】請擊秦也、夫人、謂秦穆公、

晋の子犯がいかつて、秦の軍を擊うと云た、○公。文公のいや〳〵それはわるい、かの人の力があつたればこそ、吾は今日此やうに世にいでたれ、

因人之力而敝之、不仁、失其所與、不知、以亂易整、不武、

【註】秦晋和整、而還相攻、更爲亂也、

人の力に因てせわになりながら、又これを敝りたをすと云は不仁なことである、又與した國を少しのことで失なふは不知と云ものなり、○以。整たところへ亂をしかけて秦と中をたがふと云ものは武の道ではない、

吾其還也、亦去之、

○吾。われらもかへらうと云て、鄭にもかまはず、引てかへられたと也、

初鄭公子蘭出奔晋、

【註】蘭、鄭穆公、

昔鄭の穆公の太子で居られたるとき、晋へ出奔いたされた、

從於晋侯伐鄭、請無與圍鄭、許之、使待命于東、

【註】晋東界、

○從。晋侯の鄭を伐るゝに從ふて出陣したとき、公子蘭が云には、私ことは鄭をかこむ御役は御免下されよと云たれば、文公のなるほどゝ云て許容せられた、○使。晋の東界に止めて、命を待たせておかれた、

鄰之厚、君之薄也、若舍鄭以爲東道主、行李之往來、共其乏困、

【註】行李、使人、

○鄰　鄰の厚く强く成ると申すは、君の御國のよわみになることでござる、○若　それよりは、今鄭をゆるして東道の主となしおかれたらば、行李は使者や飛脚などのことなり、貴國の使者など往來のせつ、乏困となんぎ不自由をいたさるゝときに、御用の間をあはするならば、

君亦無所害、且君嘗爲晉君賜矣、許君焦瑕、朝濟而夕設版焉、君之所知也、

【註】晉君、謂惠公也、焦瑕、晉河外五城之二邑、朝濟河而夕設版築、以距秦、言背秦之速、

君の害にもなるまいと存ずる、○且君　そのうへ君は今晉君と仰せ合さるゝが、君のむかし晉の惠公へ御恩をほどこし玉ふたときに、晉から君へ焦瑕の二邑を進上せうと約しおきながら、朝河水を濟て晉へ入りて、夕には早や版を設て城普請をして秦を距いだ、これらは君も御存知で云まではないことなり、

夫晉何厭之有、既東封鄭、又欲肆其西封、

【註】封、疆也、肆、申也、

○夫　さればあの晉と云國は、何ほど取てもあきたると云ことはない國なり、○既　若し今此東の鄭を亡して、自分の領分と致したらば、又重ねては西へ向つて、封内をとりひろげんとするであらう、

若不闕秦、將焉取之、闕秦以利晉、唯君圖之、秦伯說、與鄭人盟、使杞子逢孫揚孫戍之、乃還、

【註】三子、秦大夫、反爲鄭守、

○若　さていよ〳〵西へ目が付けば、秦の地を缺いて取らいでどこを取るものぞ、外にひろめる地はない、左やうに君の國を缺いて、晉の益〻つよくなるや

不能早用子、今急而求子、是寡人之過也、然鄭亡、子亦有不利焉、許之、夜縋而出、

【註】縋、縣城而下、

○公　鄭侯が燭之武に、行てわびごとせよと云はれた、○辭　私が壯年の時分にさへ、人並に御間にあはぬものでござつた、まして只今は既に老年におよびました、○無　猶更不調法になりましたからは、御免成されよと云た、○公曰　成ほど、とくにもその方をもちひるはずをすてゝおきて、只今急難にさしかゝりて、その方を賴んでは合點せぬはずなり、これは吾らがあやまちであつた、しかれども今もしこの鄭國がほろびて無く成つたらば、その方が勝手にもわるいこともあらうほどに、救てくれよと云はれたなり、

○許之　許容して、夜中にそつと城から綱を下し、それに執りついて城外へおりた、城門は閉て開かれぬゆゑ也、

見秦伯曰、秦晉圍鄭、鄭既知亡矣、若亡鄭而有益於君、敢以煩執事、

【註】執事亦謂秦、

○見　燭之武が秦の君へ云には、秦晉兩國仰合されて、鄭をかこみ玉ふからは、大軍に勝つべき理は無いに付て、鄭でも滅亡におよぶは覺悟いたして居ます、○若　然しながら、今鄭を亡し玉ひて、君の御益に成らうなら、○敢以　成るほど亡したまへ、

越國以鄙遠、君知其難也、

【註】設得鄭以爲秦邊邑、則越晉而難保、

○越　しかれども貴國から鄭までは大分國がへだちてあれば、とほきところを御領分のゐなかと成さるゝことは、心もとないと云ことは、君にも定めて御存じのことなり、

焉用亡鄭以陪鄰、

【註】陪、益也、

○焉　然るに何として鄭を亡して、隣の晉の國を益すやうには成さるゝぞ、

周治殺元咺及子適子儀、
【註】子儀、瑕母弟、不書殺、賤也、
○周　それでころした、太子の同母弟までころした、

公入祀先君、周治既服、將命、
【註】服卿服、將入廟受命、
○公　衞侯の先づ親の廟をまつられた、周冶二人が卿の服をきて、神前で卿の爵を命せらるゝをうくる用意をした、

周歂先入、及門、遇疾而死、冶廑辭卿、
【註】見周歂死而懼、
周歂が先きへ入らうとして、門まで入りかゝると、卒中がおこつたかしてころりと頓死した、冶廑が此を見て神のとがめとおそれ入て、身の毛が立て卿を止て下されよと云た也、

九月、甲午、晉侯秦伯圍鄭、以其無禮於晉、
【註】文公亡過鄭、鄭不禮之、

且貳於楚也、晉軍函陵、秦軍氾南、
【註】此東氾也、在滎陽中牟縣南、
文公の浪人のときに、鄭は無禮した、殊に今伯と成れても、楚へ内通して二心があるゆゑなり、○晉　兩國が既に陣を張た、

佚之狐言於鄭伯曰、國危矣、若使燭之武見秦君、師必退、
【註】佚之狐、燭之武、皆鄭大夫、
○佚之　鄭の大夫が鄭君へ言ふには、晉秦がよせてはもはやたまらぬ、はなはだあやふく成た、○若　私が相役の燭之武をつかはされて、秦君へあはせたら、兩軍がしりぞくでござらうとなり、

公從之、辭曰、臣之壯也、猶不如人、今老矣、無能爲也已、公曰、吾

【傳】三十年、春、晉人侵鄭、以觀其可攻與否、狄間晉之有鄭虞也、夏、狄侵齊、

【註】齊、晉與國、

文公の鄭國へ軍勢を出して攻られさうなか、備があるか否かを見られたなり、○狄　晉は鄭を伐つとていそがしい、此ときを伺て狄が晉の同盟の齊を侵した、

晉侯使醫衍酖衛侯、

【註】衍、醫名、晉侯實怨衛侯、欲殺而罪不及死、故使醫因治疾而加酖毒、

○晉　文公も實は衛侯が殺したいに因て、醫師の衍と云ものを見舞にやりて、酖毒をもれと云ひふくめられた【注】衍　殺すほどなつみもない、藥のかはりに毒をあたへよと云れた、

甯兪貨醫、使薄其酖、不死、

【註】甯兪、衛侯衣食、故得知之、かの忠臣がまたこゝろを盡すなり、醫者にたからをあたへて、酖をうすくして下されよとたのんだ、それゆゑ死なれなんだなり、

公爲之請、納玉于王與晉侯、皆十瑴、王許之、

【註】雙玉曰瑴、公本與衛同好、故爲之請、

○公　僖公が衛とよしみがあるに付て、衛侯をゆるして下されよと請て、玉を王と文公とへ納れられたれば、王より御免があつたとなり、

秋、乃釋衛侯、衛侯使賂周歂冶廑、曰、苟能納我、吾使爾爲卿、

【註】恐元咺距己、故賂周冶、

○秋　御免で出られた、○衛侯　免されても入るべき國には太子が君と成て居らるゝ、それゆゑ周歂冶廑と云二人のものにまいなひして、能く我を國もとへ納てくれたらば、吾その方どもを卿にとり立てふと云はれた、元咺めが決して納れまいときづかはれてのことなり、

○介。　介の夷の君が逗留中に、牛の鳴聲を聞て云には、この牛は子を三つ生んだが、みな犧牲にもちひらるゝ、そのなくおとにその通りに云となり、○聞。　その牛をたづね問ふたれば、果してその とほりで有たなり、【注】傳。　畜類の情に通じたをしるしたものなり、

【經】三十年、春、王正月、夏、狄侵齊、

告文なり、

秋、衛殺其大夫元咺及公子瑕、

【註】咺見殺稱名者、訟君求直、又先歸立公子瑕、非國人所與、罪之也、瑕立經年、未會諸侯、故不稱君、

告文なり、【注】咺。　咺は善いものなれども、君と公事をし、國人の同心せぬ太子を立てた、そこで名を出して罪した、公子瑕も即位より年を經たけれども、いまだ諸侯の會に列ならぬことゆゑ、君とは書ぬとなり、

衛侯鄭歸于衛、

【註】魯爲之請、故從諸侯納之例、例在成十八年、

歸られた、魯侯のとりもたれたゆゑに、諸侯の入れた例にしたものなり、

晉人秦人圍鄭、

【註】晉軍函陵、秦軍氾南、各使微者圍鄭、故稱人、

告文なり、

介人侵蕭、

【註】無傳、

告文なり、

冬、天王使宰周公來聘、

【註】周公、天子三公兼冢宰也、

魯へ下された、周公は三公にて冢宰をかねたる人なり、

公子遂如京師、遂如晉、

【註】如京師、報宰周公、

京師に如くは御使を下された返禮を申上る、晉へは聘禮使なり、

【註】經書蔡人、而傳無名氏、卽微者、秦小子憖在蔡下者、若宋向戌之後會、貴賤まじりた會也、【注】經。官が重いと名を書く、かるいとかゝぬなり、あとからきたは下に付る、

卿不書、罪之也、

【註】晉侯始霸、翼戴天子、諸侯輯睦、王室無虞、而王子虎下盟列國、以瀆大典、諸侯大夫、上敵公侯、虧禮傷教、故貶諸大夫、諱公與盟、

すべての卿を誰々と書くべきはずなるを、みな〳〵人と書たはつみしたものである、【注】晉。文公のはじめて方伯と成りて、王をつゝしみ戴かるゝゆゑ、諸侯は輯らぎ睦しくして王室に虞がない、しかるに王子虎が下て列國と盟ふは、大法をけがしたと云ものである、諸侯の大夫が君に對するは禮をも缺き、をしへをも傷つたゆゑに、みな貶したものなり、さて魯侯の盟ひにあづかられたをもいみたる也、

在禮、卿不會公侯、會伯子男、可也、

【註】大國之卿、當小國之君、故可以會伯子男、諸卿之見貶、亦兼有此闕、故傳重發之、

禮義において卿は公侯と同座はならぬ、○會。伯子男はよいと也、大國の卿は小國の君にあたるゆゑなり、【注】大。このたびの諸侯の會は、二重のあやまちがあるとなり、

秋、大雨雹、爲災也、

わざはひとなつたゆゑしるしたと也、

冬、介葛盧來、以未見公、故復來朝、禮之加燕好、

【註】燕、燕禮也、好、好貨也、一歲再來、故加之、

僖公の留主でえ逢はなんだと云てまた來たとなり、これを禮して酒宴や好き賜物があつた、二度來たをねぎらふてなり、

介葛盧聞牛鳴、曰、是生三犧、皆用之矣、其音云、問之而信、

【註】傳言人聽或通鳥獸之情、

はぬゆゑにてもあるべし、されども魯國で賓あへしらひにしたゆゑ書いた、

公至自圍許、

【註】無傳、

僖公の歸て廟につげられた、

夏、六月、會王人晉人宋人齊人陳人蔡人秦人、盟于翟泉、

【註】翟泉、今洛陽城內大倉西南池水也、魯侯諱盟天子大夫、諸侯大夫又違禮盟公侯、王子虎違禮下盟、故不言公會、又皆稱人、

天子の大夫と諸侯六國と盟た、告文のやうに書いたが告文ではない、注ですむ、【注】翟　僖公を書かぬは王の大夫と盟はれた不調法のあつたを諱んだものなり、諸侯の大夫も諸侯と盟たは非禮なり、王子虎が下て諸侯の大夫と盟たもつまらぬ、そこで僖公を書かぬなり、又卿の姓名をのぞいて、みな人と書たのは、貶したものである、

秋、大雨雹、冬、介葛盧來、

再び魯へ來た、

【傳】二十九年、春、介葛盧來朝、舍于昌衍之上、

【註】魯縣東南有昌平城、

魯國へ來朝した、昌衍と云邊に旅宿をさせたとなり、

公在會、饋之芻米、禮也、

【註】嫌公行不當致饋、故曰禮也、

○公　僖公は留守なれども、魯人が牛羊の食事を見廻に送つた、是れは禮に合たことなり、【注】嫌　魯侯は他へ行れたに送り物をしたのは致さぬ筈をしたやうに聞ゆるを嫌ひて、禮なりとことわりたものとなり、

夏、公會王子虎、晉狐偃、宋公孫固、齊國歸父、陳轅濤塗、秦小子憖、盟于翟泉、尋踐土之盟、且謀伐鄭也、

【註】私許復曹衞、

○先　晉の御先祖武王の子である、その上諸侯をあはせながら、兄弟の家を滅すは禮ではあるまいとなり、○與　衞と偕に命じて復さうと云ておいて、

而不與偕復、非信也、同罪異罰、非刑也、

【註】衞已復故、

偕に復したまはぬは信ではない、同罪にて罰の違ふと云は刑ではあるまい、衞は復して曹は復されぬゆゑなり、

禮以行義、信以守禮、刑以正邪、舍此三者、君將若之何、公說、復曹伯、遂會諸侯圍許、

○禮　禮と云ものは義を行ひ、信は禮をまもる、刑と云ものは邪をたゞす筈のものを、この三つのものを舍てたまひて、君は何と成さるゝぞと云た、○公　文公の尤とおもはれて、曹伯を復され、それから諸侯を會して許をかこまれた、つひにと云はそれからすぐと云辭なり、

晉侯作三行以禦狄、荀林父將中行、屠擊將右行、先蔑將左行、

【註】晉置上中下三軍、今復增置三行、以辟天子六軍之名、三行無佐、疑大夫帥、

これは三軍のほかに、又三行と云そなへをあらたにつくられた、三軍に亦三軍を重ては、王の六軍に紛るゝゆゑ、それをさけて名をかへ增されたとなり、三人を大將といたされた、【注】晉　佐軍のさたがない、これは大夫が帥るであらうとなり、

【經】二十有九年、春、介葛盧來、

【註】介、東夷國也、在城陽黔陬縣、葛盧、介君名也、不稱朝、不見公、且不能行朝禮、雖不見公、國賓禮之、故書、

○介　は魯へ來た、朝すとかゝぬわけは注にあり、【注】介國の名、葛盧は其君の名也、朝と書かぬは僖公に見えねばなり、たとひ見えても、まことの朝禮はえおこな

君を召すと云ふことはない、文公の缺けたところはかくして、王を尊ぶ本心の德を明した、○河 追々出るみな凡その例には違て、大義を起した也、あやふくうたがはしき理なるゆゑに、仲尼曰と孔子の評をいだしたものなり、

壬申、公朝于王所、

【註】執衛侯、經在朝王下、傳在上者、告執晚、

魯の僖公が王の御旅宮へ朝せられた、【注】執 前後したのはつげたが晚かつたゆゑ也、

丁丑、諸侯圍許、

【註】十月十五日、有日無月、

同盟せぬを討た、

晉侯有疾、曹伯之豎侯獳、貨筮史、

【註】豎、掌通內外者、史、晉史、

○晉 文公の氣分がわるかつたところを、曹伯の豎は小姓侯獳と云ものが、主思ひで曹のト史の官に金を遣て、うらなふたやうにして、

使曰、以曹爲解、

【註】以滅曹、爲解故、

云はせた、○以 御病氣は曹を滅された祟と云ことをたねにして、解かせた、【注】曹をほろぼされたは、わるいと云ことと云ひほどくなり、

齊桓公爲會而封異姓、

【註】封邢衛、

これが晉侯をすゝむることばである、齊の桓公の伯と成て、曹侯を合せられたとき、異姓の邢衛さへ封せられた、

今君爲會而滅同姓、曹叔振鐸、文之昭也、

【註】叔振鐸、曹始封君、文王之子、

それにいま君は、伯として諸侯を會しながら、同姓の曹を滅したまふた、さて曹は先祖文王の子にて、

先君唐叔、武之穆也、且合諸侯而滅兄弟、非禮也、與衛偕命、

【註】瑕、衞公子適也、
また國にかへつて、太子を立てゝ君とした、

是會也、晉侯召王以諸侯見、且使王狩、

【註】晉侯大合諸侯而欲尊事天子、以爲名義、自嫌强大不敢朝周、喩王出狩、因得盡羣臣之禮、皆譎而不正之事、

今度文公の會は、天下中の諸侯を總寄せして、天子を召びまして、御目見えさせて、君とし事へませうと尊ばせたものである、其うへに天子に狩をさせまして、諸侯の禮の備へたるを見せましたである、つまるところは天子をたつとむ、よいことなれども、あまりゆるされぬ、【注】晉。方伯と成つたゆゑ、諸大名をことごとく會して、○欲尊。さて君臣の名義をたゞしうして、王を尊とみて、諸大名が周によく事へるやうにとしたもの也、○自。自分に强大なるをたのみて、周に朝せぬと云ふやうにきこえてはいかゞなりとて、王をすゝめて狩をさせました、これも君臣の禮をためすとてしたれども、みなことをかこつけて譎た仕方で、たゞしくはないと、孔子の宣ふは是らを云、

仲尼曰、以臣召君、不可以訓、故書曰、天王狩于河陽、言非其地也、

【註】使若天王自狩以失地故、書河陽實以屬晉、非王狩地、

聖人の評したまふにも、臣の身分として君を召つけたと云ふことは、なにほど御爲にしてからが、訓へにはならぬ、○故。經文に書きたまひたは、王の狩したまふべき地でない、これは晉の地と云ことを明したものとなり、【注】若。王の思召で狩し玉ふたやうに云てはあれども、晉の地なれば王の狩し玉ふべき筈はないことあきらかなり、

且明德也、

【註】隱其召君之闕、欲以明晉之功德、河陽之狩、趙盾之弒、泄治之罪、皆違凡變例以起大義、危疑之理、故特稱仲尼以明之、

されども又晉侯の功德をも明したとなり、【注】隱。

今長吏有罪、先驗吏卒之義也、

○甯　公事の樣子が、衞の君は出されぬに因て、名代を出して對決さするなり、甯武子が補佐と成り、鍼莊子が衞侯の名代に出て、元咺が對座と成るなり、士榮が衞の訟を治むるもので、これら三人が出て、元咺が言の是非をたゞすである、すれば國の仕置をいたす役人と君とを、元咺が相手にとつたである、【注】大士王より官爵を命ぜられた大夫をも、其れにしたがふ婦人でも、自身に公事の庭へはいでぬと云ことなり、○元　殊に君と臣とは對座はさせられぬゆゑに、名代を出された、○又　役人をいだして元咺を質したゞさせた、○傳曰　これはほかにいでたことなれども、これも此類と云ことである、○蓋今　晋の杜預の時分に、奉行に罪があれば、先づ下た役から僉議するとおなじことゝなり、

衞侯不勝、

【註】三子辭屈、

三人が云込められて、公事にまけた、

殺士榮、刖鍼莊子、謂甯兪忠而免之、執衞侯、歸之于京師、寘諸深室、

【註】深室、別爲囚室、

○殺　公事をさばく職に不相應也と云て、文公の士榮を殺され、相手は刖られ、甯武子をば始末忠臣なりと云て免された、○執　君は王城へ上せてあがり屋へ入れた、

甯子職納橐饘焉、

【註】甯兪以君在幽隘、故親以衣食爲己職、橐衣囊、饘糜也、言其忠至所慮者深、

○甯　爰が亦忠臣なところである、衞侯の他國であがり屋へ入られたことゆゑ、毒害せられうかと心元なくおもふゆゑ、食事のことをつかさどりたいとねがふて辨當を運した袋に入れた飯をはこぶを納橐饘と云、【注】甯　幽かにせまいところに居らるゝ故、自分に衣食をもつてつとめした、忠志のふかいところを云たとなり、

元咺歸于衞、立公子瑕、

【註】徵召諸侯、將冬會于溫、
○徵　今度方伯と成られたゆゑ、國々の諸侯を召あつめて、二心ある輩は冬會して、こゝろみて討うと云わたされた、

殺舟之僑以徇于國、民於是大服、君子謂文公其能刑矣、三罪而民服、

【註】三罪、顚頡、祁瞞、舟之僑、
○殺　先きへ歸たと云て、舟之僑を殺して國中へみせしめにふれられた、これほどに無くては伯の威はない、○民　ことぐく文公へ歸服したと也、○君子　評によく刑罰をいたさるゝ、三人をつみせられたゆゑに、民が大きに服したとなり、

詩云、惠此中國、以綏四方、不失賞刑之謂也、

【註】詩、大雅、言賞刑不失、則中國受惠、四方安靖、
○詩　國中を惠むだり、四方を安ずると云ことがあるが、是は賞刑を失なはぬを云たものであるとなり、賞刑さへうしなはねば國もやすく、民もめぐみをかうむるものなり、

冬、會于溫、討不服也、

【註】討衞許、
衞と許とが服せぬを討んとてなり、

衞侯與元咺訟、

【註】爭殺叔武事、
元咺が晉へ來て、叔武を殺されたを訴へたゆゑ、晉からその吟味をするに付て、つひに公事におよびた、

甯武子爲輔、鍼莊子爲坐、士榮爲大士、

【註】大士、治獄官也、周禮、命夫命婦、不躬坐獄訟、元咺又不宜與其君對坐、故使鍼莊子爲主、又使衞之忠臣、及其獄官、質正元咺、傳曰、王叔之宰與伯輿之大夫、坐獄于王庭、各不身親、蓋

【註】元咺以衞侯驅入殺叔武故、至晉愬之、
とらへて殺させられた、元咺は衞侯の理不盡に驅込で叔武を殺された故、もはやたまらぬ、自分の子を殺されたは是非もなけれど、此叔武は至て善い人にて、しかも少しも罪はないに殺されたゆゑ、晉へはしりこんで文公へ訴へた、

城濮之戰、晉中軍風于澤、

【註】牛馬因風而走、皆失之、
合戰のとき、晉の中軍がどうしたか、牛馬が澤へ風逸して走り失せた、

亡大旆之左旃、

【註】大旆、旗名、繫旐曰旆、通帛曰旃、
○亡。旆とは大將の大旗なり、そのびら〳〵のさきに繼で、一と巾づゝ下げてある、左の一と巾帛が失なへた、通帛と云て一と巾の帛を云、

祁瞞奸命、

【註】掌此二事而不修、爲奸軍令、
○祁。祁瞞が此二事をまもらねば成らぬ筈を、知らずに居て、軍令にそむいたゆゑ、

司馬殺之、以徇于諸侯、使茅茷代之、師還、壬午、濟河、舟之僑先歸、士會攝右、

【註】權代舟之僑也、士會、隨武子、士蔿之孫、
司馬の官が殺した、然して諸侯へ觸れたとなり、○使。祁瞞が代りとした、さて諸軍が還るとて、○壬。河水をわたるとき、舟之僑が列を亂して先きへ歸たゆゑ、士會に舟之僑が代りの右を攝せさせた、

秋、七月、丙申、振旅、愷以入于晉、

【註】愷、樂也、
○秋。凱歌をとなへて晉へ歸り入られた、

獻俘授馘、飮至大賞、

【註】授、數也、獻楚俘于廟、
○獻。先祖の廟へ俘を獻じきりみゝをかぞへ、酒宴を設けて功あるものに恩賞をあたへた、

徵會討貳、

はたわけに成て居て、云ふべきに至ては此のごとき
ことを云ひだすものなり、

衞侯先期入、

【註】不信叔武、

○衞侯の何日に國に入らうと日限をさだめて、それよりはやく入られた、これは弟がむほんの實否が知れぬゆゑ、不意にかへられた、

甯子先、長牂守門、以爲使也、與之乘而入、

【註】長牂、衞大夫、甯子患公之欲速、故先入、欲安喩國人、

○甯　先へ入た、長牂と云ふ大夫が門の固めに出て居たるが、甯子を使かとおもふて連立て入たである、

公子歂犬華仲前驅、

【註】衞侯遂驅、奄甯子未備、二子、衞大夫、

○公　二人は衞の大夫、先きのりをした、

叔武將沐、聞君至、喜、捉髮走出、前驅射而殺之、公知其無罪也、枕之股而哭之、

【註】公以叔武尸枕其股、

○叔　弟の叔武はいたつて善い人ゆゑ、髮あらふて居られたところへ、衞侯のかへられたと聞て、ことのほかよろこびて、あらひかけた髮をつかんで、走りいでられたである、○前　さきのりしたものどもがむほん人とおもひて、理不盡に矢を放て射ころした、衞侯のかへつてやうすを見られたところが、毛頭異心はないゆゑに、その罪もないものをと云て、叔武の死骸をかきいだいて、ひざをまくらにさせて、取付て歎かれた、

歂犬走出、

【註】手射叔武故、

○歂　叔武を射殺して高名にせうとおもひたに、大間違に成たゆゑ、これはならぬとおもひて逃げ出したを、

公使殺之、元咺出奔晉、

○曰天　天道からして衞の國へ禍を下して、君は楚へ付きたまひ、臣下は離れて晉へ付た、これは天命と云もの也、君臣協和せなんだ、それゆゑに此のごときうれひと成たとなり、

今天誘其衷、

【註】衷、中也、

○今　只今に至て天其中道の信とを誘ひて、

使皆降心以相從也、不有居者、誰守社稷、不有行者、誰扞牧圉、

【註】牛曰牧、馬曰圉、

みな群臣もこゝろを降して、君にしたがはしめたまふた、○不　さて君の御ともせずして、國にのこり止つた者も、不忠とは云はれぬ、左やうな者があればこそ、社稷を守て國もほろびなんだれ、もしとゞまり居る者の無ときには、社稷のまもり人がない、○不　また君の御供して行くものが無ければ、馬や牛も飼ひてがないと云もの也、

不協之故、用昭乞盟于爾大神、以誘天衷、自今日以往、既盟之後、行者無保其力、居者無懼其罪、有渝此盟、以相及也、

【註】以惡相及、

○不　さきだつてより、君臣の間が一致せなんだゆゑに、たゞ今國中上下一致するやうにと、昭に大神の前で盟を乞て、天の中を誘むるなり、今日より後は、君に從うたものでも功にほこるな、殘て居たものも咎はないゆゑに、心づかひするな、此盟を變じて惡を以て相及すものは、

明神先君、是糺是殛、國人聞此盟也、而後不貳、

【註】傳言叔武之賢、甯俞之忠、衞侯所以書復歸、

明神や先祖の神靈より、これを糺し是を罪し玉ふで有らうとなり、○國人　これを羣臣が聞て、そこでやう〳〵安心して二心のないやうに成たと也、是らが聖人の甯武子をほめたまひたところである、今まで

びが顔色へあらはれて知れたとなり、殊の外きげんであつたと見ゆる也、

曰、莫余毒也已、蔿呂臣實爲令尹、奉已而已、不在民矣、

【註】言其自守無大志、

○曰　さて云はるゝには、もはや余を害する者は無く成た、○蔿　此後は蔿呂臣が子玉があと役の令尹に成るで有らうが、彼れはおのれが身の上ばかりを大事大事とする男にて、敗軍のうらみを晴らさうと云ふやうな大きなこゝろざしはないものなれば、安心したと云はれた、

或訴元咺於衛侯曰、立叔武矣、其子角從公、公使殺之、

【註】角、元咺子、

衛の元咺を讒言するものがあつて、衛侯へ訴て云には、衛にては叔武を君に立て、衛をうばはせたと云た、○其子　元咺が子の角と云ものが、衛侯の供して居たを、衛侯のむほん人の子なりと云て、殺させられた、理不盡なことである、

咺不廢命、奉夷叔以入守、

【註】夷、謚、

○咺　子は殺されたけれども、衛侯の云付は廢てずに、叔武を大切に守り立てゝ、國をまもらせて居た、

六月、晉人復衛侯、

【註】以叔武受盟於踐土故、聽衛侯歸、

○六月　衛侯は晉へそむかれたれども、叔武が踐土で盟ふたゆゑ、文公の免して衛侯を國へ復された、

甯武子與衛人盟于宛濮、

【註】武子、甯兪也、陳留長垣縣西南有宛亭、近濮水、

○甯　衛の大夫甯武子が、衛の群臣と宛濮で誓紙を書いた、その言に、

曰、天禍衛國、君臣不協、以及此憂也、

【註】衛侯欲與楚、國人不欲、故不和也、

はさすが死ねとも云はれず、○大夫　子玉をさして、その方がもし國へ返り入てあらば、申息二邑の老人をば何と致さるゝぞとなり、これはかの二邑の若武者を大分討死させたゆゑ、その親どもは歎て居るに、これらに逢て云ひわけがあるまいが、何とするぞと云ことなり、

子西孫伯曰、得臣將死、二臣止之曰、君其將以爲戮、

【註】孫伯、即大心、子玉子也、二子以此答王使、言欲令子玉往就君戮、

○子西　一族の子西と子の大心が、楚王の使者へ返答に、得臣今度不覺を取ましたれば、切腹をいたさうと申す、けれども私ども二人これを止めて申聞けまするには、自殺せうよりは、君の御仕置に預て死ぬがよいと申して、さし止ました、追付け召連れて參上致さうと云ことなり、

及連穀而死、

【註】至連穀、王無赦命、故自殺也、文十年傳曰城濮之役、王使止子玉、曰無死、不及、子西亦自殺、縊而縣絶、故得不死、王時別遣追前使、連穀、楚地、殺得臣、經在踐土盟上、傳在下者、説晉事畢而次及楚、屬文之宜、

○及　右のとほりに云て行く内に、若し赦免の使でも有らうかとおもひて、楚國の連穀と云ところまで至つた、けれども、御免もないゆゑ、切腹したとなり、

【注】至　文公十年のところで見れば、城濮の役に、楚王から使を下されて死するにはおよばぬと有りて、子玉を止められた、その使者が行きつかぬうちに死んだとある、そのとき子西もともに死するとて、これは縊にかゝつたれば、縣絶とは細引が切れた、その内に御免があつて死なんだ、○王　前へ出たつかひを追かけさせられた、○殺　得臣が死んだことが踐土の盟ひの後にあるは、文のつゞきがよいゆゑ、かくの如くしたとなり、

晉侯聞之而後喜可知也、

【註】喜見於顏色、

文公の子玉が死んだと聞れて後に、やう／＼よろこ

○弗○　けれども子玉がをしく思て、神へ上げなんだ、
○大○　子玉が子の大心と云者が、一族の子西と云合せて、榮黄に諫言を云はせた、【注】子玉は元來剛愎と情のこわいものゆゑに、人が云てはきかぬゆゑ、榮黄を以て、かの冠りを神へ上られよと云はせたけれども、

弗聽、榮季曰、死而利國、猶或爲之、況瓊玉乎、是糞土也、而可以濟師、將何愛焉、

【註】因神之欲、以附百姓之願、濟師之理、
中々子玉が弗聽となり、それは惡い御合點である、冠はさておき、國の勝手によいと云段には、死して命を奉れと有ても猶これをするがよい、況や冠の一つばかり、これは糞土も同然で、いくらもあとから出來るものである、○可以○　此冠を神はのぞみ玉ふ、神へ上てこのたびの戰ひに勝利があるならば、それほど目出たいことはない、何とてこれを愛み玉ふやと云ても、

弗聽、出告二子曰、非神敗令尹、令尹其不勤民、實自敗也、

【註】盡心、盡力、無所愛惜爲勤、
○弗○　とかく聞入れぬ、○出告○　榮季が是程に諫てもきかれぬに因て、側を立出て二人の者に云には、あれでは神の咎が有て令尹の身を敗らるゝで有らうが是は神の敗らるゝではない、令尹の國人を大事と思ふ心がない故である、すれば實に自分を敗ると云ものゝ也、國人を大切に安んぜようと思ふものは、こゝろをも盡し力をも盡して、何にもをしむなどゝ云ところへは至らぬ筈である、是でこそ民を勤ると云者なれと云た、

既敗、王使謂之曰、大夫若入、其若申息之老何、

【註】申息二邑子弟、皆從子玉而死、言何以見其父老、
○既○　さて果して敗軍したに付て、楚王の初め止められたれどもきかぬ故、使を出して云はせらるゝに

克詐國、

【註】奬、助也、渝、變也、殛、誅也、俾、使也、隊、隕也、克、能也、

○要言とは盟辭也、約束のこと、今たがひに盟ふところのものども、みな王の御國をたすけまもつて、相害することあるまい、この言を變じて有るならば、明かなる神靈の御罰にて、其軍卒を隕じ失なひ、國にさいはひは無きやうになさるゝであらう、

及而玄孫、無有老幼、君子謂是盟也信、

【註】合義信、

○玄孫にいたつても、老若ともに人民は無くならんと盟た、○君　是盟は實に義信に合て、本意なることとほめた、

謂晉於是役也、能以德攻、

【註】以文德教民、而後用之、

○謂　晉の文公を評して云には、今度の城濮の役に於ては、能く文德を以て民を敎へて、敵をせめたとなり、

初楚子玉自爲瓊弁玉纓、未之服也、

【註】弁、以鹿子皮爲之、瓊、玉之別名、次之以飾弁及纓、詩云、會弁如星、

美しく弁冠を作つたれども、まだかぶりはせなんだ、

先戰夢河神謂己曰、畀余、余賜女孟諸之麋、

【註】孟諸、宋藪澤、水草之交曰麋、

○先　此たびの合戰の以前に夢を見た、河水の神が來りて子玉に云はるゝには、其冠りを余に呉れよ、余にくれたならば、そのかはりに、その方には宋の孟諸麋をとらせうと告られた、奇怪なことである、これは冠を神が望まるゝと見えた、

弗致也、大心與子西使榮黃諫、

【註】大心、子玉之子、子西、子玉之族、子玉剛愎、故因榮黃、榮黃、榮季也、

の勅命也、とつたへられた、

晉侯三辭、從命、曰、重耳敢再拜稽首、奉揚天子之丕顯休命、

【註】稽首、首至地、丕、大也、休、美也、

○晉　三度辭退せられて勅命にしたがつて○曰　勅答なり、重耳敬して再拜稽首し、天子の大に明かに結構なる仰付を奉揚とさゝげ上げて頂戴し奉ると云こと、

受策以出、出入三覲、

【註】出入、猶去來也、從來至去、凡三見王、

○受　仰せわたしの御書付を受けて、退出いたされたとなり、○出入　はじめて文公の來られてから、去らるゝまで、以上三度王へ御目見をいたされたと云ことである、すぐれて首尾のよいを云、

衞侯聞楚師敗、懼出奔楚、遂適陳、

【註】自襄牛出、

楚へ與せうと思て居られたところに、楚がやぶれたゆゑ、これはたまらぬと思ふて亡げられた、それから襄牛と云ふへかゝりて、陳の國へゆかれた、

使元咺奉叔武以受盟、

【註】奉使攝君事、

○使　さて大夫の元咺に云ふくめて、弟の叔武をもり立て、予が名代に晉の盟ひを受て、國を治めよと命ぜられた、これは楚へは亡げて云わけをし、晉へは弟に同盟させて、わびことをしたものである、斯せねば國が亡る、

癸亥、王子虎盟諸侯于王庭、

【註】踐土宮之庭、書踐土、別於京師、

○癸亥　周の卿と諸侯と、踐土の王庭で盟つたなり、

【注】踐　經には踐土としてある、是は周の都でないことを分けてしるしたものなり、

要言曰、皆奬王室、無相害也、有渝此盟、明神殛之、俾隊其師、無

平王の時代、晉の先祖に文侯と云があつた、これを享し玉ふときの古禮にしたがつて、いまの文公をもてなし玉ふなり、

己酉、王享醴、命晉侯宥、

【註】既饗、又命晉侯、助以束帛、以將厚意、

○己　三日目の享には醴があつた、晉侯に束帛を玉はつた、御丁寧な御もてなし也、

王命尹氏、及王子虎內史叔興父、策命晉侯爲侯伯、

【註】以策書命晉侯爲伯也、周禮、九命作伯、尹氏王子虎、皆王卿士也、叔興父、大夫也、三官命之以寵晉、

○王命　天子の卿士兩人および、大夫に命じ玉ふて、策書を以て宣命を下され、文侯を侯伯と成された、三人の卿大夫を以て命じ玉ふは、格別の御とりあつかひなり、

賜之大輅之服、戎輅之服、

【註】大輅、金輅、戎輅、戎車、二輅各有服、

○賜　諸侯の正車のとばり、戎車のとばりを玉はり、および、

彤弓一、彤矢百、玈弓矢千、

【註】彤、赤弓、玈、黑弓、弓一矢百、則矢千弓十矣、諸侯賜弓矢、然後專征伐、

○彤　丹き弓、丹き矢、黑き矢、これを下さるゝは、天下中を心のまゝに征伐いたせと云ふしるしである、

秬鬯一卣、

【註】秬、黑黍、鬯、香酒、所以降神、卣、器名、

○秬　黑びきの酒一壺、これは神おろしの祭りにもちふるのである、卣は樽と訓じて、盛鬱鬯者とある、

虎賁三百人、曰、王謂叔父、敬服王命、以綏四國、糾逖王慝、

【註】逖、遠也、有惡於王者、糾而遠之、

○虎　虎賁は勇士を云、三百人の勇士を下された也、

○曰王　勅命を傳へて云はるゝには、王の勅詔に、叔父は晉侯をさす、敬て王命に服して、もつて四海を安じ、天子のために惡をなすものを糾しとほざけよと

んだと也、

晉師三日館穀、

【註】館、舍也、食楚軍穀三日、

○晉 楚國の粮をうばつて、三日が内澤山に食たと也、

及癸酉而還、

○及 軍を還して、十分に凱歌をあげた、

甲午、至于衡雍、作王宮于踐土、

【註】衡雍、鄭地、今熒陽卷縣、襄王聞晉戰勝、自往勞之、故爲作宮、

鄭の衡雍と云ところに至て、天子の行幸があると聞て、にはかに王宮を作た、これは周の襄王が文公を犒はせ玉ふのである、

鄕役之三月、

【註】鄕、猶屬也、城濮役之前三月、

○鄕 今度の合戰始る三月前に、

鄭伯如楚致其師、爲楚師既敗而懼、使子人九行成于晉、

【註】子人、氏、九、名、

鄭伯が楚國へ行て加勢いたされた、これは楚子が人數を減じたゆゑ、從へなんだと見ゆる、○爲 しかるところに、楚の軍が今度やぶれたに付ておそれて、○使 晉へ和談を乞はれた、

晉欒枝入盟鄭伯、五月、丙午、晉侯及鄭伯盟于衡雍、丁未、獻楚俘于王、駟介百乘、徒兵千、

【註】駟介、四馬被甲、徒兵、步卒、

○晉 先づ盟て、○五月 文公と新たに盟れた、○丁周王へ奉られた、騎馬武者百人、步卒千人捧げられた、

鄭伯傅王、用平禮也、

【註】傳、相也、以周平王享晉文侯仇之禮、享晉侯、

○鄭伯 鄭伯は天子の左相と成られた、これ昔周の

六卒將中軍、曰、今日必無晉矣、子西將左、子上將右、

【註】子西、鬭宜申、子上、鬭勃、

○己巳　陣取た、胥臣は下軍の佐にて、陳蔡の勢にむかふて戰ふ、○子玉　己れは君のくらゐに居て、中軍に備へて廣言を吐いて、○今日　ぜひ今日晉の國を無くして見せようと云た、子西は左備へ、子上は右備となつた、

胥臣蒙馬以虎皮、先犯陳蔡、陳蔡奔、楚右師潰、

【註】陳蔡屬楚右師、

○胥　晉からはかりごとをもつて虎の皮を馬にかぶせて、先づ陳蔡を犯したれば、陳蔡がかけ立てられて敗北したゆゑ、楚の右備へもくづれた、

狐毛設二旆而退之、

【註】旆、大旗也又建二旆而退、使若大將稍却、

○狐　二流の大旗を立てしりぞくは、大將の恐れ北ぐると見せて敵を引付るはかりごと也、

欒枝使輿曳柴而僞遁、

【註】曳柴起塵、詐爲衆走、

○欒　これも輿は大勢の人に、柴竹を地に曳せて、塵をたゝせて、僞てのがるゝ體を見せたれば、

楚師馳之、原軫郤溱以中軍公族橫擊之、

【註】公族、公所率之軍、

楚の勢が勝に乘て追かけた、○原　文公の手まはりを引いて、橫さまからうつた、

狐毛狐偃以上軍夾攻子西、楚左師潰、楚師敗績、子玉收其卒而止、故不敗、

【註】三軍唯中軍完、是大崩、

○狐　兩方からせめた、楚の左備もくづれた、こゝで楚の二軍がことごとくやぶれた、○子玉　士卒を下知して踏止つたゆゑに、子玉が中軍ばかり敗軍せな

命矣、

【註】不獲止命、

○晉侯　文公からは欒枝をいだして答には、寡君文公御使者の命を承知いたされました、一度楚君の御恩惠を受られたれば、今以てわすれはいたされぬ、○是　それゆゑに三舍をしりぞいて、此ところに陣をひかへて、○爲　大夫中にさへ如此退いてひかへらるゝなれば、何しに楚君に對して戰ふ心があらうぞ、しかれば何とぞ止めて無事にしたいものなれども、はや許容の命がなければ是非におよばぬ、

敢煩大夫、謂二三子、

【註】煩勵勃、令戒勅子玉子西之屬、

○敢　御使者御苦勞ながら、二三子の子玉子西の衆に云て下され、

戒爾車乘、敬爾君事、詰朝將見、

【註】詰朝、平旦、

車をかたくとゝのへて、君の事を敬んで出陣あれ、明早朝に御意得やうと云はせられたとなり、

晉車七百乘、韅靷鞅靽、

【註】五萬二千五百人、在背曰韅、在胷曰靷、在腹曰鞅、在後曰靽、言駕乘修備、

○晉車　戎車はみなよく調ふた、韅はくら、靷はむながい、鞅ははるび、靽はしりがいなり、

晉侯登有莘之虛、以觀師、曰、少長有禮、其可用也、

【註】有莘、故國名、少長、猶言大小、

○晉　文公が故い城あとへのぼつて、御方の軍陣の體を見られた、虛は大丘とも城あとゝも訓ず、大小の士卒列を亂さず、みな禮が有る、これでは用に立つべしとなり、

遂伐其木、以益其兵、

【註】伐木以益攻戰之具、輿曳柴、亦是也、

○遂　軍器にいたされた、

己巳、晉師陳于莘北、胥臣以下軍之佐、當陳蔡、子玉以若敖之

【註】搏、手搏、
すこしばかりの惠を思ひいだして、一家をつぶされた大恥をわすれて居てはつまらぬに因て、戰ふにしくはないと云た、○晉侯　このときしも、文公が夢を見られた、楚子とすまひをとられたれば、

楚子伏已而盬其腦、

【註】盬、唼也、
○楚　楚子が上に成り、文公のあたまに喰付て、腦を吮たとゆめに見られた、腦頭と云はあたまのみそのことなり、

是以懼、子犯曰、吉、我得天、楚伏其罪、吾且柔之矣、

【註】晉侯上向、故得天、楚子下向地、故伏其罪、腦所以柔物、子犯審見事宜、故權言以答夢、
○是　かやうなゆめを見られたゆゑ、敗軍の前表かとて、氣味わるがられた、○子犯　一段吉でござるとなり、○我　君は仰むきにござるは天を得たと云もの、楚がうつむいたはそのつみに伏すと云こと、この方へ楚をなづけ柔げるであらうと云た、【注】すべて腦と云ものは、堅い物をやわらかにするなれば、子犯が事の宜しきに從て、よい程に權りてゆめ合はせを云た、

子玉使鬭勃請戰、

【註】鬭勃、楚大夫、
大夫を出して戰を始めようと云た、

曰、請與君之士戲、君馮軾而觀之、得臣與寓目焉、

【註】寓、寄也、
○曰　憎い云分である、ねがはくは君の御家士と戲れ遊びを致さうほどに、君も車にめして見物成されよ、拙者もともに目をよせて、見物をいたさうと云た、

晉侯使欒枝對曰、寡君聞命矣、楚君之惠、未之敢忘、是以在此、爲大夫退、其敢當君乎、既不獲

晉侯患之、聽輿人之誦、

【註】恐衆畏險、故聽其歌誦、

○晉　士卒が嶮岨を恐れうかとて、うれひられた故に、多くの人の諺や、歌誦に心をつけて聞れたれば、

曰、原田毎毎、舍其舊而新是謀、

【註】高平曰原、喩晉軍美盛、若原田之草毎毎然可以謀立新功、不足念舊惠、

○曰原　原田の草が毎毎は草の盛んなる貌を云て、田の青々と美いを云、その舊はすてゝ新是れ謀ると歌た、その心は舊い惠みはもう思はず、新に功を立てるがよいと云意也、

公疑焉、

【註】疑衆謂己背舊謀新、

○公　文公は是をかんがへ違へて、楚の舊きめぐみをわすれて、新き功を心がけらるゝと云て、そしるかとまどはれた、

子犯曰、戰也、戰而捷、必得諸侯、

若其不捷、表裏山河、必無害也、

【註】晉國外河而內山、

○子犯　もはや戰ふがよい、今戰て楚に克つたらば、必諸侯を得るで有らう、○若　萬一えかたぬときには、晉の國は外とには大河があり、內には嶮山が有れば、この要害に引こもりて敵をふせぐならば、何の害もあるまいとなり、

公曰、若楚惠何、欒貞子曰、漢陽諸姬、楚實盡之、

【註】貞子、欒枝也、水北曰陽、姬姓之國、在漢北者、楚盡滅之、

○公曰　さきだつて楚にうけたる恩惠をば何とせようと也、文公は律義な、○欒　欒枝が云には、漢水の北にありし諸の姬氏の國を、悉く楚が亡した、君と同姓の國を亡されてをるからは、

思小惠而忘大耻、不如戰也、晉侯夢與楚子搏、

つたればこそ、今このやうに晉君と成りたまひた、

退三舍辟之、所以報也、

【註】一舍三十里、初楚子云、若反國何以報我、故以退三舍爲報、

○退　しかもそのときに君の楚君とつがひ玉ひた言のとほり、三舍九十里陣を引しりぞくは、右の報謝であるとなり、

背惠食言、以亢其讎、

【註】亢、猶當也、讎、謂楚也、

○背　その惠にそむいて、食言とていつはりを云て、その讎にあたつては、

我曲楚直、其衆素飽、不可謂老、

【註】直氣盈飽、

この方は無理にて、楚は直な也、そのうへ其士卒は素とより飽きみちて居れば、老れたとは云はれぬ、

我退而楚還、我將何求、若其不還、君退臣犯、曲在彼矣、退三舍、

楚衆欲止、子玉不可、夏、四月、戊辰、晉侯宋公齊國歸父崔夭秦小子憖、次于城濮、

【註】國歸父崔夭、齊大夫也、小子憖、秦穆公子也、城濮、衞地、

○我　此方がしりぞいて、楚もひきてかへるならば、○我將　何にももとむることはない、十分である、○若　しかるを子玉がもし不承知にて還らぬならば、この方は君としてしりぞき玉ふに、臣として君を犯すと云ものなり、そのときにこそ、曲は彼に有ると云ものなれと云た、○退　それから三舍しりぞいて、戰ひはのぞまぬと云ことをしめされた、○楚　楚國の諸軍勢は、晉の軍を追缺けることを止られよと云へども、子玉ががてんせぬ、○夏四　四國の勢が終に衞の城濮に陣取た、

楚師背酅而舍、

【註】酅、丘陵、險阻名、

○楚　子玉は險岨を背にして陣營を張た、

をゆるさぬと云へば、この方の愛する宋まですてるにいたる、宋をすくふと云ふ發端で居ながら、棄つるやうに成るは、諸侯達も何とかふしんを立つるであらう、

楚有三施、我有三怨、怨讐已多、將何以戰、不如私許復曹衞以攜之、

【註】私許二國、使告絶于楚、而後復之、攜、離也、

○楚　楚の云分には、三の施があり、此方の云分にては、三の怨が生ずる、怨が多くては方人がない故戰へぬ、○不　曹衞の二君を此方からゆるさうほどに、楚と義絶をいたされよと云て、楚と離すにしくはない、さてこの方へ來た、

執宛春以怒楚、既戰而後圖之、

【註】須勝負決乃定計、

楚の使者の宛春をとらへて、楚をいからせて戰た上で、いづれへとも圖うと云た、

公說、乃拘宛春於衞、且私許復曹衞、曹衞告絶於楚、子玉怒、從晉師、晉師退、軍吏曰、以君辟臣、辱也、且楚師老矣、何故退、子犯曰、師直爲壯、曲爲老、豈在久乎、微楚之惠不及此、

【註】重耳過楚、楚成王有贈送之惠、

○公　文公のよい仕方じやと說れた、○乃　使者を衞にとらへておいて、そのうへひそかに、曹衞に、楚と手切せられたらば復さうとすゝめて、楚と義絶させた、○子玉　短慮の子玉ゆゑ、中々かんにんせず、晉の軍へおしよせた、○晉　あとへ引けと云はれた、○軍吏　軍目付が向の敵は大夫なり、この方は君自ら出馬成されて、しりぞくと云ふははぢである、そのうへ楚の勢が强敵でもあることか、勢は大分つかれたに何ぞしりぞき玉ふぞと云た、○子犯　師は理の直が壯なと云、曲た方を老れたとする、長陣ばかりを老れたとは云はれぬ、○微　一度君の流浪成されて楚を過玉たときに、大分見次を受け、その惠などがあ

を分けてやられた計りなり、【注】若敖　若敖に葬てところの名を付けたとみゆる、子玉はこの子孫なり、この一族を若敖氏と云也、

子玉使宛春告於晉師、曰、請復衞侯而封曹、臣亦釋宋之圍、

【註】衞侯未出竟、曹伯見執在宋、已失位、故言復衞封曹、

晉の陣所へ使をおこして云には、晉には衞侯を追ひだし、曹侯をとらへておかるゝよし、もし衞侯を元とのごとくに復し、曹伯も國へ封ぜられたならば、拙者も宋をゆるさうと云た、

子犯曰、子玉無禮哉、君取一、臣取二、

【註】君取一、以釋宋圍惠晉侯、臣取二、復曹衞爲己功、

○子犯　子玉は偕々無禮なことを申すものかな、彼が云ひ分では、君の方へ取るものは宋の國を解かするまで也、己れは臣として衞曹の二君をかへさせ、二つを得んとは憎い云分である、

不可失矣、

【註】言可伐、

○不　かならずにがさぬやうに伐つたがよいと云た、

先軫曰、子與之、定人之謂禮、楚一言而定三國、我一言而亡之、我則無禮、何以戰乎、不許楚言、是棄宋也、救而棄之、謂諸侯何、

【註】言將爲諸侯所怪、

○先軫　これは一等高上の分別である、やはり免してかへされよ、その子細は人を安穩にさだめるを禮と云、子玉が云ふとほりにすれば、只一言で國君三人が安堵いたされて、三國をさだめるなり、○我　それを無禮な云分と云て、我が方から合戰にすれば、一言で三國をほろぼすと云ものなり、それでは我方には無禮と云ものなれば、何をもつて戰ふや、楚の云分

【註】無求過分、軍志、兵書、
○天之　しかれば天から立て置玉ふところなれば、どうして廢せられうとなり、○軍　は相應なればもうはやくかへるがよい、大慾すれば害があるなり、

又曰、知難而退、又曰、有德不可敵、此三志者、晉之謂矣、

【註】謂今與晉遇、當用此三志、
○又曰　敵しがたいと見たらば、しりぞくがよいと云こともある、○又曰　德ある人には敵たはぬがよい、この三通りの軍志は晉のことにあたつて居る、すれば晉と出遇ふには、この三通りの軍志のことばを用るがよいと申された、

子玉使伯棼請戰、

【註】伯棼、子越椒也、鬭伯比之孫、
○子玉　子玉が君の命令をもちひずして、伯棼を使にして晉と戰ひたいと言上させた、

曰、非敢必有功也、願以閒執讒慝之口、

【註】閒執、猶塞也、讒慝、若蔿賈之言、謂子玉不能以三百乘入、
○曰　私功を立ようと云ではなけれども、願くは我を讒言して惡口を云たものどもの口ふさげに、一と軍致て見せたいと云た、【注】閒　蔿賈が子玉が無事でかへりたら賀せう、人數三百乘よりすぎたらば國へはかへるまいと云た、これらを指して子玉が讒慝と云なり、

王怒、少與之師、唯西廣東宮與若敖之六卒實從之、

【註】楚子還申、遣此兵以就前圍宋之衆、楚有左右廣、又太子有宮甲、分取以給之、若敖、楚武王之祖父、葬若敖者、子玉之祖也、六卒、子玉宗人之兵六百人、言不悉師以益之、
楚君の無用にいたせと段々いはるゝをも用ひぬに因て、いかりて少しの人數をあたへられた、○唯　廣は西東あると見えた、そのうち西廣の組と東宮は太子附の兵なり、若敖之六卒は、子玉が一族の軍兵六百人

だつて、楚の頑なるを怒てくる、それではをのづから齊秦と楚と戰はではをらぬと云た、

公說、執曹伯、分曹衛之田以畀宋人、

○公　文公のよろこんで、そのとほりにして、宋人に田をあたへられたとなり、

楚子入居于申、

【註】申在方城內、故曰入、

楚の君は文公と戰ふ氣はないゆゑに、自國へ退て申と云ふところに居られて、

使申叔去穀、

【註】二十六年、申叔戍穀、

○使　穀の戍りをも去らせ、

使子玉去宋曰、無從晉師、晉侯在外十九年矣、而果得晉國、

【註】晉侯生十七年而亡、亡十九年而反、凡三十六年、至此四十矣、

子玉にも宋を去れと命せられて、○曰　晉の師を追かくることをするな、晉侯は流浪の時分に、他國に十九年居られて、貶竄いたされて、果てには故鄕の晉へかへつて君と成られた、

險阻艱難、備嘗之矣、民之情僞、盡知之矣、天假之年、

【註】獻公之子九人、唯文公在、故曰天假之年、

○險　久しいあひだ、ういつらいことを備にへて來て、すいもあまいも合點である、○民　下民の情僞を盡くのみ込で居らるゝ、○天　天道からも、大勢の兄弟を皆々死なせ玉ふたれども、此人にばかり年を假して長生きせらるゝ、

而除其害、

【註】除惠懷呂郤、

○而　惠公懷公呂甥郤芮が殘害せうとしたをも、みなのぞきはらふて運を開かれた、

天之所置、其可廢乎、軍志曰、允當則歸、

云仕方である、

宋人使門尹般如晉師告急、

【註】門尹般、宋大夫、

宋から大夫を使者にして、楚から急にせめるほどに加勢を下されよとつげた、

公曰、宋人告急、舍之則絕、

【註】與晉絕、

○公曰　文公の臣下へ云はるゝには、宋から急をつげて來た、これを舍ておくときには、宋は楚へ降りて晉とは手切れに成る、さればとて、

告楚不許、我欲戰矣、齊秦未可、若之何、

【註】未肯戰、

ゆるせと楚へ云ても許容はすまい、詮ずるところは、楚と戰はねばならぬ、さてたゝかはうとおもへども、同盟の齊秦がきかぬ、これは何とせうと云はれた、

先軫曰、使宋舍我、而賂齊秦、

【註】求救於齊秦、

○先軫　これは謀である、先づ此方と宋とは中たがひにして齊秦の二國へまいなひをして、

藉之告楚、

【註】假借齊秦、使爲宋請、

これを借て楚にわびごとをさせて、

我執曹君、而分曹衞之田、以賜宋人、楚愛曹衞、必不許也、

【註】不許齊秦之請、

此方の勢は曹の君を執へ、楚の愛する曹衞の領分を以て宋人に與ふるがよい、さすれば楚は愛する二國をつぶされたことなれば、何ほど齊秦がわびごとしてもきくまい、

喜賂怒頑、能無戰乎、

【註】言齊秦喜得宋賂、而怒楚之頑、必自戰也、不可告請、故曰頑、

○喜　時に齊秦がいまこそ戰ふ氣は無れども、宋から賂を取たをよころび、楚の詫ごとをきかぬをはら

○魏犫　二人が腹を立てゝ、吾々は亡げあるかるるに付したがふて、難義したれども、その功勞は圖られずに、何の施に報ゆることが有らうと云て、

爇僖負羈氏、

【註】爇、燒也、

僖負羈が家に火をかけてやいた、

魏犫傷于胸、公欲殺之、而愛其材、

【註】材力、

使問且視之病、將殺之、魏犫束胸見使者曰、以君之靈、不有寧也、

【註】言不以病故自安寧、

○魏犫　胸なさきに手を負た、○公　軍令を背いたに付て、文公のころさうといたされたけれども力もつよく、武功なものゆゑをしまれた、○使　陣所へ使者をやりて問ひながら、手疵のやうすを見て來よと云はれた、○病　これは手疵でつかれて、助りさうもなくば殺すつもりなり、○魏　魏犫めが早合點で胸の疵を見せぬやうに束ね合せて、使者に對面して云には、君の御影をかうむりて、忝くやまひをとはせ玉ふものを、何として病人らしく安寧にして居ませうぞ、疵は隨分心安くござると云て、

距躍三百、曲踊三百、

【註】距躍、超越也、曲踊、跳踊也、百、猶勵也、

三度までとび越えたり、また三度をどり上て見せた、三度とはをり〱飛だりはねたりして見せたと云ことなり、

乃舍之、殺顚頡以徇于師、立舟之僑以爲戎右、

【註】舟之僑、故虢臣、閔二年、奔晉、以代魏犫爲先歸張本、

○乃　そこでゆるされて、顚頡をころしてみせしめに軍中へ觸れられた、魏犫がかはりに舟之僑を立てゝ戎右といたされた、これらも僞てたゞしからぬと

師遷焉、曹人兇懼、

【註】遷至曹人墓、兇兇、恐懼聲、

爲其所得者、棺而出之、因其兇也而攻之、三月、丙午、入曹、數之以其不用僖負羈而乘軒者三百人也、且曰、獻狀、

【註】軒、大夫車、言其無德居位者多、故責其功狀、

○師 それから軍兵がみな曹の墓所へ引遷つた、○曹人 墓をあばかれてはたまらぬで、曹人がおそれて、これは如何せうと聲をあげて恚へた也、○爲其所 これに兩説あつて文をさばくこと也、先づ一説には、曹も墓をあばかれてはたまらぬゆゑ、侘ごとのこゝろにて、自分の方へ討とりたる尸の磔にしたるを取かたづけ、棺に入れていだしたと云ふこと也、また一説には、晋人が墓所で掘出た尸どもを棺に入れて出して見せたれば、曹人が恚へたとも見る、兩説なり、この兩説のうち初めの方おだやかにてよし、○因 恐れたよはみへ付けこんで、せめたと云こと、○三月 押寄てつみを數へ立てゝせむるに、○以其國 の賢臣たる僖負羈はもちひずして、何の德もない者の大夫の車に乘る臣が三百人もある、これは何としたことである、○且 其三百人の臣どもの功業を、一々かきしるしてさしいだせと云て、きめ付けられた、

【注】軒 功狀は功を立た行狀也、

令無入僖負羈之宮、而免其族、報施也、

【註】報餐璧之施、

文公が味方へ軍令をいだして云はるゝには、僖負羈が室へはさわるな、彼が一族ならば免せ、むかしの施しに報ゆると云はれた、先年文公の流浪の時分に、僖負羈が食物を獻じて璧を捧げたことを云出された、

魏犨顚頡怒曰、勞之不圖、報於何有、

【註】二子各有從亡之勞、

【註】晉伐衛、衛楚之昏姻、魯欲與楚、故戍衛、
魯の公子買は子叢がこと也、楚への はむきを善くする爲に、此ものに云付けて、衛を まもらせられた、楚の姻家ゆゑなり、

楚人救衛不克、公懼於晉、殺子叢以說焉、

【註】召子叢而殺之、以謝晉、
○楚　楚から衛へ加勢したれど、晉からせめて晉が克たゆゑ、晉の勢がつよくなつた、そこで僖公も底氣味わるく成つて來て、公子買を召かへし、ころして、彼が仕業で衛を戍つたゆゑ殺したとかこ付て、晉へわびごとせられた、

謂楚人曰、不卒戍也、

【註】詐告楚人言、子叢不終戍事而歸、故殺之、殺子叢、在楚救衛下、經在上者、救衛赴晩至、
○謂　又楚へもそむいてはしりがこはいに依て、子叢がえ成りおほせずに、北げかへりましたでころしましたと、うちまた膏藥につくろはれた、子叢こそめいわくなれ、少しのとがもないに殺された、

晉侯圍曹門焉、多死、

【註】攻曹城門、
晉文公の曹の城門をせめられたれば、大分の人數が討死した、

曹人尸諸城上、

【註】磔晉死人於城上、
○曹人　晉の討死したる尸どもを城上へ磔にかけて見せた、

晉侯患之、聽輿人之謀、曰稱舍於墓、

【註】輿衆也、舍墓、爲將發冢、
晉侯　文公のはなはだ苦におもはれて、多くの人々の了簡を聞て、如何せうと云はれた、○曰　衆人の云には、ほかに仕方もないゆゑ、墓へ陣どると云ひふらすがよいと云た、これは曹人の先祖の墓をあばいて、尸を引づりいだして磔にかけると云こと、

道于衞、
【註】曹在衞東、故、
曹は衞の東にあたつて在るゆゑ、路を通して下されと云たれども、
衞人弗許、還、自南河濟、
【註】從汲郡南渡、出衞南而東、
衞人が合點せなんだ、○還　衞まで行きたれどもとほさなんだゆゑ、かへつて南河から衞の南へまはつて、東へ向た、これでは大まはりである、これから晉がいよ〳〵衞をにくむなり、
侵曹、伐衞、正月、戊申、取五鹿、
【註】五鹿、衞地、
○侵　東の曹を侵し、また衞をも伐た、○正　衞の地をせめ取た、
二月、晉郤縠卒、原軫將中軍、胥臣佐下軍、上德也、
【註】先軫、以下軍佐、超將中軍、故曰上德、胥臣、司空季子、
○二月　前年の冬に中軍とさだめてあつたが死だゆゑ、下軍の佐の原軫が其あと役になつた、これは大なる立身である、原軫が後と役へ胥臣を入れた、かやうに原軫を引上げたのは、その德を上んだものである、
晉侯齊侯盟于斂盂、
【註】斂盂、衞地、
○晉　晉と齊と盟ひがあつたとき、
衞侯請盟、晉人弗許、衞侯欲與楚、國人不欲、故出其君以說于晉、衞侯出居于襄牛、
【註】襄牛、衞地、
衞からも和睦を乞ふて、盟ひをのぞみたれども、晉侯が許容致されなんだ、衞侯は楚へくみせうといたされたれば、羣臣が合點せぬゆゑ、つひに衞侯を追ひだして晉へ云分けをした、それで衞侯は領分のうち襄牛と云ところへ出て居られた、
公子買戍衞、

天王狩于河陽、

【註】晉地、今河內有河陽縣、晉實召王、爲其辭逆而意順、故經以王狩爲辭、

告文なり、これが大切なる筆也、書面では晉の地へ王の狩にゆき玉ふたと見ゆる、巡狩ではない、【注】晉地　王を召付てはつまらぬ逆なことなれども、實は王をたふとむ筋のことゆゑ、意は順なり、そこで王の狩りをなされたと書たものなり、

壬申、公朝于王所、

【註】壬申、十月十日、有日而無月、史闕文、

僖公の朝覲いたされたなり、

晉人執衞侯歸之于京師、

【註】稱人以執、罪及民也、例在成十五年、諸侯不得相治、故歸之京師、

告文也、【注】稱　人民のためにもならぬ君ゆゑ、晉人執ふと書た、〇諸侯　相たがひに仕おきすることはならぬゆゑ、京師へおくり屆け御裁許をうけることなり、

衞元咺自晉復歸于衞、

【註】元咺與衞侯訟、得勝而歸、從國逆例者、明衞侯無道于民、國人與元咺、

告文なり、【注】元　これは君と公事して勝た、國人のむかへた例にしたのは、衞侯は無道なゆゑ、國人は元咺にくみして、君に一味せぬをしめしたもの也、

諸侯遂圍許、

【註】會溫諸侯也、許比再會不至、故因會共伐之、

曹伯襄復歸于曹、

【註】晉感侯獳之言、而復曹伯、故從國逆例、

告文なり、

遂會諸侯圍許、

【註】言遂、得復而行、不歸國也、

曹伯がゆるされてかへるになつてから、國へはかへらず、直に諸侯とゝもに許をかこんだ、

【傳】二十八年、春、晉侯將伐曹、假

公朝于王所、

【註】無傳、王在踐土、非京師、故曰王所、

僖公の朝覲いたされた、【注】無。　都へは往れたではない、王が鄭へ御幸あつた、その假の御殿へゆかれたなり、京師でないゆゑ、御所在を指して王所と云、

六月、衞侯鄭自楚復歸于衞、

【註】復其位曰復歸、晉人感叔武之賢、而復衞侯、衞侯之入、由于叔武、故以國逆爲文、例在成十八年、

告文なり、國にかへられた、【注】復。　國人がむかへて歸たと云ふ理合に書た、

衞元咺出奔晉、

【註】元咺、衞大夫、雖爲叔武訟訴、失君臣之節、故無賢文、奔例在宣十年、

告文なり、【注】元。　君と公事したなり、

陳侯款卒、

【註】無傳、凡四同盟、告文なり、

秋、杞伯姬來、

【註】無傳、莊公女、歸寧曰來、

魯へ歸寧された、

公子遂如齊、

【註】無傳、聘也、

聘。　使に行つた也、

冬、公會晉侯齊侯宋公蔡侯鄭伯陳子莒子邾子秦人于温、

【註】陳共公稱子、先君未葬、例在九年、宋襄公稱子、自在本班、陳共公稱子、降在鄭下、陳懷公稱子而在鄭上、傳無義例、蓋主會所次、非褒貶也、

僖公も會せられた、【注】陳。　共公を侯と云はぬはまだ即位せられぬゆゑなり、それより以下は例のまち〳〵なるは會主の了簡でさだまつた、座順にて褒たでもおとしたでもないと也、

宋人、

【註】畀、與也、執諸侯、當以歸京師、晉欲怒楚使戰、故以與宋、所謂譎而不正、

京師へ送りとゞけるはずなり、楚をいからせて戰はうとて、宋へあたへられた、爰らが聖人の非りたまひたところである、

夏、四月、己巳、晉侯齊師宋師秦師、及楚人戰于城濮、楚師敗績、

【註】宋公、齊國歸父、秦小子憖、既次城濮、以師屬晉、不與戰也、子玉及陳蔡之師不書、楚人恥敗、告文略也、大崩曰敗績、

告文なり、城濮の戰は左傳での大戰である、【注】宋三國が城濮に陳取て、晉と一つになつた、

楚殺其大夫得臣、

【註】子玉違其君命以取敗、稱名以殺罪之、

告文、【注】子君の命をもちひずして敗軍した、それをつみして名を書たとなり、

衞侯出奔楚、

告文なり、

五月、癸丑、公會晉侯齊侯宋公蔡侯鄭伯衞子莒子、盟于踐土、

【註】踐土、鄭地、王子虎臨盟不同歃、故不書、衞侯出奔、其弟叔武攝位受盟、非王命所加、從未成君之禮、故稱子而序鄭伯之下、經書癸丑月十八日也、傳書癸亥月二十八日、經傳必有誤、

【注】踐土王子虎は僖公も一列に會せられたなり、盟はなんだゆゑ書せぬ、衞子とした は 君でないゆゑ也、

陳侯如會、

【註】無傳、陳本與楚、楚敗懼而屬晉、來不及盟、故曰如會、

告文、【注】無陳はもとより楚に屬して居る國なるがまけたゆゑ、克た晉につかんとてちかひの場へ來たれども、ちかひはすんだあとであつたゆゑ、如會と書た、

民聽不惑、而後用之、出穀戍、釋宋圍、
【註】楚子使申叔去穀、子玉去宋、
○民　號令が明らかなゆゑ、民がうたがひまどふと云ことがなくなつた、其うへでもちひられた、楚から守つてゐる穀の人數も引く、宋のかこみをも解いたと也、
一戰而霸、文之敎也、
【註】謂明年、戰城濮、
○一戰　文公の城濮の一戰で功業が定つて、覇者と成られたは、文德のをしへの行きわたりたるところじやと云ことなり、
【經】二十有八年、春、晉侯侵曹、晉侯伐衞、
【註】再擧晉侯者、曹衞兩來告、
○告文、【注】兩方からつげて來たゆゑ、晉侯を二つしるした、

公子買戍衞不卒戍、刺之、
【註】公子買、魯大夫子叢也、內殺大夫、皆書刺、言用周禮三刺之法、示不枉濫也、公實畏晉殺子叢、而誣叢以廢戍之罪、恐不爲遠近所信、故顯書其罪、
【注】公　內でころすを刺と云は、周に三刺の法と云ことあり、大夫士民の了簡をたづねとふ也、その法をもちひられたに付て、刺と書た、○示　曲つたみだりなる仕置でないと云こと也、○公實　實は僖公の晉を恐れてころされた、けれども叢を誣てたゝき付て戍りをすてたと云つみにいたされたなり、○恐　なにゆゑにころしたぞとて、遠國の諸侯がうたがはうかとおそれて、人の信ずるやうにと、おもて向きつみを書あらはされた、
告文なり、
楚人救衞、
三月、丙午、晉侯入曹、執曹伯、畀

たなり、

入務利民、民懷生矣、將用之、子犯曰、民未知信、未宣其用、

【註】宣明也、未明於見用之信、

○入　外にいでゝは天子を奉じ、國に入ては民の利あるやうにといたさるゝゆゑ、民共みな居にやすんじた、晋侯のもはやもちひてもよからうと申された、○子犯　まだ〳〵民が信と申ことを存せぬ、是れではもちひられぬと云た、

於是乎伐原、以示之信、

【註】伐原、在二十五年、

○於　そこで原を伐つとて、三日の兵粮を用意せよと云付けられた、さて三日せめても原が降らぬ、されど今一兩日にて降るものを、信が違ふと云て、すてゝ引れた、これで民が信の大切なことを知た、

民易資者、不求豐焉、

【註】不詐以求多、

○民　物を交易するものも、過分の利をもとめぬを云、能く國中が治つた、

明徵其辭、

【註】重言信、

○明　一言のことばも、信と云ことを重ずるやうになつた、

公曰、可矣乎、子犯曰、民未知禮、未生其共、於是乎大蒐以示之禮、

【註】蒐、順少長、明貴賤、

○公曰　文公のもはやもちひてよからうと云はれた○子犯　民がまだ禮と云ことを存せぬ、それで上下長幼の分を知らぬゆゑ、うやまふと云共德がないと也、○於　座順をさだめられた、

作執秩以正其官、

【註】執秩、主爵秩之官、

そのうへ、あらたに執秩と云て爵位をつかさどる役人を立て、其官位の貴きいやしきを正された、

さていよ〳〵功あるものは、高官にして車服をあたへて、その功勞を賞するである、

君其試之、乃使郤穀將中軍、郤溱佐之、使狐偃將上軍、讓於狐毛而佐之、

【註】狐毛、偃之兄、

○君　右のごとく夏書にあれば、郤穀をもちひこゝろみたまへとなり、○乃　其言とにしたがふて、中軍の將にさだめられた、○郤　中軍の佐軍となつた、○使　狐偃を上軍の將といたされたを辭退して、兄の狐毛に上軍の將をゆづりて、自分は其佐軍になつた、軍の次第は中軍上軍下軍とすることなり、

命趙衰爲卿、讓於欒枝先軫、

【註】欒枝、貞子也、欒賓之孫、

○命　卿の職を命じて、下軍の將に云つけられたを二人にゆづりた、それゆゑ、

使欒枝將下軍、先軫佐之、荀林父御戎、魏犨爲右、

【註】荀林父、中行桓子、

欒枝を下軍の將として、先軫がその佐軍となつた、○荀　御者と成た、魏犨は戎右となつた、

晉侯始入而教其民二年、欲用之、

【註】二十四年入、

○晉　晉侯の始めて晉へ入られて、二年の間民をよくをしへて、もはや用ひ見んと云はれた、

子犯曰、民未知義、未安其居、

【註】無義則苟生、

○子犯　まだもちひられませぬ、まだ民が義を存せず、すべて義と云ことを知らでは、生をやすんぜず、おちつかぬもの也と云た、

於是乎出定襄王、

【註】二十五年、定襄王、以示事君之義、

○於　そこで襄王を納れ、君につかへる義をしめし

○狐偃曰　これははかりごとである、今楚が大勢をひきゐて、宋をせめにかゝつて居れば、たやすくは追ちらしにくいゆゑ、この節楚國は曹をなづけてむつまじく、又衛と昏姻して一家となりたれば、この兩國は楚から大切にするゆゑ、まづこの曹衛を此方からせめるがよい、すれば楚からかならずすくふであらう、そのときには、楚の人數がおのづから宋と齊とをひき去るであらう、それでは齊宋は自然にまぬかるゝであらうと也、よい謀である、

於是乎蒐于被廬、

【註】晉常以春蒐禮改政令、敬其始也、被廬、晉地、

○於　さらばとて、春の蒐をして仕おきをさだめ、

作三軍、

【註】閔元年、晉獻公作二軍、今復大國之禮、

○作　大國の禮によりて一軍をまされた、

謀元帥、

【註】中軍帥、

○謀　中軍の大將はだれにせうと云て、相談をいたされた、

趙衰曰、郤縠可、臣亟聞其言矣、說禮樂而敦詩書、詩書、義之府也、禮樂、德之則也、德義、利之本也、夏書曰、賦納以言、明試以功、車服以庸、

【註】尙書、虞夏書也、賦納以言、觀其志也、明試以功、考其事也、車服以庸、報其勞也、賦猶取也、庸、功也、

○趙　郤縠がよろしからん、私がをり〳〵かれがことばをうけたまはるに、禮樂の道をすきこのみて、詩經書經を手あつく信用いたす者でござる、さて詩書は義のあつまりどころなり、禮樂は人の德の法則である也、その德と義とは利をうるの本なり、○夏書人にさま〴〵云はせて、その言ばにてその人の志を察し、そのうへ人を明に試るには、功業にてかんがへ

こもとには子玉に政をつたへたのは、それで國をしづめやすんずるためじやと、先年仰せられたけれども、○靖　國内は靖まつても外へ出てやぶれを取たならば、それでは何ほどの得があらうぞ、何の益もなきこと也、○子玉　彼がやぶれを取ると云のは、そこもとの推擧めされたゆゑである、○擧　國をやぶるやうな推擧のいたされかたを、何ぞめでたいと申して賀しませうや、○子玉　あの子玉と云男は手づよいばかりで、禮のないものゆゑ、左やうなことでは中々令尹のくらゐにゐて、下々をゝさめることはなりますまい、○過　子玉は兵車三百乘とて、その人數二萬二千五百人くらゐを與へておくがよい、それより多勢をひきゐていづるなら、かならず敗軍して討死し、ふたゝび國にかへり入ることはえせまいと存ずる、○苟　何とぞして命まつたく歸られた上で、めでたいと云て賀したとて、よろこびの云やうが何のおそいことがござらうぞ、すれば只いまは拙者はまづよろこびは申さぬと云たとなり、

冬、楚子及諸侯圍宋、宋公孫固、如晉告急、

【註】公孫固、宋莊公孫、

右の勢ぞろへもとゝのふて、諸侯と宋をとりまいてせめた、○宋　宋の公孫固が晉の文公へ急をつげて、すくふて下されと云た、

先軫曰、報施救患、取威定霸、於是乎在矣、

【註】先軫、晉下軍之佐、原軫也、報宋贈馬之施、

○先軫　晉の先軫が云には、一たび君の流浪なされたとき、宋から馬をほどこされた、その返報をもなされ、さて又かやうな患ひをすくひ玉ひ、國の威勢もまし、霸をさだめ玉ふに於ては、此たびがよい時節と存ずる、しかれば早々援兵をつかはされよ、

狐偃曰、楚始得曹、而新昏於衞、若伐曹衞、楚必救之、則齊宋免矣、

【註】前年、楚使申叔侯戍穀以偪齊、

【註】終朝、自旦及食時也、子文欲委重於子玉、故略其事、

あさのうちにさら〳〵とすまして、一人も刑にはおこなはなんだ、これは軍中の仕置をおも役の令尹にゆづりて、子文はざつとその作法ばかりをしておいた、

子玉復治兵於蔿、

【註】子玉爲令尹故、蔿、楚邑、

○子玉　これは令尹のおも役なるゆゑに、蔿と云ところでめんみつに號令をならはせて、

終日而畢、鞭七人、貫三人耳、國老皆賀子文、子文飮之酒、

【註】賀子玉堪其事、

丸一日かゝつた、其中で七人令にそむいたを笞刑におこなひ、三人の耳を貫いたなり、貫耳とは軍令にそむいたものには、耳に矢をさしつらぬいて、立せておく也、○國老　國中の老士どもが、一統に子文へ向つてよろこびを云たれば、子文が酒をふるまふたとなり、【注】賀　よい大將をすゝめ上られたと云て、よろこびをのべたなり、

蔿賈尙幼、後至、不賀、

【註】蔿賈、伯嬴、孫叔敖之父、幼、少也、

この人は中でも年わかにあつた、あとからおくれて至てよろこびも云はなんだ、

子文問之、對曰、不知所賀、子之傳政於子玉、曰、以靖國也、靖諸內、而敗諸外、所獲幾何、子玉之敗、子之擧也、擧以敗國、將何賀焉、子玉剛而無禮、不可以治民、過三百乘、其不能以入矣、苟入而賀、何後之有、

【註】三百乘、二萬二千五百人、

○子文　なぜ其もとは賀せられぬと云た、○對　賀するとは何のことを賀するのでござるか、存せぬ、そ

魯國へ來られても、ゑびすの禮をもちひられたによつて、子とおとしてある、【注】杞。夏の子孫なれど、東のゑびすのとなり國ゆゑ、風俗があしくなつて、ことばも衣服も時として ゑびすにまがふやうになつた故に、經にはおとして杞子卒すとしるされた、そのところの傳にそのおとされたわけは、ゑびすの風になつたゆゑじやと云てある、しかるに今又朝すとあるは、始めのほどは朝禮をおこなふたれども、終りに及でえ全うおこなはなんだ、然れども介の葛盧などゝ云やうなまことのゑびすとも同やうにはないで、たゞ爵ばかりがおとしてあると也、

公卑レ杞、杞不レ共也、

【註】杞用ニ夷禮一、故賤レ之、

僖公の杞をいやしめてあいしらはれたのは、杞が禮をそなへぬゆゑなり、

夏、齊孝公卒、有ニ齊怨一、

【註】前年、齊再伐レ魯、

孝公の卒せられたに、僖公の禮をうしなはれなんだ、この孝公の卒せらるゝ前年に、魯の北田舍や西ゐなかをかされたれど、そのうらみを僖公のすてゝ、

不レ廢ニ喪紀一、禮也、

【註】弔贈之數、不レ有レ廢、

喪紀とて肝要の弔ひの使者やおくりものは、缺かれなんだ、これは禮じやとなり、

秋、入レ杞、責ニ無禮一也、

【註】責ニ不共一也、

來朝のとき不禮にあつたゆゑに、僖公が云つけて杞をせめさせられたなり、

楚子將レ圍レ宋、使ニ子文治ニ兵於睽一、

【註】子文時不レ爲ニ令尹一、故云レ使、治兵、習ニ號令一也、睽、楚邑、

楚君が宋をせめんと手くばりをいたさるゝ、子文に下知して睽といふところで勢ぞろへをさせらるゝ、治兵は軍令かけひきをならはすることなり、【注】子文。次には子玉治兵するとあるに、こゝには使と云てあるは、子文は令尹でないゆゑなり、

終レ朝而畢、不レ戮ニ一人一、

春秋左傳卷七

【註】僖公盡三十三年、

【經】二十有七年、春、杞子來朝、

魯國へ朝せられた、

夏、六月、庚寅、齊侯昭卒、

【註】十九年、與魯大夫盟于齊、

告文なり、

秋、八月、乙未、葬齊孝公、

【註】無傳、三月而葬、速、

告文なり、葬りが早すぎた、

乙巳、公子遂帥師入杞、

【註】弗地曰入、八月無乙巳、乙巳、九月六日、

魯の大夫が杞へせめ入た、されど地はとらなんだ、

冬、楚人陳侯蔡侯鄭伯許男圍宋、

【註】傳言楚子使子玉去宋、經書人者、恥不得志、以微者告、猶序諸侯之上、楚主兵故、

告文也、五箇國して宋を攻た、【注】傳　傳には楚子の下知して軍兵をひきとらせたとある、まこと令尹なれども、爰の經に人と書いたは、志を得ずしてえかたなんだをはぢて、さしても無き者のふりにつげ來つた、

十有二月、甲戌、公會諸侯盟于宋、

【註】無傳、諸侯伐宋、公與楚有好、而往會之、非後期、宋方見圍、無嫌於與盟、故直以宋地、

僖公も楚の軍に會せられた、【注】宋はかこまれてゐるゆゑ、盟はぬことは云に及ばぬことなり、

【傳】二十七年、春、杞桓公來朝、用夷禮、故曰子、

【註】杞、先代之後、而迫於東夷、風俗雜壞、言語衣服有時而夷、故杞子卒、傳言其夷也、今稱朝者、始於朝禮、終而不全、異於介葛盧、故唯貶其爵、

今晋と甚だむつまじいを恃にして楚に叛た、○冬
亦宋を伐た、○公　僖公楚を恃て穀と云地を取り、
寘桓公子雍於穀、易牙奉之以
爲魯援、
【註】雍本與孝公爭立、故使居穀以偪齊、
齊の兄弟雍を置て魯の援兵とした、
楚申公叔侯戍之、
【註】爲二十八年楚子使申叔去穀張本、
○楚　穀を戍りのために置たなり、
桓公之子七人、爲七大夫於楚、
【註】言孝公不能撫公族、
○桓公　孝公の世に成て構はれぬに因て、皆楚の家來と成た、

して、齊と宋が周へしかと事へぬを伐た、

夔子不祀祝融與鬻熊、

【註】祝融、高辛氏之火正、楚之遠祖也、鬻熊、祝融之十二世孫、夔、楚之別封、故亦世紹其祀、

夔は楚國の別家で、楚から分れて出た家なり、祝融と云は、元と高辛氏の火正の宮で、楚國や夔國の先祖なり、鬻熊は祝融から十二代の孫、開國の祖と見ゆる、それ故此二祖は夔子が祀らいで叶はぬ、それを棄てゝ祀らぬゆゑ、

楚人讓之、對曰、我先王熊摯有疾、鬼神弗赦、而自竄于夔、

【註】熊摯、楚嫡子、有疾不得嗣位、故別封爲夔子、

楚からとがめた○對曰　此返答がをかしい、我が先祖の熊摯と云が、○有　病身に有た、是は鬼神の赦し玉はずして不幸である、○自　それゆゑに此夔のやうな小國へ別封をもらふてかゞみ込て、

吾是以失楚、又何祀焉、

【註】廢其常祀、而飾辭文過、

○吾　總領家なれども、楚國をえとらなんだ、然れば左やうな貧乏がみを、何の好みに祀るものであらうとなり、

秋、楚成得臣鬭宜申帥師滅夔、以夔子歸、

【註】成得臣、令尹子玉也、鬭宜申、司馬子西也、

○秋　棄おかれぬゆゑ滅した、

宋以其善於晉侯也、

【註】重耳之出也、宋襄公贈馬二十乘、

是は晉侯重耳の流浪の時分、宋から丁寧にして馬を進上した好み有る故、

叛楚卽晉、冬、楚令尹子玉、司馬子西、帥師伐宋、圍緡、公以楚師伐齊、取穀、凡師、能左右之、曰以、

【註】左右、謂進退在己、

職也、及君即位、諸侯之望曰、其率桓之功、

【註】○率、循也、

○桓公　君の先君が是の御子孫故に、天下の諸侯を糾合して其不協を謀つて和せ、其缺けを縫ひあはせ補ひ、諸侯の災があれば匡し救ふて、諸侯をしづめ玉ふた、是は御家先祖の舊き職分を昭に成されたものである、○及　然るを先君桓公の薨ぜられて、後君が御即位成されてからも、天下中の諸侯のおもはくには、定て桓公の大功に率ひ玉ふであらうと存じて、望で居まする、

我敝邑用不敢保聚、

【註】用此舊盟、故不聚衆保守、

○我　それ故別て私の敝邑などは、少も人類を聚て國を保ち守り、敵對するやうなことは用ひませぬ、

曰、豈其嗣世九年而棄命廢職、其若先君何、君必不然、恃此以不恐、齊侯乃還、

○曰　國中でも云には、何しに孝公の世を嗣せ玉ひて、九年や十年に先君の御遺命を棄て、舊職を廢玉はんや、それで先君の命が何と成るものであらう、○君　齊君に於ては決して左やうなことはないと云て、是を恃に存ずるゆゑ、君子の物を辨へたる者は恐れませぬとなり、○齊　恥しめられたり、理に責られたりして、引て歸られた、

東門襄仲臧文仲如楚乞師、

【註】襄仲居東門、故以爲氏、臧文仲爲襄仲副使、故不書、

東門は復姓襄仲と臧文仲と二人、楚國へゆいて加勢を乞たとなり、

臧孫見子玉而道之伐齊宋、以其不臣也、

【註】言其不臣事周室、可以此罪責而伐之、

○臧　魯の大夫が楚の令尹子玉に逢て道之と案内

齊侯はまだ魯の地へは入られぬところを、展喜が其陣所へ往て曰には、私主人、君御自身に御趾を擧玉ひて、手前の敝邑に辱く御出下さるゝに付、下臣に云付けまして、執事の衆まで御伺ひ申されますと云ことなり、

齊侯曰、魯人恐乎、對曰、小人恐矣、君子則否、齊侯曰、室如縣罄、野無靑草、何恃而不恐、

【註】如、而也、時夏四月、今之二月、野物未成、故言居室而資糧縣盡、在野則無蔬食之物、所以當恐、

○齊侯　何と魯國の者は恐れ入つたかとなり、○對　展喜が答に、小人どもは恐れますけれども、君子は何とも存せぬ、○齊侯　齊侯の挨拶は憎い云分である、室にしては縣につきて家の内には兵粮の貯へも無く、野外にも菜大根の食物もあるまい、すれば何を恃にして恐れず居るとなり、

對曰、恃先王之命、昔周公太公、股肱周室、夾輔成王、成王勞之、而賜之盟、曰、世世子孫、無相害也、載在盟府、

【註】載、載書也、

○對曰　古の先王の命を恃に致す、如何となれば、昔魯の先祖は周公、齊の元祖は太公なり、古此兩君が周の股肱とて、王の手足と成王を夾み輔佐なされた、成王の是を勞はり玉ひて、盟ひを下された、其詞に、○世々　子々孫々に至迄、互に宿意をはさむまいと書て盟た、○載　天子の盟書に載て、御府に藏てある、

太師職之、

【註】職、主也、太公爲太師、兼主司盟之官、

○太師　の官を任ぜられて、御自身主り玉ひたこととなり、

桓公是以糾合諸侯、而謀其不協、彌縫其闕、而匡救其災、昭舊

罪、故不議楚滅同姓、
告文、【注】夔○　楚の誰某とは不書、夔に罪がある、

冬、齊人伐宋、圍緡、公以楚師伐齊、取穀、

【註】傳例曰、師能左右之曰以、
楚人と僖公ともに伐れた、【注】傳○　楚人を引まはされた、

公至自伐齊、

【註】無傳、
廟に告た、

【傳】二十六年、春、王正月、公會莒茲丕公、

【註　茲丕、時君之號、莒夷無諡、以號爲稱、

甯莊子、盟于向、尋洮之盟也、

【註】洮盟、在前年、
僖公と莒君甯莊子との會盟であつた、

齊師侵我西鄙、討是二盟也、
○齊　齊から魯を伐たは、此二箇國と盟たを憤て伐たとなり、

夏、齊孝公伐我北鄙、衞人伐齊、洮之盟故也、公使展喜犒師、

【註】勞齊師、
再び齊から北在鄕を討た、○衞人　盟た、魯を齊から伐たゆゑ、衞から伐返しをした、○公使　僖公の展喜を使として、齊の師を犒はるゝ、

使受命于展禽、

【註】柳下惠、
○使受　齊への口上を柳下惠に問て來れとなり、

齊侯未入竟、展喜從之、曰、寡君聞君親擧玉趾、將辱於敝邑、使下臣犒執事、

【註】言執事、不敢斥尊、

【註】言其廉且仁不忘君也、徑、猶行也、
○對曰　寺人が云には、趙衰は廉直の士で、昔君御流浪の折から、壺飧の食を以て巡り歩かるゝに順ふた、自分にはうゑても弗食なんぎいたした、しかれば彼に原をつかはされてよろしからうと云た、

故使處原、

【註】從披言也、衰雖有大功、猶簡小善以進之、示不遺勞、
○故　文公が披が云分に從はれた、【注】從がふた大功は云に及ばぬ、小い一善計でも原の主とせねばならぬ、

【經】二十有六年、春、王正月、己未、公會莒子衞甯速盟于向、

【註】向、莒地、甯速、衞大夫莊子也、
僖公の莒子と衞の大夫甯速と、莒の領内の地向と云所で盟はれた、

齊人侵我西鄙、公追齊師、至鄗弗及、

【註】公逐齊師遠至齊地、故書之、濟北穀城縣西有地名鄗下、
齊からして魯の西の邊鄙を侵した、僖公が齊の軍兵を追懸て、齊の鄗まで至られたなり、え追付かれなんだ、僖公の遠方まで出られたを以て書たものなり、

夏、齊人伐我北鄙、

【註】孝公未入魯竟、先使微者伐之、
齊から今度は北在郷を伐た、【注】孝　齊の孝公が自分はまだ齊に控て小臣を出して伐せられた、

衞人伐齊、公子遂如楚乞師、

【註】公子遂、魯卿也、乞、不保得之辭、
衞からも齊を伐た、魯の卿の公子遂が楚國へ加勢乞に行たなり、【注】加勢が來るか來らぬか、定まらぬと云辭なり、

秋、楚人滅夔、以夔子歸、

【註】夔、楚同姓國、今健平秭歸縣、夔有不祀之

圍れた、○命　三日せめよと限をして糧を命ぜられた、○原　三日で降らぬ故、命じて軍をひけと云はれた、○諜　間諜の者が、

曰、原將レ降矣、軍吏曰、請待レ之、公曰、信、國之寶也、民之所レ庇也、得レ原失レ信、何以庇レ之、所レ亡滋多、退二一舍一而原降、遷二原伯貫于冀一、

【註】伯貫、周守レ原大夫也、

原は追付降りさうにみえますとつげた、○軍吏　軍目付けが左あらば、暫く見合せうと云た、○公曰　文公の云はるゝには、信と云ものはくにのたからである、民のよりおほはるゝ所なり、信でたみが立つ、○得　すでに三日と定めたを四日に及んでは、原は得るなれども信をうしなふては、何でたみを庇はんや、又原に倍して大分の地を失なふに至らうと云て、○退　三里退れたれば原がくだつた、○遷　周から入れおきたまうた大夫の伯貫と云を、冀と云ところへうつし、

趙衰爲二原大夫一、狐溱爲二溫大夫一、

【註】狐溱、狐毛之子、

趙衰をあと役に入れて、原の大夫とせられた、○狐　溫を下された、

衞人平二莒于我一、十二月、盟二于洮一、修二衞文公之好一、且及レ莒平也、

【註】莒以二元年酈之役一怨レ魯、衞文公將レ平レ之、未レ及而卒、成公追二成父志一、降レ名以行レ事、故曰レ修二文公之好一、

魯と和解させたである、○十二　文公の志を遂ずに死なれた、其好みを修めて平げたとなり、

晉侯問二原守於寺人勃鞮一、

【註】勃鞮、披也、

今度降した原の邑主は誰にせうと、寺人披へ相談致された、

對曰、昔趙衰以二壺飧一從レ徑、餒而弗レ食、

を棄置て、突懸りに析へ向ふた、さて其析にもかまはず打過て、隈は隱れ蔽れたる往來のないぬけ道から通て、輿人は自分の人夫を大分俘として縛て、それを連て押し廻はして商密を圍だ、○昏　とは黃昏がたに商密へ到着した、是は囚人の顏がはつきりと見えては、析人でないと知るゝゆゑ、黃昏の時分、人の顏の見分けられぬ樣にしたものなり、是ではや析に克て生捕をつれて來たやうにおもはせるのである、

宵坎血加書、僞與子儀子邊盟者、

【註】掘地爲坎、以埋盟之餘血、加盟書其上、

○宵　是もはかりごとなり、そこらに坎をほつてちをこぼして、其上に盟書などをとりちらして、これで析の大將子儀子邊の二人と、宵に盟たとみせかけた、

【注】掘　みなはかりごとであるなり、

商密人懼曰、秦取析矣、戍人反矣、乃降秦師、秦師囚申公子儀、息公子邊以歸、

【註】商密既降、析戍亦敗、故得囚二子、

果してだまされた、秦の兵がはや析を攻とつて、爰へきた戍人二人も反して、秦人と盟たにきはまつたと云と、一度にいでて降さんした、○秦　それから又あとへひき返して、析へ寄せたれば、析も又敗れて二人の將も生どられた、

楚令尹子玉追秦師、弗及、

【註】不復言晉者、秦爲兵主、

○楚　大夫が加勢に出たれども、間にあはなんだ、

遂圍陳、納頓子于頓、

【註】爲頓圍陳、

○遂　其ついでに頓子の加せいした、

冬、晉侯圍原、命三日之糧、原不降、命去之、諜出、

【註】諜、間也、

文公の拜領せられたる原といふ處が、歸服せぬゆゑ

そ付け、晉の下には服せぬと云た、○閨　文公の軍勢を遣して圍れた、○倉　陽樊の内の口利が大音に呼で云には、

德以柔中國、刑以威四夷、宜吾不敢服也、此誰非王之親姻、其俘之也、乃出其民、

【註】取其土而已、

中國を和ぐるには德を以て從へ、四方の夷を威すには刑伐を用ることとなり、それに今此中國を夷あいしらひに致さるゝ、是では不服も尤である、○此　吾々は天子の親姻で御緣者である、それを俘にせらるゝやと云た、○乃　文公も仕方がないに因て、所の者を不殘追ひ出して、土地ばかり取られた、

秋、秦晉伐鄀、

【註】鄀、本在商密、秦楚界上小國、其後遷於南郡鄀縣、

鄀は秦と楚との國堺にある小國なり、是が秦へ背て楚へ附た故、征伐に出られた、【注】鄀　後には商密とは別に成て、外へ引遷たである、

楚鬭克屈禦寇以申息之師戍商密、

【註】鬭克、申公子儀、屈禦寇、息公子邊、商密、鄀別邑、今南鄉丹水縣、戍、守也、二子屯兵於析以爲商密援、

楚の大夫どもが鄀の尻を持て加勢する、申息は兩人の領地の軍兵を引率して、鄀の別邑商密の後詰として、析と云所に扣て居る、【注】鬭　敵が商密を攻たらば後卷をせんと待懸たなり、

秦人過析、隈入、而係輿人以圍商密、昏而傅焉、

【註】析、楚邑、一名白羽、今南鄉析縣、隈、隱蔽之處、係縛輿人、詐爲克析得其囚俘者、昏而傅城不欲令商密知囚非析人、

是が秦の謀計である、先づ秦の方から寄り付は商密であれども、楚から後詰せんと察したる故、先づ商密

戊午、晉侯朝王、王饗醴、命之宥、

【註】既行饗禮、而設醴酒、又加之以幣帛、以助歡也、宥、助也、

左備を以て王を守護して鄭から逆へ、四月都へ幸成た、○取　温に居るを生捕て、隰城にて殺した、○戊　文公の天子へ朝せられた、○王　卜筮が當た、王にも御悦で、もてなしに醴を下された、○命　宥は助ると云歡の心を助て、色々幣帛を賜はることである、

請隧、弗許、

【註】闕地通路曰隧、王之葬禮也、諸侯皆縣柩而下、

○請　文公の恩にあまへて、隧を御免下されよと願はれた、○弗　是は王から御免が無かつた、【注】闕　首巻に云た通り、つか道と訓め、遠寄から地を向低に掘て、棺を挽て地底へおろすを云、是は王者の葬禮で其外はならぬ、諸侯は柩を縣くと云て、繩を付て井戸へ物を入るゝ樣にして下すことである、

曰、王章也、

【註】章顯王者與諸侯異、

天子の御意に、是は王者の印である、章はしるしと云こと、【注】章　是で諸侯と天子の分が定り、章がある、

未有代德、而有二王、亦叔父之所惡也、與之陽樊、温、原、欑茅之田、晉於是始啓南陽、

【註】在晉山南河北、故曰南陽、

また吾が德に代る王者もない内に、是を其許に免しては二人の王が有ると云ものである、○亦　文公を叔父に比して、それでは其許にも惡むは、いやに思はれて心よくあるまい程に、無用に致されよ、是は痛ませた御挨拶なり、○與　其代りには今度の賞にと有て、陽原欑茅四箇所の領地を下された、○晉　土地を啓かれた、

陽樊不服、圍之、倉葛呼曰、

【註】蒼葛、陽樊人、

○陽　其内に陽樊の人民どもが、吾らは周の下にこ

○遇。是も吉に當た、公天子に享せらるゝと云ふの卦なり、【注】大。三公と成て位を得る、變じて兌となる、兌は悅こぶと云こと、位を得て悅ぶゆゑに王にもてなさるゝ、

戰克而王饗、吉孰大焉、

【註】言卜筮協吉、

合戰に克て天子も悅び玉ふて、もてなし玉ふと云ことなれば、吉に於て此上はない、

且是卦也、

【註】方更總言二卦之義、不繫一爻、

○且。すべて此二の卦と申すは、

天爲澤以當日、天子降心以逆公、不亦可乎、

【註】乾爲天、兌爲澤、乾變爲兌、而上當離、離爲日、日之在天、垂曜在澤、天子在上、說心在下、是降心逆公之象、

○天。天王の心を降して、文公をむかへ享し玉ふ象なれば、よいではあるまいか、

大有去睽而復、亦其所也、

【註】言去睽卦還論大有、亦有天子降心之象、乾尊離卑、降尊下卑、亦其義也、

○大有。是又下にへり下るの卦である、何れにも吉となり、

晉侯辭秦師而下、

【註】辭讓秦師使還、順流故曰下、

○晉。文公の秦伯に私どもが、加勢致す、貴國歸り玉へと辭讓して、秦の人數を歸らせて、自分の手勢を率して下られたとなり、

三月、甲辰、次于陽樊、右師圍溫、

【註】大叔在溫故、

○三月。陽樊に陳を張て、右備は大叔王子帶が籠つたる溫を取圍みて押へさせ、

左師逆王、夏、四月、丁巳、王入于王城、取大叔于溫、殺之于隰城、

左すれば諸侯が信仰する、其上王を周へ納るゝと云は義の大なることであるなり、○繼　御先祖文侯の一度周の平王の輔佐と成玉ひて、勢ひが有た、其の如くに業を繼で、信を諸侯に宣示すには今がよい時節でござる、

使卜偃卜之、曰吉、遇黄帝戰于阪泉之兆、

【註】黄帝與神農之後姜氏戰于阪泉之野勝之、今得其兆、故以爲吉、

○使　然は吉凶をとへと云はれたゆゑ、そこで卜偃が占ひたれば、甚だ吉であつた、古黄帝の姜氏と阪泉の野で戰て勝玉ひた、其時の兆と同じことに當たゆゑに吉なりと云、

公曰、吾不堪也、

【註】文公自以爲己當此兆、故曰不堪、

○公曰　重耳の心得違ひを致された、○吾不　とは吾は諸侯なるに、黄帝と同じ兆に當ては恐れ多いと云はれた、是は文公のことではない、周の王のことである、文公は援兵じや、それを自分の事と思はるゝ、

對曰、周禮未改、今之王、古之帝也、

【註】言周德雖衰、其命未改、今之周王、自當帝兆、不謂晉、

○對曰　今周も末には成たれども、何ほど德が衰へても周の禮はまだ改らぬ、王に相違はない、○今　然らば今の王と云は古の帝なり、晉の事を云たではないとなり、

公曰、筮之、筮之、遇大有䷍之睽、䷥

【註】乾下離上大有、兌下離上睽、大有九三變而爲睽、

○公曰　めどをとれと云はれた、

曰吉、遇公用享于天子之卦、

【註】大有九三爻辭也、三爲三公、而得位、變而爲兌、兌爲說、得位而說、故能爲王所宴饗也、

僖公と衞の文公の子と、莒の大夫慶と、洮と云所で盟はれた、【注】洮　直に前に出た通り葬た、其子の成公なれども、衞子と云て爵を不稱は、父の志とは文公の存生の折から、莒と魯と和睦させたいと思て居られた内に、志を遂げず卒せられた、其志を述るとて名を降して、○從　君と成らぬ分に成て事を扱れた、それを子と書てほめたなり、

【傳】二十五年、春、衞人伐邢、二禮從國子巡城、掖以赴外、殺之、正月、丙午、衞侯燬滅邢、同姓也、故名、禮至爲銘曰、余掖殺國子、莫余敢止、

【註】惡其不知恥詐以滅同姓、而反銘功於器、

二禮は禮至兄弟二人なり、廻し者と成て邢の君に仕へて居た、之が或時邢の國子が城の巡見致すに附從ふて出て、○掖　は國子をまん中にはさんで出た、終に外で殺た、○正　それで經如此書たは、同姓である故に、名をあらはして貶したである、○禮至　銘を爲ると云は、鼎などにしかと鑄付ることである、○曰余　余が國子を掖で殺したれども、誰も余を止る者も無かつたと、手柄さうに高名の心で銘した、【注】己れが恥なれども、それを知らで詐りだまして、同姓の邢を滅した、それを功名と覺えて、銘にほり付てあらはしたを惡んだものである、

秦伯師于河上、將納王、狐偃言於晉侯曰、求諸侯、莫如勤王、

【註】勤、納王也、

秦の君が王の鄭に御坐すを、何とぞ都に還幸なし奉り度と云て、河上と云所にて勢揃をせられたときに、晉の狐偃が文公をすゝめて云には、諸侯頭の伯と成らうと思召さば、王の御爲に力を御盡し成さるゝに如くはない、

諸侯信之、且大義也、繼文之業、而信宣於諸侯、今爲可矣、

【註】晉文侯仇、爲平王侯伯、匡輔周室、

衞侯燬滅邢、

【註】衞邢同姬姓、惡其親親相滅、故稱名罪之、

告文なり、名を書て貶した、【注】衞○同姓の親類で居て亡したを貶たである、

夏、四月、癸酉、衞侯燬卒、

【註】無傳、五同盟、

解に不及、

宋蕩伯姬來逆婦、

【註】無傳、伯姬、魯女、爲宋大夫蕩氏妻也、自爲其子來逆、稱婦、姑存之辭、婦人越竟迎婦、非禮、故書、

魯國へ來て嫁を逆へた、【注】無○元と魯から嫁して往た人なり、婦と云は姑の存生の内に云辭である、○越○女の身で他國あるきするは非禮である、

宋殺其大夫、

【註】無傳、其事則未聞、於例爲大夫無罪、故不稱名、

告文、【注】無○傳に無いゆゑ事の様子は知れぬ、大夫誰某を殺すとないからは、傳の例では殺された人に罪は無いとみえた、

秋、楚人圍陳、納頓子于頓、

【註】頓迫於陳、而出奔楚、故楚圍陳以納頓子、不言遂、明一事也、子玉稱人、從告、頓子不言歸、興師見納故、

是も告文である、【注】頓○陳から迫られて楚へ北た、それを楚がせわして納れた、○不言○遂にと云へば事が二つになる、上から一貫きの文面を云、

葬衞文公、

【註】無傳、

告文なり、

冬、十有二月、癸亥、公會衞子莒慶盟于洮、

【註】洮、魯地、衞文公既葬、成公不稱爵者、述父之志、降名從未成君、故書子以善之、莒慶不稱氏、未賜族、

辟母弟之難也、

【註】叔帶、襄王同母弟、

○天子　四海は王の物なれば、出ると云ことはない、それに經に書して、○曰　とあれば、同母弟の難を辟て、天下の重きを忘れ玉ふを譏たとなり、

天子凶服降名、禮也、

【註】凶服、素服、降名、稱不穀、

○天子　此時素服を成されて、不穀と名を降して宣ふは禮である、

鄭伯與孔將鉏石甲父侯宣多、省視官具于氾、

【註】三子、鄭大夫、省官司、具器用、

○鄭伯　三人の大夫に命ぜられて、省視は見舞ふこと、官は諸官人、具は所用の器物を具て持せて、襄王の居玉ふ氾へ獻られた、

而後聽其私政、禮也、

【註】得先君後己之禮、

○而後　襄王のことを前にして、自分の仕置は後にし、君の事を調べてから私政を聽れた、是も禮の本意を得られたとなり、全體鄭を伐玉ふたれども、鄭伯はかく有べき筈なり、

衞人將伐邢、禮至曰、不得其守、國不可得也、

【註】禮至、衞大夫、守、謂邢正卿國子、

衞から邢の國を亡さうと致されたれば、衞の大夫禮至と云者が云には、邢を亡して取らうと成さるゝには、先づ邢の守たる正卿國子から取て除かねば、國は得られはすまい、

我請昆弟仕焉、乃往、得仕、

【註】爲明年滅邢傳、

然れば私兄弟をまはし者に遣されよ、邢へ仕へ間を伺ひませうと云て、邢の家來に成たとなり、次年に終に亡した、

【經】二十有五年、春、王正月、丙午、

すれば他の諸侯とは違ふに因て、

豐厚可也、鄭伯從之、享宋公有加、禮也、

【註】禮物事事加厚、善鄭能尊先代、

○豐と隨分厚く成されて善からうとなり、○鄭伯の其通りに丁寧に致されて、加は厚を加て敬はれた、是は禮に適たとなり、鄭の先代を尊んだをほめた、

冬、王使來告難、曰、不穀不德、得罪於母弟之寵子帶、鄙在鄭地氾、

【註】鄙、野也、

是は襄王の國々へ子帶が難を告玉ふなり、先づ魯國への御口上に、○不予不德なる故に、罪を同母弟の愛子帶に得た故、鄭の地氾と云邊鄙の在鄉住居して居る、

敢告叔父、

【註】天子謂同姓諸侯曰叔父、

○敢叔父は僖公を尊で、同姓の諸侯をの玉ふなり、

臧文仲對曰、天子蒙塵于外、敢不奔問官守、

【註】官守、王之羣臣、

○臧文魯の大夫が對へ奉りて、只今天子には他國に御流浪ましますと承て驚き奉た、何にしに棄ておき奉らうや、早く奔り參て御側衆を問ひ奉らいではと云た、蒙塵とは王の流浪成さるゝこと、爰が出處なり、太平記に天皇吉野に蒙塵とあるも是なり、官守は御侍臣までと天子を尊んで云た、

王使簡師父告于晉、使左鄢父告于秦、

【註】二子、周大夫、

○王使大夫どもを使はされて、國々へ難を告玉ひた、

天子無出、書曰、天王出居于鄭、

【註】詩、曹風、刺小人在位、言彼人之德、不稱其服、

○詩　詩經では小人の才德のない人の高位の服を着するを刺た、

子臧之服、不稱也夫、詩曰、自詒伊慼、其子臧之謂矣、

【註】詩、小雅、詒、遺也、慼、憂也、取其自遺憂、

○子臧　右の詩の意を思へば子臧が服も稱はぬゆゑ災に及だ、○詩　自分が手もりで慼憂を身に遺したと云は、則ちこの子臧が事である、

夏書曰、地平天成、稱也、

【註】夏書、逸書、地平其化、天成其施、上下相稱爲宜、

○夏　地萬物の化育を平にし、天は其施を成す、是天地上下の稱と云ものなり、上下みな宜きを得たとなり、

宋及楚平、宋成公如楚、還入於鄭、鄭伯將享之、問禮於皇武子、

【註】皇武子、鄭卿、

今度宋國と楚子と和睦が成就したに付て、宋の成公が楚へ朝せられて、還りに鄭へ寄られた、鄭伯が饗應せんとて、其禮式を如何やうにして宜からうと皇武子へ尋られた、

對曰、宋、先代之後也、於周爲客、天子有事膰焉、

【註】有事、祭宗廟也、膰、祭肉、尊之、故賜以祭胙、

○對　皇武子は事に精しい者なり、今宋の先祖を尋るに、殷の末にて微の子孫故に、先代の後なりと云、殷は今の周の先代なり、○於　それ故に、今周にても客人分にあひしらひ玉ひて、

有喪拜焉、

【註】宋弔周喪、王特拜謝之、

王に祭事等のある時には、尊みて膰の肉を賜ふ、王の喪に往かるれば、王も格別に拜謝を成さるゝとなり、

兎角諸侯に命じて圖らするがよいと宣ふ、○王。其れから襄王は周の地の內、坎欿と云所へ出玉ひたを諸臣が納レ之た、

秋、頽叔桃子奉二大叔一、以二狄師一伐周、大敗二周師一、獲二周公忌父、原伯、毛伯、富辰一、

【註】原毛、皆采邑、

○秋。亦事を興して子帶を是非立てふとして、狄の軍兵とともに周を攻た、今度は大敗に及で○周公。歷々の大夫が皆討死した、富辰も死だ殘念な事である、

王出適レ鄭、處二于氾一、

【註】鄭南氾也、在二襄城縣南一、

○王。始め攻玉ふた、鄭へ落玉ひて氾と云所に居玉ひた、

大叔以二隗氏一居二于溫一、鄭子華之弟子臧出二奔宋一、

【註】十六年、殺二子華一故、

○大。終に狄の女をつれて溫に居るなり、子臧と云者が兄の子華を殺されて、宋へ出奔して居た、

好レ聚二鷸冠一、

【註】鷸、鳥名、聚二鷸羽一以爲レ冠、非レ法之服、

鷸鳥の羽を聚て冠として被た、是は非法の服と云ものなり、

鄭伯聞而惡レ之、

【註】惡二其服非一レ法、

鄭の君聞て惡く思はれて、

使二盜誘一レ之、八月、盜殺二之于陳宋之間一、君子曰、服之不レ衷、身之災也、

【註】衷猶レ適也、

盜を遣してだまして殺させた、君子の評にも、人は相應々々に其人に適つた服がある者なり、異を好む者は身の災なり、

詩曰、彼己之子、不レ稱二其服一、

惠后將立之、未及而卒、昭公奔齊、

【註】奔齊、在十二年、

あとめに立てたいと思はれた、其内に望みを遂げずして卒せられた、其後昭公齊へ出奔して、桓公の方に十年居られた、

王復之、

【註】在二十二年、

○王　是も富辰が諫に因て召返された、

又通於隗氏、

【註】隗氏、王所立狄后、

○又　兎角よからぬ人にて、又狄から召て后と成された隗氏と密通した、

王替隗氏、

【註】替、廢也、

それで襄王の后を廢し玉ふた、

頹叔桃子曰、我實使狄、狄其怨我、遂奉大叔、以狄師攻王、王御士將禦之、

【註】周禮、王之御士十二人、

○頹　前にある狄を率て鄭を討た、大夫どもが云には、我等が實に狄を使ふた者なれば、今斯樣に狄の女を廢て玉ひては、狄が定て我々を怨むるであらうと云て、遂に大叔を守り立てゝ、狄の師を以て襄王を攻めた、王の大將どもが禦げと云たれば、

王曰、先后其謂我何、

【註】先后、惠后也、誅大叔、恐違先后志、

襄王の言に、先后惠后の愛せられた昭公を今禦ぎては先后の何とか思召さう、なれば子帶は誅せられぬ、

寧使諸侯圖之、王遂出、及坎欿、國人納之、

【註】坎欿、周地、在河南鞏縣東、

【註】言將レ廢ニセント文武之功業一ヲ、
○其　古昔の文王武王の功業を如何成さるゝぞとなり、

王弗レ聽カ、使三頽-叔桃-子ヲシテ出ニデ狄ノ師一ヲ、

【註】二子ハ周ノ大夫、
○王　襄王中々用ひ玉はぬなり、頽桃の二大夫を出して、狄の軍兵を引卒して鄭を攻玉ふ、

夏、狄伐レチテ鄭ヲ、取レル櫟ヲ、王徳トシ狄人ヲ、將下ニ以テ其女ヲ為中サント后上ト、富辰諫メテ曰、不可ナリ、臣聞ク之ヲ、曰、報ズル者倦ム矣、施者未レ厭カ、

【註】施ハ、功勞也、有レバ勞則望ムコトヲ報ルヲ過甚、
○夏　鄭をせめて狄が功を立て、鄭の地櫟と云所を取た、○王　襄王ことの外御滿足で、狄の女を皇后にせうと成さるゝなり、○富　又富辰が諫て、是は甚だよからぬ成され方なり、○臣　何でも向から恩を受て報謝する時に報ゆるもの　は、是で十分禮は濟だと思ふに、向の恩を施した者の心には、禮謝がまだ不足な不足なと思て厭足らぬもので、是が人情である、

狄固貪-惏トラン、王又啓クレ之ヲ、女-徳無レシ極リ、婦怨無レシャム終、

【註】婦女之志、近レクレバ之則不レ知ラ止ニルヲ足一、遠ザクレバレ之則怨ム、怨無レシ已ムコト、終ハ、猶レ已也、
○狄　惏も貪ると訓ず、狄は勿論貪欲の深い者なり、それに今王の近け親み玉ふは、その貪惏の道を啓き玉ふと云ものなり、○女　女の情と云ものは是迄と極りはない、婦の怨は已むことはない、近付れば限りがなし、遠ざけると怨るものなり、

狄必為レ患サン、王又弗レ聽カ、初メ甘昭-公有レリ寵ニ於惠-后一ニ、

【註】甘昭公、王子帶也、食ニ邑ス於甘ニ一、河南縣ノ西南ニ有ニリ甘水一、
○狄　然るに如此近付玉ひては、後々に至ては患を成さうとなり、是も用ひ玉はぬ、○初　甘を領したる昭公なり、王子帶がことで、襄王の弟なり、○有　其母后惠王の后、此昭公を愛せられて、

【註】當周公時、故言周之有懿德、

○四德　前に所謂庸勳、親親、暱近、尊賢、此四德が鄭には具足して居るとなり、すれば棄られぬ國である、

○耳不　是から姦のことを云、耳に宮商角徵羽の五聲の調和するを、得聞分けぬを聾と云、つんぼのことなり、目に五色の文章を見分ぬを昧とす、盲なり、心に德義の經に則り手本とすることを知らぬを頑とす、かたくなと云て、理非の辨へない、無法者にて、口に忠信の言を聊も云出さぬを嚚と云なり、ひすかしいとは無法而已を云者なり、○狄　えびすは皆是四姦が具足してあるなり、○周之　周公の時、美德あるの代にも、兄弟に如はないと云てあるゆゑ、諸の親族を封建して國君と成され、

其懷柔天下也、猶懼有外侮、扞禦侮者、莫如親親、故以親屏周、召穆公亦云、

【註】周公作詩、召公歌之、故言亦云、

○其　天下を懷和け玉ふにも、外國の侮り有んことを氣遣ひ玉ひ、○扞　外の侮りを扞禦には、親親とて一門の睦きに如くはないと有て、親族を以て周の藩屏としまがきの國と成された、○召　上にある通り、召穆公も周公の詩を歌はれた、

今周德既衰、於是乎又渝周召、以從諸姦、無乃不可乎、

【註】變周召親兄弟之道、

○今　然るに今周の德は追々衰微したに、其時に於て又周公召穆の訓へを渝へて、狄の姦曲に從ひ玉ふと云は、不可ではござりますまいか、

民未忘禍、王又興之、

【註】前有子頽之亂、中有叔帶召狄、故曰民未忘禍、

○民　前方には王子頽が亂が有てさわがしく、中頃には又叔帶が狄を引出して亂が有たことは、まだ間もない事ゆゑ、下々も其禍は忘れず覺えて居るなり、然るに今又禍を興し玉ふて、

其若文武何、

也、棄德崇姦、禍之大者也、

【註】崇、聚也、

○即聾　是は惡い者どもを云ふ、聾はつんぼのこと、昧は目盲のこと、頑はひすかしい、嚚はかまびすしい、是らを用るは姦曲の大なる者にして、暗君の所作なり、○棄　上の大德を棄てゝ、次の姦曲を聚むると云は、是より大なる禍はないとなり、

鄭有平惠之勳、

【註】平王東遷、晉鄭是依、惠王出奔虢、鄭納之、是其勳也、

○鄭　殊に平王の東遷成された時には、晉と鄭が殊の外平王を佐け奉た、惠王の一度出奔された時にも、鄭から納れ奉た、此勳功も有り、

又有厲宣之親、

【註】鄭始封之祖桓公友、周厲王之子、宣王之母弟、

又鄭の國は始て封ぜらるゝ時に、厲王の御子、宣王の同母弟、桓公友と云を鄭の君に成された、すれば御一門の中での御近親である、

棄嬖寵而用三良、

【註】七年、殺嬖臣申侯、十六年、殺寵子子華也、三良、叔詹堵叔師叔、所謂尊賢、

○棄　嬖寵有ても、姦曲なるをば去り、三良士の賢才を用る、

於諸姬爲近、

【註】道近當暱之、

○於　御同姓の中で、周へ路程も隔らねば、別して恃みになる國となり、

四德具矣、耳不聽五聲之和爲聾、目不別五色之章爲昧、心不則德義之經爲頑、口不道忠信之言爲嚚、狄皆則之、四姦具矣、周之有懿德也、猶曰莫如兄弟、故封建之、

以喩兄弟和睦、則强盛而有光輝、韡韡然、
○曰　其詩に、郁李の華が鄂然とそり返りて、○韡は華の美く並んで枝に咲き連たるを云、是は兄弟和ぎ睦しく勢ひ强盛に、榮えて光輝あると云は、華の枝に見事に咲き連つたやうなと云ことなり、

凡今之人、莫如兄弟、

【註】言致韡韡之盛、莫如親兄弟、
○凡　斯云てあれば、親しいは兄弟に如くはない程に、花の咲連つたやうに寄合て和したがよい、

其四章曰、兄弟鬩于牆、外禦其侮、

【註】鬩、訟爭貌、言內雖不和、猶宜外扞異族之侵侮、
○其四　又四章目に云てあるには、兄弟牆の中に鬩ぐとも、外の侮は禦がねばならぬとなり、是は兄弟內證では爭ひが有て和せずとも、外の他人から何ぞ侵し侮ることのある時には、異族の他人に兄弟はかへられぬに因て、內證の爭ひは棄てゝ、他人を禦がねばならぬと云ふことなり、

如是、則兄弟雖有小忿、不廢懿親、

【註】懿、美也、
○如是　されば召穆公が詩の意を以て見れば、兄弟と云ものは小の忿が有たと云ても、親族はどうも廢てられぬとなり、

今天子不忍小忿、以棄鄭親、其若之何、庸勳、親親、暱近、尊賢、德之大者也、

【註】庸、用也、暱、親也、
○今　其れに今聊なる忿を忍びこらへ玉はずして、鄭の親みを棄てうと成さるゝは、如何致したことぞとなり、○庸　總じて勳功ある者を用ひ、親き間を親み、近き間を親み、賢德ある者を尊むと云、是ほど德の大なる者は無い、明君の事業なり、

即聾、從昧、與頑、用嚚、姦之大者

昔周公弔二叔之不咸、故封建親戚、以藩屏周、

【註】弔、傷也、咸、同也、周公傷夏殷之叔世、疏其親戚、以至滅亡、故廣封其兄弟、

○昔　古周公の君を佐て政を成さるゝ時分には、二叔は前代夏殷の季の親族が和せぬゆゑ、滅びたをいたみ玉ふ故、御親戚を封じて國君として、周の都の四方に藩屏と取まはして封じ玉ひたとなり、

管蔡郕霍魯衛毛聃郜雍曹滕畢原酆郇、文之昭也、

【註】十六國、皆文王子也、管國、在滎陽京縣東北、雍國、在河內山陽縣西、畢國、在長安縣西北、酆國、在始平鄠縣東、

○管　十六國は文王の御子なり、

邘晉應韓、武之穆也、

【註】四國、皆武王子、應國、在襄陽城父縣西南、韓國、在河東郡界、河內野王縣西北有邘城、

○邘　四國は武王の御子なり、

凡蔣邢茅胙祭、周公之胤也、

【註】胤、嗣也、蔣、在弋陽期思縣、高平昌邑縣西有茅鄉、東郡燕縣西南有胙亭、

○凡　六國は周公の後胤なり、

召穆公思周德之不類、故糾合宗族于成周而作詩、

【註】類、善也、糾、收也、召穆公、周卿士、名虎、召、采地、扶風雍縣東南有召亭、周厲王之時、周德衰微、兄弟道缺、召穆公于東都、收會宗族、特作此周公之樂歌、常棣詩屬小雅、

○召　周の卿士なり、是は周の厲王の時分に、周の德も大分衰微して、兄弟の道も缺たゆゑ、召穆公が東都に天子の御一門を收會して、詩を作たとなり、德の不善に成たをいたみてなり、成周は東都周の都である、

曰、常棣之華、鄂不韡韡、

【註】常棣、棣也、鄂、鄂然華外發、不韡韡、言韡韡、

師還、又卽衞、鄭公子士洩堵兪彌帥師伐滑、

【註】堵兪彌、鄭大夫、

それゆゑ鄭の師が國に還つたれば、又滑が衞の國と合體したに付て、鄭から公子の士洩と大夫の堵兪彌を大將として、滑を伐たんとした、

王使伯服游孫伯如鄭請滑、

【註】二子、周大夫、

○王　周王から伯服と游孫伯と云二人の大夫を遣はされて、鄭人に滑と和解致せと請はせられたなり、

鄭伯怨惠王之入而不與厲公爵也、

【註】事在莊二十一年、

○鄭　鄭の君が惠王周に入玉ふた時、鄭の厲公に帶を賜ふて、爵を玉はらなんだを怨に存じて居たに、

又怨襄王之與衞滑也、

【註】怨王助衞爲滑請、

今又襄王の衞へ滑を下されて、最負成さるゝを心外に存じて、

故不聽王命、而執二子、王怒、將以狄伐鄭、富辰諫曰、不可、臣聞之、大上以德撫民、

【註】無親疏也、

王命とも云はせず、二人の御使を引執へた、○王　襄王の怒り玉ふて、狄を加勢として鄭を伐うと成さるゝ、○富　周の大夫が諫て申すには、それは甚だわるうござる、臣が承つたは、上古の聖王は德を以て民を撫育成されて、彼は親是は疏と云ふの差別は成されなんだものなり、

其次親親以相及也、

【註】先親以及疏、推恩以成義、

○其　其次には親き宗室を親みて、疏に迄も親みを及したとなり、

【註】怨言、謂上下相蒙、難與處、
與に居られぬに因て去らうと云、○其母　老母なせ一往其洩れたわけを云て祿を求めぬ、君の知り玉はぬに不足を云て、たとへ死だと云て懟みはとゞかぬとなり、○對　其非を咎て置て、又それに效ふては却て此方の罪が甚しい、其上如此に怨言を吐くからは、其食を不食は又覺悟で云出ましたとなり、

其母曰、亦使知之、若何、

【註】既不求之、且欲令推達言於文公、
○其母　返す〲母は殘念であるゆゑ、左あらば食は不食ども其方が心を君へ知せては如何で有らうとなり、

對曰、言、身之文也、身將隱、焉用文之、是求顯也、其母曰、能如是乎、與汝偕隱、

【註】偕、俱也、
○對　凡て人の言と云ものは身の文と云ものなり、其身が隱れんとするに、何の文を用ふることが入ませうや、それを云へば顯るゝことを求ると申すものでござる、○其母　汝が其心で居るならば、成ほど汝とともに隱れやうと云て、

遂隱而死、晉侯求之不獲、以緜上爲之田、曰、以志吾過、且旌善人、

【註】旌、表也、西河界休縣南有地、名緜上、
遂に遁れて一生隱者と成て終たとなり、○晉　重耳の後に此ことを聞れて、甚だ悔いて尋られたれども、行方が知れなんだ、○以　緜上と云所の田を寄附して、祭り料と致された、其上云はるゝには、是を後世迄殘して、吾が過を傳へて善人をあらはせと云はれた、

鄭之入滑也、滑人聽命、

【註】入滑、在二十年、
鄭から滑へ攻入た時に、滑人が鄭の命を承て和談に及んだ、

晉侯賞從亡者、介之推不言祿、祿亦弗及、

【註】介推、文公微臣、之、語助、重耳の立去らるゝ時に、從て供した者に恩賞を與へられた、○介之。と云小臣が祿のことを云て出なんだに付て、上から忘れて沙汰がなかつた、

推曰、獻公之子九人、唯君在矣、惠懷無親、外內棄之、天未絕晉、必將有主、主晉祀者、非君而誰、天實置之、而二三子以爲己力、不亦誣乎、竊人之財、猶謂之盜、況貪天之功、以爲己力乎、下義其罪、上賞其姦、上下相蒙、

【註】蒙。欺也、

○推曰。先君獻公は九人まで公達が有たれども、皆死なれて唯君重耳計り存生で、長壽を保たるゝなり、惠公懷公二君ともに親みのない君で有たゆゑ、外同盟の諸侯も見限り、內羣臣も棄てたゆゑ亡びられた、○天。天から晉の國を滅ぼし玉はぬかぎりは、國主が出來ねば叶はぬ、○主。然時は晉の血脈をたんだへて見れば、晉の祀を主る者は、君でなくて誰で有らう外にはない、○天。然ば天から自然と與へて、立て玉ふた晉君なり、○二。それを諸臣どもが面々功を云廻して、手がらさうに己らが力量で晉へ納れた樣に思ふは、○不。いかい心得違ひで、無理なことではないか、○竊。人の金銀を盜むを盜人と云に、況や重き天の功を貪て、己が力と思ふは盜より罪が甚しい、○下。下臣も是を君への義と覺え、君も其姦な仕方を功とほめて、恩賞を與へ玉ふ、○上。此やうに上下ともに欺く國には、

難與處矣、其母曰、盍亦求之、以死誰懟、對曰、尤而效之、罪又甚焉、且出怨言、不食其食、

取次が此言を重耳へ告たれば、對面致された、〇僕人では有まい、甚だ多からうと云た、

狄人歸季隗于晉、而請其二子、

【註】二子伯儵叔劉、

初め重耳の狄で娶られた、季隗を晋へ送て、二子は如何致さうと云た、

文公妻趙衰、生原同屛括樓嬰、

【註】原屛樓、三子之邑、

〇文公　重耳の女を趙衰にめあはせられて、趙姬と云た、此腹に、〇生　三人出生で有た、原を領した名は同、屛を領した括、樓を領した嬰と云こと、

趙姬請逆盾與其母、

【註】趙姬、文公女也、盾、狄女叔隗之子、

〇趙　此趙姬が狄に趙衰の妻子の有ると云ことを聞て、母子ともに逆へんと請はれた、

子餘辭、

【註】子餘、趙衰字、

〇子餘　是では如何にしても義理がたゝぬに因て、辭せられた、

姬曰、得寵而忘舊、何以使人、必逆之、固請、許之、來、以盾爲才、固請于公以爲嫡子、而使其三子下之、以叔隗爲內子、而己下之、

【註】卿之嫡妻爲內子、皆非此年事、蓋因狄人歸季隗、遂終言叔隗、

〇姬曰　寵とは今趙衰も國卿とも云るゝ程に立身をした、是が寵を得たである、それに舊い夫人を忘るゝやうでは、何を以て上に立て人が使はれんや、必逆へ玉へと云て、固く請れたに付て、然ば兎も角もと許容した故に來た、〇以盾　是が夫人のおとなしい仕方である、自分に三人ある子はさし置て、狄から來た盾が才智な者じやと云て、文公へ請て嫡子に立てゝ、三人の子どもを下に付て次男とし、狄の叔隗を本妻として、己れは下て妾と成られた、

睦くならぬ、それで秦から文公を守せらるゝ、

初晉侯之豎頭須、守藏者也、

【註】頭須、一曰里鳧須、豎、左右小吏、

豎は內豎と云て小身なる側役である、守藏とは納戸役の類なり、

其出也竊藏以逃、

【註】文公出時、

重耳の出られた時、納戸の寶財を皆盗で逃た、

盡用以求納之、

【註】求納文公、

○盡　是も己が欲ではない、所々へ此金銀を賂に贈て、何とぞ重耳の國へ納るゝやうにと賴みあるいた、

及入求見、公辭焉以沐、謂僕人曰、沐則心覆、心覆則圖反、宜吾不得見也、居者爲社稷之守、行者爲羈紲之僕、其亦可也、何必罪居者、國君而讎匹夫、懼者甚衆矣、僕人以告、公遽見之、

【註】言棄小怨所以能安衆、

○及入　今文公の納れられたに付て、御目見が致したいと云た、○公　是も文公の心得違で、强ちに盗んだと思はれてえ逢はぬと云意で、今沐して居ると云て斷り云れた、○謂僕　頭須が取次の者には、沐する時はまづ逆まに成てござるによつて、心の臓がひつくり覆る、○心　心が覆れば、どうでも其圖も反して、信のことは出ぬものである、○宜　是はあはぬと仰らるゝも御尤じや、本體でござれば、其様なことは仰られぬ筈なり、○居者　若し皆御供をしたに、吾が御供をせなんだと云の御咎めで有らうなら、それは君の御心得違と云者なり、殘て國に居る者は其國を守て居る、從て行く者は馬の羈紲を取て供する、すればどちらも皆奉公ではあるまいか、○何　御供をせぬとて、罪と成さるゝことは有りさうもないものである、○國君　一國の君と成玉ひて、少しづゝの咎を以て、匹夫下郎を讎と成さるれば、懼るゝ者が吾而已

君若易之、何辱命焉、

【註】言君反齊桓、己將自去、不須辱君命、

其れを今君は桓公などの君たる道を易へ、私を深く惡み玉ふならば、仰にや及ぶ勿論立去りませう、

行者甚衆、豈唯刑臣、

【註】披、奄人、故稱刑臣、

○行。左やうに小怨を思召すものならば、立去る者が大分出來ませう、刑臣計りでござらうか、【注】披。寺人は陰莖を絶れたる内證役人なり、

公見之、以難告、

【註】告呂郤欲焚公宮、

此理に屈せられて終に對面された、○以。彼兩人が公宮を焚くと云密謀を告た、

三月、晉侯潛會秦伯于王城、己丑、晦、公宮火、瑕甥郤芮不獲公、乃如河上、秦伯誘而殺之、晉侯逆夫人嬴氏以歸、

【註】秦穆公女、文嬴也、

○三月。故に重耳の潛に公宮を遁出て、下道より微行して、王城にて秦の繆公に會して居られた、○己丑。謀叛人どもは是を夢にも知らず、公宮に居らるゝと思ふて、晦日に公宮に火をかけた、○瑕。二人が重耳を捜したれども居られぬ、直に河上へ寄たを秦伯のだまして殺されたとなり、○晉侯。晉の賊徒も退治成て歸らるゝに付て、秦の女嬴氏を夫人にして連れて歸られた、

秦伯送衞於晉三千人、實紀綱之僕、

【註】新有呂郤之難、國未輯睦、故以兵衞文公、諸門戶僕隷之事、皆秦卒共之、爲之紀綱、

○秦。繆公から晉を警固の爲に衞士を三千人送られた、○實。紀綱はしめ括りのこと、しまり〳〵の城門の番人と致されたとなり、【注】新。國へ入るゝや否や、新に今度の難が起た、其後まだ國中の諸士も輯り

女其行乎、對曰、臣謂君之入也、
其知之矣、

【註】知君人之道、

○女　予に見ゆる所では有まいに、急で何國へ成ともたちされと云はれた、殺さうとは致されぬなり、○對曰　披が強い云分である、是は以の外なる御辭を承た、私は君の當國へ入せ玉ひたのは、人に君たるの道を能く御存知なればこそ入らせ玉ひたと存するに、

若猶未也、又將及難、君命無二、
古之制也、除君之惡唯力是視、
蒲人狄人、余何有焉、

【註】當二君世、君爲蒲狄之人、於我有何義、

○若　それではまだ君たるの道を御合點がまゐらぬさうな、○又　君の道を御存知なくて入り、玉ひては、又難に及び玉ふと存ずる、○君　君命無二と云は、君に事へて二心ないと云こと、是が臣たる者の道で、古の制となり、○除　臣として其時の君の惡む者を除き去らうと存ずるには、唯一心に精を出し、力の及ぶだけは働くとなり、○蒲人　昔私が獻惠二君に事へて居ます時には、君は蒲人や狄人なれば、私が何と存じませう何とも存せぬ、すれば其時分には君を成るたけはねらひました、けれども君の御運が強い故のがれ玉ひた、

今君卽位、其無蒲狄乎、齊桓公
置射鉤而使管仲相、

【註】乾時之役、管仲射桓公中帶鉤、

○今　今又君が晋君と成せ玉ひてからは、其蒲狄が有まいや、又それ〴〵に惡み玉ふ者が有らう、其時は君を目がけた通りに致して御奉公申さう、○齊　齊の桓公は乾時の合戰に管仲と戰て、管仲が桓公を目的に放た矢が、桓公の帶に下げて居らるゝ鉤に中つた、けれどもそれをかまはず相と致された、然らばかほどな度量のあるを以て、亂世の君の器と致す、【注】乾鉤はかぎのことで城へ上る道具なり、

レ見、公使レ讓レ之、且辭焉、
【註】辭不レ見、
○公宮に火をかけて、重耳を燒き殺すつもりに謀た、○寺人　是は前方色々として重耳を追ひあるいて、討取んとして捕て、片袖まで截た者なり、是が重耳の君と成らるゝに付て、御目見が致したいと云て來た、○公使　重耳の殊外怒られて、目通は叶はぬとて云はるゝには、其方能く勘辨致せ、獻公の時分に此國が一度さわがしくて、

曰、蒲城之役、
【註】在二五年一、
其節予は蒲城に退て居た時に、汝其時に討手の大將と成て向つた、

君命二一宿一、女即至、
【註】即日至、
君獻公は日限を期し玉ひて、一夜止りに蒲城へ至れと有たを、汝が奉公だてに即日着にして吾を攻めた、しかも予が袖を汝に捕へられた時は、生きた心地はなかつた、然れども予が運が強くて引ちぎりて、垣を越て命辛々助つた、

其後余從二狄君一、以田二渭濱一、
【註】田、獵、
○其後　其後予は久々狄の君に介抱せられて居る、晋は惠公の代に成て、予をねらはれて、或時狄の君に從て、渭水の濱へ田獵に出ると云を伺て、

女爲二惠公一來求レ殺レ余、命二女三宿一、
女中宿至、雖レ有二君命一、何其速也、
夫袪猶在、
【註】披所レ斬文公衣袂也、
其時にも其方が討手を蒙て向た、○命　其時は路が遠いに因て、三日止りに至れと惠公の云付られたに、女が奉公だてに、一夜止りに來て、予を殺さうと思て、功をはげましたではないか、○雖　如何に其時の君命なればと云ても、あまり速に來て予をなやませた、○夫　昔其方に引ちぎられた袖を思ひ出のために、今に猶持て居るとなり、

二月、甲午、晉師軍于廬柳、

【註】懷公遣軍距重耳、

○二月。晉の懷公も重耳が入らるゝと聞て、入られてはたまらぬと思て、軍勢をさし向て、距ぎの爲に廬柳と云所に陣を張られた、

秦伯使公子縶如晉師、師退、軍于郇、

【註】解縣西北有郇城、

○秦伯。繆公の和解の扱をして、公子縶をば晉の陣所へ遣はして、重耳の御方せよと云れた、○師。それで呂甥郤芮などが退て、秦伯の命を待つ故に、郇と云地に陣營したとなり、

辛丑、狐偃及秦晉之大夫盟于郇、壬寅、公子入于晉師、丙午、入于曲沃、丁未、朝于武宮、

【註】文公之祖武公廟、

○辛。子犯と秦の大夫と晉大夫は、今はまだ懷公の臣ゆゑ晉大夫と云た、郇で盟た、○壬。和が成た故に晉の軍中へ重耳の入られた、○丙。武公の靈屋へ朝拜を致された、

戊申、使殺懷公于高梁、不書、亦不告也、

【註】懷公奔高梁、高梁、在平陽楊縣西南、再發不告者、言外諸侯入、及見殺、亦皆須告乃書于策、

○戊。退て居られたを殺た、經に書せぬは告て來なんだである、【注】懷。外の諸侯へ入たも告る筈、殺されたも告る筈を告げぬで、皆のらぬと云ふことわりなり、

呂郤畏偪、

【註】呂甥郤芮、惠公舊臣、故畏爲文公所偪害、

兩人は惠公の時分からの舊臣である、是らが重耳の君と成られては、吾々を偪り殺さるゝで有うと思て、

將焚公宮而弑晉侯、寺人披請

げなんだ故なり、

及河、子犯以璧授公子曰、臣負羈紲、從君巡於天下、

【註】羈、馬羈、紲、馬繮、

○子犯　是は子犯が山師である、璧を公子へ授て、河水の邊りで御暇を願たなり、其言に、○臣　羈はおもがい紲は鼻革なり、二つともに馬具である、馬の轡を取て供することなり、○從　御供を致して御流浪の中、國々を巡た、

臣之罪甚多矣、臣猶知之、而況君乎、請由此亡、公子曰、所不與舅氏同心者、有如白水、

【註】子犯、重耳舅也、言與舅氏同心之明、如此白水、猶詩言謂予不信、有如皦日、

○臣之　私はそれ故に罪が甚だ多い、是は時としては強諫をして、氣にさからひ、齊を去るまいと云はれたを、無理に酒に醉せて連て出て、追走らかされたことも有た、それらを云出して罪多いと云、○臣猶　私が自分の身でさへ、是は惡かつたと存ずるからは、況や君にはさぞ憎く思すでござらう、○請　私には御暇を下されよ、此より直に欠落ちしたいと云た、○公子曰　重耳もかく云はれては、棄おけぬゆゑ、誓詞を立らるゝ、其れは予が國へ入たらば、其方に背くと思はるゝか、全く左樣なることではない、此後若し舅と少しでも同心せぬことが有るならば、河水の神の咎めを蒙らん、心の淸きこと此水の白きが如く、水神も照覽あれと云て、件の玉を河水の中へ投入られた、

【注】子犯　舅はをぢなり、○猶詩　詩經に出づ、

投其璧于河、

【註】質信于河、

○質　河水の神に質された、誓言である、

濟河、圍令狐、入桑泉、取臼衰、

【註】桑泉、在河東解縣西、解縣東南有臼城、

終に水を濟て秦からも加勢して、○圍　追々手に入る、

首、公降一級而辭焉、
【註】下階一級、辭公子稽首、すかさず辭禮を述て、重耳唯今君の賜を拜せられますと云た、○公子　重耳のすぐ心得て、堂上より降て拜し首を下げられた、○公　繆公の是は痛入ると云て、階を一段下つて辭退せられた、

衰曰、君稱所以佐天子者命重耳、重耳敢不拜、
【註】詩首章言匡王國、次章言佐天子、故趙衰因通言之、爲明年、秦伯納之張本、
○衰曰　亦口上に、只今君が主人を祝し玉ひて、天子を佐ると云言を謡ひ玉ふて、重耳へ命じ玉ふを、何として是を重耳が拜せずに居られませうと演說した、
【注】詩　二章を一にして云た、

【經】二十有四年、春、王正月、夏、狄伐鄭、
告文なり、

秋、七月、冬、天王出居于鄭、
【註】襄王也、天子以天下爲家、故所在稱居、天子無外、而書出者、譏王蔽於匹夫之孝、不顧天下之重、因其辟母弟之難、書出、言其自絕於周、流浪成されたを告た、【注】襄王　天下中はどこでも家と成さるゝゆゑ、御所を直に居と書た、○天子　すれば外はないに、爰に出と書てあるは、王で有ながら、匹夫の孝に拘り玉ふて、天下の重いことを忘れ玉ふたを貶て、○因　御自分から周を棄玉ふたやうに書た、

晉侯夷吾卒、
【註】文公定位而後告、未同盟、而赴以名、告文なり、【注】文　公は重耳なり、

【傳】二十四年、春、王正月、秦伯納之、不書、不告入也、
【註】納重耳也、
繆公の重耳を晉に入れられた、魯の經に洩れたは告

○怒　秦の女が腹を立て、○曰秦　御前の國も私が國とても同格の國でござります、それに何を以て私を卑しめ玉ふて、其やうなことを成さるゝぞとなり、

公子懼、降服而囚、

【註】去上服、自拘囚以謝之、

○公子　重耳の是は思はぬ無禮をしたとて、上は着を脱棄て自分に囚人貌に成て、ことわりを申された、

他日、公享之、子犯曰、吾不如衰之文也、

【註】有文辭也、

○他日　其後繆公の盛饌を調て、重耳を享せられた、○子犯　子犯が今度の席へは趙衰を連れ玉へ、彼が口上には吾らは及ぶことではないとなり、

請使衰從、公子賦河水、

【註】河水、逸詩、義取河水朝宗于海、海喩秦、

○公子　此席に於て、秦伯への挨拶に重耳の河水を賦せられたとなり、是は逸詩なれば知れねども、河水が海へ朝すると云をたとへて、重耳の秦を大海にたとへて朝參すると云の意に云なり、

公賦六月、

【註】六月、詩小雅、道尹吉甫佐宣王征伐、喩公子還晉、必能匡王國、古者禮會因古詩以見意、故言賦詩斷章也、其全稱詩篇者、多取首章之義、他皆放此、

○公　繆公は亦六月の詩を謡はれた、【注】六月　尹吉甫と云ふ周の宣王の臣下が、君宣王を輔佐して征伐することを作てある、それを比喩して、重耳を尹吉甫に比し、周王を宣王に喩へて、晉に還られて王國を匡されよ、吾も從て佐けまいらせうと云ことを祝した意なり、○古者　昔は禮を以て會するには、古詩の内に似たことを賦して意をあらはしたとなり、日本でも上代は催馬樂を謡た、今は四海浪を謡ふ、○故言　一首の内で一章を切て謡ふ、只篇の名のみを云へば、多くは首の一章を云ふことなり、

趙衰曰、重耳拜賜、公子降拜稽

である、

文而有禮、其從者肅而寛、

【註】肅、敬也、

○文　文も有て禮を失はぬ、其れに從者どもは敬み深くて寛なる德あり、

忠而能力、晉侯無親、外内惡之、

【註】晉侯、惠公、

其上忠臣で精力がよい者なれば、末たのもしい、○晉　前の晉侯惠公は親みのない人で、外他國の人も内國人も此を惡だ、

吾聞姬姓、唐叔之後、其後衰者也、其將由晉公子乎、天將興之、誰能廢之、違天必有大咎、乃送諸秦、秦伯納女五人、懷嬴與焉、

【註】懷嬴、子圉妻、子圉謚懷公、故號爲懷嬴、

○吾　傳へきく、晉は姬姓で唐叔虞の後胤なり、其後代は諸國より衰微が遲いとなり、○其　その衰微の遲いのは、公子が善く國を治めらるゝ故であらう、さて天も是を佐け玉へば、誰有て能これを廢せんや、天道に違ては必大なる咎に逢て、國の禍があるものなればと云て、○乃送　楚は晉へは境も遠くて不便なれば、隣の秦へ行て繆公を賴んで、國へ入り玉へと云て送られた、○秦伯　秦の繆公も公子圉を聟にして置れたれども、亡げて歸たゆゑ、遺恨に思て居る矢さきへ、重耳の來られたゆゑ、是を世話して晉へ納れらるゝつもりで、女め五人を與られた、○懷　其五人の内には、公子圉にそはせた女も入て居られたとなり、

奉匜沃盥、既而揮之、

【註】匜、沃盥器也、揮、湔也、

○奉匜　此時何か重耳の手水をつかはるゝことが有たに、懷嬴の匜を捧られた、匜はひさげの類、湯を入るゝ器である、○沃　手洗つて既而揮之とはぬれ手をふるはれたればとばしりがかゝつた、

怒曰、秦晉匹也、何以卑我、

【註】匹、敵也、

公子の浪人が年内には何人來るやら際限はないに、悉く禮を以てあひしらふては居られぬと云て聽れなんだ、○及。　廻國順禮程めぐらるゝである、又楚國へ行れたれば、楚の君が大分馳走を致された、同輩の諸侯の禮を用ひられたとなり、○曰。　楚の成王の云はるゝには、貴官今は如此流浪の御身なれども、首尾よく運を啓きて、晉國へ反り玉ひて君と成玉ひたらば、拙者へは何を返報に玉はる思召でござるとなり、○對曰。。　重耳の返答に、何ぞ獻じ度くは存ずれども、子女や玉帛は元より君の御家には澤山で不足はなく、羽毛の類や禽獸の齒革は、是又御國は大國なれば何でも土產する、○其。　私の國へ參るのは皆御國の餘り物どもなり、すれば何を以て君に禮謝せうや、何も捧る物はござらぬ、○曰雖。。　楚君のそれは御謙退じや、實々何を下さるゝ思召でござる、○對。　爰で重耳の大言を咄さるゝなり、若し君の御影を以て晉の國へ反りました上で、又貴國と私國と兵を接して合戰致し、中原廣野などで備を立て御意得ませうならば、今日の御禮として戰地を三舍後へ引退きませうとなり、三舍とは九十里なり、○若。　それでも君より御免の命を得ず、是非に戰はんとあらば、もはや力に及びませぬ、

其左執鞭弭、右屬櫜鞬、以與君周旋、

【註】弭弓末無緣者、櫜以受箭、鞬以受弓、屬著也、周旋相追逐也、

○左には鞭や弓を持ち、右には櫜や鞬を負て、君と周旋し懸引して、一と合戰致さうとなり、

子玉請殺之、

【註】畏其志大、

子玉此大言を聞て、是程に主人が禮せらるゝ所に、無作法な云ひ分、後の仇なれば殺してひまを明けうと云た、

楚子曰、晉公子廣而儉、

【註】志廣而體儉、

○楚子。。　成王の爰はおとなしい了簡である、いや〳〵あの公子重耳は志は廣大で、體は儉に奢らぬ人

晉公子姬出也、而至于今一也、

【註】犬戎狐姬之子、故曰姬出、

今公子重耳は姬の甥で、今に至て榮えらるゝ、是一つの福なり、

離外之患、

【註】出奔在外、

○離　公子の他國へ出奔めされて、外に患て居らるれども、

而天不靖晉國、殆將啓之、二也、

有三士足以上人、而從之、三也、

【註】國語、狐偃趙衰賈佗、三人皆卿才、

後とで晉の國が靖まらずして、追々亂るゝ、是は天から公子を入れて、運を啓かせんとすると見ゆる、是二つの福なり、○有　三人の名士が有て、各才智豪傑の士にして、人の上たる器量ある者どもである、是らが從て輔佐すれば是三の福なり、

晉鄭同儕、

【註】儕、等也、

○晉　其上に晉と此方とは同輩の國なれば、

其過子弟、固將禮焉、況天之所啓乎、弗聽、及楚、楚子饗之、曰、公子若反晉國、則何以報不穀、對曰、子女玉帛則君有之、羽毛齒革則君地生焉、其波及晉國者、君之餘也、其何以報君、曰、雖然、何以報我、對曰、若以君之靈、得反晉國、晉楚治兵、遇於中原、其辟君三舍、若不獲命、

【註】三退、不得楚止命也、

通行の子弟方へは固より相應に御馳走あるべき筈なり、況や天より啓き佐け玉ふ人なれば、是非禮を厚く成されよと云た、○弗　文公が今の世には、あの樣な

々の乘を考て見るに、どれも器量有る人達で、一國の相としてもよい、若し遂に相と成らば、

夫子必反其國、反其國、必得志於諸侯、得志於諸侯、而誅無禮、曹其首也、子盍蚤自貳焉、

【註】自貳、自別異於曹、

夫子必ず其國に反り玉ふで有らう、反り玉ひたならば、志を諸侯に得て覇になり玉はん、その節無禮の國々を討るゝであらう、其討たるゝ時は曹が眞最初であらう、○子　なぜ今の内に蚤く公子へ心をよせて置玉はぬとなり、

乃饋盤飧、寘璧焉、

【註】臣無竟外之交、故用盤藏璧飧中、不欲令人見、

○乃　そこで大夫が食にかこ付けて玉を送た、

公子受飧反璧、及宋、宋襄公贈之以馬二十乘、

【註】贈、送也、

○公　璧は受けられなんだ、宋へ至られたれば、襄公が馬を二十乘贈られた、

及鄭、鄭文公亦不禮焉、叔詹諫曰、臣聞天之所啓、人弗及也、

【註】啓、開也、

○反　鄭に行れたれば、又文公の不禮に有た、大夫の叔詹が諫て、○曰　天道より惠を與へて、啓き佐くるをば、人力を以てさゝゆるとは及びもないことなり、

晉公子有三焉、天其或者將建諸、君其禮焉、男女同姓、其生不蕃、

【註】蕃、息也、

○晉　今晉の公子の樣子を見るに、天から啓き玉ふと見えて、三の福が備つてある、大方天からも重耳を建んと思召すと見ゆる程に、禮を厚く成されよ、先づ男女同姓なれば、其子孫は蕃息せぬものであるに、

○蠶　折節桑をとる女が其處に居て、此相談を聞て夫人の姜氏に告た、○姜　此夫人發明な人で、此密事を孝公が知られては、事がやかましいと思て、此告た女を殺された、

而謂公子曰、子有四方之志、其聞之者、吾殺之矣、公子曰、無之、姜曰、行也、懷與安、實敗名、公子不可、姜與子犯謀、醉而遣之、醒以戈逐子犯、

【註】無去志、故怒、

○而　夫人が公子へ、御前は四方の志有て何れへか去り玉ふと承た、其密事を聞た者は殺しましたと云はれた、○公　吾はゆめ〳〵どこへも行く心はないとなり、○姜　それはわるい御了簡じや、少も早く去り玉へ、○懷與　是は史記で見れば、元と此にまだ重耳の辭がある、此所に居れば安樂な、人生安樂孰か知其他必死於此と云て、齊で一生果る覺悟になられた、それを受て女房を懷つたり、安樂を願ふは實に名を敗るの基となり、○公子　中々合點致されぬ姜が子犯と謀て重耳に酒をすゝめて大分醉せて車にのせて連れて出た○醒　餘程行て酒が醒てから大に怒て戈を拔て子犯を殺さうと云はれた是にはまた長問答がある史記を見るべし、

及曹、曹共公聞其騈脅、欲觀其裸浴、薄而觀之、

【註】薄、迫也、騈脅、合幹、

○及曹　それから曹へ行れたれば、曹の共公が重耳のあばらの骨が合てをると云咄を聞及んで、それを見度思はれて、○其裸　裸浴とは裸に成て浴する所を、出し拔に往て見られた、是れ無禮なことである、

僖負羈之妻曰、吾觀晉公子之從者、皆足以相國、若以相、

【註】若遂以爲傳相、

○僖負　曹の大夫が妻が云には、私が晉の公子の附

過衞、衞文公不禮焉、出於五鹿、

【註】五鹿、衞地、今衞縣西北有地、名五鹿、陽平元城縣東亦有五鹿、

○過　是から重耳の齊迄の路中の有さまを云、先づ衞の國へ立寄られたれば、衞の文公が浪人者とて甚だ不禮にせられた、○出　衞の五鹿と云ふへ懸て通らるゝ時分に、空腹で有つた故、

乞食於野人、野人與之塊、公子怒、欲鞭之、子犯曰、天賜也、

【註】得土、有國之祥、故以爲天賜、

野人に食を一杯ふるまへと云はれたれば、是をまいれと云て塊を投出した、○公子　いかな重耳もむつと致されて打ちするゑよと云はれた、○子犯　舅犯が留めて云には、是程な目出度ことはない、則ち天より賜はる前祥なり、土は土地を得ると云天のつげでござるほどに、拜して戴き玉へと云た、

稽首受而載之、及齊、齊桓公妻之、有馬二十乘、

【註】四馬爲乘、八十匹也、

それで公子の屹と拜して受て通られた、○及　齊では桓公がことの外禮を厚して、總領女を娶せて馬二十乘を引出物と致された、

公子安之、從者以爲不可、將行、謀於桑下、

【註】齊桓既卒、知孝公不可恃故、

○公　因て重耳も爰に安じて居られた、○從者　それから二年齊に居られた内に、桓公は卒せられたなり、時に從者どもが孝公の代に成ては恃みすくない故、齊に居ては不可と云て、亦齊を去らうとて、桑の樹の下へ打寄て相談した、

蠶妾在其上、以告姜氏、姜氏殺之、

【註】姜氏、重耳妻、恐孝公怒其去、故殺妾以滅口、

司空季子、

【註】胥臣臼季也、時狐毛、賈佗、皆從、而獨擧此五人、賢而有大功、所謂狐偃、趙衰、顚頡、魏武子、司空季子、

狄人伐廧咎如、

【註】廧咎如、赤狄之別種也、隗姓、

○狄人　此時分狄人が廧咎如と云ふ狄地の隗姓の國を伐て、

獲其二女叔隗季隗、納諸公子、公子取季隗、生伯鯈叔劉、以叔隗妻趙衰、生盾、

【註】盾、趙宣子、

兄弟の娘を連れて來た、是叔隗季隗なり、○納　重耳の夫人にと云て納れた、公子が季隗を取て、伯鯈叔劉の二人の子を生れた、○以　姉は趙衰が妻と成て趙宣子を生だ、

將適齊、謂季隗曰、待我二十五年、不來而後嫁、對曰、我二十五年矣、又如是而嫁、則就木焉、

【註】言將死入木、不復成嫁、

○將適　是は弟の夷吾が晉の君と成て惠公と云た、此時重耳を後の仇なりと云て殺さうと云たゆゑ、又重耳が狄から齊の桓公を賴て適かるゝ時に、夫人の季隗に云はるゝに、我が歸るを待て居られよ、二十五年過て不來ば、其時何方へなりとも再嫁致されよ、それまでは待て居られよとなり、○對曰　季隗の笑て返答に、私今年二十五に成ます、それに是から又二十五年待て嫁するなら、棺の内へ入て嫁入致さうとなり、

請待子、處狄十二年而行、

【註】以五年奔狄、至十六年而去、

○請　それより君の御歸りまで、何時までも待て居りませうとなり、○處　重耳は十二年の間狄に居て齊へ行れた、

爰の成公は同盟でないを知らするとて擧た文なり、

不然則否、

【註】謂同盟而不以名告、

○不 同盟しても名を告げねばかまはぬ、審かにするとてのことなり、

辟不敏也、

【註】敏、猶審也、同盟然後告名、赴者之禮也、承赴然後書策、史官之制也、内外之宜不同、故傳重詳其義、

晉公子重耳之及於難也、晉人伐諸蒲城、

【註】事在五年、

前方重耳の蒲城に居らるゝを、晉から寺人披を遣して重耳を討せられた、

蒲城人欲戰、重耳不可、曰、保君父之命、而享其生祿、

【註】享、受也、保、猶恃也、

蒲城の士卒は合戰を致さうと云たれども、重耳の云るゝには、君父の命を保んで其生祿を受たればこそ、

於是乎得人、

【註】以祿致衆、

祿を與へて人を得、大分の家來を抱へたれ、

有人而校、罪莫大焉、

【註】校、報也、

今其人數が有ると云て敵對しては、罪莫大焉と云て、

吾其奔也、遂奔狄、從者狐偃、趙衰、

【註】衰、趙夙弟、

垣を越て逃げられたとなり、○遂 狄の地へ退れた、其時從者も大分で有たが、大功の臣が五人有た、

顚頡、魏武子、

【註】武子、魏犨、

心をせよと教へては、何で君に事へられませうぞ、○刑之　總じて刑罰のみだりならぬと云は、君の明德でござれば、それは私の願ふ所でござる、○淫　亂れたる刑を以て心まゝにしては、誰か罪のない者が有らん、皆罪を得るで有らう、○臣　其やうな刑ならば、臣もなるほど殺されませうと云た、○乃　懷公の怒て殺された、○卜偃　病氣にして出なんだ、○曰周　書經にも、君が能大に明なれば、民が能く服するとある、

己則不明、而殺人以逞、不亦難乎、民不見德、而唯戮是聞、其何後之有、

【註】言懷公必無後於晉、爲二十四年、殺懷公張本、

○己　今懷公は己は不明にして、人を殺して以て心まゝに行はるゝ、○不　是では治り難いであらう、○民　惠の沙汰は見えず、唯刑罰のみにて、又しても人を戮せらるゝ、○其　是で何として子孫がさかえやうや、後はあるまいとなり、

十一月、杞成公卒、書曰子、杞夷也、

【註】成公始行夷禮、以終其身、故於卒貶之、杞實稱伯、仲尼以文貶稱子、故傳言書曰子以明之、

夷の禮を行たを貶したものなり、【注】成公　伯の爵なれども、夷の禮を行はれたゆゑ、子と貶された、

不書名、未同盟也、凡諸侯同盟、死則赴以名、禮也、

【註】隱七年已見、今重發不書名者、疑降爵故也、此凡又爲國史承告而書例、不及解、【注】隱　前に出たことを改て爰で云たのは、爵を降したのは、名を書すかの疑ひが有る故ことわりたなり、國史は何でも告る通りを承て書となり、

赴以名、則亦書之、

【註】謂未同盟、

期期而不至、無赦、狐突之子毛、及偃、從重耳在秦、弗召、

【註】偃、子犯也、

もし從て居るものは、何月何日迄に歸れ、それ迄に不至ば赦さぬと云はれた、亡人は重耳のことなり、此時秦に居らるゝを秦から取持樣子ゆゑ、氣づかうて右のとほり云渡された、○狐突　毛と偃と云ふ二人が重耳に從て此節秦に居た、是らをば父の狐突が召ばぬなり、

冬、懷公執狐突曰、子來則免、

【註】未期而執突、以不召子故、

○冬　懷公の怒て、親の狐突を執へて申さるゝは、汝が子ども二人ともに歸り來るやうに致せ、歸たならば其方も免さうとなり、【注】未　なせ子どもを召ばぬと云てなり、

對曰、子之能仕、父教之忠、古之制也、策名、委質、貳乃辟也、

【註】名書於所臣之策、屈膝而君事之、則不可以貳、辟、罪也、

狐突が返答に、子供が能く君に仕ると云は、父が忠の道を教ふるゆゑなり、左樣に教ふるが古の法則なり、○策　一度主從と成て、臣たる簿策に名を書し、質は召出さるゝ時番入の獻上物を捧て君と賴みながら、又二た心あるは大罪である、

今臣之子、名在重耳、有年數矣、若又召之、教之貳也、父教子貳、何以事君、刑之不濫、君之明也、臣之願也、淫刑以逞、誰則無罪、臣聞命矣、乃殺之、卜偃稱疾不出、曰、周書有之、乃大明服、

【註】周書、康誥、言君能大明則民服、

○今　それに今私がせがれどもは、名重耳に在こと多年なれば、重耳は重恩の主人なり、それを今棄てゝ來よと云へば、二心を敎ると云もので、父が子に二た

於宋也、
【註】成得臣、子玉也、
宋と心を合するを惜で討たなり、

遂取焦夷、城頓而還、
【註】焦、今譙縣也、夷、一名城父、今譙郡城父縣、二地皆陳邑、頓國、今汝陰南頓縣、
○遂　先づ是は成得臣が功なり、

子文以爲之功、使爲令尹、叔伯曰、子若國何、
【註】叔伯、楚大夫、薳呂臣也、以爲子玉不任令尹、
○子文　楚の令尹子文が子玉を稱美して、自分の職を讓て令尹に成した、○叔伯　楚の大夫が云には、子玉は令尹の職に任ずる器量な者ではない、それに事をとらせて國を何と成さるゝとなり、

對曰、吾以靖國也、夫有大功而無貴仕、
【註】貴仕、貴位、
○對曰　吾は國を靖んぜんと思ゆゑに、彼を令尹にしたとなり、○夫　大功を立たものを貴び職に任せねば、大抵みな怨んで亂を興すものなり、

其人能靖者與有幾、
【註】言必矜功爲亂、不可不賞、
賞がなくても能く靖に愼で居る者は希なことなり、それで早く賞を行ひよろこばせるがよいと云た、三好筑前守謀叛をおこしたも是ゆゑで有た、

九月晉惠公卒、
【註】經在明年、從赴、
惠公の死なれて、

懷公命無從亡人、
【註】懷公、子圉、亡人、重耳、
太子圉が立て懷公と成られた、國中へ觸を出して、亡人に從ふな、

霸也、
【註】言楚子所以師敗城濮、終爲商臣所弑、
鄭へ至られて禮を行ひながら、男女の別なきに至られた、別が無きは禮とは云はれぬ、是では何を以てか沒せられんやと云た、是ゆゑを以て、諸侯も楚子は覇者にはえなるまいと云を呑込だ、【注】言　みな追て次に在ることなり、

【經】二十有三年、春、齊侯伐宋、圍緡、
【註】緡、宋邑、高平昌邑縣東南有東樂城、
告文なり、

夏、五月、庚寅、宋公茲父卒、
【註】三同盟、
告て來た、股の疵で終に死なれた、

秋、楚人伐陳、
告文なり、

冬、十有一月、杞子卒、
【註】傳例曰、不書名、未同盟也、杞入春秋稱侯、莊二十七年、絀稱伯、至此用夷禮、貶稱子、
告文なり、杞の君、【注】傳　春秋に入ては侯と有た、莊二十七年に絀けられたゆゑ伯に至た、亦爰では子と云なり、

【傳】二十三年、春、齊侯伐宋、圍緡、以討其不與盟于齊也、
【註】十九年、盟于齊、以無忘桓公之德、而宋獨不會、復召齊人、共盟鹿上、故今討之、
齊と同心せぬに因て伐た、【注】復　齊へ不禮にあたる、

夏、五月、宋襄公卒、傷於泓故也、
【註】終子魚之言、得死爲幸、
手疵で死なれた、子魚が死を得られたらばよい仕合じやと云た、

秋、楚成得臣帥師伐陳、討其貳、

門、見兄弟不踰閾、
【註】閾、門限、
○君子　評判に是は甚以て非禮なことで、婦人と云者は凡て人を送迎するとても、門より外へは出ぬもので、兄弟相逢ふとても閾を踰えぬと云、
戎事、不邇女器、
【註】邇、近也、器、物也、言俘馘非近婦人之物、
殊に戎兵の事は女人に近き見せるものではない、すれば有まじきことゝなり、
丁丑、楚子入饗于鄭、
【註】爲鄭所饗、
○丁丑　是は楚王の鄭を救はれた其禮に、招て饗應致されたに付て、其馳走の盛なるを云、
九獻、
【註】用上公之禮、九獻酒而禮畢、
上公の禮を用て、九獻の酒盛を致された、
庭實旅百、
【註】庭中所陳品數百也、
○庭　庭上へ百種の進物をならべ、
加籩豆六品、
【註】食物六品加於籩豆、籩豆、禮食器、
籩豆の器に六品を盛り供へた、
饗畢、夜出、文芊送于軍、取鄭二姬以歸、
【註】二姬、文芊女也、
○饗　饗應が畢て、歸らるゝは夜中に及だ、文公の夫人芊氏が楚子を送るとて、二姬をつれて出られたを、楚君の連れて歸られたとなり、
叔詹曰、楚王其不沒乎、
【註】不以壽終、
○叔詹　楚王は無難には沒せられまい、
爲禮卒於無別、無別不可謂禮、將何以沒、是以諸侯知其不遂

【註】言苟不欲傷殺敵人、則本可不須闘、
○若　それほど傷を付るは不便なゆゑ、重ぬることはせぬと云なら、初發から一手も負せず、傷のないやうにするに如くはない、○愛　亦是は老人なれば、敵ではあれども禽にはせぬと愛するなら、敵にとらず此方から降參し、歸服して手下に附いたがよい、

三軍以利用也、

【註】爲利興、
○三軍　三軍を備へて軍するは、利用の爲で勝を以て功とするなり、勝うとて興したものなり、

金鼓以聲氣也、

【註】鼓以佐士衆之聲氣、
○金　鐘太鼓を打つと云ものは、士卒の聲氣を助るためなり、

利而用之、阻隘可也、聲盛致志、鼓儳可也、

【註】儳巖未整陳、
○利　利の爲に用ふるならば、阻隘の難所などが地の利を得たと云のである、○聲　士卒の聲氣を助るならば、儳巖と敵の備の整はぬに乘じて、攻かゝるがよいなりと云た、襄公も一言もない、

丙子晨、鄭文夫人芈氏姜氏勞楚子於柯澤、

【註】楚子還過鄭、鄭文公夫人芈氏、楚女、姜氏、齊女也、柯澤、鄭地、
楚君の宋の軍に勝て歸るとて、鄭の領内を通行せらるゝに付て、鄭の文公の夫人は芈氏とて、楚の女ゆゑ、姜氏と同道して、鄭の柯澤と云所まで見廻に出て、御苦勞也と挨拶した、

楚子使師縉示之俘馘、

【註】師縉、楚樂師也、俘、所得囚、馘、所截耳、
○楚子　楚の君が師縉と云家臣に命じて、今度の軍に生捕た縄付どもや、截り取た耳などを見せられた、女にいらざる功名をほこらるゝ若輩人である、

君子曰、非禮也、婦人送迎不出

子魚曰、君未知戰、勍敵之人、隘而不列、天贊我也、

【註】勍、强也、言楚在險隘、不得陳列、天所以佐宋、

○子魚　それは一向に合戰の道を御存知ないに因て、さやうなことを云つてござる、○勍敵　勍敵は强敵と云ことなり、楚國の勢は至て强い、その人數が難所にて急々に備を得立ぬと云ものは、天から宋を助けて玉はると云ものなり、

阻而鼓之、不亦可乎、猶有懼焉、

【註】雖因阻擊之、猶恐不勝、

すれば難所にて攻戰ふが善い仕方ではござらぬか、それでさへも楚は强國のことなれば勝れまいかと懼るゝ、

且今之勍者、皆吾敵也、雖及胡耇、獲則取之、何有於二毛、

【註】今之勍者、謂與吾競者、胡耇、元老之稱、

○且　其上今此相手に成たる勍き者どもは、皆此方の敵とする者なれば、たとひ胡耇の老人でからが、手あて用捨はせぬ、獲らるゝだけは生捕る、何ぞ二毛の論があらうぞ、

明恥敎戰、求殺敵也、

【註】明設刑戮、以恥不果、

○明　軍令に、しりごみする者を刑戮し恥しめたりして、合戰の法を敎ふるのは、一人でも敵の首を取るを功としたものである、それに何ぞ、不重傷の不禽二毛のと云定めがあらうぞ、

傷未及死、如何勿重、

【註】言尙能害己、

○傷　すれば敵の死なぬ内は幾刀でも斬らねばならぬ、それを用捨して生けておいては、却て此方を害する、

若愛重傷、則如勿傷、愛其二毛、則如服焉、

司馬子魚が襄公へ云には、

彼衆我寡、及其未既濟也、請撃之、公曰、不可、既濟而未成列、又以告、公曰、未可、既陳而後撃之、宋師敗績、公傷股、門官殲焉、

【註】門官、守門者、師行則在君左右、殲、盡也、

敵は大國で人數大分也、此方は寡いことなれば、盡く川を渡さぬ内に撃つが利で有らうと云た、○公曰　いや〳〵それはわるい、とく〳〵と濟らせよと云はれた、○既　楚の軍勢が盡く川は濟りたれども、まだ備がとゝのはぬ、又子魚が襄公へ其すき間を討うと告た、○公　とく〳〵と備を立させてから伐てと云はれた、○既　何にせよ、大國の楚人が備を十分に立てた後に戰たものゆゑ、宋の師は散々に敗れて、襄公も股に傷を負れた、○門　側まはりの士卒も大方討死した、

國人皆咎公、公曰、君子不重傷、不禽二毛、

【註】二毛、頭白有二色、

○國人　群臣が腹を立てゝ此方の手もりで破れたと云た、○公曰　此襄公の云分がつまらぬ、君子は其やうにむごいことをして人を困しめぬもので、人を傷ると云ても、一度傷を負せたらば、其上にて傷を負せぬもの也、鬢髪の白髪まじりの老人は擒にせぬ、

古之爲軍也、不以阻隘也、

【註】不因阻隘以求勝、

古の軍を爲る者は、阻隘の難所をつけ込て勝たうとはせぬ者と也、

寡人雖亡國之餘、

【註】宋、商紂之後、

○寡　吾も亡びたる殷の末孫なれども、

不鼓不成列、

【註】恥以詐勝、

敵の陳列をも成さぬ所へ不意に攻かゝりては、敵を詐りだまして伐つと云ものなれば、それを恥て如此したとなり、

先王之明德、猶無不難也、無不懼也、況我小國乎、君其無謂邾小、蜂蠆有毒、而況國乎、弗聽、八月、丁未、公及邾師戰于升陘、我師敗績、邾人獲公冑、縣諸魚門、

【註】冑、兜鍪、魚門、邾城門、

○先王　古へ先王の明德と云へどもやはり難しと成されぬことはなく、また天命を懼れ玉はぬことはござらぬ、況や我魯は小國なれば懼れいではならぬ也、○君　必小國と思召すな、蜂蠆でも箴が有て人をなやまします、それに小くても國とあればゆだんはならぬと也、如此云ふても僖公の承引せられぬ、○八月　果して魯が敗れに及でしかも僖公の冑を邾人が奪取て、己らが城門にかけて人に示したと也、

楚人伐宋以救鄭、宋公將戰、大司馬固諫曰、天之棄商久矣、君將興之、弗可赦也已、

【註】大司馬固、莊公之孫、公孫固也、言君興天所棄、必不可、不如赦楚勿與戰、

楚人が宋を伐たは、鄭への加勢で有た、宋公の楚と戰はうと云はるゝ、○大　公子固と云大夫が諫て、天の殷を棄玉ふたも久いことで、君は其子孫なれば、再び古の殷の如く興さうと思召すとも、それは成りにくいことなり、戰ふことは御やめになされよと云た、

弗聽、冬、十一月、己巳、朔、宋公及楚人戰於泓、宋人既成列、楚人未既濟、

【註】未盡渡泓水、

○弗　襄公中々承引がない、○冬十　終に泓と云所で合戰するに成たである、○宋人　宋の方は備立てが出來た、楚人はまだ泓水と云川を盡く渡らぬ、

司馬曰、

【註】子魚也、

京師、王召之也、

【註】傳終仲孫湫之言也、爲二十四年天王出居于鄭起、

○吾　今王の御兄弟さへ協ぎ玉はで、何として諸侯同士の睦じからぬのを怨み玉はんや、○王　周王も成ほどゝ思召して、御怒りも解けて、王子帶もつひに歸られた、○王　王の召返されたと也、【注】傳　十三年の傳に、齊の桓公の仲孫湫を周へ伺ひの使につかはして、王子帶の侘言せよと申されたを、歸て十年も過ぎでは、王の御怒りは解まいと云た、果して今年解けた、

邾人以須句故、出師、公卑邾、不設備而禦之、

【註】卑、小也、

前の須句をとられた遺恨はらしに師を出して、魯へ敵對した、○公　僖公の家臣同然じやと云て卑められて、しか〳〵備を設られぬ成合にして禦がるゝとなり、

臧文仲曰、國無小、不可易也、無備、雖衆不可恃也、詩曰、戰戰兢兢、如臨深淵、如履薄冰、

【註】詩、小雅、言常戒懼、

○臧　大夫が諫言して云は、國が小さいと云てあなどるべからず、○無　軍兵の備と云が無くては、何ほど大人數でも恃みにはならぬ、崩るゝに至ては同じことである、○詩　兎角おそるゝにしくはないと云てある、

又曰、敬之敬之、天惟顯思、命不易哉、

【註】顯、明也、思、猶辭也、

○又曰　國を有つ君は敬まはいでは叶はぬ、天は明に下を照し臨み玉ふ、

【註】周頌、言有國宜敬戒、天明臨下、奉承其命甚難、

その天命を承ると云は易からぬと云こと也、

に、俱に吾が國へ來られよと也、

對曰、子晉太子而辱於秦、子之欲歸、不亦宜乎、寡君之使婢子侍執巾櫛、

【註】婢子、婦人之卑稱也、

○對曰　夫人の返答には、成程御前は晉の國の若殿なれば、此方に質と成て居玉ふはいやにて、歸りたく思召すも御尤でござります、○寡　なれども私が父君の、私を御前の御側に指置かれて、巾櫛を執らせらるゝと申すのも、

以固子也、從子而歸、棄君命也、不敢從、亦不敢言、遂逃歸、

【註】傳終史蘇之占、

何故なれば、實は御前の御心のうごかぬやうにして、堅固に爰に御足を留めさせようとてのことでござる、それに御前に從ひ御供をしては、君命を棄ると云ものなれば、どうも從ては參られませぬ、○亦　それかと云て、御歸り成さるゝのを、私が口からは洩しも致まい程に、逃て歸り玉へと云た、○遂　太子圉も女房を棄て歸られた、【注】傳　十五年の傳に不吉也と云た、

富辰言於王曰、請召大叔、

【註】富辰、周大夫、大叔、王子帶、十二年奔齊、

是は周の王室のことである、富辰は周の大夫也、是人が王へ言上するには、願くは太叔王子帶をもはや召返されよと也、

詩曰、協比其鄰、昏姻孔云、

【註】詩小雅、言王者爲政、先和協近親、則昏姻甚相歸附也、鄰、猶近也、孔、甚也、云、旋也、

○詩　詩にも申てある、王者の政を爲玉ふには、先づ近き親類を和ぎむつびて、その上で一門が和合するとある、

吾兄弟之不協、焉能怨諸侯之不睦、王說、王子帶自齊復歸於

辛有適伊川、見被髮而祭於野者、

【註】辛有、周大夫、伊川、周地、伊水也、

○辛有　周の大夫辛有と云者が、伊水と云川を過ぎ通たれば、被髮とは冠も着ずに髮をさばきて、野外へ出て祭をして居る者が有た、

曰、不及百年此其戎乎、其禮先亡矣、

【註】被髮而祭、有象夷狄、

○曰　それを辛有が見て云には、もはや此伊川の邊も百年もすぎぬ内に戎となるであらうと也、先づ大切なる禮が亡た、被髮で神を祭ると云は戎の風俗である、

秋、秦晉遷陸渾之戎于伊川、

【註】允姓之戎居陸渾、在秦晉西北、二國誘而徙之伊川、遂從戎號、至今爲陸渾縣也、計此去辛有過百年、而云不及百年、傳擧其事驗、不必其年信、

○秋　右の通りに辛有が昔し目利しておいたが、今秋果して秦晉の二國がせわをして、陸渾と云所の戎を伊川へ遷し居らせて、地名迄改て陸渾と號した、

【注】允　允氏の戎が秦晉の西北の方に居た、その地名を陸渾と云た、それを二國の君が誘ひ導て伊川へ遷らせた、剩へそのまゝ陸渾と號けたが、晉の時分迄そのまゝで唱へきた、○計　是を計て見るに、辛有が時代から此れまでは百年の餘である、辛有は百年までは及ぶまいと云たれども百年は過た、されど左氏の傳に云はれた意は、驗の有たを擧て見せたものである、其年數のあふことを必とはせぬ、百年より超へたを論ずるには及ばぬと云こと、

晉太子圉爲質於秦、將逃歸、謂嬴氏曰、與子歸乎、

【註】嬴氏、秦所妻子圉、懷嬴也、

十七年の傳に質と成て來られたとき、秦から女を妻あはして止めおいた、此たび逃歸らうと思ふて、夫人の嬴氏に云はるゝには、そなたも連れて行かうほど

れて、自分として天子へ通ずることが成らぬゆゑ、魯國の與み下の顓臾のたぐひの國に成て、魯からは國臣と云た、故に滅びたも奔つたも其君を再び反したも、一々備には書ぬと云ことなり、家臣あいしらひである、

夏、宋公衛侯許男滕子伐鄭、

告文なり、

秋、八月、丁未、及邾人戰于升陘、

【註】升陘、魯地、邾人獲公冑于魚門、故深耻之、不言公、又不言師敗績、

邾から討返したである、【注】升。　僖公の冑を取られた、それをばはぢて、公の出陣も敗れたことも書されぬとなり、

冬、十有一月、己巳、朔、宋公及楚人戰于泓、宋師敗績、

【註】泓、水名、宋伐鄭、楚救之、故戰也、楚告命不以主師人數、故略稱人、

告文也、【注】泓。　大將を告げなんだゆゑ、楚人と書れた、

【傳】二十二年、春、伐邾、取須句、反其君焉、禮也、

【註】得恤寡小之禮、

邾にほろぼされた小國をあはれみて、取返して其君を立たである、

三月、鄭伯如楚、夏、宋公伐鄭、子魚曰、所謂禍在此矣、

【註】怒鄭至楚、故伐之、爲下泓戰起、

覇でもないに行かれた、それ故に鄭を伐た也、○子魚。　今こそ禍にあはるゝで有うと云た、前年に禍未だ君を懲すに足らぬと云た、今はもはやたもたぬと也、

初平王之東遷也、

【註】周幽王爲犬戎所滅、平王嗣立、故東遷洛邑、

幽王の犬戎に滅されて、二代目に至て平王の時、洛邑へ都遷して成された、其時分に、

祀、任、今任城縣也、顓臾、在泰山南武陽縣東北、
須句、在東平須昌縣西北、四國封近於濟、故世
祀之、
風姓で四國ともに伏羲の後である、

以服事諸夏、

【註】與諸夏同服王事、
○以　中國へ付て居る、

邾人滅須句、須句子來奔、因成風也、

【註】須句、成風家、
それを邾人が亡ぼした、魯の夫人成風の縁をたんだへ魯へおちて來た、

成風爲之言於公曰、崇明祀、保小寡、周禮也、

【註】明祀、大皡有濟之祀、保、安也、
○成　僖公へ云はるゝには、神祀を崇め小寡の君を安じ保つが周の禮と也、

蠻夷猾夏、周禍也、

【註】此邾滅須句、而曰蠻夷、昭二十三年、叔孫豹曰、邾又夷也、然則邾雖曹姓之國、迫近諸戎、雜用夷禮、故極言之、猾夏、亂諸夏、
それに蠻夷が中夏を亂ると云は周の禍である、

若封須句、是崇皡濟、而修祀紓禍也、

【註】紓、解也、爲明年、伐邾傳、
何とぞ須句を取かへして再び封じて玉はらば、皡濟の祀をも崇めをさめ、禍をときゆるめると云ものじやほどに、助けて本國へ歸されよと云はれた、

【經】二十有二年、春、公伐邾、取須句、

【註】須句雖別國、而削弱不能自通、爲魯私屬、若顓臾之比、魯謂之社稷之臣、故滅奔及反其君、皆略不備書、唯書伐邾取須句、
【注】須　元と別の國で有たれども、追々削り弱めら

臧文仲曰、非旱備也、修城郭、貶食、省用、務穡、勸分、

【註】穡、儉也、勸分、有無相濟、

○臧文　魯の大夫が諫て、人をやき殺すと云は旱の備にはならぬ、此やうな時には手前の用心をして、城郭を固くして、上の膳部を貶し、入用をはぶき、穡はかせぎのことを儉約に務め、分限相應に貧なる者をすくはする、

此其務也、巫尫何爲、天欲殺之、則如勿生、若能爲旱、焚之滋甚、公從之、是歳也、饑而不害、

【註】不傷害民、

是が此節の務めと云もので ござる、何にも 巫尫が所爲では少しもない、○天　天から殺したく思召さば、左やうな片輪ものを側から生せしめ 玉はぬ筈也、もしいよ／＼尫ゆゑに旱りがするほど天より憐み玉はゞ、それをやき殺さばます／＼天の咎めが有て、旱の滋すことが計られぬと諫た、僖公の從はれたである、今年旱して日損では有たれども、民を害するほどには至らなんだ、

秋、諸侯會宋公于盂、子魚曰、禍其在此乎、君欲已甚、其何以堪之、於是楚執宋公以伐宋、冬、會于薄以釋之、子魚曰、禍猶未也、未足以懲君、

【註】爲二十二年、戰泓傳、

此會が危いと云た、常々欲が甚しいに依て、諸侯がえ堪へ怺まいと云た、果して捕へられた、○冬　此度ゆるされたけれども、まだ是ではすまぬ、此やうなことで宋公はこりられまいと云た、

任、宿、須句、顓臾、風姓也、實司大皡與有濟之祀、

【註】司、主也、大皡、伏羲、四國、伏羲之後、故主其

命行禮、
魯國へ獻じた、【注】無。使が君命と云はなんだ、

十有二月、癸丑、公會諸侯盟于薄、釋宋公、

【註】諸侯既與楚共伐宋、宋服、故爲薄盟以釋之、公本無會期、聞盟而往、故書公會諸侯、

僖公も會せられた上で宋公を皆々納得してゆるした【注】諸。僖公は兼約は無かつたれども會盟が有と聞て往かれたゆゑ諸侯と云た、

【傳】二十一年、春、宋人爲鹿上之盟、以求諸侯於楚、楚人許之、公子目夷曰、小國爭盟、禍也、宋其亡乎、幸而後敗、

【註】謂軍敗、

宋公の盟の上で楚國へ賴で、諸侯を吾らが方へ附けて下されと云はれた、楚人の許容したと也、いらぬ伯長を望まれた、〇公子。小國で居ていらざる霸を爭て楚の上に立たうと致さるゝ、是は禍の本に成て、宋は大方亡ぶるであらう、よい仕合で軍が破るゝであらう、

夏、大旱、公欲焚巫尪、

【註】巫尪、女巫也、主祈禱請雨者、或以爲尪非巫也、瘠病之人、其面上向、俗謂天哀其病、恐雨入其鼻、故爲之旱、是以公欲焚之、

何ほど祈ても雨がふらぬゆゑ、僖公の腹を立て巫尪めを燒殺さうと云はれた、巫尪は二説ある注ですむ、【注】巫。神子と見る一説がある、是は雨を降らす祈を主て居ても、降らぬゆゑ益にたゝぬと云て、殺すつもりである、〇或。又一説には、瘠病之人とはやせ病の人で、面が上に向て仰いでゐるは生れつきで、是を俗に云習はしで、天からあれが病を哀み玉ふて、雨がふれば仰いでゐるゆゑ、鼻へ雨が入るとて、それをあはれみて、天から雨をふらせぬと云ふこと也、それで此やうに旱りがすると、其時分の世話にふと云出したことゝみゆる、それを僖公の聞れて、やき殺せと云はれた、

曰、以欲從人則可、
【註】屈己之欲、從衆之善、
盟をして諸侯の頭に成うとせらるゝ、〇臧。 自分の欲を跡へまはして、人の善に從ふはよいが、
以人從欲鮮濟、
【註】爲明年鹿上盟傳、
多くの人を己が欲に從へようと懸っては、成就することが鮮いと云こと、襄公は欲から頭に成たいと致さるゝ、人がそれには歸服せぬものじやとなり、

【經】二十有一年、春、狄侵衞、
【註】無傳、爲邢故、
衞から邢を病しめたゆゑ、其仕かへしに侵した、

宋人齊人楚人盟于鹿上、
【註】鹿上、宋地、汝陰有原鹿縣、宋爲盟主、故在齊人上、
告文なり、

夏、大旱、
【註】雩不獲雨、故書旱、自夏及秋、五稼皆不收、
雩の驗がなかつた、

秋、宋公楚子陳侯蔡侯鄭伯許男曹伯會于盂、
【註】盂、宋地、楚始與中國行會禮、故稱爵、

執宋公以伐宋、
【註】不言楚執宋公者、宋無德而爭盟、爲諸侯所疾、故總見衆國共執之文、
【注】不。 楚君がとらへた、宋公元とよろしくない人であるゆゑ、皆諸侯が云合てとらへたやうに書た、實は楚人がとらへたなれども、人々が憎でゐたゆゑ也、

冬、公伐邾、
【註】無傳、爲邾滅須句故、
解に不及、

楚人使宜申來獻捷、
【註】無傳、獻宋捷也、不言宋者、秋伐宋、冬來獻捷、事不異年、從可知、不稱楚子使來、不稱君

日もなくてはならぬものである、それで損じたらいつとても修復はせねばならぬ、○今。損じもせぬものを物好で作り直された、故に土功の法で譏たれども、左傳には是も亦冬する筈と心得ては相違ゆゑ、其心得違をさせまいと思て、破損の時に從て作るものと云例をあらはして示された、經では春の作事ゆゑ冬する筈とて、土功の時の法で譏つてある、實は損せぬに作りかへたをおもに譏つた者也、

滑人叛鄭而服於衛、夏、鄭公子士、洩堵寇帥師入滑、

【註】公子士、鄭文公子、洩堵寇、鄭大夫、

兩人が軍勢を催してせめ入た、

秋、齊狄盟于邢、爲邢謀衛難也、於是衛方病邢、

此節衛から邢をせめるゆゑ、救てやる、

隨以漢東諸侯叛楚、冬、楚鬭穀於菟帥師伐隨、取成而還、君子曰、隨之見伐、不量力也、量力而動、其過鮮矣、善敗由己、而由人乎哉、詩曰、豈不夙夜、謂行多露、

【註】詩、召南、言豈不欲早暮而行、懼多露之濡己、以喩違禮而行、必有汙辱、是亦量宜相時而動之義、

楚に背た、○冬。隨が頭取したゆゑ伐た、終に降參し詫言したゆゑ、楚人が退た、○君。自分に楚に敵すべき力もなくて、そむいたゆゑ恥しめられた、力を量て己が分相應にさへ動けば過は鮮いもの也、すれば善に至るも敗に及ぶも己が心から出る、人の知たことではない、○詩。早朝や又は夜分にも行きたいと思ふけれども、露が有て行れぬと云てある、是をもおして行けば露にけがさるゝに極た、それで行かぬと云てある、耻かしめを取るにたとへた、隨も露が有てけがさるゝとは知れたことを、量らなんだゆゑにけがされたと云こと、【注】詩。たとへを取たものである、

宋襄公欲合諸侯、臧文仲聞之

にげ去た、秦から終に乘取た、

【經】二十年、春、新作南門、

【註】魯城南門也、本名稷門、僖公更高大之、今猶不與諸門同、改名高門也、言新以易舊、言作以興事、皆更造之文也、

魯國で僖公の作られた、【注】魯　昔から有た通りよりは、おびたゞしく大に作られた、外の諸門にはない、高門と云た、新と云が舊い型をすてゝ造作したと云こゝろ、

夏、郜子來朝、

【註】無傳、郜、姬姓國、

魯へ朝したなり、

五月、乙巳、西宮災、

【註】無傳、西宮、公別宮也、天火曰災、例在宣十六年、

下屋敷がやけた、

鄭人入滑、

【註】入例在襄十三年、

告文なり、

秋、齊人狄人盟于邢、

告文なり、

冬、楚人伐隨、

告文、

【傳】二十年、春、新作南門、書不時也、

【註】失土功之時、

作るべき時ではないを非た、

凡啓塞從時、

【註】門戶道橋謂之啓、城郭牆塹謂之塞、皆官民之開閉、不可一日而闕、故特隨壞時而治之、今僖公修飾城門、非開閉之急、故以土功之制譏之、傳嫌啓塞皆從土功之時、故別起從時之例、

○凡　此時は損たる時に從て修復すると云こと【注】門　皆官民のために開き、官民の爲に閉るもので、一

今君徳無乃猶有所闕、而以伐人、若之何、盍姑内省徳乎、無闕而後動、

○今。 それに今君は御身の徳も十分に缺る所のないとは云はれもせいで、人を伐うと思召すはいかゞなれば、姑く御行作を御氣つけられて、徳に缺ることもないと云上にて、人をも伐ち玉へと云こと、

陳穆公請脩好於諸侯、以無忘齊桓之徳、冬、盟于齊、脩桓公之好也、

【註】宋襄暴虐、故思齊桓、

是は尤な仕方である、桓公の居らるゝ内無事に有た、是も今宋公の暴虐なに付て、昔の覇者をしたふ心也、

梁亡、不書其主、自取之也、

【註】不書取梁者主名、

誰が取たとも亡したとも ないのは、自分の 手もりじやと云ことを示した、

初梁伯好土功、亟城而弗處、民罷而弗堪、則曰、某寇將至、乃溝公宮、

【註】溝、塹、

○初。 是が梁の亡びたいはれである、梁の君は常に土功とて人足を使ふて城普請をすることが好で、しば〳〵城を建てらるゝと思へば、そこに續いて住むこともせず、又外に城普請を始めて百姓をつかはるゝ、それで民がつかれはてゝ得こらへなんだゆゑ、下説を云ふらして、どこから敵がよせて來るげな、彼からもせめに來るげなと云た、後には公宮にまでほりをかまへた、

曰、秦將襲我、民懼而潰、秦遂取梁、

誰が云ともなしに、秦から此城をとりまく〳〵と云たに付て、内輪くづれがして、ちり〴〵に民どもが皆

旱が有たに付て天の咎めでもあらうかと惑はれた、それを甯莊子が辨じて云には、昔周の武王の殷の紂王を伐玉ふ時分に、周は飢饉がして五穀が實のらなんだれども、かまはずに殷を亡し玉ふたら、豐年に成た、今邢の國は盛に無道をふるまふ、それを制する覇王が無く成た、すれば、

天其或者欲使衞討邢乎、從之、

師興而雨、

天から衞へ命じ玉ふて、邢を討せらるゝと見えますほどに、かまはず討玉へと云たれば、衞公も同心して師を出しかけられたれば、大雨が降て民が悦んだ、見切りのよいことを云たもの也、

宋人圍曹、討不服也、

【註】曹南盟、不修地主之禮故、

前にある通り、おくりものもせず かまはなんだゆゑ討た、

子魚言於宋公曰、文王聞崇德亂而伐之、軍三旬而不降、

【註】崇、崇侯虎、

○子魚、宋公を諫めて云やう、文王の崇と云國の君が無道なと聞召て伐玉ふた、戰ひが三十日に及べども、城がおちなんだゆゑ、文王の吾が不德と思召て、

退脩敎而復伐之、因壘而降、

【註】復往攻之、備不改前、而崇自服、

退て敎を脩め玉ふて後に伐玉ひたれば、城の土手迄よせ玉ふと、何の苦もなく降たと云ことがある、それで、

詩曰、刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦、

【註】詩、大雅、言文王之敎、自近及遠、寡妻、嫡妻、謂大姒也、刑、法也、

詩にも内寡妻から刑ありて、兄弟とそれから國家迄も治ると云ことがある、文王の敎への夫人から外へ段々廣まりたるを云、

云て神もたのみに思しめすものである、○用人何として神が受け玉はうや、齊の桓公の三國の亡びるを救はれて、諸侯をどして歸服させられてさへ、

義士猶曰薄德、

【註】謂欲因亂取魯、緩救邢衞、

義士は薄德也と云て笑たと也、【注】謂○緩とははき〳〵と速に救はれなんだと云こと、

今一會而虐二國之君、

【註】宋公三月、以會召諸侯、執滕子、六月而會盟、其月二十二日、執鄫子、故云一會而虐二國之君、

○今　滕子鄫子二國を虐せらるゝは、甚あしきことである、【注】宋　不及解、

又用諸淫昏之鬼、

【註】非周社故、

○又用　又人を食ふ神は淫昏の神である、周の社ではない、

將以求霸、不亦難乎、得死爲幸、

【註】恐其亡國、

其やうな邪な祭をして覇主に成うとのぞまるゝか、何ど成就しさうなことであらうか、せめて國を失はず、疊の上で死なれたならば大仕合である、

秋、衞人伐邢、以報菟圃之役、

【註】邢不速退、所以獨見伐、

狄は退いたに、跡に殘りて居て伐れた、

於是衞大旱、卜有事於山川、不吉、

【註】有事、祭也、

○於是　此時分大旱がして雨がふらなんだ、○卜　山の神や大河を祭らうかと卜なうたれば、不吉と出た、

甯莊子曰、昔周飢、克殷而年豐、

今邢方無道、諸侯無伯、

【註】伯、長也、

○甯　是は衞の君が邢を伐うと思ひ立れてから、大

魯へ告た、

梁亡、

【註】以自亡爲文、非取者之罪、所以惡梁、

【傳】十九年、春、遂城而居之、

【註】承前年傳、取新里、故不復言秦也、爲此冬梁亡傳、

秦が新里を取てそこに城て居ると云こと、

宋人執滕宣公、

宋から滕君に罪のあるふりに告たゆゑ、其まゝに記された、

夏、宋公使邾文公用鄫子于次睢之社、欲以屬東夷、

【註】睢水、受汴、東經陳留梁譙沛彭城縣入泗、此水次有妖神、東夷皆社祠之、蓋殺人而用祭、

宋公の云付て文公に捕へさせて、次睢と云所の神社へそなへた、○欲　畏恐れさせて從へるつもりである、【注】睢　汴水の流れ込む所也、水次は睢水の邊に妖怪な神が有て、東方の夷狄がまつると云こと、人身御供をすかるゝ神にてある、

司馬子魚曰、古者六畜不相爲用、

【註】司馬子魚、公子目夷也、六畜不相爲用、謂若祭馬先不用馬、

○司馬曰　六畜でさへも相爲に牲は用ぬ、馬を祭るに馬肉は供へぬ、【注】司　天駟馬の神也、先祖馬を取たこと也、

小事不用大牲、而況敢用人乎、祭祀、以爲人也、民、神之主也、用人、其誰饗之、齊桓公存三亡國、以屬諸侯、

【註】三亡國、魯衛邢、

○小事　小祭には大きな牲さへ用ひぬと也、それに人を用ると云ことはない、祭りと云者は、元と人の爲に福を祈り、子孫の榮をいのるもので、民は神の主と

命曰新里、秦取之、
名づけて新里と云た、秦へ只とりした、

【經】十有九年、春、王三月、宋人執滕子嬰齊、

【註】稱人以執、宋以罪及民告、例在成十五年、傳例不以名爲義、書名及不書名、皆從赴、

夏、六月、宋公曹人邾人盟于曹南、

【註】無傳、曹雖與盟、而猶不服、不肯致餼、無地主之禮、故不以國地、而曰曹南、所以及秋而見圍、

告文、【注】無。曹はさして宋公に服せぬに因て、定まりのおくり物もせす、地主の禮が無い故に、加はらぬも同然ゆゑ盟た、地はかゝなんだものである、

鄫子會盟于邾、

【註】不及曹南之盟、諸侯既罷、鄫乃會之於邾、故不言如會、

初の會には出なんだである、他の諸侯の歸られた後とへ行たに付て、邾に會盟と云たもの、

己酉、邾人執鄫子用之、

【註】稱人以執、宋以罪及民告也、鄫雖失大國會盟之信、然宋用之、爲罰已虐、故直書用之、言若用畜產也、不書社、赴不及也、不書宋使邾、而以邾自用爲文、南面之君、善惡自專、不得託之於他命、

會に來たのを執へて人身御供に用た、【注】稱人。告て來なんだ詞を不及と云、

秋、宋人圍曹、

告文也、

衞人伐邢、

【註】伐邢、在圍曹前、經書在後、從赴、

冬、會陳人蔡人楚人鄭人、盟于齊、

【註】地於齊、齊亦與盟、

古。楚も無分別なる者どもであつた、

齊人將立孝公、不勝四公子之徒、遂與宋人戰、

【註】無虧已死、故曰四公子、

四公子が中々合點せぬ、それで合戰に及だ、

夏、五月、宋敗齊師于甗、立孝公而還、

○夏。終には宋が勝利を得た、

秋、八月、葬齊桓公、

【註】孝公立而後得葬、不及解、

冬、邢人狄人伐衞、圍菟圃、衞侯以國讓父兄子弟及朝衆、曰、苟能治之、燬請從焉、

【註】燬、衞文公名、

衞侯は氣の弱い人にて有たさうな、其方ども誰なりとも治てくれい、おれはかゝり人に成らうと云はれた、

衆不可、

【註】不聽衞侯讓、

中々臣下ども合點せぬ、

而後師于訾婁、

【註】陳師訾婁、訾婁衞邑、

○而。狄邢をふせぐつもり也、

狄師還、

【註】獨言狄還、則邢留距衞、言邢所以終爲衞所滅、

狄は引た、邢はひぢを張て居て却て己が亡された、

梁伯益其國、而不能實也、

【註】多築城邑、而無民以實之、

梁の君が所々を取て國はひろげたれども、内へ實る人數がない、城が有ても入るゝ人がない、

【註】無虧既死、曹衛邾先去、魯亦罷歸、故宋師獨與齊戰、不稱宋公、不親戰也、大崩曰敗績、甗、齊地、

宋からは孝公を立てふと云て齊を伐つ也、齊も物師はなくなる、方人はないゆゑに敗れたである、【注】無

味方はみなしりぞいて宋ばかり齊と戰ふた、

狄救齊、

【註】無傳、救四公子之徒、

四公子が狄と中がよい故である、

秋、八月、丁亥、葬齊桓公、

【註】十一月而葬、亂故、八月無丁亥、日誤、

騷動ゆゑ殊の外延引した、

冬、邢人狄人伐衛、

【註】狄稱人者、史異辭、傳無義例、皆告文也、

【傳】十八年、春、宋襄公以諸侯伐齊、三月、齊人殺無虧、

【註】以說宋、

桓公が卒せられたれば亦宋公に勢ひが付て來た、諸侯もしたがふた、○三　是は宋へわびごとの意である、

鄭伯始朝于楚、

【註】中國無霸故、

始て參勤せられた、頭役がなく成た故也、

楚子賜之金、既而悔之、與之盟曰、無以鑄兵、

【註】楚金利故、

○楚子　楚子が悅で金とは銅のことを云、鄭人にくれられた、あとから悔て、鄭人と盟ふて、此銅を以て劒の類はつくるまいと誓言を立させた、楚の銅は日本にて云南蠻鐵のくらゐに利きゆゑ也、此のやうに悔むほどなら初からやらぬがよい、

故以鑄三鐘、

【註】古者以銅爲兵、傳言楚無霸者遠略、

○故　鄭人も律義な鐘を三つこしらへたとなり、【注】

た、○雍巫　雍巫は易牙也、是が衞共姫の氣にいりで有たに付て、寺人貂と云者が易牙を桓公へすゝめて、

亦有寵、公許之立武孟、

【註】易牙既有寵於公、爲長衞姫請立武孟、

桓公に氣に入りて居た、是からして桓公の武孟を太子とせうと許容せられた、是ではあとがやかましい道理である、

管仲卒、五公子皆求立、冬、十月、乙亥、齊桓公卒、

【註】乙亥、月八日、

○管仲　五人がそれ〴〵に徒黨人が有て太子に成らうと云た、是は桓公の病中の時からやかましく成た内に、○冬　終に卒られるやいなや、

易牙入、與寺人貂因内寵以殺羣吏、

【註】内寵、内官之有權寵者、

易牙が御殿へ走入て方人をあつめ切てまはりて歴々をころした、

而立公子無虧、孝公奔宋、十二月、乙亥、赴、辛巳、夜殯、

【註】六十七日乃殯、

○而　終に無虧を立たである、孝公も危いに因て宋へ立退れた、○十二　六十七日目にかりもがりをしたに付いて、桓公の尸が腐りて蛆がわいたと也、

【經】十有八年、春、王正月、宋公曹伯衞人邾人伐齊、

【註】納孝公、

宋公の方へ奔て居られた孝公を齊へ入れる、

夏、師救齊、

【註】無傳、

魯の師なり、

五月、戊寅、宋師及齊師戰于甗、

齊師敗績、

【註】聲姜、僖公夫人、齊女、
わび言致されたとみゆる、

九月、公至、書曰至自會、猶有諸侯之事焉、且諱之也、

【註】恥見執、故託會以告廟、
○九　ゆるされて歸られた、それをうつくしく書たと云は、魯國で諱だゆゑである、

齊侯之夫人三、王姫、徐嬴、蔡姫、皆無子、齊侯好內、多內寵、內嬖如夫人者六人、長衞姫生武孟、

【註】武孟、公子無虧、
三人まで夫人が有たれども子が無かつた、好內と云は女ずきと云こと、妾が大分有て、氣に入て夫人同やうな者が六人まで有た、

少衞姫生惠公、

【註】公子元、

鄭姫、生孝公、

【註】公子昭、

葛嬴生昭公、

【註】公子潘、

密姫生懿公、

【註】公子商人、

宋華子生公子雍、

【註】華氏之女、子姓、
○長　六人の公子が生れられた、是からして齊の亂がおこる、

公與管仲屬孝公於宋襄公、以爲太子、雍巫有寵於衞共姫、因寺人貂以薦羞於公、

【註】雍巫、雍人、名巫、即易牙、
○公　桓公の管仲と相談して、鄭姫が生れた孝公を宋の襄公にあづけておいて、是を太子とする筈で有

惠公之在梁也、梁伯妻之、梁嬴、孕過期、

【註】過十月不產、懷子曰孕、

○惠公　已前梁に居られた時分に、梁伯の女梁嬴を夫人とせられた、この梁嬴懷胎せられて、月は滿ても產が無かつたに付て、

卜招父與其子卜之、

【註】卜招父、梁大卜、

梁の卜者が親子して占つた。

其子曰、將生一男一女、招曰、然、男爲人臣、女爲人妾、故名男曰圉、女曰妾、

【註】圉、養馬者、不聘曰妾、

其子が判斷して云には、男子一人と女子一人の出產であらう、親も成ほどさうみえる、さて男子は人の臣と成るべし、女子は人の妾と成べきと云たに付て、此のやうな名をつけた、

及子圉西質、妾爲宦女焉、

【註】宦事秦爲妾、

○及　兩人ともにあふたはふしぎなことであるとなり、

師滅項、

【註】師、魯師、

魯の師が亡ぼした、

淮之會、公有諸侯之事、未歸而取項、

【註】淮會、在前年冬、諸侯之事、會同講禮之事、

淮の會に僖公も行ながらまだ歸られぬ内に、項へ人數をさし向て滅されたと云こと、

齊人以爲討而止公、

【註】內諱執皆言止、

齊人が不埒なと云て、僖公を捕へたである、それを止公となりよく云たもの也、

秋、聲姜以公故、會齊侯于卞、

城鄫、役人病、有夜登丘而呼曰、齊有亂、不果城而還、

【註】役人遇厲氣、不堪久駐、故作妖言、

○城　城普請をするときに、役に行た者どもがあまり久くかゝりて居ることゆゑ、瘴癘の氣をうれひて夜中に何者か高みへ上て、大聲を上て、齊の國に亂が作たと云て呼だ、それにおどろいて、皆普請をすておいて歸たと云ことである、

【經】十有七年、春、齊人徐人伐英氏、

英氏は楚としたしき國也、

夏、滅項、

【註】項國、今汝陰項縣、公在會、別遣師滅項、不言師、諱之、

是は僖公の亡された、【注】項。　會より歸らずに、別に人數をつかはして伐れたと云こと也、

秋、夫人姜氏會齊侯于卞、

【註】卞、今魯國卞縣、

傳ですむ、

九月、公至自會、

【註】公既見執于齊、猶以會致者、諱之、

なりよく書た、實は執へられて居られた、

冬、十有二月、乙亥、齊侯小白卒、

【註】與僖公八同盟、赴以名、

桓公の卒せられた、

【傳】十七年、春、齊人爲徐伐英氏、以報婁林之役也、

【註】英氏、楚與國、婁林役、在十五年、

是も管仲などが下知とみえた、

夏、晉太子圉爲質於秦、秦歸河東而妻之、

【註】秦征河東、置官司、在十五年、

○夏　人質と成て往れたゆゑ、秦へ一たび取た河東を又晉へかへして女をめあはせた、

對非其實、恐為有識所譏、故退而告人、
○退而　内史が宋公の前を退て人に語りて云には、君は大きな問そこなひである、此たびのことは陰陽變化のことでこそあれ、吉凶の出來る本ではないとなり。【注】言陰　陰陽のあやまり逆ひたるより生ずる所なるを、人の上の吉凶にあたるかと思はるゝ、それゆゑ問を失と云た、○叔興　返答も此たびの怪異で考へたではない故に、見識のある者がそしらうかと思ふて言わけをしたものなり、

吉凶由人、吾不敢逆君故也、

【註】積善餘慶、積惡餘殃、故曰吉凶由人、君問吉凶、不敢逆之、故假他占以對、
○吉凶　すべて吉凶は人の行ひの善惡にあることなり、されど君の心に逆らはずに他の占で考へて云た、
【注】積　易にある通りである、

夏、齊伐厲、不克、救徐而還、

【註】十五年、齊伐厲以救徐、
前年も救ふた、

秋、狄侵晉、取狐廚、受鐸、渉汾、及昆都、因晉敗也、

【註】狐廚、受鐸、昆都、晉三邑、平陽臨汾縣西北有狐谷亭、汾水、出大原、南入河、
大分地を取た、是は去年秦に打まけて、晉は大に弱り居るを狄からつけ込で伐たと也、

王以戎難告于齊、齊徵諸侯而戍周、

【註】十一年、戎伐京師以來、遂為王室難、
桓公が諸侯にふれて加勢を出さした、

冬、十一月、乙卯、鄭殺子華、

【註】終管仲之言、事在七年、
終に殺された、管仲がまぬかれまいと云たがあたりた、

十二月、會于淮、謀鄫、且東略也、

【註】鄫為淮夷所病故、
僖公の會せられた、此會は鄫をすくはうと云こと、

也、

【註】但言星則嫌星使石隕、故傳言隕星、

實は星の隕たで有た、【註】但。　星が石を隕したと聞えるをきらうたものなり、

六鷁退飛、過宋都、風也、

【註】六鷁遇迅風而退飛、風高不爲物害、故不記風之異、

風が强くふいた故にあとずさりした、【注】六。　風と書ぬは風損はなかつたゆゑなり、

周內史叔興聘于宋、宋襄公問焉曰、是何祥也、吉凶焉在、

【註】祥、吉凶之先見者、襄公以爲石隕鷁退、能爲禍福之始、故問其所在、

○周內史　その折ふし周から內史の官人が宋へ御使に來た、○宋。　內史の官で物しりゆゑに、宋の君が此度の怪異を問るゝには、是はなに事の前表で、何國の吉凶にあたらうぞと尋られた、【注】祥。　前表を云、襄公は禍福の前表と思はれたゆゑ、何國のことであらうと問れた、

對曰、今茲魯多大喪、

【註】今茲、此歲、

○對曰　叔興が答に、當年中に魯國に大なる喪があらう、

明年、齊有亂、君將得諸侯而不終、

【註】魯喪、齊亂、宋襄公不終、別以政刑吉凶他占知之、

來年は齊國に亂が起らう、君宋の國は一端は諸侯の頭となりて、勢ひがあらうけれども、末がとげまいと云た、【注】魯。　今度の怪異にて此やうなことは知るものではない、內史は他の占で考へて云たとなり、

退而告人曰、君失問、是陰陽之事、非吉凶所生也、

【註】言石隕鷁退、陰陽錯逆所爲、非人所生、襄公不知陰陽而問人事、故曰君失問、叔興自以

春秋左傳卷六

【註】僖公盡二十六年、

【經】十有六年、春、王正月、戊申、朔、隕石于宋、五、

【註】隕、落也、聞其隕視之石、數之五、各隨其聞見先後而記之、莊七年、星隕如雨、見星之隕、而隊於四遠、若山若水、不見在地之驗、此則見在地之驗、而不見始隕之星、史各據事而書、

○隕ちたを見たれば石が五つ有たと云ことである【注】隕　音を聞て數を見たれば五つ有たと也、音を聞たと見たと先後に隨て記した、○見　四方の遠くへ隕たり、或は山や川へ隕るゆゑ驗は見えぬ、是はしるしが見えた、實は星が隕て石に成たと云となれども、星は見なんだ、隕てから見たれば石で有たと云となり、

是月、六鷁退飛、過宋都、

【註】是月、隕石之月、重言是月、嫌同日、鷁、水鳥、高飛、遇風而退、宋人以爲災、告於諸侯、故書、

鷁と云鳥が六羽風に吹れてあとずさりに飛で往た、是も宋の都にてのことで有た、【注】是　正月と云月のみをさして云た、同日と云ではない、珍らしいことゆゑ宋人が災と思ふて國々へ告たとなり、

三月、壬申、公子季友卒、

【註】無傳、稱字者、貴之、公與小斂、故書日、

功あるもので有た、

夏、四月、丙申、鄫季姬卒、

【註】無傳、

魯の女で有る故書いた、

秋、七月、甲子、公孫茲卒、

【註】無傳、

冬、十有二月、公會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男邢侯曹伯于淮、

【註】臨淮郡左右、

【傳】十六年、春、隕石于宋、五、隕星

敗而不死、又使失刑、非人臣也、臣而不臣、行將焉入、十一月、晉侯歸、丁丑、殺慶鄭而後入、

【註】丁丑、月二十九日、

敗軍に討死もせず北て歸た、皆死罪也、それを刑を受まいとて立退ては君に刑を失はすると云もの也、是では人の臣ではない、臣にして臣でない、吾なれば、たとへこゝを去てからが何處でたゝずみが成らう、○十一月　終に國へ歸られた、先づ慶鄭を惡んで殺された、其上で入られた、是は慶鄭も惡さは惡いけれども、惠公もよくはない、

是歲晉又饑、秦伯又餼之粟、曰、吾怨其君、而矜其民、且吾聞唐叔之封也、箕子曰、其後必大、晉其庸可冀乎、

【註】唐叔、晉始封之君、武王之子、箕子、殷王帝乙之子、紂之庶兄、

○是歲　今度の兵亂の上に又凶年で有たゆゑ、又晉が飢饉に及だ、穆公の又粟を餼られた、其時に云はるゝには、吾れ君の惠公には怨があれども、其民には怨はない、それで贈る其上に承り及だは、昔晉の國を始て唐叔に下さるゝ時に、殷の箕子が言に、子孫は必ず榮えて大きくならうと云はれた、すれば晉の國はどうしてまだ手に入られうぞ、すれば、

姑樹德焉、以待能者、於是秦始征晉河東、置官司焉、

【註】征、賦也、

○姑　まあ恩を施して置てよい君の出來るを見合せうと也、○於是　秦始めて晉の河東を取て、役人を納れて置たと云ことである、

からは秦へ無道をしたれば、何として御免が有らうぞと云て居る、

君子曰、我知罪矣、秦必歸君、貳而執之、服而舍之、德莫厚焉、刑莫威焉、服者懷德、貳者畏刑、此一役也、

【註】言還惠公使諸侯威服復可當一事之功、

君子は此方に罪あると云ことを知たれば、秦からは歸されう、此方が貳心で有た故執へ玉ひた、さて服すれば舍し玉はゞ德の厚いに於て此上はあるまい、刑罰も是ほどきびしいことはない、是では秦に歸服して居る者はいよ〱德になつき、二心をはさむ者は刑を畏るゝであらう、此一つの功役と云もの也、

秦可以霸、納而不定、廢而不立、以德爲怨、秦不其然、秦伯曰、是吾心也、改館晉侯、饋七牢焉、

【註】牛羊豕各一爲一牢、

○秦　穆公は霸王と成玉ふで有う、○納　國へ入れは入れて定と位をも定めず、又生捕て君位を下ろすときは、前の德は怨みとなる也、○以　始めは德をほどこして、後に却て怨を結ぶやうなことは善き謀ではなければ、秦はさやうには成さるまいと申しますと云た、○秦伯　成程吾が志も其通りじやと云て、○改　屹と席を改めて賓客として、七牢と云料理を贈てもてなされた、

蛾析謂慶鄭曰、盍行乎、

【註】蛾析、晉大夫也、

○蛾　晉の大夫に蛾析と云者が云には、貴殿は惠公へむごいことをしたからは、歸國致されたらばどのやうな咎めが有うも計られぬほどに、なぜ立退れぬ、

對曰、陷君於敗、

【註】謂呼不往、誤晉師、失秦伯、

○對　否おれは君の危いとて呼れた時も思ひ當られたかと云て往かなんだ、それで終に破れて擒となられた、

討返したである、

楚敗徐于婁林、徐恃救也、

【註】恃齊救、

徐が諸侯の救をたのみにして楚に敗られた、

十月、晉陰飴甥會秦伯、盟于王城、

【註】陰飴甥、即呂甥也、食采於陰、故曰陰飴甥、王城、秦地、馮翊臨晉縣東有王城、今名武鄉、

彌和睦が調て穆公と盟た、

秦伯曰、晉國和乎、對曰、不和、小人恥失其君、而悼喪其親、

【註】痛其親爲秦所殺、

○秦伯　穆公の挨拶に晉國は和して一致したかと云はれた、○對　呂甥が中々一致いたさぬ、下々の者は君を失たを耻く思ひ、親や子を討れたを悼んで、

不憚征繕以立圉也、曰必報讐、寧事戎狄、君子愛其君而知其罪、不憚征繕以待秦命、曰必報德、有死無二、以此不和、秦伯曰、國謂君何、對曰、小人慼謂之不免、君子恕以爲必歸、小人曰我毒秦、秦豈歸君、

【註】毒、謂三施不報、

太子を立てゝ云には、是非とも讐を報じて欝憤を散ぜん、何ぞ戎狄に事へて居らんやと云ふ、又君子は其德を愛し憐で君の罪あると云ことを知て人數を率して以て秦よりの御下知を待て云には、必秦君の御恩を報じたい、死すとも二た心はないと云ゆゑ、上と下との了簡が別々にて、是故に和らぎませぬと云た、○

○秦伯　一國中で君のことを何と云ふぞと也、○對　小人はもはや秦君の御免は有まいと云て慼て居る、君子はいや〳〵此方が罪あることを會得したれば、大方歸し下さるゝで有らうと申てゐる、小人は此方

先君獻公の時史蘇が右の通りに占たものを從はれなんだゆゑ、果して此やうな難に逢た、占者の言にさへ從はれたらば此やうなことに及まいものをと也、○韓　其時に韓簡が側に侍て云には、凡て易の龜は象有て、筮と云ものは數と成たもので、物が生じて後に象が備る、是は前に出たる先君獻公の敗德では此やうな禍は有る筈なり、此禍は數などの及ぶことでも知たことでもない、占と云もので吉くも凶くもならぬ、さだまりごと也、○史　占て從ひ玉はぬと云ても禍が益すでもない、すれば禍の至るも至らぬも人の德にあると也、【注】言。占から生じたではない、本とある敗德也、

詩曰、下民之孽、匪降自天、僔沓背憎、職競由人、

【註】詩、小雅、言民之有邪惡、非天所降、僔沓面語、背相憎疾、皆人競所主作、因以諷諫惠公有以召此禍也、

下の禍は天より下たではない、人の憎む處が禍となる、すれば人に由たものと也、惠公も一體の人がわるいと云ことを諷諫した言である、【注】因。心から此禍を召かれたと云ことをこめたなり、

震夷伯之廟、罪之也、於是展氏有隱慝焉、

【註】隱惡、非法所得、尊貴罪所不加、是以聖人因天地之變、自然之妖、以感動之、知達之主、則識先聖之情、以自厲、中下之主、亦信妖祥、以不妄、神道助教、唯此爲深、

展氏が廟へ雷の下たは、隱れたる惡があるゆゑ、天の罪した處と見ゆる也、【注】隱。見えぬ惡は刑法で正されはせぬ、尊貴には罪が加へられぬに付て、是を以て天地の變や自然の妖怪に因て、聖人は感動なさるゝ、それで天を恐れ玉ふと也、其餘も知の達した君は聖人の情を考て自ら厲まるゝ、中下の主も是を信用してあなどらぬ、是で鬼神の敎を助け玉ふとしたもので味が深い也、

冬、宋人伐曹、討舊怨也、

【註】莊十四年、曹與諸侯伐宋、

位を失ふことである、宗丘の自國で亡ると云こと、後にこの事も合た也、

歸妹睽孤、寇張之弧、

【註】此睽上九爻辭也、處睽之極、故曰睽孤、失位孤絕、故遇寇難、而有弓矢之警、皆不吉之象、

○歸　寇の方から弓を張る、難に合ふことなり、

姪其從姑、

【註】震爲木、離爲火、火從木生、離爲震妹、於火爲姑、謂我姪者、我謂之姑、謂子圉質秦、

○姪　姪が姑に從ふと云を直して見れば、太子が質と成て伯母の所へ行く也、

六年其逋、逃歸其國、而棄其家、

【註】逋、亡也、家、謂子圉婦懷嬴、

○六　六年で逃歸りて妻室を棄んと也、是も合た、

明年其死於高梁之虛、

【註】惠公死之明年、文公入殺懷公于高梁、高梁、晉地、在平陽楊氏縣西南、凡筮者、用周易、則其象可推、非此而往、則臨時占者或取於象、或取於氣、或取於時日王相、以成其占、若盡附會以爻象、則構虛而不經、故略言其歸趣、他皆放此、

○明　是亦合た、【注】凡筮　周易に出るは推たがよい、其外は時に臨で種々の事に因て、占者の頓知で判斷すると云こと也、

及惠公在秦、曰、先君若從史蘇之占、吾不及此夫、韓簡侍、曰、龜象也、筮數也、物生而後有象、象而後有滋、滋而後有數、先君之敗德、及可數乎、史蘇是占、勿從何益、

【註】言龜以象示、筮以數告、象數相因而生、然後有占、占所以知吉凶、不能變吉凶、故先君敗德、非筮數所生、雖復不從史蘇、不能益禍、

今度惠公の俘と成て秦に居らるゝに付て云はるゝは

○史蘇　晉の卜筮の官が是を占て、不吉でござると云た、

其繇曰、士刲羊、亦無衁也、女承筐、亦無貺也、

【註】周易歸妹上六爻辭也、衁、血也、貺、賜也、刲羊士之功、承筐女之職、上六無應、所求不獲、故下刲無血、上承無實、不吉之象也、離爲中女、震爲長男、故稱士女、

○其繇　是れ周易の辭である、士が羊を刲すに衁は血がなく、女筐を承けても賜がないと也、【注】刲羊みな求ることは得ずして、心を盡す甲斐がないと云こゝろなり、

西鄰責言、不可償也、

【註】將嫁女於西、而遇不吉之卦、故知有責讓之言、不可報償、

秦は晉の西に當る故、西鄰の責言が償れぬと云こと、是も秦へ嫁するは不吉である、

歸妹之睽、猶無相也、

【註】歸妹、女嫁之卦、睽、乖離之象、故曰無相、相、助也、

○歸　女嫁して乖離の處へ行く、是亦助けないと也、

震之離、亦離之震、

【註】二卦變而氣相通、

○震　どちらへしてもわるく變ずる、

爲雷爲火、爲嬴敗姬、

【註】嬴、秦姓、姬、晉姓、震爲雷、離爲火、火動熾而害其母、女嫁反害其家之象、故曰、爲嬴敗姬、

○爲　嬴は秦から晉を敗ると云ことなり、【注】嬴解に不及、

車說其輹、火焚其旗、不利行師、敗于宗丘、

【註】輹、車下縛也、丘、猶邑也、震爲車、離爲火、上六爻在震則無應、故車脫輹、在離則失位、故火焚旗、言皆失車火之用也、車敗旗焚、故不利行師、火還害母、故敗不出國、近在宗邑、

【註】征、賦也、繕、治也、孺子、太子圉、
○呂甥　其上に云には、君は御身の位を失ひ玉ふたことを恤へとも成されずして、たゞ群臣どものことを憂ひに思召て、一家中の者が難義致さうかと思召て、如此に有がたい命が有る、惠の至極ではないかと也、○將　然れども此上君を棄てゝもおかれまいが、如何思ふぞと也、○衆　どう致したらようござらう、○對　呂甥が云には、外に仕方も無ければ、又人々人數を聚て太子の輔と成て君を守り立てるより外あるまい、征繕とは知行高に合せて人を扶持し、欠たのを補ふて揃へることを云、

諸侯聞之、喪君有君、羣臣輯睦、甲兵益多、好我者勸、惡我者懼、庶有益乎、衆說、晉於是乎作州兵、

【註】五黨爲州、州二千五百家也、因此又使州長各繕甲兵、
○諸　右の通りに國が聢と成れば、諸大名が聞て晉は君を喪たけれどもやはり君はあり、多の諸臣も離散せず、輯り和して守れば、甲兵も益多いと云て、此方を好みに思ふ者は勸み近付くであらう、惡しと思ふ者は却て堅固なを見ては懼るゝであらう、すれば益が有ではないかと也、○衆　各悅び同心して於是州兵が成て、晉國の軍師が調たと云ことと也、【注】五五百家を黨と云、五ッ合て州也、國の調つたを云、

初晉獻公筮嫁伯姬於秦、遇歸妹䷵之睽、䷥

【註】兌下震上歸妹、兌下離上睽、歸妹上六變而爲睽、
昔の談である、今晉秦聟小舅如此合戰に及だに付て昔の卜なひの効の有たことをあらはす也、初惠公の親獻公の時代に、惠公の姉穆夫人を秦へ嫁することを筮を取て占はせられたれば、○遇歸妹　と云卦が出た、嫁する妹が睽は離れ乖いて不吉である、

史蘇占之曰、不吉、

【註】史蘇、晉卜筮之史、

呂甥、召使迎己、

人に怨を重ねさすれば、眼前晉侯の如くに及て任じがたし、人を侵せば不善不吉とあるとなり、〇乃穆公の和平を許して、惠公を歸さうと云はれた、〇晉侯惠公の彌々穆公が納得致されて、歸さるゝと云ふに成て、郤乞と云大夫を側へ召て、其方急ぎ國へ歸て、和平もすみて歸る筈に成た程に、安心せよと瑕呂飴甥に告げよ、〇且其上に吾を迎ひに來れと云へと、云付けてやられた、

子金教之言、曰、朝國人、而以君命賞、

【註】恐國人不從、故先賞之於朝、

〇子金　爰が飴甥が謀略である、郤乞に言含めて惠公の命が有ると云て、國人群臣を集め朝せしめて、君命を云渡して今度の軍賞をそれ〴〵に行た、是は國人が背かうかと恐れての謀也、

且告之曰、孤雖歸、辱社稷矣、其卜貳圉也、

【註】貳、代也、圉、惠公太子、懷公、

〇且　賞を與へた上に云渡すに、孤が國に歸てからが社稷を辱しめた不德のものなれば、もはや君とは成るまい程に、代繼を卜ふて太子の圉を君として立てゝ、事へよとの命也と云渡した、

衆皆哭、

【註】哀君不還國、

〇衆　偖も痛はしやと云て哭いた、

晉於是乎作爰田、

【註】分公田之稅、應入公者、爰之於所賞之衆、

〇晉　先づ忠賞の表が空く成ては此上の一大事なれば、御藏入の御領地を皆分て群臣に與へたと也、爰は易ると訓ず、字書の注に爰田は謂以田相換易也とある、

呂甥曰、君亡之不恤、而羣臣是憂、惠之至也、將若君何、衆曰、何爲而可、對曰、征繕以輔孺子、

は怒を重ると云もの也、我れ言を食たらば天地に背くと云ふもの也、

重怒難任、背天不祥、必歸晉君、

【註】任、當也、

怒を重ては當り難く、天に背くは不祥なれば、晉君を歸さうと思ふと也、

公子縶曰、不如殺之、無聚慝焉、

【註】公子縶、秦大夫、恐夷吾歸、復相聚爲惡、

○公子縶　穆公の歸さうと云はるゝゆゑ、あれを歸してはたまらぬ、若し歸したならば、又人數を聚て惡を企るであらう、一向殺してひまをあげたがよいと云、

子桑曰、歸之而質其太子、必得大成、晉未可滅、而殺其君、祗以成惡、

【註】祗、適也、

○子桑　此者が了簡には、晉侯は歸して太子を此方へ受取て質と成されたらば、必大にたひらぎ治まらう、○晉　晉の國はまだ滅されぬ、國が有て其君を殺しては、丁ど此方に敵對して惡をせよと指圖するやうなものじや、國に餘類殘黨と云が有てだまつてはをらぬ、

且史佚有言曰、無始禍、

【註】史佚、周武王時大史、名佚、

○且　其上周の大史の佚と云者が云た古言にも、禍を始ると云は亂の基なれば始むるな、

無怙亂、

【註】恃人亂爲己利、

人の亂を恃みにして吾國の利とするな、

無重怒、重怒難任、陵人不祥、乃許晉平、晉侯使郤乞告瑕呂飴甥、且召之、

【註】郤乞、晉大夫也、瑕呂飴甥、即呂甥也、蓋姓瑕呂、名飴甥、字子金、晉侯聞秦將許之平、故告

使番の者に、衰経と云は喪服をきせて、夫と穆公を逆
へに出して、其うへ口上に、

曰、上天降災、使我兩君、匪以玉帛相見、而以興戎、若晉君朝以入、則婢子夕以死、夕以入、則朝以死、唯君裁之、乃舍諸靈臺、

【註】在京兆鄠縣、周之故臺、亦所以抗絶、令不得通外内、

○曰　上天より今かゝる災難を降して、我兩君は穆公惠公也、兩君互に睦じければ玉の卷物のと云を取遣はして相見るに、却て戎を興して矛盾を以て此仕義に及だと也、○若　晉君を連れ來り玉ふと聞く、朝に此方へ入玉ひたらば、婢子の私は夕に死し、夜中に入玉ひたらば朝に死にまする、○唯　君宜きやうに裁配を成されよと云はれた、○乃　晉侯を連て來ては又國元のさわぎに成ゆゑ、領内の靈臺と云に舍して押込めておかれた也、

大夫請以入、公曰、獲晉侯、以厚歸也、既而喪歸、焉用之、

【註】若將晉侯入則夫人或自殺、

○大夫　大夫どもは御居城へ引て參らうと云た、

○公曰　今惠公を囚たは厚き幸で歸るなるに、國へ連れ歸て夫人が自殺したときには不幸で歸るやうなものである、焉ぞ左やうにならうや、

大夫其何有焉、

【註】何有、猶何得、

○大夫　其方どもは手柄が無になると也、

且晉人慼憂以重我、

【註】謂反首拔舍、

○且　其上晉の大夫どもも殊の外慼み憂て、身を辱しめて我を敬ひ重んじ、

天地以要我、不圖晉憂、重其怒也、我食吾言、背天地也、

【註】食、消也、

天地を證據にして吾に約束した、晉の憂を圖らいで

也、寡人之從君而西也、亦晉之妖夢是踐、豈敢以至、

【註】狐突不寐而與神言、故謂之妖夢、申生言帝許罰有罪、今將晉君而西、以厭息此語、踐、厭也、

穆公の大夫どもへ口状を云はせらるゝには、其許達何の感ることがあらうぞ、寡人が今惠公の御供して西へ行くのは、亦晉の妖夢の有たを踐み行ふまでのことである、何しに別の子細が有て引立てゝ往くのであらうぞと也、晉より秦は西に當る故云、【注】狐厭息は夢合せをして、其妖をまじなふて濟まして仕まふと也、

晉大夫三拜稽首曰、君履后土而戴皇天、皇天后土實聞君之言、羣臣敢在下風、穆姬聞晉侯將至、以太子罃弘、與女簡璧、登臺而履薪焉、

【註】罃、康公名、弘、其母弟也、簡璧、罃弘姊妹、古之宮閉者、皆居之臺、以抗絕之、穆姬欲自罪、故登臺而荐之以薪、左右上下者、皆履柴乃得通、

大夫どもが穆公の言をたがへさせまいとすかさず釘をさすである、君には國君にてましませば、后土を履み皇天を戴き玉ふ、すれば皇天后土も實に只今の仰せらるゝ御言を聞玉ひ、羣臣どもも下風にありて拜聞仕りましたと云こと、天神地祇も穆公の言を聞き玉ひたと云のが固めの言である、○穆姬　秦では穆夫人が弟の晉侯の囚人と成て至らるゝと云事を聞て聟舅が敵と成ては生きては居られぬ、故に太子の罃と弟の弘と、其妹女めの簡璧と云を連れて臺に登て、○履　四方に薪を積て、來らるゝと火をかけて燒けとて、死る覺悟で居らるゝ、是は罪人の象である、古は夫人に罪があれば臺に登せておく、【注】抗絕　抗絕は道ぎりをすること也、絕て仕廻ふ也荐は敷也、

使以免服衰絰逆、且告、

【註】免衰絰、遭喪之服、令行人服此服迎秦伯、且告將以恥辱自殺、

【註】九月十三日、
○壬戌　合戰があつた、

晉戎馬還濘而止、

【註】濘、泥也、還、便旋也、小駟不調、故隋泥中、
○晉　惠公の馬が泥の中へ踏込で動かぬ、義仲の深田の有さまである、

公號慶鄭、慶鄭曰、愎諫違卜、

【註】愎、戾也、
○公　難義に及だに因て慶鄭々々と云て呼れた、○慶　爰が慶鄭があまり見限り過た、諫には愎り卜には違ひ、

固敗是求、又何逃焉、遂去之、梁由靡御韓簡、虢射爲右、輅秦伯、將止之、

【註】輅、迎也、止、獲也、
敗軍は元來こなたの求めさしたことなれば、今さら何として逃れらるゝものであらうと云て、ずつと行過てかまはなんだ、○梁由　此三人が秦の繆公を捕へんとする處を、

鄭以救公誤之、遂失秦伯、秦獲晉侯以歸、

【註】經書十一月壬戌、十四日、經從赴、
慶鄭が脇から聲をかけて、やれそこらに構て居るな、此方の君が討れられさうな、早く救へと云て三人を退けた故、穆公を捕へそこなはせたと也、○遂　其間に秦伯を見失なふた、是は穆公さへ捕へると、惠公は囚れと成られてもかへ〴〵に成れども、慶鄭が誤らせた、其間に惠公はやみ〳〵と生捕に成られた、穆公のつれて陳所へ歸られたと也、

晉大夫反首拔舍從之、

【註】反首亂頭髮下垂也、拔、草、舍、止、壞形毀服、
○晉大夫　惠公の大夫どもがさばき髮してあはれなる貌と成て從て行く也、【注】拔舍　野宿をする也、

秦伯使辭焉、曰、二三子何其慼

【註】狃忕也、言辟秦則使忕來、又此方が飢饉した時には、秦から助力した米を食て助つた、〇三　如此あの方からは三つの施しが有たれども、此方からは一つも報いぬ、是をこらえ兼て來た、それを侘言はせで、却て此方から是を擊つとなれば、又向ふ劍がないゆゑ、我軍勢は怠り弱みがある、あの方は奮然とおこり立て理を以てすゝむ也、すれば一倍と申すもまだ控目な申し様で、中々一倍よりは敵がつよからうと也、〇公曰　匹夫でも乘尻おぼえさせてはむつかしい、まして敵國は猶更也、左やうに心がおくれては付込るゝぞと云て、

遂使請戰、曰、寡人不佞、能合其衆、而不能離也、君若不還、無所逃命、秦伯使公孫枝對曰、君之未入、寡人懼之、入而未定列、猶吾憂也、

【註】列、位也、

〇遂　此方から戰を始めうと云やられた、〇曰　秦へ對して寡人不佞能く大軍を合すれども、一人も離るゝやうにはえ致さぬ、君速に軍を引玉へば其通り、若還り玉はず戰はうと仰らるゝならば、仰を背かれぬ故、已むことを得ず一戰いたさうと也、〇秦伯　繆公はおとなしい、公孫枝を出して云はるゝには、前方君が梁に浪々して居玉ふ時には、寡人甚だ氣遣て、若入り玉ふことも成るまいかと心を勞した、〇入　國に入玉ひてからは、國々同盟の一列に位が定り玉はぬを吾は憂に存じたと也、

苟列定矣、敢不承命、韓簡退曰、吾幸而得囚、

【註】得囚爲幸、言必敗、

〇苟　今はもはや一國の諸侯と位が定り玉ひたなれば、〇敢　成程仰に從て一合戰致さうと也、〇韓　右の辭を聞て、吾は隨分仕合がよければ俘と成らう、惡うしたらば命は有まいと云た、是は敗北に決した意也、

壬戌、戰于韓原、

と也、

亂氣狡憤、陰血周作、張脈僨興、外彊中乾、

【註】狡、戾也、憤、動也、氣狡憤於外、則血脈必周身而作、隨氣張動、外雖有彊形、而內實乾竭、

○亂　是は馬の氣色を云、逆て來ては氣が亂れて戾り動き、陰血が身內に周く作て、筋脈が張て僨興とおこりたつ外は彊いやうなれども實は內はよわりて乾きつかれて居ると云ことなり、【注】狡　見かけはつよいやうなれども、內はよわる理である、

進退不可、周旋不能、君必悔之、弗聽、九月、晉侯逆秦師、使韓簡視師、

【註】韓簡、晉大夫韓萬之孫、

此方が進まうとすれば馬めが尻ごみし、退かうと思へば向へすゝむ也、○周　左へ廻さうとすれば右へむいて、どうも自由にまはらぬである、其時に後悔を成さるゝであらうと云へども、惠公曾て用ひられぬ也、○九月　此方から一と合戰致さうと逆へられたである、○使韓　大夫を出して斥候をさせられたれば、

復曰、師少於我、鬭士倍我、公曰、何故、對曰、出因其資、

【註】謂奔梁求秦、

復して云には、總軍勢は此方より少なけれども、鬭ふ士は此方の一倍あると云た、○公曰　それは何と云ことであるぞと也、○對　先づ初め君が出玉ひたる時、梁へ奔て居玉ひて秦を力に成され、

入用其寵、

【註】爲秦所納、

入玉ふにも秦から君を寵して世話をやいた、

饑食其粟、三施而無報、是以來也、今又擊之、我怠秦奮、倍猶未也、公曰、一夫不可狃、況國乎、

果して三度目は韓の地で敗れませう、是までが卜者の語也、

晉侯謂慶鄭曰、寇深矣、若之何、對曰、君實深之、可若何、公曰、不孫、卜右、慶鄭吉、弗使、

【註】惡其不孫、不以爲車右、此夷吾之多忌、

○晉侯　秦からして手強く攻るやうすゆゑ、惠公の慶鄭に寇の怨が殊の外に深いが何とせうと思ふぞと也、○對曰　是は君の御好きで深うなされたものなれば、どうも仕方はござらぬ、○公　無作法者めがと云て大に怒られた也、○卜右　惠公の戎右の者を占て見られたれば、慶鄭が吉に當た。○弗　惠公のあいつは吾に不禮を云たで否じやと云て用ひられなんだ、

步揚御戎、家僕徒爲右、

【註】步揚、郤犨之父、

○步揚　兩人を御と右とに定められた、

乘小駟、鄭入也、

【註】鄭所獻馬、名小駟、

○乘　鄭から贈た小駟と云馬に乘て出られた、

慶鄭曰、古者大事必乘其產、生其水土、而知其人心、安其敎訓、而服習其道、唯所納之、無不如志、今乘異產、以從戎事、及懼而變、將與人易、

【註】變易人意、

○慶鄭　又諫る、いにしへ國の大事有て戎を出す時には、必ず其國で出產した馬に乘ると也、是は其國の水土で生れた故、其國の人の心を能く知て居る、○安　此方の訓ふるやうになる、○服　生れた國を步きつけて居るゆゑ、どちらへでも赴かせたい方へ行て、此方の志のやうに順ふもの也、○今乘　それに今他國で生れた馬に乘て、大事の戰場へ出玉ふ、○及軍に及でおぢると、もはや人と馬と別々の心に易る

故秦伯伐晉、卜徒父筮之、吉、

【註】徒父、秦之掌龜卜者、卜人而用筮、不能通三易之占、故據其所見、雜占而言之、

○故　はらにするゑ兼て伐つ筈に成た、○卜　筮で吉に當た、【注】徒父　三易は夏殷周三代の占はえせぬ、故に是は雜占の言を用ひたとなり、

涉河、侯車敗、詰之、

【註】秦伯之軍涉河、則晉侯車敗也、秦伯不解、謂敗在己、故詰之、

是が占の辭である、是は秦の穆公の軍兵が河水を渡らば、晉侯の車が敗れうと云こと也、それを穆公の合點がゆかぬで、自分に敗るゝことかと思て詰られたとなり、

對曰、乃大吉也、三敗、必獲晉君、

其卦遇蠱、䷑

【註】巽下艮上蠱、

○對　三度敗れて晉君を得らるゝで有らうと也、

曰、千乘三去、三去之餘、獲其雄狐、夫狐蠱、必其君也、

【註】於周易、利涉大川、往有事也、亦秦勝晉之卦也、今此所言、蓋卜筮書雜辭、以狐蠱爲君、其義欲以喩晉惠公、其象未聞、

是は雜易の辭である、狐は君となる、【注】於　其象は如何やうなわけか知らぬとなり、雜占ゆゑなり、

蠱之貞、風也、其悔、山也、

【註】內卦爲貞、外卦爲悔、巽爲風、秦象、艮爲山、晉象、

歲云秋矣、我落其實、而取其材、所以克也、

【註】周九月、夏之七月、孟秋也、艮爲山、山有木、今歲已秋、風吹落山木之實、則材爲人所取、

實落材亡、不敗何待、三敗及韓、

【註】晉侯車三壞、

秦の穆公の夫人で居らるゝ此人が賈君は母分の人是は先君獻公の次妃で、晉に居らるゝ是を惠公に介抱して下されと云て賴まれた、

且曰、盡納羣公子、

【註】羣公子、晉武獻之族、宣二年傳曰、驪姬之亂、詛無畜羣公子、

○且　公子達も申生の死なれた時分流浪して居られたゆゑ、國へ歸らせて下されと賴まれた、

晉侯烝於賈君、又不納羣公子、

是以穆姬怨之、晉侯許賂中大夫、

【註】中大夫、國內執政、里丕等、

○晉侯　その賈君をば姦淫し、賴まれた羣公子をば一人も納れられぬゆゑ、秦の夫人も怨を含まれたと也、○晉侯　里克や丕鄭等の中大夫どもには、國へ入たらば屹と祿秩をやらうと云て骨を折らせて、

既而皆背之、賂秦伯以河外列城五、東盡虢略、南及華山、內及解梁城、既而不與、

【註】河外、河南也、東盡虢略、從河南而東、盡虢界也、解梁城、今河東解縣也、華山、在弘農華陰縣西南、

○賂秦　穆公へは入國致たらば、河外に列てある五つの城を進上して、土地は東は虢の國界まで、南は華山まで、內は解梁城までを上ませうと約束して、納れて貰てから何の沙汰もない、

既に入てからは皆背て何にも與へず、却て皆殺した、

晉饑、秦輸之粟、

【註】在十三年、

○晉　其上にも、まだ、手前の國が飢饉に及ぶと云て、秦へ合力を乞はれたれば、穆公のおとなしく與へられた、

秦饑、晉閉之糴、

【註】在十四年、

○秦　あちらは飢た時にはやられなんだ、

冬、宋人伐曹、
告文なり、
楚人敗徐于婁林、
【註】婁林、徐地下邳僮縣東南有婁亭、
告文なり、
十有一月、壬戌、晉侯及秦伯戰于韓、獲晉侯、
【註】例得大夫曰獲、晉侯背施無親愎諫違卜、故貶絶下從衆臣之例、而不言以歸、不書敗績、晉師不大崩、
告文なり、晉の惠公を秦へ生捕たとなり、【注】例。恩を忘れ親みを失ひ、諫にもとられ卜にそむかれてわるい君ゆゑ、貶して臣のやうに云た、君を獲とは書ぬことである、
【傳】十五年、春、楚人伐徐、徐即諸夏故也、
徐が楚を離れて中國へ付た、ゆゑに楚から攻た、

三月、盟于牡丘、尋葵丘之盟、且救徐也、
【註】葵丘盟、在九年、
孟穆伯帥師、及諸侯之師救徐、諸侯次于匡以待之、
○孟。内の大夫は名を記さぬなり、
夏、五月、日有食之、不書朔與日、官失之也、
解に不及、
秋、伐厲、以救徐也、
解に不及、
晉侯之入也、秦穆姫屬賈君焉、
【註】晉侯入、在九年、穆姫、申生姉、秦穆夫人、賈君、晉獻公次妃、賈女也、
是から晉侯の惡い事を數へ立てゝ云、晉侯の國へ入らるゝ時に、秦の穆姫は晉の女で太子申生の姉也、

楚人伐徐、三月、公會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男曹伯、盟于牡丘、

【註】牡丘、地名、闕、

楚から徐國を伐た、楚を伐返さうとて七國が先づ盟た、

遂次于匡、

【註】匡、衞地、在陳留長垣縣西南、

會盟は成て陳を張て待合せて居る、

公孫敖帥師、及諸侯之大夫救徐、

【註】公孫敖、慶父之子、諸侯既盟次匡、皆遣大夫將兵救徐、故不復具列國別也、

是は國々の諸侯が盟がすんで、楚を伐つ時には皆大夫を出すことゆゑ、魯國からも敖が出て諸國の大夫と云合せて、徐を救たと云こと也、【注】皆　又一々に國々を云立ぬと云ことである、

夏、五月、日有食之、秋、七月、齊師曹師伐厲、

【註】厲、楚與國、義陽隨縣北有厲鄉、

告文なり、是も楚國の内なり、

八月、螽、

【註】無傳、爲災、

九月、公至自會、

【註】無傳、

廟に告られたゆゑ記した也、

季姫歸于鄫、

【註】無傳、來寧不書、此書者、以明中絶、

此わけは前に出た、

己卯、晦、震夷伯之廟、

【註】夷伯、魯大夫、展氏之祖父、夷、謚、伯、字、震者、雷電擊之、大夫既卒、書字、

廟へ雷がおちた也、

五箇所の城を進上せうと云はれた、けれども晋へ入てから惜く成て遣ることを止められた、それで虢射が云には、城をやらぬは畜の皮のやぶれた處のやうなもの、その皮のやぶれてあいた處のあるに、毛抔を植うと云ても、下地がないゆゑ植らぬと云こと也、【注】虢。 秦に怨を受けてゐる故、この度米を送ても秦は恩に着ぬと云こと、

慶鄭曰、棄信背鄰、患孰恤之、無信患作、失援必斃、是則然矣、虢射曰、無損於怨、而厚於寇、不如勿與、

【註】言與秦粟、不足解怨、適足使秦强、

又諫る、それでは信を棄て隣國に背くと云ものである、若國の患の有た時には孰有りてあはれむ者もあるまいと也、○無 信實がなくては患が作る、隣國などの援がなくては獨りころびに成ると云ことがあるが、是が則ちさう云仕方じやと也、○虢射 又惡人が水をさす、○無 今粟を贈て秦の怨が減ればよけれども、肝要の城をやらねば向の怨は散せまい、其怨ある國へ糧を見次いでは、却て寇を厚く强くする道理なれば、兎角與へぬにしくはない、飢ゆれば飢次第にしておくがましと也、【注】言 とても怨みは散せず、只敵が强くなる計で益がない、

鄭曰、背施幸災、民所棄也、近猶讎之、況怨敵乎、弗聽、退曰、君其悔是哉、

施に背て他の災を幸ふと云は、普く人民の見限る處で、近き國人さへ讎と成らうに、況や怨敵を怒らせてはたまらぬと云、○弗 惠公の合點せられぬ、○退 退出して後悔を成されうと云たとなり、

【經】十有五年、春、王正月、公如齊、

【註】無傳、諸侯五年再相朝、禮也、例在文十五年、

僖公の桓公へ朝せられた、五年目には二度づゝ相互に朝するが禮である、

魯國へ父母の見廻に來られた、郜子の來朝致されぬ故、僖公の無禮なと云て、止て郜へ歸されなんだ【注】來。　經には來寧のことはなく、次に歸とあるのは新に嫁するやうに見せた也、

夏、遇于防而使來朝、

郜子の來朝せられたなり、

秋、八月、辛卯、沙鹿崩、晉卜偃曰、期年將有大咎、幾亡國、

【註】國主山川、山崩川竭、亡國之徵、

是が晉の滅亡する前表で有た、晉のト者が占て云には、一年も立つ內には何ぞ大な咎めが有らう、大方國が亡びんと也、【注】國。　一國の根本は山川である、それが崩れたり竭たりしてはわるい、

冬、秦饑、使乞糴于晉、晉人弗與、慶鄭曰、背施無親、

【註】慶鄭、晉大夫、

今度は秦の國が飢饉に及だ故に、晉へ見次の貢出しを頼まれたと也、○晉。　惠公の方からは與へなんだ、史記で見れば、惠公の色々相談を致された、それを大夫の慶父が諫た辭である、向から施れたに此方は背て與へぬと云は、隣國の親みはないと云ものなり、

幸災不仁、貪愛不祥、怒鄰不義、四德皆失、何以守國、虢射曰、皮之不存、毛將安傅、

【註】虢射、惠公舅也、皮以喩所許秦城、毛以喩糴、言既背秦施、爲怨以深、雖與之糴、猶無皮而施毛、

又他國の災を幸ふと云は不仁也、貪欲を深して物をしむと云は不祥也、隣國を怒らすと云は不義也、この四德を皆失ひ玉ひては、何を以て國を守り保ち玉ふやと也、○虢射。　此奴めが惡人である、惠公の母方の叔父也、○皮。　是はたとへである、畜の皮が有ればこそ毛があつたものなれ、皮の無く成たる所には毛は生されぬと云こと也、是は晉の惠公の夷吾と云た時、秦の繆公の取持で晉へ入れてもらはれた、其禮に

○命之　其後世の諺に是を汎舟の役と云傳へたと
也、

【經】十有四年、春、諸侯城緣陵、

【註】緣陵、杞邑、辟淮夷、遷都于緣陵、
打寄て普請が有た、

夏、六月、季姬及鄫子遇于防、使鄫子來朝、

【註】季姬、魯女、鄫夫人也、鄫子本無朝志、爲季姬所召而來、故言使鄫子來朝、鄫國、今琅邪鄫縣、
女め子の召て來朝させられた、【注】季○　來朝する志は無けれども、女房のすゝめで朝した、故に使と云たものである、

秋、八月、辛卯、沙鹿崩、

【註】沙鹿、山名、平陽元城縣東有沙鹿土山、在晉地、災害繫於所災所害、故不繫國、
告文也、晉から告たと見ゆる、【注】沙○　晉のと云ては國へも災したやうなで、國にはさはりなく砂鹿山が崩れたまでを示すとて、國號を除いたと云ことなり、

狄侵鄭、

【註】無傳、

冬、蔡侯肸卒、

【註】無傳、未同盟、而赴以名、

【傳】十四年、春、諸侯城緣陵、而遷杞焉、不書其人、有闕也、

【註】闕、謂器用不具、城池未固而去、爲惠不終也、澶淵之會、既而無歸、大夫不書、而國別稱人、今此總曰諸侯、君臣之辭、不言城杞、杞未遷也、
何國の人何所の人とはない、【注】闕○　成就せぬ也、

鄫季姬來寧、公怒止之、以鄫子之不朝也、

【註】來寧不書、而後年書歸鄫、更嫁之文也、明公絕鄫昏、既來朝而還、

ら重く見次ぎを施して、あの方から屹と返報をせば、君何を求め玉はんやそれは申分はない、

重施而不報、其民必攜、攜而討焉、無衆必敗、

【註】不義、故民離、

若また施して返報せねば、あの方の民が離るゝであらう、其離れた時討たらば、人數が無くて必敗れう、すれば遣はさるゝがよいと也、

謂百里、與諸乎、

【註】百里、秦大夫、

○謂　繆公の又百里奚と云大夫に遣はしてよからうかと云はるゝ、

對曰、天災流行、國家代有、救災恤鄰、道也、行道有福、丕鄭之子豹在秦、請伐晉、

【註】欲爲父報怨、

○對　風水旱の天災は流行するものなれば、國家に相互に有ることで、其災難を救ひ鄰國を恤むと云は今日の道也、道を行ひ玉へば自然と天の福を得玉はう程に、早々贈り玉へと云、○丕鄭　是は前に親が晋で殺された故、敵をとり度思て是を幸ひに伐ませうと云た、

秦伯曰、其君是惡、其民何罪、秦於是乎輸粟于晉、自雍及絳相繼、

【註】雍、秦國都、絳、晉國都、

○秦伯　繆公はおとなしい、其君は惡いと云ても晋の人民に何の罪が有うや、飢ては人民の難義することなれば、救ふがよいに與へよと云て、そこで粟を贈られたと也、○自　大分の事で秦の城下の雍から晋の城下の絳まで、引もきらずに續いたと云ことである、

命之曰汎舟之役、

【註】從渭水運入河汾、

【註】前年王子帶奔齊、言欲復之、
桓公より仲孫湫を使として周へ聘禮を致させ、其序に此方へ出奔して居る王子帶を復し度いと云て、伺へと云付て遣れた、

事畢、不與王言、

【註】不言子帶事、
○事畢　聘問一と通りの禮事は畢へたれども、王へ王子帶が事は言上せなんだ、

歸復命、曰、未可、王怒未怠、其十年乎、不十年、王弗召也、

○歸　齊へ歸て桓公へ聘の復命をして後に云には、○未　子帶が事はまだ云出されませぬ、王の怒りがまだ中々解けぬ樣子に見ゆる、まだ十年程も御免は有るまい、十年も經ずば王から召かへされまいとなり、

夏、會于鹹、淮夷病杞故、且謀王室也、

夷が杞を病しむると、王室の事とに付て相談するである、

秋、爲戎難故、諸侯戍周、齊仲孫湫致之、

【註】戍、守也、致諸侯戍卒于周、
東門を焚くほどのことゆゑ、中國の大名が周の王城を戍りの爲に戍卒を出す、是は仲孫湫が下知してするである、

冬、齊荐饑、

【註】麥禾皆不熟、
荐りに饑るは一年中の五穀が皆不作で飢饉した、

使乞糴于秦、秦伯謂子桑、與諸乎、對曰、重施而報、君將何求、

【註】言不損秦、
○使　晉の君から秦の繆公へ米をわたして救て下されと云た、○秦伯　大夫と相談を致さるゝ、米を遣はしてよからうかと也、○對曰　子桑が云には此方か

と也、【注】功　官は上卿ではなけれども、齊の執政職ゆゑ、其職にて上卿あしらひにせやうと思召すなり、

管仲受下卿之禮而還、

【註】管仲不敢以職自高、卒受本位之禮、

綸言なれども高ぶらぬ心ゆゑ、自分の本位の禮を拜して歸たと也、

君子曰、管氏之世祀也宜哉、讓不忘其上、詩曰、愷悌君子、神所勞矣、

【註】詩、大雅、愷、樂也、悌、易也、言樂易君子、爲神所勞來、故世祀也、管仲之後、於齊沒不復見、傳亦擧其無驗、

○君子　管氏が世々祀らるゝも尤也、讓て上を忘ぬ、

○詩　愷悌とて德のある君子は、鬼神もいたはり玉ふと云こと也、管仲がことであらう、【注】詩　神にも勞はらるゝと也、管仲が後胤が齊にないと云はるゝは、晉の杜預の時分にないと云ふことか、左丘明の時分には有たと見ゆる、驗なきを云ふではない、

【經】十有二年、春、狄侵衞、

【註】傳在前年春、

告文なり、

夏、四月、葬陳宣公、

【註】無傳、

告文なり、

公會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男曹伯于鹹、

【註】鹹、衞地、東郡濮陽縣東南有鹹城、

衞の領分にて會があつた、

秋、九月、大雩、

【註】無傳、書過、

冬、公子友如齊、

【註】無傳、

【傳】十三年、春、齊侯使仲孫湫聘于周、且言王子帶、

隰朋平戎于晉、

【註】平、和也、前年晉救周伐戎、故戎與周晉不和、

桓公の戎が入てさわがしいに付て、管仲にあつかへと云はれた、それゆゑに和談をさせた、齊の隰朋は晉と戎とを和げた、

王以上卿之禮饗管仲、管仲辭曰、臣、賤有司也、有天子之二守國高在、

【註】國子高子、天子所命、爲齊守臣、皆上卿也、莊二十二年、高傒始見經、僖二十八年、國歸父乃見傳、歸父之父曰懿仲、高傒之子曰莊子、不知今當誰世、

○王以　をり〳〵功を立たに付て、王から上卿の禮を以て管仲を饗さうと仰られた、○管仲　中々奉受ことをせぬ、私は賤い小役人でござります、王より齊へは二人の守臣の國子高子と云を附させられて、皆上卿と成まして齊に居まする、

若節春秋、來承王命、何以禮焉、

【註】節、時也、

○若　若此兩人が春秋の御伺に上りまして、王命を承けますならば、其時の禮は何を以てか成されんや、

陪臣敢辭、

【註】諸侯之臣曰陪臣、

○陪　拙者は憚りながら御免を蒙りたい、

王曰、舅氏、

【註】伯舅之使、故曰舅氏、

○王曰　又仰せに舅氏は覇主の使を云、

余嘉乃勳、應乃懿德、謂督不忘、往踐乃職、無逆朕命、

【註】功勳美德、可謂正而不可忘者、不言位而言職者、管仲位卑而執齊政、故欲以職尊之、

其方が勳功を嘉し、其方が懿德に應じて、正くして忘れぬために、今上卿の禮を用ると也、○往　齊へ往て上卿の位は踐まずとも、職を守て朕が命にたがふな

先づ無事に治められた也、

黃人不歸楚貢、冬、楚人伐黃、

【註】黃人恃齊故、

解に不及、

【經】十有二年、春、王三月、庚午、日有食之、

【註】無傳、不書朔、官失之、

告文なり、

夏、楚人滅黃、秋、七月、冬、十有二月、丁丑、陳侯杵臼卒、

【註】無傳、遣世子與僖公同盟甯母及洮、

告文なり、

【傳】十二年、春、諸侯城衛楚丘之郛、懼狄難也、

【註】楚丘、衛國都、郛、郭也、爲明年春、狄侵衛傳、

折々狄が侵すに付て要害を構へた也、

黃人恃諸侯之睦于齊也、不共楚職、曰、自郢及我九百里、焉能害我、夏、楚滅黃、

【註】郢、楚都、

黃の者どもが諸侯と一所に盟て、齊の桓公の睦いを恃みにして居るゆゑ、楚の命を聽くには及ばぬと云て居た、楚は大國なれども遠方なるゆゑ、それで楚へはつとめなんだ也、〇曰自　楚の城下郢から吾らが國へは凡九百里をへだてゝ居る、何として手がとゞかうと云て居た、馬鹿を云つて油斷して居て滅された、

王以戎難故、討王子帶、

【註】子帶前年召戎伐周、

王子帶を討伐なされたゆゑ、

秋、王子帶奔齊、

退いた、

冬、齊侯使管夷吾平戎于王、使

【註】釋經書在今年、魯國へ春に及で告たと云ことを示した、

天王使召武公內史過賜晉侯命、

【註】天王、周襄王、召武公、周卿士、內史過、周大夫、諸侯卽位、天子賜之命圭爲瑞、

周王から御使にて命圭とて玉を賜たとなり、

受玉惰、過歸告王曰、晉侯其無後乎、王賜之命、而惰於受瑞、先自棄也已、其何繼之有、禮、國之幹也、敬、禮之輿也、不敬、則禮不行、禮不行、則上下昏、何以長世、

【註】爲惠公不終張本、

○受玉　何か無作法に疎末に受取たを見て、內史過が歸て王へ言上するには、晉侯の子孫は繼ぎますまい、忝くも王から命圭を賜り、大切なる瑞を受やうが惰慢に有た、是は先づ自分に身を棄ると云もの也、夫れ何として繼がうや、禮は國のしん柱也、敬と云ものは禮の土臺で、輿のやうなものである、不敬で禮は行はれぬ、禮が行はれでは貴賤上下が眞闇がりになる、それで何として長久に保つことがならうぞと也、

夏、揚拒泉皐伊雒之戎、同伐京師、入王城、焚東門、

【註】揚拒泉皐、皆戎邑、及諸雜戎居伊水雒水之間者、今伊闕北有泉亭、

夷どもが京師へ攻寄て京の東門を焚た、

王子帶召之也、

【註】王子帶、甘昭公也、召戎欲因以簒位、

これは王子帶と云者が謀反して、夷どもを召て王位を奪はうとしたのじや、

秦晉伐戎以救周、秋、晉侯平戎于王、

【註】爲二十四年天王出居鄭傳、

言於秦伯曰、晉侯背大主而忌小怨、民弗與也、伐之必出、

【註】大主、秦也、小怨、里丕、

秦の君に云には、晉侯は大主の秦には背き、小怨の里克や丕鄭抔を殺された故、晉の臣民が與せぬ、此を伐玉ふならば必ず出奔致さうと云た、是は親の敵なれば秦侯に討て貰ふつもりである、

公曰、失衆、焉能殺、

【註】謂殺里丕之黨、

○公　もはや秦侯ものられぬ、衆を失たものが何として里克や丕鄭を殺すことが成らう、多勢があればこそ殺した、

違禍、誰能出君、

【註】謂豹避禍也、爲明年晉殺丕鄭傳、

○違　其方も禍をさけて逃て來るかんぼうで、何として君を追出すことがならうと云て、嘲て居られた、

【經】十有一年、春、晉殺其大夫丕鄭父、

【註】以私怨謀亂國、書名罪之、書春從告、告文也、【注】以　自分の怨を挾て、國を亂さうとしたゆゑに名を書て貶した、

夏、公及夫人姜氏、會齊侯于陽穀、

【註】無傳、婦人送迎不出門、見兄弟不踰閾、與公俱會齊侯、非禮、

僖公の夫人をつれて會せられたを非る、【注】婦　人を送り迎ひするにも門を出ず、兄弟でも閾をへだてゝ逢ものなるに、此は非禮なり、

秋、八月、大雩、

【註】無傳、過時、故書、

冬、楚人伐黃、

【傳】十一年、春、晉侯使以丕鄭之亂來告、

つて見せうとなり、

丕鄭之如秦也、言於秦伯曰、呂甥、郤稱、冀芮、實爲不從、若重問以召之、

【註】三子、晉大夫、不從、不與秦賂、問、聘問之幣、

丕鄭が秦の國へ行て秦の君に云には、私の國元でも呂甥郤稱冀芮三人の者は實に此御國へ從ひませぬ、すれば重く贈り物を成されてすかして三人を召び玉へ、

臣出晉君、君納重耳、蔑不濟矣、

【註】蔑、無也、

其あとで私が惠公を追出しませう、其上にて君重耳を入れ玉へ、事成就せぬと云ことは有まいとなり、

冬、秦伯使冷至報問、且召三子、

【註】冷至、秦大夫、

○冬秦伯　丕鄭が云通りに致された、冷至と云ふ者を遣して音信をやり、三人を召された、

郤芮曰、幣重而言甘、誘我也、遂殺丕鄭祁擧、

【註】祁擧、晉大夫、

○郤芮　中々喰はぬ、あまり分に過て音物が重くて言が甘ま過る、是は吾々をだますぞと云て、先づ丕鄭から捕へて、

及七輿大夫、

【註】侯伯七命、副車七乘、

左行共華、右行賈華、叔堅、騅歂、纍虎、特宮、山祁、皆里丕之黨也、

【註】七子、七輿大夫、

其一味徒黨を悉く殺した、

丕豹奔秦、

【註】丕豹、丕鄭之子、

○丕豹　丕鄭が子は逃た、

○而告　今晋の君と成たる夷吾は無禮なゆゑ、すでに天帝へ申上て罰する筈なり、

將以晉畀秦、秦將祀余、對曰、臣聞之、神不歆非類、民不祀非族、君祀無乃殄乎、

【註】歆、饗也、殄、絶也、

○將　吾が天帝へ申て晋の國を以て秦へ與へんと思ふ、定めて秦で余を祭るで有うとなり、○對　突が答に、私の承り及んだには、神と申すは非類とて親類でない他姓の饗は受玉はず、亦民人も非族とて先祖でない鬼神は祀らぬものと承つた、すれば君の祀りが絶えるでは有まいか、

且民何罪、失刑乏祀、君其圖之、君曰、諾、吾將復請、七日、新城西偏、將有巫者而見我焉、

【註】新城、曲沃也、將因巫而見、

其上晋の民に何の罪が有て國を滅ばし玉ふぞ、國が滅ぶれば國の掟もすたり、御先祖の祭りも乏しくなります程に、君こゝを考へ玉へとなり、○君曰　成ほど然らば又一往天帝に申上うとなり、是より後七日目に新城曲沃の西在郷に巫が有り、我が靈それに乘うつりて逢ふとなり、

許之、遂不見、

【註】狐突許其言、申生之象亦沒、

○許　畏りましたと云たれば、申生はきえ失せられた、

及期而往、告之曰、帝許我罰有罪矣、敝於韓、

【註】敝、弊也、韓、晉地、獨敝惠公、故言罰有罪、明不復以晉畀秦、夷吾忌克多怨、終於失國、雖改葬加謚、申生猶忿、傳言鬼神所馮、有時而信、

○及　七日目に曲沃へ行て見たれば果して口よせ神子にうつりて、太子の云はるゝには、天帝の我に罪ある者を罰することを御許容なされた、韓に於てやぶ

【註】言欲加己罪、不患無辭、

○將　偖それを殺さうとて、惠公から里克へ人を以て云はるゝには、其方と云が無くば吾も今此仕合には得成るまい、是は偏に其方の影では有れども、其方は二人の君と一人の大夫とを殺したは情けないことじや、なんと其方が君とは成りにくいではないか、一切油斷がならぬとなり、○對曰　里克が答に、是は餘りな御難題と存ずる、一方廢る方が無くては、何として君の興り玉ふ道理があらうぞ、兩方立ると云ことはならぬなれば、是非とも一方は棄てねばならぬ、○欲　私を殺さうと成さるゝには、何とでも仰立られ様はござらう、

臣聞命矣、伏劍而死、於是丕鄭聘于秦、且謝緩賂、故不及、

【註】丕鄭、里克黨、以在秦故、不及里克俱死、

○臣聞　仰の通り畏たと云て切腹して死だなり、○於　此時に丕鄭も國に居れば、里克と一味ゆゑ殺さるゝで有たれども、幸ひと秦の國へ聘使と賂が延引することわりに行て居たゆゑ、難をまぬかれた、

晉侯改葬共太子、

【註】共太子、申生也、

父獻公の時葬の禮が無かつたゆゑ、改て葬られた、

秋、狐突適下國、

【註】下國、曲沃新城、

○秋　狐突はもと申生の御者で有た、

遇太子、太子使登僕、

【註】忽如夢而相見、狐突本爲申生御、故復使登車爲僕、

○遇　是又左傳の名文と云ことである、居らぬ太子をぶらりと出たやうに書た、狐突が下國へ行く道で太子申生に行逢たとなり、○太子　狐突は太子の在世の時に御者で有たに付て、車に登て御せよと云はれた、

而告之曰、夷吾無禮、余得請於帝矣、

【註】請罰夷吾、

稱レ名以罪レ之、告文なり、【注】奚。　奚齊は先君晋侯の遺言なれば君に立つ筈、卓子もさし次きで、國にあれば君位と成られまいものでも無ければ、罪はなく又無道でもない、里克が二人の本主と成て二君を弑すと云は無道故に、貶して名を書し罪を示したとなり、

秋、七月、冬、大雨レ雪、

【註】無レ傳、平地尺爲二大雪一、

【傳】十年、春、狄滅レ温、蘇子無レ信也、蘇子叛レ王卽レ狄、又不レ能二於狄一、狄人伐レ之、王不レ救、故滅、蘇子奔レ衛、

【註】蘇子、周司寇蘇公之後也、國二於温一、故曰二温子一、叛レ王事、在二莊十九年一、

狄人が温を滅した、温は蘇氏が領邑で、前方周の五大夫が亂を興した時、蘇氏が五大夫と一所に成て周王に背いて狄の方へ即た、けれども又狄とも云分が出來て狄から伐た、此時周からも救はなんだに付て、國を亡されて衛へ退た、【注】蘇。　司寇は官名なり、

夏、四月、周公忌父王子黨、會二齊隰朋一、立二晋侯一、

【註】周公忌父、周卿士、王子黨、周大夫、

周から兩人を下されて、桓公の大夫と會して晋侯を立てた、是が惠公である、

晋侯殺二里克一以說、

【註】自解說不レ簒、

惠公の位を簒はぬと云ふ云ひ譯けに、味方なれども里克を殺された、

將レ殺二里克一、公使レ謂レ之曰、微レ子則不レ及レ此、雖レ然子弑二二君與一一大夫一、爲二子君一者、不二亦難一乎、對曰、不レ有レ廢也、君何以興、欲レ加二之罪一其無レ辭乎、

○公曰○　何でも忌めば怨が多い、怨が多ければ克つことはならぬ、是は此方の利となり、【注】其○　自分の害にはなれども、他の人の害にはならぬ、すれば此方の爲にはよいとなり、

宋襄公卽位、以公子目夷爲仁、使爲左師以聽政、於是宋治、故魚氏世爲左師、

太子茲父なり、前に目夷に譲られたれども、目夷が不順なりと云て受られぬゆゑ、終に位に即て宋公と成られて、庶兄の目夷を仁者なりと云て、左師の官に致して國政をきかせられた、○於○　無異に治つた、これから代々目夷の子孫は宋の左師である、

【經】十年、春、王正月、公如齊、

【註】無傳、

僖公の齊へ行れた、

狄滅溫、溫子奔衛、

【註】蓋中國之狄滅而居其土地、

告文なり、【注】蓋○　中國にはさまれて居る狄が滅ぼしたであらう、

晉里克弑其君卓、及其大夫荀息、

【註】弑卓在前年、而以今春書者、從赴也、獻公既葬、卓已免喪、故稱君也、荀息稱名者、雖欲復言、本無遠謀、從君於昏、

告文なり、【注】弑○　春に成てから魯へ告た、○卓已○　少の違ひで卓は忌があいたゆゑ君と書た、言を復むは善けれども、本と遠き謀計も得せず、昏君の不德を助けたを貶して名をあらはしたとなり、

夏、齊侯許男伐北戎、

【註】無傳、北伐山戎、

告文なり、

晉殺其大夫里克、

【註】奚齊者、先君所命、卓子又以在國嗣位、罪未爲無道、而里克親爲三怨之主、累弑二君、故

能く闘ても仕損ひもせぬ、

長亦不改、不識其他、公謂公孫枝曰、夷吾其定乎、

【註】公孫枝、秦大夫、子桑也、

長じても其通りの持領である、其外の事は私は存ぜぬとなり、○公謂　秦侯が大夫の公孫枝に云はるゝは、今度夷吾が晉へ入たが君と定まるで有うか、

對曰、臣聞之、唯則定國、詩曰、不識不知、順帝之則、文王之謂也、

【註】詩、大雅、帝、天也、則、法也、言文王闇行、自然合天之法、

○對　公孫枝が答に、私が承たは唯法則のある人は國を定るものにて、其筋を詩にも、○不　吾は是で則に適ふとはせねども、思はず知らず天帝の則に順ふとなり、是は文王の事を申した詩でござる、【注】詩○○闇行とは思はず知らず行へども、自然に天の法に合となり、

又曰、不僭不賊、鮮不爲則、

【註】僭、過差也、賊、傷害也、皆忌克也、能不然、則可爲人法則、

○不僭と過ち差ふことなく、人を賊なひ害せぬものは、則とならぬと云ふことはござらぬとなり、

無好無惡、不忌不克之謂也、今其言多忌克、

【註】既僭而賊、

○無　好むこともなく惡むこともなく不忌不克を謂なり、

難哉、

【註】言能自定難、

是では國を定ることはなるまいとなり、

公曰、忌則多怨、又焉能克、是吾利也、

【註】其言雖多忌、適足以自害、不能勝人也、秦伯慮其還害己、故曰是吾利、

【註】郤芮、郤克祖父、從二夷吾一者、

夷吾を守り立る郤芮と云ふ者が、夷吾をすゝめて秦の國へ賂を重く贈て、世話をやいてもらはれよとなり、

曰、人實有レ國、我何愛焉、

【註】言國非二己之有一、何愛而不三以賂二秦一、

○曰人　郤芮が云やうに、今晋の國は亂て人の物で此方の國ではない、すれば、○我　此方は此國の土地を惜むことはない、澤山に賂に遣つたがよい、

入而能レ民、土於何有、從レ之、

【註】能得レ民不レ患レ無レ土、

○入　若君が國へ入り玉うて、能く民を從へ玉はゞ、自然と土地もまた廣まらうと云た、是は郤芮が六年の傳にある通り、夷吾の立退るゝ時に梁へ退かせたが、秦の隣り故たのませるつもりであつた、○從　夷吾の其通りに致された、

齊隰朋帥レ師會二秦師一、納二晋惠公一、

【註】隰朋、齊大夫、惠公、夷吾、

○齊隰　果して齊が受け込で、大夫の隰朋に軍勢をそへて秦と一つに成て、夷吾を晋へ入れて晋侯とした、

秦伯謂二郤芮一曰、公子誰恃、對曰、

臣聞亡人無レ黨、有レ黨必有レ讎、

【註】言夷吾無レ黨、無レ黨則無レ讎、易レ出易レ入、以微二勸レ秦、

○秦伯　秦の君が郤芮に謂るゝには、公子夷吾は誰を身にして居らるゝ、○對　私承り及びますに、亡人夷吾は黨類はござらぬ、徒黨があれば必讎があるものなれども、黨がないで强て讎する敵もござらぬと云ことなり、【注】言　秦から取持つやうに諷するなり、

夷吾弱不レ好レ弄、

【註】弄、戯也、

幼弱な時分からたはむれあそびがきらひで、

能鬭不レ過、

【註】有二節制一、

磨也、斯言之玷、不可爲也、

【註】詩、大雅、言此言之缺難治、甚於白圭、

○書　それで經に君の子と云た、まだ父を葬らぬ内は自分に君とはならぬ、○荀息　引受た君を殺されたゆゑ、自滅せうとしたれば、或人が腹こそかはれ驪姫の甥なれば、卓子を立て介抱仕やれと云、○荀　其通りにして立てゝ、奚齊をば葬た、○十一月　是も亦殺してのけた、荀息も運命の盡る處で死だ、○君子　論語にも南容が三復した通り、玉は玷ても直さるゝが、言は玷ては直されぬと云てある通り、荀息も言の玷たるを歎て死だとなり、

荀息有焉、

【註】有此詩人重言之義、

【注】有　云た言を重うして棄ぬとなり、是を柳宗元が説には、荀息を非たと云心に見る、畢竟邪なる奚齊を引受て誓を立た、それゆゑ命を終る、そこを詩にも玉のことにたとへて、うかと誓言を立てぬがよいと戒めたと見る、是も一理はあれど、荀息有焉とあれば、丘明は其意ではないと見えたり、

齊侯以諸侯之師伐晉、及高梁而還、討晉亂也、

【註】高梁、晉地、在平陽縣西南、

桓公の晉が亂れたに付て國々の大名を催して、晉の領分の高梁まで往て歸られた、晉の亂を討ちしづむるとてのことなり、

令不及魯、故不書、

【註】前已發不書例、今復重發、嫌霸者異於凡諸侯、

○令　是が經にありさうなものなれども、命令が魯國へは至らなんだゆゑのらぬと云こと、【注】前已　經に書せぬは不赴也と前にも云てあれば、爰に今改めて魯に及ばぬをことわるには及びそもないものなれども、是は覇者なれば告げいでもよいかと思ふを嫌てことわりた、覇者とても通例の諸侯でも、何にも異たことはないと云ことを知らするために、左氏の又爰にことわられたとなり、

晉郤芮使夷吾重賂秦以求入、

與先君言矣、不可以貳、能欲復言、而愛身乎、

【註】荀叔、荀息也、復言、言可復也、

其上に秦の國と當國の群臣とが一つに成て加勢すれば、奚齊を立ることは成まいが、○子　何とめさるゝ、○荀　奚齊を立やうと誓たものなれば、是非がないで、立られぬなら腹を切て死うとなり、○里　それは何の益も無いことである、○荀　益がないと云てからが、吾先達て獻公御存生の時に堅く誓言を立てたれば、○不　二た心は挾まれず、能く云た言の通り復み行はうと思へば、何として身を愛し惜むことをせんやとなり、

雖無益也、將焉辟之、且人之欲善、誰不如我、我欲無貳、而能謂人已乎、

【註】言不能止里克使不忠於申生等、

○雖　益がないと云たればとて、今さら死をさけて逃走りがならうか、○且人　其上人と云者は、自分〳〵の忠を立て善をせうとねがふは、誰も此方の通りであらう、○我欲　二た心のあるは此方もいやなれば人も亦いやであらう、それを外の人に其方の君へ忠を盡すことを已めて、此方の君奚齊へ心を傾けよとは云はれぬ、すれば自分〳〵の君へ忠を盡す筈なれば、其方の事も無理とは思はねども、同心はせぬとなり、【注】言　里克は太子方である、太子に不忠せよと云やうなことは得云はぬとなり、

冬、十月、里克殺奚齊于次、

【註】次、喪寢、

父の喪を務てゐやる所を殺したなり、

書曰、殺其君之子、未葬也、荀息將死之、人曰、不如立卓子而輔之、荀息立公子卓以葬、十一月、里克殺公子卓于朝、荀息死之、

君子曰、詩所謂白圭之玷、尙可

辱在大夫、其若之何、

【註】欲屈辱荀息使保護之、

辱して大夫に在と云は、かやうな者を引受ては、身を辱しむると云ものじやがと、卑下の挨拶をして、さてそれを頼むと云ことなり、此はこの時代の常の口上にて是に限りたことではない、斯様に云へばとて格外の卑下と云ではない、○其　どうせうと思てゐやるぞ、

稽首而對曰、臣竭其股肱之力、加之以忠貞、其濟、君之靈也、不濟、則以死繼之、公曰、何謂忠貞、對曰、公家之利、知無不爲、忠也、送往事居、耦俱無猜、貞也、

【註】往、死者、居、生者、耦、兩也、送死事生、兩無疑恨、所謂正也、

○稽　荀息が首を地に付て云には、私が手足の力を一ぱいに竭して、その上に忠貞を勵みて守り立てませうとなり、是が思ひの儘に濟り仕遂げましたならば、君の御蔭と申すものにて、私が功ではござらぬ、○不　若し仕損じてならぬ時には、私一命を棄ませうと云た、○公曰　忠貞とは如何やうな仕方ぞとなり、○對　御家の利に成ることを存じただけは、無不爲何でも仕遂る、是を忠のまことゝ云なり、○送　死で往かせ玉ふに僞りなく、一生仕て死を送り奉り、居殘り玉ふ君に事へて、是にもうたがはるゝことのないと云は、貞の正しきと云者なり、如此に心掛ると云た、

及里克將殺奚齊、先告荀息曰、三怨將作、

【註】三公子之徒、

○及　亂を起して里克が奚齊を殺すつもりゆゑ、先づ荀息に云には、足下が奚齊を立らるゝに付て、三人の公子達が怨を作して今亂が萌した、

秦晉輔之、子將何如、荀息曰、將死之、里克曰、無益也、荀叔曰、吾

を務ることはわきへして、只遠方を歸伏さすること
ばかりを致さるゝなり、

南伐レ楚、

【註】在二四年一、

北南を伐て、

西爲二此會一也、東略レ之不レ知、西則否矣、

【註】言或向レ東、必不レ能二復西略一、

今度の會は西の方で致された、東は今謀略の通りに
行かうかは知らねども、西は中々及ばぬことなり、

其在レ亂乎、君務レ靖レ亂、無レ勤二於行一、

【註】在、存也、儆二戒獻公一言晉將レ有レ亂、

○其。 他國の亂を身に引掛て世話せらるゝことが有
うかい、君の國が亂れうも計られぬ程に、務て自國の
亂を大切に守てしづめられよ、○無。 他所歩行を勤
て居らるゝこと無れと云はれた、

晉侯乃還、

【註】不レ復會レ齊、

晉侯の尤もと思て引返されたなり、

九月、晉獻公卒、里克丕鄭、欲レ納二文公一、故以二三公子之徒一作レ亂、

【註】丕鄭、晉大夫、三公子、申生重耳夷吾、

程なく晉侯は卒せられた、里克と大夫の丕鄭が文公
を入れうとするゆゑ、先づ三公子の輩を催して亂を
興した、

初獻公使三荀息傅二奚齊一、公疾、召レ之曰、以二是藐諸孤一、

【註】言其幼賤與二諸子一縣藐、

○初。 獻公の存生の時荀息を驪姫が生だ、奚齊の傅
り役にして置れたるが、さて病中に荀息を召て云は
るゝは、○以。 藐は縣藐と云て中にぶらりのことを云、
奚齊のことである、此奚齊は諸の孤ごには遙かに隔
たりて、ぶらりとした者で頼みない身なれば、其方に
打任せて頼む、

小白、余敢貪天子之命、無下拜、

【註】小白、齊侯名、余、身也、

○小白　いかでか御詞にあまへて下拜することをやめうや、

恐隕越于下、

【註】隕越、顛墜也、據天王居上、故言恐顛墜于下、

○恐　それでは天罰を蒙て、こけ落ちようかと恐るゝ、【注】隕　坐ながら賜物を受るは、上に在る天王の御座によると云もの、

以遺天子羞、敢不下拜、下拜登受、

【註】拜堂下、受胙於堂上、

左やうなことに及では無調法となり、王にもすまじきことを成されて羞をとらせ玉ふと云ものなれば、それには忍びられぬ、すれば下て拜せぬと云やうな憚なことがなりませうかと云て、下て拜禮して後に登て受けられたとなり、

秋、齊侯盟諸侯于葵丘、曰、凡我同盟之人、既盟之後、言歸于好、

【註】義取脩好、故傳顯其盟辭、

中を違ふことをすまじと云の盟辭なり、

宰孔先歸、

【註】既會先諸侯去、

○宰　先きへ歸られた、

遇晉侯、曰、可無會也、

【註】晉侯欲來會葵丘、

○遇　晉侯も盟に會せうとて、急いで出らるゝ途中で宰孔に行遇はれた、宰孔の會することは御無用に成されよ、

齊侯不務德而勤遠略、故北伐山戎、

【註】在莊三十一年、

○齊　宰孔の齊桓のやうすを見ぬかれた、桓公は德

喪中ゆゑ襄公を宋子と云、○凡　喪に居るには、王の太子なれば小童と云、諸侯の子なれば子と云なり、【注】子者　子とは父の跡を續ぐと云稱である、上みは王へ近く下も伯子男へは絶邈と遙に遠いゆゑ、王と公伯との二通りを出した、○此謂　下々には書くことはならぬ、是は經にあることでは無けれども、舊典を取て次手に見せられたとなり、

夏、會于葵丘、尋盟、且脩好、禮也、

王使宰孔賜齊侯胙、

【注】胙、祭肉、尊之比二王後、

桓公へ祭の肉を周王から下された、【注】胙　般夏後胤の格に準じた、

曰、天子有事于文武、

【註】有祭事也、

文王武王を祭り玉ふて、

使孔賜伯舅胙、

【註】天子謂異姓諸侯曰伯舅、

其御供への肉を拙者を以て賜るとなり、

齊侯將下拜、孔曰、且有後命、天子使孔曰、以伯舅耋老、加勞賜一級、無下拜、

【註】七十曰耋、級等也、

○齊　桓公の堂上より下て拜禮せうと致されたれば、○孔　先づ待れよ、まだ後とに御口上が有た、○天子　私に申せとのことで、其許にも老衰せられたれば、勤めも大儀であらうと御勞りを加へられて、下て拜せらるゝには及ばぬとの御事じや程に、其まゝ拜領せられよと云た、

對曰、天威不違顏咫尺、

【註】言天鑒察不遠、威嚴常在顏面之前、八寸曰咫、

○對　桓公の云るゝやうには、○天威　天は遠いやうでも、其神威は甚だ恐ろしいことにて、中々目の前より一尺も隔たらぬ、すれば少しも疎略にはならぬ、

【註】無傳、公羊穀梁、曰、未レ適レ人、故不レ稱レ國、已許嫁、則以二成人之禮一書、不二復殤一也、婦人許嫁而笄猶二丈夫之冠一、

魯の成風の子故書た、外の伯姫である、【注】無傳　まだ嫁せぬ内にて夫人と成らぬ故に、何の伯姫とは書せられぬ、されど已に嫁を許した者なれば、成人の例を以て書た、○不復殤は禮記の檀弓に出で、上殤中殤下殤と云て三段ある、上は十八九、中は十五六、下は七八なり、をさな子あいしらひにすることである、成人して居ればをさな子にはせられぬゆゑ、何となく伯姫と書た、婦人の笄して許嫁したのは、男子の元服したも同じ事なり、

九月、戊辰、諸侯盟二于葵丘一、

【註】夏會二葵丘一、次伯姫卒、文不二相比一、故重言二諸侯一、宰孔先歸不レ與レ盟、

夏のは會で是は盟である、【注】夏　會の次に伯姫の卒したことが有るに付て、また諸侯と云た、周公は早かへられて盟には與られなんだ、

甲子、晉侯佹諸卒、

【註】未二同盟一而赴以レ名、甲子、九月十一日、戊辰、十五日也、書在二盟後一、從レ赴、

告文なり、

冬、晉里克殺二其君之子奚齊一、

【註】獻公未レ葬、奚齊未レ成レ君、故稱二君之子一、奚齊受レ命繼レ位、無レ罪、故里克稱レ名、

告文なり、【注】獻　死なれて間がないゆゑ奚齊はまだ君ではない、然れども命を受て位を繼ぐ人にて罪もないゆゑ、殺人の名をあらはして罪したとなり、

【傳】九年、春、宋桓公卒、未レ葬、而襄公會二諸侯一、故曰レ子、凡在レ喪、王曰二小童一、公侯曰レ子、

【註】在レ喪、未レ葬也、小童者、童蒙幼末之稱、子者、繼レ父之辭、公侯位尊、上連二王者一、下絕二伯子男一、周康王在レ喪、稱二予一人釗一、禮稱亦不レ言二小童一、或所稱之辭、各有レ所レ施、此謂二王自稱之辭一、非二諸下所一得レ書、故經無二其事一、傳通取二舊典之文一、以レ事相接、

すことはならぬとなり、

冬、王人來告喪、難故也、是以緩、

【註】有大叔帶之難、

周より告げられた、國がやかましかつたゆゑ遲くなりたとなり、

宋公疾、太子茲父固請曰、目夷長且仁、君其立之、

【註】茲父襄公也、目夷、茲父庶兄、子魚也、

宋の君が今はと云に及で、太子茲父が固く父へ願はるゝには、兄の目夷は才德も長じて其上に仁心にござれば、御跡目に立て玉へとなり、

公命子魚、子魚辭曰、能以國讓、仁孰大焉、臣不及也、且又不順、

【註】立庶不順禮、

○公　宋公のさらばとて、目夷に國を相續せよと命せられたれば、目夷の辭退して云ふには、自分の保つべき國を私へ讓と云ふは、仁に於て何か此上が有んや、臣などあの仁德には及びませぬ、其上に又本腹をさしおいて臣が繼ぐは不順なりと云て、

遂走而退、

遂に足早に退出した、

【經】九年、春、王三月、丁丑、宋公御說卒、

【註】四同盟、

告文なり、

夏、公會宰周公齊侯宋子衞侯鄭伯許男曹伯于葵丘、

【註】周公、宰孔也、宰、官、周、采地、天子三公不字、宋子、襄公也、傳例曰、在喪公侯曰子、陳留外黃縣東有葵丘、

僖公の會せられた、【注】周○　御說の卒せられて喪の內ゆゑ子と書た、是が左傳の例なり、

秋、七月、乙酉、伯姬卒、

此傳はずつと前方の談を云て、仕方がわるかつたに付て、今年の糊おきがして、狄が與たと云ことを示たものである、先づ晉の里克と云者が大將と成て、師を率て梁由靡と云男が戎車の馬をつかふ、虢射と云者が戎右と成て、采桑と云處で狄と軍をして大に勝た、

梁由靡曰、狄無恥、從之、必大克、

【註】不恥走、故可逐、

○梁　狄と云者は恥を知らぬ故に、北る、これを從て逐ひつめたらば、大に克て再び中國を侵すまいと云た、

里克曰、懼之而已、無速衆狄、

【註】恐怨深而羣黨來報、

○里克　是が手ぬるい故に又侵すである、只是をおどしておいたがよい、克つとまた大勢意趣返しに來る、すれば多くの狄を速くやうなものじや、まねかぬがよい、只おどしておけばよいと云た、

虢射曰、期年、狄必至、示之弱矣、

夏、狄伐晉、報采桑之役也、復期月、

【註】明期年之言驗、

○虢　來年の今時分は必定狄がまた侵すであらう、如何となれば弱みを見せてやつたからと云た、○夏狄　果して經に有るやうに、今又晉を伐ちに來た、是は昔年采桑で追れた仕返しであるが、是れ復た先年の月と同月で有たとなり、【注】明　虢射が言ばの驗しのあつたことを明したものである、

秋、禘而致哀姜焉、非禮也、凡夫人不薨于寢、不殯于廟、不赴于同、不祔于姑、則弗致也、

【註】寢、小寢、同、同盟、將葬、又不以殯過廟、據經哀姜薨葬之文、則爲殯廟赴同祔姑、今當以不薨于寢、不得致也、

是は非禮をそしつた、○凡　此四通が備はらねば廟に致すと云ことはないとなり、【注】寢　哀姜の薨葬を經に記されたる様子を見れば、上の三箇條は備りたれど、不薨于寢の一條が不足して居る故、廟に致

人。周室がさわがしいに因て、盟てたのまねばならぬ、

鄭伯乞盟、

【註】新服未與會、故不序列、別言乞盟、

是は今度新に服せられたに因て、諸侯の盟時分にはづれられたに付て、後とから連中に加へて下されと云はれたを有のまゝに記たものなり、

夏、狄伐晉、秋、七月、禘于大廟、用致夫人、

【註】禘、三年大祭之名、大廟、周公廟、致者、致新死之主於廟、而列之昭穆、夫人淫而與殺、不薨於寢、於禮不應致、故僖公疑其禮、歷三禘、今果行之、嫌異常、故書之、

魯國での行事なり、禘の祭は三年目に一度づゝ祭る祭の名である、今其序に哀姜を廟へ祭られたを致夫人と云、【注】禘　先代の主を昭穆の順にて、先祖の廟の兩側へ昭にか穆にかすゑることなり、○夫人　淫亂で齊から殺した人なれば、寢所では死なれなんだ、此やうなは禮において廟に致せぬことである、○故。それで僖公の禮をあやぶみて、九年が間すておいて、今どう〳〵是を行はれた、毎の仕方と異なる故其わけを書た、

冬、十有二月、丁未、天王崩、

【註】實以前年閏月崩、以今年十二月丁未告、

やう〳〵只今告た、

【傳】八年、春、盟于洮、謀王室也、鄭伯乞盟、請服也、襄王定位而後發喪、

【註】王人會洮、還而後王位定、

周の騒動を救ふ、○鄭。齊へ歸服せうといふた、○襄王。會盟して後に發せられた、

晉里克帥師、梁由靡御、虢射爲右、以敗狄于采桑、

【註】傳言前年事也、平陽北屈縣西南有采桑津、

【註】介、因也、

御許容は御無用になされよとなり、鄭が追付け盟ひを受たいと申して、あちからねがひませう、かの子華は鄭の太子で居て、此方の如き大國にちなみを結んで、自分の國を弱ませんとする不埒ものなれば、定めて難に免れまいとなり、

鄭有叔詹堵叔師叔、三良爲政、未可閒也、齊侯辭焉、子華由是得罪於鄭、冬、鄭伯使請盟于齊、

【註】以齊侯不聽子華故、

○鄭有　良い家老が三人居て政をするからは、何としてもへだてることならぬとなり、○齊侯　理に伏して太子華へことわりを申された、それ故に太子は父に罪を得た、○冬　果して管仲が推量にたがはず、盟を受んと云た、齊侯の太子華が讒を入れられぬに因て、あの方から伏して一味したである、是を思へば管仲は物師に極まつた、

閏月、惠王崩、襄王惡大叔帶之難、

【註】襄王、惠王太子鄭也、大叔帶、襄王弟、惠后之子也、有寵於惠后、惠后欲立之、未及而卒、

周の惠王の崩御あつた、○襄王　惠王の太子鄭なり、此弟の大叔帶が母后の惠后と胸を合せて、位を嗣ぐたくみが有るに付て、

懼不立、不發喪、而告難于齊、

【註】爲八年盟洮傳、

襄王のそれを恐れて、若し自ら位を繼ぎそこなはうかと案じて、崩御を沙汰なしにして、齊侯を賴て位を定めらるゝである、

【經】八年、春、王正月、公會王人齊侯宋公衞侯許男曹伯陳世子款、盟于洮、

【註】王人與諸侯盟、不譏者、王室有難故、洮、曹地、

此僖公の會盟が周室のあと目の相談である、【注】王。

【註】以大義爲辭、
○鄭　鄭の方には云譯がある、大義を以て理を云はゞ、何ぞ懼れんや何とも思まい、

且夫合諸侯、以崇德也、會而列姦、何以示後嗣、

【註】列姦用子華、
○且夫　今君覇業を立てゝ、諸侯を從へ合盟させ玉ふは、崇德と云ものではござらぬか、德を崇んで後世まで美名を殘すである、○會　處を今會する中に、太子華が如き姦曲の者を一列に列ねて、何を美名に御子孫へ訓へ示し玉ふぞとなり、

夫諸侯之會、其德刑禮義、無國不記、記姦之位、

【註】位、會位也、子華爲姦人、而列在會位、將爲諸侯所記、
○夫諸　凡て今時諸侯の會すると云は、其德刑禮義を表てとして、國々に春秋記錄が有て、何國でも記し留めぬと云ことはない、それに姦人を一所に書て、國々で齊侯の如此ことがあると云ては、手本にも法度にもならぬに因て、【注】位會　わるいことを諸侯の記錄に記さるゝであらうとなり、

君盟替矣、

【註】替、廢也、
君の會盟は廢りに成らうとなり、

作而不記、非盛德也、

【註】君擧必書、雖復齊史隱諱、亦損盛德、
何でも君たる人のなされたことを記さぬは盛德でないゆゑ除くなり、【注】君　君の行は記さねば成らぬ、それにこれらは齊の史官が隨分隱したり諱んだりして記さずにおく、すれば盛德を損すると云ものである、

君其勿許、鄭必受盟、夫子華既爲太子、而求介於大國、以弱其國、亦必不免、

可乎、子父不姦之謂禮、守命共時之謂信、

【註】守君命共時事、

○齊侯　ふはとのられたなり、○管仲曰　處を管仲が合點せぬ、君は始に禮と信とを以て諸侯をなびけ從へながら、今又姦曲を以て終りを遂げ玉ふては、惡いではござるまいかと云、○子父　總じて父子和順にして奸さぬを以て禮と申す、君命をよく守て時の事に共するを以て信と申す、

違此二者、姦莫大焉、公曰、諸侯有討於鄭、未捷、今苟有釁、從之、不亦可乎、

【註】子華犯父命、是其釁隙、

今太子華は此二つの旨に違て父の國を破らうと企る、姦曲に於て是より大なことはござらぬとなり、○公曰　桓公の云はるゝには、此間諸侯皆會盟して鄭を討たうと思へども、勝利を得ぬ處に、不圖かやうに釁が出來たなれば、是れ能い幸ひなれば、これに從て打潰たならば、何とよいではあるまいかとなり、

對曰、君若綏之以德、加之以訓辭、而帥諸侯以討鄭、鄭將覆亡之不暇、豈敢不懼、若總其罪人以臨之、

【註】總、將領也、子華奸父之命、即罪人、

○對　いや不筋な隙を心がけて討までもなく、君先づ鄭を安んずるに德を以て歸伏させて、其上で加之に訓辭の訓への辭を以て理を云ひ聞せて、盟に背れた譯を正して、諸侯を引連て鄭を討玉うたらば、○鄭　鄭の方に云分けの辭もなく、くつがへり亡ぶるに暇があるまい、○豈　是で鄭が懼れまいや頭は上げられぬ、○若　それに今太子華が辭を用て、彼が手引するとて、あのやうな父に背た者を諸侯の內へ結び込で以て鄭に臨みかゝり玉ふては、

鄭有辭矣、何懼、

仲が桓公を霸王としたに付て、なほ禮と德とを修て、諸侯の聘禮の怠らぬやうにとすゝむる、○臣　國の離れたは、禮を修て離れぬやうに招き、遠ざかりて疎いのは、此方の德を以てなつけねばならぬ、

德禮不易、無人不懷、齊侯脩禮於諸侯、諸侯官受方物、

【註】諸侯官司、各於齊受其方所當貢天子之物、

禮と德とが易らずにあれば、懷かぬと云人はない、近者說び遠者來るの義なり、管仲がすゝめ方は至つたことなり、○齊　それで桓公の先づ諸侯にふれて、廢れたる禮を修めらるゝ、周室へ貢すべきものが、絕々に成て居たを又再興して收めさせらるゝ、是れ則ち禮を修める處である、○諸侯　そこで國々諸侯の役人が、其國々から方物は面々の方角より出る名產獻上物を、古來より定りの通り奉れと云付けらるゝ、其指圖を受けに齊の國へ詰めかけた、

鄭伯使太子華聽命於會、言於齊侯曰、洩氏、孔氏、子人氏、三族實違君命、

【註】三族、鄭大夫、

○鄭伯　鄭の國からは太子の華と云人を齊へ指越して、會させて命をきかせらる、○言於　此太子華は御親父と中の惡い人ゆゑ、奸曲を以て桓公へ吹き込るゝ、私國もとの大夫洩氏孔氏子人氏の三家が、實に常々君の命を背く故、鄭伯も時々命に違はるゝ、

若君去之以爲成、我以鄭爲內臣、君亦無所不利焉、

【註】以鄭事齊、如封內臣、

若し只今君の御威光を以て、此三人の者を退け去らしめ玉ふたらば、鄭國も成ぐであらう、其後は私が鄭の國を君の御家來同樣にいたしませう、さすれば君にも大分の御利益にならうといふた、

齊侯將許之、管仲曰、君以禮與信屬諸侯、而以姦終之、無乃不

く見ぬいて知て居る、其方は只利欲が深くて厭き足らぬ、予に色々願を掛て取らせれば、又あとから求る、是れわるいことなれども、吾は生涯の内女が疵とはせなんだ、

後之人將求多於女、

【註】謂嗣君也、求多以禮義大望責之、

○後之　おれは其性質と云ことを合點で居たれば、其通で有たれども、吾が跡を續ぐ君などに又其通りにしたならば、不埒なとて其方が責められるであらう、

女必不免、我死、女必速行、無適小國、將不女容焉、

【註】政狹法峻、

さすれば女必難にえ免れまい程に、吾が目を塞いで有るならば、早々此家を去て他國にて主人を求めよ、○無　他國へ行くとも小國へ仕るな、小國と云ものはこせ〳〵と國の仕置も狹く、法もするどいに因て、女がやうな者は許容せぬ、すれば小家中では間に合ぬ程に大國を選で仕へよとなり、行末までを云はるヽ、有難い主人の心である、

既葬、出奔鄭、又有寵於厲公、子文聞其死也、曰、古人有言曰、知臣莫若君、弗可改也已、

○既　文王の送葬がすむと早々鄭の國へ出奔して、又鄭の厲公に氣に入て、件の如く果ては殺された、○子文　楚の令尹子文が、申侯がころされたと聞て、○曰古　古人も臣の善惡を知るは君に若くはないと云ことであるが、成ほど改めかへられぬ格言であると感心した、

秋、盟于寗母、謀鄭故也、管仲言於齊侯曰、臣聞之、招攜以禮、懷遠以德、

【註】攜、離也、

諸侯の會盟は鄭を伐たんと謀るのである、○管　管

ふてをれませうぞ、いやでも人に謙りて骨を折らねばならぬ、

既不能彊、又不能弱、所以斃也、國危矣、請下齊以救國、公曰、吾知其所由來矣、姑少待我、

【註】欲以申侯說、

○既彊ければ一向に人もえ侵さぬが、君は强くするかんばうも無いに、また弱くなりてはやく降參することもなされぬ、是では獨ころびになる、國も危ければ請願はくは早く桓公の下に付て國を救ひ玉へとなり、○公　鄭伯の云はるゝには、吾れが仕方を知て居るゆゑ、氣づかひはない程に、まあ少く待て吾が仕やうを見よとなり、

對曰、朝不及夕、何以待君、夏、鄭殺申侯以說于齊、且用陳轅濤塗之讒也、

【註】濤塗讒、在五年、

○對　孔叔が其やうなゆるりとしたことではござらぬ、もはや偪りて事急に及で朝が晩迄も行きたゝせぬ、あたまに火の付くやうに成て、君の仕方は待て居られませぬ、○夏鄭　鄭伯の申侯を殺して、此者が何ごとも計ひでござる、不屆ものゆゑ殺して御侘言申す程に、御勘辨下されよと桓公へ侘せられた、實は陳の轅濤塗が讒を用て殺された、

初申侯、申出也、

【註】姊妹之子爲出、

有寵於楚文王、文王將死、與之璧、使行、曰、唯我知女、女專利而不厭、予取予求、不女疵瑕也、

【註】從我取、從我求、我不以女爲罪釁、

楚の文王に仕て居て大分氣に入て居た、文王の末期に及んで枕元へ呼んで、璧を筐に入れて吳れて暇をやらるゝ、○曰唯　遺言に、吾ばかり其方が性質を能

た、

【經】七年、春、齊人伐鄭、

告文なり、

夏、小邾子來朝、

【註】無傳、郳犂來始得王命而來朝也、邾之別封、故曰小邾、

魯國へ來朝した、王命が有たに付て子の爵を書たなり、

鄭殺其大夫申侯、

【註】申侯、鄭卿、專利而不厭、故稱名以殺、罪之也、例在文六年、

終には殺された、申侯と名を記したは常に利を貪た佞臣と云をしめした、

秋、七月、公會齊侯宋公陳世子款鄭世子華、盟于寗母、

【註】高平方與縣東有泥母亭、音如寗、

是は鄭を伐つ云合せである、

曹伯班卒、

【註】無傳、五年、同盟于首止、

告文なり、

公子友如齊、

【註】無傳、罷盟而聘、謝不敏也、

魯の爲に齊の桓公へ伺た、是は盟の節不調法でも無かつたかと云のことわりに行たである、

冬、葬曹昭公、

【註】無傳、

【傳】七年、春、齊人伐鄭、孔叔言於鄭伯曰、諺有之曰、心則不競、何憚於病、

【註】競、强也、憚、難也、

齊の桓公が鄭伯の逃られたを憎みて伐るゝ、○孔鄭の大夫が君へ諫を云、世の諺にも至て心の不競しきて人と諍はぬ弱いものならば、どうして難義をきら

秋、楚子圍許、以救鄭、諸侯救許、乃還、

許をせめて鄭の加勢をした、諸侯が又許を救つてかへつた、

冬、蔡穆侯將許僖公、以見楚子於武城、

【註】楚子退舍武城、猶有忿志、而諸侯各罷兵、故蔡將許君歸楚、武城、楚地、在南陽宛縣北、

楚から許を攻たれば諸侯が救たに付て、一たんは楚も引たれども武城に逗留して、許を甚だ怒る志がある故、許君が終に降參せらるゝ故、蔡の穆公の許の僖公を連れて、楚子の居らるゝ武城へ來て相見したとなり、【注】楚　一たんは退きたれども、救の諸侯も皆兵を罷めたに付て楚に服した、

許男面縛銜璧、大夫衰經、士輿櫬、

【註】縛手於後、唯見其面、以璧爲贄、手縛、故銜之、櫬、棺也、將受死、故衰經、

降參の貌である、後手に縛られて、○銜　手に持れぬゆゑ口にくはへて、大夫は死出立である、士たる者は櫬をかいて來るなり、【注】縛　死ませうと云こゝろ、

楚子問諸逢伯、

【註】逢伯、楚大夫、

○楚子　楚君が大夫に取さばきを問はれた、

對曰、昔武王克殷、微子啓如是、

【註】微子啓、紂庶兄、宋之祖也、

○對　丁度此通りであつたなり、

武王親釋其縛、受其璧、而祓之、

【註】祓、除凶之禮、

○武　王を受納して祓をせられた、

焚其櫬、禮而命之、使復其所、楚子從之、

櫬をやきすてゝ、屹と禮を以てあいしらひて、本國へ歸されたと云た、然らばと云て楚子も其通に致され

廟に告たるならん、

【傳】六年、春、晉侯使賈華伐屈、夷吾不能守、盟而行、

【註】賈華、晉大夫、非不欲校、力不能守、言不如重耳之賢、

晉侯の賈華を討手の大將にして、屈へさし向けられた、○夷　防戰はしたけれども、人數がないに付て城がかゝえられぬ、扱を入れて城を開渡した、【注】賈　重耳は防がれなんだ、

將奔狄、郤芮曰、後出同走、罪也、

【註】嫌與重耳同謀而相隨、

○將奔　狄へ去うと云はれたれば、郤芮と云者が重耳と一所に出奔なれば、何方へござつてもよいが、後とから國を出て同處へ立退くは、云合せたる罪になるとなり、【注】嫌　云合せて一つ所へ退いたやうになるを嫌て云辭なり、

不如之梁、梁近秦而幸焉、乃之梁、

【註】以梁為秦所親幸、秦既大國、且穆姬在焉、故欲因以求入、

○不如　梁へ行き玉ふたらよからう、梁は秦の國へ近うて親幸せられてあれば、取持ちをたのむ爲にもよいと云た、それで梁へ往れた、【注】穆　姬は晉の女めなり、

夏、諸侯伐鄭、以其逃首止之盟故也、

【註】首止盟、在五年、

鄭がぬけて逃たに付て、皆云合せて伐つた、

圍新密、鄭所以不時城也、

【註】實新密、而經言新城者、鄭以非時興土功、齊桓聲其罪以告諸侯、

○圍　此圍だは時ならぬ普請したをせむる、【注】實　經で新城とある、傳には實を云、桓公の攻められた、

【註】不書、不告也、周十二月、夏之十月、
鶉火星のまん中に至た頃滅ぶるならんとなり、○冬　果して滅した、虢公は京師へ立退かれた、莊三十二年に出たる史嚚が名言、思ひ當つたなり、

師還、館于虞、遂襲虞、滅之、執虞公及其大夫井伯、以媵秦穆姫、

【註】秦穆姫、晉獻公女、送女曰媵、以屈辱之、
○師　其歸りに虞に宿陣して、刷毛ついでじやと云て遂に虞も滅した、○執　主從を捕へて晉の女の輿ぞへにした、虞公の馬鹿も今は宮之奇が辭を思ひ當られたであらう、さて荀叔が云たやうに屈産の乘、垂棘の玉も取返したやうすなり、

而脩虞祀、且歸其職貢於王、

【註】虞所命祀、
○而　虞の祀は晉命じて祭らせ、虞の賦稅は王へ上る、自分の收納にはせぬをほめた、己が有とはせなんだ、

故書曰、晉人執虞公、罪虞、且言易也、

○故　たやすくとられた、

【經】六年、春、王正月、夏、公會齊侯宋公陳侯衞侯曹伯伐鄭、圍新城、

【註】新城、鄭新密、今滎陽密縣、
僖公の諸侯と云合せて、鄭が逃れた故伐れた、

秋、楚人圍許、

【註】楚子不親圍、以圍者告、
告文なり、自分には出られなんだゆゑ、人と書た、

諸侯遂救許、

【註】皆伐鄭之諸侯、故不復更敍、○
許は同盟の國ゆゑ、各加勢した、【注】皆　國々を云には及ばぬ、

冬、公至自伐鄭、

【註】無傳、

均服振振、取虢之旂、

【註】戎事、上下同服、振振、盛貌、旂、軍之旌旗、

○均　軍服は上下ともに均いゆゑ鎧のことを云、振々と盛にして虢を取の旗があらうと謠なり、

鶉之賁賁、天策焞焞、火中成軍、虢公其奔、

【註】鶉、鶉火星也、賁賁、鳥星之體也、天策、傅說星、時近日星微、焞焞、無光耀也、言丙子平旦、鶉火中軍事有成功也、此已上皆童謠言也、童齔之子、未有念慮之感、而會成嬉戲之言、似若有馮者、其言或中或否、博覽之士、能懼思之人、兼而志之、以爲鑒戒、以爲將來之驗、有益於世教、

○鶉　鶉火星鳥の體傳說星など日に近づきて、焞々と光り無くして火中の軍に功を成して、虢公は其れ奔らんと謠た、かはつたことなり、【注】鶉　童齔之子と云は齔は齒易ると訓ず、幼少の子どもの齒のかはる時分は、何の念慮分別も無いときに、ふと此やうなたはむれあそびに謠をうたふ、○似　神様でも御のりうつりの有やうなり、○其言　此やうなことは中ることもあり、中らぬこともあり、○博　博く渉りたる士や或は能く物事に懼思の人などは、兼て覺え居て後の戒とし將來の驗としたらば、世教の助に益のあることもあらうと云こと、

其九月十月之交乎、

【註】以星驗推之、知九月十月之交、謂夏之九月十月也、交、晦朔交會、

○其九　右の通りなれば、大方九月十月の間に滅ぶるであらう、【注】以　日月は晦朔に必ず交會す、晦朔なれば二箇月の間なり、

丙子旦、日在尾、月在策、

【註】是夜日月合朔於尾、月行疾、故至旦而過在策、

○丙子　旦に成ては日はまだ尾星にあるに、月は策迄至る、

鶉火中、必是時也、冬、十二月、丙子朔、晉滅虢、虢公醜奔京師、

如是、則非德民不和、神不享矣、神所馮依、將在德矣、若晉取虞而明德、以薦馨香、神其吐之乎、弗聽、許晉使、宮之奇以其族行、

【註】行、去也、

○如是　此通りなれば、德でなければ民は和せず、神も享け玉はぬ、○神　正直の頭に舍る、○若　晉が此虞の國を取て後、德を明にして馨香きを神にすゝめたらば、それでも神が吐出してすては成されまい、時には神も守り玉はうとなり、○弗　是程に諫めても虞公の承知せられず、晉の使者に許容してやられた、○宮之　愚將ゆゑ見限りて、從類眷屬を引連て去た、

曰、虞不臘矣、

【註】臘、歲終、祭衆神之名、

さて云やうには、最早虞公も今年の歲終の祭りはえせられまい、笑止なことじや、

在此行也、晉不更擧矣、

【註】不更擧兵、

晉が此度の歸りがけに亡すであらう、更めて旗を擧げて來るまでもあるまいと云た、

八月、甲午、晉侯圍上陽、

【註】上陽、虢國都、在弘農陝縣東南、

○八　下陽は先達て取た、今度は上陽を圍だ、

問於卜偃曰、吾其濟乎、對曰、克之、公曰、何時、對曰、童謠云、丙之晨、龍尾伏辰、

【註】龍尾、尾星也、日月之會曰辰、日在尾、故尾星伏不見、

○問　晉の卜者に占せられて、吾今度の業が成就せやうかとなり、○對曰　勝利には極たとなり、いつ時分克つで有うぞ、○對曰　此間は珍しい童謠がはやりて童子が謠ふとなり、○丙　丙の晨た龍尾星が辰に伏せられてと云ことなり、龍尾星と日が照し合ふゆゑに尾星は伏して見えぬなり、

い、親類を愛するならば桓莊は晋が滅さぬ筈なれども、己が勢ひが強ければ終に亡した、何ぞ罪有て滅すは尤なれども、唯己に偪て後がきづかひさに亡した、【注】桓　またいとこなれどもころされた、

親以寵偪、猶尙害之、況以國乎、

公曰、吾享祀豐絜、神必據我、

【註】據、猶安也、

○親以　親しい中でも寵祿が重もければ、此方が偪り危いと云て尙これを害する、況や國は尙以て滅すべしとなり、○公曰　おれは隨分鬼神をゆたかに祀るに因て、其時は神の惠みがあらうとなり、

對曰、臣聞之、鬼神非人實親、惟德是依、故周書曰、皇天無親、惟德是輔、

【註】周書、逸書、

○對曰　總じて神と云ものは、人にひいきして親み玉ふものでは無い、惟德ある人に因りて助け玉ふものである、○周書　天と云はむざと親みはない、只德を輔くると云ことがある、【注】周書　是は今ある古文尙書のことである、杜預の時分にはなかつた、

又曰、黍稷非馨、明德惟馨、

【註】馨、香之遠聞、

○又曰　黍稷の供物は香ばしいと云ものではない、明德が香ばしいゆゑに、德ある人の供物をのみ受け玉ふ、

又曰、民不易物、惟德繄物、

【註】黍稷牲玉、無德則不見饗、有德則見饗、言物一而異用、

○又曰　供へ物を易へはせず、同じものなれども、天の受け玉ふのは祭る人に德あるゆゑなり、されば德なき人の物を受玉はぬ、それゆゑ德が則ち供へ物である、【注】黍　牲は誰が供へても牲、玉は誰が捧ても玉なり、されども德なき人の供へるは饗けられぬ、德あれば受玉ふ、すれば物は一つ物で、用ひ人が異ると云ものなり、

て歯がさむくなると申す、此は則虞と虢とのことでござらう、

公曰、晉吾宗也、豈害我哉、對曰、大伯虞仲、太王之昭也、太伯不從、是以不嗣、

【註】太伯虞仲、皆太王之子、不從父命、俱讓適吳、仲雍支子、別封西吳、虞公其後也、穆生昭昭生穆、以世次計、故太伯虞仲、於周爲昭、

○公曰　虞侯の云分に、晉はもと吾が先祖で同じわかれなれば、何しに吾を害するものであらう、○對曰　親類を以て申すならば、周の太伯虞仲は大王の子なり、太伯父の命に從はず是を以て遁れて嗣がざるなり、今虞は其後にて王季の兄なり、【注】穆　父昭なれば子は穆にて、其子又昭とかぞへる順になりて、太伯虞仲は昭にあたる人なり、

虢仲虢叔、王季之穆也、

【註】王季者、太伯虞仲之母弟也、虢仲虢叔、王季之子、文王之母弟也、仲叔、皆虢君字、

○虢仲　虢の先祖を尋ぬるに、王季の子にて穆にあたる人なり、

爲文王卿士、勳在王室、藏於盟府、

【註】盟府、司盟之官、

○爲文　文王に仕へた、○勳　功が王室にありて、盟府は盟た辭が府に入り、記錄にも載てゐる、

將虢是滅、何愛於虞、且虞能親於桓莊乎、其愛之也、桓莊之族何罪、而以爲戮、不唯偪乎、

【註】桓叔莊伯之族、晉獻公之從祖昆弟、獻公患其偪、盡殺之、事在莊二十五年、

○將　されば先祖は伯父甥にて至て近親なるに、是をさへ滅さうとすれば、○何　晉と親類の家筋なればとて、何のたのみにならうぞ、虞を愛することはない、○且　其上虞は桓叔莊伯ほど晉の爲に親みはな

親みがなければ必患が至ります、うれへが來てから降參なしては、失ふ處が多くて彌々國の病となります、其時に君後悔を成されようとなり、如此諫めても鄭伯の承知が無くて、自身ばかり逃て歸られた、

楚鬭穀於菟滅弦、弦子奔黃、於是江黃道柏方睦於齊、皆弦姻也、

【註】姻、外親也、道國、在汝南安陽縣南、柏、國名、汝南西平縣有柏亭、

亡されて黃の國へ立退れた、此節江黃道柏などの國々が齊侯へ交を結で親かつた、皆弦の一家の國である、

弦子恃之而不事楚、又不設備、故亡、

弦子が此國々を恃に致されたに付て、備をなほざりにして亡られた、

晉侯復假道於虞以伐虢、宮之奇諫曰、虢、虞之表也、虢亡、虞必從之、晉不可啓、寇不可翫、

【註】翫、習也、

先年下陽を取て、また今年虢を伐んと云た、○宮之奇　先づ虢の國は此方の國と隣で、虢は表虞は裏のやうなものである、すれば二國表裏にして居るからは、虢が亡びたらば必ず此方の國も從て亡るであらう、すればもはや晉の國を啓き道びかぬがよい、寇を習はせぬがよい、

一之謂甚、其可再乎、

【註】爲二年假晉道滅下陽、

○一　一度晉へ同心したさへ有るに、二度まで與みすると云はあまりなことなり、

諺所謂輔車相依、脣亡齒寒者、其虞虢之謂也、

【註】輔、頰輔、車、牙車、

○諺　世の諺にも輔車は相依て合て居り、脣が亡び

貫ふとなり、〇爲　所々へ賴で建てたれば、甚だ立派に有た、

遂譖諸鄭伯、曰、美城其賜邑、將以叛也、申侯由是得罪、

【註】爲七年鄭殺申侯傳、

〇遂　十分に出來すまさせておいて、宣仲が鄭君へ讒を構て云には、申侯がことの外美々しく自分の在所に城を建ました、あれは謀叛を企て籠城の用意でござる、御ゆだんなさるゝなと云た、これに依て罪を得て後に殺さるゝ、

秋、諸侯盟、王使周公召鄭伯、曰、吾撫女以從楚、輔之以晉、可以少安、

【註】周公、宰孔也、王恨齊桓定太子之位、故召鄭伯使叛齊也、晉楚不服於齊、故以鎭安鄭、

經にある通り、諸侯が云合て王の太子を定めた、それを惠王が怒り玉ふて、周公に命ぜられて鄭伯を召て仰らるゝには、今齊と晉楚は中がわるいに因て、其方は楚に從へ、此方から晉をすゝめて輔とせようとなり、然れば其方も安樂に安んずるであらうとなり、

【注】周公　桓公の下知を怒り玉ふ、それで鄭をそむかせらるゝなり、

鄭伯喜於王命、而懼其不朝於齊也、故逃歸不盟、孔叔止之曰、國君不可以輕、輕則失親、

【註】孔叔、鄭大夫、親、黨援也、

〇鄭伯　鄭の君が王の御諚は有難けれども、齊の桓公へ朝せぬと云ふもきづかひである、それで何となしに逃歸て盟はれなんだ、〇孔叔　鄭の大夫が止て云には、國君と云者は輕々しくなされぬものでござる、輕々しくなさるゝと、是迄助け合ふた親き交りを失ひます、

失親、患必至、病而乞盟、所喪多矣、君必悔之、弗聽、逃其師而歸、

奔翟、

【註】袪、袂也、

○及難　終に驪姫が奸曲で亂に及で、晉公の寺人披と云者に蒲を伐てと有たれば、蒲の城主重耳は君父の命でよする上は、禦矢は射られぬと云て、城中へ鬭て、よせてをふせいで手むかひするものは吾が敵ぞと云て、塀をぬけて立退れた、○披　袂を引切つた翟へ退れた、

夏、公孫茲如牟、娶焉、

【註】因聘而娶、故傳實其事、不及解、

會于首止、會王太子鄭、謀寧周也、

【註】惠王以惠后故、將廢太子鄭而立王子帶、故齊桓帥諸侯會王太子、以定其位、

王の御國もやかましいで、これを謐る爲である、【注】不及解、

陳轅宣仲怨鄭申侯之反己於召陵、

【註】宣仲、轅濤塗、

前年に云合をだしぬかれて無念に思て居た、それで其仕返しをたくむ、

故勸之城其賜邑、

【註】齊桓所賜虎牢、

○故　其時の賞に桓公より賜た、虎牢の地に城をきづかせた、

曰、美城之、大名也、子孫不忘、吾助子請、乃爲之請於諸侯而城之、美、

【註】樓櫓之備美設、

○曰　随分美く結構に城かれよ、それでは大きな高名と云ものなり、○子　後々に至ても足下の功を云ひ出して忘れまい、すれば後記に留まると也、○吾おれが足下の爲に所々の諸侯方へ頼で、手傳をして

不敬、固讎之保、不忠、失忠與敬、何以事君、詩云、懷德惟寧、宗子惟城、

【註】詩、大雅、懷德以安則宗子之固若城、

○寇　寇讎のこもる處なるものを、何として丁寧にいたしませうぞや、○守　官を守る身で居て、君命を廢ると云は不敬なり、○固　それかと云て讎の立てこもる處を固くすると云は不忠なり、○失　固くせねば咎に合ふ、固くすれば不忠となる、○何　それでは君には仕へられぬとなり、○詩云　德を以て民を安ずれば嫡子も固くなる、固ければ即ちそれが何よりの城であると申てござります、

君其脩德而固宗子、何城如之、

【註】言城不如固宗子、

○君　今君德を修玉ひて、嫡子をさへ丈夫になされたならば、どのやうな城よりも固うござりませうとなり、

三年、將尋師焉、焉用愼、

【註】尋、用也、

○三年　三年の內には兵を用るでござらう、固くするには及びませぬと云た、

退而賦曰、狐裘尨茸、一國三公、吾誰適從、

【註】士蔿自作詩也、尨茸、亂貌、公與二公子爲三、言城不堅、則爲公子所訴、爲公所讓、堅之、則爲固讎不忠、無以事君、故不知所從、

○退　士蔿が詩を作た、狐の裘は亂れた一國に三人の公がある、吾誰にか從はうやとなり、【注】士蔿　不堅とて二公子の訴に因て咎めらるゝ、爲べきやうはないとなり、

及難、公使寺人披伐蒲、重耳曰、君父之命不校、乃徇曰、校者吾讎也、踰垣而走、披斬其袪、遂出

す、是で暦が出來る、【注】分　公必書雲物と記すべきものなれども、これは掌る職者があるで書かぬ、

爲備故也、

【註】素察妖祥、逆爲之備、

○爲備　年中の備を爲すものゆゑほめて書た、【注】素　天の妖怪を知て居ればあらかじめ覺悟をする、祥はよいことをも待つ、○逆　みな備をかまへるなり、

晉侯使以殺太子申生之故來告、

【註】釋經必須告乃書、

何故の罪に因て死なしめたと告た、【注】釋　告た通りを書たとなり、

初晉侯使士蔿爲二公子築蒲與屈、不愼、寘薪焉、

【註】不謹愼、

前方二人の公子を封ずるとて、蒲屈の城普請を士蔿に云付られたれば、大事にするでもなく、ねり屏の中へ木切などを多く交せて築き建た、

夷吾訴之、公使讓之、

【註】譴讓之、

○夷吾　其趣を晉侯へ届られたれば、何故に左様に疎略には致したぞと咎められた、

士蔿稽首而對曰、臣聞之、無喪而慼、憂必讎焉、

【註】讎、猶對也、

○士蔿　是が云わけをする、私承り及ましたは、喪もない時節にいたむ者には憂が必ず來る、

無戎而城、讎必保焉、

【註】保而守之、

敵もなく要害すべきこともないに、城普請などすれば讎が必ずこもるものとなり、是は事の起るべき萠を見抜いた、

寇讎之保、又何愼焉、守官廢命、

【注】逃其師而歸也、逃例在文三年、
列を遁れられた、【注】逃　人數は其まゝおきて自身ばかり歸られた、

楚人滅弦、弦子奔黃、

【註】弦國、在弋陽軑縣東南、皆告文、

九月、戊申、朔、日有食之、

【註】無傳、

冬、晉人執虞公、

【註】虞公貪璧馬之寶、距絕忠諫、稱人以執同於無道於其民之例、例在成十五年、所以罪虞且言易也、晉侯脩虞之祀、而歸其職貢於王、故不以滅同姓爲譏、

【注】虞　虞公と君を出したは貪るを貶したなり、殊に諫も用ひなんだゆゑなり、人と云たは民を安せぬを云た、執は安々と生捕たと云ことなり、晉も吾ものにはせられなんだ、

【傳】五年、春、王正月、辛亥、朔、日南至、

【註】周正月、今十一月、冬至之日、日南極、

公既視朔、遂登觀臺、以望而書、禮也、

【註】視朔、親告朔也、觀臺、臺上構屋、可以遠觀者也、朔旦冬至、歷數之所始、治歷者因此、則可以明其術數、審別陰陽、叙事訓民、魯君不能常脩此禮、故善公之得禮、

○公　曆を書るゝは禮である、此一義は僖公の極て善きことなり、【注】視　火見櫓のやうなものである、

凡分至啓閉、必書雲物、

【註】分、春秋分也、至、冬夏至也、啓、立春立夏、閉、立秋立冬、雲物、氣色災變也、傳重申周典、不言公者、日官掌其職、

○凡分至　春分秋分夏至冬至啓は立春立夏物を啓くなり、閉は立秋立冬物を閉づるなり、○必　天變を記

告文、【注】稱 晋侯と君を出したで、君の手づから殺されたと聞ゆる、譏を用て太子の縊りめされたのは、手づから殺たも同じことである、○書 前年の冬なれども春になりて告た、

杞伯姫來朝其子、

【注】無傳、伯姫來寧、寧成風也、朝其子者、時子年在十歳左右、因有諸侯子得行朝義、而卒不成朝禮、故繫於母而曰朝其子、

魯國へ來た子をつれて來た、【注】無 成風を見廻に來られた、其子と云はまだ歳十前後と見ゆ、○因 諸侯の子は朝の義は行へども、まだ禮は成さぬ、それで母の連れて來たと母を重にして、其子を朝せさせたと書かれた、

夏、公孫茲如牟、

【注】叔孫戴伯娶於牟、卿非君命不越竟、故奉公命聘於牟、因自爲逆、

魯の卿が牟の國へ行たなり、【注】叔 牟へ婦をむかへに行た、○卿 君の命なくて他國へ行くことはならぬ故に、君命で牟へ使に行た序に、自分の妻を逆へたとなり、

公及齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯、會王世子于首止、

【注】惠王太子鄭也、不名而殊會、尊之也、首止、衛地、陳留襄邑縣東南有首鄉、

王の世子も會せられた、【注】惠 名も書かず、ことに諸侯の此王子に會したと書かれたは、王を尊む故一列の中へは結こまなんだ、

秋、八月、諸侯盟于首止、

【注】間無異事、復稱諸侯者、王世子不盟故也、王之世子、尊與王同、齊桓行霸、翼戴天子、尊崇王室、故殊貴世子、

前のは會此度は盟である、【注】間 是迄の間に外のことは無かつた、○復 今度は世子は盟はれなんだ、桓公が覇業を立んと思はるゝ故周室を貴ばるゝ、

鄭伯逃歸不盟、

公殺其傅杜原款、或謂太子、子辭、君必辯焉、

【註】以六日之狀自理、

○公　何にも知らぬ傅り役をころされた、○或　有のまゝに云わけを成されたならば、父君も御辨へなされて、六日以前に上げられたれば、自ら理りはたつに、云わけせられよと云た、

太子曰、君非姬氏、居不安、食不飽、我辭姬必有罪、君老矣、吾又不樂、

【註】吾自理、則姬死、姬死則君必不樂、不樂爲由吾也、

○太子曰　父君は兎角驪姬が御氣に入て、彼れが居らねば寢食をも樂み玉はぬ、我が云わけをすれば罪人は驪姬にきはまる、君も御としよられたに、吾が云わけ一つで御樂みをなくする、それでは子の道でないと云はれた、【注】吾　吾より不樂に至り玉ふとなり、

曰、子其行乎、太子曰、君實不察其罪、被此名也以出、人誰納我、十二月、戊申、縊于新城、姬遂譖二公子曰、皆知之、重耳奔蒲、夷吾奔屈、

【註】二子時在朝、爲明年晉殺申生傳、

○曰子　そんならば何方へなりとも立去り玉へと云た、○太　又云はるゝには、父君の此罪を御存じないゆゑ、吾が此惡名を被て出奔したればとて、何國の誰がかくまふてくれようぞと云て、○十二　終に曲沃で縊て死なれた、○姬　殘た二人の公子達も毒害の一味でござると云た、○重　皆國を出られたとなり、驪姬奴重罪である、【注】時　本家に仕て居られた、

【經】五年、春、晉侯殺其世子申生、

【註】稱晉侯、惡用讒、書春、從告、

のは消えぬ、

必不可、弗聽、立之、生奚齊、其娣生卓子、及將立奚齊、既與中大夫成謀、姬謂太子曰、君夢齊姜、必速祭之、

【註】齊姜、太子母、言求食、

○必不可　極てわるいと云たけれども、きかいで立られたである、○生　奚齊を立んとするゆゑに、中大夫と謀をたくむ、○姬　是がはかりごとなり、夜前大君の太子の御母堂を夢に見玉ふたほどに、急いで祭りをなされよと云た、

太子祭于曲沃、歸胙于公、

【註】胙、祭之酒肉、

○太子　自分の國で母の神靈を祀て、そなへた肉を父公へおくられた、

公田、姬寘諸宮六日、公至、毒而獻之、

【註】毒酒經宿輒敗、而經六日、明公之惑、

○公　折節遠方へ狩に出られて留守で有た、○姬　驪姬が其酒や肉を宮中に入れておいた、六日目に晉侯の歸られた、○毒　驪姬が毒酒にしてさし上た、

【注】毒　毒酒と云ものは一夜ひたしておけば、腐て毒氣が敗れ出て、かくれはないものである、○經　爰に六日とあれば、公の歸られてから入れたは知れたことを、公のうろたへて居らるゝことを示たなり、

公祭之地、地墳、與犬、犬斃、與小臣、小臣亦斃、姬泣曰、賊由太子、太子奔新城、

【註】新城、曲沃、

○公祭　地の神へ上ると云てそゝがれたれば、地がむく〳〵とうごもつた、犬に喰せられたら毒肉ゆゑ死だ、小臣の輕き者に飲せられたら死だ、○姬　女のくせに泣てものを云、この賊徒は太子でござる、○太子　その沙汰を聞て曲沃へ逃られた、

【註】謂以死勤事、
○死　王の御用で死なるれば、一等をとびこえ二等を加へられて、

於是有以衰斂、

【註】衰衣、公服也、謂加二等、
その時は衰服を御免有て斂むることである、

冬、叔孫戴伯帥師、會諸侯之師侵陳、陳成、歸轅濤塗、

【註】陳服罪、故歸其大夫、戴、謚也、
申合せて陳を攻たれば、和睦を乞たに付て、四人も免して歸された、

初晉獻公欲以驪姬爲夫人、卜之不吉、筮之吉、公曰、從筮、卜人曰、筮短龜長、不如從長、

【註】物生而後有象、象而後有滋、滋而後有數、龜象、筮數、故象長數短、
驪姫と云女中を夫人に取立んとてうらなはせられたれば、夫人にしては不吉と出た、○筮　めどでは吉で有た、○公曰　夫人にしたいである、○卜人　易筮は輕い、龜とは重い、重きに從はねばならぬことである、【注】物　物の生ずるは初め也、それからの象が出來る、象が備てからはびこる、はびこつてから物が成就して數がある、龜は象で始めなり、筮は後に出きたれば數なり、

且其繇曰、專之渝、攘公之羭、

【註】繇、卜兆辭、渝、變也、攘、除也、羭、美也、言變乃除公之美、
○且其　其上に卜ひかたの辭に、○專之　驪姫を正夫人とせば、是までのやうすを變じて、公の美きことを除き去んと出た、

一薰一蕕、十年尚猶有臭、

【註】薰、香草、蕕、臭草、十年有臭、言善易消、惡難除、
○一　好い香と惡い臭ひのものと一つにおけば、香も臭に成てしまふて、惡臭は十年ものこる、わるいも

れた、

申侯見曰、師老矣、若出於東方、而遇敵、懼不可用也、若出於陳鄭之間、共其資糧屝屨、其可也、

【註】屝、草屨、

○申侯　是が甚だ不屆である、轅濤塗には今のやうに云合せておいて、さて桓公へは手の裏かへした讒言をした、桓公に見えて云には、いかう人數もつかれました、○若　承れば東方へ廻て歸り玉ふよし、是は惡い思召しでござらう、あの遠國を廻て、つかれた上にもし敵にても出合たらば、何の用にも立ますまい、それよりは本街道の陳鄭の間を御通りなされたらば、食物にさしつかへもなく、草履わらんづも自由でござらうと云、

齊侯說、與之虎牢、

【註】還以鄭邑賜之、

○齊　成ほどよいことを云たとて、鄭の内で虎牢と云地をあたへられた、

執轅濤塗、

○執　惡いことを敎へたとて生捕られた、

秋、伐陳、討不忠也、

【註】以濤塗爲誤軍道、

大夫に云付けて軍道を誤らせたと云て、不忠を討れたなり、

許穆公卒于師、葬之以侯禮也、

【註】男而以侯禮、加一等、

今度の合戰に出て陣中で卒せられた、元來この許國は男の爵なれども、侯の禮で葬られた、一等を加へ益したである、

凡諸侯薨于朝會、加一等、

【註】諸侯命有三等、公爲上等、侯伯中等、子男爲下等、

○凡　朝會ごとで薨ぜらるれば一等をます、

死王事、加二等、

それは元より寡君も願望に存じて居まする所でござる、○齊侯曰　また桓公の大きなことを云てほこらるゝ、先づ好みが成就して大慶致した、しかし只今この大軍の人數を以て合戰をするならば、○誰　どのやうな大國でも防戰することはなるまい、また城攻をしたならば、如何やうな名城でも打破られうとなり、○對曰　そこで屈完がはね返して云には、君若し德を以て溫和に諸侯を綏じて從へ玉ふならば、○誰　どのやうな者でも服せぬと云ふことはござるまい、君もし多勢を恃みに成され、力づくで楚國などを攻從へんと思召ならば、楚國には方城山と云嶮山あり、是を城地と定め、國外を取廻したる漢水を外堀と成して、防いで御目に掛ませう、

雖衆、無所用之、屈完及諸侯盟、

何程の御人數でも用には立ますまいと云た、短慮ならば又手切にもなりさうな處なれども、去るものゆゑ互に和して盟て歸た、

陳轅濤塗謂鄭申侯曰、師出於陳鄭之間、國必甚病、

【註】申侯、鄭大夫、當有共給之費故、

此段は歸陣に味方の領内を通るに付て申分が出來たのである、陳の轅濤塗と云ものが、内々で鄭の大夫申侯に云には、此軍勢が私どもの國と足下の國とに掛りて通る時には、御互に人夫課役にて大きな國中のいたみに成らうと存ずる、

若出於東方、觀兵於東夷、循海而歸、其可也、

【註】東夷、郯莒徐夷也、觀兵、示威、

若し東方へ掛りて通られたらば、東夷の國々の者に此大軍を觀せなば、大分味方の威光にもなり、それから海づたひに歸りたらば、何と方々の爲にもよからうと思召さぬかと云た、

申侯曰、善、濤塗以告、齊侯許之、

【註】許出東方、

○申　申侯が手を拍て一段よい工夫と云た、○濤　桓公に其通りを告たれば、齊侯の成ほどゝ許容めさ

○夏。 楚子から屈完を出して、陣を張て居る處を見せにおこした、

師退次于召陵、

【註】完請盟故、

○師。 屈完が諸軍の强きを見て、盟はうと云たに付て、桓公少し退て召陵と云所に陣取致された、

齊侯陳諸侯之師、與屈完乘而觀之、

【註】乘、共載、

○齊侯 こゝが桓公の自慢いたさるゝ處である、諸大名の人數を陳ね立てゝ、桓公の屈完と車に相のりして見廻られた、

齊侯曰、豈不穀是爲、先君之好是繼、與不穀同好、如何、

【註】言諸侯之附從、非爲己、乃尋先君之好、謙而自廣、因求與楚同好、孤寡不穀、諸侯謙稱、

○齊侯曰 斯樣に諸侯達が大分附從はるゝと云も、どうして拙者への働に致されうぞ、皆先君の好みをたんだへられて、好みを結ばるゝことでござると云て、謙退がほして云はるゝ、○與 何とぞそなたの國も拙者と好みを同く致されまいか、存念は如何ぞと云はれた、

對曰、君惠徼福於敝邑之社稷、辱收寡君、寡君之願也、齊侯曰、以此衆戰、誰能禦之、以此攻城、何城不克、對曰、君若以德綏諸侯、誰敢不服、君若以力、楚國方城以爲城、漢水以爲池、

【註】方城山、在南陽葉縣南、以言竟土之遠、漢水、出武都、至江夏、南入江、言其險固以當城池、

○對曰 屈完が私に返答して申すには、私が國の社稷の神靈も御まもりなさるゝ樣にと思召て、私の主人をも辱くも御一列へ召加へられうと仰せ下さるゝ

河南至于穆陵、北至于無棣、

【註】穆陵無棣、皆齊竟也、履、所踐履之界、齊桓又因以自言其盛、

先君へ東海西河南は穆陵北は無棣まで玉ふたとなり、

爾貢包茅不入、王祭不共、無以縮酒、寡人是徵、

【註】包、裹束也、茅、菁茅也、束茅而灌之、以酒爲縮酒、尚書、包軌菁茅、茅之爲異未審、

然るに其許よりは包茅を貢する筈の處、近年は入貢致されぬ、それ故に王の祭りに共せぬ、それで酒を縮むことがない、是では祭りがつとまらぬ故に、寡人行き向て正すとなり、【注】包茅の異るかはつたのがあると云へどもそれは知れぬとなり、

昭王南征而不復、寡人是問、

【註】昭王、成王之孫、南巡守渉漢、船壞而溺、周人諱而不赴諸侯、不知其故、故問之、

其上昭王の南征成されて再び復り玉はぬ、是も問はうための出陣なりと答へたり、【注】昭　誰も知る人がない、

對曰、貢之不入、寡君之罪也、敢不共給、昭王之不復、君其問諸水濱、

【註】昭王時、漢非楚竟、故不受罪、

楚子からの答に、成程茅の入貢せぬと云は此方の罪なれば、○敢　奉るまいとは云はぬ、又昭王の復り玉はぬは此方に知らぬことなれば、それは漢水の邊の諸侯に問はれよとなり、

師進次于陘、

【註】楚不服罪、故復進師、

○師　楚王がたやすく罪に服せぬによつて、軍勢を出しかけて陘に陣を張つたである、

夏、楚子使屈完如師、

【註】如陘之師、觀强弱、

人宋人衞人鄭人許人曹人侵陳、

【註】公孫茲、叔牙子、叔孫戴伯、

【傳】四年、春齊侯以諸侯之師侵蔡、蔡潰、遂伐楚、楚子使與師言曰、君處北海、寡人處南海、唯是風馬牛不相及也、不虞君之涉吾地也、何故、

【註】楚界猶未至南海、因齊處北海、遂稱所近、牛馬風逸、蓋末界之微事、故以取喩、

齊から楚を伐つと云に付て、楚子の方から軍中へ云てやらるゝには、君の國は北海に御居城なされ、寡人は南海に居ますれば、常に隔りて少しの往來もあらず、放れ馬牛でも御國境へは參ることは及びもないこと、それに私方を伐つとあるは存じがけもないことゝ存ずる、是は何のわけでござると云、【注】楚　南海の中よりまだ隔て居る、ずゐ分近い處を以て云た、○牛　是は其頃國境で云ひならはした、至て微いことをたとへたもの、此方の牛が其境へ交合にもまゐることはないことゝ云事なり、

管仲對曰、昔召康公命我先君太公、

【註】召康公、周太保、召公奭也、

齊からの答に、昔周の召公奭より當國の先君太公望へ命ぜらるゝには、

曰、五侯九伯、女實征之、以夾輔周室、

【註】五等諸侯、九州之伯、皆得征討其罪、齊桓因此命以夸楚、

五等の諸侯や九州の伯は、女ぢ實に征して、以て周の天子の御家をたすけよと有て、【注】五　自由にせよとあると云て、桓公の諸侯を威して楚にほこらるゝ、

賜我先君履、東至于海、西至于

公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯侵蔡、蔡潰、

【註】民逃其上、曰潰、例在文三年、

僖公の會して蔡を伐れた、蔡は潰れた、

遂伐楚、次于陘、

【註】遂、兩事之辭、楚强、齊欲綏之以德、故不速進而次陘、陘、楚地、潁川召陵縣南有陘亭、

○遂　それから直に楚を伐つつもりで、先づなだめて見やうと思はれて、桓公の下知で楚の陘と云處に陣を張て居られた、【注】遂　蔡と楚と兩事、

夏、許男新臣卒、

【註】未同盟、而赴以名、

楚屈完來盟于師、盟于召陵、

【註】屈完、楚大夫也、楚子遣完如師以觀齊、屈完覩齊之盛、因而求盟、故不稱使、以完來盟為文、齊桓退舍以禮楚、故盟召陵、召陵、潁川縣也、

告文、【注】屈　楚の君が先づ大夫を出して、師のやうすを見て來いと云はれた、屈完が齊の大軍を見て肝をつぶして盟ませうと云た、故に使ではない、屈完が思ひ付きで有たハそれから桓公の昵く成て又召陵で盟はれた、

齊人執陳轅濤塗、

【註】轅濤塗、陳大夫、

告文なり、

秋、及江人黄人伐陳、

【註】受齊命討陳之罪、而以與謀為文者、時齊不行、使魯為主、與謀例、在宣七年、

【注】受　與に謀つたである、齊の云付けて伐た、齊は出會ひはせなんだ、魯國を師主とした、

八月、公至自伐楚、

【註】無傳、告于廟、

葬許穆公、

告文なり、

冬、十有二月、公孫玆帥師、會齊

齊侯爲陽穀之會、來尋盟、冬、公子友如齊涖盟、

【註】公時不會陽穀、故齊侯自陽穀遣人詣魯、求尋盟、魯使上卿詣齊受盟、謙也、

【注】公○　あの方へ人をやるは謙退なり、

楚人伐鄭、鄭伯欲成、孔叔不可、曰、齊方勤我、

【註】孔叔、鄭大夫、勤、恤　鄭難

鄭伯の楚と和睦をせやうと云はれたれば、大夫の孔叔が合點せずして、齊から此方の難義をいたはりて念頃に致さるゝに、その好みを忘れて、

棄德不祥、

【註】祥、善也、

德を棄ると云ふは不善なることゝ云て和睦せなんだ、是楚と齊とは讐敵の國なるゆゑなり、

不及解、

齊侯與蔡姬乘舟于囿、蕩公、

【註】蔡姬、齊侯夫人、蕩、搖也、囿、苑也、蓋魚池在苑中、

齊の桓公が夫人蔡姬と同船して、囿中の泉水に浮で慰まれた、蕩○公と云は、蔡姬の國は水國で舟に乘得て居る、齊は山國で海がないゆゑ、桓公も舟は不得手である、それゆゑ夫人は舟を何とも思はず、船ばたを執てぐら／＼と舟をゆすられた、

公懼變色、禁之、不可、公怒、歸之、未之絶也、蔡人嫁之、

【註】爲明年齊侵蔡傳、

○公○　桓公はきつい嫌ひで眞靑に成て、やれおけ／＼と云はるゝを、夫人がきかずにゆすられた、どこでも女のするわざである、○公○　桓公の胸にするゑかねて里へ歸された、○未○　まだ去り狀もやられぬ内に外へ嫁られた、

【經】四年、春、王正月、公會齊侯宋

【註】稔、熟也、爲下五年晉滅虢張本、
民を撫育せぬならば此後五年は保つまいと云た、
【注】稔　不及解、

冬、楚人伐鄭、鬬章囚鄭聃伯、

【註】經書侵、傳言伐、本以伐興、權行侵掠、爲後年楚伐鄭、鄭伯欲成張本、

【經】三年、春、王正月、不雨、夏、四月、不雨、

【註】一時不雨、則書首月、傳例曰、不曰旱、不爲災、
○夏四月不雨、

徐人取舒、

【註】無傳、徐國、在下邳僮縣東南、舒國、今廬江舒縣、勝國而不用大師、亦曰取、例在襄十三年、
告文なり、【注】無　大人數は用ひなんだ、

六月、雨、

【註】示旱不竟夏、

秋、齊侯宋公江人黃人會于陽穀、

【註】陽穀、齊地、在東平須昌縣北、
告文なり、

冬、公子友如齊涖盟、

【註】涖、臨也、
齊と因む、

楚人伐鄭、

【傳】三年、春、不雨、夏、六月、雨、自十月不雨、至于五月、不曰旱、不爲災也、

【註】周六月、夏四月、於播種五稼無損、
不及解、

秋、會于陽穀、謀伐楚也、

【註】二年楚侵鄭故、

克荀息帥師、會虞師伐虢、滅下陽、

【註】晋猶主兵、不信虞、

○宮之　果して諫めた、虞公聞れず遂に師を出す筈になつた、○夏　晋から虢を伐ちて下陽を滅した、

先書虞、賂故也、

【註】虞非倡兵之首、而先書之、惡貪賄也、

晋が師の主なれば前に列る筈なれど、虞を前へ書れたは、賂を取て一はな立つと云ことを示したものである、【注】虞　兵を倡ふ首は晋である、

秋、盟于貫、服江黄也、

【註】江黄、楚與國也、始來服齊、故爲合諸侯、

江黄の二國が齊へ付た、それで齊が合盟した、

齊寺人貂始漏師于多魚、

【註】寺人、内奄官、豎貂也、多魚、地名、闕、齊桓多嬖寵、内則如夫人者六人、外則幸豎貂易牙之等、終以此亂國、傳言貂於此始擅貴寵、漏洩桓公軍事、爲齊亂張本、

桓公の寵愛の者で有た、是から齊がそろ〳〵亂れて來る、【注】寺　解におよばず

虢公敗戎于桑田、

【註】桑田、虢地、在弘農陝縣東北、

晋卜偃曰、虢必亡矣、亡下陽不懼而又有功、是天奪之鑒、

【註】鑒所以自照、

○晋卜偃曰　晋の易者が虢の國はきつと亡びるであらう、下陽を亡されてそれにもこりず、又功を立られた、是は天から明鑒を取り上げ玉ふと云ものなれば、

而益其疾也、

【註】驕則生疾、

其疾を益すやうなもので、

必易晋而不撫其民矣、不可以五稔、

乃使荀息假道於虞、曰、冀爲不
道、入自顚軨、伐鄍三門、
【註】前是冀伐虞至鄍、鄍、虞邑、河東大陽縣東
北有顚軨坂、
○乃　晉公の然らばと云て、馬玉を贈て道を借りよ
と云はれた、○曰冀　是から虞への口狀を云、○冀
是は前方冀から虞を伐ちて散々敗られたことが有
つた、其ことを云出して、先づ虞を悅ばせる、先年冀
國が不道を致して、貴國を侵さうとて顚軨坂より攻
入て、鄍の三門迄攻伐たを、
冀之既病、則亦唯君故、
【註】言虞報伐冀、使病、將欲假道、故稱虞彊、以
說其心、冀、國名、平陽皮氏縣東北有冀亭、
忽攻返し玉ひて、冀の患と成て病しむると云は、是亦
唯君の謀ゆゑなり、【注】言○　虞君の心を說ばせてか
ゝる、
今虢爲不道、保於逆旅、

【註】逆旅、客舍也、虢稍遣人分依客舍、以聚衆、
抄晉邊邑、
ちやうど其如くに、只今虢の國が不道を致しまして、
國を隔てながら旅へ人を出して、
以侵敝邑之南鄙、敢請假道、以
請罪于虢、
【註】問虢伐己以何罪、
拙者が國の南在鄕をさわがせます、○敢　すれば何
とぞ道を借用致して、何の罪有てかやうに侵すぞと、
虢の國へ掛つて正し度存ずる間、騷動ながら道を借
して玉はれとなり、
虞公許之、且請先伐虢、
【註】喜於厚賂、而欲求媚、
○虞　虞公がうま〳〵乘て許容致された、○且　許
容したのみならず、それは安いことでござれば、此方
から先づ虢を伐ませうと云た、あまり色々貫てうれ
しさのあまりである、
宮之奇諫、不聽、遂起師、夏、晉里

爲文、
○不會は有たれども、僖公は間に合はなんだ、國君の虚く歸たとも記されぬゆゑ、城くこと計を云た、

晉荀息請以屈産之乘、與垂棘之璧、假道於虞以伐虢、

【註】荀息、荀叔也、屈地生良馬、垂棘出美玉、故以爲名、四馬曰乘、自晉適虢、途出於虞、故借道、

是は晉から虢を伐たく思へども、中を虞の國で隔てゝ居る、それで虞の領内を通りて寄せねばならぬ、そこを晉の大夫荀叔が、虞へ賂を贈て道を借りようとて、屈から出た名馬と垂棘から出た名玉を虞侯へ贈らうと云た、【注】荀　虞からでなければ出られぬゆゑなり、

公曰、是吾寶也、對曰、若得道於虞、猶外府也、公曰、宮之奇存焉、

【註】宮之奇、虞忠臣、

晉侯のあれは吾が大切にする寶じやと云はれた、○對　荀息が晉侯のをしまるゝを聞て、諫て云ふは、若し首尾よく道を借りて虢を滅しさへすれば、虞の國はたやすく此方の配下として伐るゝことなれば、外府のやうなもので、府へ入れておく心と思召せとなり、○公曰　晉侯のいや〳〵虞には宮之奇と云賢臣が居るからは、たやすくは謀られまいとなり、

對曰、宮之奇之爲人也、懦而不能強諫、

【註】懦、弱也、

○對　荀叔が、いえあの宮之奇と云者の人柄は一體が懦弱で、中々君へ手強い諫言する器量な者では無い、

且少長於君、君暱之、雖諫、將不聽、

【註】親而狎之、必輕其言、

其上に幼少から君の側で成長した者なれば、君とは竹馬の友で君も狎れこに成てござれば、たとひ諫たと云てからが、君の取上げは有まいと云た、

【註】言女子有三從之義、在夫家有罪、非父母家所宜討也、
君子の評に、齊で哀姜を殺すと云ものは餘りな仕方である、女子は人に嫁しては人に從ふなれば、もはや魯國の人である、殺してよければ魯國で釆配する、齊から手ざしめさるゝはいらぬおせわじや、【注】言構はぬ筈なり、

【經】二年、春、王正月、城楚丘、

【註】楚丘、衞邑、不言城衞、衞未遷、
亡びた國ゆゑ打寄て城いた、【注】楚　衞侯の歸られぬゆゑ國名は書ぬ、

夏、五月、辛巳、葬我小君哀姜、

【註】無傳、反哭成喪、故稱小君、例在定十五年、
禮の本格で葬た、

虞師晉師滅下陽、

【註】下陽、虢邑、在河東大陽縣、晉於此始赴見經、滅例、在襄十三年、
告文なり、

秋、九月、齊侯宋公江人黃人盟于貫、

【註】貫、宋地、梁國蒙縣西北有貫城、貫與貫字相似、江國、在汝南安陽縣、
是亦告文、

冬、十月、不雨、

【註】傳在三年、

楚人侵鄭、

【傳】二年、春、諸侯城楚丘、而封衞焉、

【註】君死國滅、故傳言封、
衞の君は討死致されて國も無く成た、それを打寄て城を取建てたれども、國君はないに付て、丘明の新に封じたと書れた、

不書所會、後也、

【註】諸侯既罷、而魯後至、諱不及期、故以獨城

將歸者也、
【註】虛丘、邾地、邾人既送哀姜還、齊人殺之、因戍虛丘、欲以侵魯、公以義求齊、齊送姜氏之喪、邾人懼乃歸、故公要而敗之、
僖公が破られた、是は邾から虛丘へ守りに出て居て、歸らうとする處を追破つたのである、【注】虛。是は姜氏が邾へ奔られたを齊から迎へて殺た、それをわたしに行くとて齊人が姜氏を殺たに因て、僖は齊と魯とは手切に成たと思ひ、さらば魯をちとなぶりてやらうとて虛丘に人數を置た、齊と魯と矛楯の與るを待つこゝろである、然る處に存じの外、魯君のおとなしく義理を立てゝ死骸を請て、自國に葬て齊と好みの離れぬやうに致された、それで齊侯の心も和ぎて送られた、時に邾人が是ではつもりが違たと云て、早々陣を引く所を、僖公が追缺け喰止て敗られたと云ことなり、

冬、莒人來求賂、
【註】求還慶父之賂、
慶父を歸して賂を受る約束で有た、然るを歸りを喰せて、

公子友敗諸酈、獲莒子之弟挐、非卿也、嘉獲之也、
【註】莒既不能爲魯討慶父、受魯之賂、而又重來、其求無厭、故嘉季友之獲而書之、
季友が打破た、莒もさん〴〵な目に逢た、【注】莒。惡人じやからは討て出すが本意であるを、還て賂を取て出しながら、又重々來て賂を請ふと云は惡人に與みすると云もの、それを破たゆゑ嘉て記された、

公賜季友汶陽之田及費、
【註】汶陽田、汶水北地、汶水出泰山萊蕪縣西、入濟、
御ほうびであつた、

夫人氏之喪至自齊、君子以齊人之殺哀姜也、爲已甚矣、女子從人者也、

臣子、率意而隱、故無深淺常準、聖賢從之、以通人理、有時而聽之可也、

何國より入ると無いは諱んだものである、○諱○　何でも其國の惡いことを諱んであらはさぬは禮なり、

【注】掩○　君臣の義に於て欠目がないによつて、通じて諱むの例としたものである、○皆○　時に當て君父の意に從て隱すゆゑ、淺深の定つたのりはない、○聖○　人道の理を明し玉へば、其時の宜きに順てゆるしてよい、

諸侯救邢、

【註】實大夫而曰諸侯、總衆國之辭、

狄人の攻るを救た、【注】實○　皆大夫を出したけれども、それを諸侯と云たのは國々と總る意である、

邢人潰、出奔師、

【註】奔聶北之師也、邢潰不書、不告也、

内くづれがした、○師○　諸侯の師が狄人を逐て、邢の器用を全く具て遷した、

師遂逐狄人、具邢器用而遷之、

師無私焉、

【註】皆撰具還之、無所私取、

○師○　面面私欲に取りはせなんだと云ことなり、

【注】皆○　夷儀へつかはし屆けたものである、

夏、邢遷于夷儀、諸侯城之、救患也、凡侯伯救患、分災、討罪、禮也、

【註】侯伯州長也、分穀帛、

夷儀に遷たゆゑ其所に城た、是は患を救はんがためである、○凡○　諸侯の長となつては是らを助けるは禮のすぢである、【注】侯國の頭と云こと、五穀や帛布を分けて見次ぐ、

秋、楚人伐鄭、鄭即齊故也、盟于犖、謀救鄭也、

【註】犖、即檉也、地有二名、

楚から攻るを救ふてやらうとするなり、

九月、公敗邾師于偃、虚丘之戍、

八月、公會齊侯宋公鄭伯曹伯邾人于檉、

【註】檉、宋地、陳國陳縣西北有檉城、公及其會、而不書盟、還不以盟告、

僖公の始めて會せられた、【注】檉　僖公の會へ出られたとばかり云はれた、

九月、公敗邾師于偃、

【註】偃、邾地、

邾の領分の偃と云地にて邾の軍勢を敗られた、

冬、十月、壬午、公子友帥師敗莒師于酈、獲莒挐、

【註】酈、魯地、挐、莒子之弟、不書弟者、非卿、非卿、則不應書、嘉季友之功、故特書其所獲、大夫生死皆曰獲、獲例、在昭二十三年、

莒の君の弟をとらへた、【注】酈　挐は卿でないゆゑ弟とは記さぬ、全體卿でなければ書ぬ筈なれども、季友が功をよろこびて書れた、

十有二月、丁巳、夫人氏之喪至自齊、

【註】僖公請而葬之、故告於廟、而書喪至也、齊侯既殺哀姜、以其尸歸、絕之於魯、僖公請其喪而還、不稱姜、闕文、

尸が魯へ歸た、【注】僖　神靈へ告られたゆゑ記した、○齊　自分の方からよめらかして遣た人の不埒ゆゑ、殺して魯と手切にせられた處を、また僖公の返して下されと云はれた、○不　夫人姜氏と可有筈となり、

【傳】元年、春、不稱即位、公出故也、

【註】國亂、身出復入、故即位之禮有闕、

僖公は一度出奔致された、【注】國　無難で國に居らねば即位は書ぬ、

公出復入、不書、諱之也、諱國惡、禮也、

【註】掩惡揚善、義存君親、故通有諱例、皆當時

春秋左傳卷五

【註】盡十五年

僖公

【註】名申、莊公之子、閔公之兄、母成風、諡法、小心畏忌曰僖、

【經】元年、春、王正月、齊師宋師曹伯次于聶北、救邢、

【註】齊帥諸侯之師救邢、次于聶北者、案兵觀釁以待事也、次例在莊三年、聶北、邢地、

告文である、【注】齊○按　此方の軍兵を引しめて、敵のすき間を伺て軍事を待つなり、

夏、六月、邢遷于夷儀、

【註】邢遷如歸、故以自遷爲辭、夷儀、邢地、

所替へをさせた、【注】邢○　心よく納得して所替へをしたに付て、自分に遷りたるやうに書た、

齊師宋師曹師城邢、

【註】傳例曰、救患分災、禮也、一事而再列三國、於文不可言諸侯師故、

邢の爲に城でもこしらへた、【注】傳○　國のせびらかさるゝを救ひ、災を助けて力を合するは禮のすぢなり、○一事　次るも是も同事なれども、禮ゆゑ亦三國ながら書たと云ことなり、外の例は前で三國出して記せば、二度目はたゞ諸侯とばかり一とくるめにして記すことである、

秋、七月、戊辰、夫人姜氏薨于夷、齊人以歸、

【註】傳在閔二年、不言齊人殺諱之、書地者、明在外薨、

魯國の夫人なり、尸を齊へ取て行た、【注】傳○　齊人が殺したを諱てしるさぬ、さて地を書たは他處と云ことを知らせた、

楚人伐鄭、

【註】荊始改號曰楚、

告文なり、

成季によくつかへて僖公をわたしてたのみおかれたゆゑに、つひに僖公を立てた、發明な女中であるなり、

僖之元年、齊桓公遷邢于夷儀、二年、封衛于楚丘、邢遷如歸、衛國忘亡、

【註】忘其滅亡之困、

二箇所ともに齊の桓公の仕方がよいゆゑに、故郷のやうにおもうた次にいづる、

衛文公大布之衣、大帛之冠、

【註】大布、麤布、大帛、厚繒、蓋用諸侯諒闇之服、

これは善い君である、○大　喪服をきてつとめらるゝ、

務材、訓農、通商、惠工、

【註】加惠於百工、賞其利器用、

敬教、勸學、授方、任能、

【註】方、百事之宜也、

元年、革車三十乘、季年、乃三百乘、

【註】衛文公以此年冬立、齊桓公始平魯亂、故傳因言齊之所以覇、衛之所由興、革車、兵車、季年、在僖二十五年、蓋招懷迸散、故能致十倍之衆、

○務。　人がよく懷いたゆゑ、大國と成られたをほめてしるしたものなり、【注】衛。　迸散とにげ散ったをなつけまねいて十倍の人衆にせられた、

其死之、

【註】寒、薄也、

羊舌大夫がそれはわるい、子として命にたがふは不孝也、軍事を棄てゝ退くは不忠である、君の薄いは知れても惡はとらぬがよい、○子　是非がない討死をなされよと也、

太子將戰、狐突諫曰、不可、昔辛伯諗周桓公、

【註】諗、告也、事在桓十八年、

○太子　戰はんと云はれたれば、狐突がわるいと云た、

云、內寵並后、外寵二政、嬖子配適、大都耦國、亂之本也、周公弗從、故及於難、今亂本成矣、

【註】驪姬爲內寵、二五爲外寵、奚齊爲嬖子、曲沃爲大都、故曰亂本成矣、

如此諫たれども、周公のもちひられいで、難におよびた、今晉もそのとほりでもはや亂の本が出來て居る、

立可必乎、孝而安民、子其圖之、

【註】奉身爲孝、不戰爲安民、

すれば立つことをかならずとせんよりは、身を奉じて孝をたてゝ、戰はずに民を安んずることを御分別成されよと也、

與其危身以速罪也、

【註】有功益見害、故言孰與危身以召罪、

○與　あやうき軍をして、つみを招かうよりはましである、【注】有　功があつても害せらるゝは見えたことである、

成風聞成季之繇、

【註】成風、莊公之妾、僖公之母也、繇、卦兆之占辭、

僖公の御母公なり、成季が繇は占の辭の吉兆を聞て、するたのもしくおもひて、

乃事之、而屬僖公焉、故成季立之、

【註】韋弁服軍之常也、尨偏衣、
服もさだまつた法がある、それではなくて、雜りたるいろをきせたまへば、もはや御仕合せも知れた、

死而不孝、不如逃之、罕夷曰、尨奇無常、

【註】雜色奇怪、非常之服、
○死而　しかれば討死をして、不孝になるよりは、のがれ玉ふにしくはないと也、○罕夷　雜たいろをきせらるゝと云は奇怪であやしい、定たる服でなく、

金玦不復、雖復何爲、君有心矣、

【註】有害太子心、
○金　環なれば還れと云ことなれども、缺た輪なればかへるなと云ふことなり、このやうなことでは歸られてからが何に成らうぞ、太子をころすと云君のこゝろじやとなり、

先丹木曰、是服也、狂夫阻之、

【註】阻、疑也、言雖狂夫猶知有疑、
○先丹　先づこの半分染の服と云ものはどのやうな氣違ひが見てもあやしみうたがふとなり、

曰、盡敵而反、

【註】曰、公辭、
○曰　これは晋侯のことなり、こと〴〵く敵を盡して亡びたらば反れと云はるゝ、

敵可盡乎、雖盡敵、猶有内讒、不如違之、

【註】違、去也、
○敵　敵がさやうにこと〴〵く盡されようや、たとひ盡したと云ても、うちから讒がおこつて無難ではないに因て、はやく去るがよい、

狐突、欲行、

【註】行、亦去也、
狐突が去らうと云たれば、

羊舌大夫曰、不可、違命不孝、棄事不忠、雖知其寒、惡不可取、子

故敬其事、則命以始、
【註】賞以春夏、
○故　それゆゑに大事を敬て行ふには、年のはじめの春夏をもつて命ずると也、

服其身、則衣之純、
【註】必以純色為服、
○服　身には何でも純色をこそきせ玉ふべきなり、

用其衷、則佩之度、
【註】衷、中也、佩玉者、士君子常度、
○用　中心の實を以て佩しめらるゝものならば、さだまりた常法がある、

今命以時卒、閟其事也、
【註】冬十二月、閟盡之時、
○今　十二月は時のをはりで、そのことの差つかへる義で不吉也、

衣之尨服、遠其躬也、
【註】尨、雜色、
○雜　雜色の衣をきせたまふたは遠ざくるの也、

佩以金玦、棄其衷也、服以遠之、時以閟之、尨涼、冬殺、金寒、玦離、胡可恃也、
【註】其涼殺離、言無溫潤、玦如環而缺不連、
○佩　佩や服の相當でないのをもつて遠ざけ、時節の末がとけず、○尨涼　こと〴〵くたのみすくないと云こと、

雖欲勉之、狄可盡乎、梁餘子養曰、帥師者、受命於廟、受脤於社、
【註】脤、宜社之肉、盛以脤器、
○雖　剩さへ敵をこと〴〵く盡してきたれと云はるゝ、いかほど出精したとて何として盡されようぞとなり、○梁　出陣の法と云ふものは、先祖の廟にて仰をうけ、○脤　は神にそなへた肉をいたゞいて出る也、【注】脤　はまぐりなりの器物にもるを云也、

有常服矣、不獲而尨、命可知也、

り、先丹木が車右になつた、

羊舌大夫爲レ尉、

【註】羊舌大夫、叔向祖父也、尉、軍尉、

○羊　軍目付と成た、

先友曰、衣二身之偏一、

【註】偏、半也、

○先友　が太子のいでたちを見て云ふには、君の御身の半分を着せたまひ、

握二兵之要一、

【註】謂下佩二金玦一將中上軍上、

○握　金玦を佩させられたと云のは、兵においては、肝要なことで、上將軍と成された、

在二此行一也、子其勉レ之、偏躬無レ慝、

【註】分レ身衣二之半一、非二惡意一也、

○在　此度の行は隨分出精したまへ、○偏　君の半分を分けて着せたまふに惡意はすこしもない、

兵要遠レ災、

【註】威權在レ己、可二以遠一レ害、

○兵　大將と成たまへば、御威勢があつて害に遠ざかる、

親以無レ災、又何患焉、狐突歎曰、

時、事之徵也、

【註】歎、以二先友爲一レ不レ知二君心一、

何にも患に成さるゝことはないと云た、○狐突　これは先友が君のこゝろを得さとらぬを歎いて云には總じて四時と云ものは事の徵しとなり、

衣、身之章也、

【註】章二貴賤一、

○衣　人の衣と云ものは身の章りで、これで貴賤をわけねばならぬ、

佩、衷之旗也、

【註】旗、表也、所三以表二明其中心一、

○佩　おびものと云ものは、內心を表へあらはしたもの也、

はれた、○不對　里克が何の返答もせずに、晉侯のまへをしりぞいたと也、○見太子　其れから太子の前へ行たれば、太子の云はるゝには、おれはもはや廢られるであらうかと尋ねられた、○對曰　こゝが里克云分がはなはだよい、親君には諫を云て、太子にはまた順をもつてつげるなり、左やうではござらぬ、太子にたみにのぞみたもふことを告んとて、曲沃ををさめさせたまひ、

教レ之以二軍旅一、

【註】謂レ將二下軍一、

軍の采配を教へんために今般のことを仰せつけられた、

不レ共是懼、何故廢乎、且子懼二不孝一、無レ懼レ弗レ得レ立、脩レ己而不レ責レ人、則免二於難一、太子帥レ師、公衣二之偏衣一、

【註】偏衣、左右異レ色、其半似二公服一、

○不　これと云も、太子の萬事に御行わたりのあるやうにとてなり、○且子　このうへは不孝におよぶを懼れたまふて、あとに立たれぬことはこゝろに患と成さるゝな、○脩　身を修て人を責めたまはぬやうに成されよ、それでは難にまぬかれたまはうとなり、○太子　終に將軍と成ていでらるゝにつけて、晉侯の偏衣をきせられた、半分そめわけた着ものなり、

【注】偏　半分は公の服で半分は違ふてゐる、

佩二之金玦一、

【註】以レ金爲レ玦、

狐突御レ戎、先友爲レ右、

【註】狐突、伯行、重耳外祖父也、爲二申生御一、申生以二太子一將二上軍一、

玉をこそ佩せらるべきを金の○此のごときを佩させられた、○狐　突御者となり、先友車右となつた、

梁餘子養御二罕夷一、先丹木爲レ右、

【註】罕夷、晉下軍卿也、梁餘子養爲二罕夷御一、

○梁　罕夷が下軍と成るに付、梁餘子養が御者と成

軍旅で號令を宣べて採配せねばならぬ、

君與國政之所圖也、非太子之事也、

【註】國政、正卿、

○君與　これは太子の所業では無い、國君と正卿の者のいたすことなれば、先づ相違して居る、太子のことではないとなり、

師在制命而已、

【註】命、將軍所制、

○師　將軍と成ては、心のまゝに人を生かしも殺しもするで威がある、

稟命則不威、專命則不孝、故君之嗣適、不可以帥師、君失其官、帥師不威、將焉用之、

【註】太子統師、是失其官也、專命則不孝、是爲帥必不威也、

○稟　君命ばかりをまもりて居ては、大將に威がない、○專　それかと云て、命をもつぱらに成されては太子のことなれば不孝に成る、○故　此わけで太子と云はるゝ方には師を帥ゐさせぬものとなり、○君　今君にはその官をうしなひ玉ひ、太子は將と成ても一々仰をうけては威がなくて下知がとゞくまい、すれば無益なこと也、

且臣聞皐落氏將戰、君其舍之、公曰、寡人有子、未知其誰立焉、不對而退、見太子、太子曰、吾其廢乎、對曰、告之以臨民、

【註】謂居曲沃、

○且　其上私がうけたまはりおよびたは、皐落氏も一戰する覺悟で居ますげな、さすれば手ごわき敵でござる、かた〴〵太子を大將にして遣はさるゝことは、やめたまひたらば可然となり、○公曰　晉侯の云分に、予は大分子があれども、まだどれを跡目に立ようも知れぬゆゑ、しかと太子と云ふでもないと云

士卒はかへつたゆゑ、高克も鄭へは歸らずに陳へしりぞいたと云こと、【注】高 惡んでも遠ざけることはえせられぬ、それで行たなりにしておかれた、

鄭人爲之賦清人、

【註】清人、詩鄭風也、刺文公退臣不以道、危國亡師之本、

文公の仕方のわるいを非つたとなり、

晉侯使太子申生伐東山皐落氏、

【註】赤狄別種也、皐落、其氏族、

太子に云つけて伐せらるゝ、

里克諫曰、太子奉冢祀社稷之粢盛、

【註】里克、晉大夫、冢、大也、

○里克　晉の大夫里克と云ものが諫むる也、先づ國の太子と云ものは祀をつかさどり、社稷の粢盛を奉じて、

以朝夕視君膳者也、

【註】膳、厨膳、

國の大祭を受つぎたまふ御身で、朝夕は君の御膳をも視玉ふ、

故曰冢子、君行則守、有守則從、從曰撫軍、守曰監國、古之制也、夫帥師專行謀、

【註】帥師者、必專謀軍事、

○故　それゆゑに、太子を冢子とも云と也、○君　君が若しほかへ御出成さるれば、留守を成さるゝもの也、そのうちしかとした留主があれば、君に從ていでたまふこともある、○從　其したがひたまふを撫軍と申すとなり、留守成さるゝを監國と云、これが古よりの制法となり、○夫　しかるにすべて大將となりては、專ら一分立て軍事を謀らひ、

誓軍旅、

【註】宣號令也、

唁之、不可、故作詩以言志、
本國の亡びたを痛で、詩をつくられた【注】載　歸て問ひたいと思ても行くことがならぬゆゑに、こゝろざしを云ひのべられた、

齊侯使公子無虧帥車三百乘、甲士三千人、以戍曹、
【註】無虧、齊桓公子武孟也、車甲之賦異於常、故傳別見之、
齊の桓公から世話をやいて、子息の無虧に人數や車をつけて、戴公の假屋をまもらせられたと也【注】無虧　さだまりより多かつた、定例でなかつた、

歸公乘馬、祭服五稱、牛羊豕雞狗皆三百、與門材、
【註】歸、遺也、四馬曰乘、衣單複具曰稱、門材、使先立門戶、
桓公から進物のたすけを贈られた、稱は一と重と云こと、門になる材木を送られた、【注】歸　遺りものを云、○衣　單と複と具はつたのを稱と云、

歸夫人魚軒、
【註】魚軒、夫人車、以魚皮爲飾、

重錦三十兩、
【註】重錦、錦之熟細者、以二丈雙行、故曰兩、三十兩三十匹也、
三十兩をおくられた、【注】重　けつこうなものと見ゆるなり、○以二　雙行と云は二つにをりてくるくると卷くこと、二丈の錦を二つをりにしてまきた物ゆゑ兩と云なり、

鄭人惡高克、使帥師次于河上、久而弗召、師潰而歸、高克奔陳、
【註】高克、鄭大夫也、好利而不顧其君、文公惡之而不能遠、故使帥師而不召、
これは鄭師を棄てたと云の傳である、鄭の高克と云大夫が、おのれが利ばかりをこのんで、主人のことにはかまはぬにつけて惡まれた、それゆゑ他國へ大將にしてつかはして、河の邊に長陣を張らせて、久々に成れども召されなんだ、其うちに內輪くづれがして

つた、
初惠公之卽位也少、
【註】蓋年十五六、
○初　衛の惠公のくらゐにつかれた時は少かつた、
齊人使昭伯烝於宣姜、不可、强之、
【註】昭伯、惠公庶兄、宣公子頑也、昭伯不可、
○齊　惠公の腹がはりの兄昭伯に、御親父の夫人の宣姜を再縁させたれば、昭伯は合點せなんだを無理にそはせた、
生齊子、戴公、文公、宋桓夫人、許穆夫人、文公爲衛之多患也、先適齊、及敗、宋桓公逆諸河、
【註】迎衛敗衆、
○生　能い子が出來た、五人子が生れた、文公は衛の亂れたをさけ齊へ適て居られた、○及　桓夫人の縁で宋公がむかへられた、それも狄を恐れて、
宵濟、
【註】夜濟、畏狄、
夜中にわたられたとなり、
衛之遺民、男女七百有三十人、益之以共滕之民、爲五千人、
【註】共及滕、衛別邑、
○衛　わづかになつた、○益　衛の持分の邑の人をあつめてやうやく五千人におよびた、
立戴公以廬于曹、
【註】廬、舍也、曹、衛下邑、戴公名申、立其年卒、而立文公、
○立　先づ國がないに因て、衛の邊鄙の曹と云ところに假りの廬をむすんで入れた、【注】廬　ほどなく弟の文公が立れた、
許穆夫人賦載馳、
【註】載馳、詩衛風也、許穆夫人痛衛之亡、思歸

ながら、事に臨で俄に此やうに戒めたと云ても、中々及ばぬと云ことを言たもの也、

及狄人戰于熒澤、衛師敗績、遂滅衛、

【註】此熒澤當在河北、君死國散、經不書滅者、狄不能赴、衛之君臣皆盡、無復文告、齊桓爲之告諸侯、言狄已去、言衛之存、故但以入爲文、

果して敗れた、遂には國も滅たと也、【注】此　衛の國が無く君もなくなつて、告てがないゆゑ經にはのらぬ、夷狄より勝ましたと中國へ告ることはならぬ、○衛　誰も告てがない、○齊　齊の桓公が大名頭ゆゑ國々へ告られた、○言　夷が去てから告げて、衛の存するを言たに付て、唯入と告げた也、

衛侯不去其旗、是以甚敗、狄人囚史華龍滑與禮孔、以逐衛人、二人曰、我大史也、實掌其祭、不先、國不可得也、

【註】夷狄畏鬼、故恐言當先白神、

旗を去らなんだ故、狄人が目がけて強く攻て、○狄人囚　兩人を生捕にした、○以　また衛人を逐た、○二人曰　我は衛の大史の官のもので、神靈のまつりを掌る役なれば、先へ國に入らねば國も得ることは成らぬに歸されよと云た、

乃先之、至則告守曰、不可待也、

【註】守、石甯二大夫、

○乃　そんならと云て先へやつたとなり、○至則　二人が衛へかへつて、石祁子甯莊子が留守して居る、それらに云には、もはや君をまつには及ばぬ　君は歸りたまはぬ、

夜與國人出、狄入衛、遂從之、又敗諸河、

【註】衛將東走渡河、狄復逐而敗之、

此國は狄人がとつたと云たにつけて、夜逃にして出奔したとなり、○狄　狄が衛へ入て、北げて行く衛人を逐缺て河水をわたるとき、またうち敗た散々であ

冬、十二月、狄人伐衛、衛懿公好鶴、鶴有乘軒者、

【註】軒、大夫車、

十二月狄が衛を伐たときに、衛の君懿公は常々鶴を飼ふことがすきであつた、鶴の内でも大切にせらるゝのは、大夫の車に乘せてあるかせられた、

將戰、國人受甲者皆曰、使鶴、鶴實有祿位、余焉能戰、公與石祁子玦、與甯莊子矢、使守、

【註】莊子、甯速也、玦、玉玦、

○將　時に今度狄の亂がおこつた、○國人　士卒に廟前で兵器を渡す段に及で、うけとるものゝ云ふには鶴を使て軍をさせたらばよからう、○鶴實　實に鶴には官祿もあつて、大夫の位を持て居る、○余　此方どもは何として戰ふことがならうぞ、下手じやと云て馬鹿の鳥ずきをそしりた、○公　懿公が石祁子と云ものに玦をあたへられた、玦は○如此なる欠けた輪なり、甯莊子と云者には矢をわたして、守は留守をさせられた、

曰、以此贊國、擇利而爲之、

【註】贊、助也、玦示以當決斷、矢示以禦難、

○曰　其方ども此をもつて國をたすけて、隨分利を得るやうにせよと也、【注】玦　決同音、決斷して事をさばけと云こと、矢は禦矢して押へよと云こゝろ也、

與夫人繡衣、曰、聽於二子、

【註】取其文章順序、

夫人には順序のもやうの衣をあたへて、何ごとも二人の大夫に聞てさばかれよと云はれた、

渠孔御戎、子伯爲右、黃夷前驅、孔嬰齊殿、

【註】傳言衛侯失民有素、雖臨事而戒、猶無所及、

○渠孔　軍の出立は渠孔が車の御者、子伯は戎右也、黃夷は先驅の大將、孔嬰齊が後備である、【注】傳　此やうに左傳に云た意は、懿公の常々民の心を失て居

計。
○僖　僖公の魯で葬りたいとねがはれた、【注】哀
夫人を夫人と立らるゝは、齊の國とも緣を固くして、
○內。母分の人ゆゑに、たちすてられぬと云ことを
あらはして、國人を思つかせて國家の大計を爲んと
おもはれた、

成季之將生也、桓公使卜楚丘之父卜之、

【註】卜楚丘、魯掌卜大夫、
是から魯の季孫が家の繁昌するわけである、成季の
生れたときは、魯の桓公の時分であつた、○卜楚。卜
なはせられたれば、

曰、男也、其名曰友、在公之右、

【註】在右、言用事、
男子が其名を友と云て、公の御側に在て、君をたすく
るで有らうとなり、事を執るものと云こと、

間于兩社、爲公室輔、

【註】兩社、周社亳社、兩社之間、朝廷執政所在、
○間。兩社の間は執權の居るところ、

季氏亡、則魯不昌、又筮之、遇大有䷍之乾䷀、

【註】乾下離上、大有、乾下乾上、乾、大有六五變
而爲乾、
○季。魯國で季氏が亡びたらば、魯もおとろへるで
あらう、○又　易で筮なふたれば、

曰、同復于父、敬如君所、

【註】筮者之辭也、乾爲君父、離變爲乾、故曰同
復于父、見敬與君同、
○曰　變爻でもやはり乾の卦ゆゑ父に復と云、○敬。
人に敬はるゝことが君と同やうであらう、

及生、有文在其手、曰友、遂以命之、

【註】遂以爲名、
○及　果して友と云手のすぢがあつた、○遂。それ
が桓公の友と號けられた、はたして榮えた、

○共仲　群臣どもがゆるさぬに付て、慶父も亦莒へにげたとなり、○乃入　謀叛人が出奔したに因て、成季が僖公を伴なふて國に入て立た、これから僖公の世になる、○以賂　慶父が退て居る莒へ手入をして、共仲をわたしてくだされと云たれば、莒人が合點してかへすに成た、○及　共仲が魯の密と云まで來て、それから弟の公子魚を魯へ遣して命ち請ひをした、

不許、哭而往、共仲曰、奚斯之聲也、乃縊、

【註】慶父之罪雖重、季子推親親之恩、欲同之叔牙、存孟氏之族、故略其罪、不書殺、又不書卒、

○不　魯から大罪ゆゑ免さなんだ、○哭　兄の命請ひが叶はぬに付て、公子魚が路すがら大聲をあげて哭してかへるなり、○共仲　兄が聞てあれは奚斯が聲じや、偖は命ち請ひがかなはぬとこゝろ得て縊れて死んだとなり、【注】慶　大罪ではあれども、季友が親親之恩を推して、叔牙とおなじあとを立てんとするなり、○故　叔牙に毒をのませたごとくころすことをかゝぬ、されど又病死のやうに卒ともかゝぬとなり、

閔公哀姜之娣叔姜之子也、故齊人立之、共仲通於哀姜、哀姜欲立之、閔公之死也、哀姜與知之、故孫于邾、齊人取而殺之于夷、以其尸歸、

【註】爲僖元年、齊人殺哀姜傳、夷、魯地、

すれば哀姜の甥である、齊の女めの子ゆゑ、魯君にした、○共　慶父めが哀姜と密通して居たに付て、哀姜も慶父に位が繼せたい、○閔　哀姜も內々は合點で甥をころさせた、○故　羣臣がにらむで魯に住みにくいに付て、邾へ退れた、○齊　國の亂をおこした惡人ゆゑ、齊侯がとらへてころされた、死骸は齊へ取た、

僖公請而葬之、

【註】哀姜之罪已重、而僖公請其喪還者、外欲固齊以居厚、內存母子不絕之義、爲國家之大

【註】犬戎、西戎別在中國者、渭水、出隴西、東入河、水之隈曲曰汭、

勝利であつた、

舟之僑曰、無德而祿、殃也、殃將至矣、遂奔晉、

【註】舟之僑、虢大夫、

○舟之 人は其德もなくて福の あるは、却て殃のもとゐであるなり、虢は追付亡びんと見切て、つひに立のいたとなり、

夏、吉禘于莊公、速也、

三年もをはらぬ故速也と云、

初公傅奪卜齮田、公不禁、

【註】卜齮、魯大夫也、公即位、年八歲、知愛其傅、而遂成其意、以奪齮田、齮忿其傅、幷及公、故慶父因之、

閔公の傅り役のものが、大夫の卜齮が田を奪たを閔公のかまはれなんだ、【注】卜 傅り役を愛して、其れが思ひ入れをとげさせんため奪せて おかれた、そこで卜齮が其傅を惡んで、閔公へまで とばしりが およびた、○故 そこでわるものが付けこんだとなり、

秋、八月、辛丑、共仲使卜齮賊公于武闈、

【註】宮中小門、謂之闈、

慶父が卜齮に云つけて、閔公を宮中の 小門の 前で弑させた也、

成季以僖公適邾、

【註】僖公、閔公庶兄、成風之子、

○成 亦魯國があやういに付て、成季が 僖公をつれて邾へ退て、魯の靜まるを待て居た、

共仲奔莒、乃入、立之、以賂求共仲于莒、莒人歸之、及密、使公子魚請、

【註】密、魯地、瑯邪費縣北有密如亭、公子魚奚斯也、

秋、八月、辛丑、公薨、

【註】實弑書薨、又不地者、皆史策諱之、

閔公の薨ぜられた、【注】實病で死去のときは、其席までをかくことなり、此は弑せられたゆゑ、何ごとも遠慮して云はぬと云こと、

九月、夫人姜氏孫于邾、

【註】哀姜外淫、故孫稱姜氏、

これも姦淫を非たものである、閔公の伯母不埒ものである、孫とある例は上巻にくはし、

公子慶父出奔莒、

【註】弑閔公故、

解に不及、

冬、齊高子來盟、

【註】無傳、蓋高傒也、齊侯使來平魯亂、僖公新立、因遂結盟、故不稱使也、魯人貴之、故不書名、子、男子之美稱、

魯國へ來て盟た、【注】無。是は桓公の指圖で魯國をしづめに來たである、○僖公。閔公のあと國を相續せらるゝゆゑ、高子とちかはれた、こゝを以てつかひとも云はぬ、うやまふ心で名もかゝず、男子の通稱をかきたなり、

十有二月、狄入衞、

【註】書入、不能有其地、例在襄十三年。

衞へ攻めよせたまでゝ、地を得有たぬをば入と云、これ又告文なり、

鄭棄其師、

【註】高克見惡、久不得還、師潰而克奔陳、故克狀其事、以告魯也、

軍を出しおきて遁れちるをもかまはぬを、棄と云て貶したもので有る、【注】高。國で惡まれたゆゑかへらず、長陣して居るうちに、味方くづれがして士卒が逃てしまふた、高克も國へはかへられず陳へ逃た、克がその事をありのまゝつげたについて、鄭から棄てたと云ふにしたなり、

【傳】二年、春、虢公敗犬戎于渭汭、

【註】震爲足、
兄長之、
【註】震爲長男、
母覆之、
【註】坤爲母、
衆歸之、
【註】坤爲衆、
六體不易、
【註】初一爻變有此六義、不可易也、
合而能固、安而能殺、公侯之卦也、
【註】比合、屯固、坤安、震殺、故曰公侯之卦、
○車　何れも合して、
公侯之子孫、必復其始、
【註】畢萬、公高之後、傳爲魏之子孫衆多張本、

始にかへるは元と公侯の子孫なれば、先祖の身分にかへると云ことなり、【注】畢　はたして子孫が繁昌した、

【經】二年、春、王正月、齊人遷陽、
【註】無傳、陽、國名、蓋齊人偪徙之、
桓公がところがへさせられたさうな、

夏、五月、乙酉、吉禘于莊公、
【註】三年喪畢、致新死者之主於廟、廟之遠主、當遷入祧、因是大祭以審昭穆、謂之禘、莊公喪制未闋、時別立廟、廟成而吉祭、又不於大廟、故詳書以示譏、
先君を祭たと也、【注】三　凡て廟の祀と云ものは、三年の喪が畢ればその新たなる神主を廟に直し、廟の遠祖とて五代以前の古い神主を一所に入るゝ、これを祧と云、○固　そこで祭をして昭穆を審にする、これを禘のまつりと云、○莊　まだ三年はたゝぬに、べつに廟を立てゝその成就の祀をした、それをそしりた、

萬民、今名之大、以從盈數、其必有衆、

【註】以魏從萬、有衆象、

○萬　先づ萬と名をついた萬は數のみつるなり、○魏　殊に有つ國は魏じや、魏の字の意は大と訓じたれば大なる名なり、○以　其大名をはじめて恩賞にもらふた、是自然と天より啓きあたへたまひたと云もの也、○天子　すべて領分の民を天子には兆民、諸侯は萬民と云へば、自然に諸侯となるの前表也、○今　名の大きなるを萬と云ふ、盈數にひつ付た、必ず衆を有ち諸侯と成るであらう、【注】大人數のかたちがあるとなり、

初畢萬筮仕於晉、遇屯 ䷂ 之比、䷇

【註】震下坎上屯、坤下坎上比、屯初九變而爲比、

前方畢萬が晉へ仕る吉凶を筮なふたれば、屯が比にゆくと云ふ卦に當た、

辛廖占之、曰吉、

【註】辛廖、魯大夫、

○辛　晉の大夫が判斷して云には、いたつて吉である、

屯固、比入、吉孰大焉、其必蕃昌、

【註】屯、險難、所以爲堅固、比、親密、所以得入、

屯は山のするどいを云て固い、比は入ると云ことなれば、これより上の吉はあるまい、○其　きつと繁昌するであらうと云た、【註】屯　山のけはしいは堅固なを云、○比　君に親く密なは氣の合ふことゆゑ入ると云た、

震爲土、

【註】震變爲坤、

土と成た、

車從馬、

【註】震爲車、坤爲馬、

足居之、

と云に都城を分て領分とし、位は下軍の將といたされた、あれは卿たる人の成る位である、○先 これで先づ爵祿ともにきはめをつけられた、これが極官と見える、是ではどうして君のあとが續れうぞ、

不如逃之、無使罪至、爲吳大伯、不亦可乎、

【註】大伯、周大王之適子、知其父欲立季歷、故讓位而適吳、

さてあとがつげねば身分があやうい、すれば太子は急いで國を立退らるゝがよい、○無 うかうかとして居られたら、難題を云かけられう、そんなことのないやうにせられよ、立退るれば吳の大伯の境涯と云ものなれば、身も全くこゝろも安い、なんとさうするがよいではないか、

猶有令名、與其及也、

【註】言雖去猶有令名、勝於留而及禍、

かの太伯のおこなひをすれば、國をゆづると云ふ令名とてよい評判がある、そのよい評判のありて身の全いと、曲沃にうかうかとして居て、身に災難のかゝるとはどちらがよからうぞ、【注】言 禍の身にかゝるよりははるかにまさらふ、

且諺曰、心苟無瑕、何恤乎無家、天若祚太子、其無晉乎、

【註】爲晉殺申生傳、

そのうへ世の諺にも心に少も疵さへなくんば、家のないが何の苦にならうぞと云諺がある、○天 天のめぐみがあらば、晉の國をすてたりとも、又ほかに晉をたもつほどな祚があらうとなり、【注】爲 追て入用なゆゑ丘明のこゝにいだされた、

卜偃曰、畢萬之後必大、

【註】卜偃、晉掌卜大夫、

是から晉の卜者の大夫が、畢萬がことを判斷して云には、畢萬が子孫はきつと大になりさかえるであらう、

萬、盈數也、魏、大名也、以是始賞、天啓之矣、天子曰兆民、諸侯曰

○覆　不智にて昏くみだるゝ國は、打破てとるがよい、さやうにいたせば德も威も大きく成てくる、

霸王之器也、

【註】霸王所用、故以器爲喩、

○霸　如此にこゝろがけ玉ふが、まことに霸王の器量と申すものでござるとすゝめた、この諫めを桓公はよくきゝもちひられたに付て、大業を成されたである、誠に亂世の國のをさめ方は、如此なくてはをさまるまい、これらを宋學の輩が王道でないとて非れども、それは甚だ心得違ひじや、ときを知らぬと云もの、すでに管仲は思ふまゝに天下中を手に付けて、まはしたにきはまつた、

晉侯作二軍、

【註】晉本一軍、見莊十六年、

是から晉の國の評判である、晉は元と一軍の國であつたれども二軍といたされた、

公將上軍、太子申生將下軍、趙夙御戎、畢萬爲右、

【註】爲公御右也、夙、趙衰兄、畢萬、魏犨祖父、

○公　獻公は上軍の大將と成られた、○太子申生　下軍に備れた、これはわるい仕方である、○趙夙　戎車の御者と成た、○畢萬　獻公の車右にせられ、

以滅耿、滅霍、滅魏、

【註】平陽皮氏縣東南有耿鄕、永安縣東北有霍大山、三國皆姬姓、

さうして國々を滅した、

還、爲太子城曲沃、賜趙夙耿、賜畢萬魏、以爲大夫、士蔿曰、太子不得立矣、分之都城而位以卿、先爲之極、又焉得立、

【註】位以卿、謂將下軍、

○還　太子を曲沃へやられた、これは太子にはせぬつもりである、○賜　伐取た國を賜て大夫としてもちひられた、○士蔿　三人の後々までを評する、先づ太子は實のくらゐに立つことは成まいとなり、なぜ

已、將自斃、
【註】斃、踣也、
○公曰　桓公のそれはどうして去たものであらうぞと也、○對　それは此方が手をさすに及びませぬ、今に難がやまねば、後には身へかぶりて、一人ころびに成りませうほどに、

君其待之、公曰、魯可取乎、對曰、不可、猶秉周禮、周禮所以本也、臣聞之、國將亡、本必先顛、而後枝葉從之、魯不棄周禮、未可動也、君其務寧魯難而親之、親有禮、因重固、
【註】能重能固、則當就成之、
御見合せなされよと云た、○公曰　魯を伐たならばとられうかと問れた、○對　いやとれませぬ、魯國はかやうにみだれたと申しても、今にまだ周公の禮が殘て、それをまもり居ます、周の禮と申すは國を治るの本根でござる、○臣　私のうけたまはり及ましたは、國のほろぶると云ときには、先づ本からひつくりかへつて、其上にて枝葉が枯るゝとなり、○魯　魯にはかの國を治める根本の周禮をすて　ませぬ、なればまだうごかし斃されませぬ、○君其　すれば君は隨分御こゝろを入れられて、魯國の難を寧じたまふて親みたまへ、○親　それは如何と申すに、禮の有る國はずゐ分と親むやうにし、○因　能く重々しく堅固なる國ならば、其上にも彌々堅固になるやうに世話をやき、

閒攜貳、
【註】離而相疑者、則當因而閒之、
○閒　また人のこゝろが離れ〳〵に成て、みな二た心のあるやうな國ならば、所詮相續して　をさまりはせぬものなれば、少でもはやく亂るゝやうに君臣の間をへだて、うたがはせて打はたすがよい、

覆昏亂、
【註】覆、敗也、

○請。右のとほりなれば、今君もなにとぞ中國の邢を救て、簡書の趣にしたがひたまへと諫めたに付て、同心して救はれた、これが管仲が桓公をいさめて、ひとを思ひつかするのはじめであるなり、

夏、六月、葬莊公、亂故、是以緩、

【註】十一月乃葬、

國の亂れたゆゑ延引したで有る、

秋、八月、公及齊侯盟于落姑、請復季友也、

【註】閔公初立、國家多難、以季子忠賢故、請霸主而復之、

閔公の桓公と盟はれたついでに、國にしかとしたる忠臣もないにつきて、何とぞ季友をよびかへしたいと桓公へたのまれた、

齊侯許之、使召諸陳、公次于郎、以待之、

【註】非師旅之事、故不書次、

桓公の尤なことゝて許容して陳へよびにやられた、

○公 經にはこのことはない、逗留してつれて歸られた、

季子來歸、嘉之也、

○季。稱美してのせたもの也、

冬、齊仲孫湫來省難、

【註】湫、仲孫名、

見廻に來た、

書曰仲孫、亦嘉之也、仲孫歸曰、不去慶父、魯難未已、

【註】時慶父亦還魯、

稱美して經に仲孫と字を書れた、仲孫が魯國のやうすを見て、歸て桓公へ云には、魯國もまだ治まりさうもないが、あれは兎角慶父と云惡人を取てのけねば、其難は已まないと也、慶父は去年齊へ往たが、此時は魯へ歸たとみえる、

公曰、若之何而去之、對曰、難不

也、

【傳】元年、春、不書即位、亂故也、

【註】國亂不得成禮、

魯國は大さわぎで、即位禮を行ふところへはゆかぬ、

狄人伐邢、

【註】狄伐邢、在往年冬、

これは前年莊公の三十二年の冬のことであつた、

管敬仲言於齊侯曰、戎狄豺狼、不可厭也、

【註】敬仲、管夷吾、

こゝらから管仲がそろ〳〵齊の桓公を諫て覇主とする元とである、戎狄のこゝろは豺狼とおなじことで、惠み愛すればつき上りがして、あき足ると云ことはない、

諸夏親暱、不可棄也、

【註】諸夏、中國也、暱、近也、

○諸　中國は親類同前で棄てられぬと也、

宴安酖毒、不可懷也、

【註】以宴安比之酖毒、

○宴　人の歡樂宴遊すると云ものは酖毒を飮む樣なものなれば、人君たる人はそれにはまらぬがよい、

詩云、豈不懷歸、畏此簡書、

【註】詩、小雅也、文王爲西伯、勞來諸侯之詩、

○詩　それゆゑに、詩にも文王のことを賦して、なにとしてかへり度く有まいぞ、かへりたけれども、云合せたる約書の表に相違することを恐るゝゆゑ、得かへらぬとある、【注】詩　これは古へ文王の西國の旗頭となりたまひたときに、諸侯をいたはりたまふを賦した詩である、

簡書、同惡相恤之謂也、

【註】同恤所惡、

おなじく惡むと云は、この方にいやなことは人もいやであらうと、おもひやりて互にめぐみあふを云なり、

請救邢以從簡書、齊人救邢、

春秋左傳卷四

【註】盡二年、

閔公

【註】名、啓方、莊公之子、母叔姜、史記云、名開、謚法、在國遭難曰閔、

【經】元年、春、王正月、齊人救邢、

告文である、邢を夷が犯すに付て齊の桓公のすくはれた、

夏、六月、辛酉、葬我君莊公、秋、八月、公及齊侯盟于落姑、

【註】落姑、齊地、

我君とは自國の辭也、閔公の齊へいたつて盟はれたなり、

季子來歸、

【註】季子、公子友之字、季子忠於社稷、爲國人所思、故賢而字之、齊侯許納、故曰歸、

陳へ出奔して居たをよびかへされた、【注】季　前段にあるとほり、善い人でくにのためには忠臣にして、人もおもひ付くゆゑに、賢德をほめて字を記した、齊の桓公の納得して召かへされたゆゑ、來歸ると云たものである、もはやこの時分から、そろ〳〵齊の桓公が諸侯の指揮をせらるゝ、

冬、齊仲孫來、

【註】仲孫、齊大夫、以事出疆、因來省難、非齊侯命、故不稱使也、還使齊侯務寧魯亂、故嘉而字之、來者事實、省難其志也、故經但書仲孫之來、而傳尋仲孫之志、

魯國へ來た、【注】仲　齊の仲孫その君の用事で他國へ出た時魯國の騷動を聞て見廻に來た、それを省難と云たものなり、○非　これは桓公の云つけにて來たではない、それで使とは云はぬ、○還　この仲孫が歸國の上、齊侯をすゝめて魯國の亂をしづめさせたゆゑに、ほめて字をかきた、○來　來とはことのありさまを云ひ、省難とは仲孫が內心を云、經には來とのみ云て、傳は志までをたんだへて、ともにしるしたと

八月、癸亥、公薨于路寝、子般即位、次于黨氏、

【註】即喪位、次、舍也、

莊公の薨ぜられ、いよ〳〵子般が位につかるゝにきはまつたゆゑ、祖父の家へ入て忌服をうけらるゝ、黨氏は母のおやざと也、

冬、十月、己未、共仲使圉人犖賊子般于黨氏、

【註】共仲、慶父、

○冬十　こゝで慶父が位をつぎそこねたをいきどほりて、かの馬屋中間をかたうどにして、黨氏かかたへしのばせて子般をころした、

成季奔陳、

【註】出奔不書、國亂史失之、

○成　身があやうくなつたゆゑしりぞいた、

立閔公、

【註】閔公、莊公庶子、於是年八歳、

もはやあとのとり人がない、慶仲にもとらせなんだ、

【註】蓋欲進其同母兄、
莊公の末期に成つて、あとつぎのことを大夫の叔牙にたれをたてうとゝはれた、○對　公子慶父が國をゝさめらるゝの材器がそなはりてござるとなり、自分の同母の兄ゆゑすゝめた、

問於季友、對曰、臣以死奉般、

【註】季友、莊公母弟、故欲立般、
○問　又季友を呼でとはれたれば、私は死でも太子の子般を守りたてゝ、世にたてませうと云た、是は莊公同母の弟ゆゑ忠を以てつげたなり、善人である、これからして魯國の三家でも季氏がいきほひがつよくなる、

公曰、鄉者牙曰慶父材、成季使以君命命僖叔、待于鍼巫氏、

【註】成季、季友也、鍼巫氏、魯大夫、
○公曰　前刻叔牙に問たれば、慶父が器量な者じやほどにこれをたてませっと云たとかたられた、○成季　季友がさては國の亂をおこす張本は叔牙なりと云て莊公の命なりと云て僖叔と云者にいひつけて、大夫の鍼巫へ御あづけにして、仰付をまたせておいた、

使鍼季酖之、

【註】酖、鳥名、其羽有毒、以畫酒飲之則死、
○使　鍼季にいひつけて叔牙に酖毒をのませた、

曰、飲此則有後於魯國、不然、死且無後、飲之、歸及逵泉而卒、立叔孫氏、

【註】逵泉、魯地、不以罪誅、故得立後、世其祿、
○曰　これをのまれたれば、魯國に於てその方の子孫相續がならう、否といはるゝならばそこもとも死なねばならぬ、そのうへに罪あつて自殺の名跡なれば、子孫斷絶するであらうとなり、○飲　是非なく飲で道で卒した、○立　そこで家をたてた、これゆゑ三家の一つにてのちのちまでさかえた、【注】逵　病死といふにしたゆゑあとが立た、罪があらはれてはたてられぬ、

而以夫人言許之、

【註】許以爲夫人、

○而以　莊公のいろ〳〵とくどいて、のち〳〵は本夫人にせうといはれた、それでやう〳〵ことが成就した、

割臂盟公、生子般焉、雩、講于梁氏、女公子觀之、

【註】雩、祭天也、講、肆也、梁氏、魯大夫、女公子、子般妹、

○割　かためをしてちかつて、子般と云若君がうまれた、○雩　あまごひのまつりをする時、梁氏と云大夫の家で試樂をし、場ならしのした稽古をしてしらべた、○女　子般の妹姫が見物に出られた、

圉人犖自牆外與之戲、

【註】圉人、掌養馬者、以慢言戲之、

○圉　むまやの中間めが牆のそとから御姫さまをなぶつた、

子般怒、使鞭之、公曰、不如殺之、是不可鞭、犖有力焉、能投蓋于稷門、

【註】蓋、覆也、稷門、魯南城門、走而自投、接其屋之桷、反覆門上、

○子　兄の若殿がきいて、大いにいかられて鞭せられた、○公　おやの莊公がきかれて、そのやうな不埒なことを鞭では政道が手ぬるい、ころしたがよいほどにむちうつことはおかれよと云て、ころすはずになつた、○犖有　この中間めは大力であつた、○能　こゝらが左氏の文の上手なところである、犖めがおのれが身を南城門のうへ〳〵なげかけるごとく、はしりかゝりてとびあがつて、門のたるきにとりついて、ものをうちかぶせるやうに、そとへふわりととびこすほどのはやわざであつた、さてこの遺恨で圉人が子般を賊するなり、【注】蓋　杜預のよく見られた門をとびこゆるやうすを云たなり、

公疾、問後於叔牙、對曰、慶父材、

【註】政順民心、

○史嚚　虢はほろびるであらう、○吾　國の興らうとするは、政を民の心にさからはぬ樣にとすることである、民の心にさからひさへせねば國は興る、

將亡、聽於神、

【註】求福於神、

またほろびんとする時にいたりては、かならず神にいのるとなり、神のさいはひをいのるやうになりては、もはや國のおこることはない、平家が宇佐八幡をいのりたやうなものなり、

神聰明正直而壹者也、依人而行、

【註】唯德是與、

○神聰　神は正直のかうべにやどると云ふことわざのとほり、あきらかにきゝ見たまひて、正直一偏なもので、依人而行とは正直な人にさいはひをあたへ、よこしまな人にはわざはひをあたへたまふて、たゞその德のあるものに同心なさるゝ、

虢多涼德、其何土之能得、

【註】涼、薄也、爲僖二年晉滅下陽傳、

○虢　いま虢公は涼德とてあしきふるまひばかりなれば、いかほど神をいのりたりとも、なにとて土田を下されうや、おもひもよらぬことどもである、【注】爲すべてこのことがいり用である、

初公築臺臨黨氏、

【註】黨氏、魯大夫、築臺不書、不告廟、

莊公のまへかた高臺をつくりて、大夫の黨氏が家を見おろすやうにいたされた、黨は氏の ときはしやうの音なり、

見孟任、從之、閟、

【註】孟任、黨氏女、閟不從公、

○見　黨氏に孟任と云むすめがあつた、それにものをいひかけられた、二十三年の經に、哀姜が莊公と一所に來られなんだはこの女めがあるゆゑなり、○閟　閟と云はなびかぬこと、なか〳〵うかと返事をせぬ、

【註】亦有神異、
○對　內史過が君德さかんにして、國も繁昌すれば明神くだりたまふ、これはその德をかんがみて、あきらかにてらしたまふゆゑである、○將　國のほろびんとする時にも、またくだり玉ふ、これはその國の惡を御覽に出たまふ、○故　それゆゑにかやうなことには、興ることもありまたほろぶることもあれば、そこはさして申されぬ、○虞　すでにいにしへみなかくのとほりであつたとなり、

王曰、若之何、對曰、以其物享焉、其至之日、亦其物也、

【註】享、祭也、若以甲乙日至、祭先脾、玉用蒼、服上青、以此類祭之、
○王曰　惠王のしからばどうしたらばよからうぞとなり、○對　その配合のものを以て享しまつり玉へとなり、其至之日は神の降臨の日をかんがへて、その時をとりてまつるなり、【注】若　甲乙は春なり、春降臨なれば肉も脾肉をすゝめてそなへかざりの玉も春色のあをきをもちひ、衣服も勿論あをきをもちひてまつると也、

王從之、內史過往、聞虢請命、

【註】聞虢請於神、求賜土田之命、
その　とほりになされた、○內　莘へゆいたれば虢公の神託をこはるゝと云ことをきいた、【注】聞　土田をひらいてくだされとねがひをかけた、

反曰、虢必亡矣、虐而聽於神、神居莘六月、虢公使祝應宗區史嚚享焉、神賜之土田、

【註】祝、大祝、宗、宗人、史、大史、應區嚚、皆名、
內史過がかへりて、虢はきつとほろびませうとなり、その身暴虐にして神託ばかりをあてにせうとせらるゝとなり、○神居　莘にくだりて六月になるに虢公が祝應宗區史嚚三人をつかはしてまつられたれば、土田をたまはらうとの神託が有た、

史嚚曰、虢其亡乎、吾聞之、國將興聽於民、

行、
解に不及、【注】慶。　衆臣が同心せぬゆゑ氣づかはしいに付て、齊へのがれて齊の援兵を假り、うしろ立にするつもりなり、○時。　君の薨を齊へつげにゆくと云體にて立退た、

狄伐邢、

【註】無傳、邢國在廣平襄國縣、
告文なり、

【傳】三十二年、春、城小穀、爲管仲也、

【註】公感齊桓之德、故爲管仲城私邑、
あの方の邑にきづいてやられたなり、【注】公。　桓公の恩を報ずるとてなり、

齊侯爲楚伐鄭之故、請會于諸侯、

【註】楚伐鄭、在二十八年、謀爲鄭報楚、
鄭がうたれたをたすけて、うちかへしをせうとて、會をもよはされた、

宋公請先見于齊侯、夏、遇于梁丘、秋、七月、有神降于莘、

【註】有神、聲以接人、莘、虢地、
○宋。　宋公の方から服して來られた體である、それで夏梁丘の會があつたである、神が莘と云ところへくだつた、【注】有。　俗に神ののりうつり玉ふと云こと、つきものになつて罵らせることをいふ、

惠王問諸內史過曰、是何故也、

【註】內史過、周大夫、
周王のこのことをきゝ玉ひて、大夫の內史過にこれはなにとしたことぞとゝはせ玉ふ、

對曰、國之將興、明神降之、監其德也、將亡、神又降之、觀其惡也、故有得神以興、亦有以亡、虞夏商周皆有之、

ある、これは王の夷狄をいましめたまふたゆゑである、

中國則否、諸侯不相遺俘、

【註】雖夷狄俘猶不以相遺、○中　中國は伐ても俘をたてまつると云ことはせぬ、別して諸侯同士はかたくせぬことなり、【注】雖夷でも王ぎりにて國主へはおくらぬ也、

【經】三十有二年、春、城小穀、

【註】小穀、齊邑、濟北穀城縣城中有管仲井、大都以名通者、則不繫國、

大城下は本國の名は名のらず、齊の小穀とはいはぬ、大都ゆゑ知れて居るなり、大坂といへば攝津とはいはぬなり、

夏、宋公齊侯遇于梁丘、

【註】齊善宋之請見、故進其班、梁丘、在高平昌邑縣西南、

赴告の文なり、【注】齊　齊侯宋公と書くはずをよく歸服したをよみするこゝろで上へ出した、

秋、七月、癸巳、公子牙卒、

【註】牙、慶父同母弟、僖叔也、飮酖而死、不以罪告、故得書卒、書日者、公有疾、不責公不與小斂、

魯の公子也、【注】牙　毒をのみて死たれども、その罪ありて死んだことをつげられなんだ、ゆゑに卒と記した、日のあるは莊公不快でやまひにふして、小斂に出られなんだゆゑ責めぬなり、

八月、癸亥、公薨于路寢、

【註】路寢、正寢也、公薨皆書其所、詳凶變、

莊公の薨せられた、

冬、十月、己未、子般卒、

【註】子般、莊公太子、先君未葬、故不稱爵、不書殺、諱之也、

莊公の子も卒せられた、【注】不書　ころされたとはかゝれぬなり、

公子慶父如齊、

【註】無傳、慶父既弑子般、季友出奔、國人不與、故懼而適齊、欲以求援、時無君、假赴告之禮而

子元があと役となつた、○自家をこぼちたやうに
きこゆる、これは自分の知行ものなりの收納を減じ
たなり、大臣の富强なるは君のためにわるいゆゑで
ある、

冬、遇于魯濟、謀山戎也、以其病燕故也、

【註】齊桓行霸、故欲爲燕謀難、燕國、今薊縣、
山戎から燕をやましむる故に、山戎を攻る相談也、

【經】三十有一年、春、築臺于郎、

【註】無傳、刺奢且非土功之時、
莊公のおごりださるゝ也、

夏、四月、薛伯卒、

【註】無傳、未同盟、
告文なり、

築臺于薛、

【註】無傳、薛、魯地、
まへとおなじこととみえる、

六月、齊侯來獻戎捷、

【註】傳例曰、諸侯不相遺俘、捷、獲也、獻、奉上之辭、齊侯以獻捷禮來、故書以示過、
魯へおくられた、【注】傳○これは桓公のすまじきことをいたされたである、それで貶してのせた、

秋、築臺于秦、

【註】無傳、東平范縣西北有秦亭、
無正につくらるゝ、

冬、不雨、

【註】無傳、不書旱、不爲災、例在僖三年、
ひさしく雨がふらなんだ、冬は苦にならぬそれで旱とはいはぬ、

【傳】三十一年、夏、六月、齊侯來獻戎捷、非禮也、凡諸侯有四夷之功、則獻于王、王以警于夷、

【註】以警懼夷狄、
四方の夷狄なればとらへて功を王へは獻ずることで

つとみてがないとなり、

九月、庚午、朔、日有レ食レ之、鼓用二牲于社一、

【註】無レ傳、

解に不レ及、○鼓　これは時がよい也、

冬、公及齊侯遇二于魯濟一、

【註】濟水、歷二齊魯界一、在二齊界一爲二齊濟一、在二魯界一爲二魯濟一、蓋魯地、

莊公の出あはれたなり、【注】濟　日本でも一郡が二國へ入交りてをれば、濃州中島郡尾州中島郡と云に同じ、

齊人伐二山戎一、

【註】山戎、北狄、

告文なり、

【傳】三十年、春、王命二虢公一討二樊皮一、

夏、四月、丙辰、虢公入レ樊、執二樊仲皮一歸二于京師一、

王から命じてうたせられた、○夏　せめ入て　いけどりて來られた、

楚公子元歸レ自レ伐レ鄭、而處二王宮一、

【註】欲三遂蠱二文夫人一、

とかく兄よめに執心がはなれぬ、

鬪射師諫、則執而梏レ之、

【註】射師、鬪廉也、足曰レ桎、手曰レ梏、

○鬪　異見を云たれば、子元が腹をたてゝとらへて手かせをはめておいた、

秋、申公鬪班殺二子元一、

【註】申、楚縣、楚僭號縣尹皆稱レ公、

○秋申　解に不レ及、【注】楚　楚の君が王號を付たゆゑ、家人がみな公と云た、縣尹は縣令のことなり、

鬪穀於菟爲二令尹一、自毀二其家一、以紓二楚國之難一、

【註】鬪穀於菟、令尹子文也、毀、滅、紓、緩也、

日至而畢、

【註】日南至、微陽始動、故土功息、

日の至は南にいたると云ことにて、冬至なり、この時に作事をゝはるとなり、【注】日　冬至からそろ／＼陽氣がめぐむにより、百姓もまた農事の手あてをして、麥でもまくゆゑにやむるなり、こゝらでよく氣をつけてよむがよい、左傳などは古文ゆゑ、いまの眼ではみえぬ、いま十二月の屹とさだまりたは、上古よりあてゝみてさだめたものなり、しかれどもわるくすると年の遲速不同がある、こゝも注に周の十一月が龍見とありて、ことをいましめはじめるとある、それからをはるまで、本文のとほりにつとめていくと、春三月ごろまでもかゝりて居るやうな、これは周の月のたてやうが、後世とはちがふゆゑである、ところを星を目あてにすればはづれることはない、たとひ六月ことを始めると云ても、妨にならぬよく考てみるがよい、

樊皮叛王、

【註】樊皮周大夫、樊其采地、皮名、

解に不及、

【經】三十年、春、王正月、

解に不及、

夏、次于成、

【註】無傳、將卑師少、故直言次、齊將降鄣、故設備、

すこしの人數をそへて、侍大將でも出したと見ゆる、

秋、七月、齊人降鄣、

【註】無傳、鄣、紀附庸國、東平無鹽縣東北有鄣城、小國孤危、不能自固、蓋齊遙以兵威脅、使降附、

告文なり、【注】小　小國であぶない國で、みづから堅固に得まもらぬ、齊からおどして附庸にしたとみえる、

八月、癸亥、葬紀叔姬、

【註】無傳、以賢錄也、無臣子、故不作謚、

解に不及、【注】無臣　まへに出たかゝり人なれば、この人の臣下も子もないゆゑ、おくり名をつけてた

【註】聲其罪、
罪をならすのこゝろなり、
【註】鐘鼓無聲、
無曰侵、
輕曰襲、
【註】掩其不備、
解に不及、
秋、有蜚、爲災也、凡物、不爲災不書、
解に不及、
冬、十二月、城諸及防、書時也、
これは時にかなふたをほめたなり、
凡土功、龍見而畢務、戒事也、
【註】謂今九月周十一月、龍星角亢晨見東方、三務始畢、戒民以土功事、
土功は土もちの役普請を云、これは龍星が みえてから農務をゝはるによつて、戒事とは 上の土功のことを民にいましめてつとめさせるとなり、【注】謂 今の九月は周の十一月、龍星は角亢星と云星で、これあけがたに東方にあらはるゝを、三時の農業のはじめてをはりた時とする、十分にをさまる時である、○戒。 人足をあてゝ土功のことを云ひつけるである、
火見而致用、
【註】大火、心星、次角亢見者、致築作之物、
火は大火星と云星のみゆる時に、城普請の諸色をあつめ用意をするである、【注】大 心星と云て角亢のつぎにあらはるゝ星である、これが みゆると作事の用意をする也、
水昏正而栽、
【註】謂今十月、定星昏而中、於是樹板幹而興作、
水星が昏時分に中正するとき、栽と云は ねり屏をつく板幹をたつるなり、【注】謂 定星がくれごろに中するときに、○於 屏をつく道具をたてゝ、作事をはじめると云ことである、

解に不ㇾ及、

冬、十有二月、紀ノ叔姬卒ス、

【註】無ㇾ傳、紀國雖ㇾ滅、叔姬執ㇾ節守ㇾ義、故繫二之紀一、賢而錄ㇾ之、

解に不ㇾ及、【注】紀。まへにもいふたとほり、紀國がほろびて、弟の世になりてからゆいてかゝられた、いまは紀はないゆゑ、云はでもよけれども、その人をほめて紀の國にかけて記したのは賢德を賞した也、

城二諸及ビ防一、

【註】諸防、皆魯邑、傳例曰、書ㇾ時也、諸非ㇾ備ㇾ難而興ㇾ作、傳皆重云二時以釋一ㇾ之、他皆放ㇾ此、諸今城陽諸縣、

魯で城をたてた、【注】傳。左丘明は時を得たと云てゆるされた、このゝちも時と云て有るは、よいことゝおぼえたがよい、

【傳】二十九年、春、新ニ作二延廐一、書スㇾ不ルㇾ時ナラ也、

【註】經無二作字一、蓋闕ク、

つくるべき時分でない、左なければ廐をつくりたほどにと云てしるすにはおよばぬ、【注】經。作の字が缺けたとみゆると也、

凡馬、日中而出デ、日中而入ル、

【註】日中、春秋分也、治ㇾ廐當三以二秋分一、因ㇾ馬向ㇾ入而脩ㇾ之、今以二春作一、故曰ㇾ不ㇾ時、

馬は陽獸なるがゆゑに、日中にして出し、日中にして入れるとなり、日中は春分のことなり、秋なれば秋分を云、【注】治。馬屋の作事をするならば、秋分におよびて馬を入るゝ時になりてつくる筈のことなり、いまは春なるにつくりたゆゑに、時ならぬと云、これらは日本ではすまぬことである、あの方では馬を春分には出して野飼にしておき、牧場と云に出して、秋分からむまやへ入れて飼ふことである、これは上古のことなるべし、日本でもいにしへは牧飼と云ふことが有て、齋藤別當、和田別當などがつかさどりたとある、その馬の出所を關東の目黒目白目赤などと云ふとなり、

夏、鄭人侵スㇾ許ヲ、凡師有二鐘鼓一曰ㇾ伐ト、

と覺悟した、

諜告曰、楚幕有烏、乃止、

【註】諜、間也、幕、帳也、

○諜　間諜の者が楚の陣所には烏が集て居りますと云た、しからばことゞく人數はしりぞいたはと云てとゞまりたと也、

冬、饑、臧孫辰告糴于齊、禮也、

【註】經書大無麥禾、傳言饑、傳又先書饑、在築郿上者、說始糴、經在下、須得糴、嫌或諱饑、故曰禮、

解に不及、【注】嫌　飢をいんだと見るをきらふて禮也とことわりたである、

築郿、非都也、

都城ではないと云ことなり、

凡邑有宗廟先君之主曰都、無曰邑、邑曰築、都曰城、

【註】周禮、四縣爲都、四井爲邑、然宗廟所在、則雖邑曰都、尊之也、言凡邑、則他築非例、

なにほど大な町があつても、宗廟がなくては都とはいはぬ、廟のあるを以て、都と云たものなり、廟がなければ邑といふ、その邑に城をたてるときには、築の字を書く、廟のある都にたてるときには、城の字を書くと也、

【經】二十有九年、春、新延廐、

【註】傳例曰、書不時、言新者皆舊物不可用、更造之辭、

むまやをたてたなり、【注】傳　左傳の例にむまやをたてる時でないといふをそしりて書し、新と云はいまゝでの古木がもちひられぬゆゑ、新規につくるを云たものである、

夏、鄭人侵許、

【註】傳例曰無鐘鼓曰侵、

告文なり、

秋、有蜚、

【註】傳例曰、爲災、

長尋曰旐、繼旐曰旆、○子元 四人爲旆と云は先手の大將になること、先手にそなへたである、【注】子元 大旆と云て大將のもつ旗なり、○廣 一幅にしてながさ八尺あるを旐といふ、その旐のさきにつきたを旆といふ、すれば大分ながいものとみゆる、

鬬班王孫游王孫喜殿、

【註】三子在後、爲反禦、三人は殿後にそなへた、反禦はしんがりのことなり、

衆車入自純門、及逵市、

【註】純門、鄭外郭門也、逵市、郭內道上市、○衆 大手の門までせめよせて、城下の町まで至た、

縣門不發、楚言而出、子元曰、鄭有人焉、

【註】縣門、施於內城門、鄭示楚以閒暇、故不閉城門、出兵而效楚言、故子元畏之、不敢進、○縣 こゝがすまぬところでやかましい、縣門と云は釣門のことである、これは敵におはれて急なときに、付入りにせられまいために、設けたものである、戶びらを兩方へひらいてそれをとづるときには、大扉は急にはたゝぬ、それで上へつりあげて、兩方へひかへ綱を仕かけておいて、味方がにげこむと、あとを一度に切ておとすやうにしたものである、不發と云はひらかぬことではない、起發と云てその綱を切ておとさぬことである、すれば鄭人が引はひいたれども、おろすべき戶をおろさぬ、○楚言 楚國のこわいろをにせて出入させて居るは、これは鄭のはかりごとである、○子 それで子元がうかとつけ入らぬ、鄭には人數が多くあるとみゆると云つたなり、また有人は智謀のすぐれた者があると云とともみる、【注】縣 あわてさわがぬ樣子をしめしたなり、

諸侯救鄭、楚師夜遁、鄭人將奔桐丘、

【註】許昌縣東北有桐丘城、はたして加勢があつたゆゑ、夜にいたりて楚の軍勢はのがれた、それともしらず鄭も桐丘へしりぞかう

事、
これは楚のことである、令尹子元は先君文王の弟で、令尹になつて居た、文夫人はまへかた息からうばふて來られたる息嬀のことである、いまは後室に成て居らるゝを、蠱といふは淫事を仕かけるを云、子元が戀慕をしかけたである、

爲館於其宮側、而振萬焉、

【註】振、動也、萬、舞也、

○爲　夫人の宮室のかたはらに館をたてゝ、萬と云舞樂をまはしめた、夫人の見物に來らるゝために設けたである、

夫人聞之、泣曰、先君以是舞也、習戎備也、今令尹不尋諸仇讎、而於未亡人之側、不亦異乎、

【註】尋、用也、婦人既寡、自稱未亡人、

○夫人　むかし先君のこの舞をもちひ玉ふたは、武備をならはす時に奏したまひたに、いま令尹はあだにはもちひず、後室ずまゐの われらがかたはらでまはすは、異なことをせらるゝといはれた、未亡人はやもめの自稱なり、

御人以告子元、

【註】御人、夫人之侍人、

子元曰、婦人不忘襲讎、我反忘之、秋、子元以車六百乘伐鄭、入于桔柣之門、

【註】桔柣、鄭遠郊之門也、

○御　夫人のそばにつかはるゝ者が、右の云分を子元につげた、○子元曰　婦人の身でさへあだをせめることをわすれられぬに、吾かへつてわすれて居たと云て、○秋　鄭へよせた、桔柣門とは鄭のずつと外にある門である、伊達の大木戸と云べきものなり、

子元鬭御彊、鬭梧、耿之不比爲旆、

【註】子元自與三子、特建旆以居前、縮廣充幅

れ、蒲と屈とへは重耳と夷吾とをつかはされて、主となされてあらうならば、民もおそれ戎もおちて、君の御功伐御威光もあきらかになりませうと存ずるとなり、

使倶曰、狄之廣莫、於晋為都、晋之啓土、不亦宜乎、

【註】廣莫狄地之曠絶也、即謂蒲與北屈也、言遣二公子出都之、則晋方當大開土界、獻公未決、故復使二五倶説此美、

○使　右のやうにすゝめても、獻公の思案がさだまらぬに付て、また二人にいはせるには、蒲屈の二箇所は狄の地で、廣莫とひろい野原の地なれども、晋の領分にして君をおいて都城とせば、ゆく〳〵は地もひらけて大分の國益と成らう、尤ではござるまいかと云た、【注】故　梁嬖の二五によいことばかり云はせた、

晋侯説之、夏、使太子居曲沃、重耳居蒲城、夷吾居屈、羣公子皆鄙、

【註】鄙、邊邑、

土地をひらくと云に成てから、獻公も大分よろこばるゝ、○夏　二人がはかりごとのとほりにいたされたに付て、みな出られて、羣公子はいやしくゐなか者になられた、

唯二姫之子在絳、二五卒與驪姫譖羣公子、而立奚齊、晋人謂之二五耦、

【註】二耜相耦廣一尺、共起一伐、言二人倶共墾傷晋室若此、

○唯　奚齊と卓子ばかり絳に置て、二五が驪姫とともに羣公子を譏して、遂に奚齊をたてた、晋の人がこれを二五耦と云たとなり、【注】二　一伐は一とすきと云ことなり、

楚令尹子元欲蠱文夫人、

【註】文王夫人息嬀也、子元、文王弟、蠱、惑以淫

關塞者、亦名五、皆大夫、爲獻公所嬖幸、視聽外事、

○歸　驪姫の腹に奚齊と云がうまれ、その娣が卓子と云を生だ、これで子が六人になつた、これから晉の國がやかましい、○驪　ことのほかに驪姫を獻公の寵愛いたさるゝに付て、奚齊を世にたてるたくみで、○路　兩人が獻公の出頭ゆゑ、これらにまひなひをやりてたのんだ、【注】姓　御閨中のほかにつとめて居る御納戸役の類と見ゆる、○東　これは外様なれども、みな大夫で君におもんぜられ、出頭しておもてむきのことをつかさどりて申上る役人ゆゑに、これらをつゝろふた、

使言於公曰、曲沃、君之宗也、

【註】曲沃、桓叔所封先君宗廟所在、

獻公へ兩人を以て言上させるには、○曲　御領内の曲沃と申すところは、御家御先祖の御廟もあつて大切の場所となり、

蒲與二屈、君之疆也、

【註】蒲、今平陽蒲子縣、二屈、今平陽北屈縣、或云、二當爲北、

○蒲　この二箇所は君の御さかひ目で肝要の地でござります、

不可以無主、宗邑無主、則民不威、疆場無主、則啓戎心、戎之生心、民慢其政、國之患也、若使太子主曲沃、而重耳夷吾主蒲與屈、則可以威民而懼戎、且旌君伐、

【註】旌、章也、伐、功也、

○不　どなたでも君をたてゝおかれねば叶はぬ場所なり、○宗　大事のところに殿様がなくなりては民がおそれぬ、また御さかひ目に主がなくては、戎夷のこゝろをひらいて、叛逆をおこすものとなり、○戎　このふたつからして國のうれひも生ずるものとなり○若　しからばまづ曲沃の主には太子をつかはさ

うなものなるに、冬になりて書たは、とり入れて見たればとり實がなかつたに付て、書たである、

臧孫辰告糴于齊、

【註】臧孫辰、魯大夫、臧文仲、

魯へうり出してくだされとたのんだ也、

【傳】二十八年、春、齊侯伐衛、戰、敗衛師、數之以王命、取賂而還、

王の命を以てその罪をせめて、つひにまひなひをとつて引た也、

晉獻公娶于賈、無子、

【註】賈、姬姓國也、

賈國よりむかへられた、夫人に子がなかつた、

烝於齊姜、

【註】齊姜、武公妾、

○烝　親武公の手かけ女を姦せられたれば、

生秦穆夫人、及太子申生、又娶二女於戎、大戎狐姬生重耳、

【註】大戎、唐叔子孫、別在戎狄者、

○生　子が二人出生であつた、總領は女子で成長ののち秦の穆公の夫人とならるゝ、その弟が太子の申生と云である、○又　戎からも妾を二人めとられた、大戎の狐姬と云が重耳と云を生む、

小戎子生夷吾、

【註】小戎、允姓之戎、子、女也、

小戎の女は夷吾と云を生だ、

晉伐驪戎、驪戎男女以驪姬、

【註】驪戎、在京兆新豐縣、其君姬姓、其爵男也、納女於人曰女、

○晉　驪戎からもむすめをおこした、

歸、生奚齊、其娣生卓子、驪姬嬖、欲立其子、賂外嬖梁五、與東關嬖五、

【註】姓梁、名五、在閨闥之外者、東關嬖五、別在

くにをゝさむるには、禮樂を以て民を愛慈するは、たゝかひのちからをたくはへておくと云ふものなり、○夫民。本の四通りさへはなれねば、歸服するにきはまりた、威勢ばかりでは歸服せぬ、

虢弗畜也、亟戰、將饑、

【註】言虢不畜義讓而力戰、

○虢。さやうな本のたくはへはない、おつゝけおのれと飢ゑられうとなり、すればいましばらく見合はするがよいと也、

王使召伯廖賜齊侯命、

【註】召伯廖、王卿士、賜命爲侯伯、

王から命をくだされた、これで桓公の覇者となられた也、【注】賜。侯伯と云が諸侯の長のこと也、

且請伐衞、以其立子頽也、

【註】立子頽在十九年、

これはまへかたの惡事の御憤りゆゑである、

【經】二十有八年、春、王三月、甲寅、齊人伐衞、衞人及齊人戰、衞人敗績、

【註】齊侯稱人者、諱取賂而還、以賤者告、不地者、史失之、

告文なり、【注】齊。まひなひをとりてかへりたとはいはれぬ、○不地をしるさぬは史官の失である也、

夏、四月、丁未、邾子瑣卒、

【註】無傳、未同盟而赴以名、

解に不及、

秋、荊伐鄭、公會齊人宋人救鄭、

莊公も加勢めされたなり、

冬、築郿、

【註】郿、魯下邑、傳例曰、邑曰築、

解に不及、

大無麥禾、

【註】書於冬者、五穀畢入、計食不足、而後書也、

解に不及、【注】書。これは秋かり入れたとき、書さ

越レ竟、

○諸　民のことでなければ擧動せぬ、○卿　公用でなければ他國へは行かぬ、それを莊公のむすめごにあひにゆかれた故そしりた也、

夏、同二盟于幽一、陳鄭服也、

【註】二十二年陳亂、而齊納二敬仲一、二十五年、鄭文公之四年、獲二成于楚一、皆有二二心於齊一、今始服也、

齊の桓公に服した、

秋、公子友如レ陳、葬二原仲一、非レ禮也、

原仲、季友之舊也、

解に不レ及、

冬、杞伯姬來、歸寧也、

【註】寧、問二父母安否一、

解に不レ及、

凡諸侯之女、歸寧曰レ來、出曰二來歸一、

【註】歸不レ反之辭、

○凡　來と云は歸寧のこと也、

夫人歸寧曰レ如レ某、出曰レ歸二于某一、

○夫人　解に不レ及、

晉侯將レ伐レ虢、士蔿曰、不可、虢公驕、若驟得二勝於我一、必棄二其民一、

【註】棄レ民、不レ養レ之、

士蔿がいさめて云には、伐つはわるうござりまする、虢公は大分おごらるゝ、このうへもしたびたびこの方にかたれたらば、かちにのりて下民を撫育もせられまい、左すれば下々がはなるゝであらう、

無レ衆而後伐レ之、欲レ禦レ我誰與、夫禮樂慈愛、戰所レ畜也、夫民讓レ事樂レ和、愛レ親哀レ喪、而後可レ用也、

【註】上之使レ民、以二義讓哀樂一爲レ本、言レ不レ可二力强一、

その衆力のなくなつたところへつけ込でうつならば、この方をふせぎたくても民がたすけぬ、○夫禮

【註】伯姬、莊公女、洮、魯地、
むすめごにあはれたなり、

夏、六月、公會齊侯宋公陳侯鄭伯同盟于幽、

解不及、

秋、公子友如陳、葬原仲、

【註】原仲、陳大夫、原、氏、仲、字也、禮臣既卒不名、故稱字、季友違禮、會外大夫葬、具見其事、亦所以知譏、

【注】原○　これは至極の舊知己ゆゑ、會したけれども、禮にはないことゆゑ、そしられたと也、

冬、杞伯姬來、

【註】傳例曰、歸寧、
莊公をみまひに來られた、

莒慶來逆叔姬、

【註】無傳、慶、莒大夫、叔姬、莊公女、卿自爲逆則稱字例在宣五年、
これは使ではない、自分にむかふるゆゑ、あざなを書いた、

杞伯來朝、

【註】無傳、杞稱伯者、蓋爲時王所黜、
魯へ來た、【注】杞○　まへは侯であつたに伯に降された也、

公會齊侯于城濮、

【註】無傳、城濮、衞地、將討衞也、
解に不及、

【傳】二十七年、春、公會杞伯姬于洮、非事也、

【註】非諸侯之事、
解に不及、

天子非展義不巡守、

【註】天子巡守、所以宣布德義、
○天子○○　德義をほどこすための巡守なり、

諸侯非民事不擧、卿非君命不

解に不及、
冬、晉侯圍聚、盡殺羣公子、
【註】卒如士蔿之計、
解に不及、
【經】二十有六年、春、公伐戎、
【註】無傳、
莊公のうたれた、
夏、公至自伐戎、
【註】無傳、
解に不及、
曹殺其大夫、
【註】無傳、不稱名、非其罪、例在文七年、
告文なり、【注】不稱　ころされた大夫に罪はない、
秋、公會宋人齊人伐徐、
【註】無傳、宋序齊上、主兵、
解に不及、

冬、十有二月、癸亥朔、日有食之、
【註】無傳、
解に不及、
【傳】二十六年、春、晉士蔿爲大司空、
【註】大司空、卿官、
とりたてられた、
夏、士蔿城絳、以深其宮、
【註】絳、晉所都也、今平陽絳邑縣、
秋、虢人侵晉、冬、虢人又侵晉、
【註】爲傳明年晉將伐虢張本、此年經傳各自言其事者、或經是直文、或策書雖存、而簡牘散落、不究其本末、故傳不復申解、但言傳事而已、
各解に不及、
【經】二十有七年、春、公會杞伯姬于洮、

夏、六月、辛未朔、日有食之、鼓用牲于社、非常也、

【註】非常鼓之月、長暦推之、辛未、實七月朔、置閏失所、故致月錯、

つゞみうつ時月でないと也、【注】非　月のたがひで六月ではなかつた、七月であつたといふこと、

唯正月之朔、慝未作、

【註】正月、夏之四月、周之六月、謂正陽之月、今書六月、而傳云唯者、明此月非正陽月也、慝、陰氣、

周の六月は夏の四月で、正陽の月なり、この月の朔日は陰氣いまだきざさず、

日有食之、於是乎用幣于社、伐鼓于朝、

【註】日食、歴之常也、然食於正陽之月、則諸侯用幣于社、請救於上公、伐鼓于朝、退而自責、以明陰不宜侵陽、臣不宜掩君、以示大義、

それにもし日食することあれば、そこで社にさゝげものをし、朝につゞみうちてまつりをすることゝなり、

秋、大水、鼓用牲于社于門、亦非常也、

【註】失常禮、

解に不及、

凡天災、有幣無牲、

【註】天災、日月食、大水也、祈請而已、不用牲也、

○凡　奉幣して牲は用ひぬ、

非日月之眚不鼓、

【註】眚、猶災也、月侵日爲眚、陰陽逆順之事、賢聖所重、故特鼓之、

○非日　解に不及、

晉士蔿使羣公子盡殺游氏之族、乃城聚而處之、

【註】聚、晉邑、

の患はことごくなくならうと也、

【經】二十有五年、春、陳侯使女叔來聘、

【註】女叔陳卿、女氏、叔字、
魯へ聘使に來た、

夏、五月、癸丑、衞侯朔卒

【註】無傳、惠公也、書名、十六年、與內大夫盟于幽、
告文なり、

六月、辛未朔、日有食之、鼓用牲于社、

【註】鼓、伐鼓也、用牲以祭社、傳例曰、非常也、
日食のまつりなり、

伯姬歸于杞、

【註】無傳、不書逆女、逆者微、
魯から、嫁せられた、

秋、大水、鼓用牲于社于門、

【註】門、國門也、傳例曰、亦非常也、
これも常禮にそむいたことゝ也、

冬、公子友如陳、

【註】無傳、報女叔之聘、諸魯出朝聘、皆書如、不果彼國必成其禮、故不稱朝聘、春秋之常也、公子友、莊公之母弟、稱公子者、史策之通言、母弟至親異於他臣、其相殺害、則稱弟以示義、至於嘉好之事、兄弟篤睦、非例所與、或稱弟、或稱公子、仍舊史之文也、母弟例、在宣十七年、
女叔の返禮にやられたなり、【注】公子友○○○弟と書ても公子と書ても差別はない、

【傳】二十五年、春、陳女叔來聘、始結陳好也、嘉之、故不名、

【註】季友相魯、原仲相陳、二人有舊、故女叔來聘、季友冬亦報聘、嘉好接備、卿以字爲嘉、則稱名其常也、
たつとむに付て名を云はぬ、【注】季○　舊友なり、

はそれを大惡に入れたまふと云は、はなはだわるいことゝ也、

秋、哀姜至、公使宗婦覿用幣、非禮也、

【註】傳不言大夫、唯擧非常、

これも非禮である、

御孫曰、男贄大者玉帛、

【註】公侯伯子男執玉、諸侯世子附庸孤卿執帛、

○御孫　すべて獻上ものゝさだまりが、男の大きな分が玉やまきもの、【注】公　五等諸侯は玉也、諸侯の嫡子と、附庸と、國主の卿大夫は、まきものを上る、

小者禽鳥、

【註】卿執羔、大夫執鴈、士執雉、

以章物也、

【註】章所執之物、別貴賤、

獻上ものをあきらかにさだめて、上下をわかちたるものなり、

女贄不過榛栗棗脩、以告虔也、

【註】榛、小栗、脩、脯、虔、敬也、皆取其名以示敬、

○女　栗やなつめ脩までを上るとなり、これはつゝしみを以てするなり、【注】榛　榛栗は愼慄なり、棗脩は早脩の義也、

今男女同贄、是無別也、男女之別、國之大節也、而由夫人亂之、無乃不可乎、晉士蔿又與羣公子謀、使殺游氏之二子、

【註】游氏二子、亦桓莊之族、

一つに成た、男女の別は國の大節である、○而　今度夫人のゆゑに、みだりてははなはだわるいことなり、

士蔿告晉侯曰、可矣、不過二年、君必無患、

もはやようござります、この上二年もたゝぬ内に、君

こらんとして、大夫の夫人にまで夫人同やうに獻上をさせて相見させられた、これは禮でないゆゑにしるして貶したものである、

大水、

【註】無傳、

解に不及、

冬、戎侵曹、

【註】無傳、

告文なり、

曹羈出奔陳、

【註】無傳、羈蓋曹世子也、先君既葬、而不稱爵者、微弱不能自定、曹人以名赴、

告文なり、

赤歸于曹、

【註】無傳、赤、曹僖公也、蓋爲戎所納、故曰歸、

告文なり、

郭公、

【註】無傳、蓋經闕誤也、自曹羈以下、公羊穀梁之說既不了、又不可通之於左氏、故不采用、

【注】蓋　これから下はあやまり缺けたと也、

【傳】二十四年、春、刻其桷、皆非禮也、

【註】并非丹楹、故言皆、

ほりものやあかぬりもみな非禮となり、

御孫諫曰、臣聞之、儉、德之共也、侈、惡之大也、

【註】御孫、魯大夫、

○御孫　莊公をいさめて、儉約と云は德のうやうやしきなり、共は恭と同じ、侈と云は惡の大いなるものなり、

先君有共德、而君納諸大惡、無乃不可乎、

【註】以不丹楹刻桷爲共、

○先　おやさまには共德をゝさめたまふたにいま君

も人がそねむものゆゑに、士蔿が間を入るゝことを得たなり、○用　一家をなづけていはせるゆゑ、まことに罪のあるやうな、○離　したしい人がはなれては一家のよわみになる、さすれば公子たちが、つひにはみなほろぼされてしまひしももつともとなり、

秋、丹桓宮之楹、

解に不及、

【經】二十有四年、春、王、三月、刻桓宮桷、

【註】刻、鏤也、桷、椽也、將逆夫人、故爲盛飾、

ほりものをし、【注】昏禮まへゆゑに普請をせらるゝ也、

葬曹莊公、

【註】無傳、

赴告なり、

夏、公如齊逆女、

【註】無傳、親逆、禮也、

逆へにゆくことは禮ゆゑ書た、

秋、公至自齊、

【註】無傳、

夫人をむかへての歸ならん、

八月、丁丑、夫人姜氏入、

【註】哀姜也、公羊傳以爲姜氏要公、不與公俱入、蓋以孟任故、丁丑入、而明日乃朝廟、

莊公と一所には入られなんだ、【注】公羊　これは莊公の國に孟任と云寵姫があつた、それで姜氏が要公と云ふは、莊公にかための誓言をたてさせて入られたとなり、それゆゑあとから入られた、

戊寅、大夫宗婦覿用幣、

【註】宗婦、同姓大夫之婦、禮、小君至、大夫執贄以見、明臣子之道、莊公欲奢夸夫人、故使大夫宗婦同贄俱見、

かの御家門家の老婦人たちが獻上ものをして御目見をいたさるゝ、【注】宗　大夫の夫人は贄を獻じて御目みえすることなり、こゝのは莊公の夫人に奢りほ

ぬやうなれども、もと卜筮と云ものはその人によるなり、それを惠伯は忠信の人ならばよからうとこたへた、臧會などもわるいことに應を得た、左丘明はそこを察して、しるしを得たことをあげてしめされた、これをみて以來の人とても君子といはるゝ人は、善なると深遠なるとをおぼえよとなり、

【經】二十有三年、春、公至自齊、

【註】無傳、

莊公のかへりて廟へつげられた也、

祭叔來聘、

【註】無傳、穀梁以祭叔爲祭公來聘魯天子内臣不得外交故不言使不與其得使聘

魯國へ來た【注】無傳　穀梁の説に祭侯は天子の内臣なれば、大名出合はならぬ、それゆゑ使をおこすことはならぬによつて、使とはないとなり、

夏、公如齊觀社、

【註】齊因祭社蒐軍實故公往觀之

莊公の社の祀を見物にゆかれた、【注】齊　軍器などが見たいとてゆかれたである也、

公至自齊、

【註】無傳、

廟告せられた也、

荊人來聘、

【註】無傳、不書荊子使某來聘君臣同辭者、蓋楚之始通未成其禮

魯國へ來聘したと也、【注】不書　楚子使某來聘と書かずに、君臣おなじことばに云たのは、楚國が近來諸侯とはじめて通信すれども、いまだ禮が成就せぬゆゑ、かくのごとく書いたものなり、

公及齊侯遇于穀、

【註】無傳、

莊公の出會せられたなり、

蕭叔朝公、

【註】無傳、蕭附庸國、叔名、就穀朝公、故不言來、凡在外朝、則禮不得具、嘉禮不野合、

【註】昭八年、楚滅陳、
楚王の陳をほろぼさるゝやいなや、

陳桓子始大於齊、

【註】桓子、敬仲五世孫、陳無宇、
陳桓子がはじめて猛威をふるつて大家となつた、これで五世なり、其昌乎と云にあふたとなり、

其後亡也、

【註】哀十七年、楚復滅陳、
○其　そのゝちまた陳の國は立たれど、またつひには楚にほろぼされた、そのときにおよびて、

成子得政、

【註】成子、陳常也、敬仲八世孫、陳完有禮於齊、子孫世不忘德、德協于卜、故傳備言其終始、卜筮者、聖人所以定猶豫、決疑似、因生義教者也、尚書洪範、通龜筮以同卿士之數、南蒯卜亂而遇元吉、惠伯答以忠信則可、臧會卜僭、遂獲其應、丘明故舉諸縣驗於行事者、以示來世、而君子志其善者遠者、他皆倣此、

齊にては陳成子が君をしたいまゝにしたである、これでは諸侯となりたるこゝちであるなり、これが敬仲八世の孫で易のことばにすこしもたがひはなかりしなり、【注】成　八代目にてさかえた、陳完が齊の國で民に禮をあつくしてよくなつけた、○子　子孫にいたりても、代々その德をまもりてわすれぬゆゑに、おのづから卜にかなふたである、○故　それゆゑに、左丘明のこの傳においては、つぶさにはじめよりをはりまでを云のべて、しるされたとなり、左傳中でこれほどにひろく易を談ぜられたこともまれなである、○卜　もと卜筮といふものは、聖人の二の足をふみて決せられぬことをさだめたり、あるひはうたがはしいことのある時などに、こゝろのさだまり決するやうにとてつくられたもので、それよりつけこんで、義を以てをしふると云ことを生じたものである、○尚　これは書經の洪範に、龜筮に通じてことごとく卿士のこゝろの一同するを吉としてある、○南　すれば上下一統に納得するとでなければ、卦ばかりよくても益なし、その證據は惡人が亂をおこさうとて、うらなふたれば元吉と出た、これはたのみになら

猶○ そのうへに觀の卦と出たれば、觀は所々をながめることにて見合せて居るこゝろもちがあるゆゑ、後にあらんと云た、これはまへに出たる子孫にあらんといふことで、當人ではないと云意なり、【注】因○占と云ものは、時の象をひろくとりて云ゆゑに、文字にまでもつけていふである、

風行而著於土、故曰、其在異國乎、若在異國、必姜姓也、姜、大嶽之後也、

【註】姜姓之先、爲堯四嶽、

これはまた本卦の實象を云、坤下巽上と云ふからは、坤の土の上を巽の風がふいてゆいて、そのところにはとゞまらぬゆゑ、異國にあらんと云、これを一說に乾を山木の象にとりて、風が木の實をふきおとして、あらたに他の土について生ずるの象で、これを異國にありて長育するの象なりといへり、いづれも通ずるなり、○若 また異國にあると云にいたりては、かならず姜姓の國であらうとなり、○姜 なぜ姜姓をとるぞと云に、姜氏の國は堯の四嶽の後である、四嶽○と云は四方大山のふもとの諸侯頭である、これがま○への二爻より四爻までの艮の象である、

山嶽則配天、物莫能兩大、陳衰、此其昌乎、

【註】變而象艮、故知當興於大嶽之後、得大嶽之權、則有配天之大功、故知陳必衰、

○山 山嶽と云は直に天に配合して、天をまつると云ふ功がある、○物 一切の物が、ふたつながら全うてあると云ことはない、されば陳がおとろへたらば、この子孫がさかえるであらうとなり、【注】變○ 艮を山とするゆゑに、大嶽に興ると云をしるとなり、○得 諸侯頭の權を得ると云にいたりては、天に配するほどの大功を得て、一方の諸侯頭の功をたてるであるなり、○故 一方がさかえるといへば、陳はおとろへるにきはまりたなり、易占のことばはこれまでなり、

及陳之初亡也、

ると云ことではない、諸侯にはならるれども、他國へゆいてならるゝであらう、それもその身ではない、子孫のことであるとなり、○光。なぜ子孫とはうらなはれたなれば、ひかりがとほくて他よりてらしてかがやくとある、この象を以てかんがへたである、○坤。これはさだまりたる配合なり、○風。これより風の土の天のと云ふはたらきをのぶるである、巽の風が變じて乾の天となりた、また二爻より四爻にいたるまでを艮の卦にして、これを山とするである、

有山之林而照之以天光、於是乎居土上、

【註】山則材之所生、上有乾、下有坤、故言居土上、照之以天光、

○有。山に材木がありてそれをてらすは天なれば、天光と云たもの也、材木は土の上に居て天光をうくるなり、

故曰、觀國之光、利用賓于王、

【註】四爲諸侯變而之乾、有國朝王之象、

○故。國土のひかりといふ意である、○利。四卦に下たる諸侯の象あるを以て、王に賓せらるゝの利德を得るとは云たである、【注】四。こゝの四卦に、坤は下に位するをとりて諸侯とするなり、それが乾に之くといへば、國を有ちて王へ朝參するの象と也、

庭實旅百、奉之以玉帛、天地之美具焉、故曰利用賓于王、

【註】艮爲門庭、乾爲金玉、坤爲布帛、諸侯朝王、陳贄幣之象、旅、陳也、百、言物備、

これまた象をとるなり、上にある艮の卦を門庭とゝることもあり、また乾を金玉にも取り、坤を布帛とすることもありて、この象をとるにいたりては、諸侯の天子へさゝげものが百種もそなはりて、殊にその獻上ものは玉帛にて天地の美がそなはりて、大いに利あるゆゑにいふたである、

猶有觀焉、故曰、其在後乎、

【註】因觀文以博占、故言猶有觀、非在己之言、故知在子孫、

ども、蔡人がつひに陳佗をころして自出の公子をたてた、これを厲公とするである、

生敬仲、其少也、周史有以周易見陳侯者、

【註】周大史也、

○生　この厲公が敬仲をうまれて公子完と云た、○其　敬仲が幼少なる時分に、周より史官の者が來た、この者は周易の上手と云ふことで厲公へめしいだされたとなり、

陳侯使筮之、

【註】蓍曰筮、

厲公の完が一生の卦を筮せしめられたれば、

遇觀䷓之否、䷋

【註】坤下巽上觀、坤下乾上否、觀六四爻變而爲否、

はじめに觀の卦が出て、變爻が否の卦になつた、

曰、是謂觀國之光、利用賓于王、

【註】此周易觀卦六四爻辭、易之爲書、六爻皆有變象、又有互體、聖人隨其義而論之、

○曰　これは周易の正辭なり、まづこのことばが出た、これはつぎに釋するなり、【注】此　易といふものは六本の卦が變ずることもあり、また互體とて下の註にもあるとほり、二三四の爻を以て艮とするやうなこともあるは、聖人の義をとりて、論をたてたまひたるものであるなり、

此其代陳有國乎、不在此、其在異國、非此其身、在其子孫、光遠而自他有耀者也、坤、土也、巽、風也、乾、天也、風爲天、於土上、山也、

【註】巽變爲乾、故曰風爲天、自二至四、有艮象、艮爲山、

これは筮者のことばである、右にいふ國のひかりをみると云は、陳君にかはりて國をたもたるゝであらうとなり、國をたもつといへば、王に賓せらるゝと云もので諸侯なり、○不　しかし、この陳國をたもたる

其妻占之、曰吉、
【註】懿氏妻、
○其妻　妻は懿氏の女房、これを判斷して云には、至て吉なりとなり、

是謂鳳皇于飛、和鳴鏘鏘、
【註】雄曰鳳、雌曰皇、雄雌倶飛、相和而鳴鏘鏘然、猶敬仲夫妻相隨適齊、有聲譽、
○是　これがうらなひのことばである、まづ鳳皇雌雄の鳥がともにつれてゆき、とぶとてやはらぎ鳴けるこゑが、鏘々とやはらぎきこゆることなり、これを夫妻の象にとるは、おびたゝしき吉兆のことである、
【注】雄　于飛といふ語を、夫婦ともにつれだちて齊の國へさりて、聲譽をあぐると云にとりたるものである、こゝの杜氏の注は、後のことをかんがへてあはせたることばである、于飛と云占候のことばをのちにかんがふれば、齊へ于き飛だとおもひあはせたることばなり、

有嬀之後、將育于姜、
【註】嬀、陳姓、姜、齊姓、
嬀氏の後が姜氏へゆいて、やしなはるゝといふことである、

五世其昌、竝于正卿、八世之後、莫之與京、
【註】京、大也、
○五　五代目におよんで家が繁昌して正卿竝に成り、八代目にはいきほひ大いになりて、肩をならぶる人はあるまいとなり、まづひとゝほり始中終まで的當したである、

陳厲公、蔡出也、
【註】姊妹之子曰出、
○陳　敬仲が父の厲公と云ふは、はじめは公子で蔡人の女に出來たる子なり、【注】姊　出ををひと訓む、

故蔡人殺五父而立之、
【註】五父、陳佗也、殺陳佗在桓六年、
陳佗と云公子がありて、一たび陳國の君になりたれ

往ことがいやなではなけれども、友朋の誹りを畏ると申す言があるとなり、

使爲工正、

【註】掌百工之官、

○使爲　桓公の然らばと云て百工の長に致されたとなり、

飮鄭公酒、樂、

【註】齊桓賢之、故就其家會、據主人之辭、故言飮桓公酒、

○飮　桓公の賢者と思はれたゆゑ、敬仲が家に入られたれば、御ちそうに酒を進上申したれば、大分桓公のおもしろくおもはれたとなり、【注】齊　飮しむと云は敬仲が亭主故云たもので、酒をふるまふと云こと、

公曰、以火繼之、辭曰、臣卜其晝、未卜其夜、不敢、君子曰、酒以成禮、不繼以淫、義也、

【註】夜飮爲淫樂、

○公曰　桓公のあまり面白いゆゑ、今夜も遊ばうと云はれた、○辭　敬仲が御辭退申して、私今日の晝の中は御成りの吉なることを卜なひましたが、夜中の義はまだ卜なひませなんだれば、今夜は先づ歸御成されよと云た、○君子　評に酒は禮をするものなり、淫樂に至らせなんだ、

以君成禮、弗納於淫、仁也、初懿氏卜妻敬仲、

【註】懿氏、陳大夫、龜曰卜、

君の禮を失はぬやうにして、淫に入れぬと云は仁と云ものとなり、○初懿　是より敬仲が陳に在る時に、生涯の事を卜筮を以て考たれば、果して驗應を得たと云ふ來由をのべるである、勿論是は易學のことなれば、易を學で後に解すれば明白なれども、其大略を釋くなり、敬仲が遙か以前に陳の公子で居らるゝ時分、懿氏と云ふ陳の大夫の女を娶られた時に、懿氏が方にて末々の吉凶を龜にてうらなふたである、このトと云はおもきうらなひなり、

らなんだ、

齊侯使敬仲爲卿、

【註】敬仲、陳公子完、

公子完は一人かくまはれて居た、桓公の卿の位に申付やうと云はれた、

辭曰、羇旅之臣、

【註】羇、寄也、旅、客也、

○辭　公子完が辭退して云には、私は遠方から來り人の御家來と申すもので、ことに流浪仕るを御家に指おかれて、

幸若獲宥、及於寬政、

【註】宥、赦也、

諸役も御赦免にあづかりますならば、寬仁大度の御政道でござる、

赦其不閑於教訓、而免於罪戾、弛於負擔、

【註】弛、去離也、

○赦　私こと是まで仕付もわるい不調法者を御用捨下されて、荷持かちもちを致さずにさへすみますならば、

君之惠也、所獲多矣、敢辱高位、以速官謗、

【註】敢、不敢也、

大きな御慈悲と存ずる、○所　十分望の足たと申すものとなり、○此　此上に高官を蒙ては、諸役人の謗を招くと申すものなれば、

請以死告、

【註】以死自誓、

死でも高官は御辭退申すとなり、

詩云、翹翹車乘、招我以弓、豈不欲往、畏我友朋、

【註】逸詩也、翹翹、遠貌、古者聘士以弓、言雖貪顯命、懼爲朋友所譏責、

○詩云　遠方から車を以て弓を玉ふて招き玉へば、

【註】無傳、反哭成喪、故稱小君、
喪の禮が殘らず備つたゆゑ、小君と書たなり、

陳人殺其公子御寇、

【註】宣公太子也、陳人惡其殺太子之名、故不稱君父、以國討公子告、
魯へ告たゆゑ記た、【注】宣　太子を殺されたとはいまはしいゆゑに、陳人と云ひ公子と云ておこしたなり、

夏、五月、秋、七月、丙申、及齊高傒盟于防、

【註】無傳、高傒、齊之貴卿、而與魯之微者盟、齊桓謙接諸侯、以崇霸業、
魯國からは役人を出して盟はせた、【注】無傳　諸侯と接りをむすばるゝ、業を成すのためである、

冬、公如齊納幣、

【註】無傳、公不使卿而親納幣、非禮也、母喪未再期、而圖昏、二傳不見所譏、左氏又無傳、失禮明故、
結納を送られた、【注】無傳　莊公の自分に幣物を持せて行れた、是は非禮である、○母　殊に文姜の喪が、再期は丸二年にも成ぬに、昏姻の用意せらるゝ、二傳は公羊穀梁にも譏る言がない、左丘明も傳にそしりても置れなんだは、非禮とは明に知れて居るゆゑである、

【傳】二十二年、春、陳人殺其太子御寇、

【註】傳稱太子、以實言、
陳の國で太子を殺して亂が興つたゆゑ、

陳公子完與顓孫奔齊、

【註】公子完顓孫、皆御寇之黨、
太子の味方完顓孫などは齊の國へ出奔したとなり、

顓孫自齊來奔、

【註】不書、非卿、
○顓　それより魯國へ頼で來た、微官故に經にはの

（作巡守虢非）

王虢國を巡守成さるゝ、【注】省方　四方の國々をみる、

虢公爲王宮于玤、王與之酒泉、

【註】玤、虢地、酒泉、周邑、

○虢公　假御殿が出來た、惠王の酒泉の地を下された、

鄭伯之享王也、王以后之鞶鑑予之、

【註】后、王后也、鞶帶而以鑑爲飾也、今西方羌胡猶然、古之遺服、

○鄭　鄭伯の王を御ちそう申した時に、惠王の后妃の帶を與へ玉ひた、○鞶は鏡をぬい入れたもの、是は下されさうもないものである、【注】后　夷のみ用る上古の服である、

虢公請器、王予之爵、

【註】爵、飲酒器、

○虢公　器を下されいと云たれば盃を下された、

鄭伯由是始惡於王、

【註】爲僖二十四年、鄭執王使張本、

○鄭　是から王を怨みにおもふた、

冬、王歸自虢、

【註】傳言王之偏也、

○冬王【注】傳　天子の偏頗とて依怙あることを云たとなり、

【經】二十有一年、春、王正月、肆大眚、

【註】無傳、赦有罪也、易稱赦過宥罪、書稱眚災肆赦、傳稱肆眚圍鄭、皆放赦罪人、盪滌衆故、以新其心、有時而用之、非制所常、故書、

大赦を行はれた、【注】無傳　罪有るを赦したるなり、

○易にも書經にも罪をなだめ赦すと云こともあるとなり、傳は此次に云て有る、

癸丑、葬我小君文姜、

經に屹とのせた、【注】無傳　禮を備たなり、

冬、十有二月、葬鄭厲公、

【註】無傳、八月乃葬、緩慢也、

赴告の文、【注】月數が立すぎた、

【傳】二十一年、春、胥命于弭、夏、同伐王城、

【註】鄭虢相命也、弭、鄭地、

弭は鄭の地、胥命は王子頽を伐つ約束をする、○夏同　都へよせた、

鄭伯將王自圉門入、虢叔自北門入、殺王子頽及五大夫、鄭伯享王于闕西辟、樂備、

【註】闕、象魏也、樂備、備六代之樂、

○鄭　惠王を守奉て兩門より攻込んだ、終に王子頽を殺し、五人の大夫どもをも殺した、よい氣味である、○鄭伯　御もてなしに又樂をそなへたなり、【注】不及解、

王與之武公之略、自虎牢以東、

【註】略、界也、鄭武公傳平王、平王賜之自虎牢以東、後失其地、故惠王今復與之、虎牢、河南成皐縣、

鄭の先君武公の保たれたる界ひを、何頃よりか皆外へとられて失はれたを、今度の忠賞に惠王より賜はつた、【注】不及解、

原伯曰、鄭伯效尤、其亦將有咎、

【註】原伯、原莊公也、言效子頽舞偏樂、

○原伯　鄭伯が先達て王子頽が樂をせしをとがめそしつて、今又自身に其仕方に效ふなれば、亦咎があらう、

五月、鄭厲公卒、

○五月　解に不及、

王巡虢守、

【註】巡守於虢國也、天子省方、謂之巡守、

なり、

鄭伯聞之、見虢叔、

【註】叔、虢公字、

厲公突の此ことを聞及れて、虢公林甫に逢て、

曰、寡人聞之、哀樂失時、殃咎必至、今王子頹歌舞不倦、樂禍也、夫司寇行戮、

【註】司寇、刑官、

曰はるゝには、拙者承り及だは、哀しむも樂しむも時を失へば必ず殃を招くとなり、今王子頹は歌舞を飽迄好で止られぬ、禍を樂まるゝとなり、○夫　刑罰を司る官人が戮を行ふ時には、

君爲之不舉、

【註】去盛饌、

君も愼て盛膳を擧げぬと云に、

而況敢樂禍乎、奸王之位、禍孰大焉、臨禍忘憂、憂必及之、盍納王乎、虢公曰、寡人之願也、

況や禍を樂むをや、帝王惠王の位を奪ひ奸すと云は、禍において是程大なことは有まい、○臨　禍に臨て居て氣づかふ心もなければ、氣づかはしいことが必おこるものとなり、されば所詮王位に居るべき器量にあらず、何ぞ惠王を早く周へいれ玉はぬぞと云れた、虢公の仰の通り、もとより拙者が願ふ所でござると云はれた、

【經】二十有一年、春、王正月、夏、五月、辛酉、鄭伯突卒、

【註】十六年、與魯大夫盟于幽、

鄭伯の死なれた、【注】十　名を赴た爲の注なり、大夫と盟ふても同盟なれば名を赴たなり、

秋、七月、戊戌、夫人姜氏薨、

【註】無傳、薨寢祔姑、赴於諸侯、故具小君禮書之、

【註】燕、南燕、
○蘇子　暫く衞へ退て、衞燕と一所に成て周を伐て、
冬、立子頽、
冬終に子頽を立てた、
【經】二十年、春、王二月、夫人姜氏如莒、
【註】無傳、
是亦姦なるべし、
夏、齊大災、
【註】無傳、來告以大、故書、天火曰災、例在宣十六年、
大火で有たさうな、
秋、七月、
不及解、
冬、齊人伐戎、
【註】無傳、

傳なし、
【傳】二十年、春、鄭伯和王室、不克、執燕仲父、
【註】克能也、燕仲父、南燕伯、爲伐周故、
あつかひに掛られたれども、事が調はいで、周を伐たる仲父をいけどつたなり、
夏、鄭伯遂以王歸、王處于櫟、秋、王及鄭伯入于鄔、
【註】鄔、王所取鄭邑、
櫟に居らせましたとなり、
遂入成周、取其寶器而還、
鄔から周の都へ寶器をとりに來て、取て歸つたと也、
冬、王子頽享五大夫、樂及徧舞、
【註】皆舞六代之樂、
五大夫が影で位を簒はれたればもてなしのふるまひを致さるゝ、○樂　徧舞と云は古へ先王六代のがく

此子頽をも莊王の御てうあいで有つた、○蔿。　蔿國と云者を師範として付けておき玉ふた、

取蔿國之圃以爲囿、

【註】圃、園也、囿、苑也、

蔿國が圃を御取上で有つた、王の御囿と成た、

邊伯之宮近於王宮、王取之、

【註】邊伯、周大夫、

○邊。　亦大夫の邊伯と云者の宮宅が王の御近所に在た、是も取上げ玉ひた、

王奪子禽祝跪與詹父田、

【註】三子、周大夫、

○王。　三人ともに大夫じや、前に田を取上げられたことが出てある、

而收膳夫之秩、

【註】膳夫、石速也、秩、祿也、

○收。　膳夫が祿を沒收なされた、みな無理である、

故蔿國邊伯石速詹父子禽祝跪作亂、因蘇氏、

【註】蘇氏、周大夫、桓王奪其十二邑以與鄭、自此以來、遂不和、

○故。　元より王を怨んで居る蘇氏の方人となりて亂を作した、【注】蘇。　十二邑のことは前に出た、此れ以後憤つてうちとけぬなり、

秋、五大夫奉子頽以伐王、

【註】石速、士也、故不在五大夫數、

五人が子頽を立てやうと思て惠王を亡しに掛つた、

不克、出奔溫、

【註】溫、蘇氏邑、

子頽は打まけて溫へ出奔せられた、【注】溫。　取上た邑なり、是は史記とは少し違ふなり、爰では子頽が溫へ退て、それから衞へ行て勢をもよほしてきたとみる、

蘇子奉子頽以奔衞、衞師燕師伐周、

家の門である、存生の内總門の頭故死でも家門を守るの心なり、

初鬻拳強諫楚子、楚子弗從、臨之以兵、懼而從之、鬻拳曰、吾懼君以兵、罪莫大焉、遂自刖也、楚人以爲大閽、謂之大伯、

【註】若今城門校尉官、

使其後掌之、

【註】使其子孫常主此官、

○初　鬻拳が忠を語る、大分強く楚王を諫た、諫を用られなんだ故に、刄を以て手ごめにした、楚王が一とちゞみに成て從はれた、鬻拳が云ふには、吾君を諫るとて兵にて君を懼したは大罪なりと云て自分に刖た、○楚　ほめて大閽と云た、是を大伯と云た、【注】若。晋の頃の城門校尉のやうなものである、○使其。其子孫代々是を主つた、

君子曰、鬻拳可謂愛君矣、諫以自納於刑、刑猶不忘納君於善、

【註】言愛君、明非臣法也、楚能盡其忠愛、所以興、

○君子曰　君を大切に思ふから、諫言して自分に刑におち入た、刑に及でも君を善に入れたいと思ふこゝろを忘れぬなり、【注】言　君を愛すと云てあるは、臣の常法ではないと云ことを示すためなり、さて楚國は繁昌する筈じや、忠愛ともに盡して居るとなり、

初王姚嬖于莊王、生子頹、

【註】王姚、莊王之妾也、姚、姓也、

是から又周の王のことである、王姚は姚氏の女で王に從ふ故に王姚と云、是を莊王の殊の外御寵愛で有つた、子頹と云子を產だ、

子頹有寵、蔿國爲之師、及惠王卽位、

【註】周惠王、莊王孫、

みを失た故、盟た國も好みの國もきかぬで冬來てうつた、

夫人姜氏如莒、

【註】無傳、非父母國而往、書姦、

【注】無傳　是もよろしからぬすぢであるなり、

冬、齊人宋人陳人伐我西鄙、

【註】無傳、幽之盟、魯使微者會、鄄之盟、又使媵臣行、所以受敵、鄙、邊邑、

魯の西在郷を伐た、【注】無傳　皆不敬をとがめて伐に來たなり、

【傳】十九年、春、楚子禦之、大敗於津、

【註】禦巴人、爲巴人所敗、津、楚地、或曰、江陵縣有津鄉、

楚子の軍に出て巴人を禦ぐとて、津と云地で敗北せられた、

還、鬻拳弗納、遂伐黃、

【註】鬻拳、楚大閽、黃、嬴姓國、今弋陽縣、

○遂鬻　敗れて歸られたれば、總門の番頭の鬻拳と云者が納れなんだ、それ故是非なく又黃と云所を伐れて、

敗黃師于踖陵、

【註】踖陵、黃地、

其軍勢を踖陵と云所で打敗られた、

還、及湫有疾、

【註】南郡鄀縣東南有湫城、

それより歸るとて湫と云ふまで來られて病氣が發した、

夏、六月、庚申、卒、鬻拳葬諸夕室、

【註】夕室、地名、

六月甍せられた、鬻拳が夕室と云所に葬た、

亦自殺也、而葬於経皇、

【註】経皇、冢前闕、生守門、故死不失職、

其上自分も殉死したである、是を経皇と云門に葬た、

【註】攻楚城門、
巴が楚と手切れして楚の持分の那所を伐て取た、遂に楚の城門迄せめよせたなり、

閻敖游涌而逸、

【註】涌水、在南郡華容縣、閻敖既不能守城、又游涌水而走、
那所の尹の閻敖もたまらぬに因て、涌水と云川を游いで命からく逃た、

楚子殺之、其族爲亂、冬、巴人因之以伐楚、

それを惡んで文王が殺された、○其。　閻敖が一族が亂をなす、其さわぎに巴人もせめ込んだ、大さわぎである、

【經】十有九年、春、王正月、夏、四月、秋、公子結媵陳人之婦、于鄄、遂及齊侯宋公盟、

【註】無傳、公子結、魯大夫、公羊穀梁皆以爲魯女媵陳侯之婦、其稱陳人之婦、未入國、略言也、大夫出竟、有可以安社稷、利國家者、則專之可也、結在鄄、聞齊宋有會、權事之宜、去其本職、遂與二君爲盟、故備書之、本非魯公意、而又失媵陳之好、故冬各來伐、
公子結は魯國の大夫なり、媵と云は魯國の女が陳侯の夫人に成て行るゝに付、公子結がその女を送て行くとて、鄄と云所迄行て、齊侯宋公が盟るゝと聞て女子を追放しにして、直さま往て自分も盟に加たと云ことなり、【注】無傳　陳の夫人に成て行るゝゆゑ、陳侯と可云者を人と云たは、まだ國に入て屹と夫人に成られぬに付、略して陳人の婦と云た、○大夫　凡て大夫と云者は手前の國境を踏出してからは、國を安じ國家の利と成ることに於ては、自ら君に問伺はずして行ひさばいてもよい、○結　公子結が鄄迄行て、兩國の盟を聞て、是は出會すれば魯國の爲ぞと事の宜を權りて、自分の本職は女子を送りに行たに、それを去て二君と盟た、それゆゑ經に其わけを備に書て示した、○本非　莊公の思召でない、其上陳への好

である、后と云は此の陳嬀のことゝ云をしれと云こ
となり、

夏、公追戎于濟西、不言其來、諱之也、

【註】戎來侵魯、魯人不知、去乃追之、故諱不言其來、

【注】戎○ 來て魯の地を侵すも知らずに居た、漸く歸る段に見出て追た、それゆゑ諱で記さぬとなり、

秋、有蜮、爲災也、

不及解、

初楚武王克權、使鬭緡尹之、

【註】權、國名、南郡當陽縣東南有權城、鬭緡、楚大夫、

權と云所を伐ち取て鬭緡と云者を代官としてつかはしておいた、

以叛、圍而殺之、

【註】緡以權叛、

○以○ 鬭緡が權の民を從へて楚王に叛た故、圍で殺したとなり、

遷權於那處、

【註】那處、楚地、南郡編縣、東南有那口城、

○遷○ 那所と云所へ權の民をうつした、

使閻敖尹之、

【註】閻敖、楚大夫、

○使○ 今度は閻敖と云大夫をつかはして總くゝりをさせた、

及文王即位、與巴人伐申、而驚其師、

【註】驚巴師、

○及文○ 楚の文王が巴人と云合せて申を伐つ時に、巴の軍勢を何かいやがらせたゆゑ、

巴人叛楚、而伐那處、取之、遂門于楚、

饗醴、命之宥、

【註】王之覲羣后、始則行饗禮、先置醴酒、示不忘古、飲宴則命以幣物、宥、助也、所以助歡敬之意、言備設、

○王へ朝覲致された、王の御もてなしに醴を下されて、宥は御酒宴の助けにとて下され物あることを云ふなり、【注】王○　醴を下さるゝは古禮である、其後卷物を下さるゝことなり、

皆賜玉五瑴、馬三匹、非禮也、

【註】雙玉爲瑴、

○皆賜　是がわるかつた、玉五瑴馬三疋と云ふは上公の位に賜る、それより以下は段々下げて下さるゝで貴賤上下の分が定る、それを高いも卑いも一所に押なめて下されたは非禮と云ものであるなり、

王命諸侯、名位不同、禮亦異數、不以禮假人、

【註】侯而與公同賜、是借人禮、

○王○　名爵も不同があれば下され物の數が違ふなり、しかるに位の卑いをも一様に扱ふては禮を人に假すと云ものなり、禮は人には假さぬものとなり、

【注】侯○　一とくるめに成されたなり、

虢公晉侯鄭伯、使原莊公逆王后于陳、陳嬀歸于京師、

【註】虢晉朝王、鄭伯又以齊執其卿故、求王爲援、皆在周、倡義爲王定昏、陳人敬從、得同姓宗國之禮、故傳詳其事、不書不告、

三侯ともに皆王の朝廷に朝して居た、是らが皆義を倡て王の爲に昏禮を設け、原の莊公をつかはして、御后を陳からむかへた、それで陳嬀が京師へ參られたとなり、【注】虢○　告げぬゆゑ經にはもれた、

實惠后、

【註】陳嬀後號惠后、寵愛少子、亂周室、事在僖二十四年、故傳於此竝正其后稱、

○實惠　後に惠后と云しは此陳嬀なり、【注】陳○　此人が末子を寵愛して京都をさわがせた、のちに入用

く成た、【注】殲○用心もせずして守ることをわすれた、遂人が皆殺した、○故○己れと無く成つたやうに書た、

秋、鄭詹自齊逃來、

【註】無傳、詹不能伏節守死、以解國患、而遁逃苟免、書逃以賤之、

すきまを得てにげかへつた、【注】無傳○逃た と云のはいやしめていふた言であるなり、

冬、多麋、

【註】無傳、麋多則害五稼、故以災書、

不及解、

【傳】十七年、春、齊人執鄭詹、鄭不朝也、夏、遂因氏頜氏工婁氏須遂氏饗齊戍、醉而殺之、齊人殲焉、

【註】饗酒食也、四族、遂之彊宗、齊滅遂戍之在十三年、

朝せぬ無禮をとがめてなり、云ひ合て酒をのませ、醉ひつぶして殺た、齊人が盡く討れた、【注】饗○遂での家筋の者どもである、

【經】十有八年、春、王三月、日有食之、

【註】無傳、不書日官失之、

○無傳不及解、

夏、公追戎于濟西、

【註】戎來侵魯、公逐之於濟水之西、

○夏○魯を侵しに來たを莊公の追ひかへされた、

秋有蜮、

【註】蜮短狐也、蓋以含沙射人爲災、

是は沙を含て人の影に吐き掛ると、其人が病む抔と云、日本で所々にあの水に影をうつせば死るなど云ふはこれであるさうな、

冬、十月、

【傳】十八年、春、虢公晉侯朝王、王

○故。蔿國が腹を立てゝ、又武公にすゝめ夷の地を伐てとれと云たゆゑ、同心して、

遂以晉師伐夷、殺夷詭諸、周公忌父出奔虢、

【註】周公忌父、王卿士、辟子國之難、

終に夷を伐て今度は殺た、○周。此亂をさけて虢の國へ退かれた、

惠王立而復之、

【註】魯桓十五年經書桓王崩、魯莊三年經書葬桓王、自此以來周有莊王、又有僖王、崩葬皆不見於經傳、王室微弱、不能復自通於諸侯、故傳因周公忌父之事、而見惠王、惠王立在此年之末、

○惠王。惠王の御代に成りてから召返された、【注】魯。二代の後に又王も二帝有たけれども、崩葬のことが經にも傳にも見えぬ、是は周室も衰て微弱になり、中々諸侯へ赴るほどには手がとゞかぬである、○故。今幸に左丘明の惠王と云ふ王のことを擧て示された、此末に立玉ふことがあるなり、

【經】十有七年、春、齊人執鄭詹、

【註】齊桓始覇、鄭既伐宋、又不朝齊、詹爲鄭執政大臣、詣齊見執、不稱行人、罪之也、行人例、在襄十一年、諸執大夫、皆稱人以執之、大夫賤故、

告文である、齊の桓公が鄭の使番詹と云者を召捕たとなり、【注】齊。桓公の諸侯頭に成られた砌り、鄭が宋を伐たり、又桓公へ朝參もせぬを無禮なと思て居らるゝ、時に詹は鄭の事を執る大夫ゆゑ、齊へ來たを執へた、○不。行人を執へるは捕た方が無理ゆゑ、行人誰を捕たと書く、此詹は事の所業がわるいに付て、行人なれどもそれを去て罪したものである、○執。齊侯ともかゝず、齊の家人が捕へたにしたのは大夫は賤きゆゑなり、

夏、齊人殲于遂、

【註】殲、盡也、齊人戍遂、翫而無備、遂人討而盡殺之、故時史因以自盡爲文、

遂を齊へ伐取て、守りをやりておいたが悉く盡て無

就盈數焉、

【註】數滿於十、

○三年　衞侯の方から三年過てからよび返された、

○曰　鄭に共叔の子孫がなくてはならぬ、○使　殊に月もえらんで、十月は數の盈るで、良月なりとて十月召返された、

君子謂强鉏不能衞其足、

【註】言其不能早辟害、

○君　急いで去べき筈の場をうか〳〵して居るから足を切られたが、自分の足さへも番をえせなんだ、さても飽相な男じや、

冬、同盟于幽、鄭成也、

和睦した故である、

王使虢公命曲沃伯、以一軍爲晉侯、

【註】曲沃武公、遂幷晉國、僖王因就命爲晉侯、小國故一軍、

王からして虢公を以て使として、曲沃の伯に命せられ以一軍晉侯と云ふに成された、【注】曲　國主に成されたなり、

初晉武公伐夷、執夷詭諸、

【註】夷詭諸、周大夫、夷、采地名、

夷と云所を伐て、地主の夷詭諸と云ふ王の大夫を勤て居た人を生捕られた、

蔿國請而免之、

【註】蔿國、周大夫、

○蔿　蔿國も夷詭諸と同役ゆゑ、武公を賴で免してもらふた、

既而弗報、

【註】詭諸不報施於蔿國、

○既　何の一禮も云はなんだ、

故子國作亂、謂晉人曰、與我伐夷而取其地、

【註】使晉取夷地、

たと云こと、○陳○衛より下に付く國なれども、桓公が長となられて楚國も勢が強く有て、其間に陳侯がはさまれて居られた、それゆゑ、○爲○三○恪は王の後胤にて、最初は御客分と云國にてもと格式のよい筋ゆゑ、齊の桓公が此たび衛の上に付けられた、○終春秋の終りまで其通りで有となり、

郳子克卒、

【註】無傳、克儀父名、稱子者、蓋齊桓請王命以爲諸侯、再同盟、

赴告ゆゑ記す、【注】無○傳○首卷には名を書れたに、爰では諸侯並に書れたは、齊の桓公が王より爵を申し下されたと見ゆる、

【傳】十六年、夏、諸侯伐鄭、宋故也、

【註】鄭侵宋故、

仕返しにて有た、

鄭伯自櫟入、

【註】在十四年、

緩告于楚、秋、楚伐鄭及櫟、爲不禮故也、

延引で有つたゆゑ、秋に及で楚から師を出して伐て、不禮を正した、

鄭伯治與於雍糾之亂者、

【註】在桓十五年、

鄭伯が雍糾が死骸を載せて出られた、其時祭仲に與した者どもを仕おきせらるゝなり、

九月、殺公子閼、刖强鉏、

【註】二子、祭仲黨、斷足曰刖、

祭仲に與みしたゆゑ、殺たり刖たりした、

公父定叔出奔衛、

【註】共叔段之孫、定、謚也、

○公○父○共叔が孫も立のいた、

三年而復之、曰、不可使共叔無後於鄭、使以十月入、曰、良月也、

は卿を使者に遣して歸らぬことなり、それを歸られては禮にかなはぬ、

秋、宋人齊人邾人伐郳、

【註】宋主兵、故序齊上、

告命のことである、

鄭人侵宋、冬、十月、

不及解、

【傳】十五年、春、復會焉、齊始霸也、

【註】始爲諸侯長、

前年の冬會したに、程なくまた會したは、桓公の始て覇主と成られたゆゑである、

秋、諸侯爲宋伐郳、

【註】郳、附庸、屬宋而叛、故齊桓爲之伐郳、

宋の附庸で居ながら宋に背いたゆゑに、三國からゆるさなんだ、

鄭人閒之、而侵宋、

宋人の出た留守を見こんで、後とへ仕かけて侵したなり、

【經】十有六年、春、王正月、夏、宋人齊人衞人伐鄭、

【註】宋主兵也、班序上下、以國大小爲次、征伐則以主兵爲先、春秋之常也、他皆放此、

留守を侵した仕返しなり、

秋、荊伐鄭、冬、十有二月、會齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯許男滑伯滕子同盟于幽、

【註】書會、魯會之、不書其人、微者也、言同盟、服異也、陳國小、毎盟會皆在衞下、齊桓始覇、楚亦始彊、陳侯介於二大國之間、而爲三恪之客、故齊桓因而進之、遂班在衞上、終於春秋、滑國、都費、河南緱氏縣、幽、宋地、

魯から會した文なり、【注】書○會と有は魯から會したを云、微者故誰とはない、○言○異心を服し同心し

て息を滅し、
以息嬀歸、生堵敖及成王焉、未言、
【註】未與王言、
息嬀を連れて歸た、
楚子問之、對曰、吾一婦人、而事二夫、縱弗能死、其又奚言、楚子以蔡侯滅息、遂伐蔡、
【註】欲以說息嬀、
○生　二人迄の子が出來たれども、楚王に終にものを云はなんだ、
秋、七月、楚入蔡、君子曰、商書所謂惡之易也、如火之燎于原、不可鄉邇、其猶可撲滅者、其如蔡哀侯乎、
【註】商書、盤庚、言惡易長而難滅、
○楚子　なぜものを云はれぬと云はれたれば、吾は一人の女で夫を二人持た、死ぬることはえせずとも、何の面目に物を申さうぞと云はれた、○楚　元と蔡侯の企で息を滅した、其怨みゆゑ息嬀がものを云はぬと云て、楚王が遂に蔡の哀侯を伐たれた、【注】欲　是で息嬀を說ばせうとなり、○秋七　君子の評に惡は增長し易い故、終には身に及んだ、
冬、會于鄄、宋服故也、
宋が和いだ故會が成就した、
【經】十有五年、春、齊侯宋公陳侯衞侯鄭伯會于鄄、夏、夫人姜氏如齊、
【註】無傳、夫人、文姜、齊桓公姊妹、父母在、則禮有歸寧、沒則使卿寧、
魯へ赴た、魯桓公の夫人が親里へ行れた、【注】無傳　禮に父母の存生なれば里へ歸て安寧を問ふ、沒後に

之、苟主社稷、國内之民、其誰不爲臣、臣無二心、天之制也、子儀在位、十四年矣、

【註】子儀、鄭子也、

○社稷　御國にどなたでも主が有り、殿樣の有る上で其心を外にせば、○其　それより上の二心はござるまいとなり、○苟　かりそめにも國主さへ有て、社稷を守り玉ふ時は、御國中の民は皆臣下と云ものなり、○臣　臣下に二心のないと云ふは天からの御定めでござる、○子儀　十四年此國を保ち玉ひたに、

而謀召君者、庸非貳乎、

【註】庸、用也、

御前を召さうと云のは子儀へ對しては二心ではござらぬかとなり、

莊公之子、猶有八人、若皆以官爵行賂、勸貳而可以濟事、君其若之何、臣聞命矣、乃縊而死、

○莊公　また莊公の御子が所々に八人流浪してござる、若し是らの衆が君のなされたやうに、官爵を以て賂にして、誰ぞに二心をすゝめて事を計つたならば、君は何と成さるゝぞとなり、○臣　私へさやうに怨を仰らるゝは、死ねと仰せらるゝことゝ存ずると云て縊れて死だ、

蔡哀侯爲莘故、繩息嬀以語楚子、

【註】莘役、在十年、繩、譽也、

前方彼の息嬀がことで、蔡の哀侯が楚子にほろぼされたゆゑ、大に息をうらみて、いかにもして息をもほろぼさばやと思ひ、楚王に向て息嬀が美色なことをほめて息をほろぼさせうとした、

楚子如息、以食入享、遂滅息、

【註】僞設享食之具、

○楚　案のごとくに息へ行て、ふるまひにかこつけ

使謂原繁曰、傳瑕貳、

【註】言有二心於己、
○人無　人間はひますきまさへなければ、妖怪はおこらぬものでござる、妖の自ら作ると云ことは決してないことなり、○人　人も定つた定規を守りさへすれば妖はおこらぬ、常が無くなると妖がおこる、故に妖怪と云があるとなり、○厲公　厲公の傳瑕が蔭で鄭へ入りながら其傳瑕をば殺された、○使　原繁へ云やらるゝには、傳瑕は二心ある體に見えた故、殺したと云はるゝ皆無理である、

周有常刑、既伏其罪矣、納我而無二心者、吾皆許之上大夫之事、吾願與伯父圖之、

【註】上大夫、卿也、伯父、謂原繁、疑原繁有二心、
○周　王の御定め通に二心の罪に行たと云こと、○納我　我を納れて二心のない者は、上大夫の事を許さうとなり、○吾　御手前と相談せうとなり、

且寡人出、伯父無裏言、

【註】無納我之言、
○且　おれが此國を出た時に、其方はおれを納れやうとも云てくれなんだ、

入、又不念寡人、

【註】不親附己、
今又入てからも、さして親切にしてくれるやうすも見えぬ、

寡人憾焉、對曰、先君桓公、命我先人、典司宗祏、

【註】桓公、鄭始受封君也、宗祏、宗廟中藏主石室、言己世爲宗廟守臣、
○寡　其方を不足に思ふとなり、○對曰　原繁が答に、私は當國代々の御普代にて、御先祖桓公の御時代からして、私が先祖へ仰付られて御靈屋の御守を致して居ます、【注】祏　石のかろふとなり、

社稷有主、而外其心、其何貳如

及大陵、獲傅瑕、

【註】大陵、鄭地、傅瑕、鄭大夫、

○及大陵　大陵と云ふ所で鄭の大夫傅瑕と云ふものを生捕た、

傅瑕曰、苟舍我、吾請納君、與之盟而赦之、六月、甲子、傅瑕殺鄭子、及其二子、而納厲公、

【註】鄭子、莊四年、稱伯會諸侯、今見殺不稱君無謚者、微弱臣子不以君禮成喪、告諸侯、

○傅瑕　厲公へ云やうには、私を御免成されてあらば、私が手段を以て君を鄭の國へ入れませうと云、○與之　堅めをして免された、○六月　こと／＼く殺して終に厲公を鄭へ入れた、【注】鄭　臣子敬て禮を成さぬゆゑ爵がない、

初内蛇與外蛇、鬭於鄭南門中、内蛇死、六年而厲公入、公聞之、問於申繻曰、猶有妖乎、對曰、人之所忌、其氣燄以取之、妖由人興也、

【註】尙書洛誥、無若火始燄燄、未盛而進退之時、以喩人心不堅正、

蛇が二匹鄭の南の大手でくひ合た、内の蛇が負けて死だ、○六　それから六年目に厲公が鄭へ入られた、○公　魯公の此噂を聞れて申繻に尋らるゝには、斯樣な妖怪と云もやはり有ることかとなり、○對　申繻が返答に、妖怪と云ふはなき物なれども、人のいやなと思ふ心からして、其氣のうつるより妖をまねくとなり、燄はほのほで、氣のぶら／＼するをいふ、○妖　すればもと妖怪と云ものは人からおこるものなり、【注】尙　火のひら／＼もゆるを云、人の心の堅固に正しからぬを云、

人無釁焉、妖不自作、人棄常則妖興、故有妖、厲公入、遂殺傅瑕、

伐宋、

【註】背北杏會故、

會に背た故伐た、是も齊人が上に立つ、

夏、單伯會伐宋、

【註】既伐宋單伯乃至、故曰會伐宋、單伯、周大夫、

單伯は王の大夫、是は諸侯から加勢を願たに付て下された、【注】既○宋を伐たあとへ單伯が至たについて、○故○會○伐宋と記したとなり、

秋、七月、荊入蔡、

【註】入例在文十五年、

告文なり、

冬、單伯會齊侯宋公衞侯鄭伯于鄄、

【註】鄄、衞地、今東郡鄄城也、齊桓脩霸業、卒平宋亂、宋人服從、欲歸功天子、故赴以單伯會諸侯爲文、

魯國へ赴て來たこと故に經にのる、【注】鄄○宋人の歸服したのをば、其功を王に歸せんとてかやうに書されたるなり、

【傳】十四年、春、諸侯伐宋、齊請師于周、

【註】齊欲崇天子、故請師、假王命以示大順、經書人、傳言諸侯者、總衆國之辭、

國々が會して宋を伐つに付て、齊の桓公から周へ加勢を願はれた、【注】齊○桓公の霸業を成すの下心有る故、王を崇め御人數乞ひ受て、王命を假て大順をしめされた、經には人とあれども傳で諸侯と云は引くるめて云辭なり、

夏、單伯會之、取成于宋而還、

宋を伐つに會して、和睦を宋に取て歸られた、

鄭厲公自櫟侵鄭、

【註】厲公以桓十五年入櫟、遂居之、

退て居られ、櫟より師を出して鄭を侵した、

力で、中々無作と捕られはせぬに依て、方便をめぐらし、女どもを相手にして大酒をすゝめて酔せておいて、大なる革の袋で引包んだ、それをしつかりとしめて宋へつかはした、○及　宋の國へ行き着く時分には、革を突きやぶりて手足を出したとなり、夥しい强力である、○宋　たゝきひしいで醢はしほからにした、【注】醢　二人ともになつた、

【經】十有三年、春、齊侯宋人陳人蔡人邾人會于北杏、

【註】北杏、齊地、

魯へ赴た、

夏、六月、齊人滅遂、

【註】遂國、在濟北蛇丘縣東北、

是亦告來た、

秋、七月、冬、公會齊侯盟于柯、

【註】此柯、今濟北東阿、齊之阿邑、猶祝柯今爲祝阿、

莊公の會盟致された、

【傳】十三年、春、會于北杏、以平宋亂、

【註】宋有弒君之亂、齊桓欲修霸業、

宋の亂を平ぐる、【注】宋　頭立て下知を致さるゝが霸業のおこりであるなり、

遂人不至、夏、齊人滅遂而戍之、

【註】戍、守也、

會せなんだ、○夏　せめほろぼして番卒を遣はしておいた、

冬、盟于柯、始及齊平也、

【註】始與齊桓通好、

桓公と莊公と好を結ばれた、

宋人背北杏之會、

次ぎで入用ゆゑいだした、

【經】十有四年、春、齊人陳人曹人

猛獲奔衞、南宮萬奔陳、以乘車輦其母、一日而至、

【註】乘車、非兵車、駕人曰輦、宋去陳二百六十里、言萬之多力、

○猛　衞へ退た、長萬は陳へ逃た、○以　長萬が母が有た、是を常の車に乘せて一日に陳の國へ行き着た、【注】乘　十里を一里にして見ても二十六里を一日にはせ着た大力じや、

宋人請猛獲于衞、衞人欲勿與、石祁子曰、不可、

【註】石祁子、衞大夫、

○宋人　宋から强敵と云ひ、殊に君を弑した者ども故、逃た者ども僉議するのである、先づ猛獲が衞へ退いた故是をわたされよと云た、○衞　わたすまいと云た、○石　衞の大夫の石祁子と云者が衞侯へ諫言を云、わたすまいとはわるいことなり、

天下之惡一也、惡於宋而保於我、保之何補、得一夫而失一國、與惡而棄好、非謀也、

【註】宋衞本同好國、

○天　惡と云者は何國でも一樣に人のにくむ筈のものなり、しかるを宋の國で、惡をなした者を、吾國でかくまひ玉ひて何の役に立たうや、その上にたとひ、役にたつにもせよ、一夫を得て一國を失ふことは無分別なり、○與　獲をかばうは惡に與して善を棄るの筋で、よい謀とは申されぬとなり、【注】宋は好みの國である、

衞人歸之、亦請南宮萬于陳、以賂、陳人使婦人飮之酒、而以犀革裹之、比及宋、手足皆見、宋人皆醢之、

【註】醢、肉醬、幷醢猛獲、故言皆、

○衞人　尤と云て歸した、長萬が逃た、陳の國へ賂を贈てわたして下されと云た、○陳人　すさまじい大

【註】蒙澤、宋地、梁國有蒙縣、
長萬が蒙澤と云所でその君閔公を弑した、

遇仇牧于門、批而殺之、

【註】手批之也、
○遇　君を弑して、出懸けに大夫の仇牧に門口で出合て握り拳でうち殺した、すさまじい大力である、

遇大宰督于東宮之西、又殺之、

【註】殺督不書、宋不以告、
○遇　東宮の西へ出たれば、亦大宰の督に合てこれも殺した、

立子游、

【註】子游、宋公子、
閔公のあとに立た、

羣公子奔蕭、公子御說奔亳、

【註】蕭、宋邑、今沛國蕭縣、亳、宋邑、蒙縣西北有亳城、
○羣　離散致された、

南宮牛猛獲帥師圍亳、

【註】牛、長萬之子、猛獲、其黨、
○南　御說を目的に押よせた、

冬、十月、蕭叔大心、

【註】叔、蕭大夫名、

及戴武宣穆莊之族、

【註】宋五公之子孫、
羣公子の退れた、蕭の大夫叔大心と云者、○及　皆宋の重も役じや、

以曹師伐之、殺南宮牛于師、殺子游于宋、立桓公、

【註】桓公、御說、
是らが曹國の勢を催して南宮が同類を伐て、長萬が子の牛を殺し、宋のあとめに立た、子游は宋で殺して、そのあとに御說を立て桓公とした、果して君と成られた、

も、○今　存じの外魯へやみ〱と囚れた、○吾　もう其方の手並も知れたからは、敬ふまいと云はれた、病之と云は宋公の言を聞てから氣にかけて苦にやんだ、【注】萬　宋公は戲れなれども長萬は實に受けた、己が苦に病だとなり、○爲　是からかの長萬が君を弑するやうに成た爲の傳なり、人君の口上は愼むべきことなり、

【經】十有二年、春、王三月、紀叔姬歸于酅、

【註】無傳、紀侯去國而死、叔姬歸魯、紀季自定於齊、而後歸之、全守節義、以終婦道、故繫之紀、而以初嫁爲文、賢之也、來歸不書、非寧、且非大歸、

紀へ嫁して居られたれども、夫の紀侯は國を去て死なれた、それから酅へ嫁せられた、【注】無傳　夫が死なれて魯へ歸られた、紀の君の弟が齊の附庸と成られた後緣づかれた、○全　婦人の道が立った故に、紀から初て嫁せられたやうに文を爲た、賢女として褒めた辭である、○來　魯へ歸り來られたを記さぬるは、非寧とて親の安否を伺ひに來られたでもない、○大歸　とて離緣で去られて歸られたでもない故に書なんだ、

夏、四月、秋、八月、甲午、宋萬弑其君捷、及其大夫仇牧、

【註】捷、閔公、不書葬、亂也、萬及仇牧、皆宋卿、仇牧稱名、不警而遇賊、無善事可褒、

長萬が終に君を弑した、大夫どもをも殺た、【注】捷　亂ゆゑ葬のことは書さぬなり、○萬　長萬も仇牧も宋の卿である、仇牧と名を云たは不警とは大夫とも云るゝ者が、不用心にて賊にやみ〱と殺されては、何にも善事のほめやう辭がない故に貶したなり、

冬、十月、宋萬出奔陳、

【註】奔例、在宣十年、

長萬も陳の國へ退た、

【傳】十二年、秋、宋萬弑閔公于蒙澤、

臧孫達曰、是宜爲君、有恤民之心、

○臧　是人は君と成玉はふとなり、民を恤れむの心からして右の如き厚き口上も出たなり、

冬、齊侯來逆共姬、

【註】齊桓公也、

桓公の魯國へ來て王の姫君を逆てゆかれた、是莊公のあはれなんだ故、經にはもれたれども傳に記された、

乘丘之役、

【註】在十年、

前の乘丘で宋の敗れた時に、

公以金僕姑射南宮長萬、

【註】金僕姑、矢名、南宮長萬、宋大夫、

莊公の金僕姑と云矢で、宋の大夫南宮長萬と云男を射られた、

公右歂孫生搏之、

【註】搏、取也、不書獲、萬時未爲卿、

莊公の車右の歂孫と云者が、逐かけて生捕たとなり、

【注】搏　此射られた時には、まだ微官で有たに因て經に除いた、

宋人請之、宋公靳之、

【註】戯而相愧曰靳、魯聽其得還、

○宋人　さて宋の方から軍散じて和談の上、此方へ返して下されよと云た、○宋　魯からゆるして返したれば、宋公の戯れ言を云て長萬をなぶられた、【注】戯　なぶりて耻しむることなり、魯が長萬を免して還らせた、

曰、始吾敬子、今子魯囚也、吾弗敬子矣、病之、

【註】萬不以爲戯、而以爲己病、爲宋萬弑君傳、

○曰　宋公のなぶりて云はるゝには、始めにはおれは其方を强勢なものさうなと思て敬ふて居たけれど

宋に大水が出た故に、莊公が見舞に使者をやられた、
○曰　口狀に天から淫雨を降して、祭の供物の害にまで成ると云はまあどうした御不仕合じや、さて〳〵御きのどくや、

對曰、孤實不敬、天降之災、又以為君憂、拜命之辱、

【註】謝厚命、
○對曰　宋公のおとなしい返答じや、拙者實に不敬な者故に、天からかやうに禍災を降されてござる、○又　其上に貴君に迄御心遣ひをかけました、○拜　御親切な御使に預てかたじけない、厚く御禮を申ますとなり、

臧文仲曰、宋其興乎、

【註】臧文仲、魯大夫、
○臧文　魯の大夫が右の口狀を聞て、宋の國は興るで有うとなり、其子細は、

禹湯罪己、其興也悖焉、

【註】悖、盛貌、
○禹　御自身を罪なされたれば盛に興り玉ひた、

桀紂罪人、其亡也忽焉、

【註】忽、速貌、
○桀　他人を罪したれば忽ち亡たとなり、

且列國有凶、稱孤、禮也、

【註】列國諸侯、無凶則常稱寡人、
○且　殊に列國と成た君、凶災有て孤と稱せらるゝは禮となり、

言懼而名禮、其庶乎、

【註】言懼、罪己、名禮、稱孤、其庶、庶幾於興、
○言　言葉が天を恐た云分で、孤と稱せられたは名に禮を備られた、是では興るに庶からうとなり、

既而聞之、曰、公子御說之辭也、

【註】宋莊公子、
○既　件の口狀の作者は、宋の公子御說なりと云ことを聞て、

績、

○大崩　總くづれするを云、【注】總軍の勢ひがたゆみ敗れて、山の崩たり岸のくづるゝやうに成て、人々の手柄を失ふを云、

得雋曰克、

【註】謂若大叔段之比、才力足以服衆、威權足以自固、進不成爲外寇强敵、退復狡壯、有二君之難、而實非二君、克勝之、則不言彼敗績、但書所克之名、

○得雋　すぐれてよき敵を討取るを克つと云、【注】謂首卷で云ふ通り、其才智力量が大勢の人を歸服させ、權威も自分を堅固に立てゝ、外へ推出しては强敵とは見えねども、內輪では二君のやうで難が出來る、是らは實に君で無き故に、戰で勝ても向を敗績とは書かず、誰に克つと書となり、

覆而敗之、曰取某師、

【註】覆、謂威力兼備、若羅網所掩覆、一軍皆見禽制、故以取爲文、

○覆而　引つゝんで討取るを云、【注】覆　權威も勇力も備て、網で物を引かぶせたやうに、一軍を殘さず禽を捕たやうにするを取と云、

京師敗、曰王師敗績于某、

【註】王者無敵於天下、天下非所得與戰者、然春秋之世、據有其事、事列於經、則不得不因申其義、有時而敗、則以自敗爲文、明天下莫之得校、

○京師　王だけで克とも云はれぬで、外からも敗績と云、【注】王　天下中皆從ひ奉て、御敵に成る理はない、誰が與に戰ふことを得んや、然ども春秋の時分亂世で、得てに王も軍を成されて、其事があつて經にも列ねて記されたれば、其義を云はねばならぬ、○有若敗れ玉ふ時があれば、自然とくづれたやうに文を爲すとなり、是で天下中にあらがふものゝないと云ふことを明したものであるなり、

秋、宋大水、公使弔焉、曰天作淫雨、害於粢盛、若之何不弔、

【註】不爲天所愍弔、

【經】十有一年、春、王正月、
【註】無傳、
夏、五月、戊寅、公敗宋師于鄑、
【註】鄑、魯地、傳例曰、敵未陳、曰敗某師、
【注】敗と記す例は上に追々見えたり、
秋、宋大水、
【註】公使弔之、故書、
莊公の見迴をやられたゆゑ記した、
冬、王姬歸于齊、
【註】魯主昏、不書齊侯逆、不見公、【注】魯　前の通り女周からまた齊へつかはされた、齊侯の迎へられたことの無いは、莊公に對面がなかつたゆゑなり、
【傳】十一年、夏、宋爲乘丘之役、故、侵我、公禦之、宋師未陳、而薄之、敗諸鄑、凡師、敵未陳、曰敗某師、
【註】通謂設權譎變詐以勝敵、彼我不得成列、成列而不得用、故以未陳獨敗爲文、
虎の皮で敗られた仕返しに魯を侵した、莊公の防禦せらるゝ、宋の軍勢がまだ備を張らぬ内に、また急に押寄て討散らされた、○凡師　敵の備を立ぬ内に押よせて勝たをば、某の師を敗ると書てある、【注】通　これ計りに限らず、權謀にて詐りだまして伐たり、また此方も彼方も備へぬか、或は備へても不意を伐れて手筈がちがへば、備へた詮がないゆゑ、此らもみな通じて敗ると書てある、已れがゆだんにて手もりと云ものなり、
皆陳曰戰、
【註】堅而有備、各得其所、成敗決於志力者也、
○皆陳　彼も此も陣列備立の出來た上で合戰したを戰と書く、【注】堅　兩陣堅固に備て、十分思のまゝに所を得て、勝負は互の志と腕さきに決するなり、
大崩曰敗績、
【註】師徒撓敗、若沮岸崩山、喪其功績、故曰敗

【註】妻之姊妹曰姨、

陳から夫人を迎へられた、息の君も亦陳から迎へられて、蔡と息とは相聟である、○息　息の夫人が親里の陳へ行くとて、路順で有つたか蔡の國の姉御の方へ立よられた、○蔡侯　蔡の君が吾が妻の妹じやと云て、

止而見之、弗賓、

【註】不禮敬也、

客分にはせず、妹あいしらひにした、是は蔡侯のつまらぬ、今は息侯の夫人に成られたれば斯樣にはない筈なり、

息侯聞之、怒、使謂楚文王曰、伐我、吾求救於蔡而伐之、楚子從之、秋、九月、楚敗蔡師于莘、以蔡侯獻舞歸、

○息　妹が歸て夫に告たれば、息侯が殊の外怒て方便をめぐらして、○使　楚國の君文王へ云には、其方から軍を出して此方を伐玉へ、其とき蔡へ加勢を乞に遣はして、その加勢をおびき出して伐ませうと云たれば、楚王が同心致されて、終に蔡の軍をやぶりその君を生捕て楚へ歸た、

齊侯之出也、過譚、譚不禮焉、及其入也、諸侯皆賀、譚又不至、

【註】以九年入、

齊侯が莒の國へ立退るゝとき、譚へ立よられたれば、譚にて甚だ無禮にあしらふた、○及　國へ歸られてから、國々の諸侯は各祝儀に來たれども、譚ばかり來なんだ、

冬、齊師滅譚、譚無禮也、譚子奔莒、同盟故也、

【註】傳言譚不能及遠所以亡、

○冬　それ故齊から軍を出して伐た、此滅びたのは自分に禮を失たからである、○譚子　盟た仲間ゆゑ莒へ立退た、【注】遠き慮りなくて忽ち近憂と成た、

り逃て伏兵をおいて伐つが心許ない、

吾視其轍亂、望其旗靡、故逐之、

【註】旗靡轍亂、怖遽、

○吾　それゆゑ私が車より下りて、車の跡を見ましたのは、敵方が實に逃るなれば、車轍が散々に亂るゝ道理なり、僞りなれば並よく行くものなるに、齊の車轍は散々に亂れてあり、○望　車にのぼりて敵の旗色を見ましたれば、是も靡き亂れて見えました、されば眞の敗軍に極つたゆゑ、追ましたと云つた、曹劌並々の者ではない、【注】旗　おそれてあはてた有さまなり、

夏、六月、齊師宋師次于郎、公子偃曰、宋師不整、可敗也、

【註】公子偃、魯大夫、

二箇國から魯を攻に來て、陣を張て居るなり、○公子。　魯の大夫が莊公へ云ふには、宋の陣を見るに備がしかと整らぬやうすなり、大方敗れさうに見える、

宋敗、齊必還、請擊之、公弗許、自雩門竊出、蒙皐比而先犯之、

【註】雩門、魯南城門、皐比、虎皮、

公從之、大敗宋師于乘丘、齊師乃還、

宋さへ敗北いたさば、齊は必ず引返さうと存ずるゆゑ、斬て出て打破らうと云た、○公　莊公の先づ待てと云はれた、○自雩　爰に二說ある、先づ一說に、偃がさやうならば先づ雩門の方からひそかに出て、士卒に虎の皮を蒙せて寄らうと云たれば、莊公の成程と云て其辭に從て宋を敗られたと見る、○又一說には、擊つことを莊公の不承知ゆゑ、公子偃が內々南の城門から出て、士卒に虎の皮を蒙せて、莊公より先へ敵を侵したれば、莊公の引つゞいて切て出られたゆゑに、宋は大きに敗軍して、齊の軍勢も歸たと見る兩說なり、

蔡哀侯娶于陳、息侯亦娶焉、息嬀將歸、過蔡、蔡侯曰、吾姨也、

可以一戰、戰則請從、公與之乘、

【註】共乘兵車、

○可以　それでは一と軍は成されられます、いよ〱御合戰成さるゝならば、私も御供が仕たいと云た、○公　莊公の曹劌と同車し、

戰于長勺、公將鼓之、劌曰、未可、齊人三鼓、劌曰、可矣、齊師敗績、公將馳之、劌曰、未可、下視其轍、

【註】視車跡也、

長勺と云所で齊と戰はれた、○公　齊から攻太鼓を打たれば、莊公のさらば此方も掛り太鼓を打うとせられたれば、曹劌がまだ早いと云た、○齊人　あの方から三度目の寄せ太鼓を打たれば、劌がさあよいはと云て、此方も攻太鼓を打た、○齊　何のこともなく齊がくづれ立て敗北した、○公　それ追かけて伐留めよと云はれたれば、曹劌がまだ早いと云て、○下　どうするぞと思ひたれば、曹劌車より下りて敵の車の輪の跡を見廻し、

登軾而望之、曰、可矣、遂逐齊師、既克、公問其故、對曰、夫戰、勇氣也、一鼓作氣、再而衰、三而竭、彼竭我盈、故克之、夫大國難測也、懼有伏焉、

【註】恐詐奔、

又のぼりて車の前板につゝ立てのび上て向を見て、さらばよい追ひ討し玉へと云た、○遂　すぐに追ひ討して終に十分の克に成たとなり、○公問　莊公の是はどうした謀で有たと問はれたれば、○對　曹劌が返答に、總じて戰ひは勇氣ばかりで勝ものなり、最初一番鼓を打てば士卒の氣が滿て來る、○再　二度目には其滿た氣がたゆんで來る、三度目には竭るものなり、彼を竭させて此方はぢりゝと怺へて、盈切た所で戰ふゆゑに勝つたとなり、○夫大　是から追た段を云、敵を追と云も大事でござる、大國にて人數も多いに因て、いかやうな手段があらうも測られぬ、詐

徧、民弗從也、

【註】分公衣食、所惠不過左右、故曰未徧、

○劌　いや〳〵今時は結句歴々の衆は鄙劣になつてござる故、此やうな大事にはよい分別を得出されぬ、おれが一と分別出して見せうと云て、○乃　そこでとう〳〵願ふて御目見した、○問何　さて如何やうなことを頼みに思召して、合戰を成さるゝぞと問た、○公　おれは隨分人をあはれみて、衣類食物の自分によいと思ふのは、○弗　おればかりの物とはせず、○必　人にも分て着せたり食せたりする、是で人をなつけたと思ふ、○對曰　それは至て小い御惠みで末行きわたりませぬ故に、一統の者は從ひますまい、涯分高の知れた惠にて、近習より外へは行わたらぬ故下々が從はぬなり、

公曰、犧牲玉帛、弗敢加也、必以信、

【註】祝辭不敢以小爲大、以惡爲美、

○公曰　前にも有た神を祭るのことである、供物も隨分結構にして神靈へ詐りを申さぬゆゑ、定めて神も御守り下されうと云はれた、【注】祝　祝が神へ申す詞に、供物の小いのを大きなと云ひ、惡いのを善と云ひ成すやうな僞がないとなり、

對曰、小信未孚、神弗福也、

【註】孚、大信也、

○對曰　それも信ではあれども甚だ小い信で、大なる信で無ければ神も福を下されぬとなり、

公曰、小大之獄、雖不能察、必以情、

【註】必盡己情、察、審也、

○公曰　是まで一切大事小事に限らず、下よりの訴訟ごとを悉く明に察することは及まい、けれども隨分人情をかんがへて、自分の情にくらべて民の情を失はぬやうにさばいた、

對曰、忠之屬也、

【註】上思利民、忠也、

○對曰　それは下へ御親切な思召で、先づ忠の類と申ものなり、

典禮に合ぬゆゑ、荊人とも荆子とも稱せぬなり、

以蔡侯獻舞歸、

【註】獻舞、蔡季、

冬、十月、齊師滅譚、

【註】譚國、在濟南平陵縣西南、傳曰、譚無禮、此直釋所以見滅、經無義例、他皆放此、滅例、在文十五年、

告文なり、【注】譚　無禮から滅ぼされたとて、其わけが書てあれど、經にさやうな譯の書やうの例とては別にはない、

譚子奔莒、

【註】不言出奔、國滅無所出、

○譚子奔莒【注】唯奔と計り云のは、出る國がなくなつたと云ことなり、

【傳】十年、春、齊師伐我、

【註】不書侵伐、齊背蔇之盟、我有辭、

【注】不　經に侵とも伐ともないは、侵さるゝ覺えも伐るゝ筈もない、此方には云わけが有る、九年に盟ておいたに向ふから背たゆゑなり、

公將戰、曹劌請見、

【註】曹劌、魯人、

○公將戰　莊公の合戰の用意をせらるゝときに、曹劌と云者御目見をして存じ寄りを申上んとした、

其鄉人曰、肉食者謀之、又何閒焉、

【註】肉食、在位者、閒、猶與也、

○其鄉　曹劌が近所の者が云には、平生結構なくらしをして居る人が此やうな大事の相談はせらるゝことなれば、貴さまたちが罷り出て入らざることじや、何の益に立つことがあらうぞ、無用にめされよと云た、

劌曰、肉食者鄙、未能遠謀、乃入見、問何以戰、公曰、衣食所安、弗敢專也、必以分人、對曰、小惠未

ことゆゑ従はれた、終に桓公を諸侯の頭としたは皆二人の功なり、

【經】十年、春、王正月、公敗齊師于長勺、

【註】齊人雖成列、魯以權譎稽之、列成而不得用、故以未陳爲文、例在十一年、長勺、魯地、

又合戰して今度は勝た、【注】齊　總じて敵の備を立てぬ內に、不意に押よせて打勝つを敗と書例なり、爰では齊も備へを立ぬではなけれども、魯の方から權謀を以て譎りだまして勝たゆゑ、軍列は備ても用に立なんだ、そこをまだ陣取もせなんだ樣に書たものなり、

二月、公侵宋、

【註】無傳、侵例、在二十九年、

魯から宋を攻た、

三月、宋人遷宿、

【註】無傳、宋强遷之而取其地、故文異於邢遷、

無理に處替をさせて其地を取た【注】あちらの納得でないゆゑ邢の遷たとは書やうが違ふとなり、

夏、六月、齊師宋師次于郞、

【註】不言侵伐齊爲兵主、背蔇之盟、義與長勺同、

兩國の軍が郞と云所に長陣するは魯を攻るためである、【注】不侵とも伐とも書ぬのは、齊が盟を變改して軍主と成て攻て來たのは、あちの無理なる故なり、

公敗宋師于乘丘、

【註】乘丘、魯地、

不意に打て出て宋の軍を切崩された、

秋、九月、荊敗蔡師于莘、

【註】荊、楚本號、後改爲楚、楚辟陋在夷、於此始通中國、然告命之辭、猶未合典禮、故不稱將帥、莘、蔡地、

荊は楚の本名なり、全體片ゐなかの邊鄙にて夷なれども、始て中國と接るゆゑ此やうな事をも告げ合へども、元來夷ゆゑまだ告命の辭がいやしくて中國の

をかこ付て云た、

管召、讎也、請受而甘心焉、

【註】管仲射桓公、故曰讎、甘心、言欲快意戮殺之、

○管召　管仲と召忽とは小白へ弓を引いた讐なれば、請ひ受て此方で存分に誅戮いたしたい程に、渡し玉はれと云た、【注】管　弓を引たゆゑ、心一ぱいに切りさいなみて、胸のあくやうにしたいとなり、

乃殺子糾于生竇、

【註】生竇、魯地、

○乃殺　魯も否と云へば自分の國も危いゆゑ、背に腹はかへられぬゆゑに、終に公子糾を生竇と云地にてつめ腹きらせた、

召忽死之、管仲請囚、鮑叔受之、

及堂阜而税之、

【註】堂阜、齊地、東莞蒙陰縣西北有夷吾亭、或曰、鮑叔解夷吾縛於此、因以爲名、

○召　召忽は無念に思ふて殉死した、○管　管仲は囚はれて行ませうと云、故に魯から縄を掛て出した、爰は古今論のやかましい處で、是は史記と引合せて管仲と鮑叔が心根を合點するがよい、鮑叔は管仲が竹馬の友達で互に腸まで知り合て居る者どもじや、事長ければ爰には略す、○鮑　縄付の管仲を受取て、堂阜と云齊の領分へ來てから縄をといて免した、【注】堂　和漢ともに名將の古跡は云傳ふるなり、黒谷に熊谷が鎧かけ松のある類なり、

歸而以告曰、管夷吾治於高傒、

【註】高傒、齊卿高敬仲也、言管仲治理政事之才、多於敬仲、

○歸而　鮑叔が齊に歸て桓公へ云には、管仲を召捕て參たが、彼が人物は高敬仲などよりは各別大器量でござる、

使相可也、公從之、

國政を任せて相と成されたらば君の御爲に成ませうと云た、○公從　桓公も自身をそだて上た鮑叔が云

大夫盟于蔇、齊無君也、

昔年この雍廩を無知がむごいことした遺恨がありて無知を殺した、君がない故に大夫を相手にしたとなり、

夏、公伐齊、納子糾、桓公自莒先入、

【註】桓公、小白、

莊公の子糾を入れうとせられたれど桓公が先へ入られた故に、末が遂なんだ、

秋、師及齊師戰于乾時、我師敗績、公喪戎路、傳乘而歸、

【註】戎路、兵車、傳乘、乘他車、

○秋師　魯の軍勢である、終に魯が負て北げた、○公　いかゞはしたりけん、莊公は乘られた車にはぐれて外の車に乘て逃歸られた、さんぐの體と見えた、

秦子梁子以公旗辟于下道、

【註】二子、公御及戎右也、以誤齊師、

○秦　莊公の旗じるしを持てわき道をにげて生捕られた、【注】二子　御者と車右なり、二人道をかへて引くは、公の退かるゝやうに見せて齊を欺いた、果して齊は魯侯の車なりと目がけて追かけた、故に莊公は本道を落のびられ、

是以皆止、

【註】止、獲也、

此二人は生捕られた、

鮑叔帥師來言曰、子糾、親也、請君討之、

【註】鮑叔乘勝而進軍、志在生得管仲、故託不忍之辭、

○鮑叔　戰に勝利を得たゆゑ、勝に乘て大軍を引率して魯へ來て云には、今度の合戰の相手は子糾なれども、是は親類なれば此方ではどうも殺すに忍びぬ、なれば御世話ながら其方にて殺して下されとなり、【注】鮑　實は器量な管仲なれば味方にせうとて、言

せぬ者を伐て除けねば、國に尻がすわらぬ、○又。子糾の出られたのも小白よりあとで出られた、○小。國から迎へたやうに書て、歸と書ぬはまだ此迄君では無つた故なり、

秋、七月、丁酉、葬齊襄公、

【註】無傳、九月乃葬亂故、

告文なり、【注】九箇月に成た、

八月、庚申、及齊師戰于乾時、我師敗績、

【註】小白既定、而公猶不退、師歷時而戰、戰遂大敗、不稱公戰公敗、諱之、乾時、齊地、時水、在樂安界、岐流、旱則竭涸、故曰乾時、

魯からは子糾を入れて立んとする、齊にはもはや小白を立てたゆゑに子糾をいれぬ、そこで乾時と云所で合戰して、魯が敗北した、【注】小白。桓公のはや君となられたれども、莊公の歸陣いたされずして合戰し、魯が大敗北したれども、魯の記錄に公の敗軍は書にくいことゆゑ、遠慮して記さぬなり、

九月、齊人取子糾殺之、

【註】公子爲賊亂則書、齊實告殺、而書齊取殺者、時史惡齊志在譎以求管仲、非不忍其親、故極言之、

子糾に詰腹を切せたるを取て殺したと書れた、【注】公。公子が賊徒と成て亂を起せば、かやうに書すことなれども、○齊。齊からは魯へ屆けて殺して下されと云たけれども、それを取て殺したにしたは、魯の史官が齊の內心に譎が有るを惡だものである、齊よりの口狀に管仲は此方で殺しませう、子糾は肉緣なれば其方で殺して下されよと云た、實は管仲は味方に仕たく、子糾は殺したい下心じや、皆いつはりで有ゆゑ、屹と齊で殺したに極て云たものなり、

冬、浚洙、

【註】無傳、洙水、在魯城北、下合泗、浚深之、爲齊備、

魯の川なり、齊を恐れて要害にさらへた、

【傳】九年、春、雍廩殺無知、公及齊

【註】管夷吾召忽、皆子糾傅也、子糾、小白庶兄、來不書、皆非卿也、爲九年公伐齊納子糾齊小白入于齊傳、

○亂作　果して亂れたゆゑ、管仲召忽兩人も自分の預りの公子糾の供をして魯へ逃て來た、これも魯の女の子で有た、【注】來　經に來たことのないは卿でないゆゑなり、○爲　先きで入用のことゆゑ、爰にちよと書ておかれた、

初公孫無知虐于雍廩、

【註】雍廩、齊大夫、爲殺無知傳、

○初公　齊の大夫へ暴虐のふるまひを致したことが有た、【注】雍　此意趣を以て終に無知を殺したと云ことを云ておく、

【經】九年、春、齊人殺無知、

【註】無知弑君而立、未列於會、故不書爵、例在成十六年、

襄公を弑して立たれども、亦ころされたとなり、【注】無知　諸侯が合點せねば君とはせぬゆゑに、爵は除た、○例　此例は大分あることなり、

公及齊大夫盟于蔇、

【註】齊亂無君、故大夫得敵於公、蓋欲迎子糾也、來者非一人、故不稱名、蔇、魯地、琅邪繒縣北有蔇亭、

莊公の盟はれた、【注】齊　大夫と云て有るのは、君がなく成たゆゑ、大夫が國君と盟ふた、○蓋　子糾を國へ迎へ入るゝ相談と見えた、○來　大夫が一人計ではない故、大夫と云てもたせたなり、

夏、公伐齊納子糾、齊小白入于齊、

【註】二公子各有黨、故雖盟而迎子糾、當須伐乃得入、又出在小白之後、小白稱入、從國逆之文、本無位、

かくまひ置れた子糾を入れられた、○齊小白入于齊　是は莒へ退て居られた、此人も齊へ入られた、是から此二人位を爭はれた、【注】二　どちらも方人がある、故に大夫どもが莊公と盟て迎へたれども、納得

は先づ扣へ玉へ、内の様子を伺て來らうと云、【注】詐。自分が先へ入らうと云ったのは、賊を助るやうに云た、皆僞である、

伏公而出鬭、死于門中、石之紛如死于階下、

【註】石之紛如、齊小臣、亦鬭死、

○伏公　費は忠臣である、襄公に賊が來たに隱れ玉へと云て、隱しおいてから外へ出て賊と戰た、門の中で討死した、○石之　と云臣も階の下で討死した、

遂入、殺孟陽于牀、

【註】孟陽、亦小臣、代公居牀、

○遂　賊が亂れ入たれば、孟陽と云臣が正面に坐して、襄公の衣裳を着て居た、是を殺した、

曰、非君也、不類、見公之足于戸下、遂弑之、而立無知、

【註】經書十一月癸未、長曆推之、月六日也、傳云十二月、傳誤、

○曰非　賊どもがどうも合點がゆかぬ、中々不類と襄公には似も付ぬと云た、○是　したれば、賊の内に一人戸の間に足のさきが見えると云た、さらばとて寄合て引出したれば襄公で有た、終に弑して無知が齊の君と成た、

初襄公立、無常、

【註】政令無常、

○初襄　政令に定りが無くみだりに有た、

鮑叔牙曰、君使民慢、亂將作矣、奉公子小白出奔莒、

【註】鮑叔牙、小白傅、小白、僖公庶子、

○鮑　下々を使ひ玉ふことが餘りあなどり過る、是では亂が起らうと云て、○奉　自分の預りの公子小白の供をして莒國へ立退いた、莒は小白の母の親里である、【注】鮑　傅役である、

亂作、管夷吾召忽奉公子糾來奔、

ら襄公も追々危く成て終に弑されられた、人に怨られては一大事と知べし、

冬、十二月、齊侯游于姑棼、遂田于貝丘、

【註】姑棼貝丘、皆齊地、田、獵也、樂安博昌縣南有地、名貝丘、

襄公が野遊に出られて、貝丘と云所で獵をせられた、

見大豕、從者曰、公子彭生也、

【註】公見大豕、而從者見彭生、皆妖鬼、

○見　大なる豕を迫出した、是が妖怪のけちで有た、
○從　襄公の目には大豕と見えたに、從者の目には此前魯の桓公を弑させて、解死人に致された彭生と見えたとなり、

公怒曰、彭生敢見、射之、豕人立而啼、公懼、隊于車、傷足、喪屨、反、誅屨於徒人費、

【註】誅、責也、

○公怒　襄公がどうして彭生で有うぞと云て弓にて射られたれば、その豕が人のやうに立て啼いたとなり、○公　氣づよい襄公もびつくりして、車からまろび墜て、大きに足を怪我せられた、○喪　その時屨をうしなふて、館へ反られてから、屨持の徒人費と云者に屨を出せと云はれたれば、

弗得、鞭之見血、走出、遇賊于門、劫而束之、費曰、我奚御哉、袒而示之背、信之、費請先入、

【註】詐欲助賊、

こざらぬと云た、○鞭　血の出る程答うたれて、外へ走り出たれば、彼の無知の徒が襄公の怪我致されたを付込で、攻よするに出合た、○劫　費をとらへたれば、費が吾は各に敵對する者ではないと云けれども、賊徒が合點せぬゆゑ、肌をぬいで背の創を見せて、此やうな目に逢たれば何とて襄公をかばふべきやと云ひたれば、賊徒も信じて案内をせよと云た、○費　各

瓜時而往、曰、及瓜而代、期戍、公問不至、

【註】問、命也、

○瓜　瓜の熟した時分に云付られて行た、○曰　來年の瓜の熟する時節に代らせんと命ぜられた、○期　云付の時分まで勤めたれども、齊侯から代りの音信もなかつた、

請代、弗許、故謀作亂、僖公之母弟曰夷仲年、生公孫無知、有寵於僖公、衣服禮秩如適、

【註】適、太子、

○請代　交代させて下されと云たれども許容せられぬ、○故　そこで二人がむつとして、亂を作さうと談合した、○僖公　齊の僖公の妹に夷仲年と云婦人が有て、公孫無知と云を產れた、此無知を伯父の僖公が甚寵愛して、衣服品も取扱ひも、何によらず嫡子と同じやうに致された、

襄公絀之、二人因之以作亂、

【註】二人、連稱管至父、

○襄　僖公の子襄公の代に成て、衣服も取扱ひも引さげられた、是は全體無知と中が惡うて、爭はれたことが有た故に引下たものじや、それより無知も甚だ襄公を怨で居た、是を連稱管至父二人が付込で、無知に因り從て謀叛をおこしたとなり、

連稱有從妹、在公宮、無寵、使間公、

【註】伺公之間隙、

連稱が從弟女が襄公の宮女と成て居たれども、寵愛もないゆゑ是も怨で居た、それをだまし込で襄公の間を伺ふて知らせよと云た、

曰、捷、吾以女爲夫人、

【註】捷、克也、宣無知之言、

○曰　是は無知が口狀である、いよ〳〵本望をとげたならば、其方を夫人と爲んと云はるゝとなり、是か

【註】稱臣、臣之罪也、
臣一人の名を書れたは主殺しの罪を示したものなり、

【傳】八年、春、治兵于廟、禮也、

禮にかなふた、

夏、師及齊師圍郕、郕降于齊師、

仲慶父請伐齊師、

【註】齊不與魯共其功、故欲伐之、

郕が終に齊へ降參した、是は齊から魯を付込で侮つた仕方じや、○仲　莊公へ齊が自分の方へ降參させて、此方へは挨拶も致さぬ、不埒なと云て同士軍をせうと云た、

公曰、不可、我實不德、齊師何罪、罪我之由、夏書曰、皐陶邁種德、

【註】夏書、逸書也、稱皐陶能勉種德、邁、勉也、

○公曰　莊公の云はるゝには、それはわるい了簡じや、此方が德がない故に人に重んぜられぬ、齊に何も罪はない、兎角我がわるさにじや憤るな、○夏書　精出して此方の德を種き施すがよい、【注】夏書は杜預の頃はなかつた故、かう云はれた、

德乃降、姑務脩德、以待時乎、

【註】言苟有德、乃爲人所降服、姑、且也、

○德乃　此方に德さへあれば自然と人は歸服して降るとなり、此までが夏書の文なり、○姑　まあ其やうには云はずと隨分德を脩めて、時節を待て居るがよいとなり、

秋、師還、君子是以善魯莊公、

【註】傳言經所以即用舊史之文、

莊公の仕方至ておとなしと云てほめた、【注】傳　舊き記錄の文のまゝを經に用ひられた、

齊侯使連稱管至父戍葵丘、

【註】連稱管至父、皆齊大夫、戍、守也、葵丘、齊地、臨淄縣西有地、名葵丘、

兩人を葵丘と云地の城番にやられた、

齊へ仕かけらるゝのは、姦淫が夫人の方から發ると云もの、又此たびのやうにあの方から仕かけたは、齊侯の了簡から出たのなり、故に二通りに分て言たものなり、

夏、恒星不見、夜明也、星隕如雨、與雨偕也、

【註】偕、俱也、

夜なれども明らかにあつて星が見えなんだ、○星隕　雨と星とまじりて降た、雨の降やうに星が隕ちたと云ではない、

秋無麥苗、不害嘉穀也、

【註】黍稷、尚可更種、故曰不害嘉穀、

米には害はなかつた、

【經】八年、春、王正月、師次于郎、以俟陳人蔡人、

【註】無傳、期共伐郕、陳蔡不至、故駐師于郎以待之、

【注】郕を伐たうと約束があつた故、長陣して待たれたれど、陳も蔡も來なんだ、

甲午、治兵、

【註】治兵於廟、習號令、將以圍郕、

治兵とて軍令を習はし進退を敎へられた、【注】治廟前にて治兵して軍のならしをするは郕を攻る用意なり、

夏、師及齊師圍郕、郕降于齊師、

【註】二國同討、而齊獨納郕、

齊と云合せて郕を攻られた、敵が齊へ降參した、

秋、師還、

【註】時史善公克已復禮、全軍而還、故特書師還、

齊と取合ひもおこさず、それ故に軍兵も損せず歸られたをほめた、

冬、十有一月、癸未、齊無知弑其君諸兒、

防、

【註】防、魯地、

此度は齊侯が魯へ來られた、

夏、四月、辛卯、夜恒星不見、

【註】恒、常也、謂常見之星、辛卯、四月五日、月光尚微、蓋時無雲、日光不以昏沒、

常にある星が隱れた、【注】恒○　雲もなく五日の夜のことなれば、月の光もかすかなるに星の見えぬは、日の光が夜まで有たさうな、

夜中星隕如雨、

【註】如、而也、夜半乃有雲、星落而且雨、其數多、皆記異也、日光不匿、恒星不見、而云夜中者、以水漏知之、

○夜中○　夜半に至て落星が有て、又雨も降たとなり、

【注】夜○　夜半から雲が出た、星が落た上に雨も降た、皆怪しきこと故記したなり、○日光○　日の光がまだあれば晝と見える筈なるを、夜中と云たのは水漏にて考へて知たとなり、

秋、大水、

【註】無傳、

傳には書てない、

無麥苗、

【註】今五月、周之秋、平地出水、漂殺熟麥及五稼之苗、

【注】大水が出て、熟した麥と五穀の苗とを推し流したとなり、

冬、夫人姜氏會齊侯于穀、

【註】無傳、穀、齊地、今濟北穀城縣、

例の姦淫なり、

【傳】七年、春、文姜會齊侯于防、齊志也、

【註】文姜數與齊侯會、至齊地則姦發夫人、至魯地則齊侯之志、故傳略擧二端以言之、

齊侯の志なればこそあの方から魯の地へ仕かけられた、【注】文姜○　折々のことであつた、その內此方から

甚馳走せられた、○雖　鄧の三人の大夫が文王を殺さうと云へど、

鄧侯弗許、三甥曰、亡鄧國者、必此人也、若不早圖、後君噬齊、

【註】若留腹齊、喩不可及、

鄧侯が合點せられぬに付て、三人が云には、後に鄧を亡すべき者は必定この楚王なり、少しも早く殺さずば後に君が千悔萬悔し玉ふとも歸るまい、

其及圖之乎、圖之、此爲時矣、鄧侯曰、人將不食吾餘、

【註】言自害其甥、必爲人所賤、

さて殺すべき時節と云は、此度が最上でござる、○鄧　見在の甥を殺したら、人が吾を賤しめて吾が餘りを食まい、と云は吾に與する者も無ならうと云ことなり、

對曰、若不從三臣、抑社稷實不血食、而君焉取餘、

【註】言君無復餘、

○對　只今私共三人が申通りに成されずば、終には國も亡びませうし、さて社稷の祭も絶えはてませう、○君　餘りと仰らるゝが、國が有てこそ餘りもあれ、國がなくては其餘りはどこで取玉ふぞとなり、

弗從、還年、楚子伐鄧、

【註】伐申還之年、

○弗　馬鹿な癖として云ふことを聞き入れぬ、○還年　楚が申を伐て、その歸りに果して鄧を伐つた、

十六年、楚復伐鄧、滅之、

【註】魯莊公十六年、楚終強盛爲經書楚事張本、

○十六年　終には殘らずほろぼしたとなり、【注】此後十年も過てから楚が甚强大になる、此は其前おきに書かれたものなり、

【經】七年、春、夫人姜氏會齊侯于

○君子　是から今までの衛の評判なり、洩職の二公子が黔牟を君に立てたと云は無分別じや、○爲不度とは物の始末を度り考へぬを云、○夫能　位を堅固にせんと思はゞ、始終をよく考へ君にして然るべき筋の人か、又は能く下々を撫育して、人の思付人かと云ことを考へて、衷とて程よい人を立るがよい、○不知たとへば是は始終末のとげると云ことを見定めぬ内は、其相談にはのらぬなり、○知　本の身木が後によく枝くばりを仕さうもないならば、人の力で強て作たとて及ぶことではないに依て、強ひぬがよいとなり、【注】衷　程よく物の眞たゞ中と云ことなり、○譬之　たとひ身木が有ても弱くては繁茂せぬ、又枝ばかり榮えても必ず披て垂るものである、人の力で無理に直すことはならぬ、

詩云、本枝百世、

【註】詩、大雅、言文王本枝倶茂、蕃滋百世也、
○詩云　是は文王のことである、本が強ければ本も枝も百代もつゝがないと云てあるとなり、【注】言文王の御子孫は百代も繁昌するを云た、

冬、齊人來歸衛寶、文姜請之也、

【註】公親與齊共伐衛、事畢而還、文姜淫於齊侯、故求其所獲珍寶、使以歸魯、欲說魯以謝慙、
齊から魯へ寶を贈つたのは彼の夫人が望まれた故なり、【注】公　前年に莊公の齊と云合せて共に衛を伐ち、事畢りて還られた、御袋様が齊侯と姦通して居らるゝ故、寶物を此方へも下されよと云て取よせられた、是は魯國の家中をうれしがらせて、己れらが不埒のわび言の心もちであるとなり、

楚文王伐申、過鄧、鄧祁侯曰、吾甥也、

【註】祁、謚也、姊妹之子曰甥、
武王の子である、申の國を伐ちに行くとて鄧へ立よられたれば、鄧侯が吾甥じやと云て、

止而享之、騅甥聃甥養甥請殺楚子、

【註】皆鄧甥、仕於舅氏也、

秋、公至自伐衞、

【註】無傳、告於廟也、

何國から歸られたと云ことを書たのは廟へ告られた故なり、

螟、

【註】無傳、爲災、不及解、

冬、齊人來歸衞俘、

【註】公羊穀梁經傳皆言衞寶、此傳亦言寶、唯此經言俘、疑經誤、俘、囚也、

齊から魯へ生捕をおくつた【注】公羊 公羊傳にも穀梁傳にもみな衞の寶を送ると書てある、此左丘明の傳にも寶と云てあるに、經にばかり俘とあるは、疑らくは經が誤たものならんとなり、俘は古字の寶の字と形が似た故に、寫し誤つたものとみえる、寶の古字は保と書くなり、

【傳】六年、春、王人救衞、

經の文で釋し置た、

夏、衞侯入、放公子黔牟于周、放甯跪于秦、殺左公子洩、右公子職、

【註】甯跪、衞大夫、宥之以遠曰放、

惠公の入られたに付て、今まで衞の君と成て居られた公子の黔牟と云人を、周の國へ流罪の貌に追出した、○放 今までの衞の大夫も追放せられた、○殺 兩人は桓公十六年に惠公を追出した、その意趣にて殺された、

乃即位、君子以二公子之立黔牟爲不度矣、夫能固位者、必度其本末而後立衷焉、不知其本、不謀、知本之不枝、弗彊、

【註】本末、終始也、衷、節適也、譬之樹木、本弱者、其枝必披、非人力所能强成、

○乃 さうして後に惠公が再び位に即れたなり、○

又例の姦淫なり、

秋、郳犂來來朝、

【註】附庸國也、東海昌慮縣東北有郳城、犂來、名、

魯國へ來朝した、

冬、公會齊人宋人陳人蔡人伐衞、

【傳】五年、秋、郳犂來來朝、名未王命也、

【註】未受爵命爲諸侯、傳發附庸稱名例也、其後數從齊桓以尊周室、王命以爲小邾子、

附庸の國の名を稱することは、代がはりの後まだ王命のない内で有たゆゑなり、【注】其　後には小邾子と云、

冬、伐衞、納惠公也、

【註】惠公朔也、桓十六年、出奔齊、

惠公は出奔して齊に居らるゝを取持て衞の君にせんとてなり、

【經】六年、春、王正月、王人子突救衞、

【註】王人、王之微官也、雖官卑而見授以大事、故稱人而又稱字、

周王より命じて衞へ加勢を下された、【注】王　輕い人では有れども、軍の大將を命ぜられたに依て、王人と云ふ上に又字を稱した、

夏、六月、衞侯朔入于衞、

【註】朔爲諸侯所納、不稱歸而以國逆爲文、朔懼失衆心以國逆告也、歸入例、在成十八年、

終に惠公を納た、【注】朔　諸侯達の御世話で國へ歸られた、なれば歸ると云筈なれども、それでは諸侯ばかりの功になりて、衞の國から逆へてくれたと云ことがなければ、大勢の者どもが本意なく思はうかとて、それ故に國から逆へ入れたと告られた、故に經にも其まゝにのせられた、

令尹鬭祁、莫敖屈重、除道梁溠、營軍臨隨、隨人懼、行成、

【註】時祕王喪、故爲奇兵、更開直道、溠水、在義陽厥縣西、東南入鄖水、梁、橋也、隨人不意其至、故懼而行成、

○令尹　よい臣下が有た、令尹莫敖は楚に限りてある官じや、此兩人が下知として、○除　道の指つかへぬやうに修理し、○梁　溠水と云ふ川に橋をわたし、○營　陣を整へて楚王存生のふりにして押よせた、○隨　其勢ひにおそれて和睦を乞ふたとなり、【注】時　楚王の卒去はかくしおきて、奇兵を以て直道と近みちを開て押よせた、隨人は思ひがけもなかつた故、つひに降參した、

莫敖以王命入盟隨侯、且請爲會於漢汭、而還、

【註】汭、內也、謂漢西、

○莫敖　屈重が爰が手段じや、さらばと云て楚王の口狀を述て隨へ仕かけて盟た、○且　爰が上手である、主人楚王は重ねて漢汭で參會致されうと約して還たとなり、

濟漢而後發喪、

○濟　漢水を渡て此方の領內へ入てから、始て楚王の卒去を披露したとなり、

紀侯不能下齊、以與紀季、

【註】不能降屈事齊、盡以國與季、明季不叛、

齊へ降參することはいやであるゆゑ、國を弟に與へられた、【注】かう書てあるは、弟が兄にそむいて齊へ附たではないと云ことを明されたものじや、

夏、紀侯大去其國、違齊難也、

【註】違、辟也、

○夏紀　國を出られたのは、齊と矛盾に成て難が絶ぬによりて、それを辟けて去られた、

【經】五年、春、王正月、夏、夫人姜氏如齊師、

【註】無傳、書姦、

【註】將授兵於廟、故齊、蕩、動散也、
○それから楚王が齋せうとて、奥へ入て夫人に向て云るゝには、どうしたものやら殊の外胸さわぎがすると云れた、【注】將授　前にも云た通り、廟の側に武具倉がある、廟へ告てそれ〴〵の役割をして武器をわたすことである、

鄧曼歎曰、王祿盡矣、盈而蕩、天之道也、先君其知之矣、故臨武事、將發大命、而蕩王心焉、

【註】楚爲小國、僻陋在夷、至此武王始起其衆、僭號稱王、陳兵授師、志意盈滿、臨齊而散、故鄧曼以天地鬼神、爲徵應之符、
○鄧曼　夫人が歎いて云るゝにはそれは甚だ不吉でござります、王の運命の盡ふた所となり、○盈　最早これまで御志の通り物事が盈滿た、その盈た所で變のあるは天の道で、○先　親さまの神靈の御告でござらう、○故　大切な武事に指しかゝつて、大將を命じ軍令を出すと云段に及で、心のうごくのは盈たる心の散るにてある、【注】楚はもと小國で、しかも片わきに居て夷の國なり、○至此　それが此武王の時に始めて大分の人數を起して勢ひ猛くなり、剰へ子の爵で居ながら私に王と稱した、○陳兵　又他國をしたがへんとて兵器を授るなれば、もはや不足はない、それ程に志意も盈滿たれば、齋する段になりて心のさわぎ散ると云道理は有さうもないものじや、○故　神の御告と云ことを知られた、

若師徒無虧、王薨於行、國之福也、

【註】王薨於行、不死於敵、
○若師　此上は何ぞ變があるには極つた、何とぞ軍兵も損ずることなく、王も敵の手にわたり玉はず、途中で薨し玉ふならば國の福なりと云れた、

王遂行、卒於樠木之下、

【註】樠木、木名、
○王遂　然れども出陣のことなれば遂に出れた、果して樠と云木の下で卒せられた、

【註】無傳、隱二年、裂繻所逆者、內女唯諸侯夫人卒葬皆書、恩成於敵體、

魯の女にて紀へ嫁して居て死れた、【注】內女　向が諸侯なれば書く、同じ身がら故なり、

夏、齊侯陳侯鄭伯遇于垂、

【註】無傳、

魯へ告たとみえる、

紀侯大去其國、

【註】以國與季、季奉社稷、故不言滅、不見迫逐、故不言奔、大去者、不反之辭、

出ぎりに去られたと也【注】以　國を弟に與へられて弟は齊の附庸には成たれども、祭祀を相續するゆゑ、滅びたとも云はれぬ、○不　敵から追出したでもないゆゑ、出奔とも云れぬ、○大　行ぎりに去て再び歸らぬを云たものなり、

六月、乙丑、齊侯葬紀伯姬、

【註】無傳、紀季入酅、爲齊附庸、而紀侯大去其國、齊侯加禮初附、以崇厚義、故攝伯姬之喪、而以紀國夫人禮葬之、

【注】紀季　弟は附庸となり、兄は大去せられた故に齊侯から葬られた、今度始めて附たを賞する心で、附庸ながらも厚く崇めて、紀國の夫人の禮で屹と葬を致されたなり、

秋、七月、冬、公及齊人狩于禚、

【註】無傳、公越竟與齊微者俱狩、失禮可知、

齊の輕き者と狩を致された、

【傳】四年、春、王三月、楚武王荊尸、授師子焉、以伐隨、

【註】尸、陳也、荊亦楚也、更爲楚陳兵之法、揚雄方言、子者、戟也、然則楚始於此參用戟爲陳、

荊尸は楚の軍立と云こと、今度楚國の軍立の法を定められた、○授　是まで軍中に戟がなかつたを今度始めて持せらるゝ、【注】然　始めて戟を雜て陣を備へたさうな、

將齊、入告夫人鄧曼曰、余心蕩、

也、
【註】傳重明上例、
族を去たわけを云、

夏、五月、葬桓王、緩也、
【註】以桓十五年三月崩、七年乃葬、故曰緩、
周も亂れた故に延引したか、

秋、紀季以酅入于齊、紀於是乎始判、
【註】判、分也、言分爲附庸始於此、
始めて國が二つに成た、【注】言 附庸となつたは爰が始めとなり、

冬、公次于滑、將會鄭伯、謀紀故也、鄭伯辭以難、
【註】厲公在櫟故、
紀を救ふことを相談せうとて、鄭伯を待合された、然る處に鄭伯より拙者少々さしつかへが有て參りにくいと云はれた、これは厲公が鄭の領内に居て本城をねらはるゝゆゑ、氣味がわるさになり、

凡師一宿爲舍、再宿爲信、過信爲次、
【註】爲經書次例也、舍宿不書、輕也、言凡師通君臣、
○凡師 一宿するを舍と云、二宿するを信と云、それより上を次と云、【注】爲 經に次と書るゝ例を擧た、其外の一二夜の輕き舍信は經には書されぬ、○言凡 たゞ師と書てあれば、君の臣のと云 差別はないとなり、

【經】四年、春、王二月、夫人姜氏享齊侯于祝丘、
【註】無傳、享、食也、兩君相見之禮、非夫人所用、直書以見其失、祝丘、魯地、
また密夫と出會致された、屹とした諸侯同士の會のやうにある、【注】無 夫人の所作でないことをありのまゝに書たのが、失をあらはすと云ものじや、

三月、紀伯姬卒、

【傳】二年、冬、夫人姜氏會齊侯于禚、書姦也、

【註】文姜前與公俱如齊、後懼而出奔、至此始與齊好會、會非夫人之事、顯然書之、傳曰書姦、姦在夫人、文姜比年出會、其義皆同、

夫人の會すると云ことは姦淫と云ことを書かれたとなり、【注】姦　夫人の不屆と云ものである、是から追々會せらるゝを書されたのは、みな姦淫と云ことを示すためなり、

【經】三年、春、王正月、溺會齊師伐衞、

【註】溺、魯大夫、疾其專命而行、故去氏、

魯の大夫が加勢に行た、【注】溺　公の命もなくて加勢に出たを惡んで氏を書れなんだ、

夏、四月、葬宋莊公、

【註】無傳、

魯へ告た、

五月、葬桓王、

此王の崩は桓公の十五年にあり、七ヶ年目に葬た、

秋、紀季以酅入于齊、

【註】季、紀侯弟、酅、紀邑、在齊國東安平縣、齊欲滅紀、故季以邑入齊、爲附庸、先祀不廢、社稷有奉、故書字貴之、

【注】紀　齊より紀を滅すに付て、是非なく兄の領分を引わけて、齊の附庸となられた、是で先祖の祭がつとまり相續がなる、おとなしい仕方ゆゑ字を書てほめた、

冬、公次于滑、

【註】滑、鄭地、在陳留襄邑縣西北、傳例曰、凡師過信爲次、兵未有所加、所次則書之、既書兵所加、則不書其所次、以事爲宜、非虚次、

陣を張て居られた、【注】滑　戰もなくて歸陣せられた時は、陣取た所を書く、戰があつた時は其場所を記す、何れもむざと書たものではない、

【傳】三年、春、溺會齊師伐衞、疾之

【註】姜氏、齊姓、於文姜之義、宜與齊絶、而復奔齊、故於其奔去姜氏以示義、

經に夫人とばかりあるは齊と義絶して緣を離るゝと云仕方也、禮に合た仕方である、【注】於。正しき道理で云はゞ、文姜の身に取ては齊と義絶せねばならぬ處を、却て齊へ立去ると云は餘りなことなる故に、氏を去て道理を見せたものなり、

秋、築王姬之館于外、爲外、禮也、

【註】齊彊魯弱、又委罪于彭生、魯不能讎齊、然喪制未闋、故異其禮、得禮之變、

外に作られたと云は禮の宜しき仕方じや、【注】齊。は大國故敵することもならず、○又。彭生が發端ではなけれども、既にそれにかぶせて事が濟だ、故に今さら表立て齊を仇敵ともせられず、○然。まだ喪の內ではあり、かた〴〵禮を變じてよく致された、

【經】二年、春、王二月、葬陳莊公、

【註】無傳、魯往會之、故書、例在昭六年、

魯國からも會使をやられたと見える、【注】不及解、

夏、公子慶父帥師伐於餘丘、

【註】無傳、於餘丘國名也、莊公時年十五、則慶父、莊公庶兄、

莊公の幼年ゆゑ、兄の慶父が伐れた、【注】不及解、

秋、七月、齊王姬卒、

【註】無傳、魯爲之主、比之內女、

程なく死去であつた、【注】魯。女でなくては死去も記さぬことなれども、是は王から命を奉て養女にして遣したゆゑ、手前の女の禮に書れたものである、

冬、十有二月、夫人姜氏會齊侯于禚、

【註】夫人行不以禮、故還皆不書、不告廟也、禚、齊地、

齊侯と出會せられた、【注】夫人。先達て齊へ立退れたれど、又歸られたと見えたり、追々歸られたことの書てないは皆廟に告げぬゆゑなり、

乙酉、宋公馮卒、

【註】無傳、再與桓同盟、

【注】解に及ばぬ、

ならぬと思ひまはし、○不忍　大廟で齊侯と禮接は
ならぬ、齊侯は父の仇である故也、○又不　されば と
て王の仰つけも反されぬに依て、別に御殿を建られ
た、是は尤なる仕方じや、

冬、十月、乙亥、陳侯林卒、

【註】無傳、未同盟而赴以名、
同盟はせねども名迄告て來た、

王使榮叔來錫桓公命、

【註】無傳、榮叔、周大夫、榮、氏、叔、字、錫、賜也、追命
桓公、褒稱其德、若昭七年、王追命衞襄之比、
周王より大夫を御使に下されて桓公を御褒美なされ
た、

王姬歸于齊、

【註】無傳、不書逆、公不與接、
冬に至て昏禮がすんだ、【注】無傳　齊侯が何處へ出
迎はれたとないのは、莊公は喪の內で出合はれなん
だゆゑじや、

齊師遷紀郱鄑郚、

【註】無傳、齊欲滅紀、故徙其三邑之民、而取其
地、郱、在東莞臨朐縣東南、鄑、在朱虛縣東南、北
海都昌縣西有訾城、
齊から紀を滅ぼすつもりで其人民を外へ遷した【注】
解におよばぬ、

【傳】元年、春、不稱即位、文姜出故
也、

【註】文姜與桓俱行、而桓爲齊所殺、故不敢還、
莊公父弒母出、故不忍行即位之禮、據文姜未
還、故傳稱文姜出也、姜於是感公意而還、不書、
不告廟、
母親が齊から歸られぬゆゑに即位の禮もなかつた、
【注】文　桓公を齊で弒させたゆゑ、閨が高うて魯へ
得歸られぬ、そこで莊公も即位の禮を行はれなんだ
を、文姜もそれに感心してちよと歸られた、其歸著を
書れぬは廟へ告げなんだ故也、

三月、夫人孫于齊、不稱姜氏、絕
不爲親、禮也、

春秋左傳卷三

【註】盡三十二年、

莊公

【註】名同、桓公子、母文姜、諡法、勝敵克亂曰莊、

【經】元年、春、王正月、三月、夫人孫于齊、

【註】夫人、莊公母也、魯人責之、故出奔、內諱奔、謂之孫、猶孫讓而去、

桓公の夫人が齊へ出奔せられたをなりよく書かれた、【注】夫人　桓公を弑させた人じや、それ故に魯の群臣共がみな彼これ云て甚だ惡んだ、そこで怺へかねて終に齊へ出奔せられた、○內　魯の記錄に夫人が出奔せられたとは書けぬゆゑ、辭退して歸られたと書きなした、

夏、單伯送王姬、

【註】無傳、單伯、天子卿也、單、采地、伯、爵也、王將嫁女于齊、既命魯爲主、故單伯送女、不稱使也、王姬不稱字、以王爲尊、且別於內女也、天子嫁女於諸侯、使同姓諸侯主之、不親昏、尊卑不敵、

周王から齊へ姫宮を嫁せらるゝゆゑ、周より卿の單伯が魯まで送て來た、【注】無傳　魯侯を寄親と成された也、○故　魯へ送り屆けるに、單伯をして使の字はない、○王姬　誰と字でも有りさうなものなれども、それも無のは王を尊んだものじや、王姬と云へば外に紛るゝ者はない、○且別　其うへ魯國の手前の女とまがはぬためにもなる、○天子　魯は周と同姓の國ゆゑ仰付られた、○不　王のみづから緣組をなされぬのは尊卑がつりあはぬゆゑなり、

秋、築王姬之館于外、

【註】公在諒闇、慮齊侯當親迎、不忍使以禮接於廟、又不敢逆王命、故築舍於外、

暫く入れましておくべきため御殿を外に立られた、【注】公　莊公は父桓公の死なれてから間もないゆゑ、忌中でもあり、○慮　新御殿がなければ、齊侯が親迎に來られた時は、いやでも大廟で禮を行はねば

【註】庶如嫡、

庶弟たちが嫡子同やうになり、

兩政、

【註】臣擅命、

臣が君の政を自由にして、國政が兩方から出るやうに成り、

耦國、

【註】都如國、

或は城下城下が大國と同様に地が廣く成るやうでは、

亂之本也、周公弗從、故及、

【註】及於難也、

必ず國の亂るゝ本であると云た、周公が承引せずして終に此難に及で身をも亡した也、可愼ことなり、

人曰、祭仲以知免、仲曰、信也、

【註】時人譏祭仲失忠臣之節、仲以子亹為渠彌所立、本既不正、又不能固位安民、宜其見除、故即而然譏者之言、以明本意、

○是行也　此祭仲が行跡は、元と齊侯の軍を催さるゝはきつとこちを伐つ企と云ことを悟つた、故に病氣にして出なんだ、○人曰　或人が祭仲は齊の企を知て、出合はなんだ計りに難を免れたと云たれば、○仲曰　成程信實は御察の通りでござると云た、【注】時　出合はぬと云は不忠なと云て譏た、○仲以　けれども祭仲が心には、元と子亹が國の取りやうも善くはない、高渠彌が昭公を殺したればこそ、自分に國を繼がれたれ、すれば本來正くはない、○又　せめて位に即てから、堅固に君德を守て衆民を安せらるればまだしもなれども、其くせ仁心がない、すれば除れいでは叶はぬ故に、譏る者の言に即て、實は御察の通でござると云て爭はず、元來自分の本意がその通りゆゑ有のまゝに答へた、

周公欲弑莊王而立王子克、

【註】莊王、桓王太子、王子克、莊王弟、子儀、

是は王室の亂を云、周公は前に出た周公旦の末孫で、周室の卿を勤る黑肩と云人也、是がその時の王の莊王を弑して、弟の王子克と云を位に即けんと謀た、

辛伯告王、遂與王殺周公黑肩、王子克奔燕、

【註】辛伯、周大夫、

○辛伯　辛伯は周の大夫である、是が莊王へ告た、それで周公を殺したれば王子克も國を立退て燕へ出奔致された、

初子儀有寵於桓王、桓王屬諸周公、辛伯諫曰、並后、

【註】妾如后、

○初　この王子克は子儀と云て父桓王の甚だ寵愛で有た、○桓王　黑肩にあづけて育はせられた、○辛伯諫　黑肩へ諫言に、隨分王子克の奢り玉はぬやうに育てめされ、總じて妾が后のやうに高ぶり、

匹嫡、

不敢寧居、來修舊好、禮成而不反、無所歸咎惡於諸侯、請以彭生除之、

【註】除恥辱之惡也、

○魯人 齊の國へ云には、私共の主人桓公は、齊君の御威光を畏れ重じて、國に寧居致さずして、是迄來て好ををさめられました、其禮は相濟みても國に反られず、殺されたと申ては誰に咎を歸しませうや、外の諸侯で惡評がござらう、○請 先づ彭生が殺したには極たれば、彼なりとも殺して恥を除きましたいと云たれば、○一說に無所歸咎惡於諸侯と訓點すれば相手がござらぬと聞ゆる、

齊人殺彭生、

【註】不書、非卿、

齊人が彭生を殺したと也、彭生こそ迷惑なれ、

秋、齊侯師于首止、

【註】陳師首止、討鄭弑君也、首止、衞地、陳留襄邑縣東南有首鄉、

鄭の國が君を弑したに付て、齊から咎めんとて 首止まで出張した、

子亹會之、高渠彌相、

【註】不知齊欲討己、

○子亹 己れを殺すと云ことは悟らいで、何の軍と思ふたやら、子亹も出會したれば 高渠彌もかいぞへに出た、

七月、戊戌、齊人殺子亹、而轘高渠彌、

【註】車裂曰轘、

○七月 子亹高渠彌を殺した、

祭仲逆鄭子于陳、而立之、

【註】鄭子、昭公弟子儀也、

祭仲が鄭の公子昭公の弟に、子儀と云が陳の國に浪々して居られたを逆へて鄭の君に立てたである、

是行也、祭仲知之、故稱疾不往、

氏如齊、

【註】始議行事、

春桓公の他出を催さるゝに何れへ行かるゝぞと思へば、全體夫人姜氏を伴ひて齊へ行るゝと也、經では會を前にして有れども、全體は夫人と齊へ行く催で會せられた、其わけを傳には前へ出して示した、

申繻曰、女有家、男有室、無相瀆也、謂之有禮、易此必敗、

【註】女安夫之家、夫安妻之室、違此則爲瀆、今公將姜氏如齊、故知其當致禍亂、

○申繻　桓公を諫めて云には、女は夫の家を守る夫は妻の室に安じたるが禮なり、是に違へば瀆るゝと云て禍ひが出來て敗を招く者である、此諫をきかれぬ也、【注】夫婦づれで行るゝは禍の元と成らんとなり、

公會齊侯于濼、遂及文姜如齊、齊侯通焉、公讁之、

【註】讁、譴也、

桓公の夫人と齊の襄公と密通せられた、つまらぬ是は妹で有る、○公　夫人を咎めてしかられたれば、

以告、

【註】夫人告齊侯、

夫人が襄公へ告られた、

夏、四月、丙子、享公、

【註】齊侯爲公設享燕之禮、

○夏　齊侯の桓公を馳走して、大ふるまひを致されたとなり、

使公子彭生乘公、公薨于車、

【註】上車曰乘、彭生多力、拉公幹而殺之、

○使公　是は齊の國で大强力じや、是に云付て桓公を殺してくれよと云はれた、時に此もてなしで桓公の大分酒に酔れた時、彭生が抱て車にのせざまにしめ殺した、

魯人告于齊曰、寡君畏君之威、

息の氣に入らなんだで白眼れた、○固　太子が鄭伯を諫ても聞れぬ、○昭公　高渠彌が部屋住の時分さへをれを白眼だで、大かた殺さるゝで有らうと云て、反逆して昭公を弑して其弟を君とした、

君子謂昭公知所惡矣、公子達曰、

【註】公子達、魯大夫、

○君子　昭公の惡まれたも尤也、誠に可惡もの也、

高伯其爲戮乎、復惡已甚矣、

【註】復、重也、本爲昭公所惡、而復弑君、重爲惡也、

高渠彌は終には誅戮に逢ふであらうと也、惡を重ることが甚しい、惡ゆゑに昭公に惡れたに それを改めはせずして、又君を殺して惡を重ねた、

【經】十有八年、春、王正月、公會齊侯于濼、

【註】濼水、在濟南歷城縣、西北入濟、

公與夫人姜氏、遂如齊、

【註】公本與夫人俱行、至濼、公與齊侯行會禮、故先書會濼、既會而相隨至齊、故曰遂、

夫婦づれで行れた、【注】公　魯國を夫人と一所に出て、會をすまして直に齊へ往れた、

夏、四月、丙子、公薨于齊、

【註】不言戕、諱之也、戕例、在宣十八年、

桓公はしめころされて死なれた、【注】不　魯で諱て病死のやうに記した、

丁酉、公之喪至自齊、

【註】無傳、告廟也、丁酉、五月一日、有日而無月、

齊から送た、【注】無　經に月をかゝなんだ、

秋、七月、冬、十有二月、己丑、葬我君桓公、

【註】無傳、九月乃葬、緩慢也

【傳】十八年、春、公將有行、遂與姜

秋、蔡季自陳歸于蔡、蔡人嘉之也、

【註】嘉之、故以字告、

經に字を記したも、國人がよろこびて稱美したゆゑである、

伐邾、宋志也、

【註】邾宋爭疆、魯從宋志、背趡之盟、

宋の志を桓公の遂げられたと也、【注】邾　桓公忽ち變改せられた、

冬、十月、朔、日有食之、不書日、官失之也、天子有日官、諸侯有日御、

【註】日官日御、典歷數者、

干支を書かぬと云は、史官があやまりと云者也、○天子　皆歷數を司る官人があることで、

日官居卿、以底日禮也、

【註】日官、天子掌歷者、不在六卿之數、而位從卿、故言居卿也、底平也、謂平歷數、

○日官　その歷者を卿の位にして、日を平にする、是は禮である、【注】日官　六人の卿の內では無けれども位が卿の格式で居るゆゑに居卿と云た、日をひとしくするための官也、

日御不失日、以授百官于朝、

【註】日官平歷以班諸侯、諸侯奉之、不失天時、以授百官、

亦諸侯の日御も日を失はぬやうにして、諸役人に授て、天の時をたがはぬやうにする也、【注】日官　解に不及、

初鄭伯將以高渠彌爲卿、昭公惡之、固諫不聽、昭公立、懼其殺己也、辛卯、弒昭公而立公子亹、

【註】公子亹、昭公弟、

氣に入つたかして卿と爲んと致された、○昭公　子

【傳】十七年、春、盟于黃、平齊紀、且謀衞故也、

【註】齊欲滅紀、衞逐其君、

齊と紀と和睦させるためで有る、その上に衞をも謀るである、

及邾儀父盟于趡、尋蔑之盟也、

【註】蔑盟、在隱元年、

解に不及、

夏、及齊師戰于奚、疆事也、

【註】爭疆界也、

堺の口論で起た、齊から魯の地を取りに掛つた、

於是齊人侵魯疆、疆吏來告、公曰、疆埸之事、愼守其一、而備其不虞、

【註】虞、度也、不度、猶不意也、

○疆　疆吏は堺目預りの小役人じや、魯國の君へ告て來た、○公曰　爰は桓公のよい云分じや、總じて堺目などの事は此方を好く愼で、其堺目を大事に守て、不意なことの有るために用心さへすればよい、

姑盡所備焉、事至而戰、又何謁焉、

【註】齊背盟而來、公以信待、故不書侵伐、

○姑　まあ力を盡して備をして居よ、それでも理不盡に及ばゞ其時は戰へ、○又何　一々此方へ告るには及ばぬと云はれた、【注】齊　侵さるゝとも伐るゝとも書かぬ、

蔡桓侯卒、蔡人召蔡季于陳、

【註】桓侯無子、故召季而立之、季內得國人之望、外有諸侯之助、故書字以善得衆、稱歸以明外納、

弟を呼で、跡を立た、【注】桓　內には群臣に思付かれ、外では一列の諸侯がとりもたる、○故　字を書てほめたのは大勢に思はれたゆゑ也、○稱　外より納れたと云ふを見した、

惠公奔齊、

惠公は逐出された、こゝが譏を構て貶されたのである、

【經】十有七年、春、正月、丙辰、公會齊侯紀侯盟于黃、

【註】黃、齊地、

桓公の盟れた、

二月、丙午、公會邾儀父盟于趡、

【註】趡、魯地、稱字、義與蔑盟同、二月無丙午、丙午、三月四日也、日月必有誤、

【注】趡。隱元年に出た通りである、

夏、五月、丙午、及齊師戰于奚、

【註】奚、魯地、皆陳曰戰、

解に不及、

六月、丁丑、蔡侯封人卒、

【註】十一年、大夫盟于折、

蔡の君が卒せられたを告て來た、

秋、八月、蔡季自陳歸于蔡、

【註】季、蔡侯弟也、言歸、爲陳所納、

兄の跡を立てに來た、

癸巳、葬蔡桓侯、

【註】無傳、稱侯蓋謬誤、三月而葬、速、

【注】公の筈である、

及宋人衞人伐邾、

解に不及、

冬、十月、朔、日有食之、

【註】甲乙者、歴之紀也、晦朔者、日月之會也、日食不可以不存晦朔、晦朔須甲乙而可推、故日食必以書朔日爲例、

【注】甲。十干と云ものは歴の紀綱で有る、○晦。日月の會なればこそ、朔の晦のと云、○日食　すれば日食を記すに、朔とばかりは書かぬ筈である、○晦　十干で推考る筈である、何干の何支と記す筈なり、

宣姜與公子朔構急子、

【註】宣姜、宣公所取急子之妻、構會其過惡、

○宣　宣姜と朔とは宣公の膝本に居たゆゑ、急子を讒言したりとなり、【注】宣姜　急子に過惡の事ある樣に附會する、

公使諸齊、使盜待諸莘、將殺之、

【註】莘、衞地、陽平縣西北有莘亭、

宣公の急子を齊へ使にやりて、衞の地莘と云所に盜を待伏させて、殺すつもりをせられた、

壽子告之、使行、

【註】行、去也、

○壽　左公子に付て居た子が、腹がはりの兄へ此巧を知せて、急いで立退れよと云た、

不可、曰、棄父之命、惡用子矣、

【註】惡、安也、

○不　急子がきかずして云には、齊へ行けと有るは父の命なるに、それを棄てゝ立退ては、○惡　子と云ふ詮はない、

有無父之國則可也、及行、飲以酒、壽子載其旌以先、盜殺之、急子至、曰、我之求也、此何罪、請殺我乎、又殺之、二公子故怨惠公、

十一月、左公子洩右公子職、立公子黔牟、

【註】黔牟、羣公子、

○有　父と云の無い國があらば立退て往かうなれど、其やうな國はない、吾は父の命には背れぬと云て合點せぬ、○及　急子が發足せらるゝに付て、餞別の酒を飲せて置て、壽子が兄の旌を持せて先きへぬけがけして行きたれば、是を盜が急子と思て殺した、○急子　其所へ急子が行たれば、壽子を殺した故、其方共が求る急子は吾なるに此子に何の罪が有て殺した、急いで我を殺せと云た、○又　盜めが又急子も殺たと也、○二公　そこで左右の二公子が惠公を怨みて居た、○十一　外の公子を立てた、

十有一月、衛侯朔出奔齊、

【註】惠公也、朔讒構取國、故不言二公子逐罪之也、

衛を出られたと書た也、【注】惠公○元と讒言を構て衛國を奪取られた、それで實は逐出されたれど、それを自分に出奔したやうに書れたは、元と讒を構られたを罪したるものなり、

【傳】十六年、春、正月、會于曹、謀伐鄭也、

【註】前年冬謀納厲公、不克、故復更謀、

桓公の前年にも鄭を伐て厲公を入れうとせられたれども、軍に克たなんだ故亦此春催したとなり、

夏、伐鄭、

夏に及で伐た、

秋、七月、公至自伐鄭、以飲至之禮也、

解に不及、

冬、城向、書時也、

十一月は城をきづく時である、

初衛宣公烝於夷姜、生急子、

【註】夷姜宣公之庶母也、上淫曰烝、

夷姜は父の妾なれば母分の者なり、

屬諸右公子、爲之娶於齊而美、公取之、生壽及朔、屬壽於左公子、

【註】左右媵之子、因以爲號、

○屬　右公子右媵が生だ子で有た、これに附ておかれた其急子が妻にすると云て、○娶　美色で有たれば宣公の自分の御秘にせられた、其腹に壽と云子と惠公朔とが生れられた、此壽を左公子に附けておかれた、

夷姜縊、

【註】失寵而自經死、

○夷　嫉妬で縊て果られた、

鄭の本城を出たゆゑ、別都の者をなつけて其所の役人檀伯を殺して入られた、

冬、會于袲、謀伐鄭、將納厲公也、弗克而還、

蔡へ退て居たを入れうとして、桓公もせわせられたけれども軍に克なんだ、

【經】十有六年、春、正月、公會宋公蔡侯衛侯于曹、夏、四月、公會宋公衛侯陳侯蔡侯伐鄭、

【註】春既謀之、今書會者、魯諱議納不正、蔡常在衛上、今序陳下、蓋後至、

桓公も厲公を鄭へ入れうと思てひたと會せらるゝ、亦會して終に鄭を伐れたと也、【注】春　春の會も鄭を伐謀で有つたは、魯國でも不正の厲公を鄭へ入るゝことは、あまり同心にないで諱で又會と書たとなり、○蔡常　爰はおそく至たを云、

秋、七月、公至自伐鄭、

【註】用飲至之禮、故書、

鄭を伐て歸て廟へ申されて、酒をのむ禮を行はれたゆゑ記した、

冬、城向、

【註】傳曰、書時也、而下有十一月、舊說因謂傳誤、此城向亦俱是十一月、但本事異、各隨本而書之耳、經書夏叔弓如滕、五月葬滕成公、傳云五月叔弓如滕、即知但稱時者、未必與下月異也、又推挍此年閏在六月、則月却而節前、水星可在十一月而正也、詩云、定之方中、作于楚宮、此未正中也、功役之事、皆總指天象、不與言歷數同也、故傳之釋經、皆通言一時、不月別、

城ぶしん也、【注】傳曰　舊說に傳が誤ると云へども城向の時も十一月で、○但　別事ゆゑ取々に書したなり、○經書　外のことで例を引く、夏と云へば下の五月に違はない、○又推　杜預が考へらるゝに月がすゝむ也、功役の事を勤るのは、天象を指て何の星の出た時分には何々をすると云て、屹と歷數を考ると云ことはない、

界の人は盡く夫で、今日連れそうて明日離縁すれば、亦外に夫は求めらるゝ、○父 父と云者は天地の間に只一人なれば、至て親くて比べものにはならぬと也、【注】婦○ 女が疑しかつたゆゑ、母へ問うた、母が生出たる本をといて聞かせたなり、

遂告祭仲曰、雍氏舍其室、而將享子於郊、吾惑之、以告、祭仲殺雍糾、尸諸周氏之汪、

【註】汪、池也、周氏、鄭大夫、殺而暴其尸、以示戮也、

そこで雍姫が父の祭仲に云ふには、夫の雍氏は本宅は舍てゝ御前を下屋敷へ招いでもてなすと云ふには、子細が有らうと存ずる、○吾 私はどうも合點がいかぬによつて、御内々で御知らせ申す御油斷を成さるゝなと告た、さすがころすとも得云はぬ、○祭仲 そこで女が言を悟て 聟を 殺した、○尸 鄭の大夫の屋敷の外堀へ投すてた、【注】汪○ みせしめにしたとなり、

公載以出、

【註】愍其見殺、故載其尸、共出國、

鄭伯もどうも巧みがあらはれて國にたまられぬ故、雍糾が死骸を車にのせて國を出られたと也、

曰、謀及婦人、宜其死也、

○曰謀 鄭伯の云はるゝには、扨々不便なれども此樣な大事の謀を女房に知らするやうな不覺では、ころされたも尤じや、と云はれた、

夏、厲公出奔蔡、六月、乙亥、昭公入、

厲公のあとへ入られた、

許叔入于許、

許の君を立るつもりなり、

公會齊侯于艾、謀定許也、秋、鄭伯因櫟人、殺檀伯、而遂居櫟、

【註】檀伯、鄭守櫟大夫、

【註】櫟鄭別都也、今河南陽翟縣、未得國、直書入、無義例也、

亦衛の領內へ入られた、

冬、十有一月、公會宋公衛侯陳侯于袲伐鄭、

【註】袲宋地、在沛國相縣西南、先行會禮而後伐也、

會して伐たれた也、【注】袲○ 會禮を屹と行つてから鄭を伐たれたなり、

【傳】十五年、春、天王使家父來求車、非禮也、諸侯不貢車服、

【註】車服、上之所以賜下、

非禮で有る、諸侯から車や服を貢物にすると云ことは無い、是は上からこそ下さるゝ物なれ、

天子不私求財、

【註】諸侯有常職貢、

○天子　王が內々で財寶を求むると云ふことはないことである、諸侯は定て上るものがある、是周の衰へたと云ものじや、

祭仲專、鄭伯患之、使其壻雍糾殺之、將享諸郊、雍姬知之、謂其母曰、父與夫孰親、其母曰、人盡夫也、父一而已、胡可比也、

【註】婦人在室則天父、出則天夫、女以爲疑、故母以所生爲本解之、

祭仲が國の仕置を心任せに我まゝするゆゑ、鄭伯も甚だ氣のどくに思はれて、祭仲が壻に雍糾と云者が鄭伯と合體して居た故に是を賴でそちが舅の祭仲を殺してくれよと云はれた、つまらぬ賴みであるに受合もつまらぬ、○將　郊は下屋敷じや、享はもてなすこと、下屋敷で振舞をせうと云て祭仲をすかして殺すたくみじや、比企の賴員が類じや、○雍姬　したれば糺が女房の雍姬が是を知て、○謂　先づ母親と相談した、母へ尋ぬるには、父が親しいものか夫が親しいものでござるかと問うた、○其母　それは比べものには成らぬ、なぜと云に女はどこへ緣に付ても、世

國者、實忽之由復歸例、在成十八年、
突が出られたに因て跡に入れた、【注】忽　元より鄭の君の位に居られた人故に、今も復歸と云た也、○稱　すれば世子と云には及さうもない者なれども、忽の太子の時に母堂も父君に寵あり、○宗　一門の援も有て齊でも功が有た、此では全盛の太子と云ものである、○而守　それを今迄流浪めされたは、いらざる小介の小い節義を守て、○以失　齊から二度迄聟にせうと云たに辭して、援を失はれた、○知　三人の兄弟の强を辨へ知りながら、祭仲が諫言にも從ず、小い善を修て小い行ひを潔するとて、匹夫の仁に從ひ、國の大謀を忘れられた、○故君子　自分一分の謀を成して、國の謀をえせられぬと云て評したと也、○父卒　太子なら太子の樣にあとを次ぐべきに、位に即く事も成らず、鄭の人民にも思ひつかれず、○出　見降して名を以てあつかはれ、○入　國に入ては太子の禮を以て逆へられた、○始　始には逐出されたり、仕廻には殺されて、○三　三人の公子達が追々立たゆゑ、鄭は大亂に及んだは、皆忽が仕成しで有て始末が宜くないと也、

許叔入于許、

【註】許叔、莊公弟也、隱十一年、鄭使許大夫奉許叔居許東偏、鄭莊公既卒、乃入居位、許人嘉之、以字告也、叔本不去國、雖稱入、非國逆例、
【注】許　やはり其領內に居られた、許人が稱美して字を以て告たゆゑ、經にも其儘のりたるなり、○雖　入ると云て逆へた例ではない、

公會齊侯于艾、邾人牟人葛人來朝、

【註】無傳、三人皆附庸之世子也、其君應稱名、故其子降稱人、牟國、今泰山牟縣、葛國、在梁國寧陵縣東北、
桓公の會せられた也、○邾人　魯國へ朝せられた、
【注】無　魯國の附庸國ども也、○其君　三國ともに其君でからが魯では名を記す、况や是は子息達なれば、親と同やうに名も書れぬゆゑに、等降して人と云へば家中の者のあいしらひ也、

秋、九月、鄭伯突入于櫟、

【註】東郊、鄭郊、牛首、鄭邑、
○伐。 鄭の地を攻た、

以大宮之椽歸、爲盧門之椽、

【註】大宮、鄭祖廟、盧門、宋城門、告伐而不告入取、故不書、

○以。 大宮は鄭の廟也、其たるきを取て來て宋の城門の椽に用て造たと也、【注】大宮　經には四國を率ゐて鄭を伐と計り書てある、爰の入大逵の取牛首のと云ふが經に無いは、魯へ赴なんだ故也、

【經】十有五年、春、二月、天王使家父來求車、

車をくれよと仰が有た、つまらぬこと也、

三月、乙未、天王崩、

【註】無傳、桓王也、

解に不及、

夏、四月、己巳、葬齊僖公、

【註】無傳、

告て來た、

五月、鄭伯突出奔蔡、

【註】突、既篡立、權不足以自固、又不能倚任祭仲、反與小臣造賊盜之計、故以自奔爲文、罪之也、例在昭三年、

國を出られた、【注】突。 權威が不足にて位を堅固にも得保たれず、又祭仲に打任するでもなく、反て雍糺が如き小臣と賊盜の計を造し、露見して出奔せられた、追出さるゝではなく、自分から出奔せられたと、文を爲た、是は罪したものなり、

鄭世子忽復歸于鄭、

【註】忽實居君位、故今還以復其位之例爲文也、稱世子者、忽爲太子、有母氏之寵、宗卿之援、有功於諸侯、此太子之盛者也、而守介節以失大國之助、知三公子之强、不從祭仲之言、修小善、絜小行、從匹夫之仁、忘社稷之大計、故君子謂之善自爲謀、言不能謀國也、父卒而不能自君、鄭人亦不君之、出則降名以赴、入則逆以太子之禮、始於見逐、終於見殺、三公子更立、亂鄭

嘗は秋の祭の名である、【注】先。嘗の祭は定りの日より早いも過ちと云もの也、○既。何日に嘗祭を行ふと日を戒て定置て役人も致齊のものいみをして祀る調べにしてからは、○廩。藏がやけたと云ても、米さへやけずば祭はやめぬ筈のことゆゑ、其法を示したものなり、

冬、十有二月、丁巳、齊侯祿父卒、

【註】無傳、隱六年盟于艾、

魯へ赴げたをしるす、

宋人以齊人蔡人衞人陳人伐鄭、

【註】凡師能左右之曰以、例在僖二十六年、

是も魯へ赴た、

【傳】十四年、春、會于曹、曹人致餼、禮也、

【註】熟曰饔、生曰餼、

地主が贈物をしたは禮に合たこと也、

夏、鄭子人來尋盟、且脩曹之會、

【註】子人、即弟語也、其後爲子人氏、

好みの絶ぬやうにとて盟ひつぐなり、

秋、八月、壬申、御廩災、乙亥、嘗、書不害也、

【註】災其屋、救之則息、不及穀、故曰、書不害、

害には成らぬと云ふ事、【注】災。早く消したと見ゆるなり、

冬、宋人以諸侯伐鄭、報宋之戰也、

【註】在十二年、

討反しである、

焚渠門、入及大逵、

【註】渠門、鄭城門、逵、道方九軌、

○焚。大手の門を燒て攻入た、

伐東郊、取牛首、

宋多責賂於鄭、

【註】立突路、

前に出た通り禮物を乞れて、

鄭不堪命、故以紀魯及齊與宋衞燕戰、不書所戰、後也、

【註】公後地期而及其戰、故不書所戰之地、

こたへられぬ也、○故　合戰をした三國と四國と合戰した、○不書　桓公の後れられた、【注】公　約束の地まで出られぬ内にはや合戰が始まつた、されども戰には逢れた故に書たなり、

鄭人來請脩好、

解に不及、

【經】十有四年、春、正月、公會鄭伯于曹、

【註】脩十二年武父之好、以曹地、曹與會、

【注】以　國名を書たは會にあづかる故也、

無冰、

【註】無傳、書時失、

解に不及、

夏五、

【註】不書月、闕文、

是からして闕文のことを夏五と云ひ習はした、

鄭伯使其弟語來盟、秋、八月、壬申、御廩災、

【註】御廩、藏公所親耕以奉粢盛之倉、天火曰災、例在宣十六年、

此鄭伯は厲公を云、其弟語と云ふを魯へおこして盟はせた、桓公の御藏が燒たと也、【注】御　親耕と云は藉田の禮と云て、王でも諸侯でも一寸自ら田をすき玉ふて、其田の米を神へ供へる也、その御供米を納る土藏が、天火でやけたとなり、

乙亥、嘗、

【註】先其時、亦過也、既戒日致齊、御廩雖災、苟不害嘉穀、則祭不應廢、故書以示法、(注、御廩雖災、一作御廩雖災)

慢易と物を慢り、輕はづみなものに用捨し玉はぬと云ふ事を、屹と戒め玉へと申すことでござらうと也、

不然夫豈不知楚師之盡行也、

楚子使賴人追之、不及、

【註】賴國、在義陽隨縣、賴人、仕於楚者、

○不然　左やうでなくば伯比も楚の師の盡く行たを存じながら、右體なことを申す筈がござらぬと云た、楚君の尤と思はれて賴人に追駈させられたれども、もはや得追付なんだ、

莫敖使徇于師曰、諫者有刑、

【註】徇、宣令也、

○莫敖　果して我まゝを云ひ、軍中へ觸て何でも我らに諫言だてをしたならば、仕置を申付ると云ひわたした、

及鄢、亂次以濟、

【註】鄢水、在襄陽宜城縣、

○及　鄢水と云川迄至たれば、もはや軍列が亂れて思ひ／＼に成て川を濟した、

遂無次、且不設備、及羅、羅與盧戎兩軍之、

【註】盧戎、南蠻、入漢、

○遂　川を濟てからは、もはや前後の次第も無く、其上軍の備と云ふは不設、○及　敵が兩方に陣を張た、

大敗之、莫敖縊于荒谷、羣帥囚于冶父、

【註】縊、自經也、荒谷冶父、皆楚地、

○大　果して大敗北に成て國へも歸られず、莫敖は荒谷と云所で縊れて死だ、○羣　組々の頭どもも敗軍してはもはや君の仕置に成るを待つことゆゑ、冶父と云楚の地にて自身に囚人となりて、

以聽刑、楚子曰、孤之罪也、皆免之、

君の仕置を待て居る、○楚子曰　楚君の否な是は我が罪じやと云て、皆助られたに因て刑に免れた、孤は國君の自稱也、

入告夫人鄧曼、鄧曼曰、大夫其非衆之謂、

【註】鄧曼、楚武王夫人、言伯比意、不在於益衆也、

其謂君撫小民以信、訓諸司以徳而威莫敖以刑也、莫敖狃於蒲騷之役、將自用也、

【註】狃、伏也、蒲騷役、在十一年、

楚君が内へ入て、夫人の鄧曼と云ふ人へ伯比が物語を致された、鄧曼は鄭の莊公の夫人にも前に鄧曼と云が有て紛らはしい、是は別人である、○鄧曼曰　夫人でも並み大體の人では無い、右の談を聞て云はるゝには、○大夫　伯比が申分は人數のことではござりますまいとなり、○其謂　かの伯比が思はくは、先づ君には下小民を撫で安ずるには忠信を以し、諸司の官人は令徳で訓へ玉ひ、○威　莫敖が如き奢り者は、刑法を以て屹と威して、下知を加へ玉へと云ふことでござりませう、○莫　莫敖は蒲騷の役に勝利を得たゆゑ、毎も此樣な者じやと思ふて、○將自用と云は我儘を働き、我意をふるふでござらうと也、

必小羅、君若不鎭撫、其不設備乎、夫固謂君訓衆而好鎭撫之、

【註】撫小民以信也、

○必　其やうな意からして、必ず羅などは小國じやと云てあなどるであらう、○君　今君が下知を以て鎭撫成されずばしか〳〵備をも不立に軍をなして不覺を取らうと也、○夫　すれば君は軍兵に訓へ玉ひて、好く信を以て小民を鎭め撫て安じ、

召諸司而勸之以令徳、

【註】訓諸司以徳也、

○召　諸官人には令徳を以て示し玉ひ、

見莫敖而告諸天之不假易也、

【註】諸、之也、言天不借貸慢易之人、威莫敖以刑也、

莫敖に逢玉ひて彼に告玉ふには、天と云ものは易は

人、戰、齊師宋師衛師燕師敗績、

【註】大崩曰敗績、例在莊十一年、或稱人、或稱師、史異辭也、衛宣公未葬、惠公稱侯以接鄰國、非禮也、

魯の桓公が紀と鄭と會し云合せて、○及 四箇國と合戰致された、○齊 散々敗北した、【注】或稱 史官の辭を異にした迄で、意味はないと云こと、○衛 衛侯と云はるゝは非禮である、

三月、葬衛宣公、

【註】無傳、

魯へ赴げて來た、

夏、大水、

【註】無傳、

聞た通りなり、

秋、七月、冬、十月、

【註】無傳、

【傳】十三年、春、楚屈瑕伐羅、鬬伯比送之、還、謂其御曰、莫敖必敗、擧趾高、心不固矣、

【註】趾、足也、

前年羅が敵と成たに付て楚から屈瑕を軍將として羅を伐せた、○鬬 見送りに行た、○還 伯比が歸り路で御者へ物語りに云には、今度莫敖は決して敗軍せう、なぜなれば、○擧 擧動が輕はづみで心が堅固に無いと也、

遂見楚子曰、必濟師、

【註】難言屈瑕將敗、故以益師諷諫、

○遂 主人に見えて云には、是非とも軍兵を增して遣はされよと云た、【注】難 是は皆諷諫の辭である、屈瑕が敗れませう程に用心成されよとはどうも云はれぬ、それで楚君の悟らるゝ樣にもつと人數を增して遣されよと云た、

楚子辭焉、

【註】不解其旨、故拒之、

楚君の伯比が言を得悟られぬに因て、何さと云て用られなんだ、【注】不 伯比が辭を拒で用られぬ、

從之、絞人獲三十人、

【註】獲楚人也、したれば絞人が打て出て樵者を三十人程召捕つた、

明日絞人爭出、驅楚役徒於山中、楚人坐其北門、而覆諸山下、

【註】坐、猶守也、覆、設伏兵而待之、

○明日　其あまみを覺て、絞人が今日も樵者を捕ふと云て我も〳〵と爭て出た、○驅　爰らが左丘明の名文と云ものとて稱することである、退之が左氏の浮華なると云たはこゝらのことである、楚から出した人足を山中へ入て捕と云こと也、驅とははでな文である、驅と云は樵者は敵對ふ者ではない、唯薪を取る計で相手には成らぬに因てじや、さて手分けをして山中へ捕へに出たと也、○楚人　楚人は南門に陣を張たれども、北へまはりて北の攻口を守て、山下に伏兵をふせて待て居て、どつと取懸たれば、

大敗之、爲城下之盟而還、

【註】城下盟、諸侯所深耻、

大に敗北した、○爲　城下まで押寄られて盟ふと云は大な恥である、其盟をさせて引た、【注】城　押詰られて降參するを云、

伐絞之役、楚師分涉於彭、

【註】彭水、在新城昌魏縣、

此絞の軍の時に、楚の軍勢が分れ散じて、彭水をわたる、

羅人欲伐之、使伯嘉諜之、三巡數之、

【註】羅、熊姓國、在宜城縣西山中、後徙南郡枝江縣、伯嘉、羅大夫、諜、伺也、巡、徧也、

時に羅と云國からして是を伐んとして先づ物見を出した、伯嘉は羅の大夫じや、諜はうかゞふと訓む、間諜と云て物見のことである、○三　三と云ふは、何べんも楚の軍勢を見廻して、あらかた人數つもり迄して歸つたとなり、勇壯な男である、

【經】十有三年、春、二月、公會紀侯鄭伯、己巳、及齊侯宋公衞侯燕

桓公の宋と鄭とを和睦させうとせられて、宋公と穀丘で盟れた、【注】句。前に有る通り、厲公の屹と禮物せらるゝ筈で宋が取持た故、その禮物を多く取らんと云ゆゑ、其樣に前の云ふ通りには遣られぬに仍て、不和になつた、

宋成未可知也、故又會于虛、冬、又會于龜、宋公辭平、故與鄭伯盟于武父、

【註】宋公貪鄭賂、故與公三會、而卒辭不與鄭平、

宋がしかと合點せぬ樣子ゆゑに、虛と云所で、又會したりして和談を入れらるれども、○宋公　鄭と和睦のことはことわりを云はれた、○故與　桓公もせん方つきて、鄭と睦く成て宋と手切れに及んだ、【注】宋　取る物を多分にとらぬ故聞入れぬ、

遂帥師而伐宋、戰焉、宋無信也、君子曰、苟信不繼、盟無益也、詩云、君子屢盟、亂是用長、無信也、

【註】詩、小雅、言無信故數盟、數盟則情疏、情疏則憾結、故云長亂、

色々と云ても宋に信がないに因て、終には軍に及ぶ、○君子　信が始終つゞかねば盟は益にたゝぬ、○詩云　亂を長ずるもとゐである、【注】詩　憾を結では和せぬ、

楚伐絞、軍其南門、莫敖屈瑕曰、絞小而輕、輕則寡謀、請無扞采樵者以誘之、

【註】扞、衛也、樵、薪也、

楚國から絞と云ふ國を伐んとて、南の國門に軍勢を屯した、○莫敖　絞は小國で輕々しい國なれば智謀も寡い、○請　先づ長陣を張るには薪取りを出さねばならぬ、それも敵と對陣して居れば、三人や五人はやらぬ、薪を取る者に武者を附けて敵を扞すること也、爰は其扞者をやめて、樵者計り出して敵をひき出さうと云ふ也、

【註】穀丘、宋地、燕人、南燕大夫、
亦會盟せられた、

八月、壬辰、陳侯躍卒、

【註】無傳、厲公也、十一年、與魯大夫盟於折、不書葬、魯不會也、壬辰、七月二十三日、書於八月、從赴、

魯國へ赴て來た、【注】無。　八月魯へ赴た、

公會宋公于虛、

【註】虛、宋地、

冬、十有一月、公會宋公于龜、

【註】龜、宋地、

丙戌、公會鄭伯盟于武父、

【註】武父、鄭地、陳留濟陽縣東北有武父城、

解に及ばず、

丙戌、衞侯晉卒、

【註】無傳、重書丙戌、非義例、因史成文也、未同盟、而赴以名、

告文なり【注】丙戌。　二箇所にあるが、別の義例はない、史官の記し置た故に其儘置いたものなり、

十有二月、及鄭師伐宋、丁未、戰于宋、

【註】既書伐宋、又重書戰者、以見宋之無信也、莊十一年傳例曰、皆陳曰戰、尤其無信、故以獨戰爲文、

桓公の鄭の軍勢と宋を伐たれた、【注】既。　すでに伐と云て、又戰と書たは宋を罪したと也、

【傳】十二年、夏、盟于曲池、平杞莒也、

【註】隱四年、莒人伐杞、自是遂不平、

杞莒を和平させんがためで有た、

公欲平宋鄭、秋、公及宋公盟于句瀆之丘、

【註】句瀆之丘、即穀丘也、宋以立厲公故、多責賂于鄭、鄭人不堪、故不平、

子ゆゑに、昭公を鄭の世繼に立てた、

宋雍氏女於鄭莊公、曰雍姞、生厲公、

【註】雍氏姞姓、宋大夫也、以女妻人、曰女、○宋。亦宋の國の雍氏の人からも女を莊公へおこした、○曰。婦人の名を雍姞と云た、是が厲公を生まれた、【注】雍。大夫の女であつた、

雍氏宗有寵於宋莊公、故誘祭仲而執之、

【註】祭仲之如宋、非會非聘、見誘而以行人應命、宗と云は雍氏の一族と云ふこと、此雍氏一家は主人莊公の至て氣に入故に、厲公を鄭の世繼にする巧みをせらるゝ、○故誘。昭公を君にせうと云ふ祭仲をだまして宋で執へた、【注】祭。使番で行て向の命に應じた、

曰、不立突、將死、亦執厲公而求賂焉、祭仲與宋人盟、以厲公歸而立之、秋、九月、丁亥、昭公奔衛、己亥、厲公立、

宋で公子突を位に即くればよし、否と云ふところすと云た、○亦。突には屹と禮物をおこせ、世話をして位を繼さうと云た、○祭仲。是非なく領承して盟を立てゝ、厲公を連て歸て、あと繼に立た、さすがは成りあがりじや、○秋九。公子忽ももはや國に居られぬ故、衛へ立退れてあとで厲公が君の位に即れた、忽も齊の聟と成て居らるれば善かつたに不覺をせられた、

【經】十有二年、春、正月、夏、六月、壬寅、公會杞侯莒子、盟于曲池、

【註】曲池魯地、魯國汶陽縣北有曲水亭、桓公の會と盟とを致された、

秋、七月、丁亥、公會宋公燕人、盟于穀丘、

【註】卒盟貳軫、
○成　もはや軍勢を揃へて出たからは、何ぞ此上益すに及ばうぞ、○莫敖　そんなら吉凶を卜ふて見ようと云た、○對　いや卜筮と云ものは、物の疑しいことをこそ卜ふ者なれ、是は克に決して居れば卜には及ばぬと云て、終に合戰をした、按のごとく蒲騷で敵を打敗て、卒に盟て歸たとなり、【注】卒　邪魔をさせなんだ、

鄭昭公之敗北戎也、

【註】在六年、
鄭の公子忽の北戎を敗られたときに、

齊人將妻之、昭公辭、祭仲曰、必取之、君多內寵、子無大援、將不立、三公子皆君也、

【註】子突子亹子儀之母、皆有寵、
齊國から聟にせうと云たれば、忽の辭退せられた、○祭仲　なぜ取り玉はぬ、必ず取り玉へ、其子細は、○君　公が御寵愛の婦人が多い、○子　御前も屹とした援けが無く、尻持が無くては得位を繼玉ふまい、○三　三人の御子が有るが皆君と申すもので、どれが立たせられうも知れぬ、すれば齊を舅に取てござれば、よい後ろ楯と云ものじやと云た、

弗從、夏、鄭莊公卒、初祭封人仲足有寵於莊公、

【註】祭、鄭地、陳留長垣縣東北有祭城、封人、守封疆者、因以所守爲氏、
○弗　けれども子忽の承引が無かつた、○夏　夏御親父莊公が卒せられた、○初　是から舊との話じや、祭と云所の封境を主る役人に仲足と云者が有た、是が鄭の莊公に殊の外氣に入て目をかけられ、

莊公使爲卿、爲公娶鄧曼、生昭公、故祭仲立之、

【註】曼、鄧姓、
取立て卿に致された、○爲　祭仲が主人莊公の爲に鄧と云所の女を取た○生　その腹に公子忽が出生せられて、後に昭公と云、○故　自分に世話した婦人の

○鬪廉　前に鄧の軍を敗た軍上手じや、是が謀に鄖人は自分の領分で勢を揃て居るからは、○必　屹と用心も有まい、○且　其上に隨絞州蓼の四邑の勢を賴にして、此らの至る而已を度て居ると也、

君次於郊郢、以禦四邑、

【註】君、謂屈瑕也、郊郢、楚地、

○君　御手前には郊郢の地へ出張して、いつまでも滯陣して四邑の道をさへぎり押へられよ、

我以銳師宵加於鄖、鄖有虞心、而恃其城、

【註】恃近其城、

○我　我は亦强兵をすぐりて、○宵　鄖の備へ夜討をせん、○鄖有　鄖は心に人を度て力にし、又城の近いを恃みにして、

莫有鬭志、若敗鄖師、四邑必離、

莫敖曰、盍請濟師於王、

【註】盍、何不也、濟、益也、

○莫　中々一分立て戰ふ志は有るまいと思はるゝ、○若　鄖さへ攻敗りたらば加勢の四國はきつと離散するであらうとなり、○莫敖　成程一段の謀略なれども、勢が少い、なせ楚王へ賴て軍勢を益して掛かられぬと也、

對曰、師克在和、不在衆、商周之不敵、君之所聞也、

【註】商、紂也、周、武王也、傳曰、武王有亂臣十人、紂有億兆夷人、

○對　否や軍の決して克つと云ものは和に在て、衆の多勢が必役に立つと云ものでも無い、○商　其證據には周の武王は、わづか亂臣十人有て、殷の紂王の億兆の大軍に打勝れたと云ふは、君も御聞及びの通り也、

成軍以出、又何濟焉、莫敖曰、卜之、對曰、卜以決疑、不疑何卜、遂敗鄖師於蒲騷、卒盟而還、

以名赴、

突が歸たで國に居られぬ、それで衞へ退かれた、【注】忽○　爵を云筈である、

柔會宋公陳侯蔡叔盟于折、

【註】無傳、柔、魯大夫未賜族者、蔡叔、蔡大夫、叔名也、折、地闕、

魯の大夫が會して盟た、

公會宋公于夫鍾、

【註】無傳、夫鍾、郕地、

桓公の會せられた、

冬、十有二月、公會宋公于闞、

【註】無傳、闞、魯地、在東平須昌縣東南、

折々會せられた、【注】解に不及、

【傳】十一年、春、齊衞鄭宋盟于惡曹、

【註】宋不書、經闕、

【注】宋○　經に脱したである、

楚屈瑕將盟貳軫、

【註】貳軫、二國名、

今度楚の屈瑕と云者が貳軫の二國と盟はうとした、

鄖人軍於蒲騷、將與隨絞州蓼伐楚師、

【註】鄖國、在江夏雲杜縣東南、有鄖城、蒲騷、鄖邑、絞、國名、州國、在南郡華容縣東南、蓼國、今義陽棘陽縣東南湖陽城、

○鄖　是は楚の盟を邪魔するつもりで、鄖の國から軍兵を揃へて蒲騷と云所に屯して、隨絞州蓼の四國と云ひ合せて、楚の兵を伐んと待かまへて居る、

莫敖患之、

【註】莫敖、楚官名、即屈瑕、

○莫敖　屈瑕が是を苦にした、

鬭廉曰、鄖人軍其郊、必不誡、且日虞四邑之至也、

【註】虞、度也、四邑、隨絞州蓼也、邑、亦國也、

賴で助けた、○故。實は魯を侵すと云ものなれど、それを侵すとは書ぬ、【注】不。魯國は正直にて無理はない、三國の諸侯は私曲で無理也、○交。互に無事にわかれて合戰には及ばなんだ、

先書齊衞王爵也、

【註】鄭主兵而序齊衞下者、以王爵次之也、春秋所以見魯猶秉周禮、

○先。相手は鄭じや、それを後へ出したは、先官を以てなり、【注】鄭。解に不及、

【經】十有一年、春、正月、齊人衞人鄭人盟于惡曹、

【註】惡曹、地闕、

魯へ赴て來た、

夏、五月、癸未、鄭伯寤生卒、

【註】同盟于元年、赴以名、

母親の惡まれた人が卒せられて魯へ赴て來た、

秋、七月、葬鄭莊公、

【註】無傳、三月而葬、速、

此も赴てきた、【注】無。葬りが早かつた、五月目の定りじや、

九月、宋人執鄭祭仲、

【註】祭、氏、仲、名、不稱行人、聽迫脅以逐君、罪之也、行人例、在襄十一年、釋例詳之、

宋人が召捕た祭仲は鄭の使番じや、【注】祭。行人と書く筈なれども、宋人が迫り脅すを同心して君を逐出したを惡で、名を書た、

突歸于鄭、

【註】突、厲公也、爲宋所納、故曰歸、例在成十八年、不稱公子、從告也、文連祭仲、故不言鄭、

宋人の執持で歸つた也、【注】突。向から告たまゝに記したで、公子とない、○文。鄭の突と書く筈なれども、祭仲から引つゞけて書た故、改て又鄭とは云はぬ、

鄭忽出奔衞、

【註】忽、昭公也、莊公既葬、不稱爵者、鄭人賤之、

夫無罪、懷璧其罪、

【註】人利其璧、以璧爲罪、

○弗　大事の玉じやと云て進ぜなんだ、○既　後つく〳〵思案して悔んで云やうには、○周　輕い者は何にも罪はない、璧を持つのが罪じやと云なり、

吾焉用此、其以賈害也、

【註】賈、買也、

○吾　是を秘藏して何にかせん、兄貴にやるのは害をさけると云ものじや、害を買求めんよりはと云て、

乃獻之、又求其寶劒、叔曰、是無厭也、無厭將及我、

【註】將殺我、

終に進獻したと也、○又　したれば弟が持て居た好い劒をも呉れよと云た、○叔曰　いや此兄貴は何をやつても厭き足る仁ではない、○無　あのやうに厭くことがなく、物を欲しがられては、後には我をも殺されるで有らうと云て、

遂伐虞公、故虞公出奔共池、

【註】共池、地名、闕、

○遂　兄貴を伐ちにかゝつたゆゑ、出奔せられた、

冬、齊衛鄭來戰于郎、我有辭也、

初北戎病齊、

【註】在六年、

三國が來て軍をすれども、魯には云ひわけがある、○初　六年に在たことで、

諸侯救之、鄭公子忽有功焉、齊人餼諸侯、使魯次之、魯以周班後鄭、鄭人怒、請師於齊、齊人以衛師助之、故不稱侵伐、

【註】不稱侵伐、以戰爲文、明魯直諸侯曲、故言我有辭、以禮自釋、交綏而退、無敗績、

鄭の忽が大に戎を打破て功を立られた、其節加勢の諸侯へ齊から料理を出し、其取計ひを魯へ云付た、其とき魯人が周の定めの座順を用て、鄭を後とにした、それを鄭人が怒て齊へ加勢を請た、齊からは衛をも

秋、公會衞侯于桃丘、弗遇、
【註】無傳、衞侯與公爲會期、中背公更與齊鄭、故公獨往而不相遇也、桃丘、衞地、濟北東阿縣東南有桃城、
兼ての約束ゆゑに行れたれば、衞侯は來られなんだ、
【注】無傳　衞侯が約束しておいて變改した、

冬、十有二月、丙午、齊侯衞侯鄭伯來戰于郎、
【註】改侵伐而書來戰、善魯之用周班、惡三國討有辭、
魯國を侵した、【注】改　侵すと書く筈なれども、侵さるゝ道理はない、是は魯國は周班を用ひたをほめ、三國は云わけの辭ある國を伐つは、無理と云ことを惡で來戰と書たとなり、

【傳】十年、春、曹桓公卒、
【註】終施父之言、
太子の歎れたは是で有た、

虢仲譖其大夫詹父於王、
【註】虢仲、王卿士、詹父、屬大夫、
王へ讒言した、

詹父有辭、以王師伐虢、夏、虢公出奔虞、
【註】虞國、在河東大陽縣、
○詹言　詹父が方には云わけが有た、それで王から勢を下されて虢仲を伐た、夏、虞の國へ出奔した、

秋、秦人納芮伯萬于芮、
【註】四年、圍魏所執者、
終には納れた也、

初虞叔有玉、
【註】虞叔、虞公之弟、
虞公の弟の虞叔と云が、何か美い玉を持て居た、

虞公求旃、
【註】旃、之也、
虞公の殊外望まれて與れよと求められた、

弗獻、既而悔之、曰、周諺有之、匹

後から鄧兵を夾みて攻た、【注】楚○向へ逃て敵に逐せ置て、殘た方から後ろを取切たれば、逃た兵も引返して討た、

鄧師大敗、鄾人宵潰、

【註】宵、夜也、

散々敗北して剰へ夜に至ては鄧の軍が裏くづれして逃散た、

秋、虢仲芮伯梁伯荀侯賈伯伐曲沃、

【註】梁國、在馮翊夏陽縣、荀賈、皆國名、

云合せて伐た、

冬、曹太子來朝、賓之以上卿、禮也、

【註】諸侯之適子、未誓於天子、而攝其君、則以皮帛繼子男、故賓之以上卿、各當其國之上卿、

魯國へ來た、もてなすに上卿あしらひにした、是は禮に合たことじや、

享曹太子、初獻、樂奏而歎、

【註】酒始獻、

○享○右の太子を饗應の爲、音樂を奏せられたれば、歎息したためいきを繼だ、

施父曰、曹太子其有憂乎、非歎所也、

【註】施父、魯大夫、

○施父○魯の大夫があれは憂が出來るで有らう、可歎所ではないと云た、

【經】十年、春、王正月、庚申、曹伯終生卒、

【註】未同盟而赴以名、

魯へ赴て來た、

夏、五月、葬曹桓公、

【註】無傳、

是も赴げて來た、

人韓服を同道させて鄧へ使者にやられた、

鄧南鄙鄾人攻而奪之幣、

【註】鄾、在今鄧縣南、沔水之北、

○鄧南　右の通り同道して進物などを持せて行く時に、鄧の領分へ至りたれは、南在郷の鄾と云所の者どもが、彼の使者を攻て進物を奪た也、

殺道朔、及巴行人、楚子使薳章讓於鄧、鄧人弗受、

【註】言非鄾人所攻、

○殺　其上に巴の使番も楚の大夫も殺してのけた、理不盡な事で有る、○楚子　楚君もたまらぬ故、大夫薳章を鄧へ遣して、何故の仕業ぞと咎めたれば、○鄧人　中々受けぬ、鄾の者の致したことでは無いと云た、

夏、楚使鬭廉帥師及巴師圍鄾、

【註】鬭廉、楚大夫、

○夏楚　今度は鬭廉と云大夫に云ひ付て軍兵を出し巴國の軍兵と一つに成て鄾を攻た、

鄧養甥聃甥帥師救鄾、三逐巴師、不克、

【註】二甥、皆鄧大夫、

○鄧　鄧からも二人の大夫を出して、軍兵を指添て鄾の援兵とした、○三　三度迄巴國の軍兵を逐たれども、十分に克なんだ、

鬭廉衡陳其師於巴師之中、以戰、而北、

【註】衡、橫也、分巴師為二部、鬭廉橫陳於其間、以與鄧師戰、而僞北、北、走也、

○鬭　爰で亦謀をなす、楚國の軍兵が巴の軍勢の中に橫に備て戰ひ、業と逃て見せた、【注】衡　巴の軍兵を二手に分て、其中に橫に備て戰ふて逃た、

鄧人逐之、背巴師、而夾攻之、

【註】楚師僞走、鄧師逐之、背巴師、巴師攻之、楚師自前還與戰、

逃るに任せて追掛たれば、巴の軍勢が後とに成て前

用られて、尤と得心して互に盟て歸られたと也、

冬、王命虢仲、立晉哀侯之弟緡于晉、

【註】虢仲、王卿士、虢公林父、
周から晉の君を立られた、

祭公來、遂逆王后于紀、禮也、

【註】天子娶於諸侯、使同姓諸侯爲之主、祭公來受命於魯、故曰禮、
魯へ來られたのは禮じやと也、【注】天子○○他の諸侯の女を迎て后と成さるゝには、必ず御一門の諸侯をば亭主と成し玉ふこと也、夫で來たのは禮故記した、

【經】九年、春、紀季姜歸于京師、

【註】季姜、桓王后也、季字、姜、紀姓也、書字者、伸父母之尊、
件の紀の女を京師へ送た、

夏、四月、秋、七月、冬、曹伯使其世子射姑來朝、

【註】曹伯有疾、故使其子來朝、
曹伯の病氣で有たに付て、名代に世子を魯へおこされた、

【傳】九年、春、紀季姜歸于京師、凡諸侯之女行、唯王后書、

【註】爲書婦人行例也、適諸侯、雖告魯、猶不書、
諸侯同士の緣組にはたとへ魯へ赴げて來てからが書ぬ、爰は王へ迎へ玉ふに付て記した、

巴子使韓服告于楚、請與鄧爲好、

【註】韓服、巴行人、巴國、在巴郡江州縣、
巴の君で子の爵じや、是が韓服と云ふ使ひ番を楚國へ遣して鄧と好みが結びたい御取持を賴むと云つた
【注】韓○行人は使番のことを云、

楚子使道朔將巴客、以聘於鄧、

【註】道朔、楚大夫、巴客、韓服、
そこで楚の君が大夫の道朔と云者に云付て、巴の客

季梁曰、楚人上左、君必左、

【註】君、楚君也、

○季梁　諫て聞れねどもまだ忠を以て諫る、楚の國では左座を貴むに仍て、楚の君はきつと左座に備へらるゝで有らう、

無與王遇、且攻其右、右無良焉、必敗、偏敗、衆乃攜矣、少師曰、不當王、非敵也、弗從、

【註】不從季梁謀、

○無　先づ楚王と對陣は御無用になされて、○且　右の方から掛て攻たならば、右には良將も有まい、しからば必ず敗るゝであらう、○偏　かたわきが敗れたらば、軍勢は離れて散々に成らうと也、是は好い謀である、○少師　又無分別者が合點せぬ、○不　軍と云者は大將をこそ目掛て戰ふ筈なれ、王の外は相手に足らぬと云て、季梁が謀に從はなんだ、

戰于速杞、隨師敗績、隨侯逸、

【註】速杞、隨地、逸、逃也、

○戰　速杞と云隨の領内で合戰して、隨の軍悉く敗北し、隨侯の闇君も命から〴〵逃のびた、

鬭丹獲其戎車、與其戎右少師、

【註】鬭丹、楚大夫、戎車、君所乘兵車也、戎右、車右也、寵之、故以爲右、

○鬭　楚の大夫が無二無三に攻付て、隨侯の車を奪たそれのみならず、右座の無分別者の少師も生捕られたと也、【注】鬭　寵せられたに因て戎右にせられた、

秋、隨及楚平、楚子將不許、鬭伯比曰、天去其疾矣、

【註】去疾、謂少師見獲而死、

隨から和睦を賴んだ、楚君が和睦せまいと云はれた、○鬭伯比　此男が好い諫めで有る、今和睦せまいと云は悪い害になる、少師を天から去り玉ふたれば、

隨未可克也、乃盟而還、

隨はまだ滅ぼされぬと諫めた、○乃　楚王は亦諫を

【註】釁、瑕隙也、無德者寵、國之釁也、

隨の國の少師が隨侯に寵を受て用られた、六年に鬪伯比が早や計ておいた通りに、少師を用て季伯などが諫を用ひぬに仍ても早計つてよからうと也、○釁　敵によい隙が有る、あの虛に乘じて討たがよい、此時を失ふ可らずと也、【注】釁　少師抔は至て不德な者で有る、左樣な者が用ひらるれば透間が有て伐易い也、

夏、楚子合諸侯于沈鹿、

【註】沈鹿、楚地、

呼集たれば、

黃隨不會、

【註】黃國、今弋陽縣、

○黃　二國は會せなんだ、

使薳章讓黃、

【註】責其不會、

君が大夫を黃へ遣し、何故に會せぬぞと糺問させ、

楚子伐隨、軍於漢淮之間、季梁請下之、弗許而後戰、

【註】下之、請服也、

其故楚自分は隨を討とて、漢水淮水の間に陣取た、○季梁　彼の隨の賢臣が隨侯へ請て云には、一旦手を下げて楚に降參し、○弗　夫でもあの方から許さぬ段には合戰を致さう、

所以怒我而怠寇也、少師謂隨侯曰、必速戰、不然將失楚師、隨侯禦之、望楚師、

【註】遙見楚師、

○所以　降參を許さぬと云て、此方の士卒は怒て勢がつく、楚の軍勢は此方の弱みを見て油斷するで有らう、是が寇を怠らする手段と云ものじやと諫た、○少師　無分別者が隨侯にふき込には、左樣な手ぬるい手段をせうより、早速戰たがよいと、○不然　さうせずんば楚の敵を失てしまはうと也、○隨　闇君が少師が云通り、早々軍を出して一と當あてんと云た、○望楚　既に出かけて楚の軍勢を遙かに望んだ、

盟向之民于郟、
【註】郟、王城、
王城へうつされた、
冬、曲沃伯誘晉小子侯殺之、
【註】曲沃伯、武公也、小子侯、哀侯子、
曲沃から本家の君を殺して終に晉を滅ぼした、
【經】八年、春、正月、己卯、烝、
【註】無傳、此夏之仲月、非爲過、而書者、爲下五
月復烝見瀆也、例在五年、
烝は祀の名で有【注】無○五月するはわるい、
天王使家父來聘、
【註】無傳、家父、天子大夫、家、氏、父、字、
魯國へ御使を下された、
夏、五月丁丑、烝、
【註】無傳、
秋、伐邾、

【註】無傳、
冬、十月、雨雪、
【註】無傳、今八月也、書時失、
祭公來、遂逆王后于紀、
【註】祭公、諸侯爲天子三公者、王使魯主昏、故
祭公來、受命而迎也、天子無外、故因稱王后、卿
不書、擧重略輕、
紀の國から天子の后を迎るに付て魯國へ來た、【注】
○祭○天子へ出て勤て居らるゝ、○王○魯國へ昏禮御
用を仰付られた、それで魯國へ來て命を受けた、○天
子○王后と云へば天子にかぎる、卿も出合つらんな
れども、云ふにたらぬこと故書かぬ也、
【傳】八年、春、滅翼、
【註】曲沃滅之、
翼を伐た、
隨少師有寵、楚鬬伯比曰、可矣、
讎有釁、不可失也、

【註】紀微弱、不能自通於天子、欲因公以請王命、公無寵於王、故告不能、

紀の國の君が魯國へ來朝せられて、魯國の君から周へ申上て、王の命を請て齊の國と和睦したいとて、周への取次を魯侯へ願はれた、○公　桓公の安いことながら、取次がならぬと云はれた、【注】紀　附庸は王へ直々に申上ることが成らぬに因て、桓公を賴て王命の出る樣にして下されと云たけれども、桓公は王へ御出頭でもないに因て、どうもえせぬと云はれた、是らのことは一通りではいかぬ、格別御親しいと云でなければ成らぬである、

【經】七年、春、二月、己亥、焚咸丘、

【註】無傳、焚、火田也、咸丘、魯地、高平鉅野縣南有咸亭、譏盡物、故書、

○。○。○。やきがりと云は、野を燒て狩すること、魯國で是を致された、【注】譏○　禽獸を捕り盡すと云ふ仕方ゆゑ、譏て書てあるなり、

夏、穀伯綏來朝、鄧侯吾離來朝、

【註】不總稱朝者、各自行朝禮也、穀國、在南鄉筑陽縣北、

魯國へ來朝した、【注】不○　二人の來朝を別に書たのは、朝禮の日が違てあるゆゑ、別々と云ことを示したものである、

【傳】七年、春、穀伯鄧侯來朝、名、賤之也、

【註】辟陋小國、賤之、禮不足、故書名、以春來夏乃行朝禮、故經書夏、

名を書たのは賤めたものじや、【注】辟○　片邊りの陋しい國と云ふこと、○賤○　禮が備はらぬゆゑ名を書た、○以春○　全體春來たれども夏に成た、

夏、盟向求成于鄭、既而背之、

【註】盟向、二邑名、隱十一年、王以與鄭、故求與鄭成、

鄭の國と和睦したいと云た、○既○　あとで又變改した、【注】盟○　蘇忿生が田を取上て、鄭へ與へられたことが有る、それで鄭に附て居る筈也、

秋、鄭人齊人衛人伐盟向、王遷

【註】改其山川之名、

○以官　君の名に官名を付ければ、是非なく其官職をやめねばならぬ、○以山　山や川と合ふと云て山川を付けかへると、山川には神があるに因て、その神を廢づると云ものである、

以畜牲則廢祀、

【註】名豬則廢豬、名羊則廢羊、

○以畜　畜類は神を祭る供物なるに、それを棄れば祀をすてねばならぬ、おろそかになると云こと、

以器幣則廢禮、晉以僖侯廢司徒、

【註】僖侯名司徒、廢爲中軍、

○以器　禮の贈物をやめねばならぬ、すれば禮を廢る筋である、○晉　晉の僖侯と云人は、名を司徒と付られたれば、司徒の官を止て中軍と替られた、

宋以武侯廢司空、

【註】武公名司空、廢爲司城、

○宋以　武公の名を司空とつけられたに因て、司空の官を止て司城と改めた、是らが官にさし合ふ古例と也、

先君獻武廢二山、

【註】二山、具敖也、魯獻公名具、武公名敖、更以其鄉名山、

○先　御家の御先祖で申さうなれば、獻公は名を具とつき、武公は敖と付玉ひたに因て、具山敖山と云ふ二つの山を改て、其近鄉の名を取て山の名と致た、是らが例と也、

是以大物不可以命、公曰、是其生也、與吾同物、命之曰同、

【註】物、類也、謂同日、

○是以　必ず右の品々のやうな大きな物を以ては付られませぬと云た、○公曰　そこで桓公の此子が生れた日は、吾と同日で有たと云て同と名けられたと也、

冬、紀侯來朝、請王命以求成于齊、公告不能、

【註】若子同生有與父同者、
○以。皆聞えた、

不以國、

【註】國君之子、不自以本國爲名也、
○不以。國と云ふは、たとへ魯の國の、世子に魯と云ふ名は付られぬ、國號をすてねばならぬ、【注】本國に障る、

不以官、不以山川、不以隱疾、

【註】隱、痛、疾、患、辟不祥也、
司馬の司空のと云名を付れば官名をかへねばならぬで是も付けぬことぢや、○不以。是も山や川の名をかへねばならぬ様になる、○不以隱疾や痛むのと云字はけがらはしい、

不以畜牲、

【註】畜牲六畜、
○不以畜牲は神を祭るの物なればかへられぬ、

不以器幣、

【註】幣、玉帛、
○不以器。器物の玉の帛のと云物は、常に取扱て禮を行ふ者ゆゑ捨られぬ、

周人以諱事神、名終將諱之、

【註】君父之名、固非臣子所斥、然禮、既卒哭、以木鐸徇曰、舍故而諱新、謂舍親盡之祖、而諱新死者、故言以諱事神、名終將諱之、自父至高祖、皆不敢斥言、
○周人。周では諱を以て神に仕ることなれば、祝は萬年どこぞで御過ぎなされる、その時は御名を諱ねばならぬ、すれば指し支への出來る名はわるい、それ故右の類は名に付けぬ、【注】舍故。故きは付てもよい、親盡と云は、五代前の諱はいむに及ばず、新たに死だ諱をいむ、

故以國則廢名、

【註】國不可易、故廢名、
前に段々に申す通にて國かへはならぬゆゑ、國の名をすてねば成らぬ、

以官則廢職、以山川則廢主、

【註】大牢、牛羊豕也、以禮接夫人、重適也、
魯國の若君が出生して有た、○以　諸事太子の禮で取扱つた、○擧　とは萬事執り行たと云ふ也、○接　夫人をもてなすに正膳の料理を用たと云ふこと、
【注】大牢　適子の御袋さまを重じたものである、

卜士負之、士妻食之、

【註】禮、世子生三日、卜士負之、射人以桑弧蓬矢射天地四方、卜士之妻爲乳母、
隨分善い士を卜なふて御抱守にするとなり、負は抱くことで有る、○士　善き士の妻を選で、御乳母にすること也、【注】禮　生れられて三日目に抱守をして抱せ、○射　御弓役が規式を勤めた、

公與文姜宗婦命之、

【註】世子生三月、君夫人沐浴於外寢、立於阼階西鄕、世婦抱子升自西階、君命之乃降、蓋同宗之婦、
桓公の夫人宗婦は家門の妻とともに名を付らるゝと也、【註】外　表座敷にて此禮を行ふことで有る、

公問名於申繻、對曰、名有五、有信、有義、有象、有假、有類、

【註】申繻、魯大夫、
桓公の申繻と云大夫に名の命様を尋ねられた、○對曰　名の實を説く五通りを下にて説くなり、

以名生爲信、

【註】若唐叔虞、魯公子友、
○以名　手の筋にその名に付べき文字がある、左様な事で付るが信じや、

以德命爲義、

【註】若文王名昌、武王名發、

以類命爲象、

【註】若孔子首象尼丘、

取於物爲假、

【註】若伯魚生、人有饋之魚、因名之曰鯉、

取於父爲類、

自爲謀、

【註】言獨絜其身、謀不及國、

○在　面々の耳たぶと云ものぢや、大國の勢が有ても此方の足りには成らぬで、何にするものであらう、○君子　善く自分の身をとりはからうた、【注】國の爲と云ふ迄は思案が及ばなんだ、

及其敗戎師也、齊侯又請妻之、

【註】欲以他女妻之、

○及其　今度齊へ加勢せられて、戎の師を敗て功を立てられたに依て、齊侯の又妹女を以て聟にせうと云はれた、

固辭、人問其故、太子曰、無事於齊、吾猶不敢、今以君命奔齊之急、而受室以歸、是以師昏也、民其謂我何、

【註】言必見怪於民、

○固　是でも益々辭退致された、○人　亦人が問たれば、太子の云はるゝには、齊の國に何事も無く、穩な時でさへも、吾敢て聟に成らなんだ、○今　今度の加勢は父君の命にて、齊の急難に馳付て救た、それに其手柄じやと云て、妻室を貰て歸ては、是れ師を以て昏禮すると云ものじや、大分の士卒に骨を折せたり、討死させたりして、おれ計左やうの擧しては、民が何かやうにか云て怪むであらうと也、

遂辭諸鄭伯、

【註】假父之命以爲辭、爲十一年、鄭忽出奔衞傳、

○遂　それで今度は自分に又も〳〵辭退も成らぬに因て、親の鄭伯が合點致されませぬと云て託けてことわりを云はれた、【注】爲　頓て入用故に、此時有た實事を解て置れた、

秋、大閲、簡車馬也、

勢ぞろひである、魯國で閲した、

九月、丁卯、子同生、以太子生之禮擧之、接以大牢、

へ送つた、

於是諸侯之大夫戍齊、齊人饋之餼、

【註】生曰餼、

○於是　此とき國々から大夫どもが士卒を從へて、齊の國を守た、○齊人　肉なれば生の肉、食物の不烹を餼と云、一種づゝ贈るとて、

使魯爲其班、後鄭、

【註】班次也、魯親班齊饋、則亦使大夫戍齊矣、經不書、蓋史闕文、

○使　魯は禮の功者な國ゆゑ、次第を序づることを賴みたれば、魯人が鄭の國を後とに付けた、【注】班　魯が次第を付ける奉行するからは、魯からも加勢があつたは勿論也、經には無いのは缺た者か、史官が落したか、

鄭忽以其有功也怒、故有郎之師、

【註】郎師在十年、

齊を救て狄に打勝た大功があるゆゑ、後とにつくる筈はないと云て怒られた、是から郎の軍が起たである、

公之未昏於齊也、齊侯欲以文姜妻鄭太子忽、太子忽辭、人問其故、太子曰、人各有耦、齊大、非吾耦也、詩云、自求多福、

【註】詩、大雅文王、言求福由己、非由人也、

○公之　桓公の齊から夫人を迎へられぬ前に、齊の女を鄭の太子忽へ遣したいと云はれたれば、太子忽の辭退せられた、○人　人がよい舅じやになぜ辭退せらるゝぞと問、○太子曰　人には相應々の合手が有もので、齊は大國なればおれらが相手には提灯につりがねじや、○詩云　自分に多福を求めたがよいと云ふことなれば、

在我而已、大國何爲、君子曰、善

妻父、妻母、姑之子、姊妹之子、女子之子、非己之同族、皆外親有服而異族者也、

親類睦くして、さうして諸物をきよめて、敬で鬼神を祭る也、【注】九族　同姓でなく妻の一家女子の嫁いだ向の一家などを云たものなり、

於是乎民和而神降之福、故動則有成、今民各有心、而鬼神乏主、

【註】民飢餒也、

是で社萬民も安く和いで、鬼神も降臨ましくて福をさづけらるゝ、○故　何ごとをしても神の助が有て成就する、○今　只今御國は民が心々に成て鬼神も浪人が多い、民が餒て居るから、神もたのみに思召す人が少い、

君雖獨豐、其何福之有、君姑脩政、而親兄弟之國、庶免於難、隨侯懼而脩政、楚不敢伐、

○君　と申さるゝやうに、君計りが十分に祭玉ふても何として福が降りませう、○君姑　兎角君にも先づ政を修め玉ふて、一家の國々を親く睦く成さるゝならば、○庶　難を免れ玉ふて國も堅からうと也、○隨侯　右の通りに説きたれば、隨侯も屈服致されて、德を修られたれば、楚國からえ指ざしをせなんだ、

夏、會于成、紀來諮謀齊難也、

【註】齊欲滅紀、故來謀之、

桓公の紀侯と會せられた、是は齊から紀を滅さうとした其相談に來たである、

北戎伐齊、齊侯使乞師于鄭、鄭太子忽帥師救齊、六月、大敗戎師、獲其二帥大良少良甲首三百、以獻於齊、

【註】甲首、被甲者首、

齊を攻るに付て加勢を請はれた、○鄭　戎の二人の大將大良小良と云ふ者と、甲首三百とを取て以て齊

と云ふこと也、

謂其畜之碩大蕃滋也、謂其不疾瘯蠡也、謂其備腯咸有也、

【註】雖告神以博碩肥腯、其實皆當兼此四謂、民力適完、則六畜既大而滋也、皮毛無疥癬、兼備而無所闕、

○謂　能くこえて澤山にはびこるを云たものなり、○謂　一には疵もなく疾ひのないを云たものである、○瘯　此も畜のやまひを云、○謂　一つには備物の牲の大分有ると云とを申すとなり、【注】雖　其實と云は、此四通りの謂を兼ぬるを云たもの也、民の力さへ完ければ、畜類は澤山に蕃茂すると云こと、皮にも毛にも疵なく皆備つて缺目のないと云ふにて、民の力が全いと云ふが本也、

奉盛以告曰、絜粢豐盛、謂其三時不害、而民和年豐也、

【註】三時、春夏秋、

穀類の盛物を供へる時の詞には、潔き御飯もたつぷりと盛り供ると云心も、農の三時に害が無きゆゑに、民も和樂して年も豐なと云ふこと也、

奉酒醴以告曰、嘉栗旨酒、

【註】嘉善也、栗謹敬也、

○奉　酒の醴と云を供ては嘉德ありて謹で旨酒を上る、

謂其上下皆有嘉德、而無違心也、所謂馨香無讒慝也、

【註】馨香之遠聞、

と云こゝろは上下ともに善い德が有て、一致して居ますと云ふ事也、○所　書經に出た君の香き德と云ふことなり、

故務其三時、脩其五教、

【註】父義、母慈、兄友、弟恭、子孝、

○故　農の時を專ら精出して、五つの敎を脩め、さて

親其九族、以致其禋祀、

【註】禋、絜敬、九族、謂外祖父、外祖母、從母子、及

はせぬ、

今民餒而君逞欲、

【註】逞、快也、

今は此御國は民が餒て困窮はすれども、君は欲を逞うし思の儘に快樂せらるゝ、

祝史矯擧以祭、臣不知其可也、

【註】詐稱功德以欺鬼神、

○祝　神主は僞りを云て、餒て居る民を豐饒なと云て祭り、神靈を欺く、○臣　私はよいとは存ぜぬ、

公曰、吾牲牷肥腯、粢盛豐備、何則不信、

【註】牲、牛羊豕也、牷、純色完全也、腯、亦肥也、黍稷曰粢、在器曰盛、

○公曰　此口上が隨侯の大きな心得ちがひじや、○吾　おれが神靈へ備る牲の肉はこえて澤山、進ずる盛物は飽ほど備る、是で信がないとは云はれまいとなり、【注】牲　純色と云は白い羊にはまじりのない、黑いには斑のないを云、○完　は角のをれたや尾のぬけたのない、全きのを云、器にもりたのを盛と云、是を豐備と澤山にそなふれば、信ならずとは云はれまい、

對曰、夫民、神之主也、

【註】言鬼神之情、依民而行、

季梁が云には凡て民と云者は、神の主とは神の施主と也、民が有て祭れば社神の威も益せ、民が無ければ神も浪人じや、【注】言　鬼神と云ふものは、民の樣子によりて君へ禍福を下さるゝ物也、

是以聖王先成民、而後致力於神、故奉牲以告曰、博碩肥腯、謂民力之普存也、

【註】博、廣也、碩、大也、

それゆゑ、古の聖王は民の上をよく治めて後に、力を盡して神につかへたものなり、○故　備る時に神靈へ申すことばに、博碩肥腯と云ふは、普く民の力が十分なと申す心にて、能肥ました程に召上られませい

と也、○二年　始て王號を稱したとある、是から大分楚君の勢ひが盛に成て、○終　抗衡は物を同格に楯あふと云て、中國と對するを云、○故　始終を示したものである、

王毀軍而納少師、

【註】從闘伯比之謀、

○王毀　楚王が闘伯比が謀を用られて、わざと軍を弱め毀かして、○納　少師を陣中に通された、

少師歸、請追楚師、隨侯將許之、

【註】信楚弱也、

○少師　少師が楚の無勢なを見て歸て、○請　隨侯へ甚だ心安いに仍て、追つめて討たうと云た、○隨　討たがましじやと思はれた、【注】信　眞實に弱いと信仰致された、

季梁止之曰、天方授楚、楚之羸、其誘我也、君何急焉、臣聞小之能敵大也、小道大淫、所謂道、忠於民而信於神也、上思利民、忠也、祝史正辭、信也、

【註】正辭、不虛稱君美、

果して賢者がうかとはのらぬ、止て云には、○天方　此節天より眞最中楚に福を授け玉ふて、段々强大な勢になればうかとはすゝまれぬ、楚の弱しと云は實に弱いでは有まい、此方をあざむきだましておびき出すに極た、○君　それじやに、何ぞうかと是を追はんと成さるゝぞと也、○臣聞　總じて小國が能く大國に對して亡ぼされぬと云ものは、小國の方には道を能く行て、大は淫に成て亂るゝ故也、○所謂　其道と云ものは何なれば、下民に忠有りてまことを用ひ、扨上神靈には信を用ふるを道とすると也、○上思　再釋をして示す、上からして民の便利なやうに仕むけるを忠と云ふとなり、○祝　神の主は辭を正しくすると云は、君の治方が善いに因て、國も治り民も澤を蒙りまするゆゑ、五穀も豐饒なれば、初穂を召上られませいと有りやうに云、是を信と云と也、【注】正　不德な君に今のやうに言ては虛と云ものじや、それ

【註】張自侈大也、

○我　先づ此方の癖として手前の三軍を張て、こと〴〵しく軍列を立並べ、○而　鎧甲を着かざり弓の太刀のと云て仰山に構て、○以　武備を以て國々へ臨みかゝるに由て、○彼　漢東の國が用心ばかりして、協と云ひ合せて、○以　楚國を亡す謀而已をする、○故　それ故にかの國々をはなれ〴〵にするとが成らぬ、中々ゆだんを致さぬとなり、○漢東　漢東の國の中で隨が一番大國である、○隨張　然れば謀を以て隨を侈らせて高ぶらせたならば、必小國などに目はかけまいと存ずる、

小國離、楚之利也、少師侈、請羸師以張之、

【註】羸弱也、

○小　小國どもが背て離れさへすれば、楚國の勝利を得るには極つた、○少師　幸ひ少師は甚だ侈つた者なれば、願くは此方の師を弱くして人數をまばらにして、○以　彌少師を侈らせて、其上の計略が有らうと也、

熊率且比曰、季梁在、何益、

【註】熊率且比楚大夫、季梁隨賢臣、

○熊率　同役の熊率且比と云男が呑込ずして云やうには、隨には季梁と云て、四も五もくはぬ理功者が居るからは、其やうな手段には中々のるまい、すれば其謀は益があるまい、

鬪伯比曰、以爲後圖、少師得其君、

【註】言季梁之諫、不過一見從、隨侯卒當以少師爲計、故云以爲後圖、二年、蔡侯鄭伯會于鄧、始懼楚、楚子自此遂盛、終於抗衡中國、故傳備言其事、以終始之、

○鬪伯比　そこで鬪伯比が云には、いや今度此計略がいかぬにしても、一端立て試して置ば、後の爲めなれば、重ねての圖にせうと也○少　殊に少師は季梁より隨君の氣に入て出頭役人じや、【注】言　季梁が何ほど賢臣でからが、隨君も一度は諫めも用られうけれども、をん詰り少師が氣に入て居るで、是に計ごとをさせらるゝで有う、○故　其時のためにならう

不復其國也、

【註】亦承五年冬傳、淳于公如曹也、言奔、則來行朝禮、言朝、則遂留不去、故變文言寔來、

○曹から魯國へ來朝せられた、それを經に書して曰寔來は其故郷へ歸らぬを云、【注】亦○ そんなら奔ると云ひたい者なれども朝禮を行はれた、すれば朝すと云ひたいものなれども、それでは留て居て歸らぬ故、文を認めかへて何となしに來たと書く、

楚武王侵隨、

【註】隨國、今義陽隨縣、

武王が隨の國をなぶつて見るつもりで謀を成す、隨は手強い國で有る、

使薳章求成焉、

【註】薳章、楚大夫、

○使 先づ楚國から謀をめぐらして、薳章と云大夫を出して、隨と和睦が致たいと望み求めさせた、

軍於瑕以待之、

【註】瑕、隨地、

○軍○ 瑕と云所に陣取て、和睦が成るか成らぬかと云を考て待て居た、

隨人使少師董成、

【註】少師、隨大夫、董、正也、

○隨人○○ 隨の方からも君の出頭の大夫少師と云者を出して、成の實否を正させた、

鬬伯比言於楚子曰、吾不得志于漢東也、我則使然、

【註】鬬伯比、楚大夫、令尹子文之父、

○鬬伯比○○ 楚の大夫が楚君へ申すなり、楚は子の位じや、○吾○ 吾が楚國の漢東の國々を思ふやうに、え伐ち從へぬと云ものは我則此方の手もりと也、

我張吾三軍、而被吾甲兵、以武臨之、彼則懼而協、以謀我、故難閒也、漢東之國隨爲大、隨張必棄小國、

間無二異事一、省文從可レ知、
定に來ると云は州公のことである、【注】寔。上の經にある、是迄の間に事が無いゆゑ、文を省いたものである、

夏、四月、公會二紀侯于成一、

【註】成魯地、在二泰山鉅平縣東南一、
桓公の會せられた、

秋、八月、壬午、大閲、

【註】齊爲二大國一、以二戎事一徵二諸侯之戍一、嘉二美鄭忽一、而忽欲下以二有功一爲上レ班、怒而訴レ齊、魯人懼レ之、故以二非時一簡二車馬一、
閲は車馬をゑらむことである、【注】齊。諸侯の内の大國なれば、軍のことを以て國々の番手の人數を召びよせた、鄭忽が功を稱美した、○而。吾れを後にする筈はないと云て其わけを齊に訴へた、もと魯が奉行したゆゑ氣づかふて、それゆゑ時ならぬに勢ぞろへをしたと云こと傳ですむ、

蔡人殺二陳佗一、

【註】佗立踰レ年、不レ稱レ爵者、簒立未レ會二諸侯一也、傳例在二莊二十二年一、
位を簒ふて立つたを殺した、【注】佗。年を經たれば陳侯とも可レ云者なれどもまだ諸侯と會せなんだゆゑ位を書かず名を書た、

九月、丁卯、子同生、

【註】桓公子莊公也、十二公唯子同是適夫人之長子、備二用太子之禮一、故史書二之於策一、不レ稱二太子一者、書二始生一也、
桓公の子に同と云が出産で有た、【注】桓。此春秋十二公の内に此子同計が適夫人の總領で有た、それ故に太子の禮に欠け目の無く取行はれた、故に魯の史官が記錄に書た、○不稱。まだ生れられて太子とも何とも記さぬ、此はたゞ生れられたを書いたばかりじや、

冬、紀侯來朝、

魯へ朝せられたで記した、

【傳】六年、春、自レ曹來朝、書曰二寔來一、

二箇所一年の中に秋と云字が二所に出た、通例でないをしらする、

凡祀、啓蟄而郊、

【註】言凡祀通下三句、天地宗廟之事也、啓蟄、夏正建寅之月、祀天南郊、

○凡　是から祀の時を明す、【注】言　寅の月天を祀る春の祀じや、

龍見而雩、

【註】龍見、見建巳之月、蒼龍宿之體、昏見東方、萬物始盛、待雨而大、故祭天、遠爲百穀祈膏雨、

○龍見　雨乞は夏のこと、【注】龍　龍星の東にあらはるゝ時、萬物が雨でそだつ、爰で雨を乞ことである夏なり、

始殺而嘗、

【註】建酉之月、陰氣始殺、嘉穀始熟、故薦嘗於宗廟、

○始　落葉時分に百穀を神靈へすゝめて、嘗と云祭がある、

閉蟄而烝、

【註】建亥之月、昆蟲閉戸、萬物皆成、可薦者衆、故烝祭宗廟、釋例論之備矣、

○烝　冬の祀なり、【注】建亥　昆は蜫と同じく衆蟲也、薦は調へて供へると云ことである、

過則書、

【註】卜日有吉否、過次節則書、以譏慢也、

○過則書　上の四季に祀る時が過れば書すると云こと、【注】卜　をこたりと云ものなり、それを譏るなり、

冬淳于公如曹、度其國危、遂不復、

【註】淳于、州國所都、城陽淳于縣也、國有危難、不能自安、故出朝而遂不還、

自分の國が危く見えたに因て歸られなんだ、

【經】六年、春、正月、寔來、

【註】寔實也、不言州公者、承上五年冬經如曹、

王亦能軍、

【註】雖軍敗身傷、猶殿而不奔、故言能軍、

○蔡衞　思ふ圖に乘てきた、王の御本陣も散々亂れた、鄭の中軍と二拒と一に合て攻たれば、王の軍も大に敗北した、祝聃と云者が放つ矢が王の肩さきに立つた、○王亦　けれども氣象な王で、少しもひるまず下知をなされた、【注】雖　殿後成されてしづ〳〵と退き玉ふたとなり、

祝聃請從之、公曰、君子不欲多上人、況敢陵天子乎、苟自救也、社稷無隕多矣、

【註】鄭於此收兵自退、

○祝聃　すかさず追駈けようと云た、○公曰　鄭伯の留て申さるゝやうは、君子と云はるゝ者は多く人の上に立つことをねがはぬものじや、○況　それに何ぞや、王を陵がうや、○苟　今戰に及だと云は、王から征伐成さるゝに因て止むことを得ず、かりに自分を救ふとてのことで有た、○社　國さへほろびねば十分と云ものであると云て、留て軍を引かれた、

夜、鄭伯使祭足勞王、且問左右、

【註】祭足、即祭仲之字、蓋名仲、字仲足也、勞王問左右、言鄭志在苟免、王討之非也、

○夜　夜中に至て、大夫をつかはして御きげんを伺ふとて、○且　左右とは卑下の辭じや、御側衆迄伺ふた、

仍叔之子、弱也、

【註】仍叔之子來聘、童子將命、無速反之心、久留在魯、故經書夏聘、傳釋之於末秋、

弱年者で有た、【注】仍　子供で魯が面白かつたかして遊で居た、それで經に夏來たと云てあるを、秋の末の處の傳で釋いたは、久く居たを知せるためじや、

秋、大雩、書不時也、

【註】十二公傳、唯此年、及襄二十六年、有兩秋、此發雩祭之例、欲顯天時以指事、故重言秋、異於凡事、

夏も過ぎ秋に成て雨乞した、【注】十二　左傳中に唯

既而萃於王卒、可以集事、從之、

【註】萃、聚也、集、成也、

○既 其とき王の御本陣へ此方の人數が三方より押よせて攻戰はゞ、勝利があらうとなり、○從 鄭伯が其通りにせられた、

曼伯爲右拒、

【註】曼伯、檀伯、

祭仲足爲左拒、原繁高渠彌以中軍奉公、爲魚麗之陳、先偏後伍、伍承彌縫、

【註】司馬法、車戰二十五乘爲偏、以車居前、以伍次之、承偏之隙、而彌縫闕漏也、五人爲伍、此蓋魚麗陳法、

○曼伯 調べの通り此方の備を立る、中軍は鄭伯を守て、○爲魚 陳法の名目じや、○先偏 彌縫と云はすき間のある所をぬひ補ふことである、偏伍は注ですむ、【注】司 周禮の司馬法に車戰廿五乘并べたを偏と云、それを前に列ねて、○以伍 伍は五人づゝ并て後にひかへて居る、○承 隙は討死するかつかれて退くを云、一人あくと直に後の五人備へた方から一人出て補ふ、○而 缺けたすきまをふさぐと云こと、是を魚麗と云であらうとなり、如此にさだめたとなり、

戰于繻葛、

【註】繻葛、鄭地、

○戰于 繻葛と云地で大合戰で有た、

命二拒曰、旝動而鼓、

【註】旝、旃也、通帛爲之、蓋今大將之麾也、執以爲號令、

○命二 右拒左拒の兩備に下知して旗を動したら、一同に鼓てかゝれと云ひふくめた、【注】旝 通帛は一とはゞと云こと、

蔡衛陳皆奔、王卒亂、鄭師合以攻之、王卒大敗、祝聃射王中肩、

が是をさとつて魯へつげた、

王奪鄭伯政、鄭伯不朝、

【註】奪不使知王政、

前に人質迄取かはして鄭伯に政を與て置て、今取上げ玉ふた、そこで鄭伯も腹を立て朝覲を止められた、

秋、王以諸侯伐鄭、鄭伯禦之、王爲中軍、虢公林父將右軍、蔡人衛人屬焉、

【註】虢公林父、王卿士、

○秋王　鄭の不朝をにくう思召して國大名を集て鄭を伐たんとなさるゝ、○鄭　防戰の用意を致さるゝ、○王爲　御自身には中軍の將と成て下知を爲玉ふ、○虢　彼の鄭伯と中の悪い林父が王の右に備て攻よせる、○蔡　兩國の人數が從ふ、

周公黑肩將左軍、陳人屬焉、

【註】黑肩、周桓公也、

○周公　左に備て是には陳の人數が從た、

鄭子元請爲左拒以當蔡人衛人、

【註】子元、鄭公子、拒、方陳、

○鄭　鄭伯の子息が軍法じや、左拒と云は此方の左備にて向の右備の蔡と衛の人數に當り、【注】方は四角なではない、劔さきに列を備るを云、

爲右拒以當陳人、曰、陳亂、民莫有鬭心、若先犯之、必奔、王卒顧之、必亂、蔡衛不枝、固將先奔、

【註】不能相枝持也、

○爲右拒　右備を以て向の左備の陳人に當りませうと云て、○曰　なぜ如此するなれば陳の國は內亂して居るから、士卒が强ひて鬭ふ心はあるまい、○若　最初にこの備を犯したならば、陳人は一番に逃るであらう、○王　王の備がそれに心引れて救ふ心に成たならば、必總軍が亂るゝであらう、○蔡　中軍の色めくを見ば兩國の人數もさゝへず逃るであらう、

書不以告、

鄭伯を御征伐なされた【注】王自　主師なれば筆頭に王師蔡人誰々と書く筈なれども、王を下に加へて從と云て諸侯は臣で王は君と云ことが知るゝ、

大雩、

【註】傳例曰、書不時也、失龍見之時、雨乞をした、【註】傳　龍星の見える時四月五月なり、今は時でもないと云ことを記した、

螽、

【註】無傳、蚣蝑之屬、爲災、故書、害になりたゆゑ記した、

冬、州公如曹、

【註】不書奔、以朝出也、爲下實來書也、曹國、今濟陰定陶縣、

曹へ出奔せられた、【注】書　曹へ朝するとて出られたゆゑ出奔とは書かなんだ、

【傳】五年、春、正月、甲戌、己丑、陳侯鮑卒、再赴也、於是陳亂、文公子佗殺太子免而代之、

【註】佗、桓公弟五父也、稱文公子、明佗非桓公母弟也、免、桓公太子、

兩度赴て來たゆゑ日が重ねてある、○於　是とき陳佗と云が太子を殺して國を奪た、【注】佗　桓公の兄弟なれども、同母弟でないことを明にして文公の子と云た、

公疾病而亂作、國人分散、故再赴、

○公　陳公の疾が大切に成てから亂が興つた、○國人　散々に成て居たゆゑ、兩方から赴たが間違たであるなり、

夏、齊侯鄭伯朝于紀、欲以襲之、紀人知之、

朝したけれども、實は紀を伐取るつもりで有た、紀人

【經】五年春正月、甲戌、己丑、陳侯鮑卒、

【註】未同盟而書名者、來赴以名故也、甲戌、前年十二月二十一日、己丑、此年正月六日、陳亂、故再赴、赴雖日異、而皆以正月起文、故但書正月、愼疑審事、故從赴兩書、

魯國へ告て來たに因て載せた日が二日あり、注ですむ、【注】未○　向から告て來たまゝ記した、○甲○　陳が此時分亂れて居たに因て、家來も散々に成たゆゑ二度告て來た、○赴雖○　正月から記し始むるに因て、正月を書て、○愼○　何れが眞か知れぬに因て、干支を赴た通り、二つともに書て置くはどちらでもはづれぬやうに、事を審にするために書ておくとなり、何んにしても正月告て來たである、

夏、齊侯鄭伯如紀、

【註】外相朝、皆言如、齊欲滅紀、紀人懼而來告、故書、

魯へ赴て來た、【注】外○　他國の相朝することをば皆如と書く、○齊○　來朝をしたと云へども、下つた意は亡すたくみと見えたを紀人がさとり恐れて告たとなり、

天王使仍叔之子來聘、

【註】仍叔、天子之大夫、稱仍叔之子、本於父字、幼弱之辭也、譏使童子出聘、

魯國へ使を下された【注】仍○　使の名は云はずして使の親を云ふは、○幼○　元服せぬ人で有たさうな、粗末なことである、

葬陳桓公、

【註】無傳、

告文なり、

城祝丘、

【註】無傳、齊鄭將襲紀故、

先づ要害をかまへて居るである、

秋、蔡人衛人陳人從王伐鄭、

【註】王自爲伐鄭之主、君臣之辭也、王師敗、不

さして來るを君自ら射玉ふことである、それを三驅の禮と云、郎は魯國の内ではない、

夏、天王使宰渠伯糾來聘、

【註】宰、官、渠、氏、伯糾、名也、王官之宰、當以才授位、而伯糾攝父之職、出聘列國、故書名以譏之、國史之記、必書年以集此公之事、書首時以成此年之歲、故春秋有空時而無事者、今不書秋冬首月、史闕文、他皆倣此、

周王から聘使を下された【注】宰　人才の備た人を宰に成さるゝ筈なり、○伯　此伯糾は親の名代に來た、○出　他國へみだりなことを成されたを非りて官計り書てはおかぬ、○國史　記録と云物は一年を全く書きて、さて四季をも書きて以て其國の事蹟を記すことなり、○書首　春から夏と四時が順につり往て歳を成就することなり、○故　何事も無くても秋七月、冬十月などゝ空しく時ばかりを書ておく、○今　爰に限て秋と冬との月が無いは、闕たもので有らうとなり、

【傳】四年、春、正月、公狩于郎、書時、禮也、

【註】郎非狩地、故唯時合禮、

禮に合つた時である、郎は他國じや、

夏、周宰渠伯糾來聘、父在、故名、

父が勤て居るそれで名を記した、

秋、秦師侵芮、敗焉、小之也、

【註】秦以芮小輕之、故爲芮所敗、

芮は小國なるに秦の大國が敗られた、ひとへに小敵とてあなどりたゆゑなり、必あなどらぬことなり、

冬、王師秦師圍魏、執芮伯以歸、

【註】三年、芮伯出居魏、芮更立君、秦爲芮所敗、故以芮伯歸、將欲納之、

秋秦が敗られたが、今は又周の勢と一つに成て、芮伯の逃込で居らるゝ魏を圍で、芮伯を執へて連て歸た、【注】三　芮には別に君を立て居た、先達ての敗軍を怒りて、今度秦からまた芮を攻め、芮伯を再び芮へ納れて君とせうとするなり、

妹なれば自分の兄弟故、上卿に送らする、死なれた君を重ずる禮じや、○公子　自分の女なれば、下卿に送らせる、○於　嫁してゆく向が大國なれば、それを尊で自分の女でも亦上卿に送せる、○於天子　諸侯が天子へ女を嫁し奉るには、卿官殘らず送て行く、○公　天子でさへ此通りなれば、國君の自身送ると云ふことはない、○於　小國なれば卿も付けてはやらぬ、漸く上大夫に送らせるなり、それに齊侯は自分に送られたは非禮と云者なり、

冬、齊仲年來聘、致夫人也、

【註】古者女出嫁、又使大夫隨加聘問、存謙敬、序殷勤也、在魯而出、則曰致女、在他國而來、則總曰聘、故傳以致夫人釋之、

致夫人と云は女を向へ送て遣して、あとから大夫を見廻に遣して、不調法な者を遣してござる、若御間にも合はずは御返し下されよ、相應に御間にも合て留おかれて下されうかと云て、あいさつに遣す、是を致夫人と云、仲年が此使に來られたと云と也、【注】古　もし魯國の女が他國と嫁せられて、右の使をやるには、致女と云ふ、他國より致女に來たのはこちから致女とも書れぬで、凡て聘と書くことなり、○故　それ故丘明の致夫人に來たとよく知れるやうに書れた、

芮伯萬之母芮姜、惡芮伯之多寵人也、故逐之、出居于魏、

【註】爲明年秦侵芮張本、芮國、在馮翊臨晉縣、魏國、河東河北縣、

御袋樣が目かけ女の多いを惡まれて、子息を追出された、○出　魏國に出掛て居られた、【注】爲　發端に書ておかれたものである、

【經】四年、春、正月、公狩于郎、

【註】冬獵曰狩、行三驅之禮、得田狩之時、故傳曰、書時禮也、周之春、夏之冬也、田狩從夏時、郎非國內之狩地、故書地、

桓公の狩を致されたが時節に合つた故、禮に合つたをほむるこゝろ【注】冬　三驅の事は比の卦に出る、君の御立間へ虞人が獸を追來るに、御たつまさして來る獸の左へそれるも右へそれるもかまはず、眞向

【註】共叔、桓叔之傅、欒賓之子也、身傅翼侯、父子各殉所奉之主、故幷見獲而死、

○夜。　終に捕へられた【注】共叔父子はそれ〴〵其君に從て居て、子は終に此度の合戰にうち死した、

會于嬴、成昏于齊也、

【註】公不由媒介、自與齊侯會而成昏、非禮也、

昏姻の云込みで有た、【注】公。　屹とした諸侯でも仲人にたのむが禮なり、それをせられぬ、自分が己に云込れた、非禮である、

夏、齊侯衞侯胥命于蒲、不盟也、

血をすゝりはせなんだ、

公會杞侯于郕、杞、求成也、

【註】二年入杞、故今來求成、

杞の國から和睦をして下されと云た、

秋、公子翬如齊逆女、修先君之好、故曰公子、

【註】昏禮雖奉時君之命、其言必稱先君以爲禮辭、故公子翬逆女、傳稱修先君之好、公子遂逆女、傳稱尊君命、互擧其義、

惠公の遺言と云て迎へた故に族を記した、【注】昏。　時の君の命を受て迎には行けども、○其言。　當主を名乘ることはせぬこと故に、先君が申置ましたと云ことである、○以。　時の禮義の挨拶となり、○故。　君命を尊むゆゑじやとなり、

齊侯送姜氏、非禮也、凡公女嫁于敵國、姊妹則上卿送之、以禮於先君、公子則下卿送之、於大國、雖公子亦上卿送之、於天子、則諸卿皆行、公不自送、於小國則上大夫送之、

自分に女を送ると云ことは至て無いことじや、是は非禮である、○凡公。　凡て國君たる人の女が、○嫁。　敵偶と云て吾と同格の諸侯へ緣付るゝ時には、姊か

とは云はれぬ、○未至　けれども魯へ往て昏禮のすまぬ内は夫人と云ことも成らぬ、それで姜氏と記した、

公會齊侯于讙、

【註】無傳、

桓公の姜氏を迎に出られたで會禮が有た、

夫人姜氏至自齊、

【註】無傳、告於廟也、不言翬以至者、齊侯送之、公受之於讙、

桓公の廟へ申されたで經に載たである、【注】無上の段には君の使ゆゑ大夫の名を出したものなり、爰では君同士送り渡し致されたで、もはや公子翬を書くには及ばぬ、

冬、齊侯使其弟年來聘、有年、

【註】無傳、五穀皆熟、書有年、

魯國へ使におこされた、五穀が皆く出來た、

【傳】三年、春、曲沃武公伐翼、次于陘庭、韓萬御戎、梁弘爲右、

【註】武公、曲沃莊伯子也、韓萬、莊伯弟也、御戎、僕也、右、戎車之右、

翼を伐つとて陘庭に長陣を張て居られたなり、○次は三日以上を云て長陣のこと、○韓萬は武公の叔父である、是が戎車の御者と成て車をつかふ、梁弘は車右と成た、【注】御戎　是は大夫のよき人をえらんで車の駆引をさせた、○右　大将は車の左座に載て弓を射る、車右とて右座に載て矛をつかひ敵を禦ぐなり、

逐翼侯于汾隰、

【註】汾隰、汾水邊、

○逐　翼の君を逐たれば、

驂絓而止、

【註】驂、騑馬、

○驂　そへ馬が何ぞ木の枝にでも掛つたさうな、

夜獲之、及欒共叔、

【經】三年、春、正月、公會齊侯于嬴、

【註】經之首時、必書王、明此歷天王之所班也、其或廢法違常、失不班歷、故不書王、嬴齊邑、今泰山嬴縣、

桓公の會せられた、【注】經　時の首めには必王を書て春王と書くことじや、○明　なぜ王と書くなれば、暦は王から諸侯へ分ち玉ふと云ことを明にして王と書く、○其或　王より法を廢て、常式に違ひ失して、あやまつて暦を分ちたまはなんだものである、故に王と云を書ぬとなり、王の字の無い斷りである、

夏、齊侯衞侯胥命于蒲、

【註】申約言以相命而不歃血也、蒲衞地、在陳留長垣縣西南、

兩君が蒲と云所で盟の約束をめされた、魯へ告たで書た、【注】申　相互に約束の言をのべたばかりで血をすゝりて盟ひはせなんだ、

六月、公會杞侯于郕、秋、七月、壬辰、朔、日有食之、既、

【註】無傳、既盡也、歷家之說、謂日光以望時遙奪月光、故月食、日月同會、月奄日、故日食、食有上下者、行有高下、日光輪存而中食者、相奄密、故日光溢出、皆既者、正相當而相奄、間疏也、然聖人不言月食日、而以自食爲文者、闕於所不見、

杞と睦く會合せられた、日食が有た、既くと云ふは皆欠たことである、【注】無傳　見ぬことはの玉はぬとなり、

公子翬如齊逆女、

【註】禮、君有故、則使卿逆、

桓公の使として御姫さまの迎に往いた、【注】禮　全體は君が自身に迎に行くことである、

九月、齊侯送姜氏于讙、

【註】讙、魯地、濟北蛇丘縣西有下讙亭、已去齊國、故不言女、未至於魯、故不稱夫人、

魯國の領分まで送り屆けたとなり、【注】已　齊の國に居らるゝ内は女なれども、家を出られては最早女

○是以　如此分が定まるを以て、萬民が上に歸服して、○下　上を侵して上位を望みはせず分に安んずるが故なり、

今晉甸侯也、而建國、本既弱矣、其能久乎、

【註】諸侯而在甸服者、

○今晉　晉の國は甸服と云て、天子の千里四方の諸侯である、○而　然るに肝心の本が弱うなつた、○其　久くは有つまいと云こと、

惠之三十年、晉潘父弒昭侯而納桓叔、不克、

【註】潘父、晉大夫也、昭侯、文侯子、

○惠之　晉の大夫が昭侯を殺して、別家の曲沃を納れて君とせようとしたれども、軍に得克たなんだ、

晉人立孝侯、

【註】昭侯子也、

○晉人　殺された君の子を立て君とした、

惠之四十五年、曲沃莊伯伐翼、弒孝侯、

【註】莊伯、桓叔子、翼、晉國所都、

○惠之四　親が得晉を取らなんだに因て、桓叔方晉の都へ攻め入てまた孝侯を殺した、

翼人立其弟鄂侯、鄂侯生哀侯、

【註】鄂侯以隱五年奔隨、其年秋、王立哀侯于翼、

○翼人　また晉人が次男の鄂侯を立て君とした、○生　哀侯を生まれた、○【注】鄂　天子から立て玉ふたなり、

哀侯侵陘庭之田、

【註】陘庭、翼南鄙邑、

○哀侯　翼の南の邑を侵された、

陘庭南鄙啓曲沃伐翼、

其南の在鄕の者が哀侯を怨みて、曲沃を手引して翼を伐せた、

守り役にしたとなり、

師服曰、吾聞國家之立也、本大而末小、是以能固、故天子建國、

【註】立諸侯也、

○師服曰　又諷諫するで有る、國家の立つと云ふものは、本を強く大にして末を弱くすることなり、是を以て國も堅固で能く治まるなり、○故　天子からは國を建て諸侯を立てたまふ、

諸侯立家、

【註】卿大夫稱家、

○諸　國君と成つては卿大夫の家を立てることなり、

卿置側室、

【註】側室、衆子也、得立此一官、

○卿　大夫からは大夫と云ことは成らぬに因て、側室と云て總領を世繼に立てゝ、次男からは一官を與へて家來にすることなり、是日本の今世には無いことじや、

大夫有貳宗、

【註】適子爲小宗、次者爲貳宗、以相輔貳、

○大夫　大夫の家では嫡子を小宗、次子を貳宗として事を取らしむる、

士有隸子弟、

【註】士卑、自以其子弟爲僕隸、

○士　士たる者は弟や子を家來とし召仕ふなり、

庶人工商、各有分親、皆有等衰、

【註】庶人無復尊卑、以親疏爲分別也、衰殺也、

○庶　一重の身の上の者は分親と云て一家が有る、○皆　其一家に等が分り、衰は殺と云ふ意でそぎへらして、誰は一家頭、其次は誰と品を定めることを云、【注】庶　高下は無い親しきと疏きを以て分別して、品を定めたものなり、

是以民服事其上、而下無覬覦、

【註】下不冀望上位、

禮以體政、
【註】政以禮成、
○禮　其禮より政を出し行はしむる、そこで政も成就するである、
政以正民、是以政成而民聽、易則生亂、
【註】反易禮義、則亂生也、
○政にて民の心を正すが本なり、○是以　如此すれば政が成就して、下萬民も服し聽くとなり、○易　それをうらはらにひつくりかへせば、禮義をすてると云ふものじや、その時亂を生じて來る、
嘉耦曰妃、怨耦曰仇、古之命也、
【註】自古有此言、
○嘉耦とは中の好き相手なり、それを妃と云ふ、又中の惡き相手を仇と云ふが古よりの言ひならはしである、
今君命太子曰仇、弟曰成師、始兆亂矣、兄其替乎、
【註】穆侯愛少子桓叔、俱取於戰以爲名、所附意異、故師服知桓叔之黨、必盛於晉、以傾宗國、故因名以諷諫、
○今君　是からはや亂の兆しが出來た、○兄　兄殿はすてらるゝで有らう、
惠之二十四年、晉始亂、故封桓叔于曲沃、
【註】惠、魯惠公也、晉文侯卒、子昭侯元年、危不自安、封成師爲曲沃伯、
○惠之　魯の惠公の廿四年頃より晉の亂が興つて、○故　曲沃と云地へ封じた、【注】惠　はたして兄は危くなつたゆゑなり、
靖侯之孫欒賓傅之、
【註】靖侯、桓叔之高祖父、言得貴寵公孫爲傅相、
○靖侯　桓叔の一門なる欒賓を求め出して、桓叔の

向の一國と會する、○會。 地の主が有るものなり、それが若し無くてたゞ二人指し向ひにては兩方から辭退して、互ひに亭主にならぬ故、會が成就せぬで、地を書いて主としておく心なり、

自參以上、則往稱地、來稱會、成事也、

【註】成會事、

三人からは定りの通りである、是で事が成就するなり、

初晉穆侯之夫人姜氏、以條之役生太子、命之曰仇、

【註】條、晉地、太子、文侯也、意取於戰相仇怨、

條と云ふ所に軍の有る最中に太子を出産致された、

○命。 仇敵と云ふ意で命けられた、愚痴な和郎で有つたさうな、

其弟以千畝之戰生、命之曰成師、

【註】桓叔也、西河界休縣南有地、名千畝、意取能成其衆、

○其弟。 千畝と云ふ所に合戰が有つた、それを象て成師とつけられたは、軍勢を成すと云心で付られた、

師服曰、異哉君之名子也、

【註】師服、晉大夫、

○師服曰。 偖も偖もかはつた名を子共衆に付け玉ふたと也、諷諫して云ふである、

夫名以制義、

【註】名之必可言也、

○夫。 總じて名と云ふものは、自然の義に叶て云はるゝやうに附るものなり、

義以出禮、

【註】禮從義出、

○義。 なぜ義を制して名くるなれば、禮は義より出るを以て禮にかなへんがためである、

ることを忘れぬなり、代々此やうに賢臣と云はるゝは目出度いことである、【注】内　積善易の語、

秋、七月、杞侯來朝、不敬、杞侯歸、乃謀伐之、

魯國へ來て不敬なり、無禮を働いた、○杞　歸つたあとで直に攻る相談があるなり、

蔡侯鄭伯會于鄧、始懼楚也、

【註】楚國、今南郡江陵縣北紀南城也、楚武王始僭號稱王、欲害中國、蔡鄭姬姓、近楚、故懼而會謀、

楚君が勢ひが強いを恐れきづかふての會である、【注】楚　早やそろ〳〵天子を恐れず王と云ふ號を名のる、

九月、入杞、討不敬也、

終に攻た、

公及戎盟于唐、脩舊好也、

【註】惠隱之好、

桓公は隱公よりの好みを修められたである、

冬、公至自唐、告于廟也、凡公行、告于宗廟、反行飮至、舍爵策勳焉、禮也、

【註】爵、飮酒器也、既飮置爵、則書勳勞於策、言速紀有功也、

宗廟に歸て告られたで記したものなり、○凡　何でも公の他行は宗廟に告て反られて廟前で酒を飮む、○舍　盃を下に舍て勳功のことを策に書して神靈へ申上るが定禮で有る、○時　會と云ふものは何れでも地主があるものなり、其時は何れに會と計書く、

特相會、往來稱地、讓事也、

【註】特相會、公與一國會也、會必有主、二人獨會、則莫肯爲主、兩讓、會事不成、故但書地、

特とて此方と彼方と只二人の時は地主がないゆゑに、往來ともに地名ばかりを書くと云ことなり、讓事は互に亭主とは成らぬと云ふなり、【注】特　魯侯の

之敗、由官邪也、官之失德、寵賂章也、郜鼎在廟、章孰甚焉、武王克商、遷九鼎于雒邑、

【註】九鼎、殷所受夏九鼎也、武王克商、乃營雒邑而後去之、又遷九鼎焉、時但營雒邑、未有都城、至周公、乃卒營雒邑、謂之王城、即今河南城也、故傳曰、成王定鼎于郟鄏、

○而　さうしてけがらはしい惡人の賂ひにおこした物を大廟にまでそなへて、○以明　自慢らしく百官に示しては、○百　百官がその通りをよいことにして、見習て惡をしたならば、○其又　どうして誅戮が加へられやうぞ、君から惡事の御免しが出た樣なである、○國家　すべて國家の敗れの始りは上の邪からおこる、○官　其上の事をとる役人の德を失ふと云ふは、○寵　賄賂が章に成るからじや、○郜　賂に來た鼎が廟に供へて有ると云ふは、○章　章なこと是より上はないとなり、然らば甚だ非禮と可云ことなり、○武王　殷の紂王を滅し玉ふ時、夏より受け傳へた寶なればとて、九鼎を雒邑に遷し玉ふたさへ、

義士猶或非之、

【註】蓋伯夷之屬、

義ある士は是を譏るものも有た、

而況將昭違亂之賂器於大廟、其若之何、公不聽、周内史聞之、曰、臧孫達其有後於魯乎、君違不忘諫之以德、

【註】内史、周大夫官也、僖伯諫隱觀魚、其子哀伯諫桓納鼎、積善之家、必有餘慶、故曰、其有後於魯、

○而況　違亂の賂ひを大廟にすゑおかるゝをや、これはまあ如何成さるゝぞと諫めたり、○公　桓公のあゝよい天氣じやと云て居られた、○周　周の内史の官が此ことを聞てほめて云ふやうに、○臧　臧哀伯は魯國で子孫が末繁昌にさかゆるで有らう、○君　主君の違たことが有れば、いつでも德を以て諫

是も模樣をしかと昭にする、一寸見ても是は何人の旗印と知せる、

五色比象、昭其物也、

【註】車服器械之有五色、皆以比象天地四方、以示器物不虛設、

○五。五色の天地に象ると云ふは、其物を明白なるやうにしたものなり、【注】車服。器物と云ふはめつたに物好きしたではない、

錫鸞和鈴、昭其聲也、

【註】錫、在馬額、鸞在鑣、和、在衡、鈴、在旂、動皆有鳴聲、

是は皆音で聞つけるやうにしたものなり、【注】錫。馬の鼻づらの上にある、

三辰旂旗、昭其明也、

【註】三辰、日月星也、畫於旂旗、象天之明、

日月星を旗に畫くは、天地日月の明にかたどりたもの、

夫德儉而有度、登降有數、

【註】登降、謂上下尊卑、

○夫。右のやうに品をさだめて、德も儉約にして法度もそなはり、上下の數も定つて、

文物以紀之、聲明以發之、以臨照百官、百官於是乎戒懼、而不敢易紀律、今滅德立違、

【註】謂立華督違命之臣、

○文。もやうに付けたり音にあらはしたりして分ちを立て、以發は人の見るやうに發して見せ、○以。百の官人が則にするやうにして、君は下にさしかゝつて昭かに臨まるゝ、○百。それを仰で官人は屹と身をつゝしみ惧れて、○不。我儘に定めの律を易へることはえせぬ、○今。今君を弑し德を滅した惡人に與みし、天命に違た華督を其まゝ立て置玉ふのみならず、又、

而寘其賂器於大廟、以明示百官、百官象之、其又何誅焉、國家

【註】帶、革帶也、衣下曰裳、幅、若今行縢者、舄、複履、

○帶　革の帶下の裳や、むかばき二重のくつ、

衡紞紘綖、

【註】衡、維持冠者、紞冠之垂者、紘、纓從下而上者、綖、冠上覆、

○衡　衡は冠を維へてもたせる物、紞は冠の後へさがるもの、紘はひぼのこと、綖は冠の上のおほひなり【注】從　あの方の冠はあごで結んで、それを耳の側へ上げて、兩方へ垂るゝやうにしたものである、

昭其度也、

【註】尊卑各有制度、

上に段々出た諸色、皆貴賤を昭にするために制度がある、

藻率鞞鞛、

【註】藻率、以韋爲之、所以藉玉也、王五采、公侯伯三采、子男二采、鞞、佩刀削上飾、鞛、下飾、

○藻　玉に敷ためになめし皮にて作つたもの、鞞鞛は刀の鞘の飾り、

鞶厲游纓、

【註】鞶、紳帶也、一名大帶、厲、大帶之垂者、游、旌旗之游、纓、在馬膺前、如索羣、

○鞶　大をび、厲は大帶のさがり、游は旗のひらひら、纓は馬の胸にある物、

昭其數也、

【註】尊卑各有數、

是らに尊卑の定りた數が有ることで、是を違はぬ様にし、

火龍黼黻、

【註】火、畫火也、龍、畫龍也、白與黑謂之黼、形若斧、黑與青謂之黻、兩已相戾、

○火　旗のもやうである、【注】火　もゆる火焔を畫く、

昭其文也、

【註】以文章明貴賤、

【註】臧哀伯、魯大夫、僖伯之子、
經に如此書いたのは非禮と云ことをあらはしたなり、○臧哀　臧哀伯は隱公の五年に矢魚のことを隱公へ諫た臧僖伯が子で、代々忠臣である、是が桓公を諫て云ふやうは、

君人者、將昭德塞違、以臨照百官、猶懼或失之、故昭令德以示子孫、是以淸廟茅屋、

【註】以茅飾屋、著儉也、淸廟、肅然淸靜之稱也、
○君　總て萬人の上に立て君と云はるゝ人は、己が德を明にして、○塞　禮に違たことは塞ぎこばんで、○以　さうして百官の上に居玉ふてさへ、○猶　やはりまだ德を失ひあやまちでも出來やうかと氣づかふとなり、○故昭　それ故に先君より代々いよ〳〵令德を昭にして、子孫へ示すために、先君の廟は茅を以て葺たものなり、淸廟は周公の廟を云、【注】以　をごらぬと云ふこと、

大路越席、

【註】大路、玉路、祀天車也、越席、結草、
【注】大路　大路の車、越席はあらごもなり、

大羹不致、

【註】大羹、肉汁、不致五味、
此は粢の主なれども調味せずしてそなへ、

粢食不鑿、

【註】黍稷曰粢、不精鑿、
○粢　春にてつかぬのを供へるは、

昭其儉也、

【註】此四者皆示儉、
儉約を示したものである、

袞冕黻珽、

【註】袞、畫衣也、冕冠也、黻、韋韠、以蔽膝也、珽、玉笏也、若今吏之持簿、
○袞　御衣の冠のひざかけの笏のと云ふたぐひ、

帶裳幅舄、

戰を致された、【注】殤。　魯の隱公の代のことで有た、

民不堪命、孔父嘉爲司馬、督爲大宰、故因民之不堪命、先宣言曰、司馬則然、

【註】言公之數戰、則司馬使爾、嘉、孔父字、

下民共も折々の軍役には困窮して、えこらへぬ樣に成た、○孔父　其時の軍事を支配するは孔父嘉で有た、司馬は武官で軍陣を司る、○督　華父督は國民を治る大老で有た、○故　下民が困窮した處を見込んで、○先　宣言は世間へ云ひふらしをすることなり、○司　此樣に折々合戰の有ると云は、君は御存知の無いことで、孔父嘉が軍を好むに因てじやと云ふた、下々も督に欺かれて孔父を怨む者が多くなつた、

已殺孔父、而弑殤公、召莊公于鄭而立之、以親鄭、

【註】莊公、公子馮也、隱三年出居于鄭、馮入宋不書、不告也、

○孔父　其れからそろ〳〵事を謀て、終には望みの通り孔父を殺し、其上に君迄も弑した、○召　前方宋を出奔して鄭に居らるゝ公子馮と云ふ浪人殿を呼で、是を立て君とした、それからして鄭と親しく成た、【注】莊公　宋へ來て君と成たことが經にないは、告て來ぬゆゑ書されなんだ、

以郜大鼎賂公、

【註】郜國所造器也、故繫名於郜、濟陰成武縣東南有北郜城、

隣國が云ひ合せて合點せぬと云ふ沙汰を聞て、宋からして郜の名物の大鼎を桓公に賂とした、【注】郜　昔郜にて作つた故名に付けた、

齊陳鄭皆有賂、故遂相宋公、

何れの國へも贈つた、○故　返つて公子馮が尻を持て世話をやく樣に成て來た、

夏、四月、取郜大鼎于宋、戊申、納于大廟、非禮也、臧哀伯諫曰、

い男を殺してのけた、そこで日頃思ひ込んだ女房を取た、○公。宋公の甚だ怒て仕置をせやうと云はれたさうな、○督。華父督めが窮鼠と成た心持で、もはやたまらぬやうに成て、○遂。宋公迄弑してのけた、惡虐無道な奴じや、○君子。それで聖人の督を始めより君を無みし蔑如にして、何とも思はぬから如此ことを成した、君が上に有ると恐れ謹みさへすれば、少しでも惡はえせぬ、是は君が無い如くに思て居る、それから起て惡行をふるまふやうに成つたじや、

故先書弑其君、會于稷、以成宋亂、爲賂故、立華氏也、

【註】經稱平宋亂者、蓋以魯君受賂立華氏、貪縦之甚、惡其指斥、故遠言始與齊陳鄭爲會之本意也、傳言爲賂故立華氏、明經本書平宋亂、爲公諱、諱在受賂立華氏也、猶壁假許田爲周公祊故、所謂婉而成章、督未死而賜族、督之妄也、

○故。先叜が貶した辭で、經にては君を弑したことが先きに見えて、實は君は後に弑したなり、○會。三國と會したのは元宋の亂を平ぐるためで有つた、それに賂を取て心を翻して、終に華氏を立て置かれた、是が甚つまらぬなり、【注】經。賂を受て其事を止められたが、疾さに亂のことを先づ記したもので有る、賂を貪て邪を縱にすると云ふことは甚だ非禮じや、○惡。然ども魯君のことなれば、指し斥してあてつけては云はれぬ、故に經には亂を平げたやうに書れた、○故。會の有つた本意のみを云て、遠方から諷する心に書いたものなり、○傳。時に左丘明の如此記されたは、孔子の諱み玉ふたることを明された、○諱。華氏を立てゝはすまぬものじや、そこを經には諱むで書かれぬ、○猶。前の地を易へたと云ことを見はさぬも同じことである、○所謂。婉と眞綿で頸しめるやうにして、文章を成したものなり、○督。督が氏を名乗る筈はない、滅法なことなり、

宋殤公立十年、十一戰、

【註】殤公以隱四年立、十一戰、皆在隱公世、

是から華父督が孔父嘉を殺すたくみを云である、元來この殤公と云ふは即位から十年の間に、十一度合

をなだめる分別でした、○始　處を桓公の受られたが、元と宋を糾すつもりに事を始て會をせられたけれども、鼎をくれたがうれしかつたかしてさたなしに濟まされた、○故　經に具に書し、宋から取たと記て貶し玉ふた、是は桓公のつまらぬ仕方じや、

秋、七月、杞侯來朝、

【註】公即位而來朝、

杞の國の君が桓公の位に即れた祝儀に來られた、

蔡侯鄭伯會于鄧、

【註】潁川召陵縣西南有鄧城、

杞の君が兩君の會を告げ來たで書き載せられた、

九月、入杞、

【註】不稱主帥、微者也、弗地曰入、

魯君へ無禮にあつた故、それを罰せんと云て押よせた、【注】不○　大將の名のないは輕い者で有た、さて攻ても地はとらなんだ、

公及戎盟于唐、冬、公至自唐、

【註】傳例曰、告于廟也、特相會、故致地也、凡公行、還不書至者、皆不告廟也、隱不書至、謙不敢自同於正君、書勞策勳、

桓公の戎と唐で盟はれた、○冬公　是は冬に至てから歸られたなり、【注】傳例　大廟へ告て出るが諸侯の定りじや、○特　土地をあらはす、○凡　春秋に公の他國へ出らるゝと、歸らるゝことを書されぬもあるのは、廟に告られなんだときじや、○隱　隱公のは記し方にわけがある、自分が君と云ふに屹と成らぬつもりで、卑下して正君同やうには致されぬ、それで勳功なと共も、記録に書留めてないことが多いとなり、

【傳】二年、春、宋督攻孔氏、殺孔父、而取其妻、公怒、督懼、遂弑殤公、君子以督爲有無君之心、而後動於惡、

【註】雖有君若無也、

彼の宋の華父督が不圖孔父嘉が妻を見て、夜晝忘れすこがれで種々の惡をたくみて、○攻　終にけむた

【經】二年、春、王正月、戊-申、宋督弑其君與-夷、及其大夫孔-父、

【註】稱督以弑、罪在督也、孔父稱名者、內不能治其閨門、外取怨於民、身死而禍及其君、

宋の華父督が君を弑し、さてその大夫孔父を殺したとなり、是皆貶がある、注ですむ、【注】稱　前も云た通り、督と名を出すは一人の主殺しと云こと也、督一人を罪するなり、○孔父　是も名を書いたのは內閨門を治むることがならず、女房を輕々と出歩くやうにしたゆゑ、かやうな亂が興つた、すれば孔子も御先祖とて用捨は成らぬ、因て名をあらはし玉ふ也、剰へ怨を民にとり、己が身の死する計りか君迄禍が及んだ、罪の深い處である、

滕-子來朝、

【註】無傳、隱十一年、稱侯、今稱子者、蓋時王所黜、

滕の君で子は爵なり、魯國へ來朝せられた、【注】無○全體滕侯と云て有つたに、今二段爵が下つた、○蓋時の天子に何ぞ不首尾な事でも有て位を落されたさうな、

三月、公會齊-侯陳-侯鄭-伯于稷、以成宋亂、

【註】成平也、宋有弑君之亂、故爲會、欲以平之、稷、宋地、

上に有る通り宋が、さわがしいに依て、桓公の三國と相談して宋をしづめうとて會せられた、

夏、四月、取郜大-鼎于宋、戊申、納于大廟、

【註】宋以鼎賂公、大廟、周公廟也、始欲平宋之亂、終於受賂、故備書之、戊申、五月十日、

四月に至て、古へ郜と云ふ所で作つた名物の大鼎を、魯國へ進物におこしたで有る、○戊申　周公の廟へ納められたで納と云、【注】宋　宋の國が騷ぐを聞て、隣國から主ころしの者共を糺さうと云て會をするゆゑ、宋國の者が恐れて佗の爲に先づ魯國へ贈て桓公

して、○稱○　璧を以て田を借たと輕う云て、久く易たではないやうに云ひ成した、

夏、四月、丁未、公及鄭伯盟于越、結祊成也、

【註】結成易二田之事也、傳以經不書祊故、獨見祊、

桓公の越の盟と云ものは、祊を易て望の成就した誓を結だものなり、【注】結○　左傳の心は經に祊のことが無いに因て、爰にあらはされたものである、

盟曰、渝盟無享國、

【註】渝變也、

盟曰○　此盟の言がをかしい、今易へ合ふと云ふ盟を變じたらば國を有つことをせまいとなり、左丘明の嘲弄の心で記してみせられた、

秋、大水、凡平原出水爲大水、

【註】廣平曰原、

野原に滿るを云、

冬、鄭伯拜盟、

【註】鄭伯若自來則經不書、若遣使、則當言鄭人、不得稱鄭伯、疑謬誤、

經に無い、【注】鄭伯○○　鄭伯の來て盟はれたならば、經に可有ものが經にも不書、○若○　使でおこされたらば鄭人と有て、鄭伯とは有さうもないものなり、疑らくはあやまりならんとなり、

宋華父督見孔父之妻于路、

【註】華父督、宋戴公孫也、孔父嘉、孔子六世祖、

孔父と云者の女房を途中で見て云やうに、

目逆而送之、曰、美而艶、

【註】色美曰艶、

○目逆○　是らが左傳の名文じや、目逆○は向から來るを向て見ること、送之○とは見送ることなり、唯一句に其時の狀を見るやうに書取れた、○曰○　さてもうつくしいものかなと云て見つめた、少しの文字で能く約まやかに書れたものなり、是は次の段に入用のことゆゑ先達て云ておくなり、

會せられ、○鄭　是隱公の時に取替る約をしたれども、今亦鄭伯の改めて魯國へ璧を送て、許田を假りるやうに云ひ成して實は地を易へ合た、好を結ばれたなり【注】、公　桓公の位を簒て立たれたによつて、諸侯と好をむすばねばならぬ、○鄭因　幸ひ莊公も望が有るに因て、ねんごろに迎て垂で禮を成し、終に望の通りに田を易てそれから盟はれた、○鄭求　鄭伯の許と祊とが易へたさに周公を祀らうと云た、魯からゆるして終に祊の田を受取て祀る筈の泰山の祀をすてさせた、○知　非禮と云ことは合點なれば易々とは云はれず、璧を以て借用したと云ふを表向にして文を爲つたもので、時に取て隱すこと故如此したとなり、

秋、大水、

【註】書災也、傳例曰、凡平原出水爲大水、

大水が出た、【注】平地に水のつくくらゐを大水と云、

冬、十月、

【傳】元年、春、公即位、脩好于鄭、鄭人請復祀周公、卒易祊田、

【註】事在隱八年、

○修は隱公の盟て置かれたを失はぬやうにとて又盟た、○鄭人　親の代の約束を言出して地を易々にせうと云、

公許之、三月、鄭伯以璧假許田、爲周公祊故也、

【註】魯不宜聽鄭祀周公、又不宜易取祊田、犯二不宜以動、故隱其實不言祊、稱璧假言、若進璧以假田、非久易也、

○公　桓公の望む通りに許容有つた、○三月　上にある通り、璧を以てしばらく借用すると云ひ立てたは、許は周公廟のある地ゆゑに遠慮してなり、【注】魯鄭の國で魯國の先祖を祭る理は曾て無いことじや、すれば魯から許容する筈はない、○又　祊の田を易て取る筋もない、○犯二　二つともに義にもかなはぬことを犯して以て行つた、○故　實を云へば祊と許田と易へたと云のが本意也、然にそのことはかく

春秋左傳卷二

【註】盡十八年、

桓公

【註】名軌、惠公之子、隱公之弟、母仲子、史記、亦名允、謚法、辟土服遠曰桓、

【經】元年、春、王正月、公即位、

【註】嗣子位定於初喪、而改元必須踰年者、繼父之業、成父之志、不忍有變於中年也、諸侯毎歲首、必有禮於廟、諸遭喪繼位者、因此而改元正位、百官以序、故國史亦書即位之事于策、桓公簒立而用常禮、欲自同於遭喪繼位者、釋例論之備矣、

桓公の位に即て魯の君と成られた、【注】嗣○ 凡そ跡嗣となる葬主は、君の卒去のとき直に定まることであれど、其年はやはり先代へかぞへこんで、必ず○須○踰○ 翌年の正月で無ければ改めて元年とはせぬ、是は何ゆゑなれば、○繼○ 父の今迄治め來られた功業を繼ぎて、父の志を成就する爲である、○不忍○ 親の卒せられた年の中にて、元年と改め變ずるに忍びぬから改めぬなり、○諸侯○ 幸に諸侯と云者は、歲首には必廟參の拜禮をするなり、○諸遭○ 此廟參の時改元をするとなり、○百官○ 官人もおの〳〵其役の座順を守りて出仕する、○故○ それで記錄の初めに即位のことを記すとなり、○桓公○ 今此桓公は君を弑して位を簒て立たれたに因て、常法の禮を以て即位と書く筋はない、○欲○ しかる處を自身には、世間並の位を繼ぐ者と同じやうにしたう思ふて如此記された、

三月、公會鄭伯于垂、鄭伯以璧假許田、夏、四月、丁未、公及鄭伯盟于越、

【註】公以簒立而修好於鄭、鄭因而迎之、成禮于垂、終易二田、然後結盟、垂、犬丘、衞地也、越、近垂地名、鄭求祀周公、魯聽受祊田、令鄭廢泰山之祀、知其非禮、故以璧假爲文、時之所隱、

桓公の諸侯と好を結ばずに居ては危いに依て、垂で

りたてやうほどに吾を魯へかへらせてくれよとたのみ、○禱　その主は尹氏が主とまつるところの鍾巫と云ふ神靈へ朝夕祈禱をして歸國のことをいのられたとなり、

遂與尹氏歸而立其主、

【註】立鍾巫於魯、

○遂　尹氏もついに鄭にそむいて隱公をつれて魯へ來た、○而立　かの鍾巫の神靈へいのりて運をひらかれたによつて、その神を魯國に勸請いたされた、

十一月、公祭鍾巫、齊于社圃、

【註】社圃、園名、

○十一月　隱公のかの鍾巫の神をまつるとて社圃と云ふ園にて齋し、

館于寪氏、

【註】館舍也、寪氏、魯大夫、

大夫の寪氏と云ものゝ方にやどられた、

壬辰、羽父使賊弑公于寪氏、立桓公、而討寪氏、有死者、

【註】欲以弑君之罪加寪氏、而復不能正法誅之、傳言進退無據、

○壬　かの惡人めが何者にか云ひつけて、隱公を寪氏が宅にて弑した、○而　桓公を君として難もなき寪氏を僉儀した、○有死　これが左丘明の褒貶である、何と云罪名はなけれども、誰か一人主ころしの名代にて死んだものがあつたとなり、【注】寪氏は亭主なれば主ころしの罪を加へさうなところなれども、現在おのれがしわざなれば、さすがさうもえせず、法をたゞして誅することもえせず、○傳　この左氏の傳に、かの惡人めが進退無據やくたいにて根も葉もしれず、ぐじ〳〵にしておいたことを記したものなり、

不書葬、不成喪也、

【註】桓弑隱篡立、故喪禮不成也、

隱公の喪禮を行はなんだ、それで經にはかゝぬとなり【注】解に不及、

ころしませうに、御前魯君となり玉ひて私を大宰として玉はれと云た、

公曰、爲其少故也、吾將授之矣、

【註】授桓位、

○公曰　大きなちがひで隱公の云はれるやうには、われがひさしく政を攝して居るのは、桓公が若年なるがゆゑにべん／＼にして居るなり○吾　もはや桓公も成人せられたれば、ちか／＼に位をさづけて國をわたし、

使營菟裘、吾將老焉、

【註】菟裘、魯邑、在泰山梁父縣南、不欲復居魯朝、故別營外邑、

○使　菟裘に屋敷を營んで、○吾　われは隱居せようとおもふとなり【注】不　魯國の城下に居るまい脇へ引こまうと云はれたなり、

羽父懼、反譖公于桓公而請弑之、公之爲公子也、與鄭人戰于狐壤、止焉、

【註】內諱獲、故言止、狐壤、鄭地、

そのとき羽父が大きに肝をつぶして、ひよんなことを云出してこのことがもし桓公の耳へ入てはたまらぬ、それをおそれてまたうら返りて隱公のことを桓公へ讒言した、公を隱公のころし玉ふはかりごとありと云て隱公を弑せんと云つた、○公之　前方隱公の公子でござつたとき、鄭人と狐壤と云ふところにて合戰して、隱公は生どりになられた、【注】內　魯國の內證ごとで獲られたとは云はれぬによつて、鄭に止られたと云ふ、實はとりことなられたなり、

鄭人囚諸尹氏、

【註】尹氏、鄭大夫、

鄭人が隱公をとらへて鄭の大夫の尹氏にあづけて屹とまもらせておいた、

賂尹氏而禱於其主鍾巫、

【註】主、尹氏所主祭、

○賂　隱公の尹氏へ色々とまひなひして、其許をと

【註】入鄭在十年、宋の國をうつて大いに宋をやぶつて、○以報、仕かへしをした、

宋不告命、故不書、凡諸侯有命、告則書、不然則否、

【註】命者、國之大事政令也、承其告辭、史乃書之于策、若所傳聞行言、非將君命、則記在簡牘而已、不得記於典策、此蓋周禮之舊制、

○宋　宋から敗軍のことをつげなんだによつて、經にのらなんだとなり、○凡　向の君の命をつたへてつげ來りさへすれば經に書き、○不　それをせねばかゝぬこととなり、【注】命は一國の大事にして仕置の法令なり、○承　それゆゑに告ることばをうけて、史官が帳面に書するなり、○若　風聞や人傳の言語の談話は、君命でなければ、簡牘の小帳面にしるしておくのみにて、○不得　春秋は屹度した典策なれば、これには記すことはならぬとなり、○蓋　周公のなしおかれたふるき御制法とみえたり、

師出臧否、亦如之、

【註】臧否、謂善惡得失也、滅而告敗、勝而告克、此皆互言、不須兩告乃書、

師を出したときの勝負や善惡もまたこのとほりにするとなり、【注】他國に合戰のあるとき、一方からやぶられたと云て來、又一方からも克つたとつげて來て、兩方そろふてからしるすことではない、いづれでも告て來りさへすればしるすと云こと、

雖及滅國、滅不告敗、勝不告克、不書于策、

どのやうな大合戰で、たとひ國のほろびたほどのことでも、兩方ともに魯へつげて來らねば策にはしるさぬが法なり、

羽父請殺桓公、將以求大宰、

【註】大宰、官名、

隱公のひさしく魯國をたもちて居らるゝゆゑ、羽父が隱公の國をうばふ心があると心えて、桓公を私が

りて竟と云ところにてたゝかふた、息が小國ゆゑ大に敗北して逃げかへつた、

君子是以知息之將亡也、不度德、

【註】鄭莊賢、

○君子　息は追付ほろぶるであらうと云ふことがしれた、何ゆゑなれば、○不度　莊公は全體賢德な君なり、その見はからひもなく、

不量力、

【註】息國弱、

○不量　力は勢力なり、息の國は小國にして弱ければ、大國に敵せられぬと云ふことは知れたことを、それを分別もせず、

不親親、

【註】鄭息同姓之國、

○不親　鄭と息とは一門の國なるをそのしたしみをもわすれ、

不徵辭、不察有罪、

【註】言語相恨、當明徵其辭、以審曲直、不宜輕鬭、

○不徵　ことばの間ちがひがあつたらば、其わけをとくと吟味するはずのことをそれもせず、○不察　己れが罪あるを察しもせぬ、【注】とくとたゞす筈のことである、かろ〲しく軍をもちふると云ふことはあるまじきことなり、

犯五不韙而以伐人、其喪師也、不亦宜乎、

【註】韙、是也、

上の德より下の有罪までの五なり、不韙は不是にて無理と云ことなり、此五つの不是ををかしてありながら人を伐れた、これでは己れが師をうしなはれたも尤なことじや、角なくては叶はぬことなり、

冬、十月、鄭伯以虢師伐宋、壬戌、大敗宋師、以報其入鄭也、

【註】闕

隤、【註】在脩武縣北、

懷、

【註】今懷縣、凡十二邑、皆蘇忿生之田、欑茅、隤、屬汲郡、餘皆屬河内、

【註】その易地として鄭へ蘇忿生と云ものゝ知行の内にて、温以下の十二邑をやり玉ふた、これは人の領分でしかも蘇忿生は周にそむいて王の御手にもあまるものである、その領分を鄭へふりむけてとらせるつもりである、

君子是以知桓王之失鄭也、恕而行之、徳之則也、禮之經也、己弗能有而以與人、人之不至、不亦宜乎、

【註】蘇氏叛王、十二邑、王所不能有、爲桓五年從王伐鄭張本、

○君子　周の天子のをはりには、鄭と不和になり玉はんと推量した、○恕　己を推しはかりて人におよぼし行ふは、徳の法則と云ものなり、また禮の經とも云べきことなり、○己　御自分には有してとりまはし玉ふことも成らぬものを、人にあたふると云やうな無理なことはない、○人之　これでは人が思ひ付かぬと云も尤なことじやとなり、【注】爲桓　後に王の鄭をせめ玉ふことがあるなり、その張本とまへおきに左氏のしるしおかれた、

鄭息有違言、

【註】以言語相違恨、

二國が何かことばの上で間ちがひでもあつたさうな、それが意趣の根本となつて軍になつた、

息侯伐鄭、鄭伯與戰于竟、息師大敗而還、

【註】息國、汝南新息縣、

○息侯　鄭をうちにかゝつたれば、莊公もいきどほ

邪而詛之、將何益矣、

○邪。その邪を詛ふたとても、○將。何の利益があらうや、

王取鄔劉

【註】二邑在河南緱氏縣西南有鄔聚、西北有劉亭、

蔿邘之田于鄭、

【註】蔿邘、鄭二邑、

これは天子の無理な成されかたである、鄔劉蔿邘の四邑の田を鄭の國からとり上げて、

而與鄭人蘇忿生之田、

【註】蘇忿生、周武王司寇蘇公也、

溫

【註】今溫縣、

原

【註】在沁水縣西、

絺

【註】在野王縣西南、

樊

【註】一名陽樊、野王縣西南有陽城

隰郕

【註】在懷縣西南、

欑茅

【註】在脩武縣北、

向

【註】軹縣西有地、名向上、

盟

【註】今盟津、

州

【註】今州縣、

陘

許に、鄭伯もこれでこそまことに禮あると云べき人なれ、○禮　國家をよく經め、社稷をも安定ならしめ、○序　しだいよくをさめ、○利　子孫のために便利にして、おだやかなるやうにするをまづ禮とするなり、然るところにいま、○許　許の莊公が不法にあつたゆゑに、うつて法をたゞし、○服　屈服してしりぞきたれば、それ切にすておいて、

度レ德而處レ之、量レ力而行レ之、相レ時而動、無レ累二後人一、

【註】我死乃亟去レ之、無レ累二後人一、

○度德　弟をたてるは德をはかつて處レ之と云ものなり、○量力　ちからをはかり考へて行ひ、時を見たてゝはたらき、○無　死後に獲を引とらするなれば、後々人の難義もなく亂もおこらぬ、

可レ謂レ知レ禮矣、

○可　すれば禮をしりたる人と云ふとなり、これ迄は莊公もはなはだよいなり、

鄭伯使下卒出レ豭、行出二犬雞一、以詛中射二潁考叔一者上、

【註】百人爲レ卒、二十五人爲レ行、行亦卒之行列、疾下射二潁考叔一者上、故令二卒及行間一皆詛レ之、

これは又散々わるい、かの車をあらそふて潁考叔を射ころしたはしれて居れども知らぬ分にして、○卒役にあてゝ出させて詛せられた、

君子謂鄭莊公失二政刑一矣、政以治レ民、刑以正レ邪、既無二德政一、又無二威刑一、是以及レ邪、

【註】大臣不レ睦、又不レ能レ用二刑於邪人一、

○君子　こゝではそしるなり、莊公は國の仕置刑罰をうしなはれた、○政　凡そ政と云ものは萬民ををさめ、刑罰と云ふをたてゝ、邪をたゞしくするを政刑と云、○既　この莊公は勿論德政ではなくて、このやうに大將の無禮なあらそひをするやうな治め方をせられ、○又　また無罪の人をころしたらば、早速とらへて刑に處するか、切腹でもさせるがよいに、その威刑もえせられぬ、○是以　人をころすの邪に入れ、

○寡人　今わがそなたをこゝに居らしむると云ふのも、あながち許國のためばかりでもなく、○亦　わが國ざかひのかためにも、力に存ずると云はれた、

乃使公孫獲處許西偏、曰、凡而器用財賄、無寘於許、我死、乃亟去之、吾先君新邑於此、

【註】此今河南新鄭、舊鄭在京兆、

○乃使　そこで家老を許の西在鄕に附ておかれたである、こゝが莊公の善いしかたである、百里と一所に居てはあらそひが生ずるでわけておかれた、○曰凡　その上に獲に云付らるゝには、その方が道具や財寶をかならず許へは持參しておくな、○我　わが存生の內は守て居て、おれが死んだならば、乃ち早々仕廻て引去れとなり、○吾　わが先祖はあらたにこゝに邑し玉ひたるが、

王室而既卑矣、周之子孫、日失其序、

【註】鄭亦周之子孫、

○王室　周の王室ももはや少分の國をたもちて卑しくなつた、○周　このありさまでは、周の一族も次第がみだるゝであらうとなり、

夫許、大岳之胤也、

【註】大岳、神農之後、堯四岳也、胤、繼也、

夫　あの許國はことに神農の後胤なり、

天而既厭周德矣、吾其能與許爭乎、君子謂鄭莊公於是乎有禮、禮、經國家、定社稷、序民人、利後嗣者也、許無刑而伐之、服而舍之、

【註】刑、法也、

○天　天も周の代にあき玉ひたとみゆる、○吾　われはおとろへた周の同姓なれば、後々許とあらそふとがどうしてならうぞ、すれば必末々までまもる覺悟には及ぶまいと云はれた、○君子　そこで君子の

前の相役にしてたすけさせう、

若寡人得沒于地、

【註】以壽終、

○若　わしが無難に死ぬでもあらうならば、

天其以禮悔禍于許、

【註】言天加禮於許而悔禍之、

○天　天道も許をあはれみて禮をくはへ玉ふやうになつて、この度許にわざはひしたをくやしく思召すやうにならうとなり、

無寧茲許公復奉其社稷、

【註】無寧寧也、茲此也、

○無寧　そればかりでもなく、許公も再び國にかへり玉ひて、社稷をも奉ずるやうになり玉ふであらうとなり、

唯我鄭國之有請謁焉、如舊昏媾、

【註】謁告也、婦之父曰昏、重昏曰媾、

○唯我　わが國鄭は許と請謁すること、ふるき近親の如くにしていたつてしたしくて、

其能降以相從也、

【註】降降心也、

○其　氣をたてずに心をくだして相したがはれよ、

無滋他族實偪處此、以與我鄭國爭此土也、吾子孫其覆亡之不暇、而況能禋祀許乎、

【註】潔齊以享、謂之禋、祀謂許山川之祀、

○無　他姓の者をはびこらせて、こゝに居て我國とこの土をあらそはするやうにせらるゝな、左やうになりては、○吾　わが子孫も自分のほろびることを氣づかひに思ふにひまがない、○況　何として許の先祖をまつることまでに手がとゞかうぞとなり、

寡人之使吾子處此、不惟許國之爲、亦聊以固吾圉也、

【註】圉邊垂也、

た、○鄭伯　しかるに鄭の莊公がおとなしくはかりて、許の大夫百里と云ふものに云つけて、○奉　許叔はかのたちのかれた許君莊公の弟で、まだ幼年ゆゑ、これを守たてよと云て、許の城下より東の在郷に居らせて、

曰、天禍許國、鬼神實不逞于許君、而假手于我寡人、

【註】借手于我寡德之人以討許、

○曰　さて云ひわたさるゝには、○天　天より禍が許國へくだりて、○鬼神　神明も許君にわざはひして、不逞とておぼしめすまゝにならなんだ、德のすくない吾らに命じてうたせられたれども、

寡人唯是一二父兄不能共億、

【註】父兄、同姓羣臣、共、給、億、安也、

○寡人　われらは只國もとに一二人の同姓の老臣があれども、これをさへ滿足するやうにあてがひもえせぬことなれば、自國がまだ十分に安穩なとは云はれぬ、

其敢以許自爲功乎、寡人有弟、不能和協、而使餬其口於四方、

【註】弟、共叔段也、餬、鬻也、段出奔在元年、

○其　それに何ぞや、この許國をとつて手がらがましい顏がならうかとなり、○寡人　ことさらおもひ合せてみれば、われも共叔段と云ふ一人の弟があれども、○不　むつまじく國に一所に居ることもならで、○而使　追出して四方の國々で養育をしてもらふ、これらのことをおもひ合せてみれば、

其況能久有許乎、吾子其奉許叔、以撫柔此民也、吾將使獲也佐吾子、

【註】獲、鄭大夫公孫獲、

○其況　たとへ我ものにしても、永くたもつことがならうかい、○吾子　しからば御手前何とぞ許叔を守りたてゝ、○以　許國の民を撫育いたされよ、○吾　わが方からも家老の公孫獲をつかはして、御手

を下から射おとした、顚はおちたことなり、

瑕叔盈又以螯弧登、

【註】瑕叔盈、鄭大夫、

○瑕叔　すかさず潁考叔がはたを引たくつてのぼつて、

周麾而呼曰、君登矣、

【註】周、徧也、麾、招也、

○周　采をふつて君の先登し玉ふなりとよばつたなり、君は鄭伯を云、

鄭師畢登、壬午、遂入許、許莊公奔衛、

【註】奔不書、兵亂遁逃、未知所在、

○鄭師　そこでみなのぼつたとなり、○壬午　許の城内へせめ入りたれば、許の君もたまらずえこらへず衛へたちのかれた、【注】經にかゝなんだは、亂軍の内より逃られて、まだ在所がしれなんだゆゑなり、

齊侯以許讓公、公曰、君謂許不共、

【註】不共職貢、

齊からして許を伐ちとつたによつて、隱公にその地を有たれよとゆづられた、○公曰　時に隱公のこたへには、○君　君とは齊侯をさす、貴君の仰には許侯が天子へ職を共にせぬと云は不屆なれば、うたんと仰せられた、

故從君討之、許既伏其罪矣、雖君有命、寡人弗敢與聞、乃與鄭人、鄭伯使許大夫百里奉許叔以居許東偏、

【註】許叔、許莊公之弟、東偏、東鄙也、

○故　それゆゑ君の御供をしてうちました、○既　もはや許君も罪に伏してたちのかれた、○雖　貴君の仰ではござれども、○寡人　どうも仰のとほりに、拙者がその地をたもつすぢはござらぬと云はれた、○乃　そこで鄭伯にたもたれよと云てあたへられ

て、○五月　大宮は先祖の廟に申して、授兵と云は廟のそばに武具の土藏があるゆゑそこにて士卒へわたすことなり、それ故宮に授くと云つたものなり、

公孫閼與潁考叔爭車、

【註】公孫閼、鄭大夫、

○公孫閼　兩人が車をあらそふと云ふは先陣後陣の車がさだめてあるとみゆる、それをうばひ合つた、

潁考叔挾輈以走、

【註】輈、車轅也、

○潁考叔　これは大力とみゆる、車の轅を小わきにかい込み走り出した、

子都拔棘以逐之、

【註】子都、公孫閼、棘戟也、

○子都　こゝが解せぬところである、これは車に載がさしてある、自分のほこではない車にさしてあるほこを後から追かけさまにとつて、それを拔く內に考叔が走り行いてとほく去つた、

及大逵、弗及、子都怒、

【註】逵、道方九軌也、

○及　大逵とて廣小路へ出たれば追つかれなんだ、

○子都　公孫閼が殊の外むねんにおもふた、【注】逵は車の九つならぶを云ふ、

秋、七月、公會齊侯鄭伯伐許、庚辰、傅于許、

【註】傅于許城下、

三君が許の城下へおしよせられた、傅は寄せたこと、

潁考叔取鄭伯之旗蝥弧以先登、

【註】蝥弧、旗名、

○潁考叔　鄭伯の目じるしの蝥弧と云ふはたをさしあげて、先がけをしてのぼる、

子都自下射之、顚、

【註】顚隊而死、

○子都　かの意趣をふくんで居たれば、登るところ

木、工則度之、賓有禮、主則擇之、

【註】擇所宜而行之、

○公　こゝが隱公の辭命の上手なところである、大夫を出して薛侯へたのまるゝには、○君　御兩君今日私方へ御來駕にあづかるはかたじけない、○周　韻がふんである、うたふためではない、口拍子のよいためにふむなり、○山有　深山に木があれば大工がこれを度りみたてゝ、棟にも梁にもつかふことである、○賓　客を受けては誰を正客にして彼を次座にせうと亭主がはかることでござる、これまでが諺じや、

周之宗盟、異姓爲後、

【註】盟載書皆先同姓、例在定四年、

○周之　周の天子の宗盟をたてるときには、まづ御一門の大名をさきへたてゝ、他の氏の大名は次に列することである、【注】書きのするにはまづ御家門から書て、後に異姓を書くとなり、

寡人若朝于薛、不敢與諸任齒、

【註】薛、任姓、齒、列也、

拙者などが貴君の御國へ朝參いたしてもあらうならば、君の御一門衆と一やうに列座はいたすまいとなり、これは挨拶と云ものじや、隱公が薛へ行れてからが薛の氏族の下に居らるゝすぢはない、爰は挨拶に云はれたものである、【注】任は薛の國の姓じや、

君若辱貺寡人、則願以滕君爲請、薛侯許之、乃長滕侯、

○君若しと云は卑下の言なり、今日の御來輿は私への御深切とおぼしめすならば、○願　何とぞ滕君を上座になされて下されまいかと云はせられた、○薛侯　合點いたされた、そこで滕侯が上座いたされた、

夏、公會鄭伯于郲、謀伐許也、鄭伯將伐許、五月、甲辰、授兵於大宮、

【註】大宮、鄭祖廟、

許を伐つ云ひあはせをせられたとなり、○鄭伯　云ひあはせがあつたゆゑ、鄭伯の許をうたんとせられ

【註】與謀曰、及、還使許叔居之、故不言滅也、許、潁川許昌縣、

隱公の二君と云ひあはせて許へせめよせて討れた、【注】及とあるときはともぐに云ひあはせたことなり、○還　討つことはうつたれども、直に許叔をたてゝおかれたによつて亡びたではない、○故　滅亡とは書かぬなり、

冬、十有一月、壬戌、公薨、

【註】實弑、書薨、又不地者、史策所諱也、

隱公の薨せられたである、【注】實は桓公の弑せられたけれども、たゞ薨とばかり書て壽をもつて終られたにして、○又　どこで終られたと云ことの無いのは、春秋に諱みてしるさぬと云ことなり、記すときは散々惡事があらはるゝ故なり、

【傳】十一年、春、滕侯薛侯來朝、爭長、

【註】薛、魯國薛縣、

左丘明のくはしく記しおかれた二君が、魯へ來て座席のあらそひをせられた、○長とは頭のことにてさきへ出て上座することである、

薛侯曰、我先封、

【註】薛祖奚仲夏所封、在周之前、

○薛侯　吾らは先官の國持にてひさしき大名なれば上に座すとなり、

滕侯曰、我周之卜正也、

【註】卜正、卜官之長、

○滕侯　この方は今の天子の卜正の官をもつとめ、その上御家門の姓である、

薛、庶姓也、我不可以後之、

【註】庶姓、非周之同姓、

○薛　そこ元は庶姓にて他の氏の大名なれば、○我　天子の支流が下に居るとあつてはすまぬ、中々下には得居るまいとなり、

公使羽父請於薛侯曰、君與滕君辱在寡人、周諺有之曰、山有

ともぐ\に戴と云ところを討つたである、

八月、壬戌、鄭伯圍戴、癸亥、克之、取三師焉、

【註】三國之軍在戴、故鄭伯合圍之、師者、軍旅之通稱、

戴をせめて居るをまた鄭伯のよせて、ついに克て三國の人數を伐ちとられた、【注】一處にうたれた、

宋衞既入鄭、而以伐戴、召蔡人、

【註】伐戴乃召之、

元來宋衞蔡三國云ひあはせてうつはずであつた、それを鄭に入りてから蔡人に來て戴をうてと云ひつかはした、

蔡人怒、故不和而敗、

【註】言鄭取之易也、

○蔡人　蔡人が宋衞から組下のやうな取あつかひしたとて、大にはらを立てゝ同士軍のおこりさうになつた、ところへ鄭伯がせめこまれた、かやうに三國が一致せぬゆゑ大やぶれになつたとなり、【注】これで鄭がたやすくとつたものなり、

九月、戊寅、鄭伯入宋、

【註】報入鄭也、九月無戊寅、戊寅、八月二十四日、

また意趣ばらしをしたなり【注】解に不及、

冬、齊人鄭人入郕、討違王命也、

王命にしたがはぬをうつたである、

【經】十有一年、春、滕侯薛侯來朝、

【註】諸侯相朝例、在文十五年、

二君が魯の國へ來朝いたされたを經にしるしたなり、

夏、公會鄭伯于時來、

【註】時來、郲也、滎陽縣東有釐城、鄭地也、

解に不及、

秋、七月、壬午、公及齊侯鄭伯入許、

云ふこと、○故○ 鄭伯の志を無にせぬやうにと成就させて、○善○ 聖人の善としほめ玉ひたと云ふことなり、

君子謂鄭莊公於是乎可謂正矣、以王命討不庭、

【註】下之事上、皆成禮於庭中、

許してこのときには莊公も正直な仕方である、○以○ 王の命にて不庭の國をうち、【注】禮を廷中になすと云ふが順と云ふものなり、

不貪其土、以勞王爵、正之體也、

【註】勞者、敍其勤以答之、諸侯相朝、逆之以饔餼、謂之郊勞、魯侯爵尊、鄭伯爵卑、故言以勞王爵、

土地を自分のものともいたされずして、○以○ 王爵○とはこゝでは魯國のことを指して云ふなり、王より貴き爵を下されてある國と云ふことなり、これをいたはる心なればまことに正直のしかたと云ふことなり、【注】勤勞を云ひたてゝ以て答○すとはその返報をすること、○諸○ 諸侯同士むかふるには、○以○ 饔○餼○とは料理のことを云、料理をこしらへて野外までむかひに出るを郊勞と云、○魯○ 鄭より魯をたふとむは王爵を勞すと云ふものじや、となり、

蔡人衛人郕人不會王命、

【註】不伐宋也、

そむいたる宋をうつと云ふ會に出あはなんだ、

秋、七月、庚寅、鄭師入郊、猶在郊、

【註】鄭師還、駐兵於遠郊、

軍は終つたれども人數を遠い野外にのこしておいた、【注】解に不及、

宋人衛人入鄭、

【註】宋衛奇兵、乘虛入鄭、

鄭の軍兵が郊に居る留守へよせたなり、【注】奇兵は浮き武者と云ふこと、

蔡人從之伐戴、

【註】從宋衛伐戴也、

【註】尋九年會于防、謀伐宋也、公既會而盟、盟不書、非後也、蓋公還告會而不告盟、鄭魯地、

經にあるのは軍の云ひあはせである、【注】たんだへられた、○公。會した上でちかはれたけれども、盟と云ことが書いてないは後れたと云ふことではない、○蓋。これは隱公の會盟よりかへられて、今日何所にて誰々と會したとつげて盟つたと云はれなんだによつて、史官がそのとほりを書いたものである、それで盟と云ふことを書かぬとなり、

夏、五月、羽父先會齊侯鄭伯伐宋、

【註】言先會、明非公本期、釋翬之去族、

公子翬が君をさしおいて會した、【注】先の字を一字入れてみせられたによつて、かねての約束の日限よりはやいと云ふことがみゆる、族をけづられたわけを知らせた、

六月、戊申、公會齊侯鄭伯于老桃、

【註】會不書、不告于廟也、老桃宋地、六月無戊申、戊申五月二十三日、日誤、

これは經にはない、【注】經にこの會をかゝぬは先祖の廟へつげられなんだ故じやとなり、

壬戌、公敗宋師于菅、庚午、鄭師入郜、辛未、歸于我、庚辰、鄭師入防、辛巳、歸于我、

【註】壬戌、六月七日、庚午、十五日、庚辰二十五日、鄭伯後期、而公獨敗宋師、故鄭頻獨進兵以入郜防、入而不有、命魯取之、推功上爵、讓以自替、不有其實、故經但書魯取、以成鄭志善之也、

會が終りて面々の國へかへられたとみゆる、【注】鄭鄭伯の遲參であつたゆゑ、隱公の手勢ばかりにて宋をやぶられた、○故。鄭も不首尾であつたによつて、はげんで二邑をせめとつて自分の有とせず、○命魯へわたした、○推。魯國は鄭より位がたかい、魯は侯、鄭は伯である、上爵へ推しゆづられた、○以。實は軍實と云つて肝要のとり實を自分のものにせぬと

○疾。 己れ一人すゝむをにくみたものなり、○齊鄭。隱公の立合はれなんだによつて、卑しいものを出して宋をせめた、○不言。 及齊人鄭人會と本文にあれば相談したことになれども、及の字をけづりたと云つて、翬が一人すゝんで行つたを知らせた、鄭より相談したではないと也、

六月、壬戌、公敗宋師于菅、

【註】齊鄭後期、故公獨敗宋師、書敗宋未陳也、敗例、在莊十一年、菅、宋地、

隱公の宋をやぶられた、【注】約束の日に出會はなんだによつて、隱公の手勢ばかりでうたれた、○書。 宋が陳列をさだめぬ内に討やぶつたと云ふをみせたものなり、

辛未、取郜、辛巳、取防、

【註】鄭後至、得郜防二邑、歸功于魯、故書取、明不用師徒也、濟陰成武縣東南有郜城、高平昌邑縣西南有西防城、

二邑を魯へとつた、【注】もと鄭の軍勢がおくれて至りて本文の二邑を伐ちとつたれども、魯の手がらにしゆづりて魯へ歸した、○故。 こゝも取と云つたは手をぬらさずにとつたと云ふことをみせたものなり、至て心やすいとりやうである、

秋、宋人衛人入鄭、

鄭に押よせたなり、

宋人蔡人衛人伐戴、鄭伯伐取之、

【註】三國伐戴、鄭伯因其不和、伐而取之、書伐、用師徒也、書取、克之易也、戴國、今陳留外黃縣東南有戴城、

三國申しあはせて戴をうつたとき、鄭伯もまたうたれた、【注】三國がむつまじくなかつたところで伐つてとられた、伐と書くは人數を用ひたことを云ふ、

冬、十月、壬午、齊人鄭人入郕、

解に不及、

【傳】十年、春、王正月、公會齊侯鄭伯于中丘、癸丑、盟于鄧、爲師期、

死也、

○衷。こゝを心えちがひせぬがよい、伏兵を竪てに三所に伏せておいたところを、三番目の伏兵まで追ひ來つた時分に、どつと起りたつたときに戎が北げ出して、一番二番の伏兵の衷にとり込めて前後より發てうつたと云こと也、○盡。のこらずたほすは打とつたと云ふことなり、【注】先。一當あてゝすみやかにはしつてみせたものなり、○以過。三番目まで追ひこませて、さて伏兵が起りたれば逃げ出した、○戎。三方に敵を受けたである、

戎師大奔、

【註】後駐軍不復繼也、

その他の戎のそなへどもがみな大くづれになつたなり、【注】戎の後陣がはたして繼ぎもせず救はなんだ、

十一月、甲寅、鄭人大敗戎師、

【註】此皆春秋時事、雖經無正文、所謂必廣記而備言之、將令學者原始要終、尋其枝葉、究其所窮、他皆放此、

九年の十一月のことであつたとなり、【注】みなこれ春秋の時分のことで經にはなけれども、丘明のひろくしるしておかるゝは、明細に本根を學者にしらせ枝葉の末々のことまでも極々の所までをきはめさする爲にせられたと云こと也、

【經】十年、春、王二月、公會齊侯鄭伯于中丘、

【註】傳言正月會、癸丑盟、釋例推經傳日月、癸丑是正月二十六日、知經二月誤、

隱公の會せられた、これも合戰の云ひあはせをした也【注】二の字はあやまりならんと也、

夏、翬帥師會齊人鄭人伐宋、

【註】公子翬不待公命、而貪會二國之君、疾其專進、故去氏、齊鄭以公不至故、亦更使微者從之伐宋、不言及、明翬專行非鄭之謀也、及例、在宣七年、

かの我まゝな大夫が、人數を引率して、二國とともに云ひあはせて宋をせめた、隱公の命でないゆゑ族をけづり貶した、【注】軍が好きさうでむさぼり會した、

【註】覆伏兵也、
君には三所に伏兵をまうけまたせ玉へ、

戎輕而不整、貪而無親、勝不相讓、敗不相救、先者見獲、必務進、進而遇覆、必速奔、後者不救、則無繼矣、乃可以逞、

【註】逞解也、
○戎　戎と云ふものは輕はづみにして、不整とて軍立のそろはぬものなり、○貪　さて利をむさぼりて親切なことはなく、己れさへよければ人にはかまはぬもので、したしき間でも利をみてはしたしみをわする丶、○勝　勝利をえる段に至ても少しもゆづる心はなく、友を押のけても勝をむさぼる、○敗　中國の俗は自分が勝利になる筋があつても、他の味方があやうければその利をすて丶すくへども、夷はそれもせぬ、○先者　これに二說あり、先なる者獲を見ばと訓むときには、さきへすすみたるもの丶手柄をするを見つけると、いよ〳〵後とからつゞくであらうと云こと、又見獲とよむ時には、先なるものが生どられたとみるならば、後とからは有合ひすゝみ出て後詰のそなへはせまいと云ふことなり、○進而　ありやひすゝみて伏兵をみたならばおそれて俄に引かへして逃ぐるであらうとなり、○後者　後陣の戎がかの敗不相救と云ふもち前にてつゞくものはあるまいとなり、○乃可　そこでこの方の兵が十分の勝をとるであらうとなり、【注】逞はくつろぐ意也、

從之、戎人之前遇覆者奔、祝聃逐之、

【註】祝聃鄭大夫、
鄭侯の公子突がはかりごとにしたがはれた、案のごとく戎の兵が追ひこみ深入りして、前ぞなへが伏兵に遇つて逃出した、○祝　鄭の大夫が逐ひかへした、

衷戎師、前後擊之、盡殪、

【註】爲三部伏兵、祝聃帥勇而無剛者、先犯戎而速奔、以過二伏兵、至後伏兵起、戎還走、祝聃反逐之、戎前後及中、三處受敵、故曰衷戎師殪

宋、而宋猶不和也、
○鄭　天子の左の卿士であつたによつて、○以王　勅命を以て宋を征伐いたされた、○宋以　宋がうたれても前方入郛とき、使の口上ちがひのことによつて隱公をうらんで居たゆゑ、魯國へつげなんだ、【注】公　中々宋が和せなんだなり、

公怒絶宋使、

隱公も腹をたゝれて使者の往來をとめられた、

秋、鄭人以王命來告伐宋、

【註】遣使致王命也、伐宋未得志、故復更告之、
鄭からして天子の勅命として宋をうち、軍兵を出されよと魯へつげたとなり、【注】一たび伐ちても十分になかつたかして、伐なほしをせんとて告げたと也、

冬、公會齊侯于防、謀伐宋也、

齊と申あはせて宋をうつ相談をせられたなり、

北戎侵鄭、鄭伯禦之、患戎師、曰、彼徒我車、懼其侵軼我也、

【註】徒步兵也、軼突也、
鄭をせびらかす鄭伯のふせがるゝとき、○患　夷は徒武者ばかりにて手ばやく、我方は車軍で不便利な、○懼　ついにはこの方がつきやぶられうかと氣づかはるゝなり、

公子突曰、使勇而無剛者、嘗寇而速去之、

【註】公子突、鄭厲公也、嘗試也、勇則能往、無剛不恥退、
○公子　親へ軍略を申さるゝ、突の云やうには私が計には勇にし剛のない者をすぐり出して、寇をこゝろみて少々戰ひをはじめ早速にしりぞかせ、さて爰の勇と云ふは勇力にて血氣のはやりをのことなり、剛とはまことに心のつよきものにてすこしも退かぬを云ふ、【注】勇　血氣の勇にて一旦はすゝむなり、されど剛ならぬものゆゑ逃ぐることを恥ともおもはぬなり、これは敵をおびき出すはかりごとゆゑ、かやうなものをえらむことなり、

君爲三覆以待之、

これらは皆傳ですむことじや、

秋、七月、冬、公會二齊侯于防一、

【註】防、魯地、在二琅邪華縣東南一、

解に不レ及、

【傳】九年、春、王三月、癸酉、大雨霖以震、書始也、

【註】書二癸酉始雨日一、

大雨で殊に長ぶりにて又雷がなつた、書はじめには癸酉とばかりあれども、三日以上を霖と云ふなれば一日のみをしるして有つては つまらぬ、これは雨のふり出した日をしるしたものである、

庚辰、大雨レ雪、亦如レ之、書時失也、

【註】夏之正月、微陽始出、未レ可二震電一、既震電、又不レ當二大雨一レ雪、故皆爲二時失一、

大雪であつた、亦とはこの日付も前の とほりじやとなり、これらは皆時をうしなつたと云ことを書いたものなり、【注】雷がなるならばもはや雪は ふらぬはずである、

凡雨、自二三日一以往爲レ霖、

【註】此解二經書一レ霖也、而經無二霖字一、經誤、

【注】左氏の傳に、此の如く霖の字をとかれたに、經にないは、經の大雨のしもに霖の字があつたが、おちつらうとなり、

平地尺爲二大雪一、

一尺以上を大雪と云となり、

夏、城レ郎、書レ不レ時也、

前にも出た通りなり、

宋公不レ王、

【註】不レ共二王職一、

宋の君が天子へつとめをはづされた、

鄭伯爲二王左卿士一、以二王命一討レ之、伐レ宋、宋以二入レ郛之役一怨レ公、不レ告レ命、

【註】入レ郛、在二五年一、公以二七年一伐レ邾、欲レ以 説一

諸侯以字、

【註】諸侯位卑、不得賜姓、故其臣因氏其王父字、

諸侯の臣下へ下さるゝには、字をもつて大夫の氏に付ることゝなり【注】天子よりは位がひくいゆゑ姓を下さると云ふことはならぬ、○故　臣下は先祖の字を以て氏とするとなり、

爲諡、因以爲族、

【註】或便即先人之諡稱以爲族、

先祖の諡によつて族とすることゝなり、

官有世功、則有官族、邑亦如之、

【註】謂取其舊官舊邑之稱以爲族、皆稟之時君、

勤功でもあれば官に付いた族がある、○邑　これ又同じことゝなり、

公命以字爲展氏、

【註】諸侯之子稱公子、公子之子稱公孫、公孫之子以王父字爲氏、無駭、公子展之孫、故爲展氏、

展氏とつけられた、【注】解におよばぬ、

【經】九年、春、天王使南季來聘、

【註】無傳、南季、天子大夫也、南氏、季字也、

魯國へ勅使がたつたに付いてしるしたなり、【注】解に不及、

三月、癸酉、大雨、震電、庚辰、大雨雪、

【註】三月今正月、

大雨も雷も雪も時ならぬ變ゆゑにしるしたものである、【注】正月雷がなるは變である、

挾卒、

【註】無傳挾、魯大夫、未賜族、

魯の大夫なれどもまだ族をたまはらぬ なり、【注】解に不及、

夏、城郎、

【註】二年、紀莒盟于密、爲魯故、今公尋之、故曰以成紀好、

二年に魯のために盟はれたゆゑ、彌、その好を成就するやうにとてのこと也、【注】解に不及、

冬、齊侯使來告成三國、

【註】齊侯冬來告、稱秋和三國、

齊の君から使をおこして、三國を成がせたと云ふことをつげられた、【注】解に不及、

公使衆仲對曰、君釋三國之圖、以鳩其民、君之惠也、寡君聞命矣、敢不承受君之明德、

【註】鳩、集也、

隱公の齊君への返事を大夫に云はせらるゝ、○君 三國たがひに仇敵の圖計を事とせしに、今貴君これをなだめあつかふて、○以 離散した民もみなあつまるやうになされた、○君 ひとへに君の御恩惠なり、○寡 拙者の主人も仰の、おもむきを屹とうけたまはつた、○敢 いかでか君の明德をうけ仰ぐまいやとなり、

無駭卒、羽父請諡與族、公問族於衆仲、衆仲對曰、天子建德、

【註】立有德以爲諸侯、

今度無駭が卒したに付いて、相役の羽父が諡と氏族とをねがふた、○公問 隱公の衆仲に古例をたづねられたれば、○衆仲 天子は有德のものをたてゝ以て諸侯となされ、

因生以賜姓、

【註】因其所由生以賜姓、謂若舜由嬀汭、故陳爲嬀姓、

○因生 生所生國の由來をとつて以て姓をたまふとなり、【注】生れた土地を以て姓とする、この方の北條秩父の類である、

胙之土而命之氏、

【註】報之以土、而命氏曰陳、

土地を報じて氏を命じたまふとなり【注】たとへば陳を下されて陳と名づけたやうなものなり、

嬀、辛亥、以嬀氏歸、甲寅入于鄭、陳鍼子送女、先配而後祖、鍼子曰、是不爲夫婦、誣其祖矣、非禮也、何以能育、

【註】鍼子陳大夫、禮逆婦必先告祖廟而後行、故楚公子圍稱告莊共之廟、鄭忽先逆婦而後告廟、故曰先配而後祖、

前にあるとほり周の御出頭ゆゑ、陳から聟にしたなり、よつて陳へ行つて妻をむかへた、○辛亥　八日目に嬀氏をつれて鄭へおもむく、○甲寅　四日目に自分の國へかへつた、○陳鍼子　陳の大夫で姫君をおくりた、○先配　公子忽が先祖の廟へつげぬさきに配合した、○鍼子　大夫がなげいて、これは夫婦の道ではない、○誣　宗廟の神をしふると云ふものなり、○非　禮に缺けたによつて、○何以　するゐながく養育致されまいと也、【注】廟へ告ることを後にしたと云ふこと、

齊人卒平宋衛于鄭、秋、會于溫、盟于瓦屋、以釋東門之役、禮也、

【註】會溫不書、不以告也、定國息民、故曰禮也、平宋衛二國忿鄭之謀、鄭不與盟、故不書、

前の東門の軍のうらみをといて和睦せしむるは、世を靜謐にせうとのためにて禮じやとなり、【注】鄭のないが是ですんだ、

八月、丙戌、鄭伯以齊人朝王、禮也、

【註】言鄭伯不以虢公得政而背王、故禮之、齊稱人、略從國辭、上有七月庚午、下有九月辛卯、則八月不得有丙戌、

齊の人をつれて王に朝せられた、【注】虢公が執政となられて、鄭伯は快からぬことなるにもかまはず朝せられたは、おとなしい禮にかなふたことなり、國辭とは國での言と云ことなり、

公及莒人盟于浮來、以成紀好也、

【註】成王營王城、有遷都之志、故賜周公許田、以爲魯國朝宿之邑、後世因而立周公別廟焉、鄭桓公、周宣王之母弟、封鄭、有助祭泰山、湯沐之邑在祊、鄭以天子不能復巡狩、故欲以祊易許田、各從本國所近之宜、恐魯以周公別廟爲疑、故云已廢泰山之祀、而欲爲魯祀周公、孫辭以有求也、許田、近許之田、

祊をおくるの傳である、鄭伯の今まで泰山の祀をつとめて居られた、これをやめて今からは周公旦をまつりたいと云ひこされた、○以。これは泰山をまつる入用に付いてあるところじや、これと許田と云ふは周公の廟のある地なり、これと替々にせうと云うた、○三月。それで經に此の如くある、これは泰山をまつるまいと云ふことなり、【注】成王の王城をいとなみて都をうつしたいと云ふ志があつたによつて、周公に許と云ふところの田をたまふて、魯國の參覲のとき、朝宿は朝夕の入用領となされた、○後。後にそのところに周公の廟を別にたてゝおいた、○鄭。鄭御家門であつた、○有。宗室の國ゆゑ、宣王のとき泰山をまつらるゝ手傳をせられた、それでこれにも湯沐之邑とは齋の料と云ふやうに、祊と云ふ地を附けてたまはつた、すれば魯の許田も鄭の祊も、知行高の外で、あづかり地のやうなものじや、然るところに魯の持内の許田は、鄭へちかく鄭の持内の祊は、魯國の領分近所にあるによつて、替々にするとたがひに勝手によいである、○以天子。これも折ふし、天子の巡守なさるればどうもならねども、周もおとろへたによつて、とても行幸はあるまいとおもふたゆゑ、○欲。兩方の勝手のよいやうにしたいなれども、○恐。魯國が周公の別廟があるによつて、二の足をふんでかへまいと思つて、それゆゑに泰山の祀からすてゝ、魯のために周公をまつらうと云つた、○孫辭。これは上べは體のよいやうなことを云つて、勝手のよいやうに地がかへてほしきなり、

夏、虢公忌父、始作卿士于周、

【註】周人於此遂畀之政、

周の卿士となつた、【注】先年さまぐ入組があつたれども、つひには今年執政とせられたとなり、

四月、甲辰、鄭公子忽如陳逆婦

これも魯へつげて來た、【注】五箇月にして葬るはずなれども早かつたとなり、

九月、辛卯、公及莒人盟于浮來、

【註】莒人微者、不嫌敵公侯、故直稱公、例在僖二十九年、浮來、紀邑、東莞縣北有邳鄉、邳鄉西有公來山、號曰邳來間、

隱公のちかはれたなり【注】名のないわけなり、

螟、

【註】無傳、爲災、

【注】解におよばぬ、

冬、十有二月、無駭卒、

【註】公不與小斂、故不書日、卒而後賜族、故不書氏、

二年に軍をひきゐて極に入つた男じや、【注】元年の傳に衆父が卒したと同じことである、

【傳】八年、春、齊侯將平宋衞、

【註】平宋衞於鄭、

齊の君が世話をやいて宋衞を和せうとせられた、

有會期、宋公以幣請於衞、請先相見、

【註】宋敬齊命、

○有。何日に會せんと約束の日がさだまつた、○宋公。宋公の衞へ進物をおくりて衞侯へたのまれて、○請。たがひに會して云あはせをしたいとのこと也【注】宋公の齊君の下知をうやまふて大事に致さるゝである、

衞侯許之、故遇于犬丘、

【註】犬丘垂也、地有兩名、

尤と許容せられた、○故。そこで經にあるとほりに、犬丘で遇つたと云ことなり、【注】經には、垂とあり、これは一つの地に兩の名があるなり、

鄭伯請釋泰山之祀、而祀周公、以泰山之祊、易許田、三月、鄭伯使宛來歸祊、不祀泰山也、

て來た、○蓋。これはさだめて隱公の親惠公の代にちかつておかれたるによつて、名を告げたものとみえる也、

辛亥、宿男卒、

【註】無傳、元年、宋魯大夫盟于宿、宿與盟也、晉荀偃禱河、稱齊晉君名、然後自稱名、知雖大夫出盟、亦當先稱己君之名、以啓神明、故甍皆從身盟之例、當告以名也、傳例曰、赴以名則亦書之、不然則否、辟不敏也、今宿赴不以名、故亦不書名、諸例或發於始事、或發於後者、因宜有所異同、亦或丘明所得記注、本來不能皆備故、

宿の君にて男の爵の人が死なれたことを魯へつげて來たに付いてしるした、【注】宿の君もともにちかひにつらなつた、○晉。これは例に上げたものなり、荀偃も君の名を上げたに、こゝに名のないは不審じやと云ふこと、大夫が君の名代に出てもやはり君の名を云つておこす筈じや、○傳例。向から告げ次第である、○辟。こゝの不敏と云ふは不調法と云ふことなり、春秋に書きちがへて不調法にならぬやうにと云つてのことなり、○今。爵ばかりつげて來た、○故。全體名を稱すべきものなり、○諸。諸例は春秋の例を左丘明の發するときにはじめに云つてあることもあり、又事によつて後とから云はるゝこともある、これはその場のよろしきにしたがふことにて、異同はあるか又は丘明の見られたる記錄に本末具足せぬこともあつて、みるにまかせて書かれたこともあるか、それゆゑこれらのことは一樣にはない程に、左やうにこゝろ得てみよとなり、

秋、七月、庚午、宋公齊侯衞侯盟于瓦屋、

【註】齊侯尊宋使主會、故宋公序齊上、瓦屋、周地、

三國の君がちかつたを魯へつげて來た、【注】齊は大國ゆゑ上座につく筈のことを、宋の爵がたかいゆゑ齊からたふとみて上へ上げたと也、

八月、葬蔡宣公、

【註】無傳、三月而葬、速、

之、

【註】以忽有王寵故、

鄭の若殿が周王につとめて居られたが、大分御出頭であつたゆゑ、○陳　陳の君が聟に仕りたきと云はれたゆゑ、

鄭伯許之、乃成昏、

【註】爲鄭忽失齊昏援以至出奔傳、

○鄭伯　合點して縁をむすばれたとなり、【注】これもみな後に入用のことである、

【經】八年、春、宋公衞侯遇于垂、

【註】垂衞地、濟陰句陽縣東北有垂亭、

兩君の一寸參會せられたをつげて來た、そこで經にものせた、

三月、鄭伯使宛來歸祊、

【註】宛鄭大夫、不書氏、未賜族、祊鄭祀泰山之邑、在琅邪費縣東南、

鄭君が大夫の宛と云ふものを使者にして來らしめ祊と云ふ地を魯へおこした、【注】解におよばぬ、

庚寅、我入祊、

【註】桓元年、乃卒易祊田、知此入祊、未肯受而有之、

魯國の地になつて見分にでも往つたとみえる、【注】解に不及、

夏、六月、己亥、蔡侯考父卒、

【註】無傳、襄六年傳曰、杞桓公卒、始赴以名、同盟故也、諸侯同盟稱名者、非唯見在位二君也、嘗與其父同盟、則亦以名赴其子、亦所以繼好也、蔡未與隱盟、蓋春秋前、與惠公盟、故赴以名、

蔡の君考父と云ふが卒せられて、魯國へつげて來たによつて、春秋にのせた、【注】桓公も名を以てつげられた、これらも同盟したゆゑとなり、○諸侯　たがひに見在盟ひあふた君と君二人ばかりでなく、○嘗　親とちかつておいた、君は向の相手の君が死なれても、その子へやはり名を言ふてやることとなり、○亦　したしみのたえぬためである、○蔡　こゝの考父は隱公とちかはれたことはみえぬ、しかるに名をつげ

【註】傳言凡伯所以見伐、
この七年の冬、周王から魯國へ凡伯を使に下された、
○還　かの無念におもふて居た夷が、さらば仕かへしをせよと云つて、楚丘と云ふところに待伏せをして居て、打ちらし凡伯を引きたてゝかへつたなり、

陳及鄭平、

【註】六年、鄭侵陳大獲、今乃平、
和睦した、

十二月、陳五父如鄭涖盟、

【註】涖臨也、
○十二月　盟の座に會したである、判元見のやうなものである、

壬申、及鄭伯盟、歃如忘、

【註】志不在於歃血、
○壬申　盟の日におよんで、五父が血をすゝるとて一向つゝしみがなうて餘所見して居て、そこへ志がうつらなんだ、

洩伯曰、五父必不免、不賴盟矣、

【註】洩伯、鄭洩駕、
○洩伯　鄭の洩伯と云ものが脇につく〴〵と見て居て、云ふやうには、○五父　あの五父と云ふ男は決して災を得免かるまい、○賴　大切なるちかひを一切たのみにせぬやうすと云ふた、

鄭良佐如陳涖盟、

【註】良佐、鄭大夫、
鄭の方からもまた陳へちかひに行つて會した、

辛巳、及陳侯盟、亦知陳之將亂也、

【註】入其國觀其政治、故總言之也、皆爲桓五年六年陳亂、蔡人殺陳佗傳、
辛巳　これも盟の日におよんで、良佐が陳の國の仕置が殊の外懦弱にあつたをみて、やがてこの國はみだれうと云ふことをしつたとなり、互に國のさがをみたと云ふこと、【注】後にこれがみな入用なことゆゑに、只いまのときにあることを云ふておくじや、

鄭公子忽在王所、故陳侯請妻

齊侯使夷仲年來聘、結艾之盟也、

【註】艾盟在六年、

六年にちかふた通り、相違せまいと好みをいよ〱むすぶためなり、

秋、宋及鄭平、七月、庚申、盟于宿、

公伐邾、爲宋討也、

【註】公距宋而更與鄭平、欲以鄭爲援、今鄭復與宋盟、故懼而伐邾、欲以求宋、故曰爲宋討、

宋と鄭と和談が成就して、七月にいたつて宿と云ふ地にてちかふた、○公伐邾　前の五年に邾から鄭を案内して城下まで押しよせた、宋もはなはだ難儀にあつたその時隱公の救はれなんだを遺恨におもふて居る、そこでいま隱公の邾をうつて宋への昵をもとめられた、それで爲宋と云【注】さき達て、隱公の宋の國と中をたがふて鄭と和睦めされた、○欲　これはかねて鄭の國を加勢にたのむつもりであつた、宋とは使の口上のことにて手切れであつた、○今　しかる處に今宋と鄭とがはなはだむつまじく盟つた、○故　隱公も大分氣づかひになつて來て宋の敵となる、邾をうつて宋とちなみをもとめるつもりなり、それゆゑ爲宋討と云つた、邾の國こそ迷惑なことなれ、

初戎朝于周、發幣于公卿、凡伯弗賓、

【註】朝而發幣於公卿、如今計獻詣公府卿寺、

戎が勅使をうつた傳じや、前方夷が周の天子へ朝覲したことがあつた、○發　發幣と云ふは進物を公卿までおくることにて、この方の御老中廻りのやうなことじや、○凡　凡伯が夷狄と云ふ意であつたか、はなはだ賤しめて賓客あいしらひにせなんだ、【注】大夫中へもくばることじや、○今計　これは杜預の時分、他國づとめの役人が勘定にみやこに出て、公府や卿の屋敷をまはるなり、丁度このやうなことでがな有つたであらうと也、

冬、王使凡伯來聘、還戎伐之于楚丘、以歸、

夷が道に待伏せして居てうつてかゝり、無法に凡伯をつれて往つた、【注】人數をもよほして伐つた、○見戯は無骨なこと、めつたにあらい仕方と云ふことである、○不書　凡伯のやぶれたことのないのは、單への使にして人數がなく、戰陣と云ふでもないゆゑ書かぬなり、○但　生けどつたと云でもないとなり、

【傳】七年、春、滕侯卒、不書名、未同盟也、凡諸侯同盟、於是稱名、故薨則赴以名、

【註】盟以名告神、故薨亦以名告同盟、

前に云つたとほり、諸侯同士は神前で盟ふときは、互に神へ名を申すことゆゑ薨じたとき名を以てつげしらすることである、

告終、稱嗣也、以繼好息民、

【註】告亡者之終、稱嗣位之主、嗣位之主、當奉而不忘、故曰繼好、好同則和親、故曰息民、

○告終　何の誰が相果てまして、倅たれが相續いたすと云つてやるのはしたしいことゆゑに、以繼好と云ふなり、○息民　は世もしづかなれば民も安息するである、【注】嗣子が親のよしみを受け奉じてわすれぬと云ふは、親切なことなり、

謂之禮經、

【註】此言凡例乃周公所制禮經也、十一年不告之例、又曰不書於策、明禮經皆當書於策、仲尼脩春秋、皆承策爲經、丘明之傳、博采衆記、故始開凡例、特顯此二句、他皆放此、

これがすなはち周公の禮經と云ふものである、【注】凡て春秋褒貶の凡例と云ふは、周公旦の御制作の禮經なり、○十一　禮經は策にしるすはずと云ふことをあかした、○仲尼　策のとほりにしたがつて褒貶なされた、丘明が他の書をひろくとられて、始て凡例をひらいて、この二句の繼好息民謂之禮經と云ふの二句をあらはされたとなり、

夏城中丘、書、不時也、

城をきづくもさだまつた時がある、然れども軍の手當には不時にも城かねばならぬこともある、これは定つたときでないゆゑしるしたなり、

や鄭侯は朝參はいたすまい、【注】後に合戰におよぶに付いて、その事のまへおきをしておかれた、

【經】七年、春、王三月、叔姫歸于紀、

【註】無傳、叔姫、伯姫之娣也、至是歸者、待年於父母國、不與嫡倶行、故書、

叔姫は魯國の娘御なり、前二年の經に十月伯姫の紀へ嫁りせられたそのとき、幼年ゆゑ行かれなんだ、【注】姉御の行かるゝときは幼少であつた、いま年頃になられたに依て行かれたとなり、

滕侯卒、

【註】傳例曰、不書名、未同盟也、滕國在沛國公丘縣東南、

滕の君が薨せられたとつげて來たゆゑのせた、【注】前にも云つたとほり、ちかはねば名はかゝぬことなり、

夏、城中丘、

【註】城例在莊二十九年、中丘在琅邪臨沂縣東北、

傳ですむ、

齊侯使其弟年來聘、

【註】諸聘、皆使卿執玉帛以相存問、例在襄九年、

魯國へねんごろにせらるゝである、【注】玉や帛を音信として存問ふことなり、

秋、公伐邾、

これは譯あつて討たれたこと也、

冬、天王使凡伯來聘、

【註】凡伯、周卿士、凡、國、伯、爵也、汲郡共縣東南有凡城、

周の大夫を魯國へ聘使として下し玉ふたなり、【注】解におよばぬ、

戎伐凡伯于楚丘、以歸、

【註】戎鳴鐘鼓以伐天子之使、見夷狄强虣不書凡伯敗者、單使無衆非戰陳也、但言以歸、非執也、楚丘衞地、在濟陰成武縣西南、

うるほひになつた、禮也とは、天子の王城の助けをせらるゝで禮と云つた、【注】告げては來れども王の命ではないによつて、傳の言に使と云はず、たゞ京師とばかり云つてあるなり、○而　勿論王命でないによつて、經にものらなんだ、○雖　王命ではなくても隱公はつゝしんで王命を稱して、自分の國中ばかりでは足らぬゆゑ、鄰國迄たのまれた、○故　讃美して傳にあらはした、

鄭伯如周、始朝桓王也、

【註】桓王即位、周鄭交惡、至是乃朝、故曰始、

鄭の莊公が周の桓王へはじめて御目見にのぼられた、【注】平王の崩御の後、桓王の位に即玉ひて、鄭とは兎角中がわるかつた、○至　それで莊公も朝せられなんだ、然るに今度朝せられたゆゑ、始と云ふ、周室のおとろへをみるべし、

王不禮焉、周桓公言於王曰、我周之東遷、晋鄭焉依、

【註】周桓公、周公黑肩也、周采地、扶風雍縣東北有周城、幽王爲犬戎所殺、平王東徙、晋文侯鄭武公、左右王室、故曰晋鄭焉依、

然るところを、王はまだ御いきどほりが止まなんだかして、はなはだ御無あいしらひにあつた、○周桓公　周桓公は周公旦の杪で、代々周の大臣じや、これが王へ申すやうは、○我　吾周の御先祖平王の東へ都をうつさせ玉ひたる時には、晋の國と鄭の國とが羽翼となつて忠勤をはげんだゆゑ、平王にも御力におぼしめした、焉依はたのみにすると云ふことなり、【注】黑肩は名なり、○左右　右につき左にそふて輔佐することとなり、

善鄭以勸來者、猶懼不蔇、

【註】蔇至也、

されば鄭に對してはよく丁寧になされて、○以　他の國も來るやうになされてさへ、○猶　まだ行きとゞくまいかと存ぜらるゝ、

況不禮焉、鄭不來矣、

【註】爲桓五年、諸侯從王伐鄭傳、

○況　まして殊に無あいしらひになされては、もは

向ひ近づかれぬ、【注】もえたつて居る火のそばへは寄りつかれぬやうなものじやとなり、

其猶可撲滅也、

【註】言不可撲滅、

そばへさへよれぬなれば撲ち滅すことは猶以てならぬことじやと也、

周任有言、

【註】周任、周大夫、

○周任　周任が言うたことがござる、

曰、爲國家者、見惡、如農夫之務去草焉、芟夷薀崇之、絶其本根、勿使能殖、則善者信矣、

【註】芟刈也、夷殺也、薀積也、崇聚也、

國家ををさむる人の身は、惡をみては農人の田畠の草をとりすてるやうにこゝろえて、○芟　苅り枯して、○薀　つみあつめてその根をたやすやうに覺悟して、○勿　ふたゝび生ぜぬやうにすれば、○善　善者は五穀じや、雜草さへすつれば米穀の苗はよくそだつ、その如く惡さへすつればあとの善は信び長ずる、と云ふたとへに云ふたものなり、

秋、宋人取長葛、

經には冬とあれども、實は秋とつたなり、

冬、京師來告饑、公爲之請糴於宋衞齊鄭、禮也、

【註】告饑不以王命、故傳言京師、而不書於經也、雖非王命、而公共以稱命、己國不足、旁請鄰國、故曰禮也、傳見隱之賢、

京都から使が來て、みやこが大分饑饉するとてつげて來た、○公　隱公の周のために糴と云は米を賣出すを云、これはこの時分、あの方にて、國中の米を他國へうることは法度にしてある、國中の衰微するゆゑなり、萬一故あつて賣るときには官府の手形をもらうてうることとなり、然るところを今度みやこが饑饉すると云ふて來たゆゑ、○宋　四箇國へ隱公のたのんで、賣出すことを免してもらはれた、これで都の

は前年鄭の君が和睦して下されと云つてやられた、

陳侯不許、五父諫曰、親仁善鄰、國之寶也、君其許鄭、

【註】五父、陳公子佗、

○陳侯　陳侯が時のいきほひや他の大國としたしきをたのみにして、許容いたされなんだ、○五父　仁者にしたしく隣國と中のよいのは國の寶と云ふものである、今さいはひにあの方から和を乞ふことなれば、鄭の云ふとほりに許容なされよと云つた、

陳侯曰、宋衞實難、

【註】可畏難也、

○陳侯　宋や衞から鄭を目がけることなれば、【注】鄭もこの二國をこゝろづかひにおもふであらうと云ふこと、

鄭何能爲、遂不許、君子曰、善不可失、惡不可長、其陳桓公之謂乎、長惡不悛、從自及也、

【註】悛止也、從隨也、

何ほどこの方をはからうとしても、中々及ぶまいと云つて、つひに合點せられなんだ、○君子　評判に善とみては隨分うしなはぬやうにするがよい、また惡と知らば早くあらためて、長ぜぬやうにするがよいと云ふことじやが、○其　まことにこの桓公の身の上のことであらう、○長　桓公は惡を長じてやめられぬ人ゆゑ、間もなく自分の身の上へ災がおよんだ、

雖欲救之、其將能乎、商書曰、惡之易也、如火之燎于原、不可鄉邇、

【註】商書、盤庚、言惡易長、如火焚原野、不可鄉近、

○雖　どう取りなほさんとしてもすくはるゝことではないとなり、諫をもちひられぬによつて國をせばめられた、○商書曰　盤庚の篇に出たる語なり、惡と云ふものは長じやすいものにて、野原に火の付いたやうなものじや、しばらくの內に增長してたやすく

ゐ、鄭とあつくなられた、そこで使が來た、よつて經に渝平と云つたを丘明は更に成のこゝろ也と云はれた、

翼九宗五正、頃父之子嘉父、逆晉侯于隨、

【註】翼、晉舊都也、唐叔始封、受懷姓九宗、職官五正、遂世爲晉强家、五正、五官之長、九宗、一姓爲九族也、頃父之子嘉父、晉大夫、

翼は晉の地である、九宗と云ふは、一姓の九つに分れてある家どもなり、五正は 五官の長と云つて頭である、頃父は名である、その子の嘉父は 晉の 大夫じや、これらが申しあはせて晉侯を隨からむかへて來たである、【注】懷　懷姓の九家なり、五行の職の正とて長官のことを云、これらみな代々晉の强族じやとなり、これはその家筋と云ふことをみせたもの なり、勿論いきほひがなくては晉侯を迎ふることはならぬ、

納諸鄂、晉人謂之鄂侯、

【註】鄂、晉別邑、諸地名疑者、皆言有以示不審、闕者不復記其闕、他皆放此、前年桓王立此侯之子於翼、故不得復入翼、別居鄂、

別に鄂と云ふところの君として、晉人が 鄂侯とあがめた、【注】有とはしかとその ところとは 定まらぬことばなり、有は無に對する文字じや、何方に在りと書いたのは決してあると云ふ ことじや、○闕 闕けたと云ことを一々ことわらぬとなり、○前年 翼には君が出來たゆゑ、親君はあらたに國をもたれたなり、

夏、盟于艾、始平于齊也、

【註】春秋前、魯與齊不平、今乃弃惡結好、故言始平于齊、

注ですむ【注】隱公より前には、魯國と齊と中が 惡かつたとみゆる、○今 舊惡をすてゝ、あらたにねんごろになつたを始平と云ふとなり、

五月、庚申、鄭伯侵陳、大獲、往歲鄭伯請成于陳、

【註】成、猶平也、

鄭の君が陳をせめて大に勝利を得た、○往歲 往歲

平と云ふなり、

夏、五月、辛酉公會齊侯盟于艾、

【註】泰山牟縣東南有艾山、

隱公の齊の君と會して、艾と云ところで ちかはれたなり、

秋、七月、

【註】雖無事而書首月具四時以成歲也、他皆放此、

【注】何事もなけれども、四時をそなへて おかねば日記が缺けるである、これで一年の數がそなはる、日記の法である、

冬、宋人取長葛、

【註】秋取、冬乃告也、上有伐鄭圍長葛、長葛鄭邑可知、故不言鄭也、前年冬圍不克而還、今冬乘長葛無備而取之、言易也、

魯國へ告げて來たゆゑ、こゝに のせた【注】全體 秋取つたなれども、冬にいたつてつげて來た、その時をすぐにしるしたである、○上 こゝの上に すぐに 云つてあるによつて、もはや鄭と云はいでも 知れたことじや、それであらためて鄭とは云はぬである、○前 二度目にゆだんをみてとつたと云ことである、

【傳】六年、春、鄭人來渝平、更成也、

【註】渝變也、公之爲公子、戰於狐壤、爲鄭所執、逃歸怨鄭、鄭伐宋、公欲救宋、宋使者失辭、公怒而止、忿宋則欲厚鄭、鄭因此而來、故經書渝平、傳曰更成、

更にあらためてと云ふことなり、【注】隱公の公子で居られた時分、鄭の狐壤と云ふところにて合戰し、とらはれとなられた、そのことは十一年の傳にくはしく出てあるなり、その時にやう〳〵 逃げてかへられた、されば鄭はうらみのある國じや、然るところに去年鄭が宋へせめよせたとき、○公 さいはひ宋からもたのみて來たとゆゑ宋へ加勢をせようと思はれたところに、宋の使者がさん〴〵仕そこなふた、それで○隱公が腹をたゝれて却て宋と中があしくなつた、○欲 鄭と宋とを相手にとつては たまらぬ、鄭からもその心でうらみを變じてよしみを結ばうと云つたゆ

何と返答するぞとてなじり問ひ、○責　問ひつめらるゝとて腹をたつたとなり、

公怒乃止、辭使者曰、君命寡人、同恤社稷之難、今問諸使者曰、師未及國、非寡人之所敢知也、

【註】爲七年公伐邾傳、

隱公も亦むつとせられた、乃止は加勢をやめられた、○辭　使者へ向つて辭退し、宋公へことわりの口上を云はるゝには、君は拙者へ仰せがあつて、同じくとも〴〵に社稷の難義を恤んでくれよと仰せこされたが、○今　只いま御使者にうけたまはつてあれば、大きな相違にてまだ御國までは敵はこぬと云ふことなり、○非　さやうならば拙者が存じたことではない、其方で御勝手になさるゝがよいとなり、【注】前方に云ふておくとなり、

冬、十二月、辛巳、臧僖伯卒、公曰、叔父有憾於寡人、

【註】諸侯稱同姓大夫、長曰伯父、少曰叔父、有恨恨、諫觀魚不聽、

川狩をいさめた大夫が死んだ、○公曰　隱公の云はるゝに、叔父はしたしみて云ふ言なり、をぢあいしらひにする、○有　川狩見物をいろ〳〵と道理を云つていさめたに、吾がもちひなんだをうらみて居た、

寡人弗敢忘、葬之加一等、

【註】加命服之等、

○寡人　吾もはなはだ後悔におもふてわすれぬとなり、○葬　葬禮のとき、通例の大夫の位よりは一等のぼせて取りあつかはれた、【注】死だる服の品なり、

宋人伐鄭、圍長葛、以報入郛之役也、

また仕かへしをしたなり、

【經】六年、春、鄭人來渝平、

【註】和而不盟曰平、

鄭から來て、今までは敵にて中あしかりしを變じて和睦したである、【注】和睦したれども、まだ盟はぬを

【註】王師不書、不以告也、

○鄭人　それで鄭人がよろこんで天子の軍勢を拜借して、彼れこれ大軍をもよほして邾に會し宋をうつたである、【注】魯國へつげなんだから經にはもれたなり、

伐宋入其郛、以報東門之役、

【註】郛、郭也、東門役在四年、

何が大軍でせめたゆゑについにせめやぶつて、その郛は丸のうちまでせめよせたのである、○以報　意趣ばらしをしたなり、【注】郛はくるわなり、

宋人使來告命、

【註】告命策書、

もはや宋の國もあやふくなつて、すでに城のおちるばかりになつたによつて、魯國へ早馬を以て加勢を乞ふたである、【注】策書とは、宋君の口上書なり、さてこの書面にはさだめて有りのまゝにかいてたのみて來て、このうちに城門へ押よせたと云ふことも有つたとみゆる、

公聞其入郛也、將救之、問於使者曰、師何及、對曰、未及國、

【註】忿公知而故問、責窮辭、

隱公の城へ押よせては、すてゝはおかれまいと云つて、救ひをやらうと思はれた也、これは國君の軍に城下までおしよせらるゝと云ふは大きな恥じや、城下へ來ぬうちにいかやうにも方便のあらうことである、城ぎはへ押よせた軍には勝たるゝと云ふことはない、しかるに恥をすてゝ加勢を乞ひ、ありの儘に云ふはよく〱せつないこととみゆる、それゆゑかならず救ふてやらうと思はれた、○問　これが隱公のあまりおとなしくないことなり、策書でしれたことなれば問ふにはおよばぬ、それを使者を呼び出して逢ふて、いかう御國は御難義とうけたまはつたが、敵の軍勢はどこらまでせめ及んだぞとはれた、○對曰　この使者も短氣な男で、あつたとみえる、隱公のよび出して諸家老役人列坐したはれ〲しい前でとはれた、勿論策書にあるを知つてとはれたゆゑ、使者も腹をすゑかねて返答に、○未　まだ國中までは攻めよせませぬと云つた、【注】隱公がしつて居ながら

佾也、

【註】魯唯文王周公廟得用八、而他公遂因仍僭而用之、今隱公特立此婦人之廟、詳問衆仲、衆仲因明大典、故傳亦因言始用六佾、其後季氏舞八佾於庭、知唯在仲子廟用六、

衆仲が言にしたがはれた、○於　初て六羽を神靈にそなへて、はじめて六佾の舞をもちひられたときに、この八佾と云ふことは、羽を八本そなへて、人數六十四人の内で、一人づゝ羽をもつて舞ふこととみゆる、さう見ねばこゝの六羽と、六佾と二つがすまぬ、【注】魯國は周王の宗室の國ゆゑ、文王の廟がある、それで文王は勿論周公旦も武王成王をたすけ功業うるはしきによつて、この廟においても八佾が御免である、○而他　他の諸侯はならぬことなれども、引付けと覺えて僭してもちひ來た、これは非禮である、○今隱公は禮をたゞす人ゆゑ、この婦人の廟を新規に立てられて、その作法をつまびらかに衆仲にたづねられた、○衆仲　大典は大法なり、定めた法をあきらかに申した、○故　始めてと云ふはこのゆゑである、その後追々魯國がおとろへて、季氏が家にさへ八佾をもちひた、これで見れば禮はない、○知　仲子の廟にばかり六をもちひて、その他はやはり八佾であつたとみゆるとなり、

宋人取邾田、邾人告於鄭曰、請君釋憾於宋、敝邑爲道、

【註】釋四年再見伐之恨、

宋人が邾の田を伐ちとつた、○邾人　邾は小國にて一分だつては相手になれぬから、疫病の神をたのみて敵をとるつもりである、鄭の國へ使をつかはして告げて云ふには、○請君　これは四年にあるとほり、四箇國云ひあはせて鄭をうつた、二度目には魯の大夫公子翬が隱公の命にそむいて味方し、また鄭をせめた、されば鄭は二度迄宋に伐れたるうらみがある、それを云ひたてゝ、貴君宋の國に對して遺恨を散ぜられまいか、○敝　もしうつ思召もあらば、私が御案内申さうと云ふこと、

鄭人以王師會之、

【註】問執羽人數、
○公。　この衆仲は隱公のもちひられた大夫さうな、前の州吁が亂の時にも異見をもちひて加勢をやられなんだ、それゆゑ今度も祭のことをたづねて相談せられたである、【注】これは廟前で舞をまふとき、羽を持ちて舞ふことである、その舞人の人數は分限によつてさだめがある、

對曰、天子用八、

【註】八八六十四人、
○對。　衆仲は物知りである、天子は八の數をもちふると云ふことなり、すなはち八佾なり、

諸侯用六、

【註】六六三十六人、
諸侯用六、

大夫四、

【註】四四十六人、
大夫四、

士二、

【註】二二四人、士有功、賜用樂、
士は二、【注】有功。　大夫までは死にさへすれば もちふるさだめなれども、士は何でも功を立てねば樂をもちふることはならぬと也、

夫舞、所以節八音而行八風、

【註】八音、金石絲竹匏土革木也、八風、八方之風也、以八音之器、播八方之風、手之舞之、足之蹈之、節其制而序其精、
八音の器をもちひて八方の風にほどこしたものなり、【注】手の舞ひやうにも、八風に合ふやうにし、足拍子とてもそのとほりなり、○序。　人の情をのべたものなり、

故自八以下、

【註】唯天子得盡物數、故以八爲列、諸侯則不敢用八、
右の通りゆゑに、八より次第に下りてくるなり、【注】外では八は屹度ならぬことである、

公從之、於是初獻六羽、始用六

【註】北制、鄭邑、今河南成皐縣也、一名虎牢、
○鄭祭足　これが鄭の大將どもが軍法じや、祭足原繁洩駕と云ふ三人の大將が三軍をひきゐて、○軍三そなへを前ぞなへにして、嚴重に陣どつたのである、○使　この二人の大將を潜軍とは隱してそなへておいた、伏勢としたものである、後にそなへてあれども、燕の軍勢は知らなんだ、○燕人　燕の軍勢は只前にそなへた三軍におそれ重もに用心して、うしろに制人が二軍伏せてあると云ふことをはからなんだ也、これが軍法にうといからじや、

六月、鄭二公子以制人敗燕師于北制、

【註】二公子曼伯子元也、
○六月　前の三軍をふせぐうちに、かの二人の大將の伏勢が横鑓を入れて出たゆゑ、燕の軍兵がうちまけて、北制と云ふところにて敗走したなり、

君子曰、不備不虞、不可以師、

○君子　君子の評判に、不虞の手あてがなくてはいくさはならぬとなり、

曲沃叛王、秋、王命虢公伐曲沃、而立哀侯于翼、

【註】春翼侯奔隨、故立其子光、
晉の曲沃が天子にそむいたゆゑに、秋にいたつて虢公に勅命があつて、曲沃を伐せて哀侯をたてたまふた、【注】この前に出てあること也、

衞之亂也、郕人侵衞、故衞師入郕、

【註】郕、國也、東平剛父縣西南有郕鄉、
經にあるそのおこりは、郕國から衞ををかしたゆゑ、その返報に郕を伐ちかへして本城までせめ入つた、

九月、考仲子之宮、將萬焉、

【註】萬、舞也、
萬は萬舞と云て舞の名である、舞をまうけて仲子をまつらうとせらるゝ、

公問羽數於衆仲、

○張本とは前おきをしておくこと也、後に晉のことがあるゆゑに、この時の亂を知らせておかれたと也、

夏、葬衞桓公、衞亂、是以緩、

【註】有州吁之亂、十四月乃葬、傳明其非慢也、

衞の州吁が亂にて葬がおこなはれなんだ、緩とは初年にあつたとほり、延引におよんだ、【注】天子は七月と云ふに十四箇月、一倍すぎて居た、○傳　左氏の怠慢ですてゝおいたではない、延引のわけのあることをことわられたとなり、

四月、鄭人侵衞牧、

【註】牧衞邑、經書夏四月葬衞桓公、今傳直言夏、而更以四月附鄭人侵衞牧者、於下事宜得月、以明事之先後、故不復備擧經文、三年君氏卒、其義亦同、他皆放此、

鄭から衞の牧場ををかしたなり、【注】經　經には夏四月と云ふ下に二事つらねてあるに、○今　左氏は上の桓公を葬るには、夏とばかり書いて更に四月と月附を爰のところにしるしてわけられた、いつでも時と月とを分けてあるのは、時の方は前にあつたことを云つたものなり、たとへば四月でも初旬にあるをば時をしるし中旬なれば月をかくなり、○於　これは下の鄭人の亂のことには月が入用じや、月附をしるすがよいゆゑなり、○以　これで經には一つにして、桓公の葬の下においた、これは事の前と後とを明すためじや、○故　經のとほりにはせず、○三年　三年の傳にも分けてある、

以報東門之役、

【註】東門役、在四年、

四年に東門を五日せめてかへつたとある、その仕かへしなり、

衞人以燕師伐鄭、

【註】南燕國今東郡燕縣、

○衞人　衞の國から燕の人數を引つれて鄭を伐ちにかゝつた、

鄭祭足、原繁、洩駕、以三軍軍其前、使曼伯與子元、潛軍軍其後、燕人畏鄭三軍、而不虞制人、

もふゆゑ、巡見のためじやと云はれた、【注】巡見すると云ふにかこつけられた、○略　土地を摠べとり巡行して正すと云ふ名目である、○傳曰　略の出所である、僖の九年の傳に出てあるとなり、

遂往陳魚而觀之、

【註】陳設張也、公大設捕魚之備而觀之、

隱公の行きて魚をからせて見られたと云ふこと【注】魚をとるに大造な仕かけをさせて見られたなり、

僖伯稱疾不從、書曰、公矢魚于棠、非禮也、且言遠地也、

【註】矢亦陳也、棠實他竟、故曰遠地、

諫めがきかれぬゆゑ、病氣にして引込で供をせなんだ、○書　それで經に書して、○公　隱公が自分に魚をつらねたやうに聞ゆる、見るとかゝぬが貶したところなり、これ非禮をそしつてじや、○且　棠と所をさしたは遠方へ往かれたを言つたものとなり、【注】魯の城下からは遠方じや、

曲沃莊伯以鄭人邢人伐翼、

【註】曲沃、晉別封、成師之邑、在河東聞喜縣、莊伯、成師子也、翼、晉舊都、在平陽絳邑縣東、邢國、在廣平襄國縣、

曲沃は晉の國の枝城じや、このところの城主莊伯と云ふ人が、鄭邢兩國の人數を引き連れて、晉の本城翼と云ふところを伐つた、【注】別封は本國主の別に小城があつて、それに小大名を置くことじや、この方にて云ふ、分地のことにて成師と云者の領邑なり、

王使尹氏武氏助之、翼侯奔隨、

【註】尹氏武氏、皆周世族大夫也、晉內相攻伐不告亂、故不書、傳具其事、爲後晉事張本、曲沃及翼本末見桓二年、隨晉地、

周の王から、尹氏武氏と云ふ大夫を大將として援兵を下された、○翼　それで翼の君は打まけて隨へたちのかれた、【注】御普代の大夫じや、○晉　晉の國內輪同士が相せめ伐つて、大亂であつたけれども、魯へ其亂をつげなんだゆゑ、經には史官が書さなんだ、○傳　それをこのやうに、左丘明の傳文にその事をつぶさに傳へられた、○爲　桓の二年に晉の事が出る、

してふせぐ、これを順のちがはぬやうにおぼえさするなり、【注】時のよろしきを順と云つた、

習威儀也、鳥獸之肉、不登於俎、

【註】俎、祭宗廟器、

これは軍の進退の威儀をならはするためなり、○鳥猪狩をすると云つても、人君はめつたに兎や猿を追ありくものではない、鳥でも獸でも肉なれば、○不俎はまないた、神靈へすゝむる器に登げそなへらるゝものか、または、

皮革齒牙、骨角毛羽、不登於器、

【註】謂以飾法度之器、

軍器につかふて役に立つもので無ければ、

則公不射、古之制也、若夫山林川澤之實、器用之資、皁隸之事、官司之守、非君所及也、

【註】士臣皁、皁臣輿、輿臣隸、言取此雜猥之物、以資器備、是小臣有司之職、非諸侯之所親也、

君たる人は自分に手はおろさぬと云ふ、○古これが先王の制であるとなり、○若夫今度公の御覽なさるゝ川澤の魚類や、その得ものゝ德用は、○皁下部中間の類の仕わざをして、○官司小役人などがあつて、これらが守りつとめることで、○非國君の御自身ゆいてたちさはり玉ふに及ぶことではない、すれば人君の禮にかなはぬことでござるといさめた、【注】爰の臣と云ふは家來と云ふことではない、下司のことなり、士たるものゝ下に付くを皁と云ふ、皁の下に付くを輿と云ふ、輿の下を隸と云ふものなり、○言雜具のみだりて物を取りあつめて、雜器の下地にするは、小役人や小頭と云ふがあつてこれらが職としつとむる、○非君の親からすることではないとなり、

公曰、吾將略地焉、

【註】孫辭以略地、略、摠攝巡行之名、傳曰、東略之不知、西則否矣、

隱公の云わけをめさるゝ、吾は慰に川狩見物するではない、これをかづけに地理を見物しておかうとお

也、旅衆也、
三年目に一度づゝ大ならしをすることなり、治兵は兵をならはしに出ることである、○振と云ふは人數をとゝのへてかへること、これも行列があつてかへることじや、【注】四時ともに年々狩して、武備のありさまをみせたものなれども、猶その上でも大ならしと云ふをせねばならぬ、これは大造なことじやによつて三年目にすることじや、○出　野外へ出て武のそなへ、軍のかけ引、貝鐘の音をきかせてよく治めならはし、○入　歸陣の體をなす、これを兵をとゝのふると云ふたものなり、

歸而飮至、以數軍實、

【註】飮於廟、以數車徒器械及所獲也、
飮至と云は、先祖の廟へ出て酒をのみ、かへり至つたと云ふを神につげることなり、○以　軍のために武器になる材物何々を得たと得物をかぞへること、實は取り實のこゝろにて、得物のことである、神前でかぞへることとなり、【注】祖廟へつげるこゝろにて一切の武器や得ものをかぞへ立てることである、

昭文章、

【註】車服旌旗、
大將の甲は何、旗の色は何色とあきらかに知らせ、

明貴賤、辨等列、

【註】等列、行伍、
貴賤高下の品、何役の列はいづれの場にならぶと、上下をよくあきらかにしてみせ、○辨　まぎらはしからぬやうに段をしらせ、軍伍を合點させたものなり、これは行列のことなり、【注】行伍が行列のことである、

順少長、

【註】出則少者在前、還則在後、所謂順也、
年若なものは前の刻にすゝみて、弓矢を帶し一番にふせぐ、老者は後にひかへてそなふる、この順がみだれてはならぬ、軍は向ふへすゝむには、若きものを前にそなへて歸陣するにもひつくり歸るものではない、その儘面々がうしろへ向てかへる、それで前へすゝんだ若きものがかへるときは、後となつて、殿後

る也、かざりの出來るを物と云ふ、文物とてかざりのことなり、たとへば何の位は何色の鎧を着て、物頭の旗は何色とさだむる、これが軍中の目的の勘文である、佐竹の先祖が頼朝につかへて、自分の旗は白はたであつたれば、目じるしが無くては わからぬ と云はれたときに、佐竹の持つところの扇を 旗の上にさした、その後これをぢきに定紋にしたと云ふことじや、それで一切物に色がわからねばならぬ、それをこしらへるにもちふるために狩をする、○不軌 法度のたゝぬと色のわからぬとは、政の みだれと云ふものじや、○亂 みだれ〳〵すると國のやぶるゝもとゐとなるなり、【注】法度のはづれたのは亂政のなかだちとなると云ふこと、

故春蒐、夏苗、秋獮、冬狩、

【註】蒐、索擇取二不レ孕者一、苗、爲レ苗除レ害也、獮、殺也、以レ殺爲レ名、順二秋氣一也、狩、圍守也、冬、物畢成、獲則取レ之、無レ所レ擇也、

それで先王の狩をさだめ おかせられた、○春 これ四時の狩の名目じや、注ですむ、【注】春と云ふものは萬物が子をはらむときゆゑ、はらまぬものを索めえらんで、取るにより蒐と云ふ、ちから次第にとるではない、○苗 夏は穀物の苗のそだつときなれば、それをあらすものは除かねばならぬ、○獮 秋と云ふものは殺伐の氣で、ころすを以て名目として狩をする、これはゆゑなくて物をころすと云ふことはない、先王の仁の術と云ふものじや、○狩 一切成就するによつて、とりまはしてのこらず取ると云ふこと、何でもえらみはないと也、

皆於二農隙一以講レ事也、

【註】各隨二時事之間一、

これでさへ勝手にはせぬ、農業の隙々をかんがへて狩をして以て事を見ならはするなり、これが事を講ずると云ふものじや、【注】三時とも少しのあひだはあるものじや、夏はいそがしいによつて、蝗が付いてもかまはぬと云ふやうなことはない、

三年而治兵、入而振旅、

【註】雖二四時講一レ武、猶復三年而大習、出曰二治兵一、始治二其事一、入曰二振旅一、治兵禮畢、整レ衆而還、振整

臧僖伯　この人が承知せぬ、凡て國君は大事を講じならはすことでなければ出で玉はぬことなり、【注】大事　國の大事は、祭と戎とにあると云ふは、古來よりのさだめじや、

其材不足以備器用、則君不擧焉、

【註】材謂皮革齒牙骨角毛羽也、器用軍國之器、

材は材物と云つて、種々の器物に用ふる物を材と云ふ、凡て國君の猪狩に出ると云ふのも、或は角を取つて武器に用ひ、皮をはいでは馬具につくるのと云ふて、軍事の助にするか、又は鷹野をして矢の羽をとるかにて、これらは武器をそなふるもとゐと云ふものじや、魚をとりてもこれらの用にそなふるに足らぬものなり、○君不擧　すれば、このやうなことに國君はたづさはらぬものと云ふこと、【注】これが即ち戎の心がけをするのじや、

君將納民於軌物者也、故講事以度軌量謂之軌、取材以章物、采謂之物、不軌不物、謂之亂政、亂政亟行、所以敗也、

【註】言器用衆物不入法度、則爲不軌不物、亂敗之所起、

總じて國君の民をさめると云ふものは、軌物と云ふは軌は法度のこと、物は一切の事物也、君の國ををさめ、民をひきゆるは、一切事々物々、法度の内に受け納れておかねばならぬ、少しでも不法があれば、早や民がそしるなり、すれば君の身持は大事なものじや、○故　萬事をならはすにも軌をはかるやうにし、○量　其軌と云ふ法度は何なれば量を云ふとなり、これは細釋をして隱公をいさめる言じや、量と云ふはますのこと、一升の物がはかつた上で多少があつては量とは云はれぬ、その量目の齊しくそろふやうに、法度のあるを軌と云ふ、これまでが講大事のことじや、○取　材物をとつて來て、章物と云ふは章はかざりの文物じや、一切の器物のいろどりかざりにするを章物と云、○采　其物と云ふは、采はいろど

意で居られたけれども、○諸侯　孟子と云ふ夫人があれば、二人の夫人と云ふことはならぬさだめじや、○蓋　それを隱公の殘念に思はれて、父の志が達したいとおもはれても成らぬことなれば、夫人のさだまりの廟へは入れてまつられぬ、それゆゑ別に靈屋を造營してまつりたるなり、○公　隱公の舞の數を僉儀めされてまつられたによつて、舞羽の數が書いてあるなり、○婦人　謚は付けぬことなれば宋の姓にかた取つて仲子の宮と名づけられた、

邾人鄭人伐宋、

【註】邾主兵、故序鄭上、

兩國云ひあはせて宋をせめた、【注】邾　は至て小國なれば鄭人を上にかくべき筈なるを、前後させたは、邾人が軍の本主にて、鄭人は加勢と云ふをみせた、これは四月のことなり、衞の桓公の葬後なり、同月であつたゆゑに月をはぶきたる也、

螟、

【註】無傳、蟲食苗心者、爲災故書、

稻蟲がついた、【注】苗の心をくふ蟲じや、國の災ゆゑにしるしたとなり、

冬、十有二月、辛巳、公子彄卒、

【註】大夫書卒不書葬、葬者臣子之事、非公家所及、

魯國の大夫の彄と云ふものが死んだによつてしるした、【注】卒したことは書けども葬の日はかゝぬことなり、なぜなれば葬と云ふものは臣子のことで子や家來が執りおこなふはずにて私事じや、大夫の卒は公にもかゝはること也、○非　公の御家にあづからぬで、記錄にはのらぬ筈じや、

宋人伐鄭、圍長葛、

【註】潁川長社縣北有長葛城、

鄭をうち長葛と云ふところを取まいた、

【傳】五年、春、公將如棠觀魚者、臧僖伯諫曰、凡物不足以講大事、

【註】臧僖伯、公子彄也、僖謚也、大事、祀與戎、

隱公の棠と云ふ遠方の川狩を見物にゆかうとせられた、此方で云鵜飼ひ見物の類と同じことゝみゆる、○

衞人逆公子晉于邢、
呼びむかへて來た、
冬十二月、宣公即位、
【註】公子晉也、
衞の宣公なり、
書曰、衞人立晉、衆也、
○書曰　衆とは衆人の思付いたをほめて、經に立晉とばかり云ふてある、これはほめたのである、
【經】五年、春、公矢魚于棠、
【註】書陳魚、以示非禮也、書棠、譏遠地也、今高平方與縣北有武唐亭、魯侯觀魚臺、
隱公の魚を棠と云ふところで矢ねられた、○矢　と云ふは川狩の見物じや、【注】書　爰の經にしるされたは、非禮と云ことを知らせるとてのことである、○書　地名をかくと云ふは遠方の地へ國主の往れたをそしつたものである、これは國君の禮ではない、狩と云ふは定りがあるとなり、傳ですむ、○有武　棠と唐と同音にて同意なり、○魯　隱公の川狩をみられたところじや、觀をせんの音に訓む、
夏、四月、葬衞桓公、秋、衞師入郕、
【註】將卑師衆、但稱師、此史之常也、
州吁が弑した君の葬禮がすんで、魯へつげて來たによつて經にのせたなり、郕から衞ををかした、仕かへしに押しよせたである、【注】大將はかろい者にて、人數が大軍なればいつでも師と書く、これが史官のさだまりじや、
九月、考仲子之宮、初獻六羽、
【註】成仲子宮、安其主而祭之、惠公以仲子手文娶之、欲以爲夫人、諸侯無二嫡、蓋隱公成父之志、爲別立宮也、公問羽數、故書羽、婦人無諡因姓以名宮、
魯の桓公の御母堂の廟をつくり、神主を安置してまつるのである、○初　六佾のまつりを獻じた、【注】廟をつくり、神主を安置してまつる、○惠公　元年で云つた通り、始生のとき魯の夫人たらんと云ふ手すぢが有つたに付いて、むかへられたれば、夫人としたい

ず、陳の國へ使をまはしてたのんだ、こゝらの辭命と云が大事じや、○衞　私の國は偏鄙で殊に小國でござつて、○老　私はもはや老衰仕り老ぼれになつたれば、○無　もう何ごともえいたさぬ、○此　貴國へ參つた兩人はまことに私の主君を弑したる大惡人でこざれば、○敢　はゞかりながら即と云ふは御手前でと云ふこと、しかるべきやうに御取りはからひなされ下されよと投掛けたのである、これは二人ともにころして下されと云ふことばなり、【注】自謙　陳へ打まかせたである、○因　とは參つたをさいはひにはかつて下されよとなり、

陳人執之、而請涖于衞、

【注】請衞人自臨討之、

陳の國で、兩人ともにからめとつた、○請　衞の國へ檢使をおこされよと云つた【注】とらへおいたに來てうたれよと云ふこと、

九月、衞人使右宰醜涖殺州吁于濮、石碏使其宰獳羊肩涖殺石厚于陳、君子曰、石碏純臣也、惡州吁、而厚與焉、大義滅親、其是之謂乎、

【注】子從弑君之賊、國之大逆、不可不除、故曰大義滅親、明小義則當兼子愛之、

それから九月に及で衞から、○右宰　と云ふものを奉行に云付けて、○涖　陳へいたりのぞんで州吁の惡人を濮と云川ばたで、切りころした、○石碏　其宰とは石碏が自分の家老じや、○獳羊肩　と云ものを檢使にして、子の石厚を陳でころしたとなり、○君子そこで君子の評判に、○石　純臣なりと云うた、まじりのなき忠臣で、○惡　州吁が惡をにくむに付けて、それに與したる自分の子をもころした、○大義大義滅親と云ことわざがあるが、これを云たものであらう、石碏が上へのことでがなあらうとなり、【注】大惡なれば除きすてねばならぬ、○故　大義によつてしたしき子を滅した、○明　小さき義理のかけた位のことには子を愛するがよいと云ふことなり、

○公。隱公の無用にせよとてゆるされぬものを、是非參りたいと云つてついに會した、○故。經に公子の族をけづゝたのはにくしみの貶である、○諸侯。件の四人の大名が鄭の徒武者を打やぶり、○取。とは田を苅り亂妨をしてかへつた、【注】歩行武者ばかりで、車兵はなかつたとなり、

州吁未能和其民、厚問定君於石子、

【註】石子石碏也、以州吁不安諸其父、

果して民が歸服せなんだ、○厚。かの石碏が息子のわるものが、州吁と相談相手じやによつて、民の治まらぬを氣の毒がつて隱居の親父へ相談した、○問定。定君とは州吁がどうも君とさだまらず、民が歸服いたさぬ、これはどうしたらば君となられうぞとなり【注】かの前にいさめて隱居した親父じや、州吁が安穩ならぬを以て父へはかりごとを問うた也、

石子曰、王覲爲可、曰、何以得覲、曰、陳桓公方有寵於王、陳衞方睦、若朝陳使請、必可得也、厚從州吁如陳、石碏使告于陳曰、衞國褊小、老夫耄矣、無能爲也、此二人者、實弑寡君、敢即圖之、

【註】八十曰耄、稱國小已老、自謙以委陳、使因其往就圖之、

こゝで石碏が兩人をあざむくなり、○王。それは外のはかりごとをせうよりは、周の王へ御目見をしたがよい、○何。厚がそれはよからうが、すぽんと王へ御目見をねがつたとても御取上げもあるまい、どうも王覲の仕方がござらぬと云つた、○曰陳。今天下の諸侯中で陳の君桓公が、最中御出頭で王の寵があつい、○陳。さいはひ陳國もむつまじきことなれば、○若。相朝の禮を以てまづ陳の國へ朝して、陳の君の執成をたのみたならば、○必。きつと御目見はすまふとなり、○厚。流石は親父がよい分別を云つたと思つて、兩人云ひあはせて、厚も州吁がともをして陳へたのみに行たなり、○石碏。こゝで老人がすかさ

きものが離散しては以濟がたし、もはや成就いたさぬ、【注】强みばかりでは民がそこなはるゝ、○民。人々みなうとみはてる、○安。さすれば一族始め離散するものなり、○刑。刑罰が過ぎて仕置がひどいやうになる、

夫兵猶火也、弗戢將自焚也、夫州吁弑其君、而虐用其民、於是乎不務令德、而欲以亂成、必不免矣、

軍事と云ふは火のもゆるやうなもので、○弗。はやくをさめねば自ら大やけにいたり、終に手前の身がやける、○夫。主君を弑して民をば暴虐を以てつかふ人なり、○於。この節令德をもちゆると云ともなくして、○而。始終亂をもつて功業を成就せうとおもふ、これでは大ちがひじや、○必。決して災をまぬかるゝことはあるまいとなり、

秋、諸侯復伐鄭、宋公使來乞師、

【註】乞師不書、非卿、

秋にいたつてまたせめた、爰では前の四侯を諸侯と云つてもたせた、○宋公。魯國へ加勢を乞うた、【注】かろい者であつたによつて、經には書かぬ、このやうな使には大夫がきたることじや、

公辭之、

【註】從衆仲之言、

右のやうに衆仲が道理を說いたによつて、隱公ももつともと思はれて、宋へことわりを申された、

羽父請以師會之、

【註】羽父、公子翬、

この男は不了簡ものであつたさうな、軍兵をひきゐて參りたいと望んだ、

公弗許、固請而行、故書曰、翬帥師、疾之也、諸侯之師敗鄭徒兵、取其禾而還、

【註】時鄭不車戰、

故宋公陳侯蔡人衞人伐鄭圍其東門、五日而還、

○故　經にあるのがこゝのことで、○圍　東の城門を五日が間せめて引取つた、

公問於衆仲曰、衞州吁其成乎、

【註】衆仲魯大夫、

對曰、臣聞以德和民、不聞以亂、

【註】亂、謂阻兵而安忍、

魯の隱公の大夫の衆仲と云ものに、衞の州吁がやうすを論じてたづねらるゝ、○衞　成は成就と云ふとたひらがんやと訓むはわるい、今度衞の州吁がはかりごとを以て君となり、國をしたがへやうとするが、業が成就するであらうかとなり、○對　私のうけたまはり及びましたは、國をさめるには、德を以て民をやはらげしたがへるとこそ承つたれ、○不　亂をもつて民を和することは承りおよびませぬ、今州吁がしわざ亂を事とするなり、このやうなことで國のをさまると云ふことはござるまい、【注】兵をたのむと云は武邊や軍法をたよりにして、○安　忍と云ふはむごいことをしても何とも思はぬこと也、これを忍に安ずると云、

以亂、猶治絲而棼之也、

【註】絲見棼縕、益所以亂、

亂をもつて民を和せんとするは、たとへば、○猶　絲をまきをさめるとて、かきみだすやうなもので、亂れた絲と云ふものは手にのらぬものなり、【注】棼縕の二字ともにみだるゝとよむ、

夫州吁阻兵而安忍、阻兵無衆、安忍無親、衆叛親離、難以濟矣、

【註】恃兵則民殘、民殘則衆叛、安忍則刑過、刑過則親離、

州吁は軍法をたのみにしてむごいことをするを何ともおもはぬ、○阻　武邊で士卒のしたがふ者ではない、民は軍事はきらひなものじや、それで衆くの民がはなれてなくなる、○安　むごいことをしては、したしむものはなく疎遠になる、○衆　民がそむいたり親し

脩先君之怨於鄭、

【註】謂二年鄭人伐衞之怨、

而求寵於諸侯以和其民、

【註】諸簒立者、諸侯既與之會、則不復討、故欲求此寵、

殤公の即位のとき公子馮は鄭へ出奔せられた、鄭の國から尻をもつて宋の國へ入れうとするなり、それゆゑ鄭と宋とは敵國じや、○及。州吁が自立した上で、○將脩。先君穆公が鄭に怨があつた、そのうらみを州吁がはらすために鄭を伐ちて、○而。さて州吁は父の志をつぐ奇特な者じやと諸大名にかはゆがられて、以て民をやはらげしたがへやうと巧んだ、【注】諸。諸大名が納得して會さへすれば、○不。元來主ころしは諸侯が云合せて伐つことなれども、會して仲間にさへなればもう討たぬこと也、○故。愛せられやうとたくんだ、

使告於宋曰、君若伐鄭以除君害、

【註】害謂宋公子馮、

君を目がけるは鄭の國じや、討つ思召はないか、○若。もし伐つて君の害になる公子馮をのぞき退けらるゝ思召ならば、【注】害とは鄭に掛り人となつて居る公子馮がことなり、

君爲主、敝邑以賦與陳蔡從、則衞國之願也、

【註】言舉國之賦調、

主は軍の主である、主となつて軍を出されやうならば、○敝。自分の國を卑下した言なり、吾國の人數と陳と蔡との人數をしたがへて、御方人申さうとなり、賦は高役で人數をあてることなり、○則。さうなりますれば、私領地衞の國中の願ふところとなり、【注】賦稅の年貢の高にわり付て、人數を出さすること、調は調發とて人數を出さすること也、

宋人許之、於是陳蔡方睦於衞、

【註】蔡今汝南上蔡縣、

許容した、○於。衞と合體して味方となつた、

成十六年、濮陳地水名、

陳へ行つたを押かけてころした、【注】州吁。　州吁が君桓公を弑して自立した、〇未。　これは春秋の時分は世がみだれたによつて、君を殺してもその君が平生よろしくもない君なれば、同盟の諸侯が會をして申し合はすれば諸侯仲間へ入ることじや、これを列すと云ふ、しかればもはや君と稱して何方からも咎める人はなきやうになることゝ也、州吁はまだ諸侯が納得せなんだ、それで桓公を弑した上は、己れが君となるべきことなれども、君とは稱してないはこのわけなり、

冬、十有二月、衞人立晉、

【註】衞人逆公子晉而立之、善其得衆、故不書入於衞、變文以示義、例在成十八年、

衞の國の一家中がむかへて君とした、【注】衞。　晉は邢と云ふところへしりぞいて居られたを呼むかへて君とした、〇善。　多くの衆を得て人の思付いた人なれば、よい人とみゆる、それをほめて、〇故。　邢から連れて來たからは入衞とかくべきことなるに、立晉とばかり云つたのはそこに居る人を直にたてたやうに聞ゆる、このやうに人の思付くところのあるが、自然と君の器ゆゑそこをほめて、〇變。　通用の文とは變じて、以てそのわけをみせたものじやとなり、

【傳】四年、春、衞州吁弑桓公而立、

立とは推して自立したことである、

公與宋公爲會、將尋宿之盟、未及期、衞人來告亂、

隱公の宋公と會せられて、〇將。　元年の盟をたんだへつがんとせられた、〇未。　約束の日限にならぬ内に州吁が亂を告げて來た、

夏、公及宋公遇于清、

【註】宿盟在元年、

件の期におよばぬうちに邪魔が入つたによつて、まづ一寸清にて出あはれた、

宋殤公之即位也、公子馮出奔鄭、鄭人欲納之、及衞州吁立、將

経に月のないのは失したものとみゆ、

夏、公及宋公遇于清、

【註】遇者、草次之期、二國各簡其禮、若道路相逢遇也、清、衞邑、濟北東阿縣有清亭、

一寸出合れたこれも故あつてのことじや、【注】遇　草次はかりそめの會と云ふこと、○二國　おろかにすると云ふは、盟と云時には壇を築いて大造なことじや、それをせぬことじや、○若　途中で行遇つたやうなと云ふ意じや、

宋公陳侯蔡人衞人伐鄭、秋、翬帥師會宋公陳侯蔡人衞人伐鄭、

【註】公子翬、魯大夫、不稱公子、疾其固請強君以不義也、諸外大夫貶皆稱人、至於内大夫貶、則皆去族稱名、於記事之體、他國可言某人、而己國之卿佐、不得言魯人、此所以爲異也、翬溺去族、傳曰、疾之、叔孫豹則曰、言違命、此其例也、

宋公陳侯は兩君、蔡人衞人は君の 名代に大夫を出して鄭を伐つた翬は魯國の大夫である、これも鄭をうつた仲間じや、【注】公子　もはや族をたまはつたものなるに因て、公子と云はねばならぬ、それを云はぬと云ふは、○疾　隱公のゆるされもせぬに、無理にねがふて出陣し、君をしいて不義にくみした、州吁に與して鄭を伐つと云ふは不義と云ものなり、それを貶して公子をはぶいたものじや、○諸外　他國の大夫を貶して云ふ時は唯人と書く法じや、○至　手前の國の大夫を魯人とは書かれぬによつて、みな族をはぶいて名ばかりを書くとなり、○於記　事を記す體が他國の大夫をば、何國の人とは云はるゝ、○而爰の點が而已と訓むときは國の字を魯と直したがよい、また而と云ときには已が國と云ことになる、魯國の卿大夫を魯人とは書かれぬ○此所　これがちがふ子細じや、○翬溺　左氏の疾でと云はるゝも最もじや、○叔　次に出るこれらは違命と云はれた、これみな例じやとなり、

九月、衞人殺州吁于濮、

【註】州吁、弑君而立、未列於會、故不稱君、例在

乎、弗レ聽、其子厚與ニ州吁一游、禁レ之、不レ可、桓公立、乃老、

【註】老致仕也、四年經書ニ州吁弑ニ其君一故傳先レ經以始レ事、

順を去りすてゝ逆の方へ〳〵と效つてゆくは、禍を招くもとゐなり、すれば、○君人　禍の端は隨分つとめて去り弃てるやうにとつゝしむべきはずなるを、○而速之　却て逆を迎へまねき玉ふ、○無　是は至てわるいことなりと云つた、○弗　けれども莊公のこの諫をきゝ屆けられなんだ、○其子　剩さへ子息はそのわる者の州吁と中よくつき合うた、○禁　異見してもきかぬなり、○桓　桓公が位に即れてから、○乃　石碏が亂のおこるをいやに思つて、老を告げて隱居したとなり、【注】老　七十にして致レ仕、爰は早く退いた、○四　果して亂がおこつた、其本を先達て左丘明のこゝに傳をあげておかれたと云ことなり、

【經】四年、春、王ノ二月、莒人伐レ杞、取ニ牟婁一、

【註】無レ傳、書レ取言レ易也、例在ニ襄十三年一、杞國、本都ニ陳留雍丘縣一、推ニ尋事跡一、桓六年、淳于公亡レ國、杞似レ幷レ之遷ニ都淳于一、僖十四年、又遷ニ緣陵一、襄二十九年、晉人城ニ杞之淳于一、杞又遷ニ都淳于一、牟婁、杞邑、城陽諸縣東北有ニ婁鄕一、

莒の國から杞の國を伐つて牟婁と云ふところをとつた、【注】無傳　何の苦もなくとつたと云こと、○杞　どうやら淳于にうつりたやうに聞ゆる、

戊申、衞州吁弑ニ其君完一、

【註】稱レ臣弑レ君臣之罪也、例在ニ宣四年一、戊申三月十七日、有レ日而無レ月、

公子州吁がその君衞の桓公完を弑した、【注】稱　臣下の名を出して記したは、臣一人の主ころしと云ふことを知らせるとてのことなり、これ何れにしても君を弑すと云ふは罪なれども、そのうちに君が至つて惡虐なれば、一家中云ひあはせて弑することもある、そのときは衞人弑ニ其君完一とかくが春秋の法なり、これは州吁一人につみを歸したものなり、○三月

若○それも成されぬならば、○階之　すて置かれては○驕奢　を階梯として禍を成すでござらう、禍の橋わたしと云ふものなり、【注】言　太子にする思召ならば早くさだめ玉へとなり、

夫寵而不驕、驕而能降、降而不憾、憾而能眕者鮮矣、

【註】如此者少也、降其身則必恨、恨則思亂、不能自安自重、

これがすみにくい文じや、上下へ分て見るがよい、親は愛するから寵せらるれども子は驕らず、○驕而　驕るやうな仕むけがあれども能く降つて驕らず、○降　降るやうに推さげられても憾みず、○憾　憾むるやうに親の情ない仕方でも、能くしづかなるこのやうなものは世に鮮しと云ふことなり、【注】如此その身を降せば、是非恨を生ずるもので、恨を生ずるから、亂を興して安下重上ことがならぬものなり、

且夫賤妨貴、少陵長、遠間親、新間舊、小加大、

【註】小國而加兵於大國、如息侯伐鄭之比、

いやしき身にて貴人に對して妨げを成し、年若な者が長者を侵し陵ぎ、○遠　遠きが親しきをへだて、新參の古役を間て、○小　小國から大國に敵對をする、【注】小　息から大國の鄭に敵したやうなことなり、

淫破義、所謂六逆也、君義、臣行、父慈、子孝、兄愛、弟敬、所謂六順也、

【註】臣行君之義、

淫亂なるものが義者をあなどりやぶり、○所　これは皆逆と云もの、○君義　君も義を正しくなされ、臣下も君の義をうけ從て行ひ仕へ、父は子をあはれみ、子は孝を以て父に仕へ、兄は弟をいとをしみ、弟の方からは、兄を敬ひ仕へる、これは六つの順境界と云ふもので、【注】臣　行がすまぬで注を下された、

去順效逆、所以速禍也、君人者、將禍是務去、而速之、無乃不可

夫人を兩人はめとられぬこれは御部屋じや、その名を厲嬀と云つて孝伯と云ふ子が出來たれども早世であつたなり、

其娣戴嬀、生桓公、莊姜以爲己子、

【註】嬀、陳姓也、厲戴、皆謚、雖爲莊姜子、然太子之位未定、

厲嬀の妹が桓公をうまれた、それを夫人の養はれた

【注】雖○　されども太子にはまだ成られなんだ、

公子州吁、嬖人之子也、

【註】嬖親幸也、

氣に入りのめかけの子で有つた、

有寵而好兵、公弗禁、莊姜惡之、石碏諫曰、臣聞愛子敎之以義方、

【註】石碏、衛大夫、

○有○　莊公の寵愛が過ぎて武邊のみを好んで散々な和郞じや、○公○　莊公の制道もせられなんだ、○莊姜○　いやにおもはれた、○石○　家老が莊公への諫言じや、私の兼々承り及びましたは子を愛しては義方を敎ふるとなり、義に向はせ方はいがたの外とへ出さぬことなり、きつとつゝしまするを云なり、

弗納於邪、驕奢淫泆、所自邪也、四者之來、寵祿過也、將立州吁、乃定之矣、若猶未也、階之爲禍、

【註】言將立爲太子、則宜早定、若不早定、州吁必緣寵而爲禍、

義方がはづるゝときは邪道へ入る、左やうにならぬやうにするなり、○驕○　驕は高ぶることにて氣が橫道になる、奢は花麗をこのむ、嫡子のまねをするやうになる、淫はたはるゝ泆は放泆なることなり、○所○　これはみな邪より出るとなり、○四　此四の出來ると云ふは、○寵祿○　が分に過ぎるゆゑなり、○將○　御氣に入り。ならば乃太子と御定めなされませよ、○

○故○　されば人を知るとほめたのは宣公ばかりじや、穆公は馮が人がらを得見わけられなんだ、○殷○兄弟世をつたへて子孫へつたふるばかりではない、○宋○　宋は殷の後胤じやに依て、この詩を引いてほめた、

冬、齊鄭盟于石門、尋盧之盟也、

【註】盧盟在春秋前、盧、齊地、今濟北盧縣故城、兩國盟た、○尋○　尋と云ふはたんだへると云ふことなり、昔盧で盟つた由緒をたんだへて盟つたなり、【注】盧○　春秋より前のことなり、

庚戌、鄭伯之車僨于濟、

【註】既盟而遇大風、傳記異也、十二月無庚戌、日誤、

盟ふてかへらるゝ時に大風に遇つて、濟と云川へたふれこんだ、諸侯の車の川へおちるとはめづらしきことじや、【注】既　これは左氏の傳に奇異なことゆゑ記された、○十二○　これは誤りつらん、

衞莊公娶于齊東宮得臣之妹、曰莊姜、

【註】得臣、齊太子也、太子不敢居上位、故常處東宮、

東宮とは太子のことなり、西を貴むに依つて太子の宮は東にあるゆゑかく云ふなり、得臣と云ふ名にて此妹をむかへられた、その謚を莊姜と云た、【注】太子○君父をうやまうて東に居るなり、

美而無子、衞人所爲賦碩人也、

【註】碩人詩、義取莊姜美于色、賢于德、而不見荅、終以無子、國人憂之、

至て美にあつたれども、莊公が淫亂にて手かけばかりに構ふて居て、子が無かつた、○衞人○　碩人は莊姜のことを賦した詩じや、【注】碩人○　莊姜色に美にしてその上婦德をそなへた人なれども、不見○荅○は莊公のかまはれなんだ手をさゝぬを不荅と云ふ、○終○國人が殘念がつて賦した、

又娶于陳、曰厲嬀、生孝伯、早死、

【註】陳今陳國陳縣、

【註】先君以舉賢爲功、我若不賢、是廢之、すれば先君の御徳を、○光　天下後世まであきらかにすることなれば務めいではかなはぬ、○吾子　その方必ず先君の功を廢てゝくれやるなとなり、【注】先君　我に國をゆづり玉ひしは賢を舉げたいと思召して功となさるゝ、○我　我もし不賢な行ひをしては、先君を御目がねちがひの人にすると云ふものなり、

使公子馮出居於鄭、

【註】辟殤公也、

所詮實子の有るからと思はれて、鄭の國へやられた、

八月、庚辰、宋穆公卒、殤公即位、

君子曰、宋宣公可謂知人矣、立穆公、其子饗之、命以義夫、

【註】命出於義也、夫、語助、

○八月　終に死なれた、○殤　言置きの通り、國をつがれた、是は穆公の與夷をすてぬ人と云ことを見込んで宣公の位をゆづられた、○君子曰　能く人を知て國をゆづられた、○立　穆公へゆづられたに依て、後終に再び自分の子が國を受くるやうに成つたとなり、○命　皆義から出たものなり、

商頌曰、殷受命咸宜、百祿是荷、其是之謂乎、

【註】詩、頌、言殷湯武丁受命、皆以義故任荷天之百祿也、帥義而行、則殤公宜受此命、宜荷此祿、公子馮不帥父義、忿而出奔、因鄭以求入、終傷咸宜之福、故知人之稱、唯在宣公也、殷禮有兄弟相及、不必傳子孫、宋其後也、故指稱商頌、

殷の世の命を受るは皆義が有る故、咸な宜しく百の祿を荷ふと云てあるが、是らを云つだので有らう、

【注】詩　義なるが故に天の百の祿を荷ふと云、○帥　宣公の義を行はれて、殤公も此命を受けられ此祿を荷はるゝ、○公　然るに馮が不義によりて立退いた、先の鄭を賴つて宋國を取りにかゝつた、○終　咸宜と云福をやぶりてよろしからぬことになつた、

立てゝくれよと云つて、屬託してたのまるゝ、○曰先。先君は穆公の兄宣公なり、この宣公は自分の子の與夷を舍てゝ、○立。我に國をゆづられた、【注】與夷。はすなはち今たのまるゝ甥なり、

寡人弗敢忘、若以大夫之靈、得保首領以沒、先君若問與夷、其將何辭以對、請子奉之、以主社稷、寡人雖死、亦無悔焉、對曰、羣臣願奉馮也、

【註】馮穆公子、莊公也、

その厚恩を得わすれぬとなり、○若以大夫之靈とは、古の詞なり、我その方だちの世話を以て、○得首と領とはなれぬやうに保ちて、何事もなく死んだ上にて、○先。兄宣公に未來で對面したとき、與夷はどうしたぞとたづねられた時には、○其將。何にと答ふべき言が有らうや、○請。どうぞかならずかれをもり立てゝ君として、○以主。國を主らせて君としてくれよ、○寡。それでは今死んでもおもひのこすことはないと云はれた、○對。大司馬が返答に、御家中一統に若殿を守り立てたいと存じて居まする、【注】馮。解に不及、

公曰、不可、先君以寡人為賢、使主社稷、若弃德不讓、是廢先君之擧也、豈曰能賢、

【註】言不讓則不足稱賢、

それは甚わるい心得じや、○先君。宣公の吾を賢なるものと思召したればこそ、社稷を主らせて國をゆづり玉ひたれ、○若。しかるを若し今先君の德を弃てゝ、與夷にゆづらずば、○是。宣公の成され方を無にして廢つると云ふものなり、○豈。それでどうして賢と云はれうや、【注】言。與夷にゆづらねば賢とは云はれぬなり、

光昭先君之令德、可不務乎、吾子其無廢先君之功、

なへらるゝ、○可羞　此羞は烹調へて上ることなり、いかやうな物にてもすゝめらるゝとなり、

而況君子結二二國之信一、行レ之以レ禮又焉用レ質、

【註】通レ言盟約彼此之情一、故云二二國一、

行。況んや君子たる歴々の人の、國同士信をむすぶに、○禮さへ備らば人質を用ふるまではない、【注】通たがひの情を盟に依て二國と云、

風有二采蘩采蘋一、

【註】采蘩采蘋、詩國風、義取三於不レ嫌二薄物一、

それで詩の國風にも、○采　と云つてある、【注】采。信を第一としてどのやうな物でもかまはぬなり、

雅有二行葦洞酌一、

【註】詩大雅也、行葦篇、義取二忠厚一也、洞酌篇、義取下雖二行潦一可上レ以共二祭祀一也、

あしを苅りてもたまり水をくみてもと云ふ意、【注】詩。そなへらるゝなり、

昭二忠信一也、

【註】明下有二忠信之行一、雖二薄物一皆可上レ爲レ用、

これらの詩は、みな忠信が第一と云ふことをあきらかに示したものとなり、【注】明。　行さへ信があれば、どのやうなものをそなへても用はたると云ふことなり、

武氏子來求レ賻、王未レ葬也、

まだ葬らぬ内にて氏も無く使ともない、そのわけは經の所にくはしく云へり、

宋穆公疾、召二大司馬孔父一而屬二殤公一焉、曰、先君舍二與夷一而立二寡人一、

【註】先君、穆公兄宣公也、與夷、宣公子、即所レ屬殤公、

是は他國のことなり、宋の君が病氣つかれて、○召。大司馬は宋の大夫にて、孔子の先祖なり、○屬　殤公は與夷と云て穆公の甥である、これを大司馬に守

夏なり、踐にじり苅田すること、

周鄭交惡、

【註】兩相疾惡、

相互にあだがたきに成つた、【注】兩　周と鄭となり、

君子曰、信不由中、質無益也、明恕而行、要之以禮、雖無有質、誰能間之、苟有明信、澗谿沼沚之毛、

【註】谿亦澗也、沼池也、沚小渚也、毛草也、

左傳で君子と云ふは廣くみるがよい、○信　人の信と云ふは上べばかりでは益にたゝぬ、○不　中から出て中心の信でなければ、質をとりかはしても何の益はないと也、○明　明かにおもひはかり、互に恕のみちをあきらかに行ひて、○要　互に言ばをつがふに禮を表として交はれば○雖　人質が無いとても誰も中をへだつるものは無い、○苟　明かな信さへあれば、澗は谷間や沼の草でもと云ふことなり、【注】沚　小渚はなぎさ、

蘋蘩蘊藻之菜、

【註】蘋大萍也、蘩皤蒿、蘊藻、聚藻也、

浮草もくさの類、【注】蘋　皤は田草なり、蒿はかはらよもぎ、

筐筥錡釜之器、

【註】方曰筐、圓曰筥、無足曰釜、有足曰錡、

竹籠の類、○錡　なべかまなり、【注】方　四角なや丸きかごなり、

潢汙行潦之水、

【註】行汙、渟水、潢潦、流潦、

たまり水又にわた水、【注】行　たまり水やながれの水と云ふことなり、

可薦於鬼神、可羞於王公、

【註】羞進也、

如此麁相なものでも信さへ明かなれば、神靈へもそ

鄭武公莊公爲平王卿士、
【註】卿士、王卿之執政者、言父子秉周之政、【注】卿　周
諸侯で居ながら、天子の卿を勤められた、○言　親子
王の卿と成つて天下の仕置をせられた、
ともに勤められた、
王貳于虢、
【註】虢西虢公、亦仕王朝、王欲分政於虢、不復
專任鄭伯、
此時周の平王に虢公と云ふ大名が、同じく卿士と成
つて居られた、是が大きに氣に入りて政を分けて虢
にも半分勤めさせたい思召なり、是を貳と云、【注】
虢。　鄭伯計りには勤めさせたうもないと思召した、
鄭伯怨王、王曰、無之、故周鄭交
質、王子狐爲質於鄭、鄭公子忽
爲質於周、
【註】王子狐、平王子、
平王へ不足を申上げた、○王曰　全くさうしたこと
は無い、僞りじやと云ひぬけを成された、○故　然ら
ばと云つて周王と鄭伯と互に人質を取りかはした、
○王子　天子の御子が鄭へ人質と成り玉うた、○
鄭　鄭からも周へ行つた、
王崩、周人將畀虢公政、
【註】周人遂成平王本意、
程なく平王は崩御であつた、○周人　崩御のあとで
群臣が相談して鄭伯を退役させて、虢公一人に政を
あたへんとした、【注】周人　平王の思召が元來かう
で有つた故に、其通にするなり、
四月、鄭祭足帥師取溫之麥、秋、
又取成周之禾、
【註】四月、今二月也、秋、今之夏也、麥禾皆未熟、
言取者、蓋芟踐之、溫今河內溫縣、成周、洛陽縣
也、
それ故、鄭から堪忍せぬ、祭足と云ふ侍大將に軍勢を
そへて、周の溫と云ふ所の麥作をつぶした、○秋又
都近邊の稻を苅すてた、【注】四月　周の二月で秋は

赴以庚戌、故書之、

王より告げられた日が違つても直さずに書いた、

夏、君氏卒、聲子也、不赴于諸侯、不反哭于寢、不祔于姑、故不曰薨、不稱夫人、故不言葬、

【註】夫人喪禮有三、薨則赴於同盟之國、一也、既葬、日中自墓反、虞於正寢、所謂反哭于寢、二也、卒哭而祔於祖姑、三也、若此則書曰夫人某氏薨葬我小君某氏、此備禮之文也、其或不赴不祔、則爲不成喪、故死不稱夫人薨、葬不言葬我小君某氏、反哭則書葬、不反哭則不書葬、今聲子三禮皆闕、釋例論之詳矣、

經に君氏と有るは聲子のことなり、○不　是諸侯夫人の三禮と云ふ是がなければ薨と書かぬ法なり、夫人と云はねば葬のことも云はぬ、是が大法なり、注ですむ、【注】夫人　喪の三禮と云ふは、○薨　同じ大名仲間へ知せること、是一の禮なり、○既　反哭と云つて葬りより返りて、寢所に入つて哭する禮有り、是を葬虞と云ふ禮なり、○卒　終りに哭して、○祔　と云ふは姑の廟へ一所に入れて神主を祭ることなり、若姑の存生なれば祖母姑の廟に入れる、是を祖姑に祔すと云、是で三禮がすむ、○若此　是さへ三つとゝのへば、書して夫人誰薨、我小君誰を葬ると書く法なり、○此備　三禮の備つたと云ふ文の定りじや、○其或　二つが缺けては喪を不成と云ものなり、○故死　夫人薨ずといはれぬ、○葬　是もいはれぬ、○反哭　是も定めた法じや、○今聲　一つも無くて書かれぬとなり、○釋　釋例に委しく有つたさうなに、其書の亡びたは殘念じや、

不書姓、爲公故、曰君氏、

【註】不書姓、辟正夫人也、隱見爲君、故特書於經、稱曰君氏、以別凡妾媵、

隱公が即位せられいでも魯の君には極つた、それで隱公の爲に君氏と云つたものじや、【注】不　本夫人にまがはぬやうにとわけたものなり、○隱　されど君に相違はない、それで君氏としたのは外の御部屋と別つ爲なり、

錄ゆゑに、我國の君を貴く記して、外國の君は略して置くなり、○是略外と云ふものなり、書面で分るゝやうにしたものなり、○元年　宿で盟ふたときに互に名を云つた、これは諸侯同士名は稱せぬことにて爵ばかりを唱ふることなり、死んでも謚號を呼んで、五代過ねば名はとなへぬ、然るに盟ふ時なぜ名を云ふなれば、これは神前じやに依て、たれ〳〵ちかひますと誓言を立てる時に、氏も名も云ふことなり、それゆゑ同盟の國へは互に名を赴げ合ふなり、それで爰に名を記してあるなり、

冬、十有二月、齊侯鄭伯盟于石門、

【註】來告故書、石門、齊地、或曰、濟北盧縣故城西南濟水之門、

これは魯へ赴げて來たゆゑ經に載せた、【注】來　告げて來たまでなり、

癸未、葬宋穆公、

【註】無傳、魯使大夫會葬、故書、始死書卒、史在國承赴、爲君故惡其薨名、改赴書也、書葬則擧謚稱公者、會葬者在外、據彼國之辭也、書葬例、在昭六年、

魯國からも大夫を遣して會したに付いて記した、【注】無傳　あづかつたとは書すなり、○始　前には卒と書いてあるは、麤略なにこゝには穆公と謚が記して丁寧なり、これは始に死なれたときには、史官のものが自分の國に在つて、先きから赴げ來たを承けて記錄にしるすときに、○爲君　この方の君の死なれたときに薨と書くゆゑ、それと紛るゝをいみ嫌つて、○改　赴げて來た書付を書あらためて、薨を卒の字に替へて記すことゆゑ、それで卒とある、○書葬　この所に至ては、謚を云つて公と貴むは、○會　大夫が葬に會するなれば、在外とは向の國へ行つて、○據　さきの國に居ての言なれば、貴まねばならぬ、それで向の國に在つて書いておこした儘を記錄に寫すゆゑなり、これが春秋の實事である、○書　のちに出ることなり、

【傳】三年、春、王三月、壬戌、平王崩、

れは至て不敬なり、世のおとろへにてかやうなことになつた、それでこゝに其ことが無いと云ことなり、

夏、四月、辛卯、君氏卒、

【註】隱不敢從正君之禮、故亦不敢備禮於其母、

隱公の御袋樣聲子の卒せられた、【注】隱。　隱公は魯の君に違ひはなけれども、たゞしく君の禮には從はれぬ、桓公を君とするの心ゆゑじや、○故。　御袋を夫人薨とすれば、母公にも禮を備ふるのなれども、それもせられぬ、そこでどうもしるしやうが無くて、君氏と記したものじや、

秋、武氏子來求賻、

【註】武氏子、天子大夫之嗣也、平王、喪在殯、新王未得行其爵命、聽於冢宰、故傳曰、王未葬、釋其所以稱父族又不稱使也、魯不共奉王喪、致令有求、經直文以示不敬、故傳不復具釋也、

武姓の息子が周より魯國へ來て賻を求めた、以財助喪を賻と云ふ、さだめの通り獻上せよと云つて來た、魯の不敬じや、【注】武氏。　天子の大夫で武氏の嗣はあととりと云ふこと、○平王。　平王は崩御なされてまだかりもがりの內、○新。　太子はまだ官位爵命を行ひゆるすことの沙汰は成らぬ、○聽。　役人が事をさばく、○故傳。　未葬と云てあるのは、○釋。　武氏の子と父の氏族が稱してあり、又來てと有つて來らしむと使にしてはない、是官位を御免なさるれば、官を記して誰とその人の名を記すことなれども、それが無いに依て、武氏の子と計りあつて亦使と無いは、云ひ付け人の無いと云ことを釋いたものなり、○魯。　早速供物を奉るはずをすて置いて、あなたから請はれた、○經直。　是もその儘しるしておいて不敬なことを示したものなり、○故傳。　云ふまでもない罪せらるゝことはきこえたとなり、

八月、庚辰、宋公和卒、

【註】稱卒者、略外以別內也、元年大夫盟於宿、故赴以名、例在七年、

宋の君が卒せられた、【注】稱。　宋公と貴んで有り乍ら、薨とは記さず、卒とある、これは春秋は魯國の記

大量、不能不小有盈縮、故有雖交會而不食者、或有頻交而食者、唯正陽之月、君子忌之、故有伐鼓用幣之事、今釋例以長歷推經傳、明此食是二月朔也、不書朔、史失之、書朔日例、在桓十七年、

日食があつた、これ君子のつゝしむことゆゑに經にのる、食之と之の字の入るが春秋の法じや、【注】無傳日行　これは天文者がよく知つて居ることじや、○然日月　杜預の了簡に、元と日月は動く物なれば大量は定めてあれども、小づゝの盈ちたり縮んだりは有る○故　食せぬこともある、○或頻　頻は毎年と云ふこと、毎年交つて食することもある、○唯正　正陽は四月なり、今の四月に食があると、君子は忌みつゝしむ、○故　伐鼓とは朝に皷うつと云つて、君の不德をせめ、用幣とて社に幣をもちひて神へ　わびことをすることとなり、四月に日食あればこれを行ふが、古の禮なり、○今釋　杜預の釋例は亡びたり、長曆も杜預の家に有つた、これにて經傳を推して見らるゝに、この日食は二月の朔日と云が明白となり、○不　經に朔とないは、魯の史官が取落した失念と云ことなり、○書　つきに出るなり、

三月、庚戌、天王崩、

【注】周平王也、實以壬戌崩、欲諸侯之速至、故遠日以赴、春秋不書實崩日、而書遠日者、即傳其僞以懲創臣子之過也、襄二十九年傳曰、鄭上卿有事、使印段如周會葬、今不書葬、魯不會、

周の平王の崩御なされた、【注】實平　王の崩御なされたは、實は壬戌であつた、十二日後じや、○欲　國々の諸侯の早く集まるやうにとて、前の庚戌と日を遠くして赴げたとなり、○春秋　是大切なことなれば、春秋には實の崩御の日に直して聖人の記されさうなものを、遠日にした儘記して置き玉ふと云ふものは、○即　後世へ僞を傳へて以て臣子たる者の過を懲しめて戒め玉ふところなり、是れ却つて聖人の罪し玉ふことははなはだしきのじや○襄二　鄭の國の上卿が、何かさゝはる事があつて印段と云ものを遣して、周の平王の御葬送に會させたことが有る、是上卿が行かねば成らぬ禮じやに不敬なことじや、○今　それさへあるに、魯國はだいなし會せなんだ、こ

傳。左氏の傳に此やうにくはしく記されたのは、昏姻の禮を失ふた失禮なと云ふことを知らせんためじや、○凡。總じて得失の瑣細なことは聖人の經にもさして異なる文はないけれども、○傳。左傳の文は備さにしるしてわけを語られた、○案文。この文をとくとかんがへて見れば、いましめになるに依てしるしたものじや、○他。この外にも有る程に、其心でみるがよいなり、

司空無駭入極、費庈父勝之、

【註】魯司徒司馬司空皆卿也、庈父費伯也、前年城郎、今因得以勝極、故傳于前年發之、

これは魯の三卿の內じや、極へせめ込んで勝つた、○費。費伯が力にて勝つたと云ふこと、【注】魯。三卿なり、前年は元年に隱公の命でなけれども、郎へ人數を出して城を築いたは、この軍をさせうが爲であつた、○今因。そのおかげで極に勝つた、○故。元年の傳に、先達て丘明の云つておかれたは是ゆゑじや、

戎請盟、秋、盟于唐、復修戎好也、

彼戎が追々盟ひを望だなり、○秋。彌、よしみをむすぶと云ふことなり、

九月、紀裂繻來逆女、卿爲君逆也、

主命と云ふことにて、○爲君とことわりてある、自分の妻ではないなり、

冬、紀子帛莒子盟于密、魯故也、

○魯故とは魯國に和睦をさせたい計じやと云ふこと、簡古な註じや、

鄭人伐衞、討公孫滑之亂也、

【註】治元年取廩延之亂、

○公孫滑は大叔段が子にて、衞へ立ちのいて居り、軍を起して鄭の廩延を取つた、その討かへしである、【注】治。治むるはしかへしして仕まふたと云ふこと、

【經】三年、春、王二月、己巳、日有食之、

【註】無傳、日行遲、一歲一周天、月行疾、一月一周天、一歲凡十二交會、然日月動物、雖行度有

てらるゝことゆゑ、○成　その太子の御母公と云ふ意にて、屹度として同盟の諸侯へも赴げられた、○故　それゆゑ爰では夫人としたものとなり、○不反　それほどなことじやに、葬禮のことが記してないのは、反哭を成さぬゆゑなり、反哭とは反つてから哭することとなり、これはなかつたに因て、葬りの禮がそなはらぬなり、例は三年に出る、

鄭人伐衞、

【註】凡師有鐘鼓曰伐、例在莊二十九年、

此は元年の傳に、衞へ廩延をとられた仕返しで有つた、【注】凡　責皷がなければ伐とはいはれぬとなり、

【傳】二年、春、公會戎于潛、脩惠公之好也、戎請盟、公辭、

【註】許其脩好、而不許其盟、禦夷狄者、不壹而足、

惠公の好みと云ふは、昔惠公の會しておかれたところなれども、年を經て等閑にも成り代も替つたに依て、隱公のいよ〳〵前代のとほりにと好をむすびつがれた、修めるとは修復の意にて、會し直すことなり、○戎　會の上で血をすゝりて盟はんと云つたが、是は隱公のことわりであつた、【注】許　會して好を修めるまでは許容いたされたけれども、盟ふことは許されなんだ、○禦　禦と云ふは用心することなり、總じて夷を用心する仕方はいろ〳〵あることにて、一樣ではないと云ふことなり、たとへば、こゝの會をゆるして盟ひをゆるされぬも、夷をふせぐ差略の一つにてよき仕方じやと云ふこゝろなり、

莒子娶于向、向姜不安莒而歸、夏、莒人入向、以姜氏還、

【註】傳言失昏姻之義、凡得失小、故經無異文、而傳備其事、案文則是非足以爲戒、他皆放此、

經五月の傳である、初莒子が向の國の女をむかへた、○向姜　向の女が不安とは莒に居りたうもなかつたさうで、而歸と云ふは里歸りに來て、再び夫の方へ往かなんだ、○莒人　そこで莒の聟殿が、女房に置去りに成つては分が立たぬと云つて、人數を出して押よせて、○以　よめをひつたくつてかへつた、【注】

【註】無傳、伯姬、魯女、裂繻所逆者、
今の裂繻が十月に成つて連れて行つた、伯は總領の御姫さまなり、【注】無傳　傳にさして云こともない、

紀子帛莒子盟于密、

【註】子帛、裂繻字也、莒魯有怨、紀侯既昏于魯、使大夫盟莒以和解之、子帛爲魯結好息民、故傳曰、魯故也、比之內大夫而在莒子上、稱字以嘉之也、字例在閔元年、密、莒邑、城陽淳于縣東北有密鄉、
前の裂繻じや、莒の君と密と云ふところで盟つた、【注】子帛　元と莒の國と魯國とは確執があつた、○紀侯　今度魯國の聟に成られたに付いて、○使大夫　家老に云ひ付けて莒と好をむすばせて、魯國と和睦の盃をさせた、○子帛　此盟ひは魯國との和睦を執もつ爲めであつた、すれば○結　他國とすれ〴〵になければ、民も安穩に息ふなり、○故　左氏も魯の爲めじやと云つておかれた、○比之　子帛は大夫、莒子は國君なれば、莒子が上に書て有るはずのことじや、それを內の大夫のやうに親しくしるし玉うた、內大夫と云ふは手前の大夫なり、これが出て盟ふ時は、下には記さぬ書法じや、下にしるしては手前の記錄にならぬゆゑに、手前のは先きが大名でもかまはず上に加ふることなり、こゝの子帛は他國の大夫なれども、手前の大夫のやうにしたは褒なり、莒子の國君の上に置くのみならず、剰へ字を稱して嘉した、○字　字のことは追つて出る、

十有二月、乙卯、夫人子氏薨、

【註】無傳、桓未爲君、仲子不應稱夫人、隱讓桓以爲太子、成其母喪、以赴諸侯、故經於此稱夫人也、不反哭、故不書葬、例在三年、
元年に有つた仲子の薨ぜられた、【注】無傳　これには左氏がなぜか傳をいたされなんだ、○桓　桓公はまだ位に付かれぬに依て、仲子を夫人と云ふはずは無い、夫人は孟子なり、しかれども、子が位に付けば母公を貴んで、夫人と云ふとなり、爰は桓公も位に付かれぬゆゑ、夫人と稱すべき道理が無い、○隱讓　然る處を夫人として有るは、隱公の國は治めながら君とは成られず、桓公へゆづりて太子と云ふに守り立

弗地　のち〳〵に追々出ることなり、

無駭帥レ師入レ極、

【註】無駭魯卿、極附庸小國、無駭不レ書レ氏、未レ賜レ族、賜レ族例在二八年一、

魯國の大夫じや軍立して、附庸の極と云ふ城下へ押寄せて討勝つた、無駭に氏が無いことは註でことわる、【注】無駭　氏を書かぬはまだ族は姓を下されぬ内じや、族を賜はると公子誰と書くことなり、族のことは八年の傳に出たり、

秋、八月、庚辰、公及二戎一盟二于唐一、

【註】高平方與縣北有二武唐亭一、八月無二庚辰一、庚辰、七月九日也、日月必有レ誤、

隱公のまた前の夷と唐と云ところで、今度は血をすゝりて盟はれた、傳でくはしくすむ、【注】八月　これは杜預の作られたる長曆の法を以てかんがへられたれば八月の內には庚辰はなかつたなり、日か月かの間違であらうと云ふことなり、

九月、紀裂繻來逆レ女、

【註】裂繻、紀大夫、傳曰、卿爲二君逆一也、以二別一卿自逆一也、逆レ女、或稱レ使、或不レ稱レ使、昏禮不レ稱二主人一、史各隨二其實一而書、非レ例也、他放レ此、

紀と云ふ國の家老裂繻と云者が、魯國へ御姫樣の迎ひに來たなり、【注】裂繻　是は主人の昏禮の迎に來た、○以別　大夫は國君の女を自身にも迎へて妻にすることもあるに依て、それと間違はぬやうにわけたものなり、○逆女　爰の經文に使來と使の字があつても無くてもそれにはかまはぬ、○昏禮　主人は妻を迎ふる亭主のことなり、その名は云はぬ法じや、たとへば親が有れば、私倅へ御息女を下されよと云ふか、兄が云ふか、親類がなければ家老が私主人へ下されよと云ふことじや、それで本人の名を書くには及ばぬことじや、それゆゑこゝにも裂繻と名が出てあるにて、自分に迎へるではないと云ふことが明白じや、○史各　爰に使と云ふ字があつても、なくても、そのときの有のまゝに史官のものが書くことじや、これは何にも例ではないと云ふことなり、

冬、十月、伯姬歸二于紀一、

【註】禮卿佐之喪、小斂大斂、君皆親臨之、崇恩厚也、始死、情之所篤、禮之所崇、故以小斂爲文、至於但臨大斂及不臨其喪、亦同不書日、
隱公の小斂の日に往かれなんだに依て、日を書かぬ前に云つた通りじや、【注】禮卿　卿たる者、補佐の臣の喪には、○小　弔はるゝこと、○崇　日頃の恩厚を崇んだものなり、○始　死んだ始の内が小斂で、このときは哀もふかく、情のあつきゆゑ、禮を崇て弔はるれば、日をしるすことなり、それゆゑ此所に小斂と云つてあるとなり、○至　大斂の時、弔はれても、始喪に弔はれねば、やはり亦日を書かぬことじやとなり、

【經】二年、春、公會戎于潛、

【註】戎狄夷蠻、皆氐羌之別種也、戎而書會者、順其俗以爲禮、皆謂居中國若戎子駒支者、陳留濟陽縣東南有戎城、潛魯地、
公は隱公なり、戎に潛と云ところにて會せられた、會と云ふことは重きことじや、奥にそのわけが出てある、【注】戎狄　氐羌は西戎の總名じや、その別種が上の四通りで、春秋の時分、中國へ入りまじりて居た、魯國は中國でも、ずつと東の果てなれども、それより西にも夷の別種が居た、これらは中國の諸侯中滿にするではない、○戎而　夷に會すると云ふことは有りさうも無いことじや、會は三人以上寄つて睦を結ぶを會と云、爰は隱公と戎と二人なれば、眞の會はそなはらねども、こゝに會と書てあるは、戎の風俗相應な禮に順つてとり行ふたと云ことじや○皆　戎子と云つて子は付字じや、貴んではない駒支も夷の分れで中國に居た、これらを云つたものなり、潛は魯國の持うちじや、

夏、五月、莒人入向、

【註】向小國也、譙國龍亢縣東南有向城、莒國、今城陽莒縣也、將卑師少稱人、弗地曰入、例在襄十三年、
莒と云國から人數を出して向と云國へ押かけた、入と云は敵地をきりとり得ぬことなり、傳ですむ、
【注】向小國　何れも小國じや○將　莒人と書たは大將も歴々でもなくわづかな物頭で、○師少　と云は人數も少分なを人と書くこれが春秋の書法じや、○

王師虢師伐衛南鄙、

【註】虢西虢國也、弘農陝縣東南有虢城、

請師於邾、邾子使私於公子豫、

【註】公子豫、魯大夫、私請師、

豫請往、公弗許、遂行、及邾人鄭人盟于翼、

【註】翼邾地、

不書、非公命也、

鄭の大叔が兄と合戰のとき、○公孫滑は大叔の子、敗北して衞の國へ立ちのかれたれば、衞の國から兵を持て鄭と軍をして、前に出た廩延を伐取つた、○鄭人 鄭から王と虢の師を引率して、しかへしに衞の南鄙を伐つた、○請師 そのとき鄭から邾の儀父に加勢を賴みたれば、○邾子 自分は附庸で小國なれば、人數も少いにより魯國の家老に私とはひそかに內々で加勢を賴んだとなり、○豫 公子豫は往きたくおもふて、君隱公へ人數をねがふた、○公 隱公はいらぬものじやと云はれた、○遂 公子豫が然らば私の手勢計で參らんと云つて往つた、○及邾 そこで家老同士會盟した、○不書 是程のさわぎがあつても書かぬと云ふは、隱公のことばがかゝらぬゆゑじや、

新作南門、不書、亦非公命也、

【註】非公命不書、二見者、皆興作大事、各舉以備文、

南の方に郭門を建てた、これもないのは隱公の下知でなかつたゆゑなり、【注】非公命 魯一國の大事を興起し世間へひゞくほどのことゆゑ、しるして文のかけぬやうに左氏のそなへておかれたなり、

十二月、祭伯來、非王命也、

使と云字のないと云ことなり、

衆父卒、

【註】衆父、公子益師字、

公不與小斂、故不書日、

此、○公立○　隱公の立たれてから和睦を乞はれた、○九月○　是も經にある徵者の會のことなり、○始○　始ての交りであつた、【注】經典義例　義理も古例もなきものは、そのまゝしるして趣きを云ふばかりじやとなり、此後も其心するがよいとなり、

冬、十月、庚申、改葬惠公、公弗臨、故不書、

【註】以桓爲太子、故隱公讓而不敢爲喪主、隱攝君政、故據隱而言、

取込み事があつて禮が備はらなんだゆゑ、あらため葬るなり、○公○　隱公のたづさはられぬに依て、經には書かぬとなり、【注】以桓　桓公が世繼なれば、太子を指置いて隱公の喪主とは成られぬ、喪主は桓公なり、それゆゑ隱公は出られなんだ、○隱攝○　記さぬわけは、隱公魯の政を行はるゝに因て、臣下は隱公を君として事をとり行ふとなり、

惠公之薨也、有宋師、太子少、葬故有闕、是以改葬、衞侯來會葬、不見公、亦不書、

【註】諸侯會葬、非禮也、不得接公成禮、故不書於策、他皆放此、衞國在汲郡朝歌縣、

惠公の薨ぜられた時分に、宋を伐つとて魯國も騒しかつた、ことに太子は少年なり、かた〲で葬りの禮缺けたるを、此とき世間も靜まつたに依て、改葬せられたとなり、衞の君が來て喪に會せられた、○不見○　是も書さうなものなれども、隱公の出會れなんだに依つて經には書かぬとなり、【注】諸侯○　至禮非禮なり、使者をおこすはずのことなり、其使者を君が喪服のまゝ送ることとなり、しかるに君が直に來られてはあへしらひやうがない、○不○　隱公に會して禮を行ふことが無つた故に、春秋にはのせぬとなり、

鄭共叔之亂、公孫滑出奔衞、

【註】公孫滑、共叔段之子、

衞人爲之伐鄭、取廩延、鄭人以

八月、紀人伐夷、夷不告、故不書、

【註】夷國、在城陽莊武縣、紀國、在東莞劇縣、隱十一年傳例曰、凡諸侯有命、告則書、不然則否、史不書於策、故夫子亦不書于經、傳見其事、以明春秋例也、他皆倣此、

紀と云國からして夷と云國を伐つた、○夷　これは軍のことなれば大きなことじやに、春秋には載せぬは、夷から魯國へ知せなんだ故書かぬと云ふことなり、此類は何れからでも告げてさへ來れば書す、この時分はすこしのことも諸侯同士告げ合ふことなり、それで魯の記錄に他國の事があるじや、それゆゑ告げねば書かぬと云ことなり、注に委し、【注】隱十一　他國の諸侯が命じて告げて來れば書す、○不然　それをせねば記さぬ、○史不　魯國の史官が記錄に書かずに置いたに依て、亦孔子も無いことは補ひて經には載せなされぬとなり、○傳　左丘明は其事實を見はして、春秋にのらぬわけを明らかに示された、外もこの通りにこゝろえよとなり、

有蜚、不爲災、亦不書、

【註】蜚、負蠜也、莊二十九年傳例曰、凡物不爲災不書、又於此發之者、明傳之所據、非唯史策兼采簡牘之記、他皆倣此、

いな蟲が大分付いた、○不　けれども災にならず、障りにも成らなんだゆゑ、これも亦經には無しとなり、天下に疫病がはやりても、人さへ害せねばのせぬことなり、【注】蜚負　いなごと訓ず、或はうんかとも云ふ、本草者の云ふに任せて置くがよい、○莊二　書さぬはずをこゝにしるしたのは、○明傳　左丘明の據は唯史策の日記ばかりではなく、○簡牘の雜記類を何でもひろく見た人ゆゑに、まゝしるしてあるほどに、左やうに心得よとなり、

惠公之季年、敗宋師于黃、

【註】黃、宋邑、陳留外黃縣東有黃城、

黃と云ふところで宋を敗つた、

公立而求成焉、九月、及宋人盟于宿、始通也、

【註】經無義例、故傳直言其歸趣而已、他皆放

天子七月而葬、同軌畢至、

【註】言同軌以別四夷之國、

これは喪の禮にさだめの有ると云ことを知せた、これで禮が立つたものなり、天子は七月の内は殯で置き、七月目に葬るなり、されども、それではくさくなるに依て、かりもがりと云て假埋する、○同軌　漢中の諸侯達のことぐ\く至り會するやうにしたものなり、【注】言　四夷はくるまがちがふとなり、それを分けたものなり、

諸侯五月、同盟至、

【註】同在方嶽之盟、

五月置は、同盟は一列の大名から、弔ひに會するものが至りあつまる、【注】同　東なれば東嶽泰山の四方の諸侯と云ふこと、

大夫三月、同位至、

【註】古者行役不踰時、

同格の弔が至り會せらるゝなり、【注】古者　役儀で行ふても、三月かぎりと定て行ひ、それよりこえては勤めぬことなり、

士踰月、外姻至、

【註】踰月、度月也、姻、猶親也、此言赴弔各以遠近為差、因為葬節、

踰月は一月と云こと、○外姻　は親族のこと、吾姓で無て妻の一門あひやけの類、皆姓の外の親族なり、一月中に會するなり、【注】踰　葬のさだめとする、

贈死不及尸、

【註】尸、未葬之通稱、

弔生不及哀、

【註】諸侯已上、既葬則縗麻除、無哭位、諒闇終喪、

二つともに時節が相違した、【注】諸侯　下をゝさめるに依て、○諒　忌服ばかり勤るなり、

豫凶事、非禮也、

【註】仲子在、而來贈、故曰豫凶事、

前方から凶事を行ふた、此も非禮じや、

考叔感而通之、所謂永錫爾類、詩人之作、各以情言、君子論之、不以文害意、故春秋傳引詩、皆不與今說詩者同、他皆放此、

○愛　自分の母を愛して、その意を他へまでほどこして、莊公に及ぼしたと云ふは奇特な者で、このやうな意味を詩にも、○孝子　孝子と云ふ者は乏しきものではない、○永　母のあるものにも錫へて吾と同じ種類の、親に孝を盡すものへも分けて孝をさすると有るが、○其　此封人が類を云ふた物でも有らうと評した、【注】不匱　心純一に孝行なり、莊公始めには母御一人をすてゝ孝道を失はれたけれども、○孝　さすが親子の愛をわすれられず、後悔いたされた處を、○考　封人が自分の母のことにつけて莊公を感ぜしめて、その孝道のさしつかへぬやうにした、○所　これが類に錫ふとある詩の意じや、○詩人　詩人は自分自分の當座の情を以て、詩に賦し發したもので、是とは違つたことでもあらうか、○君　君子はそれを當る事に當てゝ論ずるほどに、○不以　文面に合せて、これはそのやうなことを云つた詩ではないと云つて、意を害することはせず、○故　左氏の傳に詩を引かるゝのは、聖人の經を説くため計で、○今說　晉の時分、詩經を說く者とは、意味のちがふたことも有りとなり、○他　する〴〵その意にならふて見よとなり、

秋、七月、天王使宰咺來歸惠公仲子之賵、緩、且子氏未薨、故名、

【註】惠公葬在春秋前、故曰緩也、子氏仲子也、薨在二年、賵助喪之物、

前に有る通りおくれて來た、緩は慢もおこたるなれども、緩のおこたるは延引してほどへて來たなり、○且子氏　その上、子氏はまだ薨ぜられぬに香典が來た、禮に違ふたと云ことを知らせんとて名をしるしたなり、【注】惠公　春秋の前は、使の來たよりは以前のことにて、哀もうすく成つて居るところへ、哀を問ふ御使が來た、○故曰　延引と云ふたものなり、○子氏　これはまだこの年ではない、翌年の暮のことで有つた、

泉でさへ御對面あればよいに依て、たとへば地を掘て泉に及ぶほどにふかくして、隧はつかみちと訓して、地中路である、是で御對面あれかしと云ふた、○其。是を無理とは申しませぬと云ふたなり、【注】隧延道とも云ふ、はか道のことで、これは唐で槨を埋むるにふかく穴を掘て、諸侯は繩を付ておろす、天子のは遙か脇から次弟ひくにほりて地中のうづむところまで、槨に車をしかけて挽くことなり、その道をはかみちと云なり、それをかまへて對面あれといさめたであるなり、

公從ㇾ之、公入而賦、大隧之中、其樂也融融、

【註】賦賦詩也、融融、和樂也、

莊公のこれは尤なことを云ふたと云つて、早々こしらへて母子對面いたされた、○入而　莊公のうれしさのあまりに詩をうたはれた、大なる隧の内において母公に逢つてその樂しさうれしさ、○融　和樂したとなり、

姜出而賦、大隧之外、其樂也洩洩、

【註】洩洩、舒散也、

○姜出　御袋様も歌つて、○大　隧の内で吾子に逢て出たれば、久々の蟄懷も舒び散じたと云ふことなり、入るの出るのと云ふにかゝはらぬがよい、

遂爲母子如ㇾ初、君子曰、潁考叔純孝也、

【註】純猶ㇾ篤也、

むつまじく成られた、○君子　當時の君子どもがほめて云ふやうに、○潁　封人は篤實な孝行なもので、純は爰の註には篤孝と見てこれですめども、そのうち專と云ときは外のことは論ぜられぬ、孝行には達したと云ふ辭なり、

愛其母、施及莊公、詩曰、孝子不匱、永錫爾類、其是之謂乎、

【註】不ㇾ匱、純孝也、莊公雖ㇾ失ニ之於初、孝心不ㇾ忘、

な者さうな、

聞之、有獻於公、公賜之食、食舍肉、公問之、對曰、小人有母、皆嘗小人之食矣、未嘗君之羹、請以遺之、

【註】食而不啜羹、欲以發問也、宋華元殺羊爲羹饗士、蓋古賜賤官之常、

莊公のくやまるゝことを聞て、○有。　莊公へ獻上物をして御目見えした、○公。　御料理を下された、○食。　封人が何にも彼も食したれども、肝心の馳走とする肉の羹をのこしおきて食はなんだ、○公。　其方は嫌ひか、なぜくはぬぞと云れた、此れを問はせうとての謀なり、○對。　私は一人の母がござります、○皆。　平生たべまする物は、私どもの下賤の食ばかりをたべてをりまする、○未。　かやうに盛んな御肴はたべませぬに依て、何とぞ土産にいたし、いたゞかせたう存じますと云つた、【注】食。　問はせうとてのこと、○宋。　もてなしの例を引いたなり、○蓋。　輕者には下されることで有つたさうな、

公曰、爾有母遺、緊我獨無、

【註】緊、語助、

潁考叔曰、敢問何謂也、

【註】據武姜在設疑也、

その方は其やうに母があつて大切にするに、さてさて我はどうした因果で母がないぞとなげかれた、○潁考。　敢と云は憚りながらと云ふこと、それはいかゞいたしましたことぞと云、【注】據。　現在母公のござるに因て不審を立てた、

公語之故、且告之悔、對曰、君何患焉、若闕地及泉、隧而相見、其誰曰不然、

【註】隧若今延道、

ちがふたと云ふわけを咄して、いまは後悔すると云ふことをも告げられた、○對。　封人がそれは聊も御こゝろを痛められまする事はござらぬ、○若。　黄

いゆゑに、段々長蔓させておかれた、すれば鄭伯が直に向はれいでも、自分のこゝろざしが一圖に討ちたい志なれば、かやうに記されたのが鄭の志と云ふものじや、○不言伐諸鄢としるしてあつた分では、伐取つたやうに聞ゆるけれども、大叔は討死はせぬ、出奔いたされた、されども經に出奔のことのないは莊公のこゝろざしが逃したうもない、討ちとりたい而已じや、これが難之とすると云ふもの、出奔と云ひともないと云ふことなり、【注】傳言　左丘明の傳に、此やうに長々と軍のことを記されたと云ふものは、夫子の春秋をつくり玉ひたる舊史をあらためるやうなれども、これは經の旨を明らめさせんがために、わざと長くしるして義理を明白に知らされたなり、○不早　事にならぬ内に早くところがへをさせて、弟をやしなひ立てられさうなものを郤つて、○養成隨分惡の成就するやうにせられた、○故曰　兄たるの敎をそむかれた、○段　大叔段は出奔いたされたにまがひはないものを、克と云ふ文面になされたのは、莊公のこゝろざしはころしたいばかりで、○難にがしたは殘念なゆゑ、出奔とは云ひたうもない、そのこゝろざしを見るやうに、聖人の書玉ふたなり、

遂寘姜氏于城潁、

【注】城潁、鄭地、

莊公の殊のほか怒つて、御母堂を城潁と云ところへ押しこめられた、片邊土と見ゆる、寘は置くなれども、廢て置く事なり、

而誓之曰、不及黃泉、無相見也、

【註】地中之泉、故曰黃泉、

○而誓　只いまが一生の別れでもはや此世では御目にかゝりますまい、未來で御目にかゝらうと誓言を立て、押こめて流しもののやうにいたされた、【注】地　黃は土の色、

既而悔之、潁考叔爲潁谷封人、

【註】封人、典封疆者、

右のやうには誓はれたけれども、これは一旦の怒りで云はれたことで、實は親子のことなれば其後はひたと後悔めされた、○潁　潁谷と云ところの關奉行の類、論語に儀封人とある類なり、【注】封　郡代の樣

人。彼御袋様は莊公の方に居て手引をする筈に成つた、【注】啓。こゝの開は切て出ると云こと、裏切をすることとなり、

公聞其期、曰、可矣、命子封帥車二百乘以伐京、

【註】古者兵車一乘、甲士三人、歩卒七十二人、

これが莊公の惡心じや、いつの何日に押よせるはずと云ふ日限までも間諜を付け置て聞すましてから、○曰可矣　もう討つてもよいに覺悟せよと云て、○命　彼公子呂に命じて、車二百乘を從へ討手の大將として、○以。此方から逆寄せにせられた、大騒動に成た、【注】古者　古來の法じや、二百乘と云へば一萬五千の人數じや、

京叛大叔段、段入于鄢、公伐諸鄢、五月、辛丑、大叔出奔共、

【註】共國、今汲郡共縣、

果して京城の軍兵が裏返つて大叔段にそむいた、○段。何の苦もなく打まけて、鄢と云ところへ落ちられた、大敗北であつた、○公。莊公のすかさず鄢へ押よせて、大叔を討ち亡すつもりで有つたれども、○五月。亦のがれて共と云處へ立退かれた、

書曰、鄭伯克段于鄢、段不弟、故不言弟、如二君、故曰克、稱鄭伯、譏失教也、謂之鄭志、不言出奔、難之也、

【註】傳言夫子作春秋、改舊史以明義、不早爲之所、而養成其惡、故曰失教、段實出奔、而以克爲文、明鄭伯志在於殺、難言其奔、

○書　所を經の本文には鄭伯克段于鄢と聖人の記しおかれた、○段不弟　弟の道がたゝねば弟ではないも同前で、臣不臣子不子と云ふところ、○故　それで經に弟と云一字を除て貶し玉ふた、○如二　國主同士のやうな軍の仕ざまであつたで克と記され、○稱　兄たるの敎を失はれた、莊公が直に向ひはせられなんだけれども、直に向はれたやうに見ゆる、○謂　實は莊公のこゝろざしが、大叔を討てのけた

たゝおほくなつたとなり、

子封曰、可矣、厚將レ得レ衆、

【註】子封、公子呂也、厚、謂二土地廣大一、

公子呂なり、莊公の大叔を討たんと思はるゝ目色を見て取つたに依て、討つ覺悟にて云ふなり、可矣とはもうようござると云ふこと、討ちますまいかと云意なり、○厚　國の手厚く成ることなり、あのやうに日々土地をひらき、人民を益しては、大分の士卒にならうとなり【注】子封　厚は領地の廣大なるを云なり、

公曰、不義不暱、厚將崩、

【註】不レ義二於君一、不レ親二於兄一、非二衆所一レ附、雖レ厚必崩、

莊公の云はるゝには、あのやうに義もなく親みもないものには、民が歸伏する者ではない、すれば何ほど人數が增してからが、內輪くづれがするものなればおそるゝことはないと云はれた、【注】不　不義不實のものには、一旦は人數が屬すれども、種々のやぶれが出來るものと云ふことなり、

大叔完聚、

【註】完二城郭一、聚二人民一、

早十分に蔓つて來た、完は城郭を堅固にして能く備ふること、聚は人數をあつめること、これは出陣の支度なり、【注】完　籠城と出陣との用意が出來た、

繕二甲兵一、具二卒乘一、

【註】步曰レ卒、車曰レ乘、

甲は鎧甲、兵は兵器、鎗長刀矛盾太刀、繕とはつゞると訓して、甲冑をおどし、刄物をとぎ調へること、○具　卒は步武者、乘は此時分の戰ひに用ふる車なり、いまのことばで云はゞ、騎馬武者なり、具と云は能く具足すること、步卒七十二人が二人欠けても具とは云はれぬ、欠しい催しで具した、

將レ襲レ鄭、夫人將レ啓レ之、

【註】啓、開也、

○將　籠城と出陣の手當はとゝのふた、しかれども外から手だしはせぬに依て、兄貴の城をせめとるつもりにて押寄せる手つがひをするなり、襲は物をつゝむことで、不意にとりまかうとするとなり、○夫

へも年貢を出したものなり、【注】鄙。　兩方の領分へつけること、

公子呂曰、國不堪貳、君將若之何、

【註】公子呂、鄭大夫、

是も鄭の家老で祭仲が相役なり、あまりこらへ兼て、莊公へ諫を入るゝ此諫言の仕方は甚手短な、○國。　西鄙北鄙を此方よりも收納し、京からも納めうと云つて、兩方へ出してはたまる者ではない、○不。　民も得つゞかぬ、○君。　捨て置いてどう成さるゝ思召でござる、

欲與大叔、臣請事之、若弗與、則請除之、無生民心、

【註】叔久不除、則擧國之民、當生他心、

○欲。　鄭の國を殘らず大叔へやつて仕舞はふと思召すならば、○臣。　大叔は君と申すものなれば、私も大叔へ奉公致しませう、○若。　もし又その思召でも無くば捨てゝはおかれぬに依て、願くは大叔を追退けて害を除かう、○無。　民どもが異心を生じたらば國の騷動と成らう、左やうに成らぬやうにとなり、【注】叔。　擧國は國こぞつてと云ふこと、一國中の民が他の所存をさしはさまうと云ふ心なり、

公曰、無庸、將自及、

【註】言無用除之、禍將自及、

ますく莊公の情無き所が見ゆる、先づ除くことを用ふることはいらぬものじや、○將。　ひとりでに禍が及ぶ程に、もちつと見て居よ、【注】言。　不及解、

大叔又收貳以爲己邑、

【註】前兩屬者、今皆取以爲己邑、

追々惡がつのりて來るなり、初兩方へ取たる西鄙北鄙も己が方へ丸に取つてのけた、己は大叔なり、

至于廩延、

【註】言轉侵多也、廩延、鄭邑、陳留酸棗縣北有延津、

○至。　これ亦鄭の領分で、西鄙北鄙のとほりにやらうとするなり、【注】言。　兄ををかしかすむること、う

京の三增倍遣はされても、○何　あき足りてもう是でよいとは思しめさぬ、○不　すれば、兎角事の出來ぬ前に、早く相應の所に居らしめ玉ふやうに致したいと云つた、此諫めは格言なれども、莊公は叔段を逐出したい了簡で居らるゝゆゑ用ひられぬなり、【注】使　宜と云はよい所と云ふではない、その物相應のこと、こゝではもつとせまいところへところがへさすることを云、

無使滋蔓、蔓難圖也、蔓草猶不可除、況君之寵弟乎、公曰、多行不義、必自斃、子姑待之、

【註】斃踣也、姑且也、

滋は長なりとて成長することなり、蔓はゝびこるなり、あのやうに捨ておかれては大分奢が超過せうほどに、はびこらぬやうにし玉へ、○蔓　この方の計策に及ばぬやうに成らう、手にのるまいと云こと、○蔓草　草でさへ蔓つた時には、○猶　どうもたやされぬものなり、○況　寵の字は寵愛と云ふことではない、莊公は共叔段に於ては毛頭慈愛のこゝろはない、こゝの寵は臣の君に對して云ふ挨拶なり、君の大事の弟御樣と云ふ言なり、禍の出來るは氣の毒なと思つての忠言なり、○公曰　爰が莊公のむごいこゝろ根の處なり、敎を失ふとあるはこゝのことなり、元來下心に叔段に不義をさせて、十分蔓らせてからつぶして仕舞ふ了簡なり、是心根に佞な處がある、兄の甲斐には弟はやしなひ立てねばならぬ、○多　段が奢が長じたらば、○必　決して自分が獨ころびに成らうほどに先づ見て居よと云はれたなり、○子　もそつと待ちて、あれがたをるゝを見よとなり、【注】斃けつまづきの出來るを云、

既而大叔、命西鄙北鄙貳於己、

【註】鄙、鄭邊邑、貳兩屬、

だん〳〵蔓つてくる、西鄙北鄙と云は、鄭の莊公の領分のずつと邊土に在る邑でいかさま京城の近くか、或は領分の繩界と見ゆる、此二邑へ云ひ付けて、○貳　とは、貳は兩方へ従ふこと、己は共叔段なり、この方へ従へと云付けた、されば鄭へも年貢を出し、京

は枝城の事なり、たとへば江戸の城があつて、武州金澤の城や、岡部の城のあるやうなもの也、○過○雉は地の方尺のこと、注ですむ、枝城の百雉と云ふは、古來よりの定まりなるに、それより過ぐるときには、本國の害じやと云ふことなり、【注】祭仲　尺法の事で吟味するがよい、四方一丈から三倍になるを云、○一雉　牆はいまの高塀を云ふなり、これも三分一のわりじや、

先王之制、大都不過參國之一、

【註】三分國城之一、

古來先王の定めおかれた制度にも、大都と云へども、元來枝城のことなれば、本國の參なれば、三つわり一分より大きくはせぬ定めじや、【注】三　國城と云は親國を云、其三分一たとへば江戸の御城が八町四方あれば、武藏國にある大名の城は何ほど大きく仕度ても、二町六反六歩四方を超ゆることはかなはぬと云ふやうなものなり、

中五之一、小九之一、今京不度、非制也、

【註】不合法度、非先王制、

大都でさへ三分一じやに依て、その次の中と成ては五分一、中の次小は九分一とする、○今　只いま共叔の城都のかまへやうは、法度にも先王の制にもそむいた滅法に廣いことで、

君將不堪、公曰、姜氏欲之、焉辟害、對曰、姜氏何厭之有、不如早爲之所、

【註】使得其所宜、

○君　あのやうに成されておかれては、叔段にも後には奢が出來て、君の堪忍ならぬやうなことが出來ませうと云て諫た、堪は得見てござるまいと云辭なり、○公曰　莊公の返答に、其方が云通りなれども、何を云ふても母たる姜氏の望まるゝことなれば、○焉　たとひ害が出來ればとて、どうして辭退がなるものであらうぞとなり、○對曰　祭仲が又諫め爭ふ、それは甚思召違と存ずる、其子細は、○姜氏　姜氏は元とより婦人のこと、殊に愛子の共叔のことなれば、

はれたなり、○公弗許　武公の合點せられなんだ、是は理にたがふた願故なり、○及莊公即位　武公は死なれて、定めの通り總領の莊公が位に付かれたときに、叔がために何とぞ分地せらるゝならば、制の地を共叔にとらせて下されよと御袋の願はれた、莊公の御袋樣へ一端のことわりに、制と申すところは甚要害のさかしい所でござります、已に昔虢叔と申すものが、要害堅固なところをたのみにして我儘に治めて討死をいたした、すれば例も惡いことゆゑ、御無用になされよとかこ付けてことわりを申された、實はやつては成らぬ所ゆゑなり、又よい所ゆゑ共叔も望んだものじや、他の所は何方でも仰にまかせてつかはさうと申された、【注】虢　元東虢君と云ふ君があつた、○恃　制と云ところの險阻を恃みにして、○不修。德を、ゝさめず我儘にあつた、すべて國は民が歸伏さへすればかたいものなり、人の思付が無てはたもたれぬ、それを手前の城郭さへ堅固なればよいとおもひて、民をあはれまなんだゆゑ亡びたなり、○恐　今春秋の時分、天下が亂れたで又そのやうに國を失はふかと氣づかふて○故開　開は開導とて、外のところをのぞませるつもりにしめされたなり、

請京、使居之、謂之京城大叔、

【注】公順姜請使段居京、謂之京城大叔、言寵異於衆臣、京鄭邑、今滎陽京縣、

そこで母子相談の上にて京と云所をのぞまれた、これも大邑で制に續いた所じや、ついに京をやつてのけた、謂之京城大叔　案のごとく大邑を領して勢ひが强大に成て、京城の大叔と云つて一國一城の主と呼ばらせた、これから段々奢つて來るなり、【注】公順　武姜の命にしたがつて京をやられた、○言　大の字を付けたと云のは寵遇が外の臣下に過ぎてすさましいゆゑなり、

祭仲曰、都城過百雉、國之害也、

【註】祭仲、鄭大夫、方丈曰堵、三堵曰雉、一雉之牆、長三丈、高一丈、侯伯之城、方五里、徑三百雉、故其大都不得過百雉、

祭仲は鄭武公の家老なり、これがあまり共叔の勢の强きを見兼ねて、莊公へ諫言を云た、○都　都城と云

遂惡之、

【註】寐寤而莊公已生、故驚而惡之、

莊公の生産せられたときに、寤生とは御袋の眠られたうちに生れられた、それを武姜の目が寤めて見られたれば生れて居られた、それで膽をつぶされた故、御親父の珍しき安産であつたに依て、寤生と名にせられた、遂にと云は後々と云こと、これはなぜ後々惡まれたなれば、婦人が産をする時に、晝寢をして居られたと云はれては下々の所業の樣でさもしいことじや、こゝが必ず婦人の情でかやうな至て小さなことに氣をまはしてこゝろのせまるものじや、心の小さいからじや、惡むと云ても憎きやつじやと云ことではない、これは忌むと云意に見るがよい、後々までその子が名を聞くに付けて、おれが身のさがゞ知れると思ふて、いみきらふてとほざけられた、【注】寐寤此杜預の註が輕い見やうじや、至極の安産と見られた、それで寐ては姜氏がとろ〳〵とせられた內に生れられたに依て、寤て見て膽をつぶされたと云ことなり、偖これには說がさま〴〵あつてやかましい、色々に字義を付けていや逆か子であつたの、或は出産が重くて大熱で有て、さめて産れたのと云へども、杜預の注によれば、今云ふとほりじや、外の說は云者の云勝にして置くがよいなり、

愛共叔段、欲立之、

【註】欲立以爲太子、

必婦人と云ものが此やうにかたよつたもので、乙子を寵愛して武公の跡目に立てたいとおもはれた、これは彼の莊公も同じ子なれども、惡い評が付たに依て遠ざけて乳母そだてにして、弟の叔段は自分の手しほにかけられた、それゆゑ成長の後まで兄は成りあいにして只弟を大切におもはれた、【注】欲立太子は跡繼なり、共叔を太子にしたいと存ぜられた也、

亟請於武公、公弗許、及莊公卽位、爲之請制、公曰、制、巖邑也、虢叔死焉、他邑唯命、

【註】虢叔、東虢君也、恃制巖險、而不修德、鄭滅之、恐段復然、故開以他邑、虢國、今滎陽縣、

御つれあひ武公の存生の內に、をり〳〵此ことを願

わけを說いた、

夏、四月、費伯帥師城郎、不書非公命也、

【註】費伯、魯大夫、郎、魯邑、高平方與縣東南有郁郎亭、傳曰、君擧必書、然則史之策書、皆君命也、今不書於經、亦因史之舊法、故傳釋之、諸魯事、傳釋不書、他皆放此、

これは經にはない、費伯は魯國の大夫、是者が士卒を帥ゐて魯國の內の郎と云ふ所に城を建てた、これは大きなことなれども魯國の史記にのらぬは、非公命とは隱公の云付けのないのを、己れがはからひにて城いたに因て、經にしるさなんだと云ことなり、【注】傳曰　魯の君の擧動は是非書することなり、○史記錄にあることはみな君の命なり、○今　これを經にのせぬと云は、史官の者の古來しおいたる舊法に因て、元來ないことは聖人ものせられなんだと云ことわりなり、○故　左丘明はことごとく知て居てのせられたれども、經にないと云ことを釋いておかれた、○諸　一切魯國のことの記してないことは、左丘明の傳には何ゆゑ經に無いとことわりてあるほどに、するぐ〳〵も左やうにこゝろえよと云ことなり、

初、鄭武公娶于申、曰武姜、

【註】申國今南陽宛縣、

是は經に夏五月鄭伯克段于鄢と云ふことの始末をくはしく說て、莊公と弟の叔段とが本意ならぬ心根を委しく傳へられた、左傳の名文と云ふことを得と合點したがよい、初と云は先づ最初の發端から說かねば解せぬ、此亂のずつと以前に、鄭の君武公と云ふ人が申の君の女武姜と云をむかへられた、【注】申今とは晉の時分と云こと、

生莊公及共叔段、

【註】段出奔共、故曰共叔、猶晉侯在鄂、謂之鄂侯、

此腹に兄弟二人の子を設けられた、【注】段　共とはその居所に依て付けた名なり、此方でも平の時政は北條に居て直に氏に名乘つた類なり、

莊公寤生、驚姜氏、故名曰寤生、

丘明の本文なり、王と云ふは周王と云ことなり、【注】言　夏殷の古例の正月を用ひて記したものではないと云ことなり、

不書即位、攝也、

【註】假攝君政、不脩即位之禮、故史不書於策、傳所以見異於常、

隱公の即位が無くてはすまぬやうなれども、それは君となられず攝政ゆゑなり、【注】假　假りに攝政して居らるゝ、○不　自分に君には成られぬ、○故　魯の史官のものが策にしるさぬ、策と云ふは表立つた記錄のことなり、その中に記さぬと云ふが、常にかはつたと云を見すとなり、

三月、公及邾儀父盟于蔑、邾子克也、

【註】克、儀父名、

未王命、故不書爵、曰儀父、貴之也、

【註】王未賜命以爲諸侯、其後儀父服事齊桓、以奬王室、王命以爲邾子、故莊十六年經、書邾子克卒、

隱公の會盟めされたのは、邾の國の五等の內子の位の名は克と云ふものなり、○未王命　經に邾子と書かぬは、周王よりの命が下らぬゆゑ、爵は除いたとなり、儀父と字をしるしたが貴んだものなり、【注】王未賜　諸侯の部には入らなんだけれども○其後　と云は齊の桓公に能く歸服しつかへて、諸侯頭の御とり持で○以奬　周の王へ御奉公を申して、つひに王より御免にて子の爵を下されたとなり、○故　もはや爵が記してあるとなり、

公攝位而欲求好於邾、故爲蔑之盟、

【註】解所以與盟也、

隱公は魯侯の位を攝してござれば大國の主なれども欲求好於邾と云は、春秋の時分は互ひにひぢを張る時なるに、邾のやうな小國をねんごろにいたされたことをしるして褒めたなり、【注】解　盟ひのあつた

とある來の一字で使でないと云ふことを直に釋いた、使祭伯來と使の字が入ると正しく使者になる也、

公子益師卒、

【註】傳例曰、公不與小斂、故不書日、所以示薄厚也、春秋不以日月為例、唯卿佐之喪、獨託日以見義者、事之得失、既未足以褒貶人君、然亦非死者之罪、無辭可以寄文、而人臣輕賤、死日可略、故特假日以見義、

公子と云は君の親族に成つたのを云、御一字を拜領のものなり、益師と云ものが死んだこれも例の有ることで注ですむ、【注】傳例　次の左丘明の傳の例に公不與小斂としるしてあるこれは何ゆゑなれば○所以　薄厚は疎遠なと親切なとの分けなり、全體重き家老の死去には君の御弔ひなさるゝが例なり、其ときには日を記す、左傳で日と云は甲子のこと、こゝは隱公の弔はれなんだゆゑ日を記さぬ、○春秋　春秋の法に、日月を例とすることはないことなれども、そのうちに、○唯卿　國の家老の喪の時ばかりは、日に依て以て義を見せたものなり、○事之得　是が杜預のねんごろなことわりなり、日を記すのしるさぬのと云て、事の得失や是非善惡によりて、それで人君を褒するでも貶するでもない、君の見舞玉ふと、見舞玉はぬは思召次第で、御見舞がないとて君の惡いでもなく、御出なされたでよいと云ふこともないけれども、○然亦　それかと云て、死んだものに罪もない、仕方が惡くて君の御弔がないと云ふことでもなく、忠義を盡したで御見舞なされたと云ことでもない、○無辭　どうも春秋に書やうがない、文にあらはせぬと云ふこと、たとへばこゝに冬何月とすれば大きなことになる、手前の家來の死んだことをそのやうにはしるされぬ、○人臣　賤く輕いものなれば死んだ日などは略すべき筈なれども、君の御弔に御出なさるゝ時には記さねばならぬ、此例一つで臣の喪には、少し氣味合の入ることなり、その時に、○特假甲子をしるすにて、そのことがわかるゝなり、

【傳】元年、春、王周正月、

【註】言周以別夏殷、

弔生　生と云は生きのこつて居る人を云、すべて喪をつとめて哀しむも、尸の内は別して哀傷のあるものなるを、葬つて仕舞つては、もはや愁傷も漸く等閑になるなり、其時分に及んで、くやみ使が來た、これを弔生不及哀と云ふなり、是みな非禮と云ふものなり、○豫　これは又早過ぎた、この節惠公は薨せられたれども、この仲子はまだ存生で居られた、いかさま夫婦ともに病中であつたさうな、それをどうした間違でやら、仲子の香典物も一つにもちて來た、これは豫凶事と云ふものなり○故　咺は名なり○此天子字を云ふがさだまりじやに、名を云つたは大平なと云ふのが、貶したのじや、○仲子　謚することがなかつたに依て、其まゝ字を以て姓に配しておき玉ふとなり、○來　みな左傳の文法也、

九月、及宋人盟于宿、

【註】客主無名皆微者也、宿小國、東平無鹽縣也、凡盟以國地者、國主亦與盟、例在僖十九年、宋今梁國睢陽縣、

魯より宋人と宿と云所で盟つたとなり、【注】客主及宋人計あつて、誰が亭主で、何と云ものが客人で盟つたやら知れぬ、その名のなきと云ふは微者なるゆゑしるさぬとなり、これが左傳の文法なり、微者と云て、何のこともなく輕いものと云ふことではない、盟をするくらゐのものなれば、一向に微賤な者ではない、左傳では大夫以下その格のものを云、是らは名をしるさぬが文法なり、○宿　小さき所なり、國と云ふは城下のことを云、○凡盟　何ほど小地で會盟すると云つても國主もその盟ひに預ることなり、これが左傳に盟の定まつたる例じやと云ふことなり、さてこゝらも微者なれども、魯國にかゝる處故、春秋に載せたと云こと也、

冬、十有二月、祭伯來、

【註】祭伯、諸侯、爲王卿士者、祭國、伯爵也、傳曰、非王命也、釋其不稱使、

祭と云所の君が魯國へ來られたとなり【注】祭伯　諸侯で居て都へ出て、周王の御老中をつとめて居る人也、○傳曰　周王の命で來たではない、自分で來たと云ふことを知らせる、○釋其　何で釋と云ふに祭伯來

となるを、兄たるの道を得ず、人道の教を失つたを譏りて、かやうに記したものなり、是一字を以て貶すなり、○段不弟　此註がはなはだよく説いて有る、弟の共叔段も兄に向つて弓をひくなれば、是弟たる道を失ふたと云ものなり、○故不言　それで此本文に弟段にとなくて成らぬところに、弟の字を聖人の除き玉ふたと云ふのが、不弟を見せうとてのことなり、左傳の貴いと云ふは、こゝらが明らかに説いてあるゆゑなり、これを一字の貶と云つたものなり、○明鄭伯　兄の鄭伯元より教を失はれたれども、兄ばかり惡いではない、弟の叔段も亦凶を作し、逆心と云ふものなり、兄に弓を挽く叛逆人と云ことを明白に知らせたものと云ふことなり、○以君　段も畢竟臣なり、すれば君が臣下を討つには、家老役人に云ひ付けて、追放なりとも、どうなりとも、手段のあらうことを、○用二君　二君と云は、國主と國主の合戰の例を用ひた、それは如何にと云ふに、克と云は屹度した手ごはい敵に克つことなり、向が一國の君で、然も强敵などに對して、勝利を得たを克としるすこと、これを二君の例と云つたもので、その例をもちひたは、なぜなれば、○言段　共叔段も大剛力の男で强大なり、雋は俊と同じく、傑は諸人に勝れたこと、○據大都　そのうへ大城下を栖にして、○以耦　兄の國と肩を並べて敵對したと云こと、○所謂　雋を得るとは强力の大將を討取つたと云ふ時に克と云ふことなり、○國討　皆例の出處である、こゝに鄢陵縣と云ひすてゝあるは、晉の時分にあるゆゑなり、

秋、七月、天王使宰咺來歸惠公仲子之賵、

【註】宰、官、咺、名也、咺賵死不及尸、弔生不及哀、豫凶事、故貶而名之、此天子大夫稱字之例、仲子者、桓公之母、婦人無諡、故以字配姓、來者、自外之文、歸者、不反之辭、

周王よりして宰咺と云ふ者を勅使として魯國へ來らしめて、惠公仲子へ賵を下された、賵は香典のこと、貶は注ですむ、【注】贈死不及尸　尸と云ふは、葬禮をせぬ内のこと、死去の披露して、着物をかけて置く内を尸と云、程すぎて大歛を行ふことなり、不及と云は使が延引して來て、尸の内に來らなんだことなり、○

つたものなり、末までその心を以てみるべし、褒貶のことは注ですむ、【注】附庸は與力の國なり、一本立にて大名にするには小さく、又魯國の家來としては大きゝなり、かやうなのを、すべて附庸と云なり、この邾は魯國の取次によりて王の命を蒙るなり、本文の儀父は魯國の附庸の君なり、○未王　周王からして、勅命があつて爵位を賜はれば、その爵をしるすことなり、また勅命がなく、無官の內には名を稱すると云が定つた例じやと云ことなり、○能自　爰の儀父と云は字なり、なぜ名を書かぬなれば、この儀父は能く自ら大國に通じ、よしみを結び、民を安樂に治め息はせて、至極篤實な仁ゆゑに、字を書て貴之、ほめたものとなり、こゝが一字の褒と云ものにて、その人を褒美したものなり、これも古への聖人の成しおかれた禮なれども、既に孔子時分に少づゝ違うたを聖人の修め玉うた、これに依て經と成つたものなり、貶の例は直に次に出る、○名例　名をしるすの例なり、○邾○　今とは晉の杜預の時分と云ことなり、有姑城と云ふ此有の字は、しかときはめぬこゝろに用ひた文字なり、姑城と云ふが有るが、大方これがむかしの蔑と云つた所さうなと云言なり、亦、在の字なれば、しかと何處に在るときはめた詞なり、亦今の何國と書留めたは、昔に替らず有る處を指して云つた者なり、此二段は地名を斷る辨別なり、

夏、五月、鄭伯克段于鄢、

【註】不稱國討而言鄭伯、譏失敎也、段不弟、故不言弟、明鄭伯雖失敎、而段亦凶逆、以君討臣、而用二君之例者、言段强大儁傑、據大都以耦國、所謂得儁曰克也、國討例、在莊二十二年、得儁例、在莊十一年、母弟例、在宣十七年、鄭、在滎陽宛陵縣西南、鄢、今潁川鄢陵縣、

鄭の國の伯は、五等の伯の位にて即ち鄭の君なり、段○と云は共叔段とて鄭伯の舍弟なり、鄢と云ふ地にて戰て終に討勝たと云ふことなり、是には一字の貶有て委しく注にて聞えたり、【注】不稱　國討と云は、一國中より討と記すを國討と云なり、さればこれも鄭人と有るべき筈なるを、鄭伯と君一人を記したのは、○譏失　敎を失ふと云ふは段は鄭伯の弟なれば、此のごとく合戰に及ばぬやうに敎へ恤むべき筈のこ

は、こゝのことなり、

春、王正月、

○王は此時分の周の王にて、周王の正月と云ことなり、是を元年王春正月、と記すべき筈じやと、不案内な學者が云へども、それは大きな相違じや、なぜなれば、夏殷周三代ともに正月の立てやうが違ふ、今のやうに定まりて居るとは大きなちがひなり、又春夏秋冬の四時は、王の儘にはならぬに依て、春王と云はねばならぬなり、周王の正月に當て、隱公の、君の代りいたされた【注】隱公　魯國の君の名代に供はられた初年と云ことなり、○周王　今云つた通りなり、○凡人君　總じて君たる人の位に即くと云は、其元に體任して以て正に居らんことを欲す、元は頭のこと、正も頭と云ことなり、是は人君を人の頭に象り、左右の股を左右の大臣、指爪を小吏に象りたるものなり、頭は五體の主にして、自然と直く正しきを以て、此の如く正しからんことを欲す、故に一年一月と云べきことを、元年の正月のと云つたものなり、○隱雖　即位はせられねども、君の政事を攝し行はるゝに依て、○朝廟　人君位に即くと、先祖の靈屋へ廟參して、告朔す、告朔は論語に有る通り、天子より暦を下さるゝを廟へ告ぐることなり、是人君即位して後の定禮なり、隱公は即位せられねども、今日君のことを行ふゆゑ、此禮を行はれたとなり、○告朔　皆次に例が出てある、○隱莊　隱は誤なり、削るべし、

三月公及邾儀父盟于蔑、

【註】附庸之君未王命、例稱名、能自通于大國、繼好息民、故書字貴之、名例、在莊五年、邾、今魯國鄒縣也、蔑、姑蔑、魯地、魯國卞縣南有姑城、

○公は隱公なり、邾と云ふ國の君の儀父と云者と、蔑と云所において會盟せられた、盟と云は、諸侯相互ひに好みを結び、ちかひをたて、自今異心あるまじとて、牲への血をすゝることなり、此方で午王に血判する類なり、是で文義はすんだ、又春秋の一字の褒貶と云ことあり、是を知るが肝要なり、能く心を付けて見るべし、儀父の公と云字は、隱公は諸侯なれば侯と書くはずなれども、これは內辭と云て、その國中ぎりの言なり、魯國の君を魯國で策に記すことゆゑ、貴んで云

ことなり、

生桓公、

是が後に魯國の君にならるゝなり、

而惠公薨、

【註】言歸魯而生男、惠公不以桓生之年薨、　これさて其後に、御親父惠公は薨せられた、【注】惠公こゝの文面にては、どうやら、桓公の生れられた後、早速にも惠公の死なれたやうに聞ゆれども、さうでないと云ことを、杜預のことわりなり、

是以隱公立而奉之、

【註】隱公、繼室之子、當嗣世、以禎祥之故、追成父志、爲桓尚少、是以立爲太子、帥國人奉之、爲經元年春不書即位傳、

右の通り、不思議の有た夫人の子なるゆゑ、桓公を世に立てんとて、隱公は後見の心にて居られた、【注】隱公は繼室の子なれば、世を嗣ぐべき筈のことなり、其ためにこそ、娃娣を付けておいたものなれ、○以禎不思議なことが有たに因て、隱公の父惠公の志を成就せんとて、自身は跡をつがず、○爲桓　桓公のまだ少年なに付て、是以惠公の太子と立ておいて、○帥國人　一家中を引まはして、桓公を補佐せられたと云ことなり、○爲經　隱公の元年に、即位のことが無くてはつまらぬ所を、その事のないのは、かやうなわけじやと云ことを、知らするために、經よりさきへ、傳を出しておかれたと云ことなり、

【經】元年、

【註】隱公之始年、周王之正月也、凡人君即位、欲其體元以居正、故不言一年一月也、隱雖不即位、然攝行君事、故亦朝廟告朔也、告朔朝正例、在襄二十九年、即位例、在隱莊閔僖元年、

是が春秋經の本文なり、元年と云は、隱公の、君の名代と成て、魯國を治められた始めの年と云ことなり、是は魯國の記錄じやに依て、魯國の君の即位の年からして、元年二年と次第をしたものなり、爰に隱公の即位が入用なれども、右の通りに後見じやに依て、即位とは書かれず、桓公は少年なれば、どうも、しかたがない、それゆゑ、左丘明の、先だちて傳をせられた

せられたによつて、惠公の御部屋にせられた、是は孟子に從て來た同姓の人なり、

以聲子生隱公、

【註】聲、謚也、蓋孟子之姪娣也、諸侯始娶、則同姓之國、以姪娣媵、元妃死、則次妃攝治內事、猶不得稱夫人、故謂之繼室、

是が婦人の謚號なり、此腹に隱公の出產せられた、

【注】蓋　始めの夫人孟子の姪か從弟かで有たさうな、娣はいとこのこと、○諸侯　あの方では、諸侯の始めて妻を迎ふる時に、其夫人の同姓の姪娣を妾として、八人付けてやること也、是が同姓の連枝の中に無ければ、他國の同姓か、或は手前の大夫の女でも、同姓なれば附けてやること也、是は嫉妬なくして、よく閨中の治まるため也、又は他の妾なからしめんが爲に、したものにもあらんか、爰の聲子も、元妃の同姓なり、媵と云は、媵妾とて、外の女中よりは尊きものなり、○元妃　御本妻の卒せられた後は、次妃が內證むきのことを攝し治めらるゝなり、○猶不得　然れども、夫人とは云はれぬに依て、繼室と云た者じやと也、

宋武公生仲子、仲子生而有文在其手、

宋の君武公の二番女が生れられたとき、その手の中に文があつた、文とは筋のことなり、奇なる筋が有たとなり、此仲子は定めて孟子の妹ならん、

曰、爲魯夫人、

此魯夫人の三字が有たでは無い、篆書の古文の魯の字は㞢、かやうなものなり、さ樣な手の筋は、まゝあるものなり、是に付ては、古來色々の說があれども、それはみな、云勝にしておくがよいなり、

故仲子歸于我、

【註】婦人謂嫁曰歸、以手理自然成字、有若天命、故嫁之於魯、

それで魯國へ嫁せられた、我と云は、親しむ言にて、春秋や左傳にては、いつでも魯國のことと知るべし、

【注】婦人　嫁は緣付のことなり、歸とは落つくことなり、○以手　手理は手の理なり、自然と魯の字の形が有た、是は天の命ならんとて、魯へ嫁せられたと云

春秋左傳巻一　　杜氏集解

【註】盡十一年

隱公

【註】名息姑、惠公之子、母聲子、謚法不尸其位曰隱、

【傳】惠公元妃孟子、

【註】言元妃、明始適夫人也、子宋姓、

此序にある通り、先經以始事と云は、このこと也、此わけを云はねば、左傳の旨がすまぬに因て、先づ經をさしおいて、事を始めたるものなり、是が左丘明の親切な所じや、惠公は魯國の君隱公の御親父なり、この惠公の元妃とは始めの妃と云ことで、妃婦の五等の内にてはなく、配合のことなり、婦の五等とは、天子謂妃曰后、諸侯曰夫人、大夫曰孺人、士曰婦人、庶人曰妻、こゝの妃は是ではない、妃匹と云ことにて、前の御本妻と云迄のことである、宋の女にて子姓なり、孟は總領なり、孟仲叔季の次第を云、なぜ是から云たものなれば、隱公は即位せられなんだわけを、説述ぶるとてのことなり、【注】元は始めと云こと、適は本妻と成られたと云こと也、是れ杜預の註なり、

孟子卒、

【註】不稱薨、不成喪也、無謚、先夫死、不得從夫謚、

卒すと書てはすまぬ、薨ずと書くべきものなるを、此に限りて卒と云たのは、わけあること也、註ですむ、諸侯の夫人は薨ずと云也、【注】不成喪と云は、喪禮が十分に全備せなんだと云ことなり、それで禮にはづれたゆゑ、薨とは云はれぬ、是は、なぜ喪禮が、そなはらなんだと云に、それは、何ぞさし合でも有たか、或は物入をいとふて、行はぬこともあるなり、○無謚婦人に謚と云とは無けれども、春秋の時分は、夫の謚號に從ふて、付けたことなり、それゆゑ、爰にも小君惠子と書くべき筈なれども、是は夫に先だちて死なれたに依て、夫の謚に從はれなんだ、其れを注でことわりて、委しく知らせたものなり、

繼室

繼室と云は、御部屋さまと云やうな者なり、孟子が死

たへたと云ことなれば、伏生も老人のことなれば、くらくわすれて、異説を云たか、○將 又はこの古書とても、その時分の雑記で、つまびらかにより所にするにはたらぬでがなあらう、しかれども、左傳を考るには、少々益もあるゆゑ、略記して集解の末につけておくと也、

上下次第、及其文義、皆與左傳同、名曰師春、師春似是抄集者人名也、紀年又稱殷仲壬即位居亳、其卿士伊尹、仲壬崩、伊尹放太甲于桐、乃自立也、伊尹即位於太甲七年、太甲潛出自桐、殺伊尹、乃立其子伊陟伊奮、命復其父之田宅、而中分之、左氏傳伊尹放太甲而相之、卒無怨色、然則太甲雖見放、還殺伊尹、而猶以其子爲相也、此爲大與尚書敍說太甲事乖異、

そのほか、かやうな類が多いである、○略（一）　こゝに三四箇條を擧げて、古の國史は、みな告を承て、事實によりて、時のことを書たるものにて、仲尼の春秋をゝさめ玉ふ時に、なほし玉ひたるところばかり、異なる文があると云ことを、あきらかにしめすと也、○又（二）　これも古書にある文にて、これもみな、左傳と符合するなり、○異（三）　公穀とあはぬをみれば、かの二傳は、近代の作にて、おしあてがひに、こぢつけたものにて、經の本意ではないと云ことが、つまびらかにしれた、○雖（四）　さてかの古書は、書經や史記とはあはねども、學者をたゞす益にはならうとなり、○又（五）　左傳の卜筮のことばかりを、あつめたものかして、左傳と同じことで、○名（六）　選者の名とみゆる、○紀（七）　殷のことを記したるところに、かくのごとく、懸隔なることがあるなり、書經などとは、大きなちがひ也、

不知老叟之伏生、或致昏忘、將此古書亦當時雜記、未足以取審也、爲其粗有益於左氏、故略記之、附集解之末焉、

これは、尚書は伏生がそらおぼえにして居て、口でつ

伐虢、滅下陽、即春秋所書、虞師晉師滅下陽、先書虞、賄故也、又稱周襄王會諸侯于河陽、即春秋所書、天王狩于河陽、以臣召君、不可以訓也、

夏の代の月わりを用ひたと也、晉がほろびてのちは、たゞ魏のことをしるし、魏の哀王の二十年までがある、これはうたがふらくは、魏國の史記であらうと也、史記の魏の世家に、哀王二十三年卒、子昭王立、十九年卒、子安釐王立とある、それに安釐王の塚より出たとあれば、哀王のときの書を、塚にをさめおいたとみゆる、〇推(一)　杜預のおしかんがへらるゝに、六國の年表かくのごとくにあたると也、〇上去(二)〇　孔子よりのち百八十年の餘にて、〇下(三)　杜預の時分までは六百年及ひになると也、〇哀(四)　此書も、春秋としるし方が同じやうにありて、告文を經のとほりに記したとみゆる、〇文(五)　文面も左のごとく春秋とわり符をあはせたやうなとなり、

諸、若此輩甚多、略(一)舉數條、以明國史皆承告、據實而書時事、仲尼修春秋、以義而制異文也、又(二)稱衞懿公及赤翟戰于洞澤、疑洞當爲洞、即左傳所謂熒澤也、齊國佐來獻玉磬紀公之甗、即左傳所謂賓媚人也、諸所記多與左傳符同(三)、異於公羊穀梁、知此二書近世穿鑿、非春秋本意審矣、雖(四)不皆與史記尚書同、然參而求之、可以端正學者、又(五)別有一卷、純集疏左氏傳卜筮事、

してある、○起自（十七）それも曲沃を主として孝公鄂公、などはなくて、昭公よりすぐに莊伯を出した、さて莊伯と隱公とは同時にてある也、

皆用夏正建寅之月爲歲首、編年相次、晉國滅、獨記魏事、下至魏哀王之二十年、蓋魏國之史記也、推校哀王二十年、太歲在壬戌、是周赧王之十六年、秦昭王之八年、韓襄王之十三年、趙武靈王之二十七年、楚懷王之三十年、燕昭王之十三年、齊滑王之二十五年也、上去孔丘卒百八十一歲、下去今大康三年五百八十一歲、哀王於史記襄王之子、惠王之孫也、惠王三十六年卒、而襄王立、立十六年卒、而哀王立、古書紀年篇、惠王三十六年改元、從一年始、至十六年、而稱惠成王卒、即惠王也、疑史記誤分惠成之世、以爲後王年也、哀王二十三年乃卒、故特不稱謚、謂之今王、其著書文意、大似春秋經、推此足見古者國史策書之常也、又稱魯隱公及邾莊公盟于姑蔑、即春秋所書、邾儀父、未王命、故不書爵、曰儀父、貴之也、又稱晉獻公會虞師

唯(十六)特記晉國、起(十七)自殤叔、次文侯昭侯、以至曲沃莊伯、莊伯之十一年十一月、魯隱公之元年正月也、

大康は晉の武帝の年號で、晉より呉を伐た、これは杜預の荊州の刺史となりて、襄陽をしづめらるゝ時分にて、大將となりて、江陵へむかひ、東へ下て呉をうたれた、さて呉もほろびて、江陵より、自分の支配所の襄陽へかへられたとなり、○解(一)　軍もしづまりたれば、甲をぬぎ、太刀槍をすてゝ、さて、もと仕かけおきたる春秋傳學をかさねて又のべて、○脩(二)　つくりかけの註書どもが、出來をふせたとなり、○會(三)　そのをりしも、○汲(四)　これは束皙が傳に、大康元年、汲郡民盜發魏安釐王塚、得竹書、漆字科斗文とあると同じことなり、亂によつて塚をあばいたとみゆる、この時、大分古書を得たとなり、○皆(五)　竹札をあみたるにて、科斗の體に書たる文字であつたとなり、周の時分の古文なり、科斗とは蛙の子なり、文字の形が、頭大きく、尾がほそくして、蛙の子に似たゆゑに、名づけたるなり、○發(六)　かの塚をあばきたる者どもも、さしてよい物ともおもはぬことなれば、大事にもせなんだゆゑ、とりちらして、次第もみだれたと也、○科(七)古代の文字にて、久しくすたれて居たことなれば、吟味しても、のこらずは通じなんだ、○始(八)　それゆゑ、そのみぎりに、晉の文庫へ入れてあつた、○余(九)　杜預の晩年に見られたと也、○所(十)　その書が七十五卷になりてあると也、○多(十一)　さて、杜預が考へてよみて、みられた所が、まことしからず、取にたらぬことや、あやしくみだりなことが多くて、訓じ分けられぬものが多いと也、○周(十二)　されどもその中に、周易經上下二卷、竹書紀年十二卷、瑣語十一卷、穆天子傳などは、分了と分ちが知るゝと也、○周(十三)　後世の易と同じことである、別に陰陽說と云があつた、これも上代の易の雜書とみゆる、○而(十三)　孔子の制作し玉ひたる彖象などはないと也、○疑(十四)　これは大方魯國ぎりにて、まだ世間へひろまらぬ時の易とみえた、○其(十五)　竹書紀年の年歷が、三代より記して、三代の王事のみで、諸國の別はないと也、○唯(十六)　晉一國のことばかりは、記

ゐに、杜預のおもはるゝに、もと麟に感じてつくり玉ひ、そのつくりはじめが、獲麟でおもひつき玉ふたゆゐ、文もはじめておこりたる處を、止りとし玉ひたもの也、これが實說にきはまりたと也、○至(廿六)　これ公羊傳の文なり、麟を得たを、聖人の見たまひ、袂を以て貌の涕をのごひ、吾道もつきゝはまりたと云て、泣きたまひたと云ことがあれども、上の獲麟までは、證據にとれども、これより末はとらぬと云こと也、公羊傳は證據になることもあるゆゑに、杜預も引かれたれども、なづむとこのやうな異說があるゆゑ、それらはとらぬと云こと也、

後序

これは左傳の跋なれば後につけるがよい、註疏には奥に記してある、これまた杜預の筆なり、

大康元年三月、吳寇始平、余自江陵還襄陽、解甲休兵、乃申抒舊意、修成春秋釋例、及經傳集解、始訖、會汲郡汲縣有發其界內舊冢者、大得古書、皆簡編科斗文字、發冢者不以爲意、往往散亂、科斗書久廢、推尋不能盡通、始者藏在秘府、余晚得見之、所記大凡七十五卷、多雜碎怪妄、不可訓知、周易及紀年、最爲分了、周易上下篇、與今正同、別有陰陽說、而無象文言繫辭、疑于時仲尼造之於魯、尚未播之於遠國也、其紀年篇、起自夏殷周、皆三代王事、無諸國別也、

魯の隱公を王とかき玉ふべきはずであるに、周を王とかき玉ふ孔子の思召は、周をふたゝび文武の時に再興するとのことのみなり、しりぞくると云こゝろが、春秋の中に、どこにあるぞとなり、○子曰(十八)。　これその證なり、われをもちひさへしたらば、東の周で、やはりむかしのやうな、さかんな周にせうと、の玉ひしなり、○若(十九)　文の微など云わけをとくである、制作の文は、往去たることを、あきらかにし、從來の考へ合せになるやうにし玉ふたもの故、その事情が、文辭の上に、よくあらはれてある、しからば、なにゆゑに文が略してあるといふに、言を多言に混雜して云ては、情はこもらず、あさはかにいやしくして、小人の言になる、そこで、辭に情のあらはるゝやうにしたものである、すべて言が高ければ、旨もとほく、辭が簡約なれば、義理も微にこもるなり、これは理のつねで、かくしていはぬと云ことではないとなり、○聖(二十)　又害をさけ玉ひて、簡約にかくしてあるとの云分なれども、聖人は、常にあまねく、身をふせぎかまふことに、かけめはないはずなるに、すでに經をつくりてのち、かくしいみて、患をさけ玉ふと云は、つまらぬことなり、つひにきかぬことであるとなり、○子路(廿一)　又素王の素臣のと、こしらへたものゝやうにいへども、これまた聖人のうへに、あるまじきことには、子路が、わづか孔子を大夫の位にして、門人を臣として、供奉せうと云てさへ、天をあざむくとのたまひて、きゝいれ玉はぬに、王などの名をぬすみ玉ふことは、以ての外不通な論なり、○先(廿二)　先儒の一說に、孔子の春秋をつくらせ玉ふこと、三年にして、文が成就したれば、その瑞應に麟が出たと云ておいた、これは妖妄と、あやしくみだりなる說で、とるにたらぬ、○又引(廿三)　又經の本文を引て、麟を得たを書て、まだ聖人の卒し玉ふまで、つくり玉ひたなどゝ云、これは誣たる云分である、己が合點のゆかぬまゝに、たゝきつけたがる、全體孔子のつくり出さるゝやうに、おぼえて居る、魯の史記と云ことをしらぬゆゑなり、○據(廿四)　又公羊傳をよりどころとして考へても、經文は獲麟を止にしてある、左傳には、獲麟よりのちに經文があれども、小邾の射は、三叛人の罪なれども、經にそのさたのないは、聖人のたゞし玉はぬ證據である、すれば左傳も、經は獲麟を止りとしたるものである、○故(廿五)　このゆ

也と云、○公(三)　又公羊傳はやはり、經文も獲麟に止てあるに、左傳の經は孔子卒すまでをかゝれた、○敢(四)　これはいづれの傳になりとも、かたつく處がうけ玉はりたいとなり、○答(五)　それは、わがきゝたる處とは異なることどもである、○仲尼　天より文王の道を、吾につたへさせたまふたではないかと、の玉へれば、これでこの春秋を制作し玉ひたる本意は、明白なとなり、○歎(六)　かゝる大德をそなへたまへれども、上に明君がなくて、用ひられぬことをいたみ玉ふた、○麟(七)　王者の嘉瑞とて、聖王の出玉ふ瑞相なれども、麟の出たるしるしもなくして、害にあふた、それを感じてつくり玉ひたるものなり、○絕(八)　さて右のごとく、時あしく麟が出て害にあへることを、いたみてかき玉ひた春秋なるゆゑ、獲麟にて筆を止め玉ふたるも、このゆゑなり、○曰然(九)○　なにゆゑに經を隱公より筆をひらき玉ひたであるぞ、○答(十)　それにわけのあることで、周の平王は東へうつり玉ひたるはじめの王であるに、魯にて近代の賢君は隱公なり、○考(十一)　時代が平王の末と、隱公とがつゞいて居る、位といへば列國の君にて侯なり、○本(十二)　元祖はといへば、周公の子孫にて天下をたゞし玉ふべき家がらなり、○若(十三)　平王が、もしよく民をゝさめ玉ひて、天の永命をうけ行ひたまひ、古の文王武王にもつぎて、中興をひらきたまひなば、隱公もまた、先祖周公の業をひろめのべられて、周王の室を、光啓とかゞやかしひらかるべし、されば西周は、古の周のさかんなりし時のことをも、たづねもとめらるゝやうにもなり、又定めたまへる政も、あげ行なはれて、すたりうしなへることはあるまいに、平王が闇君ゆゑ、左やうなめでたき世には、ならなんだ、それをゝしみ玉ひて、○是故(十四)○　隱公の元年より、その年月の歷數によりて、その人の行事をつけ、周公の舊典をとりて、以て王道の大義をあはせ成し玉ひたるものである、○垂(十五)　これ、すぎさりたる人の行事なれども、これをみて、後人の法にならんと、將來の法となされた、これが春秋をつくり玉ふの本意である、○所(十六)　これまでゞ、春秋をつくり玉ひたることはすむ、これより、周をしりぞけ、魯を王とすると云の、こたへである、經にある春王正月と云ふ王は平王なり、正月は周曆の正月也、稱して公と云は、すなはち魯の隱公なり、○安(十七)　周をしりぞくるなれば、

乎、(十八)子曰、如有用我者、吾其爲東周乎、此其義也、(十九)若夫制作之文、所以章往考來、情見乎辭、言高則旨遠、辭約則義微、此理之常、非隱之也、(二十)聖人包周身之防、既作之後、方復隱諱以辟患、非所聞也、(廿一)子路欲使門人爲臣、孔子以爲欺天、而云仲尼素王、丘明素臣、又非通論也、(廿二)先儒以爲制作三年、文成致麟、既已妖妄、(廿三)又引經以至仲尼卒、亦又近誣、(廿四)據公羊經止獲麟、而左氏小邾射不在三叛之數、(廿五)故余以爲感麟而作、作起獲麟、則文止於所起、爲得其實、(廿六)至於反袂拭面、稱吾道窮、亦無取焉、

これ十一段なり、この段には春秋の隱公にはじまりて、獲麟にをはつたは、なにゆゑと、先儒の附會の說あるをあかし論じたなり、春秋の作は左傳にも穀梁傳にも、前後聖人のつくり玉ひたる意を、あきらかにときたる文がないとなり、○說(二) 孔子の衞より魯へかへりたまふて、六經をゝさめ玉ふたなかでも、春秋をゝさめ玉ふて、御自身には內々王となりたまひて、國をゝさめ玉ふ意にて、あらはし玉ひたるものにて、丘明孔子の經をたすけて、傳をつくりたは、これも臣たる心で、のべたものとなり、素は空也とて、おもてはれたことにはなくて、むなしけれども、心は王たると云ことなり、あられもなきことが、といてある、○言(三) 又公羊傳をとく學者は、この春秋は、孔子の周をしりぞけて、魯を王としたまふ心じや、されば行ひはたかくして、其言は時の害をさけてへり下りたまふた、それゆゑに、文が幽微にて、義理をかくしたもの

明-文、(一)說-者以爲仲-尼自衞反魯、脩春-秋立素-王、丘-明爲素-臣、(二)言公-羊-者亦云、黜周而王魯、危行言孫、以辟當-時之害、故微其文隱其義、(三)公-羊經止獲麟、而左-氏經終孔丘卒、(四)敢問所安、(五)答曰、異乎余所聞、仲-尼曰、文-王既沒、文不在茲乎、此制-作之本-意也、(六)歎曰、鳳-鳥不至、河不出圖、吾已矣、夫蓋傷時-王之政也、(七)麟-鳳五-靈、王-者之嘉-瑞也、今麟出非其時、虛其應而失其歸、此聖-人所以爲感也、(八)絕筆於獲-麟之一-句者、所感而起、固所以爲終也、曰、(九)然則春-秋何始於魯隱-公、(十)答曰、周平-王、東-周之始-王也、隱-公讓國之賢-君也、(十一)考乎其時則相接、言乎其位則列-國、(十二)本乎其始則周-公之祚-胤也、(十三)若平-王能祈天永-命、紹開中-興、隱-公能弘宣祖-業、光啓王-室、則西-周之美可尋、文武之迹不隊、(十四)是故、因其歷-數、附其行-事、采周之舊、以會成王-義、(十五)垂法將-來、所書之王、卽平-王也、(十六)所用之歷、卽周正也、所稱之公、卽魯隱也、(十七)安在其黜周而王魯

の箇條のつらぬきたるは、傳に出てあると云心をつけ、傳の義例は、凡と云もとへかゝりて、變例をおして褒貶をたゞしうし、○箇(十)公穀の二傳も、よいことはゑらみとりて、異端のあやしき説は去てとらぬ、○蓋(十一)この經のすましやうは、大方は丘明が志でもあらうとおもふとなり、○其(十二)釋例や集解にうたがひや、また、たがひたることのあるは、つぶさに論じて、うたがひとことわりおいて、後賢の説をまつとなり、○然(十三)それなれども、すでに劉子駿と云先儒がよく論じおいたとなり、劉子駿は漢書に出たり、劉は氏、子駿は字で、名は歆(キン)といふて、劉德が孫、劉向(リウキヤウ)が少子なり、哀帝の時分に秘書をさぐりて、古文の春秋左氏傳を見出して好んだとなり、この劉歆が、はじめて左傳を會得(エトク)して經を解した者である、これよりまへは、素讀をやう〳〵したによつて、はじめて大義に通ずと云也、○賈(十四)これ亦漢の人で、賈は氏、景伯は字、名を逵(キ)と云て、扶風の人なり、この人の父名は徽、字は元伯と云人が、右の劉歆が門人となりて、春秋をまなびて、春秋條例と云ものをつくりた、それを一子の賈逵へつたへて、逵が又、左氏傳訓詁と云ものをつくりた、これを云て父子と稱したである、○許(十五)許は氏、惠卿は字、名を淑と云て魏郡の人なり、これらはみな、先儒の美名ある者にして、名家であるとなり、○末(十六)漢のすゑにいたりて、潁(エイ)は氏、子嚴は字、名を容と云人あり、陳郡の人なり、これは上の劉氏賈氏父子などゝならべてみれば、學文は淺近なれども、春秋を註して一家の學を立たれば、一名家であるとなり、○故(十七)右の四家のたがひたる説をあげて、同異をみあはせて、經と傳との年をわけて、一所につゞり、その義の類したるをならべて、○各(十八)その説にしたがつてといた、これを經傳集解と號したとなり、すなはちこの註なり、○又(十九)この外に又別段に、もろ〳〵の例や、あるひは地の名、族譜の次第、歷數のたがひなどをあつめて、あひともに部わけをして、凡四十部十五卷ある、その異同をあきらかにして、それにしたがつてといた、これを春秋釋例と云となり、○將(二十)學者に異同をみせたらば、あきらめやすからうとおもふて、あつめたと也、異同の説は、釋例に詳に論じたとなり、

或曰、春秋之作(オコル)、左傳及(ヒ)穀梁無(シ)二

顯之違、以見同異、分經之年、與傳之年相附、比其義類、各隨而解之、名曰經傳集解、（十八）又別集諸例及地名譜第歷數、相與爲部、（十九）凡四十部、十五卷、皆顯其異同、從而釋之、名曰釋例、（二十）將令學者觀其所聚、異同之說、釋例詳之也、

十段なり、これは杜預の先儒に異なる見識を以て、釋例をつくりたるわけを云はるゝなり、春秋の全體は、文をたがへて義の意をしめしたとある、すれば、少し文が異なれば意も義も褒貶があると云に、○若(一)　上に杜預の云はるゝとほりでは、文の詳略も害のなきは、その分にしてあると云ては、事は同くして文の異なるもありて、それにはさして義はないと云はるゝやうにきこゆるとなり、○先(二)　先儒はみな、文にしたがつて異同あると云たではないかとなり、○答(三)　これを云はんために、まへの問を設けられたなり、なるほど春秋は、一字を以て褒貶するとはいへども、實は數句を以ていはねばならぬ、一字ちがふて義理はさだめられぬなり、八卦のたゞ一爻で大いに異なるやうにはならぬ、易の卦をみるやうではない、○固(四)　左氏の傳を以て決斷せねば、さだまらぬである、○古(五)　さて古今漢以來、左傳をまなびて說く者は大分ありつれども、その書のいまどき、のこりたるは、十數家あれども、○大(六)　どれも〳〵みな舊說を相祖述するのみにて、經文をたがひにてらしあはせ、よく手に入れて、さま〴〵のちがひ鹽梅を、のこらず解かうとはせぬ、○退(七)　それかとて、丘明が傳をまもるでもなく、傳に合點のいかぬ處は、だまつてすてゝとらぬ、○而更(八)　又あらためて、膚は淺近を云、あさはかに公羊傳や穀梁傳をひいて、といてある、この二傳は、口づからの談を書きたるものにして聞書である、何の益もなく、たゞ自分をみだらすばかりである、○預(九)　わが右のともがらの見解とことなる子細は、第一丘明の傳をゝさめて、傳をみちびきにして經をとき、經

之、附于二百四十二年行事、王道之正、人倫之紀備矣、

九段である、こゝに云五つの體を考て、經文と傳とをたづね、五つの内に類したることにふれてまして、二百四十二年は獲麟の經までを云、これに附て見たれば、古の王道のたゞしきと、人倫の紀とて、しめくゝりが、そなはりてあるとなり、

或曰、春秋以錯文見義、若如所論、則經當有事同文異、而無其義也、先儒所傳、皆不其然、答曰、春秋雖以一字為褒貶、然皆須數句以成言、非如八卦之爻、可錯綜為六十四也、固當依傳以為斷、古今言左氏春秋者多矣、今其遺文可見者十數家、大體

轉相祖述、進不得為錯綜經文、以盡其變、退不守丘明之傳、於丘明之傳、有所不通、皆沒而不說、而更膚引公羊穀梁、適足自亂、預今所以為異、專修丘明之傳以釋經、經之條貫、必出於傳、傳之義例、總歸諸凡、推變例以正褒貶、簡二傳而去異端、蓋丘明之志也、其有疑錯、則備論而闕之、以俟後賢、然劉子駿創通大義、賈景伯父子、許惠卿、皆先儒之美者也、末有潁子嚴者、雖淺近、亦復名家、故特舉劉賈許

たらしきのわかちをおこして、大義をおこしたるなり、○然(五)經にふるき史にしるさぬことがありて、そのしるさぬ處が、やはり義に合たとし玉ふたこともある、これらがみな春秋の新意であらうとなり、○故(六)それで傳にも凡と云はずして、なにとなくつぶさにのべ、ながながと解きてあるなり、○其(七)經に義例なく、行事によつて言てあるは、傳にも直にそのわけを云たばかりで、例ではない、

故發傳之體有三、而爲例之情有五、一曰、微而顯、文見於此、而起義在彼、稱族尊君命、舍族尊夫人、梁亡、城緣陵之類、是也、二曰、志而晦、約言示制、推以知例、參會不地、與謀曰及之類、是也、三曰、婉而成章、曲從義訓、以示大順、諸所諱辟、璧假許田之類、是也、四曰、盡而不汙、直書其事、具文見意、丹楹刻桷、天王求車、齊侯獻捷之類、是也、五曰、懲惡而勸善、求名而亡、欲蓋而章、書齊豹盜三叛人名之類、是也、

八段である、これは聖經に五品の例あるをのぶるなり、上のとほりゆゑに、傳を發するの體は三つあるとは、上にいはゆる發凡は正例、新意は變例、歸趣は非例、この三つなり、又例とするの情に五つありとは、こゝに出る云々の五つである、○一曰皆本文に出てあることなれば、かんがへ合せて解すべし、○二曰言を約にして、記し方の微なるがあるなり、○三曰やんわりと云て、あてつけて云はぬ、○四曰汙は曲也、これはまた、ことごとくありのまゝを眞すぐに書してある、○五曰惡人のおそれこりるやうに、しるされたなり、

推此五體、以尋經傳、觸類而長

從而修之、以成一經之通體、(二)其微顯闡幽、裁成義類者、(三)皆據舊例而發義、指行事以正褒貶、(四)諸稱書、不書、先書、故書、不言、不稱、書曰之類、皆所以起新舊發大義、謂之變例、(五)然亦有史所不書、即以爲義者、此蓋春秋新意、(六)故傳不言凡、曲而暢之也、(七)其經無義例、因行事而言、則傳直言其歸趣而已、非例也、

これ七段なり、これは丘明の傳に三等あることをのべた也、傳文に凡と云てあるは、古の例を發したるもので、みな國國の常制にて、周公のさだめおかれたる法にて、(一)ずつと舊代より史書の古き文章の法であるとなり、○仲　聖人はその舊章にしたがひ玉ひて、以

(二)て春秋經の文の通用の體となされたである、○其　これは易の繋辭の文である、微は細小なる體にてかくれたるを纎隱と註す、顯なるをかくし、闡は著明とて、ものをあらはすを云、幽は幽なる理をあらはして、經の上下を裁し節して、ほどよくして、義は道理を成就なされたとなり、一つ文體でも貶したるあり、たとへば大夫に族をのぞく類也、未賜族とあるは褒貶はない、又貶して族をのぞいたもある、これなどは同じ文なれども、その人の行事についてたゞせば、あきらかになる類を云、顯事を微にするはこれである、又臣子として君を弑すとかいてあれども、實は手をかけて弑したる者は外にあれども、もとのおこりが臣子の發起したる禍なれば、心にたくまぬことでも主弑と記す、これらが幽をあらはにすると云である、右のことどもを裁制して義理の類を成すは、(三)○皆　いづれも古代の例によつて義理を發して、その人々の行事をさして以て褒貶を正したまふたとなり、○(四)諸稱　これ三等なり、同じ書すと云にも先書とあるのもあり、故書とあるのもあり、これらは例に新意あるをしらせたるもので、變例と云ものなり、ふるきあ

身爲國史、躬覽載籍、必廣記而備言之、其文緩、其旨遠、將令學者原始要終、尋其枝葉、究其所窮、優而柔之、使自求之、饜而飫之、使自趨之、若江海之浸、膏澤之潤、渙然冰釋、怡然理順、然後爲得也、

六段なり、これは經文では意味の解せられぬのを、傳文にて通ずると云ことを云なり、左丘明は魯の史官であつたゆゑに、自分にひろく載籍にわたられて、かならずひろく記して、つぶさにいはれた、○其　直に經をとかるゝのみでなく、外のことをも傳にのべられたゆゑ、その文がゆるやかにて、その旨はといへば、聖人の深意にもとづきたれば、とほくあじはひがあるとなり、○將　こゝが丘明の親切なる處である、みぎのとほりにしるされたのは、學者たるものに、春秋の實事のはじめにもとづき、をはりまでをもとめさせて、その枝葉のこまかなることまでたづねて、そのきはまる處までを、十分にきはめつくさせんとの仕方である、樹木にたとへて云たものである、きはまるところをきはむとは、行當りまでゆきあたると云ことなり、されば左傳はくはしいものじや、○優　優は心のゝび〱とすること寛舒なり、柔もやすらかにゆるい意にて、左氏の博學で、事實をつまびらかにつたへらるゝによりて、後の經を學ぶ者に、心ゆう〱と、やすらかに由來をもとめしめて、たつぷりとあきたらせて、不足のないやうにして、學者を自然に、いつともなく深淵の處へおもむき入らするやうにしてあるとなり、さて經傳を解するには、江海や膏澤の、物をひたしうるほすごとくに、義理をさとり通じて、渙然ととけ散ずること、春の暖氣に氷のとくるごとくにて、怡然と內心よりよろこばしくなりて、多くの理がみなしたがふやうに解したるが、まことに解し得たと云ものじやとなり、

其發凡以言例、皆經國之常制、周公之垂法、史書之舊章、仲尼

ゝにしるしおき玉ふたとなり、○史。　史官のしるし方に、ことは同じくても文なると質なるとがあり、辭に詳なると略なるとがある、これ文なるは、辭もはなやかにてつまびらかに、質なるは眞すぐに云て略なるものなり、これはかならずあらため玉はぬである、○故。　昭公三十一年の傳に、善志なりとほめたは、このゆゑである、○又。　又成公十四年の傳に、聖人の手でなくては、たれもかやうには、えしるすまいと云てあるなり、○蓋。　これはさだめて、孔子の昔の周公の志をよく見ぬいて、そのおもむきにしたがつて、あかし玉ひたるものならん、

左丘明受經於仲尼、以爲經者不刊之書也、故傳或先經以始事、或後經以終義、或依經以辨理、或錯經以合異、隨義而發、其例之所重、舊史遺文、略不盡擧、非聖人所修之要故也、

五段なり、左丘明の傳をつくりて、經をとかるゝすがたを云、左丘明は經の義理を、仲尼よりうけつたへてと云て、こゝには說が多い、面前孔子にまみえたではないとなり、經の本文は一字にふかい意をふくみたれば、刊り加へはならぬ書であるとおもはれて、○故。　經に手がさゝれぬによつて、傳と云ものを別につくりて、先經とは、眞最初にある惠公の元妃のことの類を云なり、ことをまへにはじめてみせ、あるひは經には先にあることを、傳にては後に書て、經のむねを終られ、或依經とは經のとほりを云ひ、これはなに〳〵の理とばかり云て辨せられ、或錯經とは、經にないほかのことをも、傳にあげてしるしおかれたこともあり、これで文のかきやうは異にても意は合を、異を合すと云なり、○隨。　この發するは上へつけてみるべし、義にしたがつて發してみせたなり、○其。　例のをり〳〵あることは、無傳にしておかれた、そのわけは、舊史の古よりかきのこしつたへたる文ゆゑ、傳は略して、こと〴〵くはあげぬ、これは聖人のをさめ玉ひし文の如く、肝要にもなきゆゑであるとなり、

らうとなり、その時の春秋ではあるまいと云こと、

周德既衰、官失其守、上之人不能使春秋昭明、赴告策書、諸所記注、多違舊章、仲尼因魯史策書成文、考其眞僞、而志其典禮、上以遵周公之遺制、下以明將來之法、其教之所存、文之所害、則刊而正之、以示勸戒、其餘則皆即用舊史、史有文質、辭有詳略、不必改也、故傳曰、其善志、又曰、非聖人孰能脩之、蓋周公之志、仲尼從而明之、

これは四段である、こゝには古の典禮は廢缺して、善惡のわかちのないやうになつたゆゑ、聖人のこの經をゝさめ玉ひたと云ことをのぶるなり、周もすゑになりて、德もおとろへ、史官も己がまもるべき職分をうしなつて、上にたつ人も、春秋のしるし方をあきらかにさせらるゝこともならず、○赴　崩薨を赴と云、禍福を告と云、このつげきたるをしるす帳面のしるし方が多くは古來の文章とちがふて來たとなり、昭公三十年の傳に、春秋之稱、微而顯、婉而辨、上之人能使春秋明と出てある、その通りにならぬと云ことなり、○仲　孔子は魯の史記の策書の成文は、下地からあり來りたるまゝの文と云ことなり、かのしるしきたりたる文をかんがへて、その眞と僞りとをかんがへ玉ひて、その典禮をしるし玉ふた、眞なるはその通りにして、僞りなるは正されて、古への典禮の失へぬやうにしるしおかれたである、○上　上代の周公ののこしおかれたる制法にしたがひ、下はこれよりのちの法手本になるために、明し玉ひて、すなはち當時の法となるである、○其　をしへになるべきことも、文言の害があればわるいとて、さやうな處は、刊てたゞし玉ひ、これを以て善をすゝめ、惡をいましめ玉ふたである、その餘の褒貶のなきことは、みな舊史のま

名のことを序したである、

周禮有史官、掌邦國四方之事、達四方之志、諸侯亦各有國史、大事書之於策、小事簡牘而已、孟子曰、楚謂之檮杌、晉謂之乘、而魯謂之春秋、其實一也、

これは第二段である、かの史官と云ものは、王室にも諸侯にもありて、ことをしるすと云ふわけを云である、周禮に史官がありて、邦國四方のことをつかさどりて、大史小史と云がありて、四方よりつげきたることを、よむ官と、しるす官がありて、四方の志に通達しつかさどる、○諸　王ばかりでもなく、諸侯も又おの〳〵その國〳〵に史がありて、ことをしるすである、○大　大いなることは大帳面、小きことは小帳面にしるすとなり、○孟　楚の帳面は檮杌となづけたとなり、檮杌はもと、四凶の一つにて、頑凶無儔匹之名と字書に出て、これは惡事をしるすと云、こらしめに凶人の名を記したと云こと也、孟子の離婁の篇に、春秋のことを説たる處に出たり、惡を記し、いましめをたるゝと云意である、乘は田賦乘馬のことよりおこりたる名と云ことなれども、名の異なるのみにて、事實はみな春秋と一樣である、

韓宣子適魯見易象與魯春秋、曰、周禮盡在魯矣、吾乃今知周公之德與周之所以王、韓子所見、蓋周之舊典禮經也、

これは三段なり、この段には、魯の史記ばかりは他國のとちがふて、史官のしるし方に、褒貶得失をわかつ法の、そなはりたると云ことをかたるである、韓宣子は晉の大夫なり、このことは本傳の昭公二年に出たり、魯へ使者に來て、易と春秋とをみて、手を打て感心して、周の禮はこと〳〵く魯にのこりてある、吾いまはじめて周公の德と、周の王たるわけとを知たと云た、德は周公の聖德を云、王はすなはち文王である、○韓子　蓋はうたがひのことば、大方周の舊典禮經の全きころの古記錄を、史官が出してみせたであ

てより、はじめて經を解いたと云ことを發明して義理がすんだ、歆がかんがへにも、丘明は、したしく仲尼にまみえて、聖人と好惡おなじくして、公羊、穀梁は七十子の丶ちよりつたへたる書と云ことをさとりたとなり、哀帝の時に及で、劉歆を以て五經博士として講論させられた、和帝の元興十一年に、鄭興父子と歆が、はじめて大義に通じて左傳を奏上して、よく世におこなはれた、又章帝のときに賈逵と云者が春秋大義四十條をつくりて、公穀の非をあらはしたとなり、それより兩傳はすたれて、左氏傳がはじめて世に行はる丶やうに成た、

春秋者、魯史記之名也、記事者、以事繫日、以日繫月、以月繫時、以時繫年、所以紀遠近別同異也、故史之所記、必表年以首事、年有四時、故錯擧以爲所記之名也、

魯國の記錄の名目である春秋と云名は、孔子より、ずつとむかしよりあるとみえる、事をつかさどるを司と云ひ、書をつかさどるを史と云ひ、官のことを記すを書と云、その名を春秋と號したである、○記。これより記し方の法を云、なにでも一事を記錄する者は、そのことを以て日にかけるである、幾日に何事ありと云ことである、繫と云は、下より上をつゞり、末を以て本へつらぬるを云、○以日。その日は、月にすべらる丶ものなれば、日を書けば何月と月へかけつらぬるである、○以月。月と云ものは四時の時にすべらる丶ゆゑ、時にかけるである、春何月、秋何月とする類なり、○以時。その四時は年にすべられて居るゆゑ、何年と年にかけてしるすなり、○所。これで年月の遠近を紀し、事々の同異をわかちたものである、春王何月干支何事としるすを云也、○故。まへをうけて、それゆゑ史にしるすには、かならずまづ年をかきあらはして、ことをはじむるである、一年には春夏秋冬の四時あれば也、○故錯。錯擧とは春に夏をまじへ、秋には冬をまじへあげて、上の一時をとりて春秋と名をつけたとなり、以上を一段として春秋の

春秋左氏傳國字辨上

加藤正庵講述

春秋左傳集解序

此序は註者晋の杜預(トヨ)、字は元凱(グンガイ)の自序である、時に此題名の記し方に異同がある なり、○春秋序○左氏傳序○春秋經傳集解序○春秋左氏傳序 など〻記す、また春秋釋例序など〻記せるのがあれども、もちひぬ、た〻春秋左氏傳序をよしとするである、本文を十一段に分てみると云說もある、段を分れば解しやすいである、時に古來の說に、魯の 賢人 左丘明が、仲尼の心にしたがふて傳をつくりて、經を解いたとなり、その後を曾中と云者につたへて、吳起へつたはり、起が子の期へつたへ、それより楚の鐸椒(タクセウ)と 云者へつたへた、この男が抄撮八巻をつくりて虞卿(グケイ)にさづけ、虞卿が又抄撮九巻をつくりて荀卿(ジュンケイ)へゆづりた、荀卿より張蒼と云者にさづけたれど、そのゝち秦火にあふた、漢の代になりて、魯の 共王の、孔子 の 舊宅を こぼちて、壁中より大分書を得られたるを、天漢年中のゝちに、孔安國が獻じたれども、この時分は、巫蠱(フコ)の騒動があつて、そのまゝすておかれて行はれなんだ、殊に左丘明の書かれた文字は、古き文字にて通じかねたゆゑ、漢の文庫へをさめおきたるまゝにて、みやる者もなかつた、武帝の代に、河間(カカン)より左傳を獻じた、そのころには、少々行はれさうにみえたれども、その時分には、公羊傳(クヤウデン)が行はれて、この公羊を信ずる儒者がうつたへて、左傳をしりぞけたゆゑ、又すたれた、成帝の時にいたりて、劉歆(リウキン)と云者が、秘書をさぐることをこのみて、左傳を 見出して、はなはだこのみて、その時分、丞相の尹咸(インカン)と云人も、よく左傳をゝさむる人にて、歆と云合て、傳をかんがへた、又そのころ、翟方(テキハウ)進(シン)と云者も左傳にくはしいと云て、歆も、したがつてまなびたれども、大義のみにて有つた、もと古文字なれば、訓詁をおぼゆるばかりであつたに、歆がをさめ

二十一年(四一九)　二十二年(四二三)　二十三年(四三二)　二十四年(四四五)　二十五年(四六五)
二十六年(四七四)　二十七年(四八〇)　二十八年(四八七)　二十九年(五一九)　三十年(五二二)
三十一年(五二九)　三十二年(五三三)　三十三年(五三七)

文公……五五四

元年(五五四)　二年(五六二)　三年(五七三)　四年(五七七)　五年(五八二)
六年(五八六)　七年(五九七)　八年(六〇九)　九年(六一三)　十年(六一七)
十一年(六二三)　十二年(六二六)　十三年(六三四)　十四年(六四一)　十五年(六四七)
十六年(六五八)　十七年(六六六)　十八年(六七二)

宣公……六八八

元年(六八八)　二年(六九二)　三年(七〇五)　四年(七一三)　五年(七二二)
六年(七二三)　七年(七二五)　八年(七二七)　九年(七三〇)　十年(七三三)
十一年(七三八)

元年(一九九)　二年(二〇一)　三年(二〇二)　四年(二〇三)　五年(二〇六)
六年(二〇七)　七年(二一〇)　八年(二一二)　九年(二一七)　十年(二二一)
十一年(二二七)　十二年(二三一)　十三年(二三四)　十四年(二三四)　十五年(二三九)
十六年(二四〇)　十七年(二四三)　十八年(二四四)　十九年(二四七)　二十年(二五一)
二十一年(二五二)　二十二年(二五四)　二十三年(二六三)　二十四年(二六六)　二十五年(二六九)
二十六年(二七一)　二十七年(二七一)　二十八年(二七四)　二十九年(二八〇)　三十年(二八三)
三十一年(二八五)　三十二年(二八六)

閔公……………………………………………………二九三
元年(二九三)　二年(三〇〇)

僖公……………………………………………………三一七
元年(三一七)　二年(三二一)　三年(三二五)　四年(三二六)　五年(三三五)
六年(三四七)　七年(三五〇)　八年(三五六)　九年(三五九)　十年(三六九)
十一年(三七四)　十二年(三七六)　十三年(三七八)　十四年(三八一)　十五年(三八三)
十六年(四〇三)　十七年(四〇六)　十八年(四〇九)　十九年(四一三)　二十年(四一七)

春秋左氏傳國字辨上目次

集解序……一
後序……一六
隱公……二三
元年(二四)　二年(四七)　三年(五一)　四年(六四)　五年(七三)
六年(八四)　七年(九〇)　八年(九四)　九年(一〇〇)　十年(一〇四)
十一年(一〇八)
桓公……一二三
元年(一二三)　二年(一二六)　三年(一三九)　四年(一四三)　五年(一四四)
六年(一四九)　七年(一六三)　八年(一六三)　九年(一六六)　十年(一六八)
十一年(一七一)　十二年(一七五)　十三年(一七八)　十四年(一八二)　十五年(一八四)
十六年(一八八)　十七年(一九一)　十八年(一九四)
莊公……一九九

旨にたがふなり、つゝしまずんばあるべからず、又曰、六經のうちにて書籍と云は、書經と春秋との二經なり、詩はうたひものなれば、うたひておぼえる、禮樂の二つは、そのことをならふのみ、易は六十四卦の象數をまなぶことなり、六部の書とするは孔子以來のことなり、予春秋左氏傳に多年心をもちふれども、やう／＼千にして一二を解するのみ、わかきころより、この書に通じたる人を得れば、笈を負ひ就てまなび、時々解せしおもむきを、つたなき筆におぼえしるしつれば、いつとなく堆然たる帙をなせり、これを國字辨と云、これ予が力にあらず、如來先生諸先生の靈なり、口耳の學といへども、この國字辨をみる時は、目のあたり古の諸先生にそふて、そのをしへを受るに同じからん、且註疏正義を校合して全く備るのみ、その煩文にして經傳に用なきは畧之云爾、

藤　公達

處置することにて、春秋をまなべる者のよくするところなり、莊子に春秋以道名分といへるは、春秋の要は天子諸侯卿大夫士庶人の名分をたゞし、禮義をあきらかにするにありとなり、いま春秋をまなばんには、左氏傳を熟讀して二百四十二年の事實を觀て今日の事務に引合せて、是非可否を料簡すべし、古來の說を用ひて一字の褒貶など云ことにかゝはりなづみて、強て義理をもとむべからず、公羊穀梁の二傳は古書なれども穿鑿の義多し、宋の胡安國の註は、ことにはなはだし、且議論慘刻にて仁を害することあり、よまざるをよしとす、後世溫公の通鑑、朱氏の綱目も、春秋にならひてつくれる書なり、これをよむも、たゞ事實のみをみて評語をみるべからず、評語をみれば是非の心さかんになりて害を生ずること多し、これ春秋をまなぶ者の用心なり、凡古今春秋をとく者、みな義理をもとむるのはなはだしきに因て、却て正義を失ふことありて、孔子の本

本國の春秋を修して世にのこしたまへる故に、他の春秋はつたはらず、魯の春秋のみ後世につたはれるなり、實に春秋をまなべば國政の善惡成敗、君臣行事の得失、天地の災祥變異、國家の治亂興亡、自國のみならず他國のことまでも、みな歴然としてあきらかにみゆるゆゑ、事變に達し、知識もひろくなり、ものにあたりて疑惑することなし、これ春秋をまなぶの益なり、詩書禮樂は教なり、春秋は實錄にして善惡雜記するゆゑに、上にいへるごときの益あり、君子詩書禮樂をまなびて、身をゝさむるには餘あれども、天下國家のことにのぞみて、春秋の義をしらざれば、大疑を決し大謀をたつるに必おぼつかなきことあり、これによつて六經に春秋を入れて天下をゝさむる道具とするなり、禮の經解に屬辭比事、春秋、教也といへるは、屬辭はことばをつゞるなり、朝聘會盟に辭令を善するを云なり、辭令は今の世の口狀なり、此事はことにのぞんで先例をひいて裁斷

聘は時節一同ならざれども、四時のうちにて春秋を時として朝覲聘問すると云義にて、節二春秋一といふなり、朝聘は自國と他國と往來して、互に賓となり主となることなれば、その禮むづかしく重きこと餘事の比類にあらず、此故を以て、國史を春秋と名づくるなり、漢書の藝文志に春秋のことを記せるに、假二日月一以定二暦數一藉二朝聘一以正二禮樂一といへるもこの義なり、國史には祭祀軍旅は云に及ばず、餘の大事をもしるすなれども、朝聘を以て重しとして春秋とは名づけたるなり、楚の申叔時が太子をゝしふる法をいへる最初に、教二之春秋一、而爲レ之聳（スヽメテ）レ善而抑レ悪焉、以戒二勸其心一といへるは春秋をゝしふるに因て善をすゝめ悪をおさへて太子の心の不善をいましめ善をすゝむるとなり、申叔時が云へる春秋は、その國の春秋なり、これを以てみれば古は諸侯の國におの／＼春秋ありしことなり、今六經の春秋は魯の春秋なり、諸國の春秋あるべけれども、孔子は魯人にて

疏と云ておこなはるゝは明の官府にて開刊ありしなり、春臺先生のいはく、春秋は國家の記錄の名なり、國家のことは朝聘より大きなるはなし、左傳に國之大事在祀與戎とあれば、祭祀と軍旅とを國の大事とすること固よりの義なれども、祭祀は恒例のことなり、軍旅は非常のことなり、祭祀は禮典に定式ありて歳時におこたることなかるべし、軍旅は出るに治兵の禮あり、入るに振旅の禮あり、武備はつねにその制あり、兵賦の多少は國の大小にしたがつて定法あり、軍を出すはつねになきことなれば、國の大事なれども國史の名とすべきにあらず、朝聘は國家の大禮なり、朝は朝覲、いま云ふ參覲なり、諸侯の天子に朝するのみにあらず、諸侯と諸侯とあひ朝するをも朝と云、聘は諸侯より使を天子につかはし、又は諸侯にもつかはすを、みな聘と云、卿をつかはすを大聘と云ひ、大夫をつかはすを小聘といふ、諸侯の朝聘するをば節春秋と云、古のことばなり、朝

と、すかさぬ解を加へられしなり、これによつてよむうちには、いつとなく學文の力になりて、議論がないゆゑ心が凝らずしておもしろいなり、それゆゑ初心では、本文よりは註にすみにくい處がある、春秋と左氏傳は古き名にして、經傳集解の四字が杜預の加へられたる處なり、太史公が史記或は世本を采て傳記をひき、世族譜にて氏をたゞし、天文甲乙のことまでもあつめて解したと云ことにて、集解と號せられたるなり、杜預の意は、先輩各丘明の傳の意をきはむることがならぬ故、公羊穀梁の二傳にてうきたる説を引て、却てとき亂すと云て修められたるなり、此外春秋長曆の釋例の盟會圖のと云書がある、みな杜預の作なり、總じて春秋に手を入れたる者、漢以來には大分のことにて、前漢にて左傳をつたへたるは、張蒼、賈誼、尹咸、劉歆、後漢にては鄭衆、賈逵、服虔、許惠卿の輩、後代にもあまたある、殊には唐の孔穎達が疏に陸德明が釋文がありて、今左傳の註

春秋左氏傳國字辨自序

夫春秋經のわけは序文にくはしく云へるが如し、今の左傳と云て經傳を合せたるのは杜預の作爲にして、上古は經は經、傳は傳と、おの〳〵わかれて別卷になりてありしを合せて集解としたるなり、左傳の註者と云も古今大分あれども、まづは杜預の註をよしとすることとなり、杜預は左傳においては生涯骨をゝられたる人にて、ことに先輩の論にも、この註は文章が簡古にして眞の註と云べきはこれなりと云へり、三國志、世說、左傳の杜預註を、古今三註と云て賞することとなり、後世の註と云は疏と云ものにて註ではないとなり、杜預の解はこれは聖人のなに〳〵の言の旨に合たとおもはるれば、その本文を句の下に加へられて、たとへば傳文に始中終の思案のとゞかぬことを悔たる言の下の註には、君子に三の思ありなど

訂、以授剞劂、命定香叙之、定香逡巡不敢當、翁曰、然、予固知吾子不能文、然予老矣、同學冷落、唯吾子在焉、叙非吾子、予心不樂也、迺敢作叙、叙翁所語如此、翁姓加藤、名公逵、字正庵、尾張人、世業醫、殊精傷寒云、

文化辛未孟冬日尾張大窪定香君馨父撰

春秋左氏傳國字辨序

正庵翁居恒言曰、杜當陽有左傳癖、余亦同之、一日定香叩其玄亭、廼出一帙示之曰、是予所著書也、予昔與平洲細井世馨、日閲群書、遂及此編、有疑義則質之、有謬誤則正之、從而錄之、積而成卷、名曰左傳國字辨、欲以授童蒙、且備遺忘也、初先人法橋于周君無子、知世馨幼不凡、養以爲子、欲爲嗣也、既而予生、於是世馨歸其本宗矣、故予與世馨、曾爲兄弟、其相共校此書、亦猶兄弟、至老始成矣、頃書肆某請刻之以傳于四方也、予不可、或曰、懷其寶而迷其邦、可謂仁乎、吾子以爲如何、定香受而讀之、起而稱之曰、夫左傳者、翼經之書、而諸家所難也、子辨之以國字、莫此爲便焉、亂臣賊子懼、忠臣孝子勸、豈唯童蒙而已哉、王侯讀之、知治國之大體、弟子讀之、辨事親之大要、傳於萬世、遺于不朽、以賜後昆、不亦大盛事哉、子之業、可謂勤矣、自非篤好之者、豈能爲之乎、翁莞爾而咲、於是更加考

「予老矣」と云へるに徵すれば、定香の此序を書ける文化辛未の頃に、正庵が、少くとも五六十歲の老齡に達せしや疑を容れず。然るに今其歿年年壽をも知る能はざるは憾むべしと爲す。記して以て博雅の君子の指教を待つ。

性寡欲にして利を競はず、且つ好んで施與せしに拘らず、終身富を失はざるを見れば、其醫業の榮えしこと知るべし。大窪定香の書ける本書の序文を見るに、正庵の言に「予昔與平洲細井世馨、日閲群書、遂及此編、有疑義則質之、有謬誤則正之、從而錄之、積而成卷」といへり。正庵が本書を著すに、當時の碩學にして、後に上杉鷹山公の賓師となり、大名一世を蓋へる細井平洲と往復討議せしこと知るべし。本書の令名ある、亦、故なきにあらず。又、正庵の言に「初先人法橋于周君無子、知世馨幼不凡、養以爲子、欲爲嗣也、既而予生、於是世馨歸其本宗矣、故予與世馨、曾爲兄弟、其相共校此書、亦猶兄弟、至老始成矣」とあるを見れば、正庵は、平洲より數年の後に生れて曾て義兄弟たりしことあり、平洲と共に此書を校讎して、老ゆるに及びて、始めて其業を終へたるものなり。畢生の心血を注げるものなることを知るべし。定香が正庵を尊びて「翁」と稱し、正庵が

討議し、多年を積みて其業を卒へたる事は、其序文に見ゆるが如し。其解釋の周到的確なる、復、何ぞ疑はんや。

原本には、單に其講述文のみを掲げたれども、尙、頗る浩瀚の書なり。今は之に加ふるに左氏傳の本文と原注とを加へて閱覽の便を圖りたれば、遂に本全書の三册を占むるに至れり。斯る大部册の書が、本全書以外に、容易に發行せられざるべきは、多言を要せざるなり。

【講述者の小傳】　加藤正庵は尾張の人、名は公達、正庵は其字なり。世々醫を業とし、殊に傷寒論に精通したりと傳ふれども、其名は却て、左氏傳國字辨の著者として嘖々たり。正庵の傳は今其詳を知らずと雖も、人名辭典に引ける近世叢語に「性朴率、利情に淡なり。人を治して其名を忘る。歲暮金を囊にして出で、親友の貧しき者を見れば即ち取りて與ふ。而して終身富を失はず」と記したり。其

左氏の外に、公羊傳、穀梁傳、胡傳等の書あれども、其文章紀事、共に左氏に及ばざる事は、既に先輩の定論あれば玆に贅するを要せず。左氏は、春秋を以て、名分を正し、尊王攘夷の大義を明にせんが爲に著せる書となし、公羊氏は、周室を革命し、四海大同の微意を寓せんが爲に著せるものと爲し、其說黑白相反するの觀あれども、此等の義は、姑く專攻家の尋繹硏覈に付して、今別に論ぜざるべし。左氏傳は我國に於ても古く行はれ、往時漢學隆盛の世には左國史漢(左傳、國語、史記、漢書)と稱して、經書に次ぎて必ず讀むべきものと爲したり。又、其文章は孟莊左馬(孟子、莊子、左傳、司馬遷の史記)と唱へ、各其特得の妙を以て古文の精華と推稱せられ、紀事の妙に至りては古今獨步の目あり。されば、其文義を解釋し、文章を批評せる書は甚だ衆けれども、皆漢文なれば、今は加藤正庵の著せる左氏傳國字辨(刊本三十卷)を收めたり。正庵の此書を著すや、當時の大儒細井平洲と共に復往

を有し、後先相濟うて始めて成功を告ぐるものなる事は、古今一貫の通理なれば、當時列國の使臣が、互に尊俎折衝するに際して、應接辭令の婉曲周到を極めたるべきは、何人も疑はざるところなるが、今左氏傳を見れば、其間の消息は、極て巧妙に描寫せられ髣髴として紙上に活躍するの概あり。故外相陸奥伯が、親しく之を抄錄して一本となし、帳中祕書の一とせしを見るも、其價値の如何をトすべきなり。

孟子の春秋を論じて「春秋者天子之事也、孔子曰、知我者其唯春秋乎、罪我者其唯春秋乎」といへるを觀れば、孔子の眞心髓眞骨頭を知らんには、必ず春秋を讀まざるべからざるに關らず、春秋の文は、僅に魯史の舊文に筆削を加へて其大綱を示すに止め、其深意詳義は、之を群弟子に口授せしものなれば、春秋を研究せんには、其學統繼承者の著せる傳文に據らざるべからず。春秋の傳には、

先哲遺著 漢籍國字解全書 第十三卷

解題 附 著者小傳

春秋左氏傳

加藤正庵講述

【本書の解題】 支那東周列國の分立史は、宛も現時世界萬國對峙の一縮圖也。其間の形勢情態を、千古の奇才妙筆を以て、巧に看取描寫して、百世の下に躍然たらしめたるものは、實に左丘明の春秋左氏傳となす。殊に當時列國の軍謀戰術の紀述に至りては、作者の、尤も意を用ひし處にして、史家文章家の模範文たることは、後世、相斫書（戰史）の評あり、賴山陽の日本外史を修むるに方りて「苦心描寫成ス二何事ヲ一、一部東方相斫書」の詩句あるに依るも、這裏消息の一端を知るべし。而して外交談判の巧拙は、軍謀戰術と密着の關係

追補書籍の中、左氏傳、傳習錄、楚辭の三書に對する國字解は、何れも先哲の遺著に繫る必須の典籍なれども、或は卷帙浩瀚にして容易に發行し難きもの、若くは稀世の珍寫本にして容易に購ふべからざるものたり。管墨荀韓の四書に至りては、何れも先哲の研究を缺ける難讀難解の典籍に、警拔明快なる新釋を施せるものたり。之を要するに、續刊中の諸書は、今日の學界、思想界に必須のものたるに拘らず、何れも其發行の容易ならざるものたり。今是等の諸書を一括して之を發表することを得るに至りたるは、當部の大に光榮とする所なり。

明治四十三年十一月

早稲田大學出版部

諸子類には老莊等の二三書を除きては、一の完全なる注釋なく、亦一の國字解なき所以なり。是れ豈、先哲遺著の一大缺陷に非ずや。

現代大家の續修

既刊十二册の選に漏れたる諸子類の中に在りて、管墨荀韓の四典籍は、着想警拔、議論精緻にして、今日の學術眼より之を觀れば、眞價の絕大なるものあるに拘らず、先哲の硏究殆ど全く缺けたるを以て、嚮に專攻諸大家に其國字解を續修せんことを懇囑しおきたるに、宛も此時を以て脫稿を告げたり。故に江湖の渴望に答へんが爲に、先哲遺著の後に、此四典籍を續載する事と爲せるもの、實に本全書の完成を圖る所以に外ならず。

續刊發行の至難

代に顯れたる碩學が、熱烈なる信念に動かされて、學問普及の爲に講述したるものなれば、其熱誠紙上に活躍するの概あり。これ實に先哲遺著の一大長所にして、又、本全書の好評ある所以なり。

然るに熱烈の信念は、往々にして宗教的偏狹に陷り、苟も已に異なる者あれば、之を目するに異端邪說を以てし、啻に自ら其說の可否を精査せざるのみならず、公平なる討究者にすらも、動もすれば迫害を加へて之を妨害せんとするの弊なき能はず。孟子が楊墨排斥を以て其天職と爲し、其說を牽强附會して攻擊到らざる無かりしが如き、實に其好適例たり。故を以て、荀子の如きは、孔子を祖述せる曠世の大儒なれども、其性惡說が、孟子の性善說と容れざるが爲に、遂に異端視せらるゝに至れり。儒教以外の諸子類が、異端邪說として、讀書界より葬り去られたるが如き、固より怪むに足らざるなり。支那に於て然り、日本に於て亦然り。是れ儒教と其學說を異にせる

先哲遺著漢籍國字解全書續刊緒言

根本漢籍の網羅

嚮に本全書の既刊十二册を發表するに方りては、其規模が七千頁の打算なりしが爲に、必須の典籍にして尙且つ其選に漏れたるもの無きにあらず。故を以て、其缺漏を追補して本全書を大成せんことを熱望し來るもの極て多く、當部亦、その必要を認めたるを以て、茲に、左氏傳、傳習錄、楚辭、管子、墨子、荀子、韓非子の七部十三册を追補して全二十五册の完璧となし、以て必須なる根本漢籍を網羅せんことを期したり。

先哲遺著の長所と其缺陷

本全書に收めたる先哲の遺著は、何れも漢學的精神の旺盛なる時

LIBRARY
NOV 23 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

第拾參巻

春秋左氏傳 上

加藤正庵講

PL
2470
H55
1910
v. 1

先哲遺著

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

PL 2470 H55 1910 v.1

Tso-ch'iu, Ming
Shunju Sashi den

East Asia

漢籍國字解全書